

東京農工大學六〇年史

歴代学長



初代 田中 丑雄



第2代 吉田 正男



第3代 井上 吉之



第4代 近藤 頼巳



第5代 福原満洲雄



第6代 諸星静次郎



第7代 喜多 勲



第8代 阪上 信次



第9代 梶井 功



第10代 宮田 清藏



第11代 小畑 秀文

序

東京農工大学は東京農林専門学校と東京繊維専門学校とを統合し、それぞれを農学部および繊維学部とする新制大学として開学した。昭和24年（1949年）のことである。平成21年（2009年）で60年を経過したことになる。この開学60年を記念して編纂したのが本記念史である。この記念史に先立ち、昭和56年（1981年）に「東京農工大学百年の歩み」が、平成11年に「東京農工大学50年史資料」が刊行されている。本学の創基を内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場・蚕業試験掛とする慣行に従えば、前者は創基100年に、後者は創基125年に、そして開学60年は創基135年にあたることになる。

大学となってからの本学は急速に発展をとげてきた。繊維学部を工学部に改称したのが昭和37年（1962年）であり、大学院農学研究科（修士課程）が昭和40年（1965年）に、大学院工学研究科（修士課程）がその翌年にそれぞれ設置されている。その後、学科の新設などの規模的拡大や時代の要請に応える方向への改組が進んだ後、昭和60年（1985年）に連合農学研究科（博士課程）が、平成元年（1989年）に工学研究科（博士前期・後期課程）が整備され、研究大学としての体



制が整備された。また、一般教育部の改組に伴い農学と工学に次ぐ教育・研究の第三の柱として両者の融合分野を育てることを目指した大学院生物システム応用科学研究科が平成7年に設置され、平成16年(2004年)の国立大学の法人化という大変革を経て現在に至っている。法人化になってわずかに7年が経過したにすぎないが、既に大学院技術経営研究科や早稲田大学との共同大学院先進健康科学専攻の新設も達成している。日本の高度成長期は勿論のこと、1980年代末期から始まり現在まで続く日本経済の低迷期にあっても、主として大学院や附属施設の充実に努め、それに基づいて教育・研究・産官学連携活動など質的な高度化を進め、本学は研究センターの大学へと順調に発展してきたといえよう。

この60年史は創期135年の中の新制大学となって以降における発展の足跡を中心にまとめたものである。「東京農工大学50年史資料」の序(当時の梶井功学長による)には、「本来であれば同書(東京農工大学百年史のこと)に匹敵する創基125年大学開学50年史を編むべきところであるが、東京農工大学史の本格的編纂は、きたるべき創基135年大学開学60年史に譲ることとし、…」とあ

る。この方針に基づき、大学になって以降の組織の変遷にかかわる公的資料を編集したものが50年史資料であった。本60年史では50年史資料では取り上げていない項目をも含め、後世への資料としても活用できるよう出来る限りの資料を収集して本学の発展の足跡を網羅し記録として残すことに主眼をおいた。50年史資料の編纂からわずか10年後にこの60年史を刊行する目的はここにある。

本60年史の編纂には澤田孚夫名誉教授、生原喜久雄名誉教授、國眼孝雄名誉教授、高橋幸資教授(以上、史料編纂小委員長)および梶井功元学長を始めとする多くの史料編纂小委員にご努力いただいた。50年史資料の編纂基本方針を受け止めた充実した内容になったものと確信しているが、それには史料編纂小委員会諸氏の努力によるところが大きい。心より感謝申し上げます、本60年史が本学の次への発展のステップとなることを期待して刊行の辞と致します。

平成23年2月8日

東京農工大学長 小畑 秀文

—— 東京農工大学60年史 目次 ——

第一部 前史

国立大学までの歴史

第一期 明治期	2
第二期 大正期	26
第三期 昭和期	36

第二部 本史

第一章 国立大学としての出発

第一節 高専から大学へ	48
1 新制大学の理念	48
2 本学での取り組み	51
3 国立大学としてのスタート	57
第二節 新制大学としての整備	61
1 “緊縮”学科の復活	61
2 一般教育の整備	63
3 大学本部問題	67

第二章 大学としての発展

第一節 学部の充実 — 繊維学部から工学部へ	70
第二節 修士課程大学院の新設	79
第三節 学則制定	87

第三章 大学院博士課程の設置

第一節 「四六答申」と大学院問題	102
第二節 国大協での論議 — 新構想大学院 —	104
第三節 連合大学院運動の拠点	107
第四節 「試行」の挫折	112
第五節 連合農学研究科の承認	115

第四章 大学改革時代

第一節 大学改革答申と学部再編	124
第二節 連合農学研究科の設立と発展	134
第三節 工学研究科	142
第四節 岐阜大学大学院連合獣医学研究科設立の経緯	157
第五節 一般教育部の廃止と独立研究科 (BASE) の創設	165
第六節 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター設置の経緯	176
第七節 国際環境農学専攻設置の経緯	187
第八節 東京農工大学運営諮問会議について	193

第九節	産官学連携・知的財産センターの設立と経緯	203
第十節	国際化、姉妹校協定の経緯	218
第十一節	大学院の重点化「大学院部局化－検討経過」	227
第五章	国立大学法人・東京農工大学 —MORE SENSE—	234
第一節	国立大学法人化問題	234
第二節	国立大学法人の誕生から今後の展開	238
第三節	組織図	249
第四節	法人化後の本学の現状と将来像について	251
第五節	大学教育センター	284
第六節	国際センター	288

別篇

第一章	大学の附属研究施設などの設立と経緯	296
1	図書館の設立と経緯	296
2	東京農工大学科学博物館（旧工学部附属繊維博物館）	301
3	宮中御養蚕所との関わり	305
4	繊維工場	317
5	「機械実習工場」の設立と「ものづくり創造工学センター」への改組	322
6	硬蛋白質利用研究施設	327
7	界面混相工学実験実習施設の設立と経緯	331
8	波丘地農業研究所多摩試験地の設立と経緯	333
9	演習林の沿革	335
10	津久井農場の設立と経緯	338
第二章	学生及び教職員の団体等の設立と活動	342
1	同窓会の設立と経緯	342
2	（財）東京農工大学教育研究振興財団の活動	345
3	教職員組合の歴史	349
4	農工大生協の設立と経緯	356
5	砂川事件の発生と裁判	359
6	農学学生ゼミナール活動と東京農工大学	364
7	学寮の移転問題	375
8	昭和44年（1969年）の本学における「学園紛争」の記録《一部学生による本館等の占拠封鎖に大学はどう対応したか》	381
9	学生の競技会等における顕著な成績	396
第三章	特記事項	400
1	多摩ルネサンスシンポジウム	400
2	国分寺街道拡幅への対応	401
第四章	名誉博士、記録に留めて起きたい教員・卒業生	405
1	名誉博士	405
2	記録に留めておきたい教員・卒業生の業績	407

第一部

前史

国立大学までの歴史

第一期

明治期

1 明治期の学校制度について

幕藩時代の教育機関について簡単に述べ、明治時代の教育機関について述べておく。本学の沿革を理解するためには、どのような形で農業・林業・獣医・蚕糸業にかかる教育機関が展開してきているかを知ることが大切である。

1. 幕藩時代後期

庶民の子どもを対象にした教育施設（寺子屋）が、本格的に増加し全国各地で、武士・僧侶・神官・医師などが運営していた。

農村の寺子屋の1例をあげると、上州原之郷九十九庵をみよう。九十九庵は父船津伝次平（文化7年～安政4年（1810～1857年））と老農として著名な子の船津伝次平（天保3年～明治31年（1832～1898年））の二代が主宰した寺子屋である。父の筆子（生徒のこと）が64人、子の筆子が48人を教える。養蚕地帯であるが、作業が多忙を極める時季は休業するのが通例である。九十九庵のような寺子屋の学習は一貫して書くことを土台に進められる。「いろは・・・」は学習済みとしてテキストとされていない。人の名前を覚えさせる「源平」（名頭ともいう）、周辺村名の「村尽（ムラヅクシ）、日本の66ヶ国名の「国尽」を学ぶのが基礎の初級。かろうじて日常生活に不自由しない程度である。1年の暦の移り変わりを示す「年中行事」、日々の必須のお上のお触れを集めた「五人組条目」が中級で、戸主となってもやってゆける。世間を生きる専門的知識が詰まった「商売往来」「世話千字文」の上級レベルをマスターすれば、養蚕地帯として商業知識の必要な村役人も十分勤まる。この「商売往来」は、読み書きを商品経済にマッチさせた優れたテキストで商取引・貨幣金銀銭の両替につづき、あらゆる商品の名を列挙し、最後は商人たるものの道徳として、正直の重要性で締めくくる。更に日常生活に不可欠な証書類をまとめた「諸証文手形鏡」、

文雅の世界に導く「世話千字文」、「千字文」がある。また、「百姓従来」もある。初級から上級までいろいろ課題があるが、どの段階まで通うかは筆子の選択にまかされたであろう。

一方、巨大都市江戸で読み書きを担ったのは市中に乱立した寺子屋・私塾であった。天保15年(1844年)にだされた木版刷りの私塾・寺子屋番付がある。「優劣ヲ論ゼズ」と大書され、246名の師匠が開業場所とともに掲載されている。

江戸時代の親や社会は、寺子屋に何を期待したのか、読み書き専門の実用の知識さえ教えてもらえれば良いと考えていたのか、師匠達は、それで満足したのか、実は師匠の狙いは読み書きと一体となって子どもに礼儀をしつけることにあったと考えられる。

幕府が、直轄の昌平坂学問所を湯島聖堂に設置したのは松平定信の寛政改策からである。朱子学を幕府公認の学とする施策以降、旗本・御家人を対象に学問吟味・書読吟味を行った。幕吏になるための登竜門であった。

身分制度の壁をこえて学芸を広く着実に民間に開放させたのには、医学と医師が果たした役割が大きかった。人命を守る医術には、有効な治療法の確保の上から、従来の漢方医術から西洋医学への動きを推進する傾向があった。

幕府の医師養成も、将軍の奥医師確保のため公的専門教育機関として、明和2年(1765年)医学館(躰寿館)が創設され、幕府医員の子弟・藩医、町医者が自由に学ぶことが可能となった。

各藩において、城下町に藩士の子弟を教育する藩学が設けられた。水戸の弘道館・岡山藩の花鳥教場、長州藩の明倫館、薩摩藩の造士館などが有名である。

城下町を離れた場所に郷学が建てられ、岡山藩の閑谷学校が目される。これら藩学等は基本的には、藩士の子弟を対象としているが、庶民が入学を許可される学校もあった。

また、民間の教育施設としては、武士・学者・町人によって開かれた私塾があった。

大坂には、町人によって開かれた懐徳堂が、また大坂には緒方洪庵が開いた適塾(適々斎塾)がある。他にも江戸では大槻玄沢の芝蘭堂が、豊後には広瀬淡窓の咸宜園が、長崎にはドイツ人の医師シーボルト(オランダ商館付で来日)の鳴滝塾があった。蘭学系統の私塾が目される。

吉田松陰が、萩で開いた松下村塾も有名である。

2. 明治期の前半

学校制度の制定も急進的であった。文部大輔江藤新平がその任にあたり、取り調べ開始から僅か8ヶ月で施行された。大中小の学区に分割し、大学・中学・小学校を設けることとした。全国に5万3760校の小学校をいっきに設立する構想であった。フランスの学制にならって、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」という画一的な国民皆学制であった。この「学制」の公布は明治9年(1876年)には、2万6584校、目標のほぼ半数が開校したことになっているが、従来の寺子屋からの転用が多かったといわれる。

小学校の授業料は月額50銭、高額の民衆負担に頼ったことになる。財源のない改革の強行は政府へのはげしい反発を招いた。

明治12年(1879年)、画一的な「学制」にかわって、地方の実情にあった運営を認める「教育令」がだされた。小学校は町村立となり、学校の運営に当たる学務委員も公選になった。女子の就学率を促すため、男女別学や裁縫科の設置も認められた。私立学校の開設も届出制となった。これはアメリカを手本に自由と自主性を重んずる教育をめざした田中不二麿文部大輔の構想によるものであった(田中は理事官として岩倉使節団に参加している)。

しかし現実には教育費を削減したり、学校を縮小する町村が多かった。住民の「自由」を認めたから就学率が低下したと県令から非難され、さらに「西洋風」の教育を嫌う天皇や元田永孚らの批判をうけて田中不二麿は更迭された。明治13年(1880年)12月、教育令が改正され、地方官の監督強化、学年に応じた教育課程の編成、近代的な教授法をとり入れた教科書の編集などもはじまった。小学校の従来の下等4年・上等4年の修業年限も、初等3年、中等3年、高等2年となった。

同時に儒教的徳育重視の方針をもとに、「修身」が科目の先頭におかれ、元田永孚(漢学者・維新後は儒教的王首思想をもって明治天皇の傅—天子の教育者—また侍講となり、のちの教育勅語の草案作成にも参加した)編の「幼学綱要」(明治15年(1882年))が天皇の勅諭つきで、小学校に配られた。

ただし、小学校はまだ義務教育でなく、家族や本人が希望したときからはじめた寺子屋の習慣もあって同学年でも生徒の年齢は、まちまちであった。中途退学も多かった。文部省や府県はこうした実態を無視できず、家塾・寺子屋を小学校に認定した。この時期には、まださまざまな年齢や教育レベルの「小学生」が混在していた。

中・高等教育も混沌としていた。「学制」は小学校—中学校—大学という序列を構想したが、中学校の設置は進まず規模も小さかった。明治10年(1877年)当時、大学は東京大学だけで、これは幕府の諸機関(洋書調所・医学所など)の系譜をもつものであった。産業技術関係では、ほかに明治6年(1873年)公布の「学制二篇追加」の専門学校として工部省の工部大学校や東京農林学校・札幌農学校などや私立の慶応義塾や同志社などがあつた。

2.1 工部大学校の教師たち

殖産興業政策の遂行の政府機関として、指導的役割を担ったものは工部省であった。工部省は、山尾庸三が中心になって、政府に工業の振興を建議し、明治3年(1870年)に設立された。

同省は、鉱山、鉄道、電信、土木、造船、製鉄、製作など、その所管は、工業部門および交通部門にわたり、政府自ら種々の事業を経営し、また一般に向っても産業を奨励した。そして1885年末に廃止された。前後15年に及ぶその諸事業は、政府にとって大きな財政的負担を招いたとはいえ、日本の産業発達の上からみて、基礎工事ともいふべき有意義なも

のであった。その基礎工事に当って主たる役割を果たしたものが、多数の「お雇い外国人技師」である。彼等の行動を通じて欧米の近代的産業技術が直接、わが国に移植された。

初代工部卿の伊藤博文は明治4年(1871年)の工部学校建設の建議書において、工業の振興を図るため、目下多数の「お雇い外国人」を招いて創業につとめているのは当然であるが、永続して工業の振興を図るには、将来の日本の産業界を担う多数の人材を育成することを急務と考えていた。そのため伊藤は、工部大輔山根庸三らと図って、明治4年(1871年)8月工学寮を設置し、山根が工学頭となって、人材の養成に乗り出した。

ダイエル工学博士と助教8名とから成るイギリス人お雇い教師の一行が来日したのは、1873年7月である。当時工学は、ようやく単純な技工の域を脱し、学理にもとづいた専門学となってからまだ日が浅かった。ダイエルは、工部大学校都検(教頭)兼土木工学および機械工学教師として明治15年(1882年)まで勤続した。その間工部大学校の創業にさいしてチューリッヒの組織を基礎にその組織を構成した。

工学寮では、大学と小学とに区別し、小学校で準備教育を施し、大学校(官立の専門学校)へ入ってから普通予備教育2ヵ年、専門教育2ヵ年、これに、専門の実地教育2ヵ年、計6ヵ年の教育方法をとった。また学科をわけて、土木、機械、電信、造家、実地化学および鋳造(のち冶金として分離)、鉱山の6科とした。工部大学校は第一回卒業生をだした明治12年(1879年)から明治18年(1885年)(廃止となって文部省に移管し、翌年東京大学工芸学部と合併し、帝国大学工科大学となる)に至る間に、東京大学理学部工学科の卒業生とほぼ同数の206人の卒業技術者を輩出し、明治の工業界の実践的指導者層を形成した。ダイエルが技術面で外国人依存から自立しようとした政府当局者の熱望にこたえて、日本人技術の養成に貢献したことは忘れてはならない。

工部省全体の明治5年(1872年)の「お雇い外国人」は、153人(イギリス104人・フランス33人・その他16人)、明治8年(1874年)228人(アメリカ7人・イギリス185人・フランス13人・ドイツ6人・その他17人)、明治12年(1879年)134人(アメリカ2人・イギリス104人・フランス11人・ドイツ5人・その他12人)、明治18年(1885年)29人(イギリス26人・その他3人)、である。

3. 明治期後半

明治18年(1885年)12月、内閣制度が確立する。初代の文部大臣に森有礼が就任する。森文相が中心となって、学校制度の整備が図られる。

明治19年(1886年)に、帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令が制定される。

尋常小学校(4年)、高等小学校、尋常中学校(のち中学校と改称)、高等中学校(のち高等学校と改称)、帝国大学という体系が整備された。明治32年(1899年)には高等女学校令が公布され、女子中等教育が、公教育体系に正式にくみ入れられた。それまでは、明治24年(1891年)中学校令改正の際、尋常中学校の一種として制度化されている。男子の中学校に比べて、その教育課程はかなり低く、とくに外国語・数学・理科などの授業が少な

く、家事・裁縫に多くの時間が割り当てられた。社会で仕事をもって活躍する女性を育てるのではなく“良妻賢母”を育成するのが目的である。性別役割分担論が、女子教育の拡大と限定を同時に正当化する論拠となっている。そのころ実業学校・専門学校などに関する勅令も公布された。優れたものとして、実業学校として公立・私立の農業学校も明治初期に存在しているが、その多くは、永続していないといわれている。しかし、唯一永続しているものとして、明治24年(1891年)、私立校「徳川育英会農業科」が存在する。

創始者の榎本武揚は旧幕臣であるが、当時文部大臣(明治22年)、外務大臣(明治24年)、農商務大臣(明治27年)であった。

育英会の性格の特徴として、キリスト教の影響がある。農業科草創の頃、農学士の称号をもつ教員のすべては、札幌農学校の出身者であった。しかし後年東京農学校は第二の札幌農学校にはならなかった。こうした変化は、東京農学校の教員が、駒場農学校の卒業生にとってかわったからである。変化の原動力は、横井時敬である。

私立東京農学校では、学生が少なく将来の見通しもたわず、廃校を榎本は決意した。このときに当たって東京農学校の評議員で、農学教育に最も熱心であった横井時敬が廃校になるのを惜しみ、大日本農会附属東京農学校として存続することを提案した。このときから横井時敬は直接東京農学校の経営に責任をもつことになった。明治33年(1900年)頃には明治憲法時代の学校体系がほぼ完成する。

なお、義務教育制度は、明治19年(1886年)の小学校令の公布から、小学校を尋常科4カ年、高等科4カ年に区分され、尋常科を義務年限とした。事情によっては、小学簡易化(3カ年以内)において尋常小学校に代えることもできた。明治23年(1890年)の小学校令の改正は、学齡児童に尋常小学校の課程を終えさせる義務が保護者にあることを一層明確にした。明治33年(1900年)の改正では、就学率が81.5%に達したことを背景にして、3カ年の課程の簡易化の小学校を廃止した。尋常小学校4カ年を前段的に義務教育年限とし、その年限中の授業料は徴収しないことが原則とされた。明治36年(1903年)には、小学校の教科書が文部省の著作に限られるという国定教科書制度が導入された。日露戦争を経て明治40年(1907年)には小学校令が改正され、尋常小学校の課程は6カ年(したがって義務教育年限も6カ年)に延長され、高等小学校の課程は2カ年を原則とし、3カ年に延長することもできるようになった。明治36年(1903年)、専門学校令が公布された。入学資格は、中学校・高等女学校卒業を原則とし、修業年限は3年以上で、さらに予科・研究科・別科を置くことができた。女性を対象として専門学校も存在したが、明治36年(1903年)頃、専門学校は私立を含め47校で生徒数は約2万人といわれている。近代社会の実際的要求によるものが多く、法律・医学・実業・外国語・文学・宗教・音楽・体育関係がある。

広い意味での農業関係の高等教育機関として、明治後半期に設立されたものをあげれば1890年、勅令をもって東京帝国大学に農科大学が設置され、東京農林学校を帝国大学に合併して分科大学としている。札幌農学校は明治28年(1895年)文部省に移管し、明治40年(1907年)東北帝国大学農科大学(のち北海道帝国大学農学部)となっている。明治36年(1903年)専門学校令の公布にともない盛岡高等農林学校(明治35年(1902年)に設

立)が農業専門学校とされた。その後、鹿児島高等農林学校(明治41年(1908年))、千葉県立園芸専門学校(明治42年(1909年))、上田蚕糸専門学校(明治43年(1910年))がある。その他ほぼ同等の機関として、東京帝国大学農科大学実科(明治31年(1898年))、同附属農業教員育成所(明治32年(1899年))、北海道大学附属農林専門部(明治33年(1910年))が存在する。さらに唯一の私立として大日本農会経営の東京高等農学校(明治33年(1910年)に東京農業大学と改称)があった。なお、札幌農学校は、理科・農学以外に心理・経済・天文などの諸分野にわたる近代的教育をおこなった。明治19年(1886年)北海道庁、明治28年(1895年)東北帝国大学農科大学に大正7年(1918年)北海道帝国大学農科大学(のちに農学部)となった。なお、開拓使仮学校の当時、女学校も併設され、オランダから女性教師2名が招へいされているが、明治9年(1876年)5月に女学校が廃止された。廃校に至った理由は不詳である。

2 明治期の農業振興策と駒場農学校

すでに述べたごとく、廃藩置県後、封建的遺制の克服として、明治4年(1871年)には田畑勝手作の公認、翌年には田畑永代売買の解禁などが実施され、また明治6年(1873年)には財政収入の確保と税制の統一を目的とした地租改正が実施された。

農民の土地私有の法認や地方農作物の全国市場・地方市場への直接的アクセスを可能にしたという点で大きな意義を持っている

当初の農業振興策としては農業においても他と同様に欧米先進国の農業に関する技術や知識をわが国に輸入して農業改良を進める方向で出発した。その担当機関として内務省が設定された。内務省初代の内務卿は大久保利通である。岩倉使節団の副使として参加し欧米諸国の実情を視察し、殖産興業の重要性を認識し、明治6年(1873年)に内務省を新設した。ちなみにこのとき、内務省から分かれて、農商務省が設立された。)初期の内務省は国内行政全般を所管している重要官庁であるので、内務卿は、政府内では実力者ということになり、彼の内務卿時代を「大久保政権」と俗称された。

話を元に戻すと、このときの農事改良の手段をあげれば「五穀ヲ始メ果木一切ノ植物及家畜、類等良種を通じ、欧米各国ヨリ購入シ之ヲ各府県ニ配布シ植物を繁殖シ良種ニ変換セシメ動物ヲ藩息シテ漸次純良成ラシメ、器具機械ヲ漸次改良軽便ニシ、尽力ヲ省キ、或イハ牧場ヲ開キ種芸牧畜ヲ盛大…」(大久保利通“明治8年度勸業寮定額見込書”)にすることが重要な課題であった。(ここでお断りするが、北海道については、内務省の所管ではない。太政官のもとで、内務省・工部省・大蔵省などと横並びに開拓使という官庁があり、北海道開拓はここで取り扱っている)

その具体的な内容は①外国産種苗と家畜の導入②西洋農具の輸入によるわが国の農業における種苗牧畜の振興、③そのための官営試験機関の開設と外国人教師の招聘④農業教育体制の整備であり、また⑤製糸や紡績の振興⑥士族授産と開墾による農業分野の殖

産興業への推進であった。

外国からの導入・増殖され府県等に配布された種苗の総計は、明治7年(1874年)から明治18年(1885年)株数にして約53万株にのぼり、また輸入・模造され府県などに貸与・売却された西洋農具は明治8年(1875年)から明治20年(1887年)までに1万2千個に及んでいる。このため官営試験場機関として、駒場と巣鴨の種苗園をはじめ、内藤新宿試験場、三田育種場、播州葡萄園、神戸オリーブ園、下総牧羊場、取香種畜場などが次々に開設された。

外国からの教師招聘は、製糸・紡績・機械関係の技師として、フランス人のブリユナーに続いてドイツ人のグレインフェンが招聘され、また製茶・養蚕の分野で5人の清国人が技術指導を行っているが、これらを含めて農業全体として52人の外国人が招聘されている。

明治5年(1872年)に開設された内藤新宿試験場の事業は、①内外穀菜果樹の試作、増殖、配布、②各種農産製造加工および分析試験、③農具の製作(模造)及び展示、④農業博物館、農業修学場、農事講習、⑤牧畜⑥養蚕及び製糸であり、このために動物、植物、農具、養蚕、製糸、製茶の6掛が置かれていた(内藤新宿試験場は明治12年(1879年)に廃止された)。

明治7年(1874年)4月農学修学場の設立が決められ、明治9年(1876年)5月には農事修学場入学規則が設けられた。同年9月に農学科生徒20名、獣医学科29名、予科27名、試業科29名の入学を許可し、10月には5人のイギリス人教師を迎え、翌明治10年(1877年)2月から授業が開始された。同年10月に農学校と改称され、同年2月には駒場に移転し、翌明治11年(1878年)1月に駒場農学校として、明治天皇臨幸のもとに開校式が行われた。

農事修学場は、明治10年(1877年)の学科の内容は次のとおりである。●予科：算術、文典、綴文及読法、英国史、地理学、幾何学、代数学、習字、●農学：誘導篇、土壌の元始及天質(分科は略)、収納論、諸肥料用法(分科は略)、牧畜(分科は略)、農業(分科は略)●獣医学：解剖、厚生科、組織科、家畜内外科、臨時講義、家畜内外科実践薬物科、薬功科、同上実践家畜産科、生馬論及理馬総論、蹄鞋論実践、●化学：無機化学(分科は略)、有機化学(分科は略)、農芸化学(分科は略)

試業科については、学科目は不祥であるが生徒は5反歩以上の土地所有者及びその子弟であることが想定されている。募集は予科・試業科を1府県から1名所定の基準により勸業寮に申出させている。

教師は農学教師：カスタンズ、獣医教師：マックブライト、化学教師：キンチ、予備教師：コックス、試業科教師：ベクビーいずれも英国人、農業師：船津伝次平である。

試業科生徒の教育用の園圃とするため、明治10年(1877年)7月から10月に至る間ベクビーは生徒を率い開墾に従事し、英国農具の運用、馬耕の術等を演習せしめ5万3千坪の荒廃地を開墾しこれに五穀蔬菜牧草の類を栽培し、各種の肥料を施用し地質変化土壌沃饒ならしめるに従事した。船津には英国式農法の泰西農場と、在来の農法による本邦農場との得失を比較し、その成果をもとに試業科生徒の教育に当たさせた。この試業科は1回

の入学で廃止となった。

開校時の生徒の定員は、農事修学場のときより増加し、農学科45名、獣医学科58名、農芸化学科20名、予科27名、試業科50名、合計200名である。

なお、試業科の目的は、農学校規則第7条によれば、「試業科ナルモノハ農技秀特者ヲ造成センカ為ニ従前農業ニ従事セシ者ヲシテ直ニ実地ニ就キ専ラ耕芸ノ手術ヲ習熟セシムルノ学科タリ。故ニ簡便ヲ主トシ国語ヲ以テ之ヲ教授ス」とある。

駒場農学校の初期のイギリス人教師の教育の内容は、日本の実態について考慮しないイギリス直輸入の農学教育であった。

駒場農学校の初期の卒業生たちは、外国人教師から学んだ輸入農学を小農が支配的なわが国農業の現実に適応させて、さらに再構築するという大きな課題を担うことになった。

イギリス人教師は契約満期とともに、漸次ドイツ人教師に切り替えられていった。

ドイツ人教師は、当時ドイツで目覚ましい業績をあげていたリービッヒの研究方法を取り入れたO.ケネルや、日本全国の土性調査を実施して多くの研究業績を残した。M.フェスカなどを中心とするドイツ人教師は、土壌・肥料及び植物栄養の面で、日本農学形成に大きな影響を残したといわれている。

1. 駒場農学校

既述のごとく、明治7年（1874年）3月に内務省勸業寮内藤新宿試験場に農業係がおかれ「事務ノ傍農学生教育ス」ることになり、同年4月に農事修学場を置き、獣医、農学、農芸化学、農学予科、農学試業科の教師を海外より招聘することが決まり、修学場の運営に必要な諸規則が作成された。外国人の教師として、英国から5人を招へいした。農学教師ジョン・デー・カスターズ、獣医学教師ジョン・アダムス・マックブライト、農学予科ウキリエム・ダグラス・コックス、農芸化学科教師エドフルド・キンチ、農学試業科ジェイムズ・ベグミーが御用期限3箇年の契約で招へいされた。

明治10年（1877年）1月、内藤新宿に設けられてあった農業博物館を仮教場として、2月から授業を開始した。学科目は次の如くである。

予科：算術、文典、綴文及び読法、英国史、地理学、幾何学、代数学、習字

農学：誘導篇、土壌の元始及び点質（分科省略）収納論、諸肥料用法、（分科省略）牧畜（分科省略）、農業（分科省略）

獣医学：解剖、原生科、組織科、家畜内外科、臨時講義、家畜内外科実践薬物科

薬功科：同上（同右）実践家畜産科、生馬論及理馬総論、蹄鞋論実践

化学：無機化学（分科省略）、有機化学（分科省略）、農芸化学（分科省略）

授業に当たっては、獣医通訳1名、農学通訳1名、化学通訳2名を雇い入れて助教とした。

試業科生徒教授の園圃とするため、明治10年(1877年)から10月に至る間、試業科教師ベグミーは生徒を率い開墾に従事し、英国農具の運用、馬耕の術等を演習せしめ、5万3千坪の荒廢地を開墾し、五穀蔬菜牧草の類を播種し各種肥料を施用し、地質変化土壤沃饒ならしめることに従事した。東京高農の前身たる試業科の生徒は、駒場農学校創設に当たり、開墾作業に従いこれを完行した。

なお、各科の修業年数は、予科2年、専門科(農学、獣医学、化学)3年、試業科3年である。試業科は「農技秀特者ヲ造成センガ為ニ従前農業ニ従事セシ者ヲシテ直チニ実地ニ就キ専ラ耕芸ノ手術ヲ習熟セシムルノ学科タリ、故ニ簡便ヲ主トシ国語ヲテ以テ之ヲ教授ス」ることになっている。

農場は「固有の農法(日本在来の農法)と西洋の農法とに分ち2部とし、固有法は船津伝次平を教師となし、試験地6町2反余穀菜各種の栽培法をなし、西洋試験地は約12万9百坪余りの地にて混同農業の法により試業科生徒(即、農事見習生)をして、馬耕法、農具器械の運用、耕耘栽培の方術を請究」せしめた。

(明治11年(1878年)10月試業科は廃止され、その生徒は農事見習生として本校に属した。明治13年(1880年)2月農事見習生30名に混同農事修成証書が授与されている。)

なお獣医学科については明治15年(1882年)に獣医分科として駒場農学校に属せしめたものがある。これについてその系譜を述べておこう。下総種畜場の牧羊場において全国から募集した牧羊生徒が明治12年(1879年)4月卒業し帰県した後、新たに学制を設けて変則獣医学生徒を募集することになった。明治16年(1883年)10月に下総獣医分科を東京に移すことが決まり、明治17(1884年)年2月に獣医別科と改称し、従来2ヵ年の修業年限を3ヵ年に改めた。明治19年(1886年)、東京農林学校設立に際し、速成科(獣医学)と改称された。

2. 東京農林学校

明治14年(1881年)に始まるいわゆる松方デフレによる不況が進行し、明治18年(1885年)には、その極に達した。農商省として必要経費の抑制のため、駒場農学校と東京山林学校を廃止し新たに東京農林学校を設立した。

農学部・林学部・獣医学部(学部といっても科と同程度の意味)で、明治20年(1887年)速成科は簡易科と改称。明治22年(1889年)簡易科は別科と改称。

明治23年(1890年)には別科を乙科と改称した。

農商務省所管の東京農林学校を帝国大学に合併して、ひとつの分科大学とする議が文部省内におき、専門学務局長浜尾新が主張し、自ら農商務省と折衝し、同省の内諾を得た。そこで明治23年(1890年)6月に帝国大学農科大学となった。農科大学は、農学科、林学科、獣医学科の3科をおいた。農科大学に於いては、他の分科大学と事情を異にし、実業者を育成するため、農学科、林学科、獣医学科にそれぞれ乙科を設置し、明治23年(1890

年) 11月にその規則を定めた。乙科の修業年限は3ヵ年とし、年齢20歳以上の者で、入学試験に合格した者を入学せしめることとした。但し農学科の乙科では田畑5町歩以上所有するもの、もしくはその子弟に限ることとした。乙科の入学試験の科目は、①漢文購読、②漢字文の作文、③国語書取、④日本地図、⑤算術である。

明治28年(1895年)には、各学科の乙科では、入学志願者は、年齢満17歳以上のものとした。但し、農学科の乙科では田畑5町歩以上を所有する者、もしくはその子弟に限るとしたが、特例として、規定の田畑を所有せざるものでも、府県郡市町村等の給費、貸費を受ける者で、卒業後当該府県等に指示された職務に従事する旨の契約を行い、当該府県知事郡市町村長の証明を得て入学試験の受験を希望するものについては、之を許可することが出来ることとしている。3学科の乙科の入学試験科目は従来の①漢文購読、②作文(漢字交じり文)、③国語書き取り、④日本地理、⑤算術、⑥林学科の乙科志望のみに代数学(一次方程式まで)が課せられた。

明治30年(1897年)に農学乙科に於いて改革運動がおきた。農学乙科の課程が課業の大部分が実習に過す状態が続いてきたため、これに不満を持つものが増加してきたということ、ならびに卒業生も社会に出て奉職してから、学習が不足と感ずる者も出てきたことに由来する。農学乙科の意見の主たるものは、教育方針の改善、乙科という名称の変更、教授科目の程度および学科の改善、向上、研究科の設置、農業実習方法の改善等であったが、実現できた改善は僅少部分にとどまった。すなわち明治31年(1898年)5月、乙科を廃止して実科をおいた。農学実科にあっては、新たに気象学・地質学を加え、第3学期においても学科を課することとし、学科時間を増加した。また農学実科の入学は、従来、原則として、田畑所有者(その子弟)であれば良いことになった。

なお、農学実科の学科点数は、科目、平均点と実習点との和を2除したものであったものを改めて、学科平均点数に2を乗じ、之に実習の平均点を加えて3除することにした。また、農学実科、林学実科、獣医学実科の入学資格を、年齢17歳以上で、中学卒業程度と定めた(入学資格は、明治45年(1912年)に至り、範囲を広めて甲種程度の農学校卒業生も試験を受けることが出来ることにした)。

2.1 東京帝国大学農学部獣医学科実科のはじまり

駒場農学校の開校に先立って、明治8年(1875年)11月は、下総取香に設けた取香種畜場と同年9月に設けた下総牧羊場とを合併し、明治13年(1880年)これを下総種畜場と改称した。総反別4,431町歩余で、後に宮内庁下総牧場となる。さきに、牧羊場で修業した牧羊生徒が、明治12年(1879年)4月卒業した後、新たに学制設けて、変則獣医学生徒を募集することになった。

明治15年(1882年)1月この変則獣医について駒場農学校に属させて獣医分科と改称し4名の者を分科教員に任命した。11月変則獣医を募集し、下総獣医分科に入学を許可し、12月同校生徒11名が第1回卒業生として證書(2ヵ年修業)を授与され、翌16年7月第2回同卒業生13名に證書を授与した。

明治16年(1883年)10月には、下総獣医分科を東京に移すことを決定し、三田四国町の三田育種場から千余坪の地を割別した。

明治17年(1884年)2月に至って獣医別科と改称した。

(補記) 大久保利通

大久保利通は、学校の日本史の教科書にそれぞれ、明治元勳として記載されているので、あえて説明する必要もないのであるが、ここで農業振興施策、林業(森林)施策、獣医養成対策、養蚕・製糸関係の振興について、大久保利通のかかわり合いについて述べておきたい。

内務卿として、これらについては最高責任者として具体的に関心を払い、それぞれの実務担当者を通じて、高い識見を養ってきた。農業について内藤新宿試験場などの機関を通じて、欧米の農法(農機具、栽培植物の分類等)の伝習、在来農法の篤農家の集談会、共進会などを通じての農法の紹介、意見交換、改良、あるいは、単なる伝習から、一歩進んで農学校の設立、林業・森林についても国有林などの管理、森林の保全など森林法の関心、養蚕でいえば内藤新宿試験場における、養蚕ほか各種の桑樹育成試験とその伝習、製糸については、内山下町の博覧会事務局構内に、製糸試験場の開設と伝習が内務省の勸業室の所管で行われている。この製糸関係にも内務卿として何等かは係っていると思われる。製糸試験は、内藤新宿試験場に移転するがこれは大久保内務卿の没後である。

獣医関係は、形として牛馬の牧畜、緬羊の牧畜が図られるが、府県では放牧地の確保などの点から、私的企業として大規模なものは望み難く、反面、陸軍の軍馬としての数的確保、在来の日本の馬の能力の点から外来種による馬の改良が重視される。食肉衛生の重要性などの点から、農学教育機関での獣医科が必要となった。



大久保利通石碑

また、大久保内務卿は、駒場農学校について、賞典録(明治維新にかかわる功績について特に下賜されたもの)の2ヶ年分(金5,423円96銭8厘)を勤農局に納付し奨学の資に供した。同局は「之を農学校備蓄金として銀行に預け、取得する利子を以て、生徒大試験の時、優等者に褒賞となす」ある。また、明治19年(1886年)東京農林学校となるや、その校則・第64条に「卒業もしくは、学年試験の成績優等にして、品行方正なる者には教官会議の議決を経て褒賞を附与す。但し、農学部(ここでは、農学部といっても農学科のこと)学生・生徒」に附与すべき褒賞に限り大久保内務卿の寄付に係る金額の利子を以て其の褒賞の一部に充つ

るものとする」と成っている。その後この基金は、東京帝国大学農科大学（のち、農学部）の奨学基金に編入された（農学実科の生徒が対象に入っているかどうか不詳）。

大正の中頃から、農学関係の先輩・学生が大久保利通の遺徳を慕い、命日に墓参する者が増えてきた。東京高農が昭和11年（1936年）校旗を制定した際、伝家の檜1筋の寄贈を受旗桿として使うこととなった。なお、顕彰碑として、昭和16年（1941年）6月、東京高等農林に建立された。現在そのまま農学部構内に存在している。

3 林野行政の展開と東京山林学校

林野行政については、維新当初はほとんど新しい施策の対象としては取り上げられなかった。民部官→民部省→大蔵省（勸業寮）→勸農寮→租税寮と林野行政の担当機関は変遷した。ただ、わずかに最初の施策として、開墾が奨励された時期は、林野の管理は、主に民部省の手で行われていたが、政府の国庫収入増加策として林野払下を積極化した時期になると主管事務は民部省から大蔵省に移った。

しかし林野払下施策が、乱伐を招き、治山上問題が生じたりして、払下が停止されてから、林野に関する関心が一時的な財政収入増加のみでなく恒久的な経済対策の基本として、また、地租改正の前提として林野の官民有区分が推進されたが、その時期には林野管理は大蔵省から新設の内務省に移った。そしてこの頃から政府当局者の内部にも漸く山林の利用を重視する機運が生じてきた。もとより当時は地租改正の重要な前提として林野の官民有区分の実施こそが急を要する目標であったので、当初は内務省当局としても自ずからそれに努力したことであるが、明治8年（1875年）3月地租改正事務局（その後明治16年（1883年）6月廃止）を独立させ、改正に関する一切の事務をそれに任せた。その後は内務省としては自ら官林の整備と保護管理のための施策を整えながら次第に植伐事業に乗り出す準備態勢を固めていった。

内務省時代は、明治6年（1873年）11月に設置された1等寮（勸業・警保）、2等寮（戸籍・駅通・土木・地理）、1等司（測量）、2課（記録・庶務）の6寮1司2課で分掌し、林野に関する事務は地理寮が主管した。その後幾度かの変遷を経て、明治9年（1876年）1月に地理寮内は地籍・景地・山林・会計・諸務・文書の6課となった。

当時の植伐事業は、まだ小規模なものが多く、例えば静岡県天城山で行われた軍艦建造用材の伐採のような特殊な伐出事業（直営の伐採・拋出事業で素材生産事業のこと）、伐採跡地に対する植栽程度のもので林業経営と呼ぶに値するものではなかった。

こうした事業を契機として、従来は殆ど立木処分（立木で購入した業者が素材生産を行う）のままで払下げられているうちに、漸く官行伐出（官林の直営の素材生産事業）の有利なことが認められ始めたといえよう。明治9年（1876年）3月に開始された木曾山をはじめ、青森・秋田・静岡門桁山等における官行伐出事業が行われるようになった。

明治11年(1878年)6月、新しく官行作業課が増置された。翌明治12年(1879年)5月従来地理局に属していた林野事務機関を、地理局から分離させ、山林局という独立の局として、事業の拡張に備えた。山林局の分課は当時、本課・官林・文書・官林作業の4課を、本課(林政・試験場の2掛)官林課(本掛・林区掛)、文書課(図書・報告・受付・謄写の4掛および局長付書記)、計算課(経費・用度・税外収入掛)官林作業課の5課に改めた。同年6月に官林作業課を廃し、同課中の諸掛を独立させて新しく植樹・伐木・運材・運船・出納の5課とし、当初の5課体制を9課体制に拡充した。

明治初期において、鉄道事業の発展による枕木需要の増大、軍艦建造用の甲板用材等の需要増大、土木事業・建築事業の発展などによる木材需要の増大に対応するため、一般民有林を含めての森林経営の充実、官林による経済合理性の進展などが関心をもたれるようになった。さらに、乱伐から生ずる林相破壊による被害の抑制等、国土保全にかかる施策も重視されるようになりつつあった。

明治14年(1881年)4月農商務省が産業行政を一括掌握する独立の機関として設置された。この時、山林局も内務省より分離して農商務省の所属となった。山林局の構成は、林制・学務・官林・統計・庶務の5課となっている。

林制課は、当時懸案になっていた森林法案の調整をはじめその他の法例ならびに、官民有区分関係を取り扱い(地租改正事務局は明治14年(1881年)6月に廃止)、学務課は、山林学校・西ヶ原試験場(樹木)をはじめ樹木培養および木材効用試験・書籍・材鑑・山林用具および植物帯の調査を、官林課は、一般官林の運営・管理・林産物の処分を、統計課は山林統計・木材運搬・貯木所・木材相場調査および木材の保留・販売を担当した。その後、明治15年(1882年)山林学校を西ヶ原に設置することに伴い、学務課を廃止してその事務を山林学校に移したが、そのうち植物帯を調査し植樹の適否を考査する事務は官林課に移した。統計課は常計課と改称した。明治17年(1884年)5月英国のエディンバラで開催された万国森林博覧会に参加した武井守正一行が帰途西欧諸国における森林の実況を巡視し、翌明治18年(1885年)6月に帰国したのを契機として、積極的に林業を推進して官林の森林経済の自立を図ろうとする機運を醸成した。

明治19年(1886年)には大小林区署官制が制定され、施業案の作成が着手され始めた。その際山林局の分課は再度に亘って改められた。同年2月には3課になった。すなわち第1課は、森林の経済に関すること、官民有区分に関すること(従って境界調査、測量なども)、森林制度・山林会・山林学校に関することをつかさどり、第2課は、森林伐出・植栽・官林・官有山林原林に関すること、民有林の監督を行い、第3課は統計・貯材・森林収支関係の計算を行うことになった。その後明治23年(1890年)に若干改正され、第1課は森林施設方、林野区域・境界の調査、官有林野の処分・保護・蕃殖・林野台帳調整、第2課は、民有林保護、保存林関係、林野の報告・統計、第3課は、官有林野の土木・収支関係を扱うことになった。明治30年(1897年)以降に開始される国有林野経営に備えた中央行政機関の整備統一は、明治19年(1886年)にはほぼ原型に整えられたといえよう。一部の官林と官有山林原野は、明治30年末にはすべて農商務省の手に移った。明治30年(1897年)に

官林・官有山林原野は、国有林野と改称された。また、これより先、明治22～23年（1889年～1890年）皇室用財産として御料林が官林・官有山林原野から移管された。

1. 国有林野事業の展開

木材需要の増大をバックに、国有林野事業が、官林・官有山林原野より一層進展する。国の直営事業として管理・経営すなわち生産方式の計画化、合理化が推進される。林業技術者の雇用が創出される。林業技術者の育成が官立学校という組織を必要とした。

明治32年（1899年）、国有林野法・森林資金特別会計法が制定され、明治32年（1899年）度より経営事業の他に国有林野特別経営事業が開始された。この事業の内容は、直営に不適当な林野を売り払い、その収入を資金として、明治32年（1899年）以降47年度にいたる16ヵ年の間に次の5種の事業を中心として経営基盤を完成しようとするものであった。①当時、国有林野面積792万328町歩のうち、不要存置林野に認定された74万1,576町歩（森林面積20万2,623町歩）を明治41年（1908年）度までの10年間に処分する計画である。②境界の査定及び面積の実測である。必要な在置林野と認定された717万8,752町歩のうち138万6千町歩は、明治23年（1890年）度から実測が進められているので、残余579万余町歩に対し測量を行う。この測量は三角測量および周囲測量の2種類である。③施業案の編成であるが、これは特に施業の着手に急を要する211万2千町歩に対して行うものである。

急を要するものに限ったのは予算の関係からである。④造林であるが、これは無立木地の14万5千町歩の植栽（人工植栽・天然生育・砂防植栽）をはじめ、苗圃の設置、林道開設・河川疎通など搬出路の開通、防火線の築設などの5つの事業を実施する。⑤森林買上であるが、これは国土保安上に緊要な保安林5万町歩及び施業林地整理のため必要な国有林内介在地など9万町歩を買い上げるものである。

要するにこの特別経営事業は、不要存置農林野の払下収入に自ずから財源を求めつつ、国有林野の合理的保続的基盤を築こうとしたものである。この計画の立案者である林務課長の村田重治の言葉によると「若しそれ特別経営の事業を完成し、合理作業の国有林を組成するを得ば、即ち、有事非常の場合直接には軍資、間接には軍資の担保となるべく、常時においても国の信用を厚うし、外資を低利にて吸収する等によって国家財政を助くる力の偉大なること推想の外である。」としている。

この特別経営事業の実施状況については日露戦争の影響や天然災害などがあり、必ずしも計画通りには進行しなかった。しかし造林事業の一部に含まれていた森林土木事業（林道等）は生産合理化などの必要上から進展を見た。特に軌道は明治39年以降急速に伸び、大正10年（1921年）までに338里、森林鉄道は同期間に35里敷設された。（津軽森林鉄道・魚梁瀬森林鉄道）

特別経営事業に含まれていないが特別経営の事業機関に林業試験事業を漸次本格化していった。山林学校の項で後述するが、試験場としては見るべきものはなかった。明治30

年(1897年)3月、山林局は各大林区署に対して、各地方に最も適切な造林に関する調査研究を命じた。試験事業と一般事務と併行することが困難な大林区署が存在するため、翌31年気候を異にする8署を選び、造林試験試行地として指定した。指定を受けた大林区署では林業課内に造成試験係をおき管内に造林試験場を設けて山林局より指定を受けた試験事項の試験を開始した。明治36年(1903年)には林業試験規定が制定された。

なお、中央でも目黒試験苗圃を設け、従来西ヶ原で行ってきた試験事業及びその樹木を継承することとなった。この試験苗圃は山林局林業課の主管となり、試験事業は、中央・地方とも同一機関の手で遂行されることとなった。中央の試験苗圃は明治38年(1905年)、山林局林業試験場となり、林業課から分離され、一課としての取り扱いを受けた。造林試験も多岐にわたって行われるようになった。また中央においては曲木工芸の試験及び各種炭窯の比較試験をはじめ、工芸上、科学上様々の試験研究が開始された。官行伐出・直営の製材事業の発展と併行して試験事業も急速に活況を呈してきた。

試験事業の充実とともに、他方民有林経営の発達するにつれて、国有林独自の機関であるとするよりも、一般林業界の指導機関とすべきであるという要求が強まり、特別経営事業の終了とともに大正14年(1925年)4月より本省を直轄の外局として独立した(従来の山林局林業試験場は単に林業試験場と呼称される)。

次に官営製材事業について見てみよう。明治39年(1906年)1月、本邦最初の官営製材工場である青森製材所がその作業を開始した。同年中に3ヶ所、翌年には5ヶ所で開設された。明治42年(1909年)には全国14ヶ所の製材工場が運転を開始した。しかしこの製材事業は、当時かなりの反対があった。イギリス式自由主義経済観の影響で官業に対する非難が深かった。議会に対し民間から官営の製材事業の廃止の請願が行われ、廃止の方向の処置がとられた。大正3年以降、数年のうちに漸次廃止することになった。

次に御料林について述べよう。明治22～23年(1889年～1890年)に多くの御料林が官林・官有山林原野から編入され、協会査定・地積測量などの事業もかなり進捗し、明治40年ごろまでに大体完了する見込みが立つに至った。その上明治30年(1897年)には森林法が議会を通過し、一般的に森林管理・保護についての見通しも立つようになった。御料林も秩序ある植伐事業を可能とする段階に達していた。かくて国有林野における特別経営事業の開始と期を一にして、御料林も林業の直営方針を確立し、実行した。御料林においても国有林野と同様に、不要存置御料を3回の時期に分けて処分し、その収入をもって、森林鉄道・林道等、歳入に先行する支出に充当した。(不要な存置御料地として実際に昭和11年(1936年)までに処分されたものが19万7千町歩となっている。この頃、御料林の総面積は、北海道90万町、府県50万町、計140万町である)。

御料林の運営管理は、宮内省帝室林野管理局のち帝室林野局)で行われ、皇室財政に寄与するところが大きであった。その経営合理化・搬出作業の能率化が図られ、たとえば森林鉄道が、最優良林地帯として早くから直営伐採の進められていた木曾谷を中心に敷設された。

一般の林政としては森林法が明治30年(1897年)に公布された国有林・御料林・公有林・

私有林などを対象としている。実はそれ以前にも明治15年(1882年)にフランスの森林法を範とした森林法草案ができたが、公布にはならなかった。明治30年(1897年)に始めて森林法が制定される。ドイツ・オーストリー各国の森林法を参考とし、営林の監督、保安林、森林警察、罰則その他よりなっていた。監督的な規定が主であった。明治40年(1907年)に改正森林法が公布され、「土地の使用及び収用(伐採木の搬出に便宜を与えるため)と森林組合が追加される。警察的な行政から保育行政への一步前進が見られる。

林業普及指導については、明治15年(1882年)に創立された大日本山林会に林業思想の普及、林業知識の向上などに多くの足跡を残してきたが、県としては明治29年(1896年)に静岡県が独自に林業巡回教師を設置したのが最初であり、明治31年(1898年)には巡回教師が全国に置かれるようになり、民間の名望家などがその任にあたって、椎茸栽培、製炭、竹細工などの技術を指導したという。

明治40年(1907年)頃には、県庁などに林業技術吏員が配置されて講習会、実地指導の共進会、品評会の審査を行っている。ついでに大正期にふれるが大正8年(1919年)には大日本山林会及び府県山林会の行う林業に関する講習、講和、または実地指導、林産物の品評会、共進会の開催などに要する費用に対して国が補助金を交付することになった。

林業の高等教育の関連についていえば国有林野・御料材の管理運営などについての林業理等の技師・技手の増大に対応することと、一般行政とくに保安林行政にかかわって府県の行政担当の吏員の設置、県有林等の管理運営のための技師・技手が必要となり、一層の林業教育機関の拡充が必要となってきている。なお明治43年(1910年)の関東地方の大水害を契機に、第一期治水事業と称せられるものが昭和10年(1935年)まで継続されたが、主な事業は民有林の荒廢地復旧補助で土砂流出崩壊の危険のある箇所地盤保護のために植樹または土木工事について補助金による施行であった。

2. 東京山林学校

松野礪が、ドイツのエーベルワルド高等森林専門学校に文部省留学生として明治5年(1872年)10月入学し、明治8年(1875年)8月帰国し、同月内務省地理寮山林課雇となった。松野は、森林に関する学理と森林の管理の技術の発展のため、山林学校設立の必要性を考えていた。しかしながら、直ぐには認められず、とりあえず樹木試験場が、東京府北豊島郡西ヶ原に、民地3町1反歩余りを買上げられ設置された。

明治12年(1879年)内務省内に山林局が設けられ、その一分科として試験場掛がおかれた。その事務条項は次のとおりである。

1. 山林学術上の方法得失を考究すること
2. 木実苗木を栽培し及び樹木の適否効用を試験報告すること。
3. 材鑑及諸器械を蒐集し、山林学の考証に供すること。
4. 西ヶ原試験場掌管のこと

5. 日本樹木誌編集のこと
 6. 山林叢書編集のこと
 7. 雑報編纂のこと
- であった。

明治14年(1881年)4月に農商務省が新設されたとき、同省山林局に学務課を置き、山林学校設立が決まり、翌明治15年(1882年)金6千円を交付して学校創立費となし樹木試験場の従来の陳列場を修築して教場とし、化学教室木材置場及び生徒宿舎を新築した。山林局の学務課を廃して、その主管事務を同校で取り扱わせ、樹木試験場の名を廃して同校に付属させた。

初代の校長は松野礪である。設立当初の修学年限は満3年であった。入学資格は普通中学を卒業せし者又は之に應ずる学力を有する者などである。

翌明治16年(1883年)2月事務取扱条項を改正して“山林の諸学術を講究及び生徒を教育する”ことが加えられ、中村彌六が教授に兼任され林業専門諸科を担当した。明治17年(1884年)5月校則が改正され修学年限を延長して5ヶ年とした。

明治19年(1886年)4月駒場農学校と共に農商務省の直轄に移された。同年5月に、修学年限2ヶ年の速成科を置くことになった。速成科の目的は「林業に従事すべき官吏を養成するために速に森林学術を修得せしむる」となっている。東京山林学校は設立以来1回も卒業生を出さずに終わった。

4 蚕糸業の展開

幕末開港によって、国際市場において注目された。ヨーロッパにおける“蚕の微粒子病”の流行を背景としてアジアで生産する生糸および蚕種(これが、カイコとなり、繭を生産する)の需要を高める。もともと養蚕はアジアの中央部であろうといわれている。日本には、朝鮮半島を経由して伝来したものと考えられている。

江戸時代になると絹の着用はぜいたく品として一般の町人・農民に禁止されるときもしばしばあり、需要はそれほど増大することはなかった。開国にともなってヨーロッパへの輸出の途が開かれ、養蚕業が発展するのであるが、幕末時代は、封建的制度に制約されながら生産が増大してゆく。

明治時代以前は、カイコの飼育・製糸・絹織物・染色にいたるまで、全工程が手作業で行われた。カイコの飼育には、桑の栽培がともなうため農家の副業として行われ、それに付随して生糸の生産まで養蚕飼育農家で行われた。

封建的諸制度が撤廃され、中央集権的な明治政府が樹立されると、ヨーロッパ流の資本主義的、殖産興業政策が展開する。手工業的技能段階から機械制技術段階への指向が行われる。機械制技術段階は、産業資本の展開が必要である。養蚕と製糸との工程で、機械化

の難易に差異があり、製糸工程のほうが機械化は容易である。ヨーロッパの先進地帯では産業革命は、製糸・紡績業から展開している。ヨーロッパ先進地帯の製糸工場を参考に生糸生産の近代化を計ることが最短の途である。目標を明らかにして、自由に資本の形成を見守ることであった。

養蚕、製糸それぞれの分野で生産拡大について述べる。

1. 養蚕

江戸時代より現在まで、農家の副業として存在してきている。繭の大規模な生産地は、関東の内陸部と東北の南半部である。県で言えば、群馬・長野・埼玉・山梨・福島などである。養蚕技術の進歩は①桑樹の改良と栽培方法、②カイコの病気対策、③カイコの飼育方法で改良ワラまぶしや区画まぶしの使用、④養蚕における温度調節による飼育期間の短縮、⑤桑切機・桑こきなどに現れる。

生糸の輸出増大は養蚕農家の増加、飼育回数の増加（かつては春蚕1回の飼育が一般であったが、クワの生育に合わせて夏蚕、初秋蚕などが増えてきた）で、養蚕農家としては穀物栽培などと労力配分を考えて養蚕規模を考える必要がある。

開国以来、輸出では、在来産業である蚕糸業関係、ならびに製茶が重要な位置を占めていた。欧州において蚕の微粒子病が長期にわたって流行病となっており、このため、生糸、蚕種の輸出が重要項目となった。国防上からも、軍艦などの兵器ならびに、機械工業・鉄道などの近代工業の建設に必要な資材の輸入のため、外貨の獲得が必要であった。

例えば軍艦についていえば、日清戦争において活躍した軍艦の大半は、イギリスなどの製造であり、日本の国産では、明治28年までに、巡洋艦が一隻建造しただけであり、日露戦争時の主力艦は、旗艦三笠を筆頭にしていずれもイギリス等の製造艦である。

従って蚕糸業の発展は重要な課題となっていた。

2. 製糸

貿易が開始された頃は、農家による養蚕ならびに製糸であったそれが、輸出拡大とともに、生産量の増加は粗製乱造をよび、ヨーロッパの生糸輸入国から苦情がよせられた。むしろ、輸出生糸の検査が行われなかったことが原因であることには間違いはないが、幕末・維新時は国営検査のあるいは業界の検査が可能な段階ではなかった。

そこで粗悪品の抑制には、二つの途がとられた。器械施設の導入（工場制）による生産力の向上とともに、生糸の規格化を行い、製品検査を行い規格外の不良品については出荷

しないという自律的規制にきたいする手段と、他方では、従来どおり農家の製糸も存続した座繰り製糸自体も、簡単な座繰器を使っていたため品質が不安定であったのが、群馬県の星野長太郎が各農家の生産した生糸を大枠に巻きなおす「揚返し」を共同で行うことで品質の向上を図った。日清戦争当時のアメリカは産業の発達期で手織機がまだ多く残っており、改良座繰糸はアメリカに輸出できた。

副業として座繰りに慣れた農家の主婦たちは、器械製糸の工女に雇われるのを好まなかったし、生糸の値段の高い時は、生産に力を入れ、安ければ生産を縮小することが出来た。

しかしその後、日清戦争後に、米国の需要増大とともに、優良品の高値販売が可能となり、座繰製糸は衰退してゆく。

明治期は、一応、器械製糸と座繰製糸との併存時期であり、第一次世界大戦時の輸出の増大を機に座繰製糸は一層減少し、養蚕農家は繭を器械製糸工場に売却するという分業が一般化する。

明治12年(1879年)9月の勸農局の統計によると、10人繰以上の器械製糸工場数、総数655工場、県別内訳は、長野358、岐阜143、山梨80、山形10、福島10、愛知6、石川6、で他の県は4工場未満である。

製糸業が個別の大企業としてはじめて自立し得るのは明治30年代からで、片倉組などもこの頃に出現する。

器械製糸(工場制)の展開過程を長野県についてみよう。松代(現長野市)の六工社と平野村(現岡谷市)中山社に画期的なことが起きた。松代の大黒忠一郎は、官営富岡製糸場が出来たと知ると富岡に模した洋式工場の創立を考え、横田数馬の協力を得て横田の娘英子(富岡日記の著者)ほか15人の女子を伝習のため富岡に送り込むと同時に、富岡工場を視察し、男の伝習生の必要を痛感して帰り、男子を派遣して主に設備を研修させた。2年後に富岡製糸場を模した「フランス式50人繰糸場」を村の大工や旧松代藩の鉄砲鍛冶を指揮して工場をつくり、明治8年(1875年)8月には操業を開始した(松代六工社)。一方、諏訪湖畔の平野村では小野組の没落によって、資金源を失った九つの小工場が武井代治朗を盟主として合体し「中山社」を起した。このとき新工場を作るにあたり、今までやっていたイタリア式の欠陥を補うため、富岡製糸場や松代六工社のフランス式工場を見学し、両者の長所、短所を研究し、さらに新たな工夫を加えて、明治8年(1875年)12月、ついにイタリア式でもフランス式でもない独特な器械製糸機を作り上げた。これが諏訪一円から全国に広まっていった。

一釜あたりの建設資金は、富岡の2千円、六工社の約57円、中山社では、13円50銭以下というものであった。中山社では、動力源には水力が使われ、それは塩尻峠から諏訪湖に注ぐ無名の川に仕掛けられた水車であった(水のない時は人間が足で一日回していたという)。明治8年(1875年)諏訪湖に注ぐ小川に中山社が水車を取り付けているが、約30年あまりの歳月を経て企業は大型化し、小川で間に合わず工場は、天竜川畔に進出していた。明治40年(1907年)になると、いちやまか組林国蔵の直径21尺幅9尺の鋼鉄製の巨大

な水車が動き出したのをはじめ、天竜川の水車はたちまち鋼鉄製となった。これが、当時平野村には22個、下流の川岸村には、もっと大きい片倉組垣外（かいと）工場の直径38尺の水車を初めとし、大小71個がかかっていた。もちろんこの頃にはモーターも蒸気機関も実用化していたが、水車を使えば生産費の中に占める動力費はゼロに近かった。これが明治期における岡谷製糸の一つの利点であった。

明治12年（1879年）中山社の武井代治朗、片倉組の片倉兼太郎以下、岡谷、川岸等の有力者が合体して開明社を組織「共同揚返場」をつくり、品質の統一、共同出荷、技術開発に、着手した。有力者の工場は、生産流通について企業体として確立させ、生糸の産地として岡谷を不動のものとした。

製糸作業は、基本的に女子向きの作業であって、器械製糸といっても、女子の手作業の良否、すなわち指先の器用不器用に生産能率が左右される。しかも、生糸の生産費の中で、繭の購入費が最も多額で、生産費の約80%といわれている。したがって、規格外の不良生糸を作れば、その分高価な原料繭はゼロに帰する。工場主にとっては、賃金をゼロにしても、損失が計上される。したがって、その賃金体系は普通の単純な出来高給制よりも格段にきびしい体系となる。不良品を作ると賃金がゼロになるのではなくマイナスになる。

明治から大正にかけて製糸工場が働いた工女は、次の型にわけられるという。

- ①優等工女：この人達は生来、糸ひきに向いていて、別にそれほど苦勞したというのではなく、工場主の要求する製品検査に合格し、“優等工女”といわれた一群の工女である。この人たちは当時どんな男の賃仕事よりもよい収入を得たといわれる。この種の工女が全体の15%前後いた。工女のエリートである。
- ②普通工女：この人達は特別に糸ひきに向いているわけではなく、自己の強い意志か周囲の圧力かのいずれかによって努力しているものである。これが60%前後いたであろう。“普通工女”といわれる主流派である。
- ③不適格者：身体は丈夫であるが、生来の不器用で糸のひける人達ではない。これが5～10%いた。
- ④病弱型脱落者：①～③の病弱による脱落者といえるもの、借金と約定証に拘束され、無理な仕事をし、病気になる。健康保険もあるわけではない。

工女募集について日清戦争前は無競争時代といわれているが、岡谷の場合は、明治初年工場間で争奪自粛の申し合わせの記録がある、明治20年（1887年）になると競争が激化してくる。工場主としては、設備投資した施設を遊休させるのを避けたいのである。

また、当時の賃金体系で言えば“優等工女”の獲得こそが、高価な繭の最大活用すなわち利潤獲得に役立つものである。工女賃金の全体の総額は予め設定してある。

そこで、工場間で「優等工女」の争奪が行なわれてくる。日清戦争後になると「工女移転料」という新語が現れてくる、多工場からの引き抜きの相場ではじめ10～20円位だったものが、優等工女の移転料が100円というものまで現れた。

優等工女の賃金も、年末に自宅に持ち帰る賃金が100円（1年間の稼ぎ高）というのまで現れている。これが、岡谷で言う「百円工女」の出現である。

工女には前述のごとく“優等工女”のグループと“普通工女”等のグループが存在する。“優等工女”を以って、工女をみれば、男子の賃仕事より高額な所得があり、エリートとして農山村社会で尊敬されたが、一方“普通工女”等は当時の農山村の小作農の経済条件と対応して、農家の口減らし的な、過酷な労働条件のもとで働かざるを得なかったのも事実である。また、工女は寄宿舎制となっているし、当時は工場法による規制もない。

なお、ここで製糸の工女の労働条件にふれたのは、講習所における女性対象の製糸科の設置意義との関連があるからである。

なお、器械製糸工場として、東京所在の築地製糸工場が小野組によって建設されているが、短期間で廃業しており詳細は不明である。また、士族授産のために製糸業も取り上げられたようであるが、これも詳細は不明である。

5 蚕業試験場

東京繊維専門学校の前身は、東京蚕業講習所であるが、その東京蚕業講習所のできる過程を述べておく。

佐野常民（のち大蔵卿・農商務大臣を歴任）は、わが国の産業の近代化を図るために、部下を最重要の産業技術の伝習に派遣し、日本国内において行われる技術伝習に必要な機械、書籍、諸国産物の見本等を購入し、体制を整えた上で、重要産業である蚕糸業のために、養蚕・栽桑等の理論実験を研究する養蚕実験局の建設や製糸場の建設を提案し、また技術の伝習としては蚕病予防の人材の育成、ヨーロッパの進んだ生糸の検査法や機織染色等を提案している。

この意見に基づき、政府は養蚕の試験と伝習を行うべく、内務省勸業寮内藤新宿試験場内に1棟の蚕室を建築し、12ヶ所の桑園を新設し、佐々木長淳を担当者として各県下より養蚕者・栽桑者を募集して開始したという。製糸・撚糸・生糸検査の試験および伝習は、暹国博覧会後伝習して1874年帰国した円中文助により、明治8年（1875年）麹町区内山下町1丁目1番地にある博覧会事務局内に新築された製糸試験場においてオーストリアで購入した機械を使用して伝習生を募集して実施された。

そして、内藤新宿試験場内に移転して実施されてきたが、明治12年（1879年）5月この試験場が宮内庁に移管（新宿御苑）されたため業務は三田育種場と富岡製糸場に移され、養蚕と製糸に関する伝習事業は廃止された。ここで育成された伝習生は、明治初期の養蚕業発展に役立った関係から、蚕事学校建設の建議がなされたが実現できなかった。以来、政府は養蚕業に関する試験伝習の事業を中絶することとなった。

しかし、かつてイタリア・フランスの蚕業に流行した微粒子病が、わが国にも流行の兆

しがあることが判明した。そこで農商務省はこれの撲滅予防の方法を研究する必要を認め明治17年(1884年)4月前述の内山下町に蚕病試験場を設け、微粒子病に関する各種の試験に着手した。この試験結果を踏まえて、この年の9月に蚕種検査規則が公布された。そしてこの検査員育成の必要が生じ、内山下町時代に伝習教育が始まった。そして蚕病試験場は同年10月24日、東京府下の北豊島郡西ヶ原の山林学校跡地に移転し、該検査法並びに蚕業に関する一般学術の伝習を行い、兼ねて養蚕上一般の学理及び実地の試験研究を行うこととした。

明治20年(1887年)4月蚕業試験場と改称した。

当初の頃の卒業者数は

明治19年(1886年) 32人	明治20年(1887年) 275人	明治21年(1888年) 263人
明治22年(1889年) 195人	明治23年(1890年) 34人	

であり、教育期間は、第一回生約2ヶ月、第2回～4回生は約3ヶ月、第5回生は約4ヶ月である。教育内容は、第2回生の授業科目をあげると、短期間ではあるが、蚕種検査法だけではなく、広い内容であり、次の分野がとり上げられている。

動植物学大意講義	理化学大意講義
植物学大意附桑病論	理学大意附気象論
化学大意	桑樹栽培法講義附 病理及び虫害予防法
蚕体解剖生理及病理講義	繰糸法講義
養蚕術講義	養蚕術実習
繭質鑑定法実習	蚕種蚕病法実習

そして、この伝習制度によって明治22年(1889年)までに蚕種微粒子病の習得者は827名に及び、明治19年(1886年)制定の蚕種検定規則の実施に必要な検査員は一応充足した。

そこで蚕業試験場は、明治23年(1890年)から蚕業全般に関する伝習を主とし、それに加えて蚕種微粒子病検査の伝習によって地方養蚕伝習所教師もしくは同巡回教師を育成することを目的にするようになった。これにともなって、伝習の程度も高められ、伝習期間も延長され、3月15日伝習開始、8月27日終了、同月30日修業証書授与ということになった。従来より募集人員を大幅に減らし、1府県2名もしくは1名の割合で50名前後を府県庁を経て募集した。それで明治23年(1890年)の卒業生が34名となっている。

明治24年(1891年)3月農商務省は所管の農事畜産、製茶及び蚕糸の試験場を併せて「農務局仮試験場」と改め、これにともなって蚕業試験場も「農務局仮試験場蚕事部」と改称されたが、明治26年(1893年)3月「農事試験場官制」が公布され、農務局仮試験場は旧に復して再び蚕業試験場となった。

ここで、この試験場における蚕業教育について記しておく。

この蚕業教育の目的は「蚕業ニ関スル学理実業ヲ伝習シ、蚕業巡回教師モシクハ蚕業伝習所教師トナリ得ベキ者ヲ養成スルコト」である。伝習生志願者の資格は「品行方正ニシテ伝習期間中家事、係累ナキコト、年齢ハ25年以上デ3ケ年以上養蚕実業ニ従事シタコト」である。伝習生志願者の試験科目は①算術比例迄、②動植物化学大意、③養蚕実業であるが「但シ尋常小学校、尋常師範学校、農学校又ハ之ト同等以上校所ノ卒業証書ヲ有スルモノ」は①、②の試験を要しないとされている。伝習期間は、第一学期、11月1日より翌年4月20日まで、第二学期4月21日より7月31日までである。試験は毎学期の終わりに施行し、その得点100をもって満点とする。第一学期の終わりに3科目以上40点未満の者は、第二学期の伝習を受けることが出来ない。伝習期の終わりに、総科目平均点60点以上得たものを及第として卒業証を授与する。但し3科目以上40点未満の者及び養蚕実習60点未満の者は落第とされた。

蚕業講習所

日清戦争後、生糸の需要が国際的に増大し漸次器械製糸の増加を促し蚕糸業は急速な進展を見るに至った。そこで蚕糸試験場は従来の規模組織を以ってしては、その目的を達成することは至難となり、その試験研究や伝習事業を一層拡充することが社会的要請となってきた。

そこで明治29年(1896年)3月蚕業講習所官制の公布をみた。制度の改革は、講習を養蚕講習科本科、養蚕講習科別科、製糸講習科本科、製糸講習科女性本科、製糸講習科別科(女性)の五科となった。定員、講習期間、入学資格などについて記しておく。

養蚕講習科本科：入学定員男性50名、講習期限：2年、資格：満21歳以上の者、3ケ年以上養蚕に従事した者、中学3年生以上の学力を有する者

養蚕講習科別科：男性60名以内、6ヶ月、満25歳以上、3ケ年以上の養蚕に従事した者、中学3年生以上の学力を有する者

製糸講習科本科：男性40名、2年、満21歳以上、3ケ年以上の養蚕に従事した者、中学卒業生相当の学力を有する者

製糸講習科本科女性：20名、2年、満18歳以上3ケ年以上製糸に従事した者、高等小学校卒業相当以上の学力を有する者

製糸講習科別科：満20歳以上、10ヶ月、3ケ年優等工女であった者、尋常小学校卒業以上の学力を有する者

製糸講習科本科に女性も入学できることは注目に値する。官立の専門学校では女子高等師範があるだけである。それは同じ製糸講習科本科でも男女では、入学資格に差異があり、その関係で入学後の教育内容も異なり、女性は男性よりも実習面が重視され、女性と

男性は別のクラスで教育を受けた。

女性の職業として当時確立していたものは教師以外では看護婦と助産婦ぐらいであり、官立大学病院その他の大規模病院で、看護婦・助産婦養成施設をもっていた。

製糸業は家内工業の時から、主婦労働など女性労働が重要な地位を占めていた。それが漸次、器械制工場が増加してきた。工場制となっても、作業員は女子が中心であった。製糸業の重要性は、外貨獲得の主要部門として、政府としても振興の対象となっている。製糸工場の経営者が商人的感覚で経営していることが、当時いわれているので、生産技術面での合理化、女子労働の労務管理などの観点から、養蚕部門では女性を講習対象とせず、特に製糸部門で取り上げたのではないか。

明治38年(1905年)4月に講習規定が改正された。主なことは以下の項目である。

- ①養蚕・製糸講習科本科の定員を各60名にしたこと
- ②講習年月を2ケ年から3ケ年に延長したこと
- ③入学資格を従来のように3ケ年以上の養蚕又は製糸の経験を有することが無くなり、しかも年齢が満17歳以上になったこと。
- ④入学試験に英語が加えられたこと

この改正は、明治36年(1903年)の専門学校令の公布があり、この専門学校は、就学年数が3年～4年であって、また入学資格が、中学校卒業生(同程度の実業学校卒業生を含む)であること、従って年齢が満17歳であることを勘案しての改正であろう。

(補記) 佐々木長淳(天保元年～大正5年(1830年～1916年))

越前福井藩士、嘉永6年(1853年)江戸に遊学し、砲術と大砲製造学等を学び、帰藩後、藩の銃器・弾薬製造を指導し、また福井藩最初の西洋型帆船の建造にかかわった。慶応3年(1867年)、アメリカに留学、帰国後は明治4年(1871年)に新政府の工部省出仕となる。明治6年(1873年)佐野常民に同道して、オーストリアの博覧会に行き博覧会のことがほぼ終わるとこれも工部省の命令で、養蚕、製糸、紡績の三つを調査することになり、オーストリア、イタリアに於いてこれらを調査した。同年12月に突然帰国せよという命が下り、顕微鏡、寒暖計など養蚕等に必要な道具一切を購入して、12月に帰国した。この時点で、彼が工部省のものではなく、内務省の勸業寮の七等出仕となっていた。そして内藤新宿の試験場で養蚕掛の担当者となる。そのころ蚕糸業の問題点として、屑糸・屑繭をもって上等の撚糸を製造することができず、経済上の急務として、屑糸・屑繭用の紡績工場の建設を内務卿大久保に建白した。これを内務卿は直ちに採用して、佐々木を責任者として上州新町に紡績工場の建設に着手した。その工事中にイタリアのヤミランの養蚕万国公会へ参列する者を日本から出さねばならぬことになった。工場の工事中につき、このイタリア出張を辞退するつもりであったが、内務卿に説得され、万国公会に参加することとなった。帰国してから新町の工場の建設に尽力した。完成後、工場長の兼任をとかれ、新宿の養蚕掛の専任に戻った。

(補記2) 円中文助

明治6年(1873年)、佐野常民のオーストリアの博覧会に出席した際、売店売別担当の糸茶商として随行員に加わっている。博覧会終了後、イタリアの工業学校、撚糸工場、製糸上、蚕糸検査所で、製糸、撚糸、生糸検査を伝習して、明治7年(1874年)11月帰朝後、太政官正院のお雇いとなり、明治8年(1875年)に内山下町に新設された製糸試験場で製糸の伝習を始めた。

この試験場の内部には、オーストリアで購入してきた製糸器械があった。この器械名は不詳であるが、円中がイタリアで伝習してきているのでイタリー式直繰大枠式繰糸機と推定される。撚糸に関しては、繰返機械、磨糸器械、一番撚器械(下撚)、合糸器械、二番撚器械(上撚)であろう。織機は締織機、飛杼織機(バツタン)である。この製糸試験場は内務省勸業寮の第2試業場(製糸技術館)と呼ばれた。製糸・撚糸・生糸検査法は円中文助により、機械は万国博覧会后、織物技術を伝習してきた京都西陣の職工肝煎伊達弥助により政府としてはじめての製糸、機織の伝習が始まった。この第2試業場は、生糸所と名称を変更している。ここでの伝習事業は永くは続かなかった。それは伝習事業を拡充することになり、それを内藤新宿勸業寮試験場内に施設を新築移転することとなった。

この製糸工場・撚糸工場および同機械の製図と設計を円中が担当した。この建物は、前回と同じく松尾が担当し、金属機械は左山が担当している。内山下町の第2試業場の機械類はそのままおいてきたと考えられる。この内藤新宿試験場内の製糸試験場は、明治9年(1876年)12月に完成している。円中文助は、明治10年(1877年)冬辞職している。内藤新宿試業場は明治12年(1879年)5月に廃止され、政府の蚕糸の試験研究及び伝習に関しては中断の状況となった。

第二期

大正期

大正期の特徴としては、第一次世界大戦への参戦、軍縮、重化学工業への進展、ソビエト連邦の成立など、さらに、高等教育制度の拡充によって、思想的にも多様性が現われ、労働運動・婦人の権利拡充など、複雑な様相となり、また最終的には、所得制限なしの25才以上の男子全体に参政権が付与される制度が法定された。一方では、治安維持法など、反政府的な活動に対する制約的手段もとられている。

ここでは、時系列的に、諸問題をあげておきたい。

1. 陸軍2個師団増設問題など

大正元年（1912年）大正天皇が即位し、大正時代が始まる。前期、韓国併合を達成した第2次桂太郎（長州藩・陸軍大将）内閣から、立憲政友会を与党とする第2次西園寺公望（公家）へと交替している。その頃、列強の進出が続いている中国では、辛亥革命がおり、清朝が滅び、中華民国が建国され、臨時大統領に孫文が就任した。この中国の変化に対応して、朝鮮半島での利権の維持のため、陸軍は、軍事力の強化のため2個師団の増設を政府に要求した。しかし日露戦争後の不況下にあつて支出を抑制していた西園寺内閣は、この陸軍の要求を拒否した。これを不服として、陸軍大臣上原勇作が天皇に辞表を提出し、さらに陸軍は軍部大臣の現役武官制を利用して後任の大臣を出さなかったので陸軍大臣が補充できず、第2次西園寺内閣は総辞職に追いこまれた。このことは、陸軍・海軍の反対を押し切って後任の陸軍・海軍の大臣の補充ができず、内閣は総辞職せざるを得ないこととなるということである。

第2次西園寺内閣のあと、陸軍にも影響力のある第3次桂太郎内閣が出現する。桂内閣が、議会を無視する超然主義をとったことで内閣に異を唱える運動が発生する。運動の中心となったのが尾崎行雄（立憲政友会）や犬養毅（立憲国民党）などである（これを第一次護憲運動という）。

護憲運動で掲げられたスローガンが「閥族打破・憲政擁護」であった。「閥族打破」とは藩閥や官僚による政治の独占を打破することで、藩閥とは薩摩藩・長州藩出身者の閥のことである。「憲政擁護」とは、国会の存在意義から考えて、国政はその趣旨に従って総理大臣等につき、議員の政党に配慮しつつ人選を行うことである。ここでも、当時の天皇制と自由民権からくる憲法の在り方とのせめぎ合いが存在する。ちなみに、内閣制度は、明治憲法の制定時より以前に存在しており、総理大臣の任命は、天皇が行なう。総理大臣の指名手続は、明らかでないが、元老等重臣の推せんにより天皇が決めていた。かつての新聞等の表現では「大命降下」などといわれている。また、総理大臣に各大臣の罷免権はなく、各大臣がそれぞれ個別に、天皇に所管事項につき、上奏したりする輔弼の責任をもっている。

第3次桂太郎内閣は、護憲運動に対抗するが結局、組閣から50日余りで総辞職することになった。つづいて第一次山本権兵衛内閣が誕生する。山本は薩摩藩出身で海軍大将であるが、強力な護憲運動の勢力を受け入れ、立憲政友会を与党とした。そこで実施したのは、(1) 第2次西園寺内閣の総辞職の原因となった軍部大臣現役武官制を改正し、現役以外の予備役・後備役の中将または大将でも陸軍大臣・海軍大臣に就けるようにした。(2) また、文官任用令を緩和し、政党员でも地位の高い役人になれるようにした。

しかし、大正3年（1914年）シーメンス事件（海軍高官の軍艦・兵器輸入をめぐる汚職）がおき、海軍に対する非難が高まり、海軍出身の山本も辞職せざるを得ず、内閣総辞職となった。

2. 第一次世界大戦への参戦

山本内閣の次は第2次大隈重信内閣である。大隈重信（肥前佐賀藩出身。イギリス流議院内閣制の憲法を提議して、それに反対する岩倉具視・伊藤博文等から排斥され、やがて薩長閥から排除され下野した。明治15年（1882年）立憲改進黨を結成した）が立憲改進黨の流れをくむ立憲同志会を与党として、準政党内閣として出発した。このころヨーロッパでは、利害関係から2つのグループに大きく分かれていた。それは、三国同盟（ドイツ・オーストリア・イタリア）と三国協商（ロシア・フランス・イギリス）の対立である。最終的にこの戦争はヨーロッパ全土へと広がった。第1次世界大戦が大正3年（1914年）に開戦した。このころ、2個師団増設が実現した。

日本は、日英同盟を理由に、三国協商側として、三国同盟側のドイツに宣戦布告をする。中国での利権拡大を図る日本にとって、ドイツから権利を奪う絶好の機会であった。そして、中国のドイツの租借地青島（チンタオ）や、赤道以北のドイツ領南洋諸島の一部を占領することに成功した。さらに、袁世凱が率いる中華民国政府に対し“二十一カ条の要求”をつきつけている。この要求の要点は、日本がドイツから奪った山東省の権益を継承すること、旅順・大連の租借期限を延長すること、漢冶萍公司という中国最大級の製鉄会社を日中合同事業にすること、という3点であった。

かなり高圧的な要求であったが中華民国政府に受け入れさせた。このことは同時に、中国国内における反日運動の高揚も加速させることになった。

また、この大戦は、ヨーロッパ諸国同士の総力戦でもあるので、ヨーロッパ諸国が撤退を余儀なくされたアジア市場へ日本が進出でき、さらに、日本から三国協商側のヨーロッパ諸国へ軍需品等が盛んに輸出された。

日本から大量の綿織物がアジア各地へ輸出され、また戦争に伴う好景気のもとでアメリカへの生糸の輸出も急増した。

また、大戦景気でとくに成長したのが、海運業と造船業であった。日本は世界第3位の海運国となった。造船業などの発展とともに、鉄の需要増加に対応して、八幡製鉄所が拡張され、満州鉄道の経営による鞍山製鉄所も作られた。そして、ドイツから輸入していた化学工業品が入手できないため、肥料や薬品が国内でも製造されるようになった。水力発電（猪苗代湖の発電所）が、東京などへ送電され京浜工業地帯が形成された。

大戦景気の結果、工業生産額が農業生産額を上まわり、工場労働者の数も100万人をこえた。

3. シベリア出兵

大隈内閣について寺内正毅内閣となる。寺内は長州出身で陸軍元帥である。立憲政友会（政党）が支持する。大正6年（1917年）ロシアで、革命派が革命に成功し、ロシア帝国を倒して社会主義国家（のちのソビエト連邦）を建国する。資本主義国にとって、社会主義

が盛んになることは好ましいことでない。大正7年(1918年)、シベリアでソ連軍とチェコスロヴァキア軍の衝突がおき、チェコスロヴァキア軍救援の名目でアメリカは出兵することとし、日本にも出兵を提議した。これはシベリアへの全面出兵ではなく、ウラジオストックに限る「限定出兵」であった。同年8月2日「帝国政府は、合衆国政府の提議に応じて、その友好に酬い、且今次の派兵において聯合列強に対し、歩武を斉しゅうして、履信の実を挙ぐる」と協調出兵の形式が整えられるが、全面出兵とも限定出兵ともつかぬあいまいな表現をとった。

アメリカは9,000人、イギリス5,800人、中国、イタリア、フランスは1,200～2,000人を派兵するが、日本は取決めの兵力(1万2,000人以下)を大幅に上回る7万2,000人を送りこみ、バイカル湖以東を制圧する。日本は、東部シベリアの支配を考え、朝鮮・満州への革命の波及防止、シベリア居留民の保護などを理由とし、単独駐留する(大正9年(1920年)1月にはチェコ軍救援の目的を達したとして撤兵をはじめ。アメリカが率先し、イギリス、フランスが続いた)。日本の撤兵の意思表示はワシントン会議のこととなり大正11年(1922年)10月であった(北樺太からの撤兵は、大正14年(1925年)5月)。

このシベリア派兵を契機にして「米騒動」がおきた。大戦景気で物価が上昇した上に、シベリア出兵で、軍用に米が大量に需要増となる見込で、商人が買いしめ、米価をつり上げた。そこで、富山県の漁村の主婦たちが抗議行動をおこした。この運動が全国規模に拡大するとともに過激化し、軍隊の出動をみるまでになった。この「米騒動」の責任をとって寺内内閣が総辞職(大正7年(1918年))した。

4. 原敬内閣の誕生

寺内内閣につづいて原内閣が登場する。立憲政友会の党首原敬が総理大臣となった。原は、従来の総理大臣と異なり、衆議院議員で且つ岩手県盛岡市の出身で藩閥に属さず爵位も持たないため「平民宰相」として人気を博していた。本格的な政党内閣で、陸・海軍大臣と外務大臣の他はすべて政友会に所属する大臣であった。

原内閣は4大政綱として、(イ)教育施設の改善充実、(ロ)交通機関の整備、(ハ)産業及び通商貿易の振興、(ニ)国防の充実、をあげ産業基盤を整え、国力を充実させることを図った。このうち(イ)については後述することとし、(ロ)～(ニ)について簡単に紹介する。(ロ)の中心は、鉄道政策であり、鉄道院を鉄道省に昇格(大正9年(1920年)5月)、幹線から地方線へと重点を移動し、鉄道網の整備と充実を図る。道路も大正8年(1919年)に道路法を成立させ、国道や府県道などの道路区分・等級と管理責任を定めた。また(ハ)では都市計画法によって隣接町村を区域に入れることを可能にし、市街地建築法で市街地を住居・工業・商業の3地域とした。さらに(ニ)については、歴代の海軍大臣が要求してきた海軍の八・八艦隊(戦艦8、巡洋戦艦8)の建造や陸軍21個師団の充実、兵器の改良といった軍備の拡張、軍備の近代化を図るものであった。

さらに選挙法改正(大正8年(1919年))で、有権者の納税資格を直接国税3円以上とし

た。その結果有権者は143万人から286万人へと倍増し、あわせて小選挙区制を導入し、議員定数を381議席から466議席とした。実施された選挙（大正9年（1920年）5月）で政友会は278議席と過半数を確保した。また、原内閣は、社会政策の必要性を認識し、健康保険法（大正11年（1922年）、施行は昭和2年（1927年））、借地法、借家法、職業紹介所法（大正10年（1921年））などを定めている。原の姿勢は、社会問題と社会運動に対処するときに、人々の要求を一定程度受容したうえで統治を再編する姿勢である。「平民宰相」らしい政治の手法といえるであろう。原内閣の時代にも閣僚以外ではあるが、官吏などの汚職ならびに与党の立憲政友会の汚職も発生し、原は東京駅で刺殺された（大正10年（1921年））。

（補記）教育制度の整備充実

原敬内閣における教育制度の整備拡充の重点は、①大学制度と単科大学の新たな設立と②明治期には、大学は官立しかなかったものを私立・公立も適格なものは広く大学として認める、という画期的なものであった。さらに③専門学校・高等学校について官立学校を広く地方各県に設置するものであった。沖縄県以外の各県に、少なくとも専門学校・高等学校のいずれか1校は存在させるというものである。

はじめに大学について述べると大正7年の大学令の改正によって、単科大学の設置も可能となり、医学・医療の整備充実のため岡山医大・新潟医大・県立熊本医大・名古屋医大・長崎医大・金沢医大が大正11年（1922年）から大正12年（1923年）にかけて設立された。それぞれ、明治時代・幕末時代から存在する系譜をもつ医学校である。

更に、追加として、東京高等商業学校の東京商科大学昇格、東京高等工業学校の昇格、東京高師・広島高師の大学課程として東京文理大学、広島文理科大学の設立等が計画化され、大学としての現実の設置は、昭和期に入ってからとなったが、いずれも官立の単科大学である。

原内閣の官立の専門学校・高等学校の新設については、官立専門学校（17校）、高等学校（10校）である。専門学校で高等農林学校は、岐阜高農（大正9年（1920年））、三重高農（大正10年（1921年））、宇都宮高農（大正11年（1922年））がある。

私立大学としては、明治期に設立された専門学校として有力なものが、大学昇格を認められた。早稲田大学、慶應大学、中央大学、同志社大学、専修大学、法政大学、日本大学、立教大学などが大学として発足した。東京農業大学が唯一の農業の単科大学となった。

大正期に中学校など中等学校が公立・私立として多くの学校が設置された。

なお、農学教育の拡充として、京都帝国大学農学部（大正9年（1920年））、九州帝国大学に農学部（大正12年（1923年））が新設されている。

5. 第1次世界大戦の終結・国際連盟

大正7年(1918年)(当時原内閣)に三国協商側の勝利で第一次世界大戦が終結した。そしてフランスで戦争の処理を決定するパリ講和会議が開かれる。日本は西園寺公望を派遣した。そして講和条約として、ヴェルサイユ条約が締結される。具体的に日本に直接関係ある事項として、(イ)ドイツが持っていた山東半島の権益を継承すること、(ロ)赤道以北のドイツ領南洋諸島を委任統治することが定められた。

また、このパリ講和会議では、「民族自決」が呼びかけられた。これは、第一次世界大戦の原因が、列強による植民地支配の激化であるという反省があった。この「民族自決」のよびかけを受けて、日本の植民地的状態であった朝鮮でも「三・一運動」と称される独立運動が展開された(大正8年(1919年))。

さらに、世界大戦の再発を防ぐための制度作りも論議され、紛争の平和的解決を図るための機関、国際連盟の発足が決まった。

日本は、ヨーロッパの大国とともに国際連盟の中核である常任理事国になった。

しかし国際連盟のスタートは必ずしも順調ではなかった。設立を推進した筈のアメリカが、国内の議会の反対で参加できず、もともと、社会主義革命後、間もないソ連は、参加していなかった。

軍縮

原の急死にともなって、立憲政友会の高橋是清が組閣した。

第1次世界大戦は、ヨーロッパ大陸で激戦がくり広げられ、4年3ヶ月という長期間、25ヵ国という参加国の多さ、毒ガス、戦車、航空機などの新兵器が使用され、その結果、約1,000万人の戦没者を生み、これまでの戦闘の常識を根底から変えるものであった。

高橋内閣のとき、アメリカ大統領の提唱により、大正10年～大正11年(1921～22年)にワシントン会議という軍縮会議が開かれる。日本の全権委員として加藤友三郎(海軍大将、安芸藩士の子、当時海軍大臣)と幣原喜重郎が出席した。まず大正10年(1921年)大平洋諸島の平和維持のため四ヵ国条約(アメリカ・イギリス・日本・フランス)が締結された。この条約締結によってイギリスと個別に結んだ日英同盟は解消された。また、中国経営に関する九ヶ国条約が結ばれ、中国の領土と主権を尊重することとなった。この条約によって、日本が山東省の旧ドイツ権益を中国に返還することも決定した。

つぎに、アメリカ・イギリス・日本・フランス・イタリアの5ヵ国間で海軍軍縮条約が決められ5ヵ国間での保有量のバランスが決められ、更に主力艦を今後10年間は建造しないことを決めた。軍拡競争を防止し、戦争の再発を防ぐこととした。

注) 九ヶ国とは、アメリカ・イギリス・日本・フランス・イタリア・中国・オランダ・ポルトガル・ベルギー(海軍軍縮の主力艦の保有量のバランスは、アメリカ5、イギリス5、日本3、仏1.67、伊1.67)

6. 関東大震災

高橋内閣の次は、加藤友三郎内閣となるが、この内閣のとき、シベリア出兵が終了する。出兵期間は、大正7年～大正11年（1918年～1922年）であった。加藤は病気で急死し、次の総理大臣の大命降下が山本権兵衛にあり、その組閣時の9月1日（大正12年（1923年））に関東大震災が発生した。相模湾を震源地とし、マグニチュード7.9といわれている。建物も崩壊したが、とくにその後の火災が大きな被害をもたらした。被害は1府6県、340万4,898人に及び、内務省社会局の調査によれば、死者9万1,344人（うち火災によるものが7万5,953人と83%をしめる）、重軽傷者5万2,084人、行方不明者1万3,275人で、大半が火災による被害であった。東京の火災は、地震直後から発生し、9月3日まで燃えつづけ、東京市48万8,000世帯のうち30万924世帯が全焼の被害をうけている。東京の市街地の44%が焼失している。9月2日（3日の記載例もある）に東京全市に戒厳令が布告された。当時は、ラジオ放送が開始されておらず、各種のデマが飛び交い、治安に問題が生じた。復興について、内務大臣後藤新平は、30億円規模の大規模な計画をたてるが、政府部内での反対にあい、縮小と後退を余儀なくされ、5億7,343万円の計画となってしまった。この案でさえ、帝国復興審議会が、予算が過剰であると反対した。

震災は経済に大きな影響を与えた。中小企業等が資産を失ったため、手形を現金化できなくなって、銀行は経営困難となった。このときの不況は、震災恐慌とよばれ、震災をきっかけに不渡りとなった手形のことを震災手形という。

7. 第1次世界大戦後の軍縮の動向

大戦後、国際的な動向として、ワシントン会議で海軍に関して主力艦について、軍縮がとりきめられたのは、前述の通りである。

大戦後の経済不況をバックにして、国内でも、軍縮についての支持が多くなっていく。加藤友三郎内閣のとき陸軍の軍縮計画案を提出した。その計画案は、大正14年（1925年）度までに亘るものである。①歩兵の在営日数の40日短縮、②実質5個師団に相当する人員と馬匹の縮小、③青島や樺太への派遣軍の一部撤退、と、逆に整理縮小に対処するため、新式兵器の充実を図り、機関銃隊や重砲隊・航空隊を増設した。これを推進したのは原内閣から加藤内閣の陸相を努めた山梨半造である。実際の予算減額はわずか617万円である。

山梨軍縮につづけて清浦内閣・第1次第2次高橋内閣・第1次若槻内閣の陸相を努めた宇垣一成が推進したものであるが、これは、軍事予算の節減とは無縁の陸軍の整理と充実であった。この計画は、人員（約3万余）と馬匹（約6千頭）の削減で浮いた経費を戦車隊・高射砲隊、航空隊に回し、また科学兵器の研究機関や銃砲の改新を行い実質的な軍備の充実を試みるものであった。

さらに宇垣陸軍大臣は、中等学校以上の男子学生・生徒の学校および大学に現役の陸軍

将校を配属し、学校の軍事教練を正課として実施することとした。軍事教練に反対する学生たちは全国学生軍事教練反対同盟を結成しているが、この運動の実態は不詳である。

8. 第2次護憲運動

大正12年(1923年)、清浦奎吾内閣が発足する。清浦は明治・大正時代の藩閥政治家、熊本県の出身の官僚であるが、元老山縣有朋(長州出身)の直系の政治家となる。枢密院議長となり、大正13年(1924年)1月貴族院中心の超然内閣を組織し、大震災後の復興に尽力したが、この内閣に対し、憲政会(加藤高明)、立憲政友会(高橋是清)、革新倶楽部(犬養毅)の3政党は、「憲政擁護」を掲げ内閣打倒のため団結した。この3党による護憲運動は「第二次護憲運動」とよばれ、この3政党はまとめて「護憲三派」とよばれる。この攻撃を受けた清浦内閣は議会を解散し、総選挙となったが、護憲三派の大勝に終わった。

そして護憲三派による内閣が発足し、与党第一党の憲政会から加藤高明が内閣総理大臣となった。

この第一次加藤高明内閣の政策を具体的にみると、第二次護憲運動のテーマだった普通選挙法を制定する。その一方で、治安維持法も同時に制定する。

9. 普通選挙制と治安維持法の成立

第50議会で、普通選挙法とともに治安維持法が制定された。治安維持法は大正14年(1925年)4月に公布、5月施行である。同法は、第1条に「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者、10年以下の懲役又は禁錮に処す」とされる。また同法は勅令175号(大正14年(1925年)5月)により朝鮮・台湾・樺太にも施行される。普通選挙法では、国税負担などの所得制約はなく、25才以上男子に衆議院議員について選挙権を付与するものである。有権者の拡大による左翼政党の議員の当選者の増加ならびに、大正14年(1925年)1月の日ソ基本条約によるソ連との国交樹立の影響による共産主義運動の進行を配慮し、その防衛として治安維持法が制定された。治安維持法は衆議院で賛成246人反対18人の圧倒多数で通過し貴族院は反対が僅か1人であった。

10. その他“大正デモクラシー”の動向

大正時代の政治をみてきて、わかるように大正時代には政党内閣が、本格的に展開し、世論の力が表面化するようになってきた。

その背景には「大正デモクラシー」が一般国民の間に広まっていったという特徴がある。

人間は、みな平等に権利をもっているという現代では当たり前の考え方が、大正時代の

前半、日露戦争後の混乱期に日本へやってきた。大正時代に高まった民主主義的改革を求める運動が“大正デモクラシー”と総称されている。

a 社会運動の再燃

明治時代の終わりに大逆事件が起こって以来下火になっていた。

①労働運動

・大日本労働総同盟友愛会

大正9年(1920年)日本初の労働者の祭典としてメーデーの開催。

②社会運動

一方、“冬の時代”をしのいでいた社会主義運動も、ロシア革命をきっかけとして再び活発化してきた。大正9年(1920年)、さまざまな社会主義者が大同団結し、日本社会主義同盟が結成された。無政府主義者の大杉栄や、共産主義者の山川均、堺利彦がいる。

この日本社会主義同盟は、結成については翌年に禁止されている。

大正11年(1922年)に日本共産党がコミンテルン(共産主義の世界組織)の日本支部という形で非合法組織ながら結成され、山川均と堺利彦が党の中樞を担った。

③農民運動

明治期1880年代前半 松方財政・・・デフレ政策

生活が苦しくなった零細農は、土地を手放してきた。一方、商人等、農民が手放した農地を買い占めてゆく“寄生地主”が形成されてくる。労働運動の活発化は、農民にも刺激を与えた。大正時代になると小作人による小作料の引き下げを求めた小作争議が頻繁に発生してくる。

同時に農民の組合も、労働運動家の指導のもとで急速に組織化が進み、大正11年(1922年)には賀川豊彦を中心として、小作人のため日本農民組合が結成される。

④部落解放運動

四民平等という世の中になっても、社会に深く根付いた差別は依然として消えていなかった。大正11年(1922年)、全国水平社が結成され、差別からの解放を求めてきた。

⑤女性解放運動の始まり

維新以降50年経過したとはいえ、男性は社会的活動・女性は家庭の仕事(家事・育児)という風潮に対抗して、女性の地位向上をかかげる運動が起きた。

始まりは、明治44年(1911年)、平塚らいてうを中心とする女流文学者団体、“青踏社”の結成。

青踏社は、女性が自由に発言できる場として女性のみの手による雑誌“青踏”を発行し活動を展開した。

ロシア革命後の大正9年(1920年)には平塚らいてうが市川房枝とともに、女性の地位向上を唱える政治団体、新婦人協会を結成する。彼女たちの活躍によって治安警察法が改正され、女性も政治集会に参加できるようになった。さらに大正13年(1924年)には市川房枝を中心に婦人参政権獲得期成同盟会が結成され、女性の参政権を求める運

動を展開していった。

b その他文化関係

①大正時代の学術関係

明治時代の西洋文明のとり入れが中心であったが、大正時代になると、これを活化しつつ、更に独創的な成果もあげるようになる。

②新劇の一層の展開・大衆演劇の展開

③美術等

日本美術院の再興

洋画：在野の団体「二科会」の誕生

音楽：山田耕筰による日本交響楽協会が設立された。

11. 東京高等蚕糸学校の誕生及び大学昇格運動ならびに整備方針

○蚕業講習所（農商務省）より東京高等蚕糸学校（文部省 直轄）へと転換が行われた。

○原内閣の高等教育施設の拡充が行われ、なかでも、単科大学6大学として認め、かつ私立（財団法人）を認めるということになり、それまでの官立の専門学校は、大学昇格運動に、教職員・生徒・同窓会・業界が尽力した。

しかし、盛岡高等農林も高等蚕糸も大学昇格は残念ながら認められなかった。

○関東大震災により図書館等が被害をうけた。かねてから西ヶ原等の地区は住宅地化が進み、桑園等の実習のため移転が必要視されていた。地震復旧は、将来のため他の適切な地に移転して実施する方針が考えられた。

この件も国家財政の観点から、政府・国会筋から認めてもらえなかった。

12. 実科の廃止の動き

○東京帝国大学としては、かねてから、本郷地区は狭少で、将来、研究施設などを他地に求めざるを得ない状況となっていた。

しかし、どの候補地も実現の運びとはならなかった。大学令の変更によって、分科大学制より学部制がとられ、なお一層、一地区に集中する方が良いと考えられ、文部省の直轄地（国有地）で、大学の本郷地区に接続する第一高等学校と駒場の農科大学（農学部）との入れ換えの方針が採用されることとなった。その際、実科は廃止する考えを文部筋がもち、この方針を述べた。

そこで、実科としては、反対運動が当然のことながら、まきおこる。

実科については、もともと専任の教官定数が割り当てられているわけではない。そこで、教育施設としての経費を特別に割り当てられているわけではない。そこで、従来、各科別々に自分でサークルをもっていたのであるが、今回は是非とも、三科連合して反対運

動をする必要があった。先輩の原鉄五郎をはじめとしてそれぞれが、政界その他に働きかけを行った。

実科の存在意義、農村の指導者養成、農業を身体で覚えるという実学精神の養成は、評価されているが、何分にも財政危機のため、予算がつかなかった。もとの東大総長の古在由直もその尽力を忘れることはできない。

第三期

昭和期

1 東京高等蚕糸学校

1. 小金井移転

かねてから、西ヶ原の敷地が狭くて、増改築の余地が乏しく、またこの地域の住宅化・工業化が進行し、栽桑・養蚕等の実習教育施設の所在地としては不適となり、かつ校舎も木造で建築以来30年～40年を経て、建替えの時期となっていた。たまたま、大正12年の関東大震災に遭遇し、校舎の或るものは使用に耐えない程度に破損したので、その復旧を図ると同時に他の適当な地を選んで移転する計画を立て、その費用を震災復旧による移転改築費として文部省に要請した。その結果、大正13年（1924年）第49回帝国議会で、大正13年（1924年）から7年間の継続予算として承認された。その後、不況による緊縮財政のため幾度か繰り延べの変更を受けた。そして昭和6年度に至り、文部省所管の震災復旧工事として、昭和14年（1939年）度起工、同17年（1942年）度竣工に繰り延べられた。

敷地については、候補地がいくつかあげられたが結局、東京都北多摩郡小金井村に、162,749平方メートルの土地購入を昭和4年2月に実施できた。昭和5年（1930年）度には、更に、北多摩郡府中町中河原に桑園用地10,431平方メートルを購入した。しかし、その後の移転計画は遷延を重ねた。

学校当局の移転改築の促進の要望、また昭和7年（1932年）春以来の西ヶ原同窓会の熱烈な尽力があり、その結果昭和8年度支出予算等にその一部が計上され、協賛を得た。その後、昭和9～14年度と統年支出が計上され、昭和14年（1939年）度に竣工、同15年（1940年）4月に小金井新校舎への移転を完了した。

昭和15年（1940年）といえば、既に日中戦争時で移転作業は大変で、輸送トラックなどは全体で延60台余しか確保できず、各研究室では、化学天秤とか顕微鏡等は教官が電車で運んだという。

集団勤労奉仕は、移転前から西ヶ原蚕友会の事業として実施されていた。昭和13、14年夏休み前後には、小金井新校舎の蚕室等に宿泊して、グラウンドの設置作業に従事した。一例として昭和13年（1938年）6月6日の教授会の取り決めを紹介しておこう。

「夏季集団勤労作業実施計画」

1. “要旨” 集団勤労作業は実践的精神教育の具体的実施として、学生生徒をして勤労作業の体験を通して団体的訓練を積ましめ、依って心身を鍛錬し国民的性格を練成するを以って趣旨とする。
2. 目的作業、小金井新校舎内運動場の除草整地作業（製糸教婦科生徒は、女子寄宿舎内外の大掃除）
3. 作業日数、各組等連続5日間
 - 寝具・食費は凡て自前とする。
（各作業期間中、小金井新校舎内寄宿舎に収容する）
 - 職員の通勤旅費及び食事は自前とする。

昭和16年（1941年）2月の教授会記録

「青少年学と食料飼料等増産運動実施に関する件」の文部次官による通牒の紹介があり、それによれば「従前といえども学校に於いては集団勤労等に依って、食料・飼料・木炭等の増産に協力し来たりしも今回更に積極的に食糧増産運動に協力されたい旨」のものである。実施方法とし次のことがあげられる、すなわち「(イ) 成るべく休業日または放課後の時間を充つ、又必要に応じ授業時間または授業日を勤労作業に振替ること (ロ) 1学年通じて30日以内の日数は授業を廃し勤労作業に振替ふるも差し支えなし、(ハ) 勤労作業に振替たる日数または時数は之を授業したるものと看做すこと」

また作業の種類としては「(1) 開墾・土地改良・麦刈・田植・摘桑・草刈・除草・麦調整・稲刈・耕作・堆肥造成又は収穫物及び肥料の運搬等食糧増産に関係深きものを選ぶこと、(2) 労力不足のため荒廃せんとする土地又は未開地、休閑地等を利用せん為の努力をすること」の内容が紹介され本校においても、本通牒の趣旨に賛同の意志を表し、極力本運動に協力することを決議している。

◎戦時体制の強化

昭和15年（1940年）10月（1941年）大政翼賛会が発足し、10月に大日本産業報国会が創立されているが、この12月に蚕友会（在校生の組織）を解散して東京高等蚕糸学校報国団が結成された。

この報国団は、国綱領第1条によれば「戦時体制に即応して本団員は国体の本義に透徹し文を修め武を練り、尽忠奉公の信念を涵養すべし」という趣旨に基づいて結成された。

ついで昭和16年（1941年）9月には文部省の指示「学校報国隊制確立」により本校でも報国隊を編成した。この組織は“隊長（校長）を中心として教職員生徒一体となり指揮系

統が確立した隊を編成するものであった。軍隊式命令系統を学校に組織化することにより、勤労奉仕・動員体制・教練などの団体行動を効率的に行わせようとしたものである。

なお、昭和18年(1943年)頃までの「集団勤労作業」は1944年(昭和19年)の決戦非常処置に基づく学徒動員すなわち「勤労働員」となった。

繊維学科の新設

従来本校は校名のとおりに、養蚕と製糸が対象であった。それも、重点は生糸輸出を念頭においたものであった。外国市場でなるべく高価で売れる生糸を作ることが重点であったと想像される。

絹織物製造については、古くから伝来産業として、京都の西陣織を筆頭に、各地で絹織物が生産された。それは銘産品として、有名なものが少なくはなく、その製造は、工場といっても手工業的なものであった。

明治以降、輸出生糸を重点に置く限り、糸価の変動が大きい製糸工場は、紡績部門まで拡大したい希望を持つようになる。

製糸業の企業としては、企業が安定的に展開するためには、紡績業までとりこんで、不況期の中で損失を各部門に分散させたいことになる。国内需要を新しく取り込み積極的に消費拡大を試みることは、企業として一つの重要課題であろう。片倉製糸紡績会社が、大正期の不況を経験するうちに紡績を取り込んだのもうなづける。女性の和服の晴着としての衣料品が重要な伝来産地と競合を避けて、個別性を特色づける物以外に、大量生産に適した絹織物を創出することが有効であろう。

特に、繊維学科を新設した昭和16年頃といえば、太平洋戦争の前夜で、貿易の展望は明るくなく、したがって国内需要が増大しなければ、業界の前途は暗くなりかねない。

片倉製糸紡績会社から、必要な施設(紡績機械・試験室・織物試験室・繭糸加工実験室並びに各室に要する設備)の寄付を受けていた。これを基礎にして、繊維学科が実現した(昭和18年度の生徒募集要項によれば、募集人員は、養蚕学科 約40名、製糸学科 約40名、栽桑学科 約25名、繊維学科 約40名、製糸学科選科生 若干名、製糸教婦科 約30名となっている)(尚この時点での、本校の教職員の数は、教授21名、助教授11名、書記8名である)。

◎ 繰上げ卒業

太平洋戦争の開戦の年、各方面の要員を充足するため、昭和16年(1941年)12月に、翌年3月卒業の予定者を3ヶ月繰り上げて卒業させることとした。翌昭和17年(1942年)9月には、18年(1943年)3月卒業予定者を6ヶ月繰上げで卒業させ、引き続き終戦の20年まで、毎月9月に卒業生を出した(昭和21年(1946年)卒業生は蚕業実科21名、製糸教婦科14名のみで、本科3年の卒業生はいなかった。尚昭和17年(1942年)8月の製糸教婦科規定の改正で「修業年限ハ2カ年アルコトヲ1年ニ更ム」となっている)。なお、製糸教婦科は、繊維専の存在とともに存続している。

◎ 学徒出陣

従来の兵役法では、中学校以上の学校の在籍者に、24歳まで徴集を延期することを認めていた。しかし兵力動員の拡大に伴う下級将校の不足という深刻な事態に対応するため、政府は昭和18年（1943年）10月に在学徴集延期臨時特例を公布し、徴集延期例の廃止（但し、特定の理工系では、入営延期となる）となる。

また、昭和19年（1944年）には、徴兵年齢が1歳引き下げられた。

尚、仮卒業・仮修業の都下大学・高専の出陣学徒総員を集め、昭和18年（1943年）、明治神宮外苑競技場で盛大な壮行会が挙行された。

◎ 国民貯蓄組合

昭和17年（1942年）10月14日の本校教授会で決められた東京高等蚕糸学校国民貯蓄組合規約を紹介しておこう。組合長は伊東校長である。

第1条 本組合は、東京高等蚕糸学校国民貯蓄組合と称し、国民貯蓄の重要性に顧み全校一致をして戦時体制の励行をなすを目的とす。

第2条 本組合は全校生徒を組合員とし学級別に班を設く。

第3条～第5条 略

第6条 組合員は組合の貯蓄計画に従い毎月一定の日に月額2円以上を郵便貯金として積み立てるものとする。

第7条 組合貯蓄に関する通帳類は、組合に於いて保管し、毎年1回以上組合員に閲覧せしめるものとする。

第8条 組合員は貯蓄の払い戻しをなさざるものとする。但し止むを得ざる事情により払い戻しをなさんとする場合、組合長の承認を受けるものとする。

第9条 組合員の脱退は、中途退学・卒業等学籍を離れたときに限るものとする。上級学校に入学したる者の組合貯蓄はその学校の国民貯蓄組合に引き継ぐものとする。

以上であるが第9条の表現に従えば、この組合も政府の指示に従ったものであろう。

◎ 勤労奉仕・勤労働員

日中戦争時には勤労奉仕が時折行われたが、太平洋戦争に入って戦局が厳しくなった昭和19年（1944年）には決戦非常処置に基づく「勤労働員」となった。勤労働員となると長期的になってくる。昭和20年（1945年）になると中学校は5年制から1年短縮して4年生になった。いわゆる学校の授業はほとんど行われなくなった。（但し、昭和20年（1945年）8月15日終戦となり、勤労働員も終止し、やがて帰校して授業再開となる。）

次に報国隊出勤について、具体例を1例挙げておく

○昭和17年（1942年）の教授会記録より

報国隊の出勤について、出勤先は、立川獣医資材本廠、期間は5月7日～16日、出勤に

当たる生徒人数は各日百名内外、附添職員は2名である。第1隊、5月7日～12日、各日93名（内訳、製糸2年25名・繊維2年24名、製糸1名44名）、第2隊、5月13日～16日 各日生徒100名（内訳、養蚕1年40名、栽桑1年21名、繊維1年39名）

この報国隊の出動勤労奉仕に対する車代の処分については昭和17年（1942年）7月3日の教授会で次のごとく定めている。立川獣医資材本廠より出勤人員延705人に634円50銭送付してきたので、これについての処分として、一人当たり40銭ずつ計282円20銭を車代実費として配布し、残額一人宛て50銭ずつ計352円50銭は報国隊に寄付することとした（計算が合わないが記録原文のまま）。

勤労奉仕および勤労働員については、「東京農工大学百年のあゆみ」に出勤先が詳しく記載されている。陸軍の福生飛行場・静岡県長期食糧増産勤労奉仕・淀橋地区の建物疎開作業などが挙げられる。尚昭和19年（1944年）7月から9月にかけて、また終戦の年の5月以降はいずれも、繊維関係の工場に数名ずつ分散して動員された。

尚、勤労働員中の犠牲者は1人だけ生じた。彼は出勤先の紡績工場で空襲に際し、敵機の機銃掃射により戦災死をとげた。昭和34年（1959年）10月陸軍軍属として靖国神社に合祀された。

2. 東京繊維専門学校への校名改称

東京高等蚕糸学校が、昭和19年（1944年）に改称する。

明治の専門学校令では実学系の専門学校もふくめて対象としていた。実学学校の格上の実業学校の名称は、高等〇〇学校と名づける慣行があった。それを〇〇専門学校という名称に、このときの専門学校令が一般化した。ちなみに、この〇〇という名称では、不適な事情があった。それは、商業とか商科という名称である。当時は、統制経済が一般化し、配給業務はあっても、自由市場で売買するということはないことになっている。そこで〇〇高等商業という表示は不適当ということになり経済専門学校とか、商科大学が経済大学とか、東京産業大学とかに適宜かえている。東京繊維専門学校への改称に際して、同時に、繊維農業科（羊毛・綿花・麻等を対象）、繊維化学科（ナイロン等合成繊維）、蚕糸科（従来の養蚕科と製糸科を統合）及び紡織科（従来の繊維科）の4科組織となった。敗戦後、昭和21年4月に蚕糸科を再び養蚕科と製糸科に戻した。

2 東京高等農林学校

東大農学部実科が東大から分かれて、東京高等農林学校として府中町に独立する。昭和10年に、東大農学部が駒場から本郷へ移転が実施されることになる。

昭和10年（1935年）4月1日に東京高等農林学校が誕生した。その祝賀会の準備をしていたが、昭和12年（1937年）日中戦争の突発で延期となった。昭和15年（1940年）3月よう

やく創設工事一切が完了したので、同年12月4日28日、独立記念式典が講堂で行われた。

昭和14年(1939年)4月に拓殖学科が増設された。満州国の建国という日本の国策により、その開拓の指導者の養成として拓殖学科の開設が行われた。

対米英の戦略の中で、日本の本土内では到底充足できない食糧・衣料の供給を目的とする開拓の成功に期待がかけられたのである。

勤労奉仕・勤労働員・学徒出陣などについては、教授会等の議事録が全く保存されていないので具体的には記載することが出来ない。当時は表面的には、文部省・政府の指示は東京高等農林に対しても斉しく行われているのであろう。学徒出陣は当然行われたし報国隊も結成されたであろうし、それによって勤労働員も行われたであろう。

勤労働員の内容が高等農林の場合拓殖科では2年生から満蒙開拓の実習へ、続いて農科の生徒も之に参加した。それぞれ、1～4ヶ月を満州の開拓農場で勤労奉仕した。

また、農科・拓殖科の一部生徒は、開拓や農兵隊幹部養成という名目の下に内原訓練所へ、その他のものは、地方農事試験場・指導農場などへ勤労働員された。林科の生徒は営林署等関連分野に動員された。獣医科は、もっぱら陸軍獣医将校の養成にあたり、第二次大戦の末期からは陸軍獣医部の依託生(30名)のために本校の一部が用いられたが、まもなく終戦となった。

なお、獣医学科は獣医畜産科と名称をかえている。昭和19年(1944年)に、東京高等農林学校は東京農林専門学校に改称された。敗戦後拓殖科は第二農科と改称し、陸軍獣医部の依託生も廃止されたが、その生徒定員計60名をもって農芸化学科と農業土木科を新設した。

1. 終戦後の東京農林専門学校・東京繊維専門学校の状況

1.1 東京農林専門学校・東京繊維専門学校

終戦を迎え、軍隊から復員するもの、勤労働員先から帰るものについては、昭和18年(1943年)4月に入学したものは同年9月の卒業であった。それ以後に復学したものは同21年(1946年)3月卒となった。

また、昭和20年(1945年)11月15日には、陸海軍諸学校と高等商船学校からの転入学生の入学式が行われた。このとき農科2年へ5名、同1年へ49名が転入学した。その冬休みには転入学生の補修授業が行われた。翌21年(1946年)5月下旬、食料が欠乏して、学業が続けられないため食料休暇を学校側に申し入れ、1ヶ月の休暇となった。

昭和20年(1945年)12月小出満二は戦争の責任を感じて校長を辞任し、第4代校長として三重農林専・高橋隆道が赴任した。

繊維専でも、軍関係の学校の生徒の転入学が行われた。

GHQの民主化路線のもとで、農林専でも、繊維専でも、昭和21年(1946年)には教職員組合(労働組合的存在)、学生自治会が結成された。

昭和22年(1957年)2月1日前後にはいわゆるゼネストをめぐり、教職員組合大会や学

生大会が盛んに開催された。(2.1ゼネストはGHQの指示により、実行されなかった。)

この頃から、農林専では、駒場社会科学研究会・駒場文学会・演劇同好会などの活動が見られた。

従来の、治安維持法・警察の特別高等警察・憲兵の廃止により自由な意見発表が可能な状況に基づいている。

なお、農林専・繊維専では、武道以外の運動部の部活動が復活している。

昭和22年(1947年)秋から、文化祭・運動会が復活した。

東京繊維専門学校も教職員組合、学生自治会が結成され、それぞれの活動がはじまった。

校長としては、昭和11年5月に第2代として就任した伊藤広雄が戦時中の学校運営に尽力されたが、その責任をとって潔く辞任された。昭和21年10月に第3代校長として木暮横太が就任した。なお、蚕糸にゆかりの深い貞明皇太后の小金井校舎の行啓をいただいた。

1.2 国民生活の実情(戦時)

日本の戦時体制の最大の特質の一つとしては、戦時体制の強化と国民生活の窮乏化とが常に併進していた。

日中戦争以降の物動計画そのものが、限られた国力の下で軍需生産を急速に拡充するため民需を犠牲にする政策を意識的に採用していた。この結果、軍需の拡充に反比例する形で、国民の生活水準は切り下げられた。日中戦争以降、低下し、個人消費支出は昭和17年(1942年)の時点で日中戦争開戦時の8割を割り、太平洋戦争開戦前の昭和15年(1940年)の時点で、昭和恐慌下の昭和5年(1930年)の水準を下まわったといわれる。

戦時経済の進展が国民生活を直撃したのは配給制度と労働力動員を通じてである。配給制度とは生活必需品などの分配を政府が統制するために導入された制度であり、政府の決めた分配量だけを各自が公定価格で購入することができる制度である。昭和15年(1940年)から6大都市で砂糖とマッチの配給制が始まったが、国民生活に決定的な影響を与えたのは昭和16年(1941年)4月から6大都市で実施された主食の米の割当配給制である。これによって普通の大人1人の1日当りの配給量は、平均的な消費量よりかなり低い2合3勺に設定された。

同年中にこの制度はほぼ全国に波及してゆく。この2合3勺という割当量は、形式的には1945年5月まで変わらなかったが、米にかわって、麦類・いも類・雑穀などが混入されるようになり昭和19年(1944年)10月には主食配給量のうち米の占める割合は66%まで低下している。

太平洋戦争の開戦前後から配給制は一層拡大し、昭和16年(1941年)11月から魚類が、翌昭和17年(1942年)2月からは、衣料品と味噌、醤油が、続いて11月からは青果物が配給制に移行している。配給品の粗悪化とも相まって国民生活は急速に窮乏化していった。同時に配給品だけで生きてゆくのは困難であったので、多くの都市住民は公定価格制度違反の闇取引によって米や野菜などを購入するようになった。

米について生産者側の統制状況はつぎのとおりである。昭和14年(1939年)頃から米

不足が深刻化するが、昭和17年(1942年)2月公布の食糧管理法によって米穀国家管理制度が確立する。この制度のもとでは、生産者・地主は自家保有米を除いた一切の米を政府に供出し、消費者は政府から米の配給をうけることになる。その際、インフレを抑制しつつ生産者の供出意欲を刺激するために、消費者米価を生産者米価より低いところに設定するという二重価格制度が採用された。

つぎに、労働力動員についてみよう。軽工業中心の日本の産業構造を軍需産業＝重化学工業中心への産業構造へと急速に編成換えをするためには、労働力の面でも強力な国家統制が必要となった。政府は重化学工業部門へ重点的に労働力を投入するために、商業や軽工業などの平和産業部門からの労働力移動政策を強行した。昭和14年(1939年)7月に公布された国民徴用令である。国家総動員法にもとづく勅令として公布されたこの国民徴用令は、国民を政府の指定する業種に強制的に就業させる法令である。16歳以上45歳未満の男子(技能者の場合は50歳未満)と16歳以上25歳未満の女子を徴用できると定めていたが、昭和16年(1941年)8月の閣議で、労務緊急対策要綱が決定されると、大規模な徴用が急速に進行し、昭和18年(1943年)7月の改正では、徴用の対象は12歳以上60歳未満の男子、12歳以上40歳未満の女子にまで拡大された。また昭和18年(1943年)10月の軍需会社法の公布により、軍需会社の場合には、事業主と従業員を丸ごと徴用することも可能となった(現員徴用)。敗戦時の被徴用員数は、新規徴用16万人、現員徴用455万人に達した。ただし女性の場合には、実際に法的強制措置(罰則)をとまなう徴用という形での労働力動員は行われなかったという。

その上、電力統制もあり、またインフレに見舞われ、如何にして命をまもるかが、大都市戦災地区に住む者の最大課題であった。

1.3 専門学校を終止

昭和24年(1949年)度をもって、農林専門学校も繊維専門学校も最後の入学生を迎えた。3年後にそれぞれ卒業して、農工大の包括校として大筋が完了する。ただし農学部では、獣医畜産卒業後の1年間の教育は行っている。

1.4 敗戦後の国民生活

- ・ 戦後の軍隊解散による復員および外地からの民間人の引揚げが行われ、また戦災による工業生産の縮小ならびに雇用機会の減少など、失業問題が深刻化した。
- ・ 食糧統制、その他生活必需物資についての統制は存続しているが、大都市で配給すべき食糧は確保できず、市民は、住宅地の空地などの開墾によって、カボチャ、甘藷などを栽培も行われたし、都市近郊農家におとずれ、食糧の購入(違法)などによって生命を維持することになった。大都市において闇市で米・酒・衣類などの売買も行われた。

昭和21年(1946年)頃には、食糧配給は底をつき、グリーンピース・砂糖など、代替食糧の配給が行われた。東京における農村からの学生、生徒は、夏の米の端境期を中心として、夏休みをふくめて1～3カ月の間帰郷して生命をつないだ。

配給物質の欠乏とともに、闇流通の登場とともに、インフレが進行した。大都市在住の学生・生徒は必然的に、アルバイトをする者が増加した。建設業などの日雇、選挙運動の臨時雇い、学校等の夜間警備員などである。

労働組合運動も戦争責任・食料問題・労働条件等の問題をめぐって、デモなどが行われた。

高専・大学では、学生・生徒の自治会が広く結成され、校内・校外の民主化運動が行われた。

ちなみに、日本政府等側でも、憲法についての検討がされたが、G.H.Q.としては合意せず、G.H.Q.側がとり急ぎ、憲法の案を作成し昭和21年（1946年）の帝国議会（衆議院）で、上程された。

G.H.Q.の憲法草案については、さまざまな議論をへて、若干の修正を含めて衆議院を通過し、昭和21年（1946年）に公布され、翌年5月3日に施行された。象徴天皇制、国会の国権の最高機関化、議院内閣制などが決まった。

貴族院の廃止、枢密院の廃止、軍備の廃止などがきまった。

敗戦による国富の喪失、領土の縮小、海外にいた人々（軍人、民間人）の帰国に戻ってくるという事態のなかで、政府は次々と紙幣を発行して超インフレの状態となった。昭和19年（1944年）から昭和24年（1949年）にかけて、卸売物価は90倍、小売物価は約116倍になった。生産は縮小段階に入り、国民生活を直撃した（闇市での価格上昇は、もっと激しい）。

第二部

本史

第一章

国立大学としての
出発

第一節

高専から大学へ

1 新制大学の理念

1.ア 戦後教育改革

戦後教育改革は、昭和21年（1946年）3月31日に発表された第1次米国教育使節団報告書に始まるといういいであろう。使節団は3月4日来日、1ヶ月かけて当時の日本の教育体制の現状、問題点を調査し、これからつくられる民主国家日本にふさわしい教育体制のあり方を調査研究、その報告書を3月31日占領軍総司令部（GHQ）に提出したのだが、その報告書には、高等教育について

“日本の自由主義思潮は、第一次世界大戦に続く数年の間に、主として大学・専門学校教育を受けた男女によって形成された。高等教育は今や再び自由思潮の果敢な探究、および国民のための希望ある行動の規範を示すべき機会に恵まれている。これらの諸目的を果たすために、高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならぬ。

高等程度の学校に於ける自由主義教育の機会を増大するためには、大学に進む予科学校（高等学校）や専門学校のカリキュラムを相当程度自由主義化し、以て一般専門教育をもっと広範囲の人々が受けられるようにすることが望ましいであろう。専門学校の数を増加するほかに、適当な計画に基づいて大学の増設が行なわれるようにわれわれは提案する。”

と書かれていた。

この報告に基き、教育体制を建て直す方策を調査し審議するために、日本政府はこの年の8月、内閣総理大臣が“所轄”する教育刷新委員会を設置、“教育に関する重要事項の調査審議”を行い、“内閣総理大臣の諮問した教育に関する重要事項について答申”させることとした。教育界だけではなく、“政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界にお

る学識経験ある者の中から”選ばれた約50名の委員（初代委員長安倍能成）による教育刷新委員会の建議が行なわれるのが同年の12月だが、同建議に基づき小学校6年、中学校3年計9年の義務教育、その上に3年の高校、4年の大学を置くとする新学制がきまり、その実施法として翌昭和22年（1947年）3月31日、教育基本法、学校教育法が制定公布され、同年4月から実施に移されることになる^{注)}。

^{注)} “……”のなかは教育刷新委員会官制にある言葉。なお、教育刷新委員会も、そして答申をうける政府も、3年くらいの準備期間を置き、4年目に新入学する小学校1年生から適用を始め、12年計画で完成させようと考えていたのだが、GHQの圧力を受けて、刷新委員会は義務教育6・3制実施時期を中学昭和22年（1947年）、高校昭和23年（1948年）、大学昭和24年（1949年）からスタートとして建議、翌年の教育基本法、学校教育法の制定となった。

義務教育6・3制とならぶ学制改革のもう一つの目玉は、従来、中学校令、高等女学校令、専門学校令、高等学校令、大学令、師範教育令等、職業別・性別になっていた差別的複線型学校制度を廃止、小学校、中学校、高等学校、大学の単線型に改めることであり、昭和22年（1947年）制定の学校教育法には、専門学校、師範学校等の名称は無くなった。^{注)} この時点で官立専門学校は67校、うち農業専門は東京農林専門外9校、繊維専門は東京繊維専門外2校あったが、これら専門学校は、大学に昇格するか昇格できなくなると廃止されることに、この単線型学校制度への改革で方向づけられたのである。当然ながら、各専門学校は大学への昇格の道を模索し始める。

^{注)} 学校教育法から消えた専門学校の名称が復活するのは、昭和36年（1961年）の学校教育法改正で同法に第5章の2が設けられてからである。

1.イ 専門学校の大学昇格問題

官立専門学校の大学昇格問題についての最初の説明は、昭和22年（1947年）5月下旬に東京で開かれた全国農業専門学校長会議の席上でだった。専門学校の大学昇格は、文部省が直接きめるのではなく、近く大学設立基準協議会が設立され、そこで基準要項が作成され、その基準に基づき選考される、というのがその説明だった。

大学の設置認可は、それまでは文部省の内規によって行われていたのだが、新しい新制大学については当然その内規を改める必要があると文部省は判断し、昭和21年（1946年）11月、都下の国・公・私10大学の総長を委員とする大学設置基準設定協議会を設置、改正案の検討を開始していた。5月の文部省説明はこの協議会で審議中であることを念頭に置いての説明だったのだが、協議会での協議は、文部省の内規改正としてではなく、大学自体が自主的に基準を設定すべき、ということになり、全国大学の参加を得て、昭和22年（1947年）7月、大学基準協会が設立され、協会内に常置機関として基準委員会を設

置、その統括の下に特別委員会をつくって基準づくりが進められた。成案が得られて「大学基準」として協会臨時総会で承認されたのは同年12月だった。翌昭和23年（1948年）1月15日、文部省は大学設置委員会を設置、同年2月、委員会は文部大臣に「大学設置基準」を答申、ここで新制大学設置認可の基準が決定されたのだが、この「大学設置基準」は、基準協会がきめた「大学基準」そのものだった。

「大学設置基準」には、学部の種類、“講座又はこれに代る適当な制度”、“教授及び助教授の任免に当っては教授会に諮りその賛同を得ること”、資格審査、学生定員、授業課目、学士号の“最低基準・種類”、“大学の資産並びに維持経営の方法”の各項目にわたって基準が示されていた（大学院、通信教育に関する基準は別定）。

この基準に基づき、設置認可に関する審査を大学設置委員会が行うことになるのであるが、新制国立大学の設置については、GHQが、日本の大学が大都市に集中しているのは教育の機会均等に反すると指摘、その是正のため国立大学は1府県1大学の方針を貫くべきという指示があり、文部省はそれに従って国立大学設置11原則を別途以下のように定めた。官立専門学校にとっては、「大学設置基準」もさることながら、現実にはこの11原則のほうが重要だったことはいまでもないだろう。全文を揚げておこう。

■ 国立大学設置の原則

- (一) 国立大学は、特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし、一府県一大学の実現を図る。
- (二) 国立大学に於ける学部または分校は、他の府県にまたがらないものとする。
- (三) 各都道府県大学には必ず教養（Liberalarts）および教職に関する学部もしくは部をおく。
- (四) 国立大学の組織、施設等はさしあたり現在の学校の組織、施設を基準にして編成し、逐年充実を図る。
- (五) 女子教育振興のために、特に国立女子大学を東西二ヶ所に設置する。
- (六) 国立大学は、別科のほかに当分教員養成に関して二年または三年の修業をもつて義務教育の教員が養成される課程をおくことができる。
- (七) 都道府県及び市において、公立の学校を国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費等について、地方当局と協議して定める。
- (八) 大学の名称は、原則として、都道府県名を用いるが、その大学および地方の希望によっては他の名称を用いることができる。
- (九) 国立大学の教員は、これを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定する。
- (十) 国立大学は、原則として第一学年から発足する。
- (十一) 国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方および学校の意見を尊重してこれを定める。意見が一致しないか、または転換の条件が整わない場合には、学校教育法第九十八条の規定により、当分の間存続することができる。

続いて同年5月、文部省は以下のような「国立新制大学切替え措置要綱案」を示し、目標を明らかにした。

■ 国立新制大学切替え措置要綱案

- (一) 国立総合大学は附属の予科専門部等を包摂するは勿論、できる限りその所在地の高等学校、専門学校を合併して、新制の総合大学とする。
- (二) 官立の単科大学は附属の予科専門部等を包摂するは勿論、特殊の大学を除きその所在地の高専校と合併して総合又は複合の一大学とする。
- (三) 前二項に包含されない高等学校、専門学校、教員養成諸学校は特殊の学校を除き、その地域毎に合併して複合の一大学とする。
- (四) 総合または複合の大学に合併しない特殊の学校に限り単科の大学とする。
- (五) 二つ以上の国立大学が連合して総合または複合の形態を取り、または国立大学が所管の異なる大学と協定して教育を行う場合がある。高専校が合併して大学となる場合は、それぞれの学校の学科を基礎にして、大学の学部学科を編成するようにすることが望ましい。

2 本学での取り組み

こうした状況のなかで、本学の前身である両高専も、どうするかずいぶん議論があったのであろうが、表に現れた動きとしては、小金井の動きのほうが早かったようだ。

昭和22年(1947年)5月に文部省が専門学校長会議の席で状況説明をしたことは前述したが、その年の6月、東京、京都、上田の3繊維専門学校(改めていう必要がないが繊維専門学校はこの3校だけだった)は、各校長及び同窓会代表が京都に集まり、提携して強力に昇格運動を展開することを協議、“三織校は共に繊維大学に昇格するよう協同運動を展開すること”などを協定している。“昇格資金の調達および情勢に応じ随時適切な行動を展開し得るよう東京に三校同窓より成る一つの運動母体を設けること”もきめたが、それは後日、繊維教育協議会と名付けられ、事務所を蚕糸協会内に置いて昇格運動を行った。三校同窓会代表の名で、文部省、GHQ、衆参両院文部委員会に昇格陳情書を提出したのも、この協議会の活動だった。昇格に関する同窓会の運動で特筆しておかなければならないことは募金活動である。大学基準協会決定の「大学基準」でも“大学は学部学科の種類・学生数等についての組織規模に応じ、次に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする”として、施設・設備の充実の重要性が言われていた。が、敗戦後の財政状況では国費による施設・設備の充実などは望むべくもなかった。“昇格資金の調達”は同窓会の寄付にまつ外なかったのである。東京繊維専門同窓会による“母校施設拡充期成会資金募集は昭和22年～昭和23年(1947年～1948年)”という短期間に1536万余円の成果をあげ、その資金で図書館を建て、図書、自動給綿線繰機、多糸繰糸機等の設備を整えている。農

専の同窓会である交友会も募金活動をおこない、学校当局及び交友会自らの各種調査活動に必要な資金として同窓各位から約10万円の寄付金を集めた。繊維専門教官会議議事録に昇格問題が出てくるのは昭和22年(1947年)10月2日だが、東京農専教官会議にこの問題が正規に登場したのは同年12月だった。繊維専門の動きにくらべると、農専の昇格問題への取り組みは弱かったように見える。この農専の動き、そして昭和23年(1948年)に入ってから繊維専門と連携しての農工大への昇格運動になる経緯については、その時の農専校長高橋隆道氏のメモが残されている。メモの全文をまず紹介し、若干の注記を加えることにしよう。

大学昇格の経過大要 高橋隆道メモ

本校の大学昇格に就いては卒業生の間に憂慮するものがあり、其の意をくみ昭和22年(1947年)7月頃交友会長西大路氏上京し校長に面会を求めたが、当日高橋は農専校長会議で繊維専門学校にあったので同校で西大路氏に面会した(同行鈴木、石井両教授)。

西大路氏の申出の要点は、

1. 本校は昇格の見込があるか。
2. 連合軍総司令部との連絡はあるか。
3. 大学昇格について同窓会としての後援方法如何 寄附募集の必要あるか。
 1. 見込充分あり、必ず昇格し得 若し不幸にして実現せざる場合は校長は処決する覚悟にて努力す。
 2. 司令部とは直接に連絡なきも教育刷新委員会の委員として常に昇格の動向には連絡あるに付御安心ありたし。
 3. 目下の処状況混沌として其の必要なしと思はる。若し必要なる場合は当方より御願するから其際はご協力を願ひ度し。

右の如く答え約20分にて会談を終る。

22年9月頃、専門学校の大学昇格は困難なりとのデマあり。旧制大学の専門学校合併の計画流行し^{注1)}、東大農学部教授会で本校を農学部^{注1)}に合併しては如何、との意見があったと二三の東大教授から内々話があって校長に当方の意見を聞かれたが、本校は長い歴史もあり独立の際における同窓生の努力もあり、同窓生の意向を聞く必要あり、且つ百名以上の職員を擁する校長としては職員の死活に関連しているので軽々しく意見を述べることは出来ない。「正式に申入れがあれば考慮しよう」と意見を述べず積極的な行動もとらなかった。この話は其後立消となった。

11月頃文部省専門教育課長から校長宛に本校の大学昇格を如何にすべきか意見書を出せとのことであったから、国家的の見地から見て農業教育専門学校、東京繊維専門学校、東京青年師範学校とは一体となって大学を組織し、農教及青師は戦災を受けているので須らく本校敷地内に新建築を行ふて将来移動すべきであ

り、敷地も充分の余裕ありとの意見書を出した。このことは学校長の意見を徴されたのであって教官会議に諮る必要なしと信じていたが、後日教官達は頗る不満であったようである。

此頃校内の職員間では昇格問題に就ては消極的態度であって、他校の様に真剣に考えるもの少なかったので校長から積極的に謀ることもしなかったが、12月に入って教官側及び職員組合が動き始めたので、機熟したと見て委員を設けてその準備に取りかかった。

一時既設の総合大学を除き他大学は地方移譲となるとの報あり、文部省も大分混乱した模様で、本校としてはこれは重大問題であるから農専校長会議を開き司令部の意見も聞き地方移譲の実際上不可なる点を述べて見たいと千葉農専でこれを開いた。その結果は司令部の意向は左様でないこと判明してその杞憂はなくなった^{注2)}。

それで教官の意向ものみ、状勢より見て先づ単独案で準備することが必要であり合併連合の機運があればそれに応ずるような覚悟で着々と準備を進めた。

其の間にあっても教官の一部には東京大学に併合を希望するものがあった。それは其の当時盛岡、岐阜、三重農専等が旧制大学に併合する計画があったのに刺激されての結果である。学生間にもこれに同調し東大合併を希望するものあり、又甚しきに到っては文理大のさる教授の策動にのせられて文理大に合併する希望を申し出るものまで生じ紛糾を重ねたが、同窓会の意向もあり単独で昇格する方針を確認して準備は進められた。単独で昇格するについては国家財政の現状から見て、亦現在の本校の設備より考へ将来特徴あり而かも堅実な大学を創設するには相当緊縮したものを計畫する必要ありこれには相当の犠牲を払ふことを覚悟してかかった。現在の農、林、獣医、農化、農土の5学科を置くことは不可能であるので3科とすることを決意し教官会議に臨んだ。教官会議で5科案を立案したが設備其他でこの案は到底不可能であることが判り4科案を編成したがこれも不完全であることに結論が出た。これに就ては10数次に亘って討論し頗る難航をした。其間学生も働きかけて校長は学生の矢面に立つ等苦斗を続けた。此際教官と学生の連絡機関も設けたが充分これが運用できなかつた。

農芸化学の整理については教官特に其科学生の激しい反対があり、その気持はわかるが学校全体のために涙を振って覚悟をきめこれに応待した^{注3)}。これは後日まで種々の禍根を残した様である。紛糾の末、結果は農芸化学2講座、農業土木2講座を大農学科に含め、将来増科の場合には先づ第一に農芸化学、農業土木を増科することとし当分は高学年で専攻制度をおくこととした。即ち農科8講座、林学科6講座、獣医畜産科(其後獣医科とした)7講座、計21講座(其他講座外のもの各科数科目あり)をおくこととなった。農科は8講座中農芸化学及農業土木関係の4講座があるので農科プロパーの講座は4講座となった。作物も育種学を含めた1講座となり(設置委員会小委員会の間で激しき批難があったようである)、応用昆虫学、

植物病理学も合併して作物保護学とし随分無理なことになった。講座のたてかたは大分初めの理想と異なってしまった。後に反省して見ると、なるべく教官の出血をしないよう現在教官を活かすよう心掛けたし、教官達自身も同様の考が働いてこんな具合になってしまったと思ふ。

此頃から文部省は客観状勢からして専門学校の新大学発足には合併又は複合聯立せしめるとの意向が強くなって来た。

そして東京繊維から商大、山梨工専、東京外国語等と一体となって連合の大学を組織しようとの申出があった。商大、其他の連合は事実上不可能であるから繊維だけとの合同ならば考へようといふことになって交渉委員会を設けて交渉を始めた。初めは一般教養の教官を融通しあって所謂連合形の組織をすることになった^{注4)}。

4月末本校は申請書をまっ先に(全国で3番目であった)提出した^{注5)}。然るに其後G.H.Qの指令の11原則によって新設大学は1府県1校(例外北海道、東京、京都等)を新設することとなり、両校長は文部省に招かれ東京農専と東京繊維とは合併して一大学を組織するよう申渡された。その以前東京青師はその帰趨に迷っていたので末松校長に数回本校へ合併方懇諭したが青師の全体の態度一定せず、その間教員養成については頗る複雑な事情即ち教職教養の講座を置かなくてはならぬことになり、同校は農業教員養成の外商業、工業の教員養成もやっていて、教官組織も頗る貧弱であるから合併しても将来種々な問題を起す恐れがあるので、この合併問題は交渉が正式に進捗しない内に当方から打ち切ること良策と思ひ末松校長にそのことを通した。文部省は其後青師を合併し定員だけでも取るように校長宛に相談があったが、以上の事情があるのでその不可なることを述べてこれを断った。農教も合併せしむる意途は文部省にあったが農教は文理大に結びついていたので、急に繊維と本校の両校で大学を組織することになったのである^{注6)}。

この交渉に当つては両校から校長と教官7人を選んで(本校鈴木秀、石井、有働、中島、湯山、安本、関(時に代理黒岩))昇格準備委員会を組織し交互に両校で会合し申請書を作成した。申請書は大體本校のものを基礎としたものであった。設備、予算、職員の定員数等全く同一であるので勉めて公平な割当をして講座数等も同一とすることにした。其の間文部省の方針も数度改変があり、大学基準にも多少の変更があったので数度に亘って申請書も変更した箇所もある。最後に出した申請書^{注7)}には予算其他は本省の指示により現在両校の定員の1.2倍、予算も略1.2倍となっている。教官組織に就ては其の資格の標準^{注8)}を両校委員で定めた其の基準に従って校長が作製して提出した。其後設置委員会の資格審査で不合格となったものが相当あったので、その審査が不当と思はれるもの数名については校長殆ど独断で再又は3次の審査書類を提出した。教官の資質は大学の将来に重大な関係があるので極めて良心的に判断し当然であるものについては再提出をしなかった。審査の結果は申請書の新しい教員組織表に列記してある通りである。

9月29日設置委員会の視察委員務台主任、関口泰氏等6名幹事として文部省から中田事務官等来校、午前中繊維専門で書類上の審査があり、その際示された要点は一般教養の強化殊に人文、社会科学の教授陣及教授内容の強化検討、教授時間に就て、学生を一学部で纏めるか両学部にて交互に合併授業するか、兎に角更に密接な連絡をとること、図書等も両図書館を合せ統合し例えば人文科に属するものはA学部に社会科に属するものはB学部を集めるようにしては如何、獣医の建物の増築、大学名は東京産業大学となっておったが、この名称は商大が数年前まで戦時中、同名称を附したことがあり、将来混同せられるので変更すべしとの上原委員の発言がありたるに付大学名を変更するか或は上原委員の諒解を得られたし等希望ありたり^{注9)}。

午後繊維の設備を視察し午後3時頃来校、時間不足につき本校の特徴ある設備のみを見たとの希望なりしを以て、獣医科の施設を案内した。終了後委員等は校長室にて合意の打合せを行ひたる様なり。後日審査は合格したことを知った。

^{注1)} “旧制大学の専門学校併合の計画”で動きが早かったのは、東北大学の盛岡農専併合の動きであろう。昭和22年(1947年)2月、東北大学から“合併勧誘の正式申込み”があったという(「岩手大学農学部百年史」71ページ)。

^{注2)} 昭和22年(1947年)4月、GHQ民間情報局の指示から、教育の地方分権化の一環として国立大学の地方移譲問題が浮上してきた。教育刷新委員会もそれは不適當と建議したし、教職員組合、学生団体も反対運動を展開、結局見送られることになった。が、その代替案としてアメリカの大学管理方式にならって国公立大学に理事会を置く大学理事会案を文部省は構想、それを昭和23年(1948年)10月に大学法試案要綱として全国国立大学総長会議に提出した。大学管理機関として、文部大臣任命3名、知事任命3名、同窓会互選3名、教授会互選3名それに学長を加えた計13名からなる管理委員会を置き、その委員会が一般方針の決定、学長選任、罷免を行う、学部長・教授の人事は学長が教授会の推せんに基き決定するが、委員会は拒否権をもつ、というこの案は、大学自治を否認するものといつてよく、全国大学の教職員、学生をあげての反対運動が展開された。大学管理法反対闘争である。昭和24年(1949年)1月に発足した学術会議も反対し、法案の国会提出を見合せ、学術会議に諮問すべきことを吉田首相に勧告、同年2月閣議でそれは受け入れられた。授業料値上げ反対運動と重なったこの運動は、当時の国立大学の学生のほとんどを動員する大運動となり、この反対運動の組織過程で全学連が発足していることをつけ加えておこう。

^{注3)} 農専は農・林・獣医の3学科で編成されていたが、昭和14年(1939年)、“海外殊に東亜大陸に向ふべきものを養成する”(昭和15年(1940年)高農独立移転記念式における小出校長式辞) 拓殖学科(学生定員40名)が新設された。その拓殖学科が昭和21年(1946年)3月廃止となり、替って同年4月農芸化学科と農業土木科が設置されていた。新設の両学科を“緊縮”にしたのである。繊維専門も当時は養蚕、紡織、製糸、繊維化学、繊維農学の5学科編成だったが、それを養蚕、製糸、繊維の3学科に“緊縮”した。5学科編成は昭和19年(1944年)からで、それ以前は

養蚕、製糸、繊維の3学科だった。

注4) この間の経緯は、「工学部百年史」がくわしい。摘録しておく。【 】は補足。

【昭和23年(1948年)の】3月18日(木)の教官会議では・・・「1.現在の5学科の数を減じて単科大学(繊維大学)になることは考えない。2.大学昇格の形式として、東京産業大学(仮称)案を採用した。その骨子は商大を経済学部(商学部)、東京農林専門学校を農学部、本校を繊維学部、東京工業専門学校および山梨工業専門学校を工学部とする案である」が承認された“

“其の後、東京商大は単独昇格案を文部省に提出し、東京工業専門学校及び山梨工業専門学校は関東工専会議で、それぞれ単独昇格を決議したとの情報が入り、……その結果、3月26日(金)の教官会議では「東京農林専門学校との連合大学案と、繊維大学とし単独で昇格する案の両案を平行して……検討していくことになった。」その後、3月27日(土)に東京農専より当校と連合したいとの意思表示があり、3月30日(火)には第1回の合同委員会が東京繊維専門学校で開催された。

これらの経過をふまえて、4月6日(土)の教官会議で「単独昇格は諸般の情勢から考えて不可能と判断し、ここに東京農専とそれぞれ独立性を有するカレッジとして、軽い結びつきの連合をすることにした。」(百年史79ページ)

注5) 昭和23年(1948年)4月提出の東京農林大学設置申請書は、大学の目的を“本大学は我国産業の現在及び将来において食糧政策並びに輸出貿易上、農業畜産業の占むべき重要性を考え、その振興のために必要な学術技能の全般に亘り尚獣医学的知識技能をも含めて、実際に即した実証的独創的研究の進展を計るとともに、その研究を継承すべき優秀な後継者とその学術技能を体得して、これらの産業の実際の運営を指導すべき豊かな教養と高潔な人格を備えた人材を養成することを目的とする”とし、“農学科、林学科、獣医畜産学科の3学科21講座学生定員各科120名計600名を組織”内容としていた。そして“一般教養科目は各学科共通にて、科目制として人文科学関係にては・・・5科目、社会科学関係にては・・・4科目、自然科学関係にては・・・4科目、計13科目をおき、必修又は選択とする。以上13科目中本校にて用意するものは9科目、東京繊維大学と協定により同大学の教授に兼担せしむるものが4科目ある。東京繊維大学は本学に近接し(距離4キロ、徒歩約40分)教師又は学生の交換教授は極めて容易である”と記述していた。

注6) 昭和23年(1948年)5月27日繊維教官会議議事録には「5月25日文部省における、文部当局と学校長との協議事項の内容について報告があった。即ち東京農林専門学校と更に緊密な連絡をとり、一つの大学を作り、農林学部と繊維学部との2学部制とすることである。これについては、明日農専とさらに協議する必要があるが、その折衝は当校の設置委員会に一任することになった」とある。

注7) 昭和23年(1948年)8月15日提出「東京産業大学設置申請書」。現存申請書原本は朱の二本棒で産業が消され、農工と訂正された申請書になっている。

注8) 委員会で決定した“選考基準”は、「教授 大学卒業後10年以上又は専門学校卒業後15年以上を経過したもの」「助教授 大学卒業後5年以上又は専門学校卒業後10年以上を経過したもの」等となっているが、“特別の事情がない限り両校教官を優先的に採用することにした”とし

ており、更に教授について“高等専門学校以上の学校で3年以上教員の経験があり教授上、学問上の業績あるものについては考慮する。特に「教授上の業績」については具体的な資料の提示がないために見逃される場合が少なくない。著書論文はなくとも専攻学科又は教授上につき知識識見があるかどうか、講義内容はどうか、教育上の経験はどうか等の諸点を調査し、校長の推薦に徴し該当者を見出すことが必要である”との“申合”も行っている。

注9) 上原委員は当時の東京商大学長。大学設置委員会委員だった。

3 国立大学としてのスタート

東京産業大学設置申請書が大学設置委員会の審査に入ることになる昭和23年（1948年）10月1日、“本省及び大学設置委員会等との折涉及び連絡上新制大学創設事務責任者として”高橋隆道東京農林専門校長が文部省学校教育局長から指名され、昇格事務は農専事務部で扱うことになった。

実地調査後の両校の大きな課題は、大学名をどうするか、大学昇格後の学長、学部長、特に学長の選出をどうするかだった。昭和23年（1948年）11月、両校から5名ずつの委員を選出して学長候補選衡の特別委員会がつくられるが、特別委員会は、東京大学農学部田中丑雄教授を適任として交渉を開始、田中教授の内諾を得た上で、昭和24年（1949年）1月に入って両校の教官会議は学長候補者として決定している^{注1)}。

校名問題について、「百年史」の簡潔な記述を借りておく。次のように記されている。

“新制の大学名については多摩大学をはじめいろいろな案が出された。なかでも東京産業大学案は賛成者が多く最も有力とされ、文部省への申請書類もこの案で記載されたが、この校名は戦時中一時東京商科大学（一橋大学）が使用したこともあって文部省は難色を示し、結局「農業繊維大学」または「繊維農業大学」と「農工大学」との二つの案にしばられた。さらにこの二つの校名について検討された結果、農業繊維大学または繊維農業大学名は二つの学校が対等で結ばれているという感じがぴったりでにくいとの意見もあり、それでは農業と繊維の間に・を入れたらよいではないかとの説も出されたが、最終的には将来への飛躍も夢にみて「東京農工大学」に満場一致で決まった。（「東京農工大学百年史」511ページ）。

初代学長について、大学設置委員会が“田中丑雄氏に御盡力を願うことに内議”決定したことの通知が文部省学校教育局長からあったのが昭和24年（1949年）5月14日であり、同年5月31日に東京農工大学設置許可の通知が出ている。設置許可通知全文を掲げておこう。

直学38号 昭和24年5月31日

東京農工大学創立

事務責任者殿

文部省学校教育局長

東京農工大学設置について

昭和23年7月30日付をもって申請の学校教育法による標記大学設置のことは大学設置委員会において審査中であったが、今般次のような答申があったからこの段命によって通知する。ついては本文に示された条件の実施については本省でも留意するところであるが万遺漏のないようにお取計い願いたい。

1.位置 東京都北多摩郡府中町

同 小金井町

2.学部学科 農林学部 農学科、林学科、獣医学科
繊維学部 養蚕学科、製糸学科、繊維学科

3.開設学年 第1学年

4.開設時期 昭和24年度

5.設置条件

(1) 一般教養中人文及び社会科学関係の図書を充実すること

(2) 農林学部にて乳肉衛生実験室、伝染病実験室、実験動物飼育室を可及的速かに設けること。

(3) 各学部共専門講座に助手を増員すること。

以上の事項については、その実施につき報告を徴し又必要ある場合は大学設置委員会として実地視察する。尚教員組織についてはその充実にいたるまでは大学設置委員会と協議しなければならない。

昭和24年(1949年)5月31日、国立学校設置法公布と同時に、69の国立新制大学の一つとして東京農工大学もスタートした。農、工の2学部編成で職員定員は学長1、教授52、助教授39、講師8、助手4、事務官28、技官4、雇員102、傭人75、計313名であり、一般教養に10講座、専門として農工それぞれに21講座が認められた^{注2)}。

スタート時の講座名を示しておこう。

【一般教養】

人文科学関係 外国語講座、哲学講座、心理学講座

社会科学関係 経済学講座、統計学講座、歴史学講座

自然科学関係 数学講座、物理学講座、化学講座、生物学講座

【農学部】

農学科 作物学講座、園芸学講座、農業経済学講座、作物保護学講座、土壤肥料学講座、農業土木学講座、農業機械学講座、農産製造学講座

林学科 造林学講座、森林利用学講座、林産製造学講座、林業経営学講座、森林工学

講座、林政学講座

獣医学科 家畜解剖学講座、家畜生理学講座、家畜病理学講座、家畜衛生学講座、家畜内科学講座、家畜外科科学講座、畜産学講座

【繊維学部】

養蚕学科 応用昆虫学講座、蚕病学講座、遺伝及蚕種学講座、育蚕学講座、栽桑学第1講座、栽桑学第2講座、農業経営学講座

製糸学科 機械工学講座、繊維物理学講座、蚕糸化学講座、製糸原料学講座、製糸学講座、工業経営学講座

繊維学科 繊維化学講座、植物繊維学講座、動物繊維学講座、人造繊維学講座、色染化学講座、紡績学講座、機織学講座、編組学講座

昭和24年（1949年）の新制国立大学第1回入学生の選抜試験は、6月に行われた。新制国立大学の入試は、全国69大学を一期、二期に分けて行なうこととされ、入学願書受理期間は1、2期とも3月13～26日、入試は一期校が6月8日から、二期校は6月15日から、入試発表は1、2期校とも遅くとも6月26日までと定められたが、農工大は二期校に指定された。公立、私立の大学はすでに入試が終り、合格者も決まっていた時期であり、当然ながらこの年は入学志願者が少なく、応募者が入学定員に満たない国立大学もあったが、農工大はそれぞれの入学定員120名に対し、農学部は229名、繊維学部は235名の応募者があり、農学部112名、繊維学部111名が入学、新制大学としての第一歩が7月1日の第1回入学式から踏み出された。

注1) 昭和19～22年（1944～1947年）東大農学部長、当時、教員適格審査委員会委員長だった。大正2年（1913年）農科大学獣医学科卒業後、大学院に1年いて大正3年～大正8年（1914～1919年）農科大学実科講師を務め、大正8年（1919年）東京帝大農学部講師、大正14年（1925年）助教授、昭和6年（1931年）教授になるが、昭和7年（1932年）から昭和15年（1940年）までは東京高農教授を兼任していたので、農専教官には知の人が多かったであろう。特別委員会では「下部の意見もよく聞いてくれる人」というのが大きな条件になり、当時東大の獣医の教授をしていた田中丑雄の名前が出た。（職組資料 座談会「東京農工大の歴史を語る」—岡本先生を囲んで—）農専校長であり、教育刷新委員会委員もしており、繊維専門を“包括”しての新制大学の“創設事務責任者”にもなっていたこのメモの筆者高橋隆道の名は、学長選衡特別委員会では出なかったようだ。何故か気になるが、その点については渡辺直吉名誉教授の次のような回想が参考になろう。“昭和18年から終戦まで小出満二という先生が校長でした。この人は学生にも評判がよく、人物だったと思っています。戦争が終わって高橋先生が三重農林から来られたが、いきなり「おれは熊本武士だ」と広言する調子で、「教授会は諮問機関である」と言い切っていた（校長は任命制だからウソではない）。組合とは当然意見が合わず、排斥の動きも出た。新制切換えでいよいよやめるときに、送別会が開かれたが、黒岩菊郎、関明両先生など当時の組合役員に対して『お前達から出て行けと言われたが、気持のいいけんかだった』といったりして、やはり気概のある面白い人だったと思

ます。”

注2) 定員、特に教官定員には、最初から問題があった。前掲「職組資料」を引用しておく。

“渡部 私は当時助手だったからよく覚えているのですが、大学になれば二割方定員をふやしてやると云われた。ところが定員はふえず、大学になったからと助手定員を喰って助教授、講師をそろえるといって定員をすごく少なくしてしまった。そして専門学校はもう終わったんだからあなた方はいなくてもいいと言ってきた。それで古い助手が多勢やめざるを得なかった。

岡本 そうですね、それが確かにありました。

田崎 確か両学部三人の助手定員で、もう一人の定員を両学部でかわり番こに使うというようなこともあった。

清水 ここにダコセの新開（一九五一年三月三十一日付）がありますが、農工大学からのレポートがでています。これは確か石川武男助教授の報告だと思うのですが、そこに「一昨年三月（一九四九年）に新制大学は旧制高専の二割増の定員で大学をつくる約束でこの学校も陣容を整えた。学長は昨年も移行による首切りは絶対出さぬからと組合に何度か確約した。ところが昨年三月（一九五〇年）、定員・予算は専門学校と同じ規模に減らされた。これを学校は簡単にのんでしまった。政府並びに文部省のやり方は甚だ不可解だ。この問題は全国の大学に起こっていると思うが、私達は少なくとも教育・研究が保証されるよう政府を動かさなければ解決がつかないでしょう。と某教授が語っている」とあります。ついでにこの記事によれば、このことが繊維の方で問題になり「教官会議が開かれる度に多数組合員が傍聴に押しかけ、各教官の発言を監視する。先日は委員長三村氏が『助教授の定員にあまるところに助手を任用すべきだ』と発言し、教官会議の意向はそのように統一された」とあります。……

岡本 それと同じ新聞だと思いますが、「繊維では教授が四、助手が五、傭人・臨時が五はみ出し」「農では教授二、助手三がはみ出し（定員オーバー）」とあります。これだけどうしても首を切らなくてはならなくなってしまった。

（中略）

渡部 二割増が駄目になって、助手の席を喰っちゃって助教授をふやした。だから助手は「当然助教授の定員をよこすべきで、助手の定員を喰うべきではない」といった。（「前掲資料」14～16ページ）。

昭和24年（1949年）5月31日の大学設置許可通知のなかで、許可条件としてつけられていた“教員組織についてはその充実にいたるまでは大学設置委員会に協議しなければならない”とする件について、5年後の昭和29年（1954年）4月13日付で以下のような「教員組織に関する部分の解除通知」が文部省大学学術局長から学長あてにきている。

東京農工大学長殿 文大庶第315号

文部省大学学術局長
稲田清助

大学設置条件の教員組織に関する部分の解除について

さきに御提出のあった大学整備充実状況報告書に基き、大学設置審議会において審議を重ねました結果、貴学設置（学部学科の増設を含む。）の際の条件中教員組織の充実につき当分の間大学設置審議会と協議を必要とする条件（教員の増強等の条件のある場合は、これを含む。）は、今後下記の学部については、解除してさしつかえないとの結論を得ましたので通知します。

なお、大学設置審議会における「教員の資格についての申合せ」は、概ね別紙のとおりでありますから、参考までに送付します。なお、又貴学の「教員選考基準」を2部当局庶務課長あて御提出下さい。

記

農学部、繊維学部
（教員の資格についての申合せ）略

教員人事について自主的決定権をもつようになったこの時点で、1人前の大学として承認されたといっていいただろう。5年間の“整備充実状況”を以下、簡単に見ておくことにしよう。

第二節

新制大学としての整備

I “緊縮” 学科の復活

昭和26年（1951年）1月、農学部には農芸化学科、繊維学部には繊維化学科を新たに設置することが認可され、農芸化学科は翌年に、繊維化学科は昭和28年（1953年）に開設の運びとなった。

大学に移行する前、農専には農学科、林学科、獣医畜産学科、農芸化学科、農業土木学科の5学科が、繊維専門には養蚕科、紡織科、製糸科、繊維農業科、繊維化学科の5学科が置かれていた。大学昇格に当たり、“相当緊縮したものを計画する必要あり”（高橋隆道メモ）^{注1}、農専は農芸化学科・農業土木学科を農学科に統合して3学科に、繊維専門は、紡織科、繊維農業科、繊維化学科を統合して繊維学科とし、養蚕学科・製糸学科との3学科に

した。

この3学科への編成替えには学生の反対運動もあり、両校とも大変な苦勞だったが、大学昇格のために結局は歴史の浅い学科を統合することで対応したのだった。(農芸化学科、農業土木学科は、敗戦にともない拓殖学科が昭和20年(1945年)に廃止され替って設立された新学科だったし、養蚕学科、製糸学科は高等蚕糸設立時からの学科だが、紡織、繊維農業、繊維化学は、高等蚕糸が繊維専門に変わった昭和19年(1944年)にできた学科だった)。当然ながら“将来増科の場合には先づ第一に”(高橋メモ)復活することを約束しての学科統合だったのであって、大学設置申請書にも「将来計画の概要」のところで

“学科は農学部にあつては、教官の定員予算の関係上止むを得ず農業土木学科と農芸化学科を廃止したが、両科ともに現在及び将来の我が国産業上貢献すべき分野は大きく、その教育の必要なことは言ふまでもないことであり、しかもこれ等の学科については既に相当の設備を整えておる現状であるから、なるべく早い時期にこれ等2学科を設置したい。

繊維学部にあつても同様の理由からして近い将来に繊維学科を繊維農学科、繊維化学科、及び繊維工学科にしたい希望である。”

と記述している。実際、統合しての教育は大変だったらしい。昭和25年(1950年)文部省に提出した「農芸化学科設置理由」のなかに次のような記述がある。

(統合後は農学科の中に農学、農芸化学、農業工学の3専修を置いて学生に“選択専修”させていたのだが)新制実施の結果種々、制度の欠陥に直面し、改正の止むなきに至った。欠陥の一は開学後2箇年の学生分布が不均衡な点であつて、農学(純農)専修は3専修の中で最大の施設と関係5講座及び農場の教員の配当に対し、これを志願する学生が収容能力の半数に達しないのに反し、農業化学専修は関係2講座の教員配当に対し、志願学生が収容予定数の約3倍に達し、専門学校農芸化学科120人を収容していた施設を有するに拘らず教員が少いので既設の施設を活用する専門教育さえ不可能な現状になった。農芸化学志願者は専門学校当時平均約10倍あり、新制実施後も他学科に比し遙に多いが、此の傾向は農芸化学が農学に占める重要性に鑑み、また本学の所在が都心に近い環境からみて将来も継続するものと信ぜられる。

繊維学科も同様だったことを、同じく昭和25年(1950年)に提出した申請書のなかで

繊維界の現状を見るに人造繊維の占むる地位は益々増大するのみならず、天然繊維の部門に於てもその整理加工の面に於いて化学的技術を要求することが極めて切実なものとなった。…本学繊維学部にあつても繊維化学科設置の必要はつとに認識していたのであるが…已むを得ず繊維学科内の一専攻として置くより他なかつたのである。……繊維学科にあつては、学生の過半数は繊維化学専攻を希望して居る。既に旧専門学校にあつては、その必要性より繊維化学科が設置され、未だ四回の卒業生を出したのみであったが、志願者の数、質、は他科に勝り、この傾向は繊維界の現状より見て将来も継続するものと信ぜられる。

と書いていた。

大学昇格後僅か2年で学科増設が認められたのは、こういう現状を文部省も放置できないと認識したからであろう。

大学昇格時には処理できずに積み残した事項として、もう一つ、蚕糸別科問題にふれておかなければならない。

繊維専専門には、その前身の高等蚕糸時代から、大学に昇格した諸学科のほかに1年制の養蚕実科、2年制の製糸教婦科が置かれていた。“養蚕業に従事すべき者に必要なる教育を施す”或は“製糸の教婦たるべき者に必要なる教育を施す”（東京高等蚕糸学校規程）ことを目的とした実習主体の実業教育を行っていたのだが、大学昇格に当たってどうするのか不明のまま、取り残されていた。旧制専門学校は在学生卒業とともに昭和26年（1951年）2月に廃止されることになっていたので、放置すれば“蚕業実科及び製糸教婦科はその長い歴史に終止符をうつ”（蚕糸別科設置「趣意書」）運命にあった。

が、“蚕業界が従来の養蚕実科卒業程度の学力及び技術を有する技術者を必要とすることは今迄と何等かわることなく”（「趣意書」）人材を求めていることから、存続を図るべく「製糸別科」として設置を申請、昭和26年（1951年）、承認され設置となった。修業年限1年、養蚕専攻と製糸専攻に分れ、定員60人だった。

^{注）}5学科あったものを3学科に“緊縮”しなければならない理由については、明確な説明は高橋メモではなされていない。因みに同じく農専から昇格した岩手大学農学部、鹿児島大学農学部では、農専時代の学科構成がそっくり大学昇格後の農学部の学科構成になっている。本学が何故“緊縮”策をとらなければならなかったのか。

専門学校時代に、実業教育のための別科をもっていたところでの、大学昇格に当たった別科の扱いも一様ではなかった。例えば岩手大学農学部などの場合、高専時代にやはり実業教育を行なう1年制の農業実科（定員20人）があったが、昭和24年（1949年）大学昇格時には実科はそのまま大学に編入され、昭和26年（1951年）に農学別科と改称、農業専修と農村工業専修の2専修が設けられている。これらにくらべると、本学の場合、学科の“緊縮”といい、実科の扱いといい、ことさらに大学昇格の条件をきびしく受けとめていたのではないと思われる。

2 一般教育の整備

占領直後の昭和20年（1945年）10月22日、GHQ指令「日本教育制度に対する管理政策」が出されるが、それには真先に

“教育内容は左の政策に基づき批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと。

(1) 軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること。軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること。

(2) 議会政治、国際平和、個人の権威と思想及集会、言論、信教の自由の如き基本

“人権の思想に合致する諸概念の教授及実践の確立を奨励すること。”
が強調され、“教育過程における技術的内容”として“教育ある平和的且つ責任を重んずる公民の養成を目指す新教科目、新教科書、新教師用参考書、新教授用材料は出来得る限り速かに準備せられ現行のものと代えられるべきこと”が記されていた。

“軍国主義的及び……国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること。軍事教育……は凡て廃止すること”が直ちに実施されたことはいうまでもないが、“教育ある平和的且つ責任を重んずる公民の養成を目指す新教科目”の準備には時間がかかった。

昭和21年(1946年)3月、“日本人みずからその文化のなかに健全な教育制度再建に必要な諸条件を樹立するための援助をしようとするための教育使節団がアメリカから来日したのもその準備のためだが、使節団は約1ヶ月かけて日本の教育の実情を調査、今後のあり方についての報告書を占領軍総司令部に提出した。この報告書に盛り込まれた教育制度改革の勧告に即して教育制度改革方策を練り上げるために同年8月内閣総理大臣の下に教育刷新委員会が設置されて、教育刷新策が打ち出され、従来の国民学校6年・中学校5年・高等学校3年・大学3年(うち義務教育は国民学校6年)を小学校6年・中学3年・高校3年・大学4年(うち義務教育は小6・中3の9年)にかえる学校教育法が、教育の基本理念を明確にした教育基本法とともに昭和22年(1947年)3月制定公布される。

教育は“人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない”(基本法第1条)とする基本法に基づく大学は、当然に、“国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス”(大学令第1条)とするそれまでの大学とは、その性格を大きく異にすることになる。新制大学の目的を規定している学校教育法第52条を掲げておこう。

第52条〔目的〕 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

“国家ニ須要ナル学術”とか“国家思想ノ涵養”といった言葉が消えていることにまず注目すべきだろう。国家主義の消滅である。そして真先に出てくるのが“広く知識を授ける”ことである点に第2に注目する必要がある。教養教育の重視宣言といっていいだろう。“新制大学は、理念のうえで戦前の大学の国家主義を否定し……専門教育と研究という二つの機能と並んで、一般教育による市民形成をめざ”す(寺崎昌男「平凡社 大百科辞典」第8巻1172ページ)大学になったのである。

その新制大学の学部構成や教員構成、また学科目構成等のあり方を規定する大学設置基準がきまるのは1948年2月のことだが^(注)、そのなかでは授業科目は次のようにきめられていた。

“授業科目及びその単位数規定は左の基準に依る。

(1)大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に互って夫々三科目以上、全体として

文科系の大学又は学部では十五科目、理科系の大学又は学部では十二科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学、倫理学、心理学、社会学、宗教学、教育学、歴史学、人文地理学、人類学、文学、外国語。

自然科学関係 数学、統計学、物理学、天文学、化学、地学、生物学、心理学、人類学。

必要な場合には前掲以外の科目を一般教養科目に加えることができる。音楽、美術等情操教育に役立つ科目を加えることが望ましい。

(2) 大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要する。

(3) 専門科目については別表の各分野毎に示された各分野にわたり適当数の授業科目を設けなければならない。”

昭和23年(1948年)提出の東京農工大学設置申請書(提出した時は東京産業大学設置申請書になっていたが、審査中に東京産業大学の名称使用は不可となり、申請書原本は「産業」に線を引いて「農工」に書き改められている)に掲げられていた一般教養科目を示しておこう。

“主として講座制としてこれを補ふに学科目制を加味する”とした上で

人文科学関係

外国語講座 英語、独乙語

哲学講座 哲学

心理学講座 心理学

社会科学関係

経済学講座 経済学

統計学講座 統計学

歴史学講座 歴史学

自然科学関係

数学講座 数学

物理学講座 物理学 同実験

化学講座 化学 同実験

生物学講座 生物学 同実験

講座外の学科目

人文科学関係 社会学

社会科学関係 法学

が記載されていた。

^{注)} 昭和23年(1948年)2月決定の「設置基準」は、前年の10月大学基準協会が決定した「大学基準」をそのまま大学設置委員会の答申としたものである。新制大学発足以前は、文部省の基準によって設置認可が行われていたのだが、新制大学のスタートに当たってその内規を根本的に改め

る必要ありとして、文部省は昭和21年（1946年）11月、東京都下の国・公・私立10大学の総長を委員とする大学設置基準設定協議会を設置、内規改正に着手したが、その協議会で大学自体が自主的に基準をつくるべき、ということになり、全国大学の意見を集約すべく大学基準協会が昭和22年（1947年）7月に発足、常置の基準委員会を中心に専門学者による特別委員会で「設置基準」案を検討、基準協会の「大学基準」がつくられ、その案が、大学設置委員会から「大学設置基準」として文部大臣に答申され、政府決定となった。設置基準が省令になるのは昭和31年（1956年）10月である。

農専、繊維専門といういずれも実学系専門学校が母体だった本校の場合、人文科学系、社会科学系の一般教養学科を担当できるスタッフがもともと少なかった。昭和23年（1948年）9月に行われた設置審の現地視察の際にも“一般教養の強化殊に人文、社会科学の教授陣及教授内容の強化検討、教授時間に就て、学生を一学部で纏めるか両学部にて交互に合併授業をするか、兎に角更に密接に連絡をとること、図書等も両図書館を合せ統合し例えば人文学部に属するものはA学部で社会科学部に属するものはB学部で集めるようにしては如何”といった指摘を受けている（「高橋メモ」、なお東京産業大学の名称について、“大学名を変更するか上原委員—東京商大学長—の諒解を得られたし”と言われたのもこの現地視察の際だった）。

とりあえずは、両学部から各10名の一般教育科目担当教員を出し、学生の教育は両キャンパスに分れて行われ、教員が両キャンパスを行ったり来たりしていた。教員は両学部に分属しており、一般教育実施上の連絡会議は持っていたが、新制大学の特色として重視された一般教育の実施体制としては不備をまぬがれなかった。

大学に昇格してから2年後の昭和26年（1951年）、設置審からその不備の是正を求められることになる。

昭和26年（1951年）4月2日の第19回協議会（現在の評議会）で、田中丑雄学長は設置審が各大学の教養教育実施状況を調査、問題点を検討していること、特に本学がキャンパスを異にする両学部で別々に行なっていることを問題にしていることを報告、

“大学設置審議会は本学の一般教養科目の教育を一カ所にまとめて実施することを強く要求しており……これが確定せざる限り、すべての新規要求は一応抑えられる恐れがある。従って本学としてはこの事項について十分研究し、関係方面に理解されるよう進めていきたい”

と述べている。設置審の“方針”は、昭和26年（1951年）6月2日の日付で、文部事務次官から学長あての「大学設置審議会第9特別委員会の結論について」（通知）として次のように伝えられた。

“各国立大学の総合整備計画を審議するため、大学設置審議会に第9特別委員会が設けられたことについては……御承知のことと思います。同委員会はその後25大学については実地視察を行い、その他の大学からは親しく大学側の意向を聴取し、審議の回を重ねてきましたが、このほどその結論（報告）を得ました。

貴学に関する第9特別委員会の結論報告は下記のとおりであります。本省としてはこの報告のとおり方針を決定して、これを推進したいと考えますので、貴学においても御協力をお願い致します。

(中 略)

記

○方針

一般教養を2ヶ所でやっているのが不相当であるから、敷地及環境の点から農学部
の敷地で一般教育の施設を一本にまとめて実施すること。

農学部構内での一般教育施設建設はそれから3年後の昭和29年(1954年)まで待たなければならなかった。施設建設としては一般教育施設建設の前に、大学本部の建設が必要だったからである。

3 大学本部問題

大学本部は、大学昇格後、暫定的に農学部本館内に置かれていた。新制大学への農専、
繊維専門両校の昇格事務は、農専校長が文部省学校教育局長から「新制大学創立事務責任
者」として“本省及び大学設置委員会等との折涉及び連絡”に当るべきことを“依頼”さ
れていたもので、昇格事務は農専事務室が処理していたのだが、それが昇格後も引き続いて
大学本部になっていたということではない。

大学本部をどこに置くか、は、大学の名称をどうするか、という問題とならんで、両校
一緒になって大学昇格を申請することにしたときからの懸案だった。経過を簡単に記し
ている東京農工大学工学部百年史の記述を借りておこう。昭和24年(1949年)の教工会
議事録を引用しながらだが、こう記されている。

“5月18日(水)開催の教官会議の主議題は、本校の教官定員と大学本部設置位置
の問題であった。本部設置位置の問題は、いろいろ難しい点があり、未解決のまま
であった。この日の教官会議の議事録は次の通りである。「浅生教授案として、資
料を揃へて第三者(例えば、文部省の大学設置委員の中の適当な人)に依頼して判
定してもらったらどうか。またの案として2年または3年の交代制として、最初は
“クジ”か何かできめたらどうか。(交代制と云ふ約束がしっかり出来ていれば“ク
ジ”でどちらに決ってもかまわないと云ふ意見も多い)」。

6月8日の教官会議で再び大学事務の設置位置についての両学部の合同委員会案
が審議され、承認された。その議事録は以下の通りである。

「1) 両学部と別個の場所で便利な処に本部を設置する。2) 設立費は文部省に要請
すると共に両学部の同窓会で少くとも百万円を拠出する。3) 建設に当っては将来
の構想も入れ、かつ本部建設委員を両学部関係者より5名ずつ選出して直ちに実
行に移る。4) 本部は3年以内に建設することにし、それまでは抽せんによってど

ちらかに置く。3年たっても完成しない時は本部は他の学部に移す。

以上の約束によって8人委員で抽せんしたところ、第1回の本部は農学部と決定した。(5月18日の教官会議の議事録参照。)”

農工大も含まれる新制国立大学の発足は、昭和24年(1949年)5月31日である。この日、国立学校設置法が制定公布され、同日付の発足となったわけである。大学設置許可書も、初代学長の発令もこの日付になっている。5月18日というのは、まだ大学になる前ということだが、この申し合わせのように事態は進まなかった。昭和27年(1952年)6月30日評議会での学長の“説明要旨”及び7月25日評議会続会(Ⅳ)、12月23日評議会の審議経過に関する農学部長報告を、農学部教授会議事要旨から摘録しておく。

昭和27年(1952年)6月30日評議会での学長説明要旨

(同年6月26日教授会議事要旨〔附〕による)

(1)学長としては文部省に対し両学部の現在の建物も敷地も不十分であるので、両者を更に拡張すべきことを要求し、予算要求に際してもこの点を強調している。

(2)拡張については第9特別委員会(大学設置審議会の施設、設備を国立大学につき整備する委員会)の確定方針としては両学部の位置に隣接した土地に限定されている。

(3)(1)の理由から前年度事務局長の盡力で農学部正門前の土地を農学部が必要であるとして1万坪中4千坪を購入した。これは(2)の理由により大蔵省も承認した。

(4)購入の理由としては農学部の必要性を唱えているがこの敷地に本部を建設することは文部省も認めるようになった。

(5)そこで両学部の現在の敷地にできるだけ迷惑をかけない方針と、隣接した土地に建設する方針とからして、名目は農学部の敷地として購入したのであるが、文部省も同意しているので、農学部正門前の土地に本部を建設したい。

昭和28年(1953年)1月29日教授会議事要旨

1、2(略)

3、本部問題に関する件:昨年6月以来審議中の本部問題は幸い総て解決したので、学部長からその結果の概要を次の通り報告した。

1)第31回本学評議会続会(Ⅳ)(27.7.25)で三戸森評議員から本部問題に関する繊維学部教授会における審議の結果につき次の報告及び意見の開陳があった。(a)一般教育の施設と本部の建物とをからみ合わせて本部を農学部構内に建てると謂う構想のもとに折衝を行ったことは甚だ遺憾に思う。然しこゝまで進行した以上これを認める外はないが、今後はこの種の事項は事前に協議してほしい。(b)繊維化学科新設については学長は本部建設と同様の努力を傾注して欲しい。(c)学生の要請も有るから移転取止め最後決定は来る9月学生に納得の行くよう話してからにして欲しい。(d)(略)

2)第35回評議会(27.1.23)本部移転に関し、三戸森評議員から繊維学部学生の総

意として「今回本部の繊維学部への移転取止めになったのは止むを得ない」との結論に達した旨報告し、結局予算は移転費につき考慮しなくてもよいことになったと確言した。

本部建物が竣工するのは昭和28年(1953年)5月のことであり、農学部本館から事務局、学生部が移転、その後農学部構内での一般教育講義棟建設が始まり、昭和30年(1955年)4月に竣工、一年次の両学部の課程を統合した一般教育が開始される。この時点では教官研究棟等はまだ出来上らず、一般教育部事務室は本部内に設けられた。研究棟が出来上るのは昭和32年(1957年)4月であり、この時点で一般教育部事務室も本部から移転、一般教育部の統合体制がようやく出来上がる。

なお、一般教育を統合して実施する体制として、最初に組織されたのは両学部一般教育担当教官の連絡会議だったが、この会議は意志決定機関ではなく、単なる連絡調整機関でしかなかった。昭和26年(1951年)に入ってその体制が変わる。本学の一般教育を“一ヶ所にまとめて実施する”ことを設置審が強く求めていることを学長が説明した昭和26年(1951年)4月の協議会以降、一般教育の統合体制づくりが課題になったからである。で、まず措置されたのが教養部の設置(昭和26年(1951年)7月)だった。昭和26年(1951年)7月の協議会決定の教養部規定では、

“教養部は一般教養科目及び外国語の教育目的を達成するため、一般教養科目及外国語の授業を担当する専任教官を以て組織し、教養部長は互選で選出し学長が任命する。”

となっており、専任教官を構成員とする教授会も置かれることになった。一般教育実施の意志決定機関がここでできたわけである^{注)}。

^{注)} 教養部は昭和27年(1952年)7月一般教育部に改称している。大学設置基準に関する昭和26年(1951年)文部省通達が一般教養科目を一般教育科目に改めたからである。

第二章 大学としての発展

第一節

学部の充実—繊維学部から工学部へ

昭和32年(1957年)11月、中央教育審議会は、かねて審議していた「科学技術教育の振興方策」を第6回総会で議決、政府に答申した。答申は“わが国の科学技術は戦争による破壊、敗戦に次ぐ混乱、疲弊、研究施設・設備の老朽化・旧式化、研究員の不足等によって立ち遅れ、これを基盤とする産業技術、ひいては産業自体も進歩がはばまれ、その新開発は主として外国技術の導入に依存しなければならない現状にある”と現状を総括、この現状を打開するためには“科学技術の振興”が必要不可欠だとし、その基礎としての科学技術に関する研究・教育の振興を図ることが特に重要であることを強調、大学については次のように指摘した。

大学の学部、大学院および附置研究所における科学技術教育について

一、科学技術系大学学部卒業者の質の向上。

戦後躍進した科学技術の特徴は、各専門分野が高度に細分化してゆく反面、おのおのが密接な関係を保ちながら進歩してゆくことである。このような情勢の中にあって、産業の推進力たる科学技術者としては、広い教養を持ち、確固とした基礎学力を備え、高い専門技術を持つことが必要である。大学卒業者の質に対する産業界からの要請は、産業の規模と種類によって相当幅があるが、大学学部の卒業者についての要請の帰するところは、大学卒業後数年の経験を加えることによって、産業技術の将来をになうに足る専門技術者となりうる素養を持つことにある。現在の大学教育が科学技術者養成においてふじゅうぶんであるおもな原因は、戦後現行制度の実施にあたって、従前の高等専門学校を母体として組織された大学については、教職員の数と質、施設・設備等が準備不足のまま発足したこと、一方、旧制大学の転換したものについては、老朽の施設・設備が未更新のまま現在に至っており、教職員の数あるいは教授方法が旧態依然のものが多いことなどによるものと考えられる。したがって、科学技術系大学卒業者の質を向上させるためには、現行の教育方針の徹底を図るとともに、次の諸施策を具体的な年次計画をもって

実施することが必要である。

- (1) 教育内容および教育方法の改善。
- (2) 教職員の充実と質の向上。
- (3) 施設・設備の充実。
- (4) 研究費等の増額。
- (5) 大学入学者の基礎学力の向上。
- (6) 大学と産業界との連係。

二、科学技術系大学卒業者の数の増加

現在、国・公・私立大学を通じて科学技術系の大学卒業者が不足しており、また、将来も産業の拡大に伴ってますます不足することが予想されるので、次のような処置によって、その必要数の確保を図る必要がある。

- (1) 養成計画の樹立。
- (2) 学部・学科等の拡充と学生定員の増員。

三、大学院の充実

- (1) 高度の科学技術者と優秀な教育者・研究者を養成する大学院の任務の重要性にかんがみ、その施設・設備および教員組織を充実整備するとともに大学院学生に対する奨学資金を拡充増額すること。
- (2) 大学院の修士課程においては、技術者養成の目標をも有することを明らかにするとともに、産業界の現職技術者を受け入れて、再教育する方途を講ずること。

四、大学附置研究所の協力

- (1) 大学附置研究所の研究部門を整備し、施設・設備を充実更新し、また、広く全国の研究者の利用に応じうるように意を用いるとともに、学部および大学院における授業と指導にも附置研究所がいっそう努力するようにすること。
- (2) 大学附置研究所は産業界と相互に協力し、研究成果の促進、向上を図るとともに、産業界の現職技術者に対する再教育を行いうるようにすること。

この中教審答申が出る前の年、昭和31年（1956年）7月に発表された「昭和31年度経済白書」は、次のような文章を第1部総説の結語に書いたことで、今日でも記憶に残る白書になっている。

“もはや「戦後」ではない。われわれはいまや異なった事態に直面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられる。”

“もはや「戦後」ではない”というこの言葉自体は、経済企画庁の創作ではなく、中野好夫が彼のエッセイ（「文藝春秋」昭和31年2月号）につけた題だったが、この一句はエッセイよりも経済白書に使われたことによって、一躍人口に膾炙するようになったといっている。経済白書は、実質国民所得、鉱工業生産、輸出入数量等の数字を戦前、戦時中と対

比して、“戦前水準を超えたというだけではなくて、戦前、戦後のピーク水準にも到達した”ことを確認、“もはや「戦後」ではない”、“回復を通じての成長は終わった”としたのだが、“いまや異なった事態に直面しようとしている”“今後の成長は近代化によって支えられる”とするのに最も注目した要因は、“技術革新（イノベーション）”だった。

政府文書に“技術革新”という言葉が登場したのもこの白書が最初だが、国民経済を動かしていく原動力を“技術革新”に求めるその発想は、ストリップミルに象徴される鉄鋼業の一連の技術革新、大型高速マンモスタンカーを生んだ溶接工法革新、ナイロン、プラスチックに代表される材料革命、そして石油化学工業、エレクトロニクス技術等々、外国技術導入で行われた技術革新が、まさに“投資が投資を呼ぶ”お持続的経済成長を実現しつつある現実から得られたものだった。その“技術革新”を産み出す力が、科学技術教育の立ち遅れの故に弱いことを中教審は問題にし、科学技術教育振興の急務を訴えたのだった。それは、これからの経済成長は“近代化によって支えられる”とする白書の認識でもあり、そして当然に成長経済を追求する産業界の要望でもあった。

中教審の審議状況は、むろん文部当局の施策に敏感に反映する。中教審答申が出ると同時に文部省は「科学技術教育振興方策」を策定発表している。要旨を掲げておこう。

科学技術者の拡充 理工系学生の増員——昭和37年度には技術者約八千人が不足することになり、これを三年計画で養成するため、国立大学と同短大で既設の理工系学科を増募するほか、原子力、電子工学など二十四講座を増設する。公私立大学には補助金を大幅に増額し、増募を促進する。

科学技術教育の質的向上 大学院大学では教授、助手が不足しており、来年度に教授、助教授二百人、助手七百人を増員する。また海外留学の在外研究員を本年度百三十人から約二倍に増加する。大学院博士課程の学生に学資を給与し、教授、研究者の後継者を養成する。教官研究費年額九十七万六千円を来年度から二倍に引上げる。国立大学の実験実習設備は六割が戦前のもので、うち二割は明治、大正時代の古物で、これの相当額を新調する。

教育内容については、中教審からも物理、化学、外国語など基礎学力の不足が指摘されており、基礎学力の向上と実験実習時間を増加する。産業界との協力については、第一線技術者に新時代の科学技術教育を授けるため、大学と研究所で再教育の依託を受ける。

基礎研究の振興 研究部門の教授陣を強化し、研究者を増員する。教官研究費を戦前水準に引上げるには現在の約三倍が必要となるが、来年度は大学院のない大学では五割、大学院大学では約三倍に増額する。

特別研究体制の整備 世界の学会と歩調を合わせ、原子力研究、物性研究、タンパク質研究、航空研究等を促進する。

この「振興方策」に基づいて、文部省は昭和34年（1959年）国立大学で2学部、22学科

を、3短期大学部と5国立大学短期大学部に8学科を新設、理工科系学生を中心に約1700名を増募する施策を具体化している。昭和34年（1959年）度は2大学に2学部（いずれも工学部併設の短期大学部の昇格）、14大学で19学科を新設したが、そのなかの一つとして本学繊維学部にも機械工学科が新設された。“時代の要請に応じ”ようとする当時の繊維学部の意気込みを語っている概算要求の際の「機械工学科設置理由」を掲げておこう。

“近代工業の発展は目覚ましく躍進し、単に加工技術のみではこれに対応することができない現状である。わが国生産工業は欧米諸国に比べ数段遅れているが、これは、生産技術の基礎的部門である機械工学・工業化学及び電気工学の研究及び教育が不足しているのに起因するものと思われる。

本学繊維学部は繊維工学科および製糸学科において、繊維の生産的分野における機械工学関係の学科目を置き教育してきたが、これら学科目を中心に整備充実して機械工学科を新設し、時代の要請に応じようとするものである。”

この機械工学科の新設に引き続き、昭和35年（1960年）には繊維化学科が工業化学科になり、昭和37年（1962年）には文部省の国立大学理工科系の大学拡充4ヶ年計画（新設36学科拡充改組20学科、定員2,520人増、国公立計1万6千人増）の一環として、本学にも電気工学科が新設される。そしてこの電気工学科の新設は、同時に繊維学部を工学部に変えることとなった。繊維学部を工学部に転換する理由を、やはり概算要求説明文で示しておこう。こう書いていた。

“わが国が飛躍的に進歩しつつある世界経済界に伍して近代工業国として発展を遂げるためには、基礎学のうえに立った高度の知識と技術を体得した高級技術者を速やかに産業界に供給することが必要である。

本学繊維学部は多年繊維工業技術者の養成を行い、わが国主産業の発展に寄与してきたが、近時の躍進的な科学技術に対応するためには、今までのような応用的加工技術のみでは不十分となった。よって昭和34年度より基礎的学科の充実をはかってきたが（昭和34年度機械工学科、同35年工業化学科、設置）、本年度電気工学科を新設することによって工学系の基本的な三系列の学科を完成するので、繊維学的特質をもった工学部に転換すると共に、時代の要請に即応した科学技術者の養成をおこなおうとするものである。”

繊維専門校としての長い歴史を背負っている繊維学部を工学部にすることは、学部構成員にとって容易な問題ではなかった。“苦しい選択”のその経過については、「工学部百年史」にくわしい。以下は「百年史」第Ⅱ部3の摘録である。

本学は創設以来、養蚕学科と製糸学科とが車の両輪のごとく我が国蚕糸教育の中

心をなしてきた。……昭和24年(1949年)大学発足後もこの両学科は、そのまま繊維学部の中に引き継がれた。その後、第1回の学士卒業者を出すに当たり、繊維学部の製糸学科およびその他の学科の卒業生には工学士の称号が与えられたが、養蚕学科の卒業生には農学士の称号が与えられることが教授会(昭和27年)で決定され、繊維学部の中でも独自の学問体系が作り上げられていった。一方、世の中の繊維産業も絹から合成繊維へと中心を移し、昭和28年には繊維化学科が発足した。……このころから教授会(昭和28年11月)では繊維学部を工学部に改称できないかという発言が記録されている。(中略)

第114回評議会(昭和33年(1958年)8月14日)

昭和34年度概算要求の経過報告として吉田正男学長が次の発言を行っている。「私が本学に就任(昭和30年12月20日)して以来、両学部の将来のあり方について、かねて研究を願ってきたが、なかなか両学部ともその構想がまとまらずに現在に至ったのである。ところが、繊維学部は予算要求の最終段階になって、工学的な色彩を加えた学部とすることを教授会で決議した旨報告があり、同時に機械工学科の新設の申し出があった。…(中略)…文部省関係者とも協議の上、一応要求事項を取りまとめ、8月1日文部省に対し説明を行った。…(中略)…なお、繊維学部が将来工学的色彩を加えた学部に移行するとすれば、学科内容として機械工学科、工業化学科、電気工学科等の諸学科を置くことが必要となり、従って既設学科の再検討が行われなければならない。特に養蚕学科については学問的な見地からしても農学の一部門として農学部の一学科とする方が合理的であると考え、このことは部局長会議においても述べてあり、私の構想として事務局に指示し、また本省にも通じておいた次第であるから、この点を了承されたい」と述べている。これに関連して、繊維工学部に改め、機械工学科を新設、繊維化学科を分離し、工業化学および染色化学科を新設することの要求経過の説明がなされた。(中略)

昭和33年8月16日の教授会では、34年度概算要求書の中で昭和37年度に養蚕学科を農学部へ移転することが将来計画として明記されたことについて討論があった。養蚕学科からは「この養蚕学科が農学部に移ることは今まで教授会にかかったことは一度もない」と指摘して反論、学部長から、部局長会議、評議会での審議、概算要求折衝の上でいろいろと変ってきたことの説明があり、養蚕学科からは「せめて37年度に移るという文字だけは取り消してもらいたい」という発言があり学長に申し入れることになった。(中略)

昭和36年(1961年)5月29日教授会

養蚕・製糸両学科の学生30名の傍聴の中で学部の将来問題についての長時間の討論が行われた。

機械工学科、工業化学科に続き電気工学科の新設を予想し、また繊維工学科はその学科内容から見て当然工学部へ行くべきであると宣言していたことから、先の繊維工学部案は消え、工学部指向が強まる中で、養蚕学科と製糸学科の取扱いが焦

点となった。この両学科の教官からはその教育研究体系から見て将来とも蚕糸で充分やって行けるし、日本に1セットくらい残してもよいのではないかとの発言があった。(当時は京都工芸繊維大学、信州大学の両繊維学部においても同じような問題が持ち上がっていた。)

理工学部案、工学部と繊維工学部とする案、工学部と蚕糸学部にする案の構想について討論があり、最後には工学部と蚕糸学部とにする案にしぼられ、これに対する賛否の投票が行われ、賛成多数でこの案が一応決定した。これを学長に申達し、これで実現が難しいようなら改めて教授会を開いて検討することになった。(なお、このとき傍聴学生から発言要求があったが許可されなかった。)

この蚕糸学部案に対し、養蚕、製糸両学科の学生は反対の決議文を提出し、授業放棄の事態となった。

昭和36年(1961年)6月2日教授会

学生の傍聴申し入れを拒否して緊急の教授会が開かれた。教授会決定を学生の要請で覆すことに反論はあったが、文部省に瀬踏みする前に重大な情勢の変化があったりして前回の蚕糸学部案を白紙に戻して審議することとなった。長い討論の末「昭和37年度より工学部とする。養蚕学科は農学部所属とする。ただし、実際に移るのは施設ができてから移ることになるが、できるだけ早く移れるように努力する。」ということで教授会決定となった。

(このころ農学部教授会(6月8日)においても養蚕学科の農学部移行を受け入れる決定がなされた。)

これを受け36年6月14日の評議会で、養蚕学科の農学部移管と、繊維学部を工学部に転換するという昭和37年度概算要求が決定された。(下略)

“近代化によって支えられる”成長の原動力としての“技術革新”を担う科学技術者を求める産業界のニーズが、科学技術各専門分野の教育を担う諸学科の増強を可能にしたのは、理工学分野ばかりではない。農学の分野でもそうだった。

“いまや、日本農業の基本問題を直視すべきである。今後の農業発展、農民の経済的地位の向上は、農業の生産性の向上を基礎としないかぎり、将来に明るい展望はない”とする昭和32年(1957年)度農林白書「農林水産業の現状と問題点」に始まり、昭和35年(1960年)農林漁業基本問題調査会答申「農業の基本問題と基本対策」を経て昭和36年(1961年)に制定公布された農業基本法が、“土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によって農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること”(第2条第1項2号)、“農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化(以下「農業構造の改善」と総称する)を図ること”(第2条第1項3号)を“国の施策”として強調したことが、農学部には昭和36年(1961年)農業生産工学科を、昭和38年(1963年)に植物防疫学科を新設させる社会的与件になったとしていいであろう。植物防疫学科は農学部に移された養蚕学科と農学科を再編強化してつく

られた全国初の新学科だが、その設置理由にはこういうことが書かれていた。

“戦後、農業薬剤および病虫害防除技術等の植物防疫の急速な進歩が農業生産性の向上と農業生産の安定に大きく貢献していることは衆目の一致するところである。

しかしながら、他産業における生産性の向上はこれをはるかに上まわり、その較差はますます大きくなっているため農業労働力は他産業に吸収され甚だしい不足をきたしている。

このために農業基本法及び関連法が制定され農業の体質改善および近代化が更に強力に推進されることとなり、植物防疫関係の分野もまたこれに呼応して、国においても試験研究機関で、発生予察事業、土壌病害防除、病虫害防除、生態的防除、農薬の空中散布による共同防除等がさかんに研究されている。

また農業生産額も昭和36年度約300億円に達しているが、これら新薬の大部分は輸入またはそれに準ずるもので、純国産化が強く要望されている。

よって本学では、農学教育の体質改善の一環として養蚕学科（桑樹保護学振替、蚕病学及び栽桑栽培学の一部振替）及び農学科（作物保護学振替）の既設4学科目を基礎として植物防疫学科を新設し、植物防疫の総合的な教育研究を行い産業界の強い要望にこたえとともに農業生産の向上と安定に寄与せんとするものである。

なお本学科は養蚕学科及び農学科の体質改善の見地から企画されたものであるので学生定員の増加は行わない。”

以上を総括するとともに、後述するその後の学科の推移をあらかじめ示しておくために、農工両学部の学科構成・名称の変化と学生定員の推移を図示しておこう。図1がそれである。

図1-1 農学部の学科等の推移 (1990年まで)
(● 設立年度 ⊗ 廃止年度)

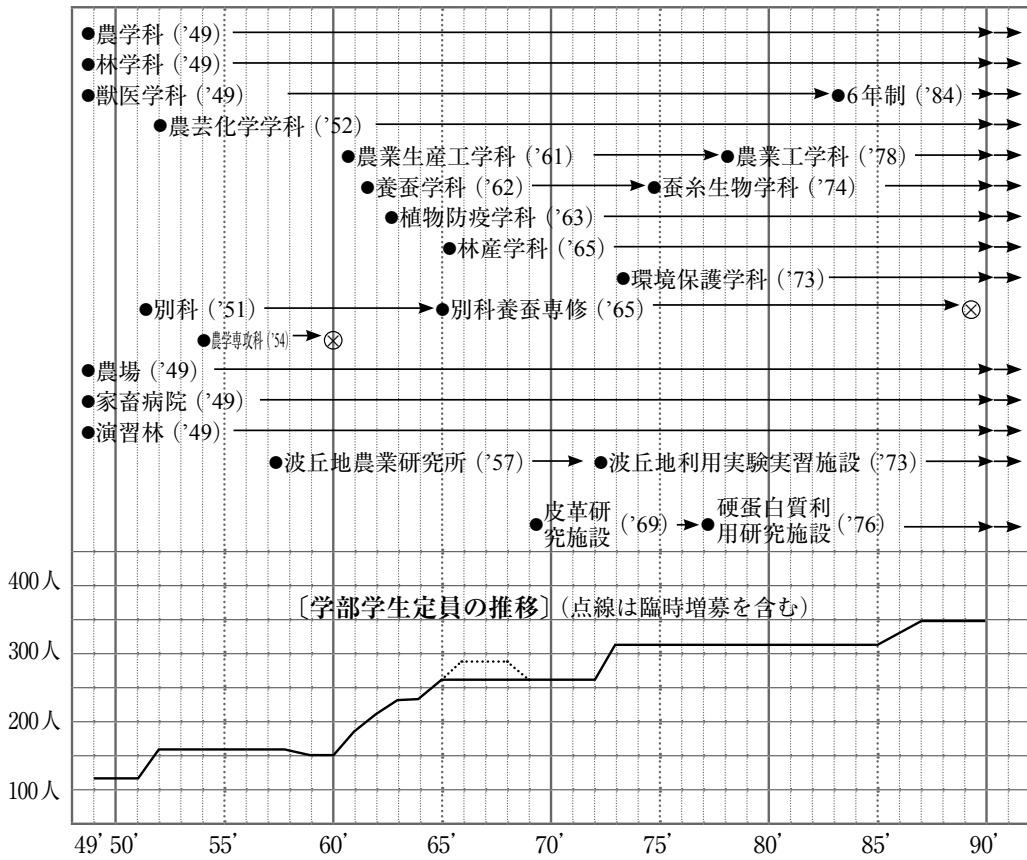
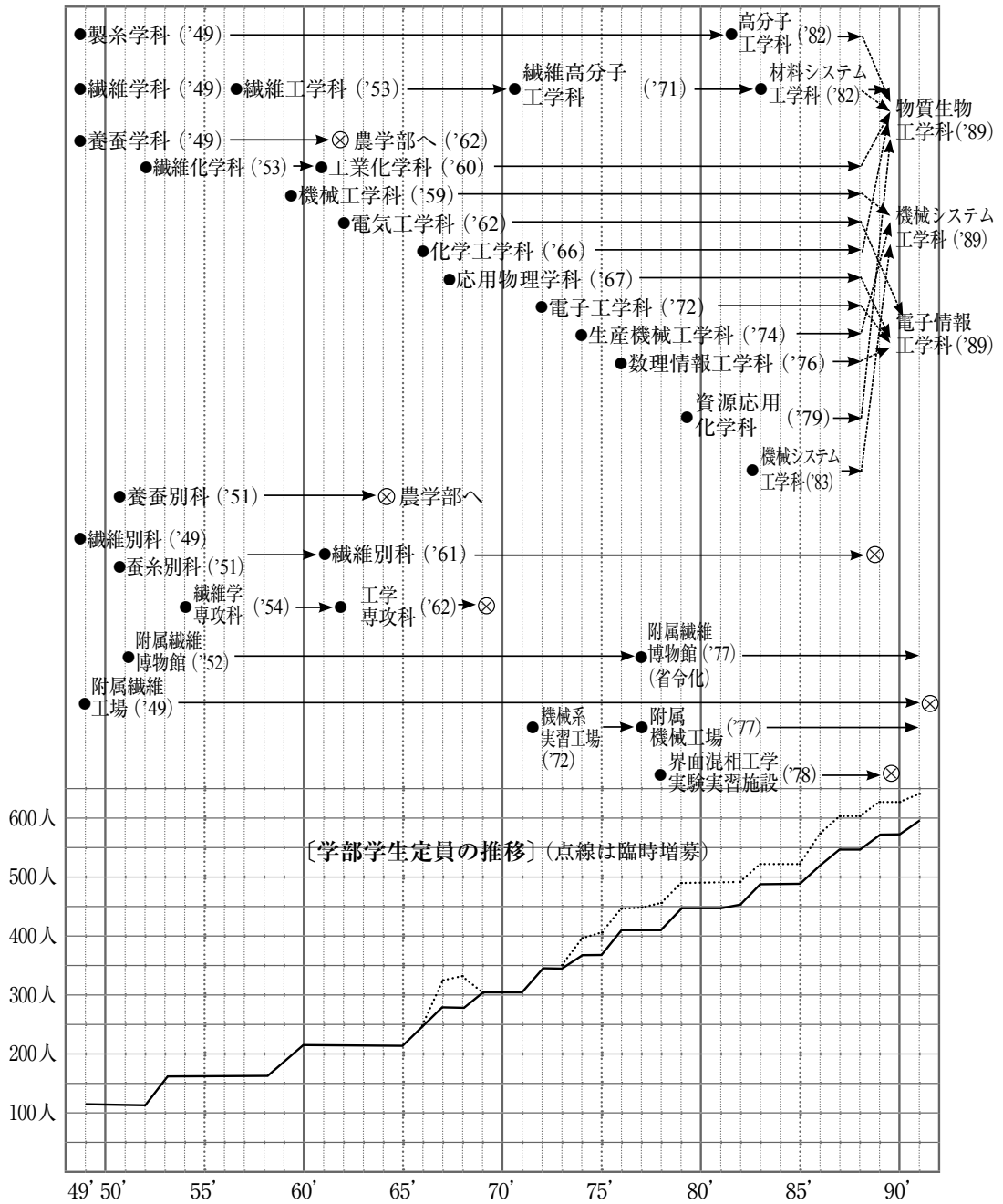


図1-2 繊維学部（1949～61）・工学部（1962～）の学科等の推移（1990年まで）
 (● 設立年度 ⊗ 廃止年度)



第二節

修士課程大学院の新設

旧制大学にも大学院はあった。それは多分にドイツの大学にならったとっていいかもしれないが、もっぱら博士の学位取得のコースといえるような制度ではなかった。研究室に籍を置き、その研究室の教授や所属教員の指導を受けながら、勉学・実験に励むだけで、年限も、教育課程も、取得すべき単位などの規定など無かった。大学令に根拠を持つ大学には必要の機関とされていたとはいえ、制度的にはしっかりしたものではなかった。

新制大学になってその大学院にも、アメリカの post graduate program ; graduate school 制度が導入され、2年の修士課程とその上に3年の博士課程で構成される大学院制度が、昭和22年(1947年)の学校教育法によって生れる。

“学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする”(学校教育法第65条)新制大学院設置は、私立大学は昭和25年(1950年)から、国公立大学では昭和28年(1953年)から認められることになるが、国立大学については、文部省は旧帝国大学及び戦前に官立大学になっていた国立大学にしか設置を認めず、専門学校からの昇格大学については、まだ体制が不十分という判断からか、認めなかった。

新制大学院設置に替えて文部省が昇格新制大学に設置を認めることにしたのは、学校教育法第57条で“大学を卒業した者又は監督庁の定めたところにより、これと同等の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とする”と規定している専攻科の設置だった。昭和24年(1949年)、本学も専攻科設置を申請、同年農学専攻科、繊維学専攻科(昭和37年(1962年)工学専攻科に改称)の設置が認められた。

専攻科は、後述するように昭和40年(1965年)農学研究科、昭和41年(1966年)工学研究科が設置されると同時に廃止となった。その間に農学専攻科は47名、工学専攻科は15名の修了生を送り出した。

体制不十分は、専門学校から昇格した大学側も自認せざるを得なかったとしていいのではないかと思われる。本学の場合、昇格のために一番最初に提出した昭和23年(1948年)4月の東京農林大学設置申請書には、大学院に関する言及は無かったし、設置承認となった同年7月提出の東京農工大学設置申請書も、将来計画として、“成るべく早く経済学部並びに工学部を設置し以て産業全般に亘る総合大学とし名実ともに備った産業大学実現の意図を有する”とした上で、“組織に関しては将来大学院を設置して名実共に産業に関する完備した最高学府としたい”と記述するにとどまっている。大学昇格申請時の状況では、“教官の定員予算の関係上止むを得ず”、“農学部では農業土木科と農芸化学科を、繊維学部では紡織科、繊維農業科、繊維化学科を“廃止”せざるを得なかったのだが、“成るべく早い時期に”これらの学科を復活させることが急務だったのである。“大学院を設

置して名実共に……完備した最高学府”にすることは、当時であっては遠い夢だったと
いっていいだろう。

医学歯学関係で新制大学に昇格してつくられた医学部或は医科大学で、昭和30年(1955年)から大学院設置が認められるようになって状況が変わってくる。昭和23年(1948年)の医師法改正で6年制の医学部教育課程卒業者に医師国家試験受験資格を与えることになり、6年制修了後の研修組織を新たに制度化することが必要になったからであり、昭和30年(1955年)、昭和31年(1956年)でほとんどの医学部、医科大学に大学院が設置され、昭和35年(1960年)ごろから、医学部大学院課程を修了し医学博士の称号を持った医師が大量に送り出されるようになる。

“専攻分野に関し、研究を指導する能力を養” (昭和24年(1949年)4月決定「大学院基準」) ったというよりは、高度な医療技能者といったほうがいい医学博士が輩出するようになるなかで、研究・指導能力養成に偏した大学院のあり方——“広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養う” 修士課程、“独創的研究によって……新しい知見を加え、……研究を指導する能力を養う” 博士課程 (「大学院基準」) ——について、考え方の変化が教育界に生ずる。

その変化を端的に示したのが、昭和36年(1961年)7月に発表された中央教育審議会の中間答申「大学の目的・性格について」だった。

中間答申は

“新制大学の制度は、戦後における教育改革の一環として、学術研究、職業教育とともに、市民的教養と人間形成を行なうという理念に基づいて発足した。しかるに、実施後十数年の実績をみると、所期の目的が必ずしもじゅうぶんに達成されていない。そのよってきたる重要な原因の一つは、わが国の複雑な社会構造とこれを反映するさまざまな実情にじゅうぶんな考慮を払うことなく、歴史と伝統を持つ各種の高等教育機関を急速かつ一律に、同じ目的・性格を付与された新制大学に切り換えたことのために、多様な高等教育機関の使命と目的に対応しえないという点に求められる。”

とした上で、大学院のあり方について次のように提言した。

“大学院には修士課程と博士課程があり、その一つまたは両者が置かれている。修士課程は、現在、博士課程と並んで、研究能力の育成を目的としているが、研究能力の高い職業人の養成も行なうようにすべきだという意見も強く、また現実にはこのような役割も果たしており、とくに最近ではこの種の教育に対する要望がますます高まりつつある。このような事情にかんがみ、博士課程においては研究者の養成を主とし、修士課程においては、研究能力の高い職業人の養成を主とするものとすべきである。

修士課程と博士課程の性格がこのようなものであれば、両者はこれを学部の上に並列させて置くのが適当であろう。しかし修士課程を修了して博士課程に進学する積み上げ式も、大学院における専攻の性質、大学院の運営および学生指導のう

えからみて、実情に即した面をもっている。よって並列式と積み上げ式の両者を認めてよかろう。”

昭和28年(1953年)に大学院設置を認めないかわりに設置されていた専攻科は、“専門技能者を養成するため本学に……置”かれた組織だった。修士課程を“研究能力の高い職業人の養成を主とするもの”にすべきというこの提言が、専攻科を大学院修士課程にすることへのゴーサインと受け取られたのは、当然であろう。文部省もそう受け取ったのであろう。昭和38年(1963年)、これまで認めなかった戦後昇格の新制大学にも大学院設置を容認する方針を明らかにする。

昭和39年(1964年)、本学はまず農学部大学院設置を申請する。初めての大学院設置申請だが、この時はすでに農、林、獣医、農化、農工、植防、養蚕の7学科になっていたのに、植物生産、動物生産、生産物加工の3専攻29講座学生定員56名で申請している。大学昇格時の“緊縮”申請が尾を引いていたのだろうか。申請書を掲げておこう。

農学研究科設置申請書

1. 設置理由

本学は自由啓発、実技研鑽の異色ある校風のもとに全国に名声を博していた東京農林専門学校および東京繊維専門学校から昭和24年新学制の改革に伴い発展的に誕生し、農学部は前者を主体としていたが昭和37年4月に繊維学部より養蚕学科が移行した。本学の前身をさかのぼれば明治7年に農事修学場および蚕病試験掛を内務省勸業寮内に設置されたものを起点として以来89年1万人以上の優秀な技術者、研究者を養成しわが国農林蚕糸業に対して多大な貢献をしてきたものと信じている。この間培われた伝統と校風を慕い、全国から広く入学希望者があり、卒業生も全国にわたり業界で活躍し、特色ある学部として発展していることは衆目の一致する処である。しかるに農林蚕糸業の転換期にあたり、数年来その近代化と合理化の推進力となる人材の養成が急務とされ、その養成に応えるべく体質の改善に努め、新しい大学教育特に高度化あるいは複雑多岐にわたる農林蚕糸業の技術に対応すべき農学教育のあり方について、学部をあげて研究討議してきたが、独創力のある有能な技術者および高度の研究能力のある研究者を養成し農林蚕糸業の近代化あるいは合理化の推進力となる人材を得るには、大学院修士課程の教育以外にないことが痛切に感ぜられるに至った。

新しい大学制度も14年を経て、新制大学院の存在価値を認める機運が農林蚕糸業界に拡がり、特に研究機関においてその要望が大きく、有能な技術者および高度の研究能力を有し、将来プロジェクト・リーダーとなり得る者の養成が重要視されている現況にある。よって本学ではこれ等の要望に応えるため大学院農学研究科の設置を要求する。

2. 学生定員

研究科	定員	備考
修士課程	56名	

3. 講座編成

区分	専攻名	講座名
農学研究科	植物生産学 専攻	農業土木学 農業施設学 土壤肥料学 作物学 園芸学 植物病理学 植物防除生態学 農業機械学 造林学 森林防災学 栽桑学 林業経営学 農業経済学

区分	専攻名	講座名
農学研究科	動物生産学 専攻	家畜解剖学 家畜生理学 家畜病理学 家畜臨床学 畜産学 遺伝及び蚕種学 育蚕学 蚕糸業経営学
	生産物加工学 専攻	生物化学 醗酵化学 食品化学 畜産製造化学 木材加工学 木材材質改良学 林産化学 天然高分子学

しかし、昭和39年（1964年）度の本学の申請は認可されなかった。この年修士課程設置を認められたのは、農学系では岩手大学農学部と東京教育大学農学部の2校だった。岩手大農学部は旧高農としての歴史が最も古い農学部だったし、教育大は旧官立大学の一つとしてすでに農学部以外の学部では大学院がつくられており、農学部だけが未設置だった、ということが考慮されたのであろう。翌昭和40年（1965年）、本学は農学部、工学部両方同時に大学院を設ける方針を固め、文部省との折衝に入る。

このときの本学の方針を明らかにした記念碑的文書を紹介しておくべきだろう。こういう文書である。

東京農工大学に農学研究科ならびに工学研究科を設置する理由

わが国が経済の高度成長下に貿易の自由化を迎えた今日、繊維・機械・電気・化学、各工業全般にわたり外国技術の導入よりもわが国独自の技術を創成しようとする機運にあると共に、農林業を近代化し、生産性を急速に向上せしむる必要が痛感される。したがって、今後わが国産業界並びに農学・工学研究機関にとって、高度の独創力のある人材が、ますます必要となってきた。本学においては、多年

にわたり大学院設置を目標として鋭意、教官組織、教育及び研究施設の整備充実に努力してきた結果、近年大学院設置にふさわしい大学に到達したと考えられる。農学部と工学部が相互に有機的な連携を保ちつつ、将来他大学の大学院とは異なった独自の新しい教育・研究内容をもった大学院設置を目標として、まず、大学院修士課程である農学研究科ならびに工学研究科の設置を次の理由によって要望するものである。

- (1) 本学は、明治7年農事修学場および蚕病試験掛から発展し、新制大学発足とともに一本となり、創立以来90年の歴史をもつ伝統のある教育機関で、現在12学科ならびに10専攻科を有し、全国各地からの応募があり、卒業生は従来からわが国の農学、繊維業界の中核となっている。
- (2) 本学は、わが国文化の中心である東京に位置し、かつ、他大学ではみることのできない自然の環境にも恵まれ、広大な校地を有し、校舎、施設設備および蔵書もほぼ完備し、大学院を設置する素地がじゅうぶんである。
- (3) 本学は、農・工の自然科学系列のみの学部から構成され、相互に緊密な連携を保ち、農工一体の教育・研究を行い、将来の産業発展、開発にますます寄与することが期待され、産業界および研究機関からも、大学院設置の強い要請をうけている。
- (4) 本学は、各学部の内容組織を、社会的需要に応じて改善し、その充実につとめている。また、学術上のリーダーシップをとっている教官の数も多く、各学界における研究活動も極めて旺盛で、現在の組織をもって、ただちに大学院を開設することができる。

昭和40年(1965年)度にまず農学研究科が、農学、林学、獣医学、農芸化学、農業生産工学、養蚕学の6専攻、定員66名で認められ、翌年工学研究科が製糸学、繊維工学、工業化学、機械工学、電気工学の5専攻、定員46名で認められ、農工大学大学院修士課程がスタートした。スタート時の両研究科の講座名が表1である。

表1 修士課程認可時の専攻及び講座名

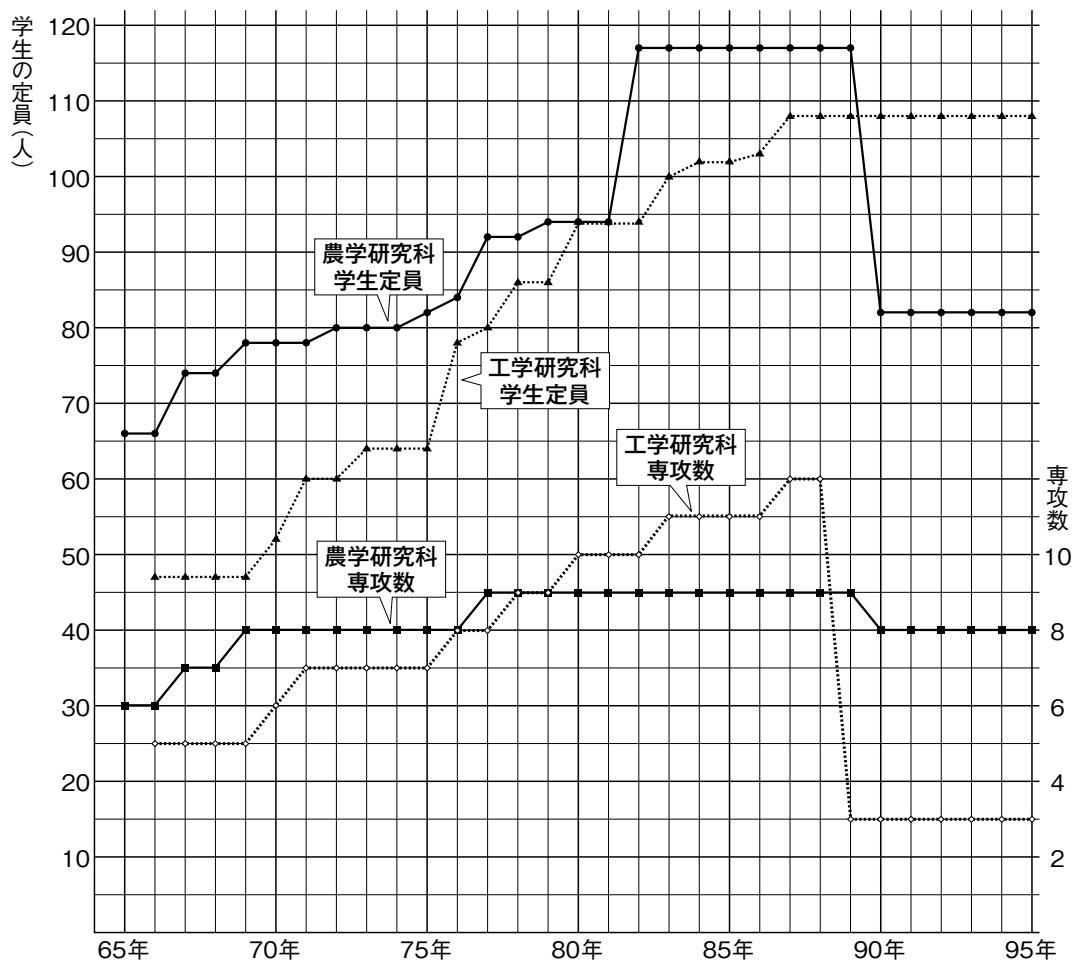
研究科	専攻	講座
農学研究科	農学専攻	作物学、園芸学、農業経済学、畜産学、土壌学、肥料学、植物病理学、害虫学
	林学専攻	造林学、防除生態学、林業経営学、森林工学、森林防災学、木材加工学、材質改良学、林産加工学
	獣医学専攻	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜病理学、家畜衛生学、家畜内科学、家畜外科学
	農芸化学専攻	農芸有機化学、生物化学、醗酵学、食品化学、畜産物化学、農業薬剤製造化学
	農業生産工学専攻	農業機械学、農地営農学、農業水利学、農業施設学
	養蚕学専攻	育蚕学、遺伝及び蚕種学、栽桑学、蚕糸経営学
工学研究科	製糸学専攻	製糸学、絹糸学、絹糸系化学、工業経営管理学
	繊維工学専攻	繊維物理学、繊維材料学、紡織機械学、製布機械学、繊維加工学
	工業化学専攻	無機工業化学、有機工業化学、有機合成化学、高分子化学、染色化学、化学工学
	機械工学専攻	応用力学、機械工作、熱工学、流体工学
	電気工学専攻	電気基礎学、通信工学、電気機械、電力工学

その後、学部で学科が増設され、その学科の卒業生が出る時点で修士課程の専攻も増設され、昭和55年（1980年）には農学研究科は9専攻48講座学生定員94名に、工学研究科は10専攻46講座学生定員64名に拡充された。80年時点での専攻名と講座名を表2に示す。表1と比較されたい。

表2 昭和55年（1980年）時点での専攻及び講座名

研究科	専攻	講座
農学研究科	農学専攻	作物学、土壌学、園芸学、肥料学、農業経済学、農業生産組織学、畜産学
	林学専攻	造林学、森林工学、林業経営学、森林防災学
	獣医学専攻	家畜解剖学、家畜衛生学、家畜生理学、家畜内科学、家畜薬理学、家畜外科学、家畜病理学
	農芸化学専攻	生物有機化学、醗酵学、生物化学、食品化学、微生物化学、畜産物化学
	農業工学専攻	農用作業機学、土地利用学、農用原動機学、農業施設工学、農業水利学
	蚕糸生物学専攻	家蚕生理学、桑樹生理生態学、家蚕遺伝学及び発生学、蚕糸業経営学、蚕桑生化学
	植物防疫学専攻	植物病理学、防除生態学、害虫学、農薬製造化学
	林産学専攻	木材材料学、木材化学工学、木材加工学、林産化学、材質改良学
	環境保護学	大気環境学、自然保護学、土壌・水界環境学、植生管理学、生物汚染化学
工学研究科	製糸学専攻	製糸学、絹糸加工学、絹糸学、工業経営管理学
	繊維高分子学専攻	高分子物理学、繊維工学第2、繊維高分子材料学、繊維高分子加工学、繊維工学第1
	工業化学専攻	無機工業化学、高分子化学、有機工業化学、染色化学、有機合成化学
	機械工学専攻	応用力学、機械工作、機械力学、熱工学、塑性加工学、流体工学
	電気工学専攻	電気基礎学、電力工学、通信工学、電気応用、電気機械
	化学工学専攻	単位操作第一、プロセス工学、単位操作第二、産業環境工学、反応工学
	応用物理学専攻	応用数学、応用物性学、応用電磁気学、非線形工学
	電子工学専攻	電子物理学、電子回路工学、電子制御工学、電子素子工学
	生産機械学専攻	機械材料学、精密工学、機械設計学、制御工学
数理情報工学専攻	情報基礎学、計算工学、情報機器学、管理情報学	

大学院修士課程の学生定員と専攻数の年次変化を図示しておく。工学研究科の急増ぶりが注目されよう。高度成長が理工系高度技術者の需要を活発にしたことを、この工学研究科学生定員の上昇は物語る（工学研究科専攻数の平成元年（1990年）の急減は専攻統合による。この点は後述する）。



農学研究科及び工学研究科の修士課程定員（89年以降 工学研究科は博士課程前期）及び専攻数の推移

農学研究科の学生定員が、昭和56年（1981年）に急増、平成2年（1990年）に急落していることについて若干の注記が必要だろう。この増減は、獣医教育6年制の影響である。医師法が昭和23年（1948年）に変わって、医師国家試験の受験資格が6年制医学部卒業になったことは前にふれておいたが、医師、歯科医の国家試験受験資格がそうになったからには、

獣医師国家試験の受験資格も同等にすべきだ、という運動が獣医師会などから起きていた。その運動で昭和52年（1977年）、獣医師国家試験受験資格者を学部卒業から修士修了にする獣医師法改正（第12条第1項1号）が行われ、更に昭和58年（1983年）には学部の獣医学履修年限を6年とする学校教育法改正が行われた。

学校教育法第85条第2項——“医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、……その修業は6年とする。”——の改正にともない、獣医師法第12条の規定は、現在は“獣医学の正規の課程を修めて卒業した者”になっている。

この改正にともなって昭和56年（1981年）から獣医学専攻の修士学生定員が学部獣医学科の定員と同じになり、農学研究科の学生定員が急増したのだった。いわば学部・修士を通じて6年制教育を実施するという変則6年制教育を実施したのだが、後述する国立大学獣医学科の全国的統合再編、博士課程設置等の動きを背景に、昭和58年（1983年）学校教育法改正が行なわれて学部獣医教育課程が6年制になったため、修士課程獣医学専攻は廃止となり、平成2年（1990年）に農学研究科学生定員は急減することになったのである。学部4年制から6年制への移行、それにとまなう大学院農学研究科獣医学専攻の廃止は、博士課程大学院の設置を急務とさせることになるが、この点については後述する。

第三節

学則制定

1 学部通則

文部省から大学への昇格認可の通知がきたのは、前述したように昭和24年（1949年）5月31日である。その日付で田中学長も発令され^{注1)}、東京農工大学はスタートするわけであり、大学としての組織づくりもその日から始まったといつてよい。昇格問題は、東京農専、東京繊維専門がそれぞれ独自に取り扱っていたのであり、両校が一緒になってこの問題に対処するようになったのは、昭和23年（1948年）4月に農専が農専としての昇格申請を東京農林大学設置申請書^{注2)}として文部省に提出した後からである。申請書提出後“両校長は文部省に招かれ、東京農専と東京繊維は合併して一大学を組織するよう申渡された”ため“急に繊維と本校の両校で大学を組織することになった”のだった（引用は高橋隆道メモ）。急遽“合併して一大学”にする協議を行ない、東京産業大学設立申請書として再提出したのが昭和23年（1948年）7月、設置審の現地審査が入ったのが同年9月だっ

た。現地審査後の審査委員との懇談のなかで認可の感触は得られたし、同年10月には、東京農専校長高橋隆道を“新制大学創設事務責任者”に“お願いしたい”とする学校教育局長名の依頼書が両校校長宛にきている。一緒になっての大学組織づくりに取りかかるのはこの頃からとっていいだろう。両校から5名ずつ10人の委員がそれぞれの教官会議で無記名投票で選ばれて委員会を組織、一つの大学としての組織づくりに取り組むことになるが、まずやらなければならなかったのは、新大学の名称をどうするかであり、ついで学長候補者の選定、大学本部の設置場所といった問題だった。これらについてはすでに触れたところだが、新しい大学としての学則の制定が、大学としてスタートしてからの課題になる。

大学として正式にスタートした昭和24年（1949年）5月31日以降で、まず着手されたのは大学としての意志形成機関としての協議会の形成である。両学部からそれぞれ学部長を含む4人、計8人の委員が選出され、昭和24年（1949年）7月19日、第1回協議会が持たれた^{注3)}。この協議会で学則制定が課題として取り上げられ、協議会委員のほかに2名の専門委員を加えた学部通則起草委員会を設置、学則案検討に入ることになり、ほぼ1年の歳月を検討にあて、翌年5月12日の第9回協議会で学則案は“一応承認をうけ印刷して配布すること（第9回協議会議事委員会）”になった。全文を掲げておこう。名称は学則ではなく“学部通則”となっている。

注1) 当時、田中丑雄氏は東大農学部教授、現職のまま学長に任命され、翌年3月東大停年退職までは兼任学長だった。

注2) 昭和23年（1948年）3月、繊維専門教官の構想になる東京商大を中心とし、繊維専門、農専、山梨工専等を包含する総合大学案への参加、及び繊維専門と農専の大学昇格への“連合”が繊維専門代表から農専校長に“申し入れ”られる。総合大学構想は、東京商大の賛意を得られず立ち消えになってしまうが、“連合”については以降4回にわたる両校代表の協議が行なわれ、“両校それぞれ単科大学（東京農専は東京農林大学、東京繊維専は東京繊維大学）とし、一般教養科目だけについて協定を結び、教官を融通し合う、という軽度の連合”を行なうことが合意された。昭和23年（1948年）4月3日提出の東京農林大学設置申請書にも“一般教養科目は各学科共通にて、科目制として人文科学関係にては…5科目、社会科学関係にては…4科目、自然科学関係にては…4科目、計13科目をおき、必修又は選択とする。以上13科目中本学にて用意するものは9科目、東京繊維大学との協定により同大学の教授に兼任せしむるものが4科目ある。東京繊維大学は本学に近接し（距離4キロ、徒歩約40分）、教師又は学生の交換教授は極めて容易である。”と記載していた。

注3) 第1回協議会の冒頭、田中学長は学部教授会が確立していない段階であり、この協議会は“仮称”であるとして次のように述べている。“仮称協議会ではあるが実質的には評議員部局長で構成されて居るので、協議会として運営する。協議会は学長の諮問機関として大学全般の問題を審議決定するも、教授会に優先するものでない。但し学部教授会の決定に対し最終的の決定を与えるものである。”

東京農工大学学部通則（1950.5.12制定）

第一 総則

（目的使命）

第一条 本学は、大学の社会的国家的使命に則り、農業及び、繊維業に関する専門の学術技能を教授研究し、真理と平和を愛好する教養豊かな人材の育成を目的とする。

（学部）

第二条 本学に次の学部を置く。

農学部

繊維学部

（学科目）

第三条 学科目は、一般教養科目、体育科目及び専門科目とし、講座及び単位は、別に定める。

（修養年限）

第四条 修養年限は、四年とする。

一般教養科目及び体育科目は、主として最初の二年に修め、専門科目は、其の後の期間に修める。

（専攻科、別科）

第五条 本学に、専攻科、別科をおく。

専攻科、別科に関する規程は、別に定める。

（評議会）

第六条 本学に評議会を置く。

評議会に関する規程は、別に定める。

（教養部）

第七条 本学に、教養部を置く。

教養部に関する規程は別に定める。

（教授会）

第八条 学部に、教授会を置く。

教授会に関する規程は、別に定める。

（学生相談部協議会）

第九条 本学に、学生相談部協議会を置く。

学生相談部協議会に関する規程は、別に定める。

（附属図書館商議会）

第十条 本学に、附属図書館商議会を置く。

附属図書館商議会に関する規程は別に定める。

（体育審議会）

第十一条 本学に、体育審議会を置く。

体育審議会に関する規程は、別に定める。

第二 学年、学期及び休業日

(学年)

第十二条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(学期)

第十三条 学期は、次の二学期とする。

第一学期 四月一日から十月十五日まで。

第二学期 十月十六日から三月三十一日まで。

(休業日)

第十四条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日

東京農工大学記念日 月 日

春期休業 四月一日から四月十日まで。

夏期休業 七月十一日から九月十日まで。

冬期休業 十二月二十一日から一月十日まで。

臨時休業日は、その都度定める。

第三 入学、転学、退学及び除籍

(入学)

第十五条 入学期は、学年の初め三十日以内とする。

第十六条 入学を志願できる者は、次の通りとする。

一、高等学校を卒業した者。

二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者。又は通常の課程以外の課程により、これに 相当する学校教育を修了した者。

三、外国で十二年の課程の学校教育を修了した者。

四、文部大臣の指定した者。

五、本学で、相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者。

第十七条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

第十八条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、入学を許可することがある。

一、本学を卒業した者で、更に他の学部、又は、同一学部の他の学科に入学を志願する者。

二、一旦退学して、再入学を志願する者。

三、他の修業四年以上の大学を卒業した者。

(転学)

第十九条 一つの学部の学生で、他の学部転学を志願し、又は、他の修業年限四年以上の大学の学生で、本学に転学を志願する場合は、新たに入学を志願する者の例による。但し、学部で別に定めのある場合は、この限りでない。

第二十条 前二条の規定による入学者の既得の単位及び在学した期間などの取扱いは、別に学部で定める。

(入学手続)

第二十一条 入学を許可された者は、直ちに所定の在学証及び戸籍抄本を提出し、入学金を納めなければならない。

前項の手続を怠った場合には、入学を取消す。

第二十二条 転学、又は、退学をしようとする者は、書面でその旨を願い出なければならない。

(除籍)

第二十三条 次の一つに該当した場合は、除籍することがある。

一、病気その他の事由で、就学できない場合。

二、授業料の納付を、著しく怠った場合。

第四 表彰及び懲戒

(表彰)

第二十四条 成績人物共に優秀な者に対しては、表彰することがある。

(懲戒)

第二十五条 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為がある者は、懲戒する。

懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第五 休学

(休学)

第二十六条 病気その他の事由で、三箇月以上欠席しようとする者に対しては、その学年の終りまで、休学を許可することがある。但し、休学期間内でも、その事由が消滅した場合は、復学を許可する。

第二十七条 休学した期間は、在学期間から除く。

第六 卒業及び称号

(卒業)

第二十八条 四年以上在学し、所定の単位を得た者には、卒業証書を与える。

第二十九条 卒業者は、学士と称することができる。

第七 研究生、選科生、聴講生、外国人学生

(研究生、選科生、聴講生、外国人学生)

第三十条 研究生、選科生、聴講生、外国人学生に関する規程は、別に定める。

第八 検定料、入学金及び授業料

(検定料)

第三十一条 入学志願者は、検定料として金四百円を納めなければならない。

(入学金)

第三十二条 入学を許可された者は、入学金として金四百円を納めなければならない。

(授業料)

第三十三条 授業料は、一学年金三千六百円とし、左の二期に各々千八百円ずつ納めなければならない。但し学年の途中で卒業する者の授業料は月割とする。

第1期(四月から九月までの分) 四月

第2期（十月から翌年三月までの分）十月

第三十四条 休学を許可された者からは、その休学期間の授業料は、徴収しない。但し、就学日のある月の授業料は、月割で納めなければならない。

第三十五条 検定料、入学科及び授業料の既納の分は、理由のいかんにかかわらずかえさない。

第三十六条 学資に困る者に対しては、授業料を免除することがある。

附則

第三十七条 この規則は昭和二十四年六月一日から適用する。

第三十八条 この規則のうち、「四月一日」とあるを、昭和二十四年度に限り、「六月一日」とする。

学則を学部通則という形で定めたというのは、今日感覚から言えばやや奇異に感ずる。協議会が学則制定に際し、参考資料にした諸資料のなかに勅令14号（大正8年2月6日）による東京帝国大学官制中の「学部通則」があることから、東大のそれにならって学部通則としたのだと思われる。

2 学則

「学部通則」という表現のこの学則について、昭和33年（1958年）、文部省大学学術局長から次のような“再考”を求める文書がくる。全文を掲げておこう。

東京農工大学長殿

学大第5097号

昭和33年6月26日

文部省大学学術局長

緒方信一

学則の一部改正について 本年5月23日付農工大庶 第37号で報告のあったこのことについては、下記について再考の上よろしくお取り計らい願います。

記

- 1、大学学則は学校教育法施行規則第15条により規定することになっていますが、貴学には学部通則、学部細則、繊維学部別科規程及び専攻科規程等の定めがあり、これ等はそれぞれが独立した規則か、あるいは大学学則のうちの一部かはっきりしませんので、御検討の上御報告をお願いします。
- 2、学部通則第3条に一般教育課程、専門課程、体育科目及び外国語とありますが、この場合は授業科目の種類についての規定でありますから、一般教育科目、専門教育科目、保健体育科目及び外国語科目とするのがよいと考えます。以下各条の一般教育課程、専門教育課程等に

についても同じであるが、このことについては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第6章授業科目の規定を御参願います。

なお、同条の学科課程は、この場合、教育課程と改めるのがよいと考えます。

- 3、第5条において「専門課程の講座」を規定していますが、これは「専門課程の学科目」とする方が実際に合致すると考えますので御検討を願います。
- 4、第20条の休業日について、臨時休業日等は学長が定めるものであることを明記するのがよいと考えます。
- 5、（繊維学別科規程について、略）
- 6、（専攻科規程について、略）

この指示に従って、昭和36年（1961年）9月学部通則を廃し、学則が制定される。（東大はこの時点では、例えばそれまで学部通則にあった“家庭連絡者”を廃止するなど、戦後の状況変化にともなう内容改正は行なったが、学部通則の骨格は変えなかった。）昭和36年（1961年）制定の学則を掲げておこう。現行学則と対比されたい。

東京農工大学学則（1961.9.19）

第1章 総則

第1条 本学は大学の社会的国家的使命に則り、農業、繊維業および工業に関する専門の学術技能を教授研究し、真理と平和を愛好する教養豊かな人材を育成することを目的とする。

第2条 本学の学部、学科および学生定員は、次の通りとする。

		入学定員	現定員
農学部	農学科	40名	160名
	農業生産工学科	30名	120名
	林業科	40名	160名
	獣医学科	35名	140名
	農芸化学科	35名	140名
	計	180名	720名
繊維学部	養蚕学科	35名	140名
	製糸学科	35名	140名
	繊維工学科	40名	160名
	工業化学科	60名	240名
	機械工学科	40名	160名
	計	210名	840名

第3条 本学に精深な程度において、農学または繊維学に関する事項を教授し、その研究を指

導し、もって専門技能者を養成するため、次の専攻科を置く。

農学専攻科

繊維学専攻科

2 前項の専攻科に関する規程は、別に定める。

第4条 本学に簡易な程度において、蚕糸業に関する技能教育を施すため、繊維別科を置く。

繊維別科に関する規程は、別に定める。

第5条 本学に一般教育部を置く。

一般教育部に関する規程は、別に定める。

第2章 学年、学期および休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年は次の2学期とする。

前学期 4月1日から10月15日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日

本学創立記念日 5月31日

春季休業 4月2日から4月10日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月21日から1月10日まで

春季、夏季および冬季休業の期間については、適宜変更することがある。

臨時休業日はその都度学長が定める。

第3章 修業年限、在学年限、教育課程および履修方法

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

第10条 学生は前条に掲げる修業年限の2倍の期間を超えて、在学することはできない。

第11条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育および専門科目とする。

第12条 一般教育科目に関する授業科目及びその単位数は次の通りとする。

人文科学系列

哲学4単位。心理学4単位。歴史4単位。倫理学4単位。文学4単位。

社会科学系列

経済学4単位。統計学4単位。社会学4単位。法学（日本国憲法2単位を含む）4単位。教育学4単位。

自然科学系列

数学4単位。物理学4単位。物理学実験1単位。化学4単位。化学実験1単位。生物学4単位。

生物学実験1単位。地学4単位。地学実験1単位。

第13条 外国語科目に関する授業科目およびその単位は、次のとおりとする。

英語8単位。独乙語8単位。

第14条 保健体育科目に関する授業科目およびその単位は、次のとおりとする。

体育理論1単位。衛生理論1単位。体育実技2単位。

第15条 専門教育科目は、次のとおりとする。

農学部

農学科 作物学 園芸学 農業経済学 作物保護学 畜産学

農業生産工学科 農業土木学 農業機械学第一 農業機械学第二 農業施設学

林学科 造林学 木材利用学 木材材質改良学 林産製造学 林業経営学
森林工学 森林防災学

獣医学科 家畜解剖学 家畜生理学 家畜病理学 家畜衛生学 家畜内科学
家畜外科学

農芸化学科 土壌学 肥科学 農産製造学 醱酵学 生物化学 食糧化学

繊維学部

養蚕学科 育蚕学 蚕病学 遺伝及び育種学 栽桑学及び栽培学 桑園保護学
農業経営学

製糸学科 製糸原料学 製糸学 絹糸物理学 工業経営学

繊維工学科 繊維原料学 紡績学 機械学 編組学 電気工学

工業化学科 無機工業化学 有機工業化学 有機合成化学 高分子化学
色染化学 化学工業

機械工学科 応用力学 機械工作 熱工学 流体力学

2 前項の専門教育科目の授業科目およびその単位数は、各学部規程の定めるところによる。

3 教職に関する専門科目およびその単位数は次のとおりとする。

教育心理学または青年心理学3単位。教育原理3単位。教科教育法（理科教育法）（農業教育法）（工業教育法）3単位。教育実習3単位。教育社会学3単位。道德教育の研究2単位。

第16条 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目に関する授業科目および専門教育科目の授業科目は、各学部規程の定めるところにより必修科目と選択科目とに分ける。

第17条 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目は、原則として最初の一年半に履修し、専門教育科目は、その後の期間に履修するものとする。

2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法の定めるところにより一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、教科に関する専門科目および教職に関する専門科目を履修するものとする。

第18条 学生は次のとおり単位を取得しなければならない。

一般教育科目 人文、社会および自然科学の各系列について、それぞれ3科目12単位以上、
合計9科目36単位以上。

外国語科目 英語8単位、独乙語については別に定める。

保健体育科目 4単位。

専門教育科目 84単位以上。

第19条 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を、教室内および教室外を合わせて45時間とし、大学設置基準第26条各号に掲げる基準により計算するものとする。

第20条 その年度に履修しようとする授業科目については、毎学期の授業開始前に当該学部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により履修承認を受けるものの外、他の学科の授業科目を受講しようとする者は、毎学期の授業開始前に当該学部長に願い出て、許可を受けなければならない。

第21条 卒業論文（または卒業計画）を作成しようとする者は、所定の期日までに指導教官の承認を経て当該学部長に届け出なければならない。

第22条 科目を履修した場合には科目担当教官の認定により、所定の単位を与える。

2 前項の単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし科目の種類によっては、報告書または平素の成績によることができる。

第23条 前条の試験その他の成績は、A・B・C・Dの4段階の記号をもって示し、A・B・Cを合格とする。

第24条 試験はその科目の授業の終わった学期末に、あらかじめ期日を定めて行なう。ただし科目によっては分割して行なうことがある。

第25条 卒業論文（または卒業計画）は、卒業年次の1月末日までに提出しなければならない。

第26条 卒業論文（または卒業計画）の成績は、各学科において審査の上定め、合格者には所定の単位を与える。

第27条 所定の修業年限を超えて在学する者に対しては、第24条および第25条の規定にかかわらず、当該学部教授会の議を経て6月に試験を行ない、または卒業論文（あるいは卒業計画）を提出させ、審査を行なうことがある。

第4章 入学、転学、休学、退学および除籍

第28条 入学の時期は、学年のはじめから30日以内とする。

第29条 入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者。

三、外国において、12年の課程の学校教育を修了した者。

四、文部大臣の指定した者。

五、文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者。

六、本学において、相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者。

第30条 入学志願者は所定の期日までに、入学願書に検定料、健康診断書および別に定める書類を添えて提出しなければならない。

第31条 入学志願者に対しては、選抜試験を行なう。

2 前項の選抜試験に関しては、別に定める。

第32条 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、前条の規定にかかわらず、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 一、本学を卒業した者。
- 二、学士の称号を有する者。
- 三、他の修業年限4年以上の大学に1年以上在学したことがある者（在学中の者を含む）。
- 四、学校教育法施行規則第92条の3に掲げる者。
- 五、本学に1年以上在学して退学した者。

第33条 前条第1号から第4号までに該当する入学志願者は、所定の期日までに志望学科を記載した入学願書に検定料、履歴書、健康診断書、卒業証明書または卒業見込証明書あるいは修了証明書もしくはこれに準ずるものに、第3号に該当する者で在学中の者は、受験許可書を添えて提出しなければならない。

2 前条第5号に該当する入学志願者は、所定の期日までにその理由を記載した願書に、検定料および健康診断書を添えて提出しなければならない。

第34条 入学を許可された者は、直ちに所定の在学証書および戸籍抄本を提出し、入学金を納めなければならない。

2 前項の手続を怠った場合は、入学許可を取り消す。

第35条 第32条の規定により入学を許可された者の既習科目および在学期間については、当該学部教授会において本学の授業科目および修業年限を勘案の上選考を行ない、その全部または一部を認め、適当年次に編入する。

第36条 本学の一の学部に1年以上在学する者で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上許可することがある。

第37条 同一学部の他の学科へ転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上許可することがある。

第38条 前二条に掲げる転学部および転学科については、各学部規程の定めるところによる。

第39条 病気その他の自由により3箇月以上欠席しようとする者に対しては、その学年の終りまで休学を許可することがある。ただし休学期間は通算3年を超えることはできない。

2 休学期間内であっても、その事由が消滅したと認められる場合は、復学を許可する。

3 休学した期間は、修業年限に算入しない。

第40条 退学をしようとする者は、事由を具して当該学部長を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第41条 他の大学に入学または転学をしようとする場合は、各学部規程の定める所による。

第42条 次の各号の一に該当する場合は、当該学部教授会の議を経て除籍することがある。

- 一、病気その他の事由によって、成業の見込がないと認められる場合。
- 二、授業料の納付を怠り、督促をうけてなお納付しない場合。
- 三、在学期間（休学期間を含む）が所定の修業年限の2倍におよんで、なお卒業資格を得ら

れない場合。

第5章 卒業および称号

第43条 4年以上在学(休学期間を含まない)し、第18条に掲げる単位を取得した者には、当該学部教授会の議を経て、学部長の認定により卒業証書を授与し、次の区分に従って学士と称することを認める。

〈農学部〉各学科 農学士。

〈繊維学部〉養蚕学科 農学士、製糸学科 工学士、繊維工学科 工学士、工業化学科 工学士、機械工学科 工学士。

第6章 賞罰

第44条 成績、人物ともに優秀な者に対しては、表彰することがある。

第45条 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者は、当該学部教授会の議を経て懲戒する。懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第7章 研究生、聴講生、外国人学生

第46条 大学卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められる者で、本学において特定の事項を研究しようとする者があるときは、当該学部教授会の議を経て選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第47条 研究生志願者は、研究事項の研究期間および指導教官を記載した願書に検定料、履歴書、成績証明書またはこれに準ずるもの、人物調査書および健康診断書を添えて願出しなければならない。

第48条 研究生の研究期間は、2年以内とする。ただし特別の事情があるときは、研究期間の延長を認めることがある。

第49条 研究生は研究終了後、研究結果を指導教官を経て当該学部長に報告しなければならない。

第50条 研究生には、本人の申出により研究証明書を与える。

第51条 高等学校の卒業生またはこれと同等以上の学力があると認められる者で、本学所定の科目のうち、一科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、当該学部教授会の議を経て選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第52条 聴講生志願者は、聴講科目および聴講期間を記載した願書に検定料、履歴書、成績証明書またはこれに準ずるもの、人物調査書および健康診断書を添えて提出しなければならない。

第53条 聴講生は聴講した科目につき第22条第2項に定める試験を受けることができる。試験に合格した者には、単位取得証明書または聴講証明書を与える。

第54条 外国人であって、本学の学部学生、研究生または聴講生として入学を志願する者があるときは、領事館あるいはこれに準ずるものの推薦書のある者に限り、当該学部教授会の議を経て選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の外国人の学生は、定員外とすることがある。

第55条 前条第1項による入学志願者は、同条に掲げる推薦書の外それぞれ第30条、第47条

または第52条に掲げる関係書類に検定料を添えて願出しなければならない。

第56条 第46条から前条に定めるものの外、研究生、聴講生および外国人の学生に関して特に定めがない事項は、すべて本学学部学生に関する規定を準用する。ただし、研究生、聴講生の入学の時期については、第28条の規定によらないことができる。

第8章 検定料、入学料および授業料

第57条 学部または専攻科の入学志願者は、検定料1,000円を、繊維別科、研究生、聴講生の入学志願者は、検定料500円をそれぞれ納めなければならない。

第58条 学部又は専攻科に入学を許可された者は、入学料1,000円を、繊維別科学生または研究生、聴講生として入学を許可された者は、入学料500円をそれぞれ納めなければならない。

第59条 学部および専攻科の学生は、授業料年額9,000円を、繊維別科の学生は授業料年額7,200円をそれぞれ納めなければならない。

2 前項の授業料は、次の期において、それぞれ年額の2分の1を納めるものとする。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

3 特別の事情により入学の時期が前項に定める授業料納付期日の以後となった場合に、前期または後期において納付すべき授業料の額は、授業料年額の12分の1に該当する額に、入学した日の属する月から次の納付期日までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付しなければならない。

第60条 休学中の者が、前期または後期中途において復学した場合は、その者が前期または後期において納付すべき授業料の額は、授業料年額の12分の1に相当する額に、復学の日の属する月から次の納付期日前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に納付しなければならない。

第61条 特別の事情により、学年の途中で卒業し、または修了する者があるときは、授業料年額の12分の1に相当する額に、在学する月数を乗じて得た額を当該学年の始めの月に納付しなければならない。

第62条 後期の授業料納付期日前に退学する者は、授業料年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

第63条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願出により授業料を免除し、または徴収猶予することがある。授業料の免除および徴収猶予に関しては別に定める。

第64条 検定料、入学料および授業料の既納の分は、過納の場合の外かえさない。

第65条 研究生は授業料月額600円を納めなければならない。

2 前項の授業料は、その在学予定期間に応じ、3月分に相当する額を、当該期間における最初の月に納付しなければならない。

3 在学予定期間が3月未満であるときは、その期間分に相当する額を、当該期間における最初の月に納付するものとする。

第66条 聴講生は1単位に相当する科目について、授業料300円を納めなければならない。

2 前項の授業料の納付については、前条第2項および第3項の規定を準用する。

第67条 第57条から第59条までおよび第65条ならびに前条の規定にかかわらず、特に定めのある場合は、検定料、入学料および授業料を徴収しないことがある。

第9章 寄宿舎

第68条 学生は願出により寄宿舎に入舎することができる。寄宿舎に関しては、この規則に定めるものの外、別に定めるところによる。

第69条 寄宿料は月額100円とする。

2 寄宿料は寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで、毎月その月分を納付しなければならない。

3 冬季または夏季休暇中の寄宿料は、前項の規定にかかわらず、その休暇開始前に納付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、学生の申し出または承諾のあったときは、当該年度内に納付する寄宿料の範囲内で、その申し出または承諾にかかる額を、その際納付することができる。

5 既納の寄宿料は、過納の場合の外はかえさない。

第70条 やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願出により寄宿料を免除することがある。

寄宿料の免除に関しては、別に定める。

第10章 公開講座および出版物

第71条 公開講座は随時開講する。

2 学科目その他については、その都度定める。

3 公開講座聴講終了者には、証明書を与えることがある。

4 公開講座は当該学部教授会の議を経て計画するものとする。

第72条 本学においては、学術報告その他の出版物を刊行することがある。

2 出版物の刊行については、別に定める。

第11章 附属図書館および学部附属施設等

第73条 本学に附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は、別に定める。

第74条 附属図書館の運営について重要な事項を審議するため、附属図書館商議会を置く。

附属図書館商議会に関する規程は、別に定める。

第75条 本学の各学部に、次のとおり附属研究施設を置く。

〈農学部〉附属農場 附属演習林 附属家畜病院

〈繊維学部〉附属農場

2 前項に掲げるものの外、各学部にそれぞれ附属施設を置く。

3 各附属研究施設および附属施設に関する規程は、別に定める。

第三章

大学院博士課程の
設置

第一節

「四六答申」と大学院問題

民主教育を軸にした戦後教育改革は、大学特に私立大学を急増させた。本学も含まれる新制国立大学がスタートした昭和24年(1949年)、国立大学は69校だったが、この時すでに私立大学は116校を数えた(公立大学は約30)。それが昭和35年(1960年)には、国立72校、公立33校、私立140校に、昭和45年(1970年)には国立75校、公立33校、私立274校になる。学生数は国公私計で昭和35年(1960年)の62.6万人は昭和45年(1970年)135.5万人に倍増、大学進学率は10.6%から23.6%に高まった。

進学率10%時代の大学教育は、昔ながらのエリート教育とってよかったであろう。しかし、進学率25%ともなると、学生の質も変わってくるし、当然マス型教育への対応が大学には求められた。しかし、文部省も含めて大学教育に当たっている大学当局に、当時はそういう変化への対応が求められていることに対する認識がどれだけあったか、問題であろう。別篇で取り上げることにするが、60年代末期、全国の大学——本学も例外ではなかった——は大学紛争で明け暮れることになったが、日米安保条約改定問題など政治的動乱に学生が巻き込まれたということもあるが、マス型教育への大学側の対応不十分という問題も、大学紛争の一因として指摘しておかなければならない。

その大学紛争もほぼ終息した昭和46年(1971年)6月、中央教育審議会は「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について」答申を行う。

この答申は、「四六答申」といわれているが、発表されたときは、明治5年(1872年)のわが国初めての「学制」施行、そして第二次大戦後、占領下で行われた教育改革に続く「第3の教育改革」を意図する答申といわれた答申だが、主眼は特に高等教育にあった。ポイントは、高等教育の考え方なり、制度的仕組みが、民主教育をいわれた戦後教育改革後でも、現実に進んでいる高等教育の大衆化、他方での学術研究の高度化という社会的要請に対応できなくなっており、こうした問題の解決策を見つける必要ありとし、高等教育の多様化と開放、高等教育機関の規模と組織運営体制の合理化、教員の人事制度・処遇の改善、入試制度の改善、高等教育計画樹立の必要性等、高等教育制度全般にわたって問題を提起した。高等教育機関を5種類に種別化する構想、大学の組織を教育上の組織と研究

上の組織に区別する構想などは特に注目された。答申後に制度化された注目すべき事項としては、他大学の授業科目を履修、単位として認定する単位互換制度の容認（昭和48年（1973年）^{註1)}、等もあるが、ここで特に取り上げておきたいのは「四六答申」後に特に諮問された「大学院及び学位制度の改善」についての答申（昭和54年（1979年）3月）に基づいて行われた大学院設置基準の制定（昭和49年（1974年）省令）と学位規則の改正（昭和49年（1974年））である。

大学院設置基準としては、それまでは大学基準協会の大学院基準とそれをほとんど踏襲している文部省大学設置審議会の大学院設置審査基準要項（昭和24年（1949年）4月）が用いられてきたが、この時点で初めて省令として大学院設置基準が定められたわけである。大学設置基準は昭和31年（1956年）10月に省令になっているから、大学院設置基準の省令化は18年も遅れたことになる。

しかし、大学制度としての大学院がその間、問題にならなかったということではない。課程制大学院でありながら、博士については、

“独創的研究によって新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与する”

と昭和28年（1953年）の学位規則では定められていた。一人前の研究者であることを認定するライセンスというよりは、ごく少数者にしか与えられなかった戦前の博士^{註2)}と同じように、学界で功成り名をとげた先生、あるいは多年の業績で学界の中心的位地を占める研究者に与えられるものという認識が強かったのである。博士課程修了者に与えられる課程博士とならんで、博士課程に在学はしないが、“大学院の行なう博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者”に与えられる論文博士を制度として認めていたことも、博士はその道の大家に与えられるもの、という戦前の認識の残存を助けることになったとしてよいであろう。

しかし、大学院博士課程の定着、課程修了生の増大は、当然にこうした博士についての考えかたを変えさせることになる。修士課程で“所定の単位を修得した”者のほとんどに“修士論文審査及び試験に合格”させ、修士の学位を与えているように、課程博士については博士課程で“所定の単位を修得した者”は原則的に“博士論文の審査及び試験に合格”させていいのではないかと、という考えが次第に強くなる。昭和49年（1974年）6月の学位規則改正（翌年4月施行）はその終着点であった。この改正で、

“博士の学位は専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする”（規則第3条）

となる。“独創的研究”“新領域の開拓”“研究を指導する能力”といった言葉が消えている

ことに注目すべきだろう。博士はここで一人前の研究者であることを示すライセンスとなった。

^{注1)} 本学の学則も1978年4月、単位互換を可能にする改正を、「第9節の二 学生の交流」新設として行ない“本学の学生を他大学に派遣し、その大学の授業科目を履修させ及び他大学の学生を特別聴講学生として本学に受け入れ本学の授業科目を履修させることができる”（第54条の二）ことにした。他大学で修得した単位は“30単位を限度として…卒業に必要な単位数に算入することができる”（同条第2項）。

^{注2)} わが国で学位としての博士が制度化されたのは、帝国大学がスタートした翌年（明治20年（1887年））の学位令（勅令第13号）からだが、以後ほぼ60年になる終戦時までの博士取得者は約9万人だった。うち8割近くは医学博士であり、大学院修了者はわずか3%にとどまる。

第二節

国大協での論議—新構想大学院—

それまでの博士概念を大きく変える学位規則改正に文部省が踏み切ったのは、直接的には中教審「四六答申」があったからであるが、「四六答申」そのものも、大学紛争を契機に、大学のあり方について多くの論議が大学内外で行われていたことが背景になっている。特に大学院については、博士課程は国立大学では旧制大学にしか認められていなかったことから、大学間に格差をもたらす大きな要因として、学術会議でも昭和40年（1965年）ごろから議論されていた。昭和42年（1967年）学術会議第4部ワーキンググループ提案などが形になった提案としては一番早いほうであろう。そうした各方面での大学院問題に関する議論を集約すべく、国大協は次のようなアンケートを昭和43年（1968年）に国立大学に対して行っている。

「大学院問題に関する第一次アンケート」

（1968.7.25 国大協）の調査項目

- A— (1) 従来のように、各大学が修士課程、博士課程を逐次整備充実または新設する方針を強化する。
- A— (2) (1)の方法に加えて、当該大学の希望に基づき、とくに学部と大学院の比重を変更する措置を講ずることによって、大学院を中心とする大学に移行する。
- B— (1) 大学院の課程については、現行制度のままでよい。
- B— (2) 現行の修士課程を廃止し、大学院は博士課程のみとする。

- B—(3) 現行の博士課程を廃止して、大学院は修士課程のみとする。
- C—(1) 大学院が大学の学部を基礎としている現行制度のもとでは、研究教育の水準を格段に高めることは極めて困難であるので、大学院は大学の学部とは制度上、組織上、独立性を持った機関とすべきであるという意見があります。貴学におかれてはどのようにお考えになりますか。意見をお聞かせ下さい。
- C—(2) さらに、次のような新しい大学院の構想もあります。これについて貴学の意見をお聞かせ下さい。
- イ 学部を全く持たない大学院大学があつてよい。
 - ロ 巨大科学を対象とする大型研究所等には大学院を併設することができる。
 - ハ 近隣地域にあるいくつかの大学の教員をもって組織する新しい型の大学院を設ける。

国大協第1常置委員会は、このアンケートに示された“各大学の意見に基づき、更にそれまで各方面から出されていた大学院改革案も参考に”検討を加えた中間報告を昭和44年(1969年)11月に発表している。

当時、大学院の制度問題として議論の一つの焦点になっていたのは、設問A—(2)にも関わるが、大学院に比重をおいた大学、いわゆる逆ピラミッド型大学、さらには学部をもたない大学院大学を可能にすべき、という議論だった。中間報告によると特に逆ピラミッド型大学にすることは“現在博士課程をもつ大学からは、多くの支持を得ている”状況だった。しかし、中間報告は“早急に可否をきめることなく、まず問題点の解明に努めなくてはならぬと考えられる”とした上で、“これまで博士課程は原則として総合大学に置くものとされ、今日の「大学院大学の構想」も大規模な総合大学を中心に考えられている。しかしながら、これからの大学は巨大な総合大学の形態をとるよりも、科学の急速な進歩に対応して容易に新学科を設けうるような、ゆとりをもった比較的小規模な大学、或は中位な規模の複合大学の方が適しており、大学間の協同・協力によって学問的総合の実をあげるべきであるという意見がある”とし、その実例としてドイツ・コンスタンツ大学の他大学、特にウルム国立大学との“協同・協力”を前提として博士課程大学院が計画されていることなどに注意を喚起した。さらに設問C—(2)のハに関連して、新構想大学院について“少数意見であっても特徴あるものについてはこれを取り上げる”として“新構想大学院”の骨子を次のように要約して示している。

- (1) 新構想によれば、大学院は学部から切り離して、独立の組織をもつものとする。そして研究と研究者養成をその使命とする。従って博士課程のみを置く。
- (2) 新しい大学院は、「国立大学院」又は「国立科学院」の名称のもとに、全国立大学の大学院研究科(博士課程)の唯一の連合組織として一箇所に置くか、適当な地域を選んで数箇所に置く。或は、一箇所に置くものとして、適当な地域に「支部」を設ける。

- (3) 新大学院は、当面、独自の研究施設・設備をもたず、研究・研究者の養成は、その資格を認められている大学学部、及び附置研究所の「研究室」で実施されるものとする。すなわち
- (ア) 当面、これまで博士課程をもち、院生の指導に当たっている大学学部の研究室、或は附置研究所の研究室において、実施する。
 - (イ) 新たにその資格を認定された大学学部、附置研究所の研究室及び文部省直轄の研究所の研究室において実施する。
 - (ウ) 将来は、文部省以外の政府機関の研究所の有資格の研究室において実施することも一つの可能性として考えられるであろう。
- (4) ここにいう有資格の研究室とは、研究と博士課程の研究指導を行ない得る人材と、整備された施設・設備を有するもので、大学設置審議会に類する機関で認定されたものとする。従って、一つの大学または学部のほとんどの研究室が認定される場合もあり、また少数の研究室だけが、認定研究室となる場合もある。……この構想によれば新設大学にも研究者養成の列に加わる道が開かれ、よい意味での競争による学問の一層の進歩・発展を期待することができるであろう。
- (5) 略
- (6) この国立大学院（又は国立科学院）のもつ役割は、凡そ次の如く考えることができるであろう。
- (ア) 各大学に置かれている大学院研究科（博士課程）の間の連絡・調整をはかり、各大学、研究所、その他の研究機関の間の協同・協力を推進する。
 - (イ) 新たに博士課程を設けようとする研究室の資格審査機関を置く。
研究室の資格認定方法として、次の如き提案がなされている。——「大学設置審議会に相当する全国的な研究者の組織により、予め研究室の実態、研究室主任者の意向、その所属大学の意見、さらに研究室主任者およびスタッフの業績、指導力についての学界の評価を十分に聴取しておく。資格を附与する期間は10年とし、その間の業績を審査して更に10年継続することが認められるが、例外的には3期まで継続を認める。ここにいう研究室は、1人の主任者のもとに現実に研究が統括されている単位であり、主任者が変われば同じ研究室として認められない。主任者は通例教授であるが、助教授或は講師であってもよい。
 - (ウ) 博士課程入学志願者の資格審査を行なう機関を置く。
 - (エ) 学位認定の審査基準を定め、審査を行なう機関を置く。
 - (オ) 博士課程運営に要する経費等、認定研究所に関する財政上の諸問題を処理する機関を置く。
- (下 略)

(以上の国大協の資料は、「大学資料No.34—昭和45.2.28—」所収、国大協第一常置委員会「大学院制度の改善について」(第一次中間報告)による)。

第三節

連合大学院運動の拠点

学術会議や国大協、そして設置審の大学院制度に関するの前述のような意見、提言は、永い間、博士課程設置を認められなかった戦後の新設大学に、博士課程設置の希望を持たせ、設置へ向けての運動を活発化させることになる。そして本学は、その運動の一つの拠点となった。農学部の川村亮教授が連合大学院の中心的な提唱者だったからである。

川村教授の呼びかけで昭和45年(1970年)7月に大学設置審の農学関係専門委員が集まり、新構想博士課程について意見交換を行ったのが、おそらくこの問題についての農学関係者の最初の動きであろう。この会合で学部長会議でも議論すべき、ということになったと思われるが、この年の10月、弘前で持たれた第44回国立農水産関係大学学部長協議会の最終日に、宇都宮大農学部長、千葉大園芸学部長、東京教育大農学部長、東京水産大農学部長、茨城大農学部長、そして本学農学部長6人の名で、「旧帝大関係」を除く国立大学農学部長に呼びかけ、「ブロック大学院」構想に関する検討会議が持たれた。

…最近新制大学にマスターコースが殆ど出来るようになり、マスターコースとドクターコースの数のアンバランスを生ずるようになりました。この辺で新制大学もドクターコースについて検討する必要が生じて来ました。個々の新制大学にドクターコースを作ることは非常に無理がありますので、関東ブロックの有志相寄り、ブロック大学院博士課程(仮)の構想が生まれて来ましたので、皆さんのお集りの会を利用して検討会を持ちたいと存じます。是非御出席下さるよう御案内申し上げます。

これが、参集呼びかけの案内だが、「ブロック大学院博士課程」という構想は、多くの大学の共感を得たのであろう、翌年10月の第45回国立農水産関係大学学部長協議会の議題に「ブロック大学院構想案について」がかけられた。公式の場で、農水産系連合大学院問題が初めて議題になったのである。議題説明を本学の諸星農学部長が行なっている。協議会での議論を踏まえての議長のまとめは、愛媛大、鹿児島大、宇都宮大、茨城大、岩手大、高知大、広島大各農学部長の保留発言もあったが、“保留も含めて全体の方向は、もうはっきり、前のほうだということは確認させていただけるかと存じます。…全体の前向きな方向をふまえていただいて関東地区で、いわゆる先導的方向のよりきめ細かいご推進をしていただいて結構というような所に集約させていただけるのではないかと存じます…”(「協議会」議事録)であった。

この段階で、「ブロック大学院構想」は、国立大学農学部長協議会の検討課題になったわけであり、以後、学部長協議会は毎回この問題を取りあげ、議論を重ねたが、昭和48年(1973年)10月の第49回学部長協議会では、設置審での論議も進み、文部省が大学院制度についての省令を出すのではないかとということから、次のような要望書を決議、文部大臣に提出している。

要 望 書

昭和48年10月30日
国立農水産関係大学
学部長協議会

第49回本協議会は将来の我が国の農水産関係の教育、研究の発展という立場から博士課程大学院の設立に関して下記の事項が早急に制度化されることを強く要望する。

記

博士課程大学院を現在のようにひとつの大学学部を基礎とし、その上に設置するもの以外に、「博士課程を持つ大学」「修士課程を持つ大学」の枠を超えて、地域的あるいは専門的に類似の数大学（数学部）が集まり、これらを基軸とした連合形態のものも設置し得る省令を定めること。

（理由）

現在の大学院における教育、研究にたいする中教審や大学設置審議会の案は、時代的に流行となるもののみが優遇される傾向が強い。しかし学問の中には「時間のかかるもの」、「根気を要するもの」、「地味で基礎的なもの」等、いわゆる陽の当り方が少ない重要なものが非常に多い。農水産系の教育、研究はその最たるもので、応用科学として極めて複雑な系を取り扱い、結果を得るためには長い時間を要し、学生は研究を続けている内に次第に意欲が高揚し、おのずから専門的な研究者になって行くものが多く、短期的に研究者たるか否かの素質を見わけることがむづかしい。農学に限らず現在のように学問分野が巾広く多岐に分化専門化してくると数少ない特定大学の教官だけで全ての博士課程の研究分野をカバーすることが出来ないことは言うまでもない。まして農水産学のように地域的な色彩も強い応用科学になると全国的に分散しているそれぞれの専門家の特色の博士課程教育、研究への寄与とその多角的な連繋なしには均等で層の厚い学問発展と研究者養成は期し難い。従って博士課程教育には従来の大学院のほかに数大学が連合した形でおこなわれる、いわゆる連合大学院の設置も是非必要である。

博士課程連合大学院は、現在の博士課程を持った大学の教官のみならず、広く一般の大学教官の持つ専門的な特色を次代の研究者養成のために貢献せしむるもので、文部省の単位互換制度なども軌を一にする方向に向う改革である。現在、多くの大学において共同でその具体案の検討が進められつつあるので、これらの成案が得られた時点において、このような形態の大学院が制度的に設置不可能にならざるよう、特に要望するものである。

こうした要望も幾分の効果があったのであろう、本章冒頭で述べたところの学位規則

改正及び大学院設置基準改正をもたらすことになった設置審の「大学院及び学位制度の改善について」の最終答申（昭和54年（1979年）3月30日）は、「独立大学院と連合大学院について」と題した項を設け、連合大学院制度について、次のような記述で容認の方向を明示した。

（イ）独立大学院と連合大学院について

- ①学部単位の組織を置かず大学院のみを設置するいわゆる独立大学院の設置が可能となるよう考慮する。
- ②いわゆる連合大学院については、その設置形態についてなお検討を要する点も多いが、大学、大学院間の交流と協力を重視して大学院の整備を図るという趣旨の実現が可能となるよう考慮する。

説明

①（独立大学院について—略）

- ②いわゆる連合大学院の構想は、多くの大学の協力により1大学のみでは期待し得ない分野を相互に補いつつ充実した大学院の整備が可能となり、また広く学生の大学院への進学機会が確保されることや、これまで大学院をもたなかった大学の教員にも大学院の教育、研究指導に参加するみちを開くことにもなるなど、十分検討に値するものがあると考えられる。

しかしながら、その具体的構想については、独立大学院の一形態とも考えられるものも含め、各方面で多様な構想が検討されている段階であり、教員組織の編成、専用の施設設備の在り方、学生の履修方法、管理運営の方法等検討すべき問題点が少くない。

したがって、連合大学院については、本来の趣旨が充分生かされ、大学院の水準の低下を来すことなく有効適切なものとして具体化される場合には、その設置も可能となるよう考慮する必要がある。

留保条件つきとはいえ“大学、大学院間の交流と協力を重視して大学院の整備を図るといふ趣旨の実現が可能となるよう考慮する”ことが、設置審答申に書き込まれたことは、連合大学院設立へ向けて動いていた新制大学農学部の人たちにとっては、大きな励みになったこと、いうまでもない。答申が出た直後に開かれた第50回農水産系学部長協議会は“緊急に地区を別けられ、合同委員会を開催され、出来れば文部当局の大学院制度省令化以前に一応の地区別の具体的試案が得られるように…”しようということが議決され、議決に基づき、昭和49年（1974年）5月28日、本学の呼びかけで、茨城大、宇都宮大、東京教育大、農工大の各農学部、千葉大園芸学部、東水大水産学部、信州大、京都工芸の繊維学部の代表委員が学術会議に参集・協議、関東地区国立大学連合大学院農学系博士課程設置委員会が発足、昭和50年（1975年）2月には「関東周辺地区国立大学連合大学院農林水産系博士課程構想」（試案）を作成している。

この「構想」試案を実施に移すための「細則」の検討と併行して、設置委員会に参集した関係学部長の連名による設立要望書が75年3月に文部大臣に提出されている。連合農

学研究科が初めて公式の姿をとった記念碑的「構想」といいこの「試案」の概要を
摘記しておく。“連合大学院本部は、独立して関東周辺地区内に設置する”ことになっ
ていたことを注意しておこう。

関東周辺地区国立大学連合大学院農林水産系博士課程構想（試案）（1975.2）

第1章 総 則

第1条（設置） 関東周辺地区に関東周辺国立大学連合大学院農林水産系部門（以下
「連合大学院」という。）をおく。

第2条（目的） 関東周辺地区の国立大学農林水産系学部が、協力して連合大学院博士
課程を設置し教育研究にあたる。

第3条（編成） 関東周辺地区国立農水産系関係学部とは、次の各大学学部をいう。茨
城大学農学部 宇都宮大学農学部 千葉大学園芸学部 東京農工大学農学部 東
京教育大学農学部 東京水産大学水産学部 新潟大学農学部 信州大学繊維学部
京都工芸繊維大学繊維学部

第2章 構 成

第4条（系列） 農林水産系部門に次の系列を置く。工学系 生物生産系 生物利用系
社会経済系

第5条（専門課程） 前条の系列に別表第1の研究単位を置く。（別表第1略）。

第6条（専門教官連合） 前条の専門課程に専門教官連合を起し、構成各大学の登録教
官で組織する。

2 登録教官は、連合大学院の教官を兼任するものとする。

3 登録は、各教官の自由意志によるものとし、その資格審査については別に定め、
10年ごとに登録を更新する。

第3章 職員組織

第7条（職員） （略）

第8条（院長） 院長は、教官により選出する。

第4章 会 議

第9条（協議会） （略）

第5章 事務組織

第10条（事務局） （略）

第6章 学位及び学位審査

第11条（学位の種類） 学位は農学博士とし連合大学院から授与される。

第12条（学位審査） 学位審査の基準は次の各号の通りとする。

(1) 連合大学院博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、学位論文を
提出してその審査に合格したもの。

(2) 連合大学院学生以外の者であって、連合大学院に学位論文を提出し、その審
査および学力試験に合格した者。

2 学位論文の審査方法は別に定める。

第7章 学生

第13条 (学生定員) (略)

第14条 (入学資格) (略)

第15条 (募集) 学生の募集は、当該年度における各系列毎の教官名およびその研究分野を公示して公募する。

第16条 (選考) (略)

第17条 (身分) 学生は、連合大学院学生としての身分を持つが、同時に配属される大学の学則に従うものとする。

第8章 教育課程

第18条 (修業年限) (略)

第19条 (授業科目及び単位) (略)

第9章 その他

第20条 (本部) 連合大学院本部は、独立して関東周辺地区内に設置する。

第21条 (準用規定) (略)

この「構想」の実施細則を設置委員会で詰めると同時に、昭和50年(1975年)6月には関係大学学長も連名で設置要望書を文部大臣に提出したが、その要望に応えたのであろう、文部省はその年の7月8日付で調査費を農工大学に配布している。

関東周辺地区以外でも、むろん連合大学院構想は練られていた。特筆しておくべきは、中・四国の動きであろう。昭和49年(1974年)秋の第4回中国四国学部長協議会が、各大学2名の委員による専門委員会を設置、構想具体化を議決、構想の具体化が進められるが、昭和52年(1977年)からはこの委員会に九州地区各大学が加わって西日本地区設置準備委員会となり、西日本地区連合大学院としての組織、管理運営、教官学生の扱い、系列、研究単位等を整理し、関東地区と同じように調査費予算要求をするまでになった。

その予算要求は、同様の構想に二つの調査費をつけるのは如何なものか、という文部省の判断もあり要求までにはならず、その時示された一本化できないかとの文部省担当者の意向にそい、両地区の一本化が検討され、昭和52年(1977年)10月、唐津市で開かれた「国立大学農林水産系博士課程連合大学院設置に関する懇談会」で、両地区から選出する“従来の委員長を含め各6人程度”で構成する「連合大学院創設準備委員会」を設置、その準備委員会が中心になって連合大学院設置の具体的運動をすすめることになった。一本化のこの動きを前提に、翌年3月、文部大臣裁定で本学に「農水産系連合大学院創設準備室」が設置される。文部大臣裁定の関係箇所を摘記しておこう。

「医科大学及び学部等の創設準備組織要綱」(1978.3.30)のⅡ

1、当分の間、図書館短期大学、東京農工大学、琉球大学、岡山大学及び長崎大学(…「準備大学」という)に、それぞれ図書館大学(仮称)、農水産系連合大学院(仮称)、琉球

大学医学部、岡山大学歯学部及び長崎大学歯学部の創設準備に関する事務を処理するため、創設準備室を置く。

- 2、創設準備室に、室長…その他必要な教職員を置き、室長は教授をもって…充てる。
- 3、Iの3から5までの規定は、準備大学に準用する。

（準用規定の内容：「3、準備大学に、それぞれ創設準備室の行う創設準備事務のうち教員の人事その他創設に関する重要事項を審議する機関として、創設準備委員会を置く。4、創設準備委員会は、準備大学の学長及び当該学長が適当と認める者で組織する。5、その他創設準備委員会の組織及び運営に関する細目については、準備大学の学長が定める。」）

本学評議会が「創設準備室規則」「創設準備室教員選考に関する規則」をきめたのが昭和53年（1978年）4月8日、創設準備委員会規則を承認したのが11月14日、規則に基づいての創設準備委員13名の委嘱が12月1日付で行われ、12月8日、第1回創設準備委員会が、折しも学部長協議会が開かれていた新潟で新潟大学農学部会議室を借りて開かれ、創設準備室が発足する。創設準備委員は、委員長農工大学長福原満洲雄、副委員長農工大教授創設準備室長諸星静次郎、委員千葉大園芸学部長飯田格、農工大農学部長川村亮、農工大教授蕪木自輔、農工大教授川名明、農工大教授田原虎次、東水大学長佐々木忠義、新潟大教授小笠原長宏、岐阜大教授友枝幹夫、愛媛大農学部長船田周、長崎大水産学部長保田正人、鹿児島大農学部長宮司佑三の13氏だった。（それまで、構想づくりに当たってきた設置準備委員会も、促進委員会→協議会として存続することとした）。

第四節

「試行」の挫折

通常は、調査費がつき、設置準備室がスタートすると、3年ぐらいで本体が出来上がる。しかし、連合大学院はそうはならなかった。連合農学研究科がスタートするのは、準備室設置から実に7年後の昭和60年（1985年）だった。創設準備に当たった委員たちの連合大学院のあり方についての考え方と、文部当局の考え方との間の落差がなかなか埋まらなかったからである。

創設準備委員会の構想は、最初に具体化した記念すべき案としてさきに掲げておいた関東周辺地区国立大学連合大学院農林水産系博士課程構想（試案）に見るように、“各教官の自由意志”による“登録”で専門課程を編成し、院生の研究教育指導は各教官の所属大学研究室で行なうとする構想であり、“従来の個々の大学という枠を取り除いた全国一本の規約で1大学に片寄らないアカデミーを創ることを目的としている”「ドクターアカ

デミー」構想だった（引用は昭和57年（1982年）5月全国農学部長協議会での川村教授の説明）。

この構想に、文部当局が最初から問題にしていたのは、個人参加組織で大学院での教育研究の“継続性”“安定性”が保たれるのか、という点であった。第5回創設準備委員会と第4回協議会常任委員会の昭和54年（1979年）5月12日合同会議で、滝沢大学課長も挨拶のなかで“まったくの個人参加という考え方について、大学設置審議会で疑問とされたのは、大学院としての安定性、継続性をどこまで保たれるかである。又、事務段階で考える場合、個人参加であるので、予算措置の行い様がない”と指摘、創設準備委員会に考慮を求めている。

その後も、文部省から、外国人留学生主体にしたらどうかという示唆もあったが、決定的だったのは昭和56年（1981年）度に入った時点で示唆された“地区の大学の傘を借りて研究科（博士課程後期3年）を作り、連合大学院構想によって試行する”「傘大学方式」試行提案だった。試行の内容は

ア、定員は要求しない。教育研究費についても学生経費位で一切いらない小規模なもので、現行制度の枠内で研究科を置いた大学と参加大学の協力関係において弾力的に運用し、実質をとる。（①学位審査権をもつこと②学生の教育研究指導ができること）。

イ、研究科の専攻は、研究科を置いた大学の教官組織で賄えるもので、当該大学の教官は兼任とし、参加大学の教官は非常勤講師扱いとなる。

ウ、研究科は連合大学院が設置されたときは廃止し、連合大学院に移行する。万一連合大学院が設置されないときは、廃止される時限的な性格のものである。

エ、創設準備室は存置し、引き続き調査研究を続ける。

というものであった（第19回準備委議事録による）。この考えに基づく試行は準備委員会では結論を得ることができず、創設準備室長の責任において、連合大学院創設準備の一環として、試行のための試行要項（案）、試行委員会内規（案）を作成、関東地区で東京農工大学、四国地区で愛媛大学が試行大学になることを依頼、両校が試行大学として現行諸規則及び試行要項に基づいて独立研究科設置構想をまとめ、昭和57年（1982年）度概算要求として試行を文部省に申請した。

農学系連合大学院構想を、全国農学部長協議会を中心に議論し、10年の歳月をかけて練った構想を踏まえての両大学の試行申請だったが、この申請は認められなかった。

認められなかったのは、ある意味では、当然であった。同じく準備委員会構想に基づく連合大学院試行をいいながら、両大学の試行案に大きな差異があったからである。その差異は、教員組織に端的に現れていた。

両大学の申請書に記された教員組織は次表のようになっている。

連合農学研究科試行申請教員組織

	専攻名	講座名	教授	助教授	入学 定員	収容 定員	
			専任、兼担	専任、兼担			
東京農工大学 生物生産科学 研究科	植物生産学	作物生産学	2	1	3	9	
		農業工学	4	2			
		農林経済学	2	3			
	動物生産科学	基礎獣医学	3	3	3	9	
		臨床応用獣医学	2	1			
		応用昆虫学	5	5			
		(畜産学)					
	応用生物化学	土壌肥料学	1	2	3	9	
		応用生物化学	3	1			
		動物栄養学	2	1			
		応用微生物化学	4	2			
	生物資源 環境科学	生物資源学	3	2	3	9	
生物資源利用学		3	4				
環境科学		2	3				
愛媛大学 総合農学研究科	生物資源生産学	生物資源生産学	愛媛 4	香川 4	高知 4	2	6
	生物資源利用学	生物資源利用学	4	4	4	2	6
	生物環境保全学	生物環境保全学	4	4	4	2	6

農工大()は客員講座

本学の場合、講座は修士講座と同じであり、博士課程担当教官もそれらの講座の教官が兼担することになっており、宇都宮、茨城両大学の教員は組織上出てこない。非常勤講師では指導教官をお願いするわけにはいかない、本学兼担教授のみでは欠けている専門分野について講義をお願いすることしかできない、という判断にたつての教員組織だった。特に不足している畜産学で茨城、宇都宮両大学の教官を前提に客員講座を置くことにしたにすぎない。その客員講座も、どう運営されるのかについては、記述が無かった。

愛媛大学の場合、修士講座が前提ではなく、博士課程では大講座に編成替えしているし、香川大学、高知大学の教官も、愛媛大学の教官と全く同じようにそれぞれ大講座に配置されており、表の備考には“香川大学及び高知大学の教官は、それぞれの大学の農学部から推薦された大学院有資格教官である。(研究科の非常勤講師)”と注記されていた。

第21回創設準備委員会(昭和56年(1981年)10月17日)議事録は、試行の概算要求が、認められなかった“理由としては概ね次のとおりと思料される”として、“ア 行政改革及び農学に対する社会情勢が悪いこと。イ 概算要求に当って時間的余裕がなく試行の内容方法について文部省関係者と十分煮詰めることができなかったこと、参加大学の意見のまとまりを欠いたこと。”を記録しているが、両大学試行案のこのちがいが決定的だっ

たとしていだろう。

準備委員会はその後もドクターアカデミー構想を基本とする連合大学院の構想づくりを進めるが、農学部長協議会での連合大学院論議が始まって試行に至るまでの10年の間に、ちがった動きをとる農学部も出てきた。総合大学院方式への参加による離脱である。昭和54年(1979年)新潟大学農学部及び千葉大学園芸学部の離脱がそれであったが、昭和55年(1980)年6月には岡山大学農学部も同じ理由で離脱した。更に昭和58年(1983年)1月、水産系5大学5学部が、水産学系だけの研究科を設ける要望書を文部省に提出し、この時点で水産学系参加学部(4大学4学部)も離脱した。加えて、“臨調、行政の厳しい折りから、独立した大学院大学を設置することは内容の如何を問わず物理的に当分不可能である”との文部当局の姿勢判断もあり、第28回準備委員会(昭和58年(1983年)4月4日)は、“現行法令の基準の中で連合大学院構想をできるだけ生かせるような別の現実的構想を検討”することをきめる。文部省から示されている方向は多年堅持してきたドクターアカデミー構想からの転換である。この状況のなかで開かれた第29回準備委(昭和58年(1983年)4月28日)で、川村準備室長は、“連合大学院の創設が理想に沿って進めることはむずかしく、諸般の事情を踏まえて創設準備室長を辞任する”。

第五節

連合農学研究科の承認

三代目準備室長には準備委員会委員でもあり、愛媛大学で連合大学院推進の中心になっていた船田周愛媛大農学部長が選出される。愛媛大農学部長を退任した船田室長はそれまでの連合大学院構想を

- 1、独立大学院型
 - 1-1 昭和57年(1982年10月)構想によるもの
 - 1-2 基礎学部方式
- 2、拠点大学院型
 - 2-1 傘大学方式の(1)
 - 2-2 傘大学方式の(2)

に整理、文部省と折衝の上で準備委員会に“現状では新しい独立大学院大学を作る考えはない”という文部省の感触を伝えつつ、どれをとるかを提案、準備委は、“独立大学院大学は将来の構想とし、「1-2基礎学部方式、2拠点大学院型2-1,2-2」のいずれの型を対象にして具体案を作成検討するか、文部省の意見及び協議会を通じ参加大学の意向を聞いた上で”(昭和58年(1983年)5月9日第30回準備委員会議事録)きめることになった。

1-1が従来のドクターアカデミー構想、1-2は参加各大学に1~2の専攻を“貼り付け”、貼り付けられた数大学で地区研究科を構成、地区研究科を統合する組織として連合大学院を設けるという案、2-1は試行愛媛大案、2-2は試行農工大案とあっていいが、2-1が

愛媛大試行案と著しくちがっていたのは、傘大学以外の参加大学教員を傘大学の併任教官とするという点だった²⁾。

昭和58年(1983年)7月8日第31回準備委員会は、今後2-1案で進めることを決定、昭和58年(1983年)10月17日第32回準備委員会で2-1案に基づいた「農水産系連合大学院構想(連合研究科の設置)」が決定され、同時に傘大学(この時点以降、文部省との協議により「基幹大学」と呼ばれるようになる)として関東地区は本学、四国地区は愛媛大学と決定され(参加大学として関東地区では茨城大学、宇都宮大学、四国地区では高知大学、香川大学になることに決定)基幹大学、参加大学、専攻、講座編成等が“まとまった地区から順次創設準備を進めること”が了承された。

関東、四国地区が昭和60年(1985年)度に設置概算要求を行なうことが決定されたのは昭和59年(1984年)2月17日第32回準備委員会であり、両大学は昭和60年(1985年)1月10日に設置申請を行ない、大学院設置審議会委員による実地審査が同年2月7日四国地区、2月14日関東地区で行なわれ、3月18日の設置審で設置が承認された。

概算要求時に本学が提出した「博士課程設置計画」を以下に摘録しておく。

東京農工大学大学院農学連合研究科(博士課程)設置計画

昭和59年5月

東京農工大学

構成大学 基幹大学 東京農工大学

参加大学 茨城大学

宇都宮大学

東京農工大学大学院連合農学研究科(博士課程)

1. 設置の目的・趣旨

1・1 目的

(1) バイオサイエンス、特に生物利用科学に関する高度の専門的能力と豊かな学識をそなえた研究者を養成し、斯学の進歩と生物関連産業分野の発展に寄与することを目的とする。

生物関連産業のなかでも、農林業が近年、発展途上国の重要産業となっており、これら諸国からの、わが国への人材養成上の協力要請が強まっていることにかんがみ、発展途上国からの留学生受入れも積極的に行う。

(2) 創設準備室設置以来6年余にわたる農水産系連合大学院(仮称)構想検討の結論として、本学に後期3年の博士課程連合研究科を設置しようとするものであり、全国にわたる農水産系連合大学院設立構想の一環を構成する。

1・2 趣旨

伝統的な農林水産業から最先端のバイオテクノロジーを用いた産業までをふくむ生物

関連諸産業は、これからの「先進国型産業」である。これら産業の本格的発展のためには、生物学・化学・物理学等の自然科学諸分野、また、経営学、経済学、社会学等の社会科学諸分野における研究成果の全面的な応用が必要となるが、それら諸科学の深化とその応用としての技術発展はまさに先進国でこそ可能だからである。

食糧の確保及び資源の造成・利用・保全是古くて常に新しい課題であるし、生物資源・生物機能の活用、さらには生物素材の保蔵が21世紀の人类的課題になることは確実である。過般の学術審議会答申「学術研究体制の改善のための基本施策について(59.2.6)」が、「全地球的立場から各国が共同でとりくむ」必要がある「人類の生存と福祉にかかわる問題」として「エネルギー・資源・環境・食糧…」をあげた所以もそこにある。

さらにいえば、有限資源に依存した従来通りの産業形態をとりつづけるかぎり、将来破局にぶつかることは必至の段階に人類はきているというべきであり、これらに有効な施策を提供し得る学問体系たる生物利用科学研究の一層の深化拡充が求められている。この面で先進国の果たさなければならない責務は重い。

とくに現在では食糧や資源保全で難問をかかえているアジアのなかで、その役割を担えるのは日本であり、日本の生物利用科学研究体制の拡充強化に対する期待は大きい。博士課程を設け、研究教育体制を強化しなければならない所以である。

2. 構成と理念

2・1 研究科の構成

本研究科は東京農工大学大学院農学研究科、茨城大学大学院農学研究科、宇都宮大学大学院農学研究科(いずれも修士課程のみ)の全講座を母体として編成されるが、上記3農学研究科の緊密な連携を保証しつつ、博士課程の研究教育を効果的に遂行するため、既存の農学研究科とは別の独立した組織として構成するものである。

茨城、宇都宮両大学の農学研究科が参加することによって、本学農学研究科も両大学農学研究科もそれぞれの長をのばし、短を補うことができる。3農学研究科で構成される本研究科は斯学その他方面の研究領域をカバーし、学際的研究の進展を可能にするであろう。

2・2 専攻の構成と相互関係

本研究科は生物利用にかかわる専門分野の研究の深化と総合化、新分野の開発、学際領域の開拓、さらには科学的に裏づけられた技術を発展させるという理念に立ちつつ、3農学研究科の講座構成を考慮して生物生産学専攻、生物工学専攻、資源・環境学専攻の3専攻で編成する。

各専攻は、生物利用科学の主要分野ごとに編成されており、各専攻には方法論あるいは研究対象を共通にする幾つかの大講座が含まれる。大講座が協力して各専攻分野の研究の深化を図るとともに、生物利用科学の源流たる農学の実学的伝統をふまえた教育と研究を行う。専攻と各専攻に属する大講座は次表の如くであり、既存の組織との対応関係は別表の如くである。

連合農学研究科 (博士課程)

生物生産学	植物生産学 植物保護学 動物生産学 農林経営・経済学 農業工学
生物工学	応用生物化学 資源利用学
資源・環境学	森林・木材学 環境学

2・3 専攻の内容 (略)

2・4 大講座の構成

従来の講座は、専攻における教育と研究の基礎単位となるものであり、教授を中心とする若干名の恒常的スタッフで構成されるのを通例としているが、連合研究科が、4で述べる「連合研究科教官群」のなかから学生の志望するところにより、指導教官を任命(兼任あるいは併任)するという特異な仕組みをとることになっていることにともない、ここでいう大講座の性格も従来の講座のそれと大きく異なるものとなる。

第1に、本研究科の大講座は、3大学にまたがって方法論若しくは研究対象を共通にする幾つかの修士講座で編成される(別表参照—別表略)が、その編成は各修士講座に所属する連合研究科教官を当該大講座に配置するという意味をもつ。

第2に、院生の指導にあたるのは任命された指導教官になるから、通常講座というときにイメージされる教育研究単位を構成するスタッフは指導教官群になる。

第3に、しかしある年に指導教官に任命されなかった連合研究科教官も、論文審査などには関与することもあるし、指導教官にならなければならぬ可能性を常にもつという意味で、大講座の運営に無関係ではあり得ない。

こうした構成をとったのは、多様な院生の研究志向に応えるとともに、新しい学問分野の発展に柔軟に対応し、かつ、連合研究科に自己改革機能をも付与するためにはスタッフの固定を避けることが必要だと考えたからである。方法論を共通にするが対象を異にする複数の専門研究者を擁する大講座、あるいは方法論を異にするが、同一対象を研究する複数の専門研究者を擁する大講座は、それぞれの固有領域での教育と研究の深化を可能にすると同時に、教育と研究各分野間の交流・触発の機会を多くし、学際的乃至は総合的な新しい教育と研究の発展に寄与することになる。

現在構想している大講座は、3農学研究科の現状からいって、本研究科の理念達成にとって最良と思われるのであるが、学問の発展、社会の要望がその再編を必要とする場合も生じよう。その場合には、むろん厳密・慎重な審議と3農学研究科の合意の上で改組再編を行う。

2・5 大講座の内容（略）

3. 後期3年の独立研究科設置の意義

1) 農学はもともと関連諸科学を実学的に総合化し、発展させてきた。農学に要求される実学的総合化の方向にそって専門的教養を付与すべく学部の諸学科は編成され、それを基礎にした修士課程において専門分野にかかわる理論と応用の研究能力の開発養成が行われてきた。しかしながら、生命のメカニズムという人類最大の課題にかかわる研究内容の深化は、必然的に方法論的分化を要求し、生物利用にかかわる研究分野の拡大は学際的研究の発展を不可避にしてきている。斯学の展開が必要としているこうした問題に対しては、従来のような1大学の農学研究科の拡充強化では有効な解決策にならないのであって、一方では従来の実学的総合化の方向を崩すことなく、他方それをこえる教育研究体制の再編強化を行う必要がある。3年の博士課程を従来の農学研究科とは別に、しかも1大学ではなく3大学連携のもとに設置しようとするのはそのためである。本研究科の専攻編成及び大講座制は、研究内容深化が必要とする方法論的分化の要求をみたすとともに、学際的教育研究の遂行を可能にするであろう。

2) 自然環境下で営まれる生物生産や資源の保全は、風土的影響から逃れることはできない。地域の多様な諸条件はもともと豊かな認識を与える基盤であるが、実学性を要求される農学研究では、特に地域の具体的諸条件のなかにある法則性把握が要求される。科学的に認識された法則性を技術化する場合にも、地域の具体的諸条件をふまえた技術学的検討が要求される。

生物利用にかかわる研究に特徴的なこうした性格から、異なったフィールドをもつ多数の研究者を擁することが、この学問分野では教育と研究を効果あるものにする上で極めて大きな意味をもつ。多様なメンバーを有する3大学農学研究科で連合研究科を編成することの1つの重要な意義がそこにある。

4. 教官組織

3大学農学研究科所属教官のうち、連合研究科における教員資格審査で適格とされたもの（いわゆるD○合及びD合）をもって「連合研究科教官」群を構成し、このなかから学生の専攻内容にふさわしい教官を「指導教官」として任命（基幹大学は兼任、参加大学は併任）し、「指導教官」をもって大講座及び専攻を編成する。指導教官は、学生1人につき主指導教官1名、副指導教官2名とする。主指導教官は、教授の中から教官資格審査委員会において研究指導を行う資格があると判定された教官（D○合）をあてる。専攻名、大講座名、教官定数は次表の通りである。

専攻名	大講座名	教授	助教授	助手
生物生産学	植物生産学	6	6	
	植物保護学	6	6	
	動物生産学	6	6	
	農林経営・経済学	6	6	
	農業工学	6	6	
生物工学	応用生物化学	6	6	
	資源利用学	6	6	
資源・環境学	森林・木材学	6	6	
	環境学	6	6	
計		54	54	54

5. 構成大学間の関係

1) 本研究科は農水産系連合大学院構想にもとづき設置されるものであり、その構想の趣旨にそって運営されなければならない。本学は基幹大学としてその運営に責任をもち、構成大学間の平等性保持に努める。

2) 3大学農学研究科修士講座によって大講座を組織することを基本とし、各大学付属施設に属する各大学農学研究科教官も参加できるものとする。

3) 学生の研究指導は主指導教官の所属する修士講座において行う。

4) 3大学間の緊密な協力関係を確立し、本研究科の運営を円滑ならしめるため、構成大学間で協定書を取りかわすとともに連絡調整委員会を置く。

6. 管理運営 (略)

7. 教育の理念と特色

7・1 教育の理念

「坂の上の雲」の時代は終わったとされる。日本の社会はあらゆる面で、われわれ自身の手で新たな地平を切り開かなければならない地点に立っているのである。科学研究面ではことさらにそうであることはいままでもないであろう。いま大学教育、とくに大学院教育に求められているのは、広い視野と創造力に富んだ人材、なかんずく創造性豊かな人材の養成である。本研究科はこれを教育理念とし、若い頭脳がもつ飛躍的着想、柔軟な思考の展開を援助していくことに努める。

7・2 教育の特色

本研究科教育の最大の特色は、学生自身に自らが志向する専攻分野に適した主指導教官を選ばせることにある。指導教官の決定にあたっては入学者選考の過程で当人の選択の可否は吟味されるが、学生の志向するところにもっとも適した複数の指導教官を連合研究科教官群のなかから選んで任命し指導に当らせることで、多様な学生の志向を1つの枠にはめこむことを避けようとするものである。もちろん必要とあれば、大学院設置基準第13条第2項による他大学院でも勉学できうる条件を他大学院の協力を得てつくる。

なお、特定テーマに関する集中的なセミナー（合宿も考慮）を行う。学習の場を異にし、

専門を異にする学生の相互啓発は、狭い専門領域に閉じこもりがちだった従来の博士課程教育の欠陥を是正し、学生に新しい領域の開発に立ち向う積極性、適応性を身につけさせることになろう。また、外国人留学生については、特別コースを設けることを考慮し、指導する。

8. 修了要件・学位 (略)

9. 学生定員 (略)

10. 入学者の選考

入学者の選考は、学力検査、健康診断、調査書等を総合して本学に設ける入試委員会で行う。

10・1 入学資格 (略)

10・2 出願書類 (略)

10・3 学生募集の方法

専攻名、大講座名の他、連合研究科教官のうちの主指導教官になり得るものの氏名及び同教官の研究分野を公表し、志願者はこれにより自ら志向する分野及び主指導教官を選択して出願する。

10・4 入試委員会の構成

研究科代議委員会は志願者の選択した研究分野の教員氏名を考慮し、志願者1名につき2名以上の入試委員を連合研究科教官のなかから選任し、代議委員と併せて入試委員会を編成する。学力検査は代議委員と入試委員により大講座単位で実施し、合否の判定案の作成は入試委員会で行う。

10・5 学力検査 (略)

三大学協定書も掲げておく。

東京農工大学大学院連合農学研究科の運営に関する構成大学間協定書

茨城大学、宇都宮大学及び東京農工大学は、農水産系連合大学院設立構想(昭和60年2月農水産系連合大学院創設準備室。以下「構想」という。)に基づき、三大学の連携、協力のもとに設立された東京農工大学大学院連合農学研究科の適切かつ円滑な運営を図るため、その組織及び管理運営の基本的事項について、次のように協定する。

- 1、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)は、東京農工大学を基幹大学とし、茨城大学及び宇都宮大学を参加大学として組織し、それぞれの大学の農学研究科及び附属施設を基盤として編成する。
- 2、基幹大学及び参加大学(以下「構成大学」という。)は、構想にのっとり、それぞれの大学の農学部を中心に、常に密接な連携と協力を図り、研究科の円滑かつ適正な運営を図るとともに、その充実発展のために努めなければならない。
- 3、研究科の運営管理の基本的な組織として、別表にかかげる機関を置く。(別表略)
- 4、前条に定めるもののほか、研究科の管理運営に関し構成大学間の円滑な連絡調整を

図る上で必要な事項を協議するため、構成大学間連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、構成大学の学長、農学部長及び事務局長並びに連合農学研究科長及び連合農学研究科の専任教授をもって組織する。
 - (2) 委員会の運営は、基幹大学の学長を議長として行い、その庶務は、基幹大学の事務局が処理する。
- 5、構成大学は、研究科の教育・研究の遂行及び管理運営に係る次の事項に関し協力分担して運営を行うものとする。
- 一、研究科の教官の兼任、併任等に関する事。
 - 二、研究科の学生の受け入れ、身分、研究指導等に関する事。
 - 三、研究科の運営に必要な施設設備の利用等に関する事。
 - 四、その他研究科の運営に関し必要な事項に関する事。
- 6、前項各号に規定する事項を実施するための具体的な基準の手續及び事務室については、その性格に応じ、構成大学間で協議して別に定める所による。
- 7、この協定の解釈について疑義を生じたときの取扱い及びこの協定書の改廃については、構成大学間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため構成大学は、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

昭和60年4月1日

東京農工大学長事務取扱 松本正雄 印
茨城大学学長 黒木剛司郎 印
宇都宮大学学長 世良晃志郎 印

なお、前述したように修士課程を廃止、6年制学部教育に移行していた獣医学科は、当然、当初から連合農学研究科の構成から外され、独自に博士課程大学院設置を模索、昭和63年（1988年）になって、帯広畜大、岩手大、本学、岐阜大の4大学で構成する岐阜大学大学院連合獣医学研究科を創設した。これについては次章で述べる。

^{注)} このようなかたちの併任は前例の無いことだった。船田準備室長は、室長就任後文部当局と打ち合わせの上、この措置が可能なることを確認して提案したのである。当時、農工大学試行案の作成にも関係し、初代の研究科長になった梶井功は、後年、船田周追悼記のなかで、次のように記している。

“私自身は、当初は連合大学院問題には熱心ではなかった。数大学で博士課程を運営するなどということは、それぞれに自立的存在を主張するこれまでの大学のありかたからいって、とてもできないと思っていたし、制度もそれを許すようになってはいないと考えていたからである。

だから、1981年に、連合農学研究科“試行”のための概算要求資料を学部長から命じられてつくったときも、研究科スタッフは農工大の教官で構成し、参加大学教官には非常勤講師として協力してもらおうという案しか書かなかった。書かなかった、というよりは文部省から示された“試行”内容が、“参加大学の教官は非常勤講師扱いとなる”というものだったので、それを字面通りに受け取り、書けなかったのであるが、当然ながらその案は、試行らしい内容の極めて薄い新味のないものにならざるを得なかった。

そのとき、愛媛大学からは船田君らがつくったちがう試行案——参加大学の非常勤講師扱いの教官も指導教官にする画期的な案——が文部省に出された。そのなかみは当時私たちには知らされなかったのだが、つきあわせて議論をし、詰めていたら事態はちょっとちがっていたかも知れないが、同時スタートなのに両大学からちがうなかみの試行案が出て来たのでは、“準備不足で充分煮詰っていない”と文部省の担当官が判断したのも当然であり、両者とも没になってしまった。

この段階で、私などは十数年たったの試行案が没になるくらいでは、連合大学院も幕引きだなと感じたものである。確か当時の学部長ともそういう話をした記憶がある。

その状況を一変させたのが、愛媛大学農学部長の職を辞して連合大学院設置準備室長に着任した船田君だった。それまでの連合大学院論議を明快に整理、現行法規内で成立可能な連合大学院のタイプを拆出した船田メモ“連合大学院の類型（仮称）”を各大学に提示するとともに、大学課と協議、その了解のもとに各大学の意見をまとめあげたのである。彼のこの活躍がなかったら、連合農学研究科は陽の目を見なかったかもしれない。

昭和58年（1983年）の8月に、船田君から示された文書“基幹大学方式による連合大学院構想の諸問題について”のなかに、参加大学の“所属の教官は……併任発令されたうえで大学院兼担”とあるのを見て、“これなら出来る。本当に併任発令されるんだね”と何度も何度も船田君に念を押し込んだものである。”（1999.4.3刊 船田清子「船田周を偲んで」）。

第四章 大学改革時代

第一節

大学改革答申と学部再編

平成11年(1999年)10月21日、本学は大学創立50周年記念式典を府中の森芸術劇場で行ったが、その際、当時の文部事務次官佐藤禎一氏に特別記念講演をしてもらっている。「高等教育改革の現状と展望」と題したその講演の中で、佐藤次官は戦後の教育制度改革を4つの段階に区分し、次のように述べた。

“戦後の教育システムは、いくつかの変遷を経て充実・発展をしてきたわけでございます。だいたい四つの時期に分けて考えられているのが通常でございます。

最初は昭和22年に現在のいわゆる6・3制というものが始まった時期……。 (中略) 第二期は、見直しそのⅡというのが昭和27年、27年と申しますと講和条約が発効した年でございます。…戦後、創られた制度がわが国の国情に合っているかどうかというような見直しを6、7年かけて行っている……。第三期は、昭和35年、1960年頃からでございますが、いわば充実発展期と称すべき時期でございます。……昭和35年の高等学校の進学率が57%、高等教育への進学率が10%……。そのことを基礎にして今日、高等学校の進学率が97%、高等教育への進学率が48%という拡充を見たわけでございます。……その量的な発展に伴っていくつかの歪が出てきたわけでございます。非常に多くの、つまりニーズの異なる人々が進学をしていくことになりましてそれに適合した学校システムであるかということについて、どうしても齟齬が出てまいります。そこで、個々の子供たちに応じた教育のシステムを用意することが必要なのではなからうかということで改革が行われるに至りました。一掴みには言えないのですけれども象徴的には昭和59年から62年まで設けられました臨時教育審議会の答申が、ひとつのエポックメイキングな出来事であったと申しております。そして今日まで臨教審で示された改革提言を着実に実現しつつあるという現状であるわけでございます。(下略)”

臨教審は、昭和60～62年(1985～87年)の3年間に4回の答申を行ない、第1次答申(昭和60年(1985年)6月)で大学入学者選抜制度の改革²⁾、大学入学資格の弾力化を、第3次答申(昭和62年(1987年)4月)で大学教育機関の組織・運営の改革を、第4次答申(昭和

62年（1987年）8月）で秋季入学制を提言したが、特に大学への影響が大きかったのは第2次答申（昭和61年（1986年）4月）であり、大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化・簡素化、高等教育機関の多様化・連携、大学院の充実と改革、大学審議会（ユニバーシティ・カウンシル）の創設、教育行財政の改革が提言された。大学改革時代の始まりである。

^{注）} 国立大学の入試は、新制大学発足以来、I期校・II期校制をとり、本学はII期校だった。受験生に2度国立大学受験の機会を保障するこの制度は高校側には歓迎される制度だったが、I期校一流校II期校二流校の格差感を生むことにもなり、1960年代の終り頃からその是正・改善の必要が言われるようになった。国大協が入試期特別委員会を設置し検討を始めるのは昭和43年（1968年）10月からだが、文部省も昭和48年（1973年）から調査委託費を出すようになる。それらの調査や各大学の意見を踏まえ、国大協は総会決議を経て、昭和51年（1976年）I期校・II期校制度廃止、共通一次試験実施を文部省に要請、昭和54年（1979年）度から実施となった。臨教審は、この入試制度が偏差値偏重の受験戦争の弊害をもたらしているとし、その是正のために国公私立を問わず各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設、各大学が個性的な入学者選抜を行えるようにすべき、と提言したのである。この提言を受けて大学入試改革協議会を文部省は設置、検討の結果、平成2年（1990年）度入学者選抜から、共通一次試験に替えて大学入試センター試験を実施することになり、今日に至っている。（大学入試センターは共通一次試験実施のために昭和52年（1977年）に設置されていた）。

臨教審第2次答申に基づいて昭和62年（1987年）に設置された大学審議会が真っ先に手をつけたのは大学院改革であり、昭和63年（1988年）には大学院制度をより弾力的に運用できるようにする措置——修士修業年限の弾力化（課程標準2年、最短1年）、入学資格改善（大学が適当と認める者について、学部3年終了で可）、夜間開学等——がとられた。

こうしたなかで改めて問題になったのは、研究者養成大学院から高度な専門職業人養成を目指す大学院への改革を図った昭和49年（1974年）大学院設置基準制定の趣旨が、特に人文社会系を中心にまだ十分に大学に定着していないことであり、“象牙の塔”のシンボルとしての講座制、そして狭い専門領域に属する数講座で編成される従来の学科編成が、応用力の高い専門職業人を求める産業界の人材要請に十分に応えるものにはなっていない、ということだった。大学改革の方向として大講座編成による広領域の学科編成を文部省がいうようになるのもこの頃からである。昭和60年（1985年）、本学に連合農学研究科が設置されたその年に、戦後新設の国立大学工学部系としては初めてとっていい博士課程設置が横浜国大と名古屋工大で認められるが、その設置は大幅な学部学科の改組が前提になっていた。

戦後新設の国立大学の博士課程としては、研究所を基盤にした静岡大学電子科学研究科（昭和51年（1976年）設立）は別として、昭和54年（1979年）に理・工・農の三学部を母体とした総合研究科が神戸大学で認められたのが最初とっていいであろう。総合研究

科は続いて昭和60年（1985年）に新潟大学、金沢大学、岡山大学で認められているが、昭和60年（1985年）に新たに学部改組前提型が加わったわけである。以後、新制大学の博士課程設置は数大学連合してか、一大学としては総合型か学部改組型か、どちらかを選んで、ということになる。

博士課程工学研究科が本学で認められるのは平成元年（1989年）だが、連合農学研究科がすでに設置されている本学としては、学部改組型ということに、当然なる。平成元年（1989年）博士課程設置と併行した文部省への工学部改組申請書から、改組「要求事由」を抜き書きしておこう。

1989年工学部改組「2・要求事由」

広い視野を持って今後の科学技術の発展に寄与できる高級技術者又は研究者を養成するため科学技術の進歩への対応とより自由度を生かして学際領域を含めた先導的な研究を行うことができるよう学問体系に従った大学科への改組統合と大講座制による研究分野、講義内容の刷新を行うこととし、現行12学科57講座をバイオテクノロジー及び革新的新素材の開発を目指す物質生物工学、メカトロニクスの基本をなす機械システム工学及び科学技術の新しい発見の方向である電子情報工学の3大学科9大講座に改組する。

(1) 学科改組の要点は次の通りである。

ア、基礎教育の充実 大学科単位に基礎教育運用検討委員会を組織し、創造力・独創力を引き出し育成する基礎教育のあり方などについて、常時検討し、基礎教育の充実並びに弾力化を図る。

イ、現行12学科57講座を物質生物工学、機械システム工学及び電子情報工学の3大学科9大講座に改組する。

特に従来の化学系5学科を主とする物質生物工学科においては、新たに応用生物工学講座を新設し、学生定員・講座内容の有効活用をはかるとともに、電子情報技術分野に関する社会的要請に応えるため、現物質系学科の学生定員10人及び教官定員1人を電子情報工学科に振替、併せて新たに電子情報工学科の学生定員20人の増を要求する。

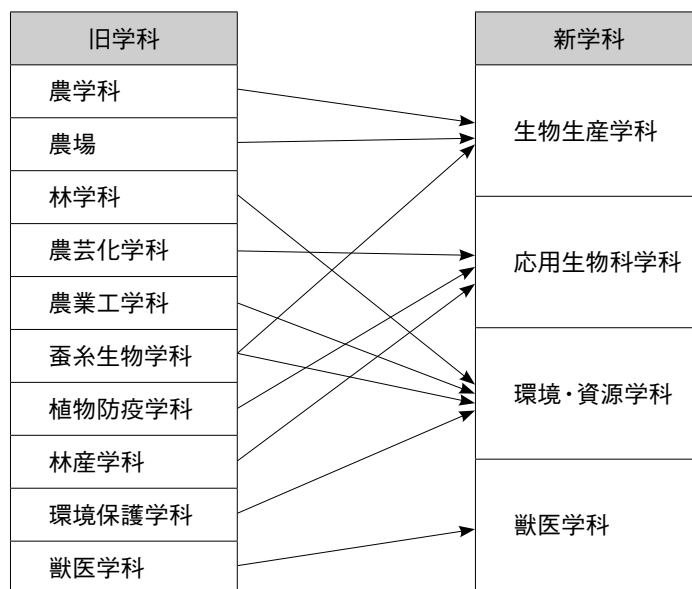
ウ、既設附属界面・混相工学実験実習施設を物質生物工学科に、共通講座を電子情報工学科にそれぞれ編入する。

新旧学科及び大講座へ編成された旧講座の移行関係を、概算要求書の移行計画を簡略化（申請書の「移行計画」は旧講座が新講座のなかのどの「主要研究分野」に移行するかを示されている）して示すと次表のようになる。

1980年工学部改組 学科・講座の移行計画

新学科	新講座	旧講座	旧学科		
物質生物 工学科	応用生物学	生物材料工学	高分子工学		
		生物高分子物性			
	高分子合成化学				
	加工管理工学				
	応用分子化学	無機工業化学	工業化学		
		有機工業化学			
		高分子化学			
		染色化学			
	機能材料工学	工業材料化学	資源応用 化学		
		資源合成化学			
応用化学工学	資源化学プロセス				
	応用触媒化学				
	エネルギー化学工業				
	材料システム設計	材料システム 工学			
材料システム計測					
材料システム加工					
材料システム開発					
機械システム 工学科	システム基礎解析	材料システム解析	化学工学		
		単位操作第一			
		単位操作第二			
		反応工学			
	設計生産システム	プロセス工学	界面・混相工学実験実習施設		
		産業環境工学			
	電子情報 工学科	物理学	臨時増募 教授3名 助教3名	機械工学	
			応用力学		
		電気電子工学	機械工作		生産機械 工学
			熱工学		
流体工学					
機械力学					
情報工学		機械材料学	機械システム 工学		
		塑性加工学			
精密機器					
制御工学					
物理学	機械システム設計	応用物理学			
	工学解析				
	計測制御システム				
	生産システム				
電気電子工学	臨時増募 教授2名 助教2名	電子工学			
	応用数学				
	応用電磁気学				
	応用物性学				
情報工学	非線形工学	電気工学			
	電子物理学				
	電子素子工学				
	電子回路工学				
物理学	電子制御工学	数理情報 工学			
	電気基礎学				
	通信工学				
	電気機械				
電気電子工学	電力工学	共通講座			
	電気応用				
	情報基礎学				
	計算工学				
情報工学	情報機器学	物質系学科			
	管理情報学				
	パターン情報処理				
	臨時増募 教授3名 助教2名				
物理学	基礎工学	物質系学科			
	工業物理学				
	留学生担当講師				
	助教1名				
電気電子工学	臨時増募 教授1名				

工学部大改組の翌年、農学部も獣医学科を除く8学科を3学科に編成替する改革を行っている。しかし、工学部のように大講座への統合は行っていない。編成替前後の学科の対応関係を示すと



となる。5講座で編成されていた蚕系生物学科が、生物生産学科（3講座）と環境・資源学科（2講座）に分れただけであり、統合した大学科のなかに旧学科にほぼ対応する専修も設けている、という改組だった。

農学部のこの段階での改組で注目しておかなければならないことは、大講座制をとらなかったことであって、この点について文部省から問題として指摘されたが、指摘にもかかわらず従来からの講座制を続けることについて、次のような文書を文部省に提出、了解を得ている。学部改組は、このあと平成7年（1995年）の教養部廃止、生物システム応用科学研究科設置に合わせて再度大幅な改組が行われる。その詳細は後述するとして、その際農学部も大講座制に切替えている。小講座制の大学科を運営したのは、だから僅か5年でしかないが、どこの大学も大講座大学科で学部改組を進めていたなかで、小講座制堅持をあえてしたその意思は、記録しておく価値があろう。文部省へ提出した文書の一部を収録しておく。こういう文書である。

農学部の改組計画に対する文部省の指摘事項への本学部の考え

1 講座制について

従来、教育研究の最小単位に位置づけられてきた現行講座制について、近時、陳腐化分野の温存・新分野への対応困難、人事の硬直化等といった点で検討の要あり

とする声があり、学部の改組再編を行なった大学では大講座制に移行しているし、本学でも工学部では大講座制への移行を内容とする改組再編を計画している。

しかし、当学部では現行講座制と大講座制それぞれのメリット、デメリットを比較考量した結果、連合農学研究科（博士課程）の基礎となっている本学部の特殊性、また農学部を構成すべき各分野をほぼ網羅しているという他の国立大学農学部に比しての本学部の特質からいって、新しい学問領域への対応、人事の弾力化等に見られる大講座制のメリットを評価しつつも、現行講座制を維持するほうが本学部としてはメリットが大きいと判断した。

第1、特定学問分野の後継者養成確保のメリットである。博士課程をもつとはいえ、3大学110講座が基礎になっているところで、入学定員18名の博士課程では、博士課程に後継者養成を依存することはできず、その面での助手制度の機能を重視しなければならない。しかも当学部の場合、東京高等蚕糸以来引きついでいる養蚕部門のように、他大学では欠けているか手薄なため、本学部が国際的にも責任をもたなければならない研究・教育分野をもっているため、後継者の養成確保をことさらに重視する必要がある。大講座制でも助手制度は存続できるが、教授→助教授→助手の関係は希薄にならざるを得ず、助手は残ったとしても特定領域の後継者養成機能は弱まらざるを得ないと考えられる。

第2、本学連合農学研究科が、関連領域の多数の教官を包含する連合講座で構成されていることの重視である。学際領域、複合領域の研究・教育を連合講座制ですすめようとしているのであるが、それをすすめるに当って、これらの領域はそれ自体としての研究・教育手法は未確立であることを重視する必要があるとわれわれは考えている。未確立であるからこそ学際領域、複合領域になっているのであり、こういう領域の研究・教育は、それぞれの専門領域が協同して研究・教育に当ってこそ成果をあげることができるのであって、学部・修士段階で現行講座制をしっかりとらせ、専門領域の研究・教育を充実することが博士課程の研究・教育を成果あらしめることにもなることを強調したい。

第3、本学部が獣医学科を含め51講座、獣医を除いても42講座を擁していることが重視されるべきである。本学のこの規模は東大農学部（61講座、獣医を除いて51講座）京大農学部（53講座、獣医なし）につぐ規模であり、北大農学部（農学部42講座、獣医学部14講座）九大農学部（51講座、獣医なし）にならび、東北大や名大よりもはるかに多い。農学各分野の専門領域をほぼカバーできる体制にある。

第4、学問の発展、社会的ニーズの変化に対応できるよう、個々の講座のあり方、学部としての講座編成については常に検討が加えられなければならないことはいうまでもないが、講座の変更は時に特定分野の学問の消滅を結果することにもなるから、慎重に慎重を重ねて扱わなければならない。大講座制というゆるい枠組は新しい研究・教育分野への対応をより容易にするではあろうが、より容易にするということをもしる警戒する必要があるとわれわれは考える。専門領域を特定する

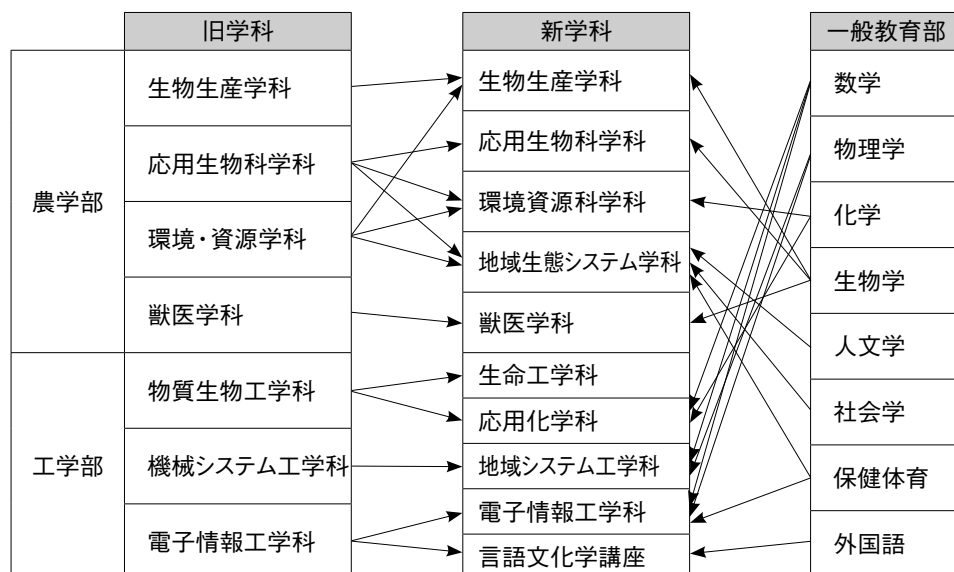
現行講座制は講座内容変更に当って慎重な討論を当然に生むことになるし、慎重かつ真摯な対話こそが大学を活力あるものにする。当学部の場合、別紙学部創設以来の講座の変遷に見るように、慎重かつ真摯な討議のもとに講座の内容・名称の変更を必要に応じ行ってきたのであって、しばしば講座制の弊として指摘されている学問の固定化、老朽化をもたらすことにはなっていないとわれわれは考えているし、今回の改組に当たっても同様の措置を計画しているところである（下略）。

大学審議会の次の答申が平成3年（1991年）5月の大学教育全般の改善を提起した「平成5年以降の高等教育の計画整備」である。カリキュラム編成をほとんど大学の判断に委ねる基準の大幅弾力化、一般教育、専門教育の区分の廃止、生涯学習への対応、自己点検・自己評価に関する規定、大学院の整備・充実等が主内容だが、本学も含めて多くの大学に大きな影響を与えることになったのは、カリキュラム編成基準の大幅弾力化、専門教育と一般教育の区分の廃止及び大学院の整備・拡充だった。

戦後始まった一般教育をそれぞれの学部教育のなかでどう位置づけるか、その教育組織をどうするかは、教養教育的性格を多分に持っていた旧制高校を包摂した大学は別として、各大学とも苦勞してきた問題だった。専門を異にし、場所を異にする二つの学部で編成された本学は特にそうだった。発足して2年目に早くも設置審第9特別委員会の報告に基づいての“一般教育の施設を一本にまとめ”よという次官通知を受けたことは前述（第1章・第2節）したが、施設一本化が終了した昭和31年（1956年）、学長を議長とする「一般教育に関する研究委員会」を設置、教育のあり方についての全学的な調査研究を開始している。国大協が一般教育問題を取り上げるのは昭和34年（1959年）の一般教育特別委員会設置からだが、その検討結果が「大学における一般教育について」と題して発表されるのが昭和36年（1961年）だから、本学の一般教育問題検討開始は、諸大学のなかでも早いほうに属するといっていいただろう。学内での検討はその後も続けられ（その経過については第3節で取り上げる）、平成2年（1990年）には人間自然科学部を構想するまでになっていた。

本学の場合一般教育部として部長を選出し（昭和51年（1976年）までは学内措置、昭和52年（1977年）一般教育主事として法制化）意志決定機関としての教授会もあったが、教官の所属は両学部であり、人事権は持っていなかったので、一般教育担当教官の学部化への指向は強かった。その強い指向が形になったのが人間自然科学部構想だが、大学審平成3年（1991年）答申が出るこの段階では、一般教育部の改組構想などはもはや文部当局の受け入れるところではなかった。文部当局との折衝のなかでのサジェッションも踏まえ、大学院拡充が文教政策上の重要課題とされている状況のなかでは、全学的視野に立っての一般教育改革を独立研究科設立と結びつけていく三位一体改革——一般教育部教官組織を両学部に取り込んで両学部の組織を改変すると同時に独立研究科設置を目指す——に向かわざるを得ないということになり、平成7年（1995年）生物システム応用科学研究科設立に結実する。その経過については第5節で述べるとして、同研究科設立と同時に行

われた両学部の再編で両学部学科、一般教育系列がどう移行・分属したかを表にしておこう。下表である。



なお、一般教育部の解体を含む三位一体改革に取り組まざるを得なくなったころ、一般教育部教官がこの問題をどう考えていたのかを示す資料として、平成5年（1993年）8月31日の日付のついた「独立研究科設置に伴う全学改革に関する一般教育部大学改革検討委員会」報告（案）の一部を紹介しておこう。案の§1である。

〔一般教育部の基本視点のまとめ〕

①本組織改革は、単に一般教育部の解体及び一般教育担当教官の学部配属という非建設的なものではなく、農学部、工学部、一般教育部の所属関係の見直しをも検討課題とし、東京農工大学の再構築を目指す、全学的な再編成である。このことを基本的な姿勢とする。

②本組織改革は独立研究科設置と連動しなくてはならない。

③本組織改革はカリキュラム改革を、すなわち、共通科目、基礎科目、専門科目の3区分法を制度的に保障する形態を取らねばならない。

④本学の各教官は、各学科ないし専修・コースの教育に対する責任、各学部の教育全体に対する責任、さらに本学の教育全体に対する責任を持つものとする。即ち、自分が所属する学科の学生のみしか出合わない教官群や卒業研究の学生をもてない教官群は作らないことを基本とする。

⑤本学は科学技術系複合大学であるが、農学、工学の総合的な研究に対する社会的

要請に応えるためには大学院の飛躍的充実、発展を目指す必要がある。

⑥本学を長期的・継続的に発展させるためには、また共通科目、基礎科目、専門科目の有効的な関係を確かなものにするためにも、さらに独立研究科と既存の研究科との有機的関係を確立するためにも、キャンパスの統合も重要な課題である。

【一般教育部（第1案）のまとめ】

①基本的な構図としては、一般教育部を廃止し、同時に、農学部、工学部、一般教育部の教官の所属関係の根本的見直しを検討課題とし、東京農工大学の研究教育の再構築を目指す、全学的な再編成を行う。

②自分が所属する学科の学生のみしか出合わない教官群やプロパーの学生を持っていない教官群は作らないことを基本とする。即ち、本学の全ての教官は学科ないし大講座に所属し、また将来的には、専門教育に従事するとともに共通科目ないし基礎科目を全学出動方式により分担することを基本とする。

③語学系やスポーツ・健康科学系のように、農学や工学に対応しにくい学問分野は、共通講座などの形態を取り得る場合がある。これは本学の特殊性（農工両学部で構成された大学）によるものであり、その運営形態は学科ないし大講座と同様な扱いとすることを学内的に認知する。

④新たに構成した学科での学生定員の配分は、その学科の共通科目＋基礎科目の寄与率を勘案して、全学の教官の負担の平均化した配分とする。

⑤独立研究科に関わる学科を各学部内に考える。

三位一体改革の要請は、当然に附属施設のあり方にも変革を迫ることになるが、この点についての最初の公式の発言は、平成9年（1997年）2月の国立学校農学部長会議の報告「21世紀の農学ビジョン」と同年4月に出された学術会議第6部報告「21世紀へ向けての新しい農学の展開」であろう。ここでは“今日の農学が直面する全人類的課題に対して、農学の新たな展開方向を求めて、21世紀における新しい農学の展望を明らかにした”第6部の報告の第4章「日本の大学における農学の学術体制の整備課題」のなかの「実習体制の位置づけと附属施設のあり方」の指摘を紹介しておこう。こういう指摘だった。

“農学系学部の各附属施設は、生物生産業と関連する各領域別の実習教育の場として利用されてきた。……農学の学術領域において、今後最も重視されるべきことが学術の総合化であるとするならば、実習教育もこれに即したものでなければならぬ。従来の実習が個々の技術や生産対象を実体験することに主眼を置いていたのに対して、今後は、人類による生物生産システムとその技術体系を、自然生態系と関連づけながら、総合的に理解し体験することを実習の主たる目的とし、そのような実習教育を行う場として、附属施設は位置づけられなければならない。今後の農学の研究の一つの中心は、フィールド研究であり、各附属施設は大学におけるフィールド研究の実行の場であることを認識する必要がある。”

この第6部報告が出たその年に、本学農学部でも農場、演習林等の“附属施設を見直し、

活性化させるための検討”が学部長、附属施設長の懇談会として始まるが、平成9年（1997年）9月には、学部としての検討組織“広域都市圏環境教育研究センター／フィールドミュージアム構想検討委員会（FM構想検討委員会）”が発足、翌年2月作成の第10次構想案で名称を「広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（FSセンター／フィールドミュージアム）」と改め、文部省との折衝に入ったが、最終的に承認を得、発足したのは平成12年（2000年）4月1日だった^{注）}。

承認されたときの概算要求資料に記された「本学農学部にはFSセンターを新設することに対する考え方」と諸施設と新設教育研究部門との対応関係を記しておこう。

FSセンターを新設することに対する考え方

(1) 本学部は広域都市圏（首都 100km圏）にネットワーク状に配置されている演習林・丘陵地・農場等を有し、自然林、二次林、農地、都市緑地など多様な環境が存在する。これらは森から都市までの高度 200mから 0mにわたり、多様な動植物相や水質、大気質を有し、フィールドサイエンスを総合的に推進するために極めて適した教育研究の現場であり、これらを有効に活用する体制が確立される。

(2) 本学部では、これまで2度の改組を行い、森林、農地などの保全と資源の持続的開発の調和を目指した環境・資源学科、さらに人文社会系の分野を加え、地域社会における自然と人間の共存を目的とした地域生態システム学科、また、水・大気関連の環境科学関連分野や資源循環分野を強化した環境資源科学科を設立してきた。FSセンターの新設により、フィールドワークを重視した体験的・実践的な教育研究体制をより一層充実することができ、21世紀に向けて環境問題の解決と実践的な能力を有する人材育成の体制が強化される。

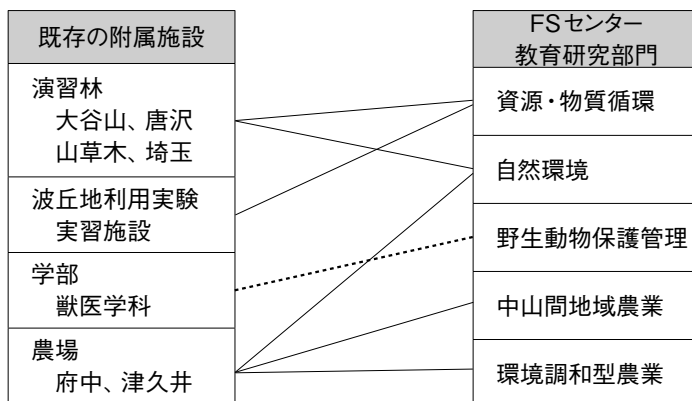
(3) 農場や演習林では体験学習を含む公開講座を実施し、市民や児童・生徒に農業・園芸・森林科学・環境科学に関する体験学習の機会を提供してきた。現在、フィールドでの体験学習に対する要請がますます強くなっており、総合的なフィールドワークを重視した体験的・実践的な学習の場を今後も提供する体制が強化される。

(4) 開発に伴い生息環境が失われつつある野生鳥獣の保護や疾病鳥獣の救護・介護の必要性が指摘されているが、獣医師などの適切な対応により、野生鳥獣の保護管理や治療が容易となり、それに関する人材育成の体制が確立される。

(5) 本学部が有する附属施設の森林から都市までの多様な環境そのものを「フィールドミュージアム」とみなし、そこに生息する動植物の種類や大気・水・土壌など環境の実態などを公開することは、自然保護の大切さや環境開発の問題点を考え、その解決のための実践活動に結びつけることのできる人材育成の体制が強化される。

(6) フィールドサイエンス・インストラクター養成コースの設置により、環境保全や持続可能な開発の教育を促進できる社会人インストラクターを養成する体制が確立される。

附属施設とFSセンター新設教育研究分野との対応関係



注) 農場・演習林等の附属施設をフィールド・サイエンス研究センターとして再編しようという動きは本学ばかりではなかった。平成10年(1998年)には東大、北大、京大等旧帝大系6大学農学系学部長が6大学附属施設を統合してのフィールド科学教育研究機構を設置すべく、専門教育課長との懇談会を持っている。この構想は実現しなかったが、平成13年(2001年)には、本学以外に、弘前、新潟、島根、宮崎の各大学が本学同様の編成替えを行なっている。

第二節

連合農学研究科の設立と発展

連合農学研究科は、茨城大学・宇都宮大学・東京農工大学の農学研究科修士課程を母体として連携協力して、後期3年のみの博士課程の教育研究に当たる独立研究科として昭和60年(1985年)4月に設置された。

1 設置の沿革

国立大学協会(国大協)第一常置委員会は、大学院制度と組織に関する基本的問題についての各大学の意見を求める「大学院問題に関する第一次アンケート」を行い、その集約結果と当時の種々の改革案を参考に検討した結果を「大学院制度の改善について(第一次中間報告)」として昭和44年(1969年)11月に公表した。これに盛り込まれた「新構想大学院」を契機として、ブロック大学院構想(昭和45年(1970年)9月)の検討が始まった。長い地道な活動を経て、また国大協第一常置委員会の連合大学院、総合大学院、独立大学院

など新構想が軌道に乗るよう求めた各方面からの要望書とあいまって、昭和53年（1978年）4月東京農工大学に「農水産系連合大学院（仮称）創設準備室」が大臣裁定「医科大学及び学部等の創設準備組織要綱」によって設置され、農水産系連合大学院の創設準備が始まった。なお、全般的なことは「連合農学研究科設立の歩み」に、本学連合農学研究科については「連合大学院「生まれ出る苦悩」」に詳細がある。

1. 「農水産系連合大学院創設準備室」の設置と概算要求

初代準備室長には諸星静次郎元本学農学部長が就任し、前記の創設準備組織要綱に基いて「農水産系連合大学院（仮称）創設準備委員会」（以下準備委員会という）が本学に設置された。博士課程農学連合研究科が全国的に成立するまでの協議機関として、参加を表明した27学部（23大学）が「農水産系連合大学院促進委員会（仮称）」（後に「農水産系連合大学院協議会」に変更、以下協議会という）が設置され（昭和53年（1978年）5月）、「農水産系連合大学院設置要項（案）」を承認した。これと平行して、農水産系学部長協議会では農水産系大学における各種大学院構想に関する統一理解が進められ、準備委員会では地区別ブロック・分野（専門）別ブロック案を作成し（昭和54年（1979年）3月）、協議会での協議と参加大学学部等の了承を得て、「農水産系連合大学院（仮称）構想（案）」（同年7月）を作成した。その後、「構想」の全面改定である「農水産系連合大学院構想の骨子（案）」（昭和54年（1979年）11月）を作成し、各地区ブロックに回送・検討された。

諸星静次郎が本学学長に就任した後も、後任が決まるまで兼任していたが、本学農学部長の川村亮が学部長を辞任して第二代準備室長となった（昭和55年（1980年）1月）。地区別傘大学案による試行大学として本学（関東地区）と愛媛大学（四国地区）が概算要求をすることになり、全国一組織独立大学院大学構想は地区別構想に変わり、基礎学部方式、基幹大学方式へと変遷し、これらが既設大学院と著しく異なる制度なために多難で多くの紆余曲折を経た。文部省と人事院等との調整の過程で、折からの行財政の逼迫、連合大学院に工学部も含めるか否かの文部省の基本構想の未確定、総合研究科方式大学院の進展、理想とする農水産系連合大学院に対する現行法令の壁等々の困難な諸情勢を踏まえ、現行法令内の制度設計にならざるを得なかった。川村室長辞任、船田周愛媛大学教授が第三代準備室長に就任（昭和58年（1983年）7月）し、現行法令の枠内での具体案である「連合大学院の類型（仮称）」を作成し、これらの一つ一つを文部省大学課との摺り合わせを重ねた結果、拠点大学院型の傘大学方式の（1）（傘大学は世話大学的性格で、参加大学の教官は併任として傘大学の教官と平等とすることが基本認識）で進めることとなった。ただし、「傘大学」の文言は「基幹大学」に改め「農水産系連合大学院構想（連合研究科の設置）」（昭和58年（1983年）10月）がた。関東地区の構成大学は、基幹大学（設置時には「設置大学」の名称に変更）が東京農工大学、参加大学が茨城大学と宇都宮大学として概算要求をすることになり（昭和59年（1984年）2月）、昭和59年（1984年）5月に「農水産系連合大学院構想（農学連合研究科の設置）」を基に「東京農工大学大学院農学連合研究科（博

士課程) 設立計画」を概算要求した。なお、獣医学は6年教育制度への移行にあったことから除外された。同年8月に文部省から大蔵省に概算要求する際に「農学連合研究科」の名称は、研究科の性格を明らかにする字句を冒頭に据えるべきとの文部省の指示で、「連合農学研究科」の名称に変更した。

2. 「東京農工大学大学院連合農学研究科」の発足

昭和59年(1984年)8月、大学設置審議会農学専門委員会による教官組織の予備審査を経て、昭和59年12月文部省から、本学および本学とともに準備を進めていた愛媛大学に連合農学研究科新設を認める昭和60年度の政府予算の内示があり、博士課程の設置という長年の悲願が17年にわたる苦難の末に結実することとなった。大学設置審議会農学専門委員の現地調査での指摘事項は、農工大に全部とられてしまうという不安はないのか、その不安を取り除く具体策は、であった。これに対して、文部省は「国立学校設置法施行規則」で東京農工大学に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、「茨城大学、宇都宮大学、東京農工大学が協力するものとする」と明記し、また、大学は大学間協定書(後述)に「三大学の連携、協力のもとに管理運営に当たること」と明記した。

翌年1月、設立準備委員会を設置し、茨城大学、宇都宮大学の了承を得て、大学設置審議会農学専門委員会による資格審査(学年進行が終わる3年後から研究科委員会が審査)を経た連合農学研究科教官(茨城大学、宇都宮大学教官は併任発令、本学教官は兼任発令)と専任教官(船田周)の任用および研究科長(梶井功)選出を文部省に上申した(教授の発令は文部大臣であった)。このとき、昭和60年度学生募集要項(案)を審議決定した(入学試験:4月15・16日、入学式:4月26日)。国立学校設置法施行令等の改正により、昭和60年(1985年)4月1日、学生定員18名の連合農学研究科(3専攻9連合講座)が設置され、同日東京農工大学大学院連合農学研究科の運営に関する構成大学間協定書に三構成大学長が批准し取り交わした。ここに、連合農学研究科の設置は、構成大学がそれぞれ運営に平等に参加することを基本として、連携して組織されたものであり、今までに例のない全く新しい組織体制として整備された。

初年度の大学別入学生数と教官数は次の通りである。

入学生数

	茨城大学	宇都宮大学	東京農工大学	合計
日本人	1	3	10	14
留学生	0	0	4	4
合計	1	3	14	18

教官数

	茨城大学	宇都宮大学	東京農工大学	合計
教授	12	19	34	65
助教授	12	17	40	69
合計	24	36	74	134

4月1日開催の設立準備委員会を運営委員会に切り換え、入学試験の実施研究科諸規則の立案、三構成大学の教授69人、助教授57人、講師3人を連合農学研究科教官として決定

した。学生募集は、4月2日から4月8日に行い、4月15日と16日に実施、入試委員会、運営委員会で合格者を決定（合格者18名、内外国人留学生4名）し、4月26日、第1回の研究科委員会を開催し、代議委員制による運営の承認と諸規則・要項の承認、代議委員会委員の決定等を行い、研究科委員会終了後に入学式を挙行政した。来賓には、文部省高等局大学課長佐藤禎一、同大学院係長石井稔、歴代創設準備室長を迎えた。文部大臣から次の祝辞が寄せられた（代読：佐藤禎一氏）。

本日は、東京農工大学大学院連合農学研究科の入学式が挙行政されるにあたり、新しい構想に基づく大学院の第一回の入学生として、その榮譽を担われた学生諸君に対し、心からお祝いを申し上げます。

この研究科は、昭和50年以来10年にわたり、全国の農水産系学部の関係者によって検討され、練り上げられてきた構想に基づき、本年設置されるに至ったものであり、この間の関係大学の学長、歴代の創設準備室長をはじめ関係各位の幾多の御努力、御苦勞に対し、改めて深く敬意を評する次第であります。

本研究科は、茨城大学、宇都宮大学及び東京農工大学の三大学が連携協力して設置するものであり、香川大学、愛媛大学及び高知大学の連携協力のもとに設置する連合農学研究科とともに、わが国で初めての試みとして設置されたものであります。即ち三大学の連合による層の厚い教育研究体制を整えることにより、一大学では期待し難い、幅の広い、かつ、水準の高い教育研究を行うことが期待されるとともに、今まで指摘されていた大学の閉鎖性を打破し、それぞれの大学の枠を超えて相互に協力する画期的な試みであります。

我が国の高等教育のあり方については様々な指摘が行われている今日、社会の要請に適切に対応し、社会の各方面で活躍できる優れた人材を養成するとともに、留学生を積極的に受け入れる本研究科が設置されたことは極めて意義深いものと存じます。

本研究科に寄せられる期待には誠に大きなものがあると同時に、初めての試みであるだけに、今後克服して行かなければならない課題も数多くあると存じます。教職員各位及び学生諸君は、その使命の重大さを改めて認識し、たゆまぬ研鑽を重ね、寄せられた期待に十分応えていかれることを切望します。

終わりに、本研究科がそれぞれの大学の特色を十分生かすとともに、三大学の連携協力による成果をあげ、魅力ある大学院として発展されることを期待し、また、学生諸君の成業を記念してお祝いの言葉といたします。

3. 草創期の整備

連合農学研究科の運営は、研究科委員会、代議委員会が中心となり、三大学の自治を尊重しつつ平等の立場に立って行われるが、発足当初は、連合農学研究科の特異な制度の具

体的内容や本質について、各教官が必ずしも熟知していないこともあり、また、今後設立されるはずの東北・中部・山陰・九州の4地区も含めて連合農学研究科構想を制度としてまとめたものにする必要もあり、設立準備委員会当時から関係のあった教官を多く含む代議委員会を中心として、愛媛大学連合農学研究科および文部省との協議を重ねながら運営せざるを得なかった。研究科委員会は、学生の研究指導を発令された教官で構成され、学生1人に対して主指導教官1名および第1、第2副指導教官の2名、指導教官を補助する教官1名の計4名の教官からなる特色ある複数指導体制をとるために、予算定員教官数と発令教官数のギャップがあり、発令教官に対する俸給の調整額支給基準は、発足から1年後に定まった。事務組織として事務官4名が設置大学に配置されたが、他の構成大学には配置されなかった。そこで、文部省との話し合いの結果、事務官が他の構成大学に配置されるまでの間パート雇用経費という費目を他の構成大学に設けて支出し、併せて大学課の指示で関係部署に事務定員配置の要望書を提出し続けた。なお、他の構成大学への本研究科予算の移し換えは、研究科委員会が承認した予算書によって文部省が直接行った。

学生の教育は単位制をとらず時間制とし、共通ゼミナール（一般ゼミナール・特別ゼミナール、各30時間、計60時間）によって専門にかかる深化と幅広い関連教育を図った。その具体的実施方法、教官資格審査における各構成大学からの推薦方法・基準等の具体的取扱い、学位論文審査申請における受理要件（学会発表論文3編以上）・客観的審査基準（審査委員会構成は平成4年10月に7名から5名に変更）等々、当初予期できなかった諸規定の制定、改正も実状に合わせて走りながら整備した。

昭和63年（1988年）第一回の修了式を3月22日に挙行（来賓として文部政務次官船田元出席）し、課程を経て修了した8名に農学博士（甲号）の学位を授与した。これによって名実ともに博士の学位記を授与する大学となった。翌年9月には課程を経ない論文提出による者2名に農学博士（乙号、論博と略称）の学位を授与した。

研究科委員会は発足後3年以降になると、課程修了と学位授与の受理と認定、教官の資格審査等の不定期の審議事項が加わり、開催回数の増加は他の構成大学の教官の負担を大きくし、旅費の不足も生じることから、審議事項を代議委員会に付託することとし、代議員委員会の委員増員による強化を図った（平成元年（1989年）2月）。また、教官の意見を日常的に反映させるために、各構成大学毎に教授会の後に連合研究科教官会議や同学内委員会等、適宜開催するようになった。設置大学の研究棟は、基準面積が紆余曲折の後、管理部門の定数と学生定員を基礎に定められ、平成2年（1990年）6月29日連合農学研究科管理研究棟（4階建て1,640 m²）の落成記念式典、祝賀会が挙行された。来賓として文部省大臣官房長佐藤禎一（発足時の大学課長）、各地区研究科長および専任教官を迎えた。なお、茨城大学、宇都宮大学にはそれぞれ444 m²、555 m²が配分され、それぞれの学部の建物計画の中で有効に使われた。

入学定員は順調に充足し、平成4年以降入学者が定員の2倍以上に増えて、予算定員を大幅に超過し、学生当たり積算校費の配分等に問題も生じ、その打開策に留学生の定員化が話題になった。創設以降の連合農学研究科の自己点検・評価は、平成5年「東京農工

大学における教育研究の現状と課題」の中で記述し、相当部分を「大学院連合農学研究科における教育研究の現状と課題」として実施した。創立10年を期に「東京農工大学大学院連合農学研究科10年のあゆみ」で自己点検し、将来の農学とその研究の発展方向、それに応じた農学研究の社会的必要性を見通し、専攻、連合講座の改組、新たな創設を含めた改革を通じて解決すべき基本問題があると総括した。平成7年6月30日、設立10周年記念式典および講演会を挙行了。来賓には、文部省大臣官房長佐藤禎一、同高等教育局専門教育課長補佐島田正寛、農林水産省農林水産技術会議事務局長山本徹、本学同窓会長久保田富一郎、元農学部長、元連合農学研究科長、歴代創設準備室長、歴代関係者および各地区連合農学研究科長、専任教官を迎えた。式典では、梶井学長の挨拶に続いて石原研究科長が経過報告を行い、佐藤官房長、山本事務局長が祝辞を述べた。引き続き梶井学長の記念講演（21世紀の人口・食糧問題を見据えて）および今井信介（ジャパン・ターフグラス）、加藤秀樹（クミアイ化学）、小出芳秀（林政総合調査研究所）の3氏による学術講演があり、祝賀会では、3構成大学長を含む201名の参加者を迎えて諸星元学長の発声で祝杯を挙げ、次の10年に向けて決意を新たにした。

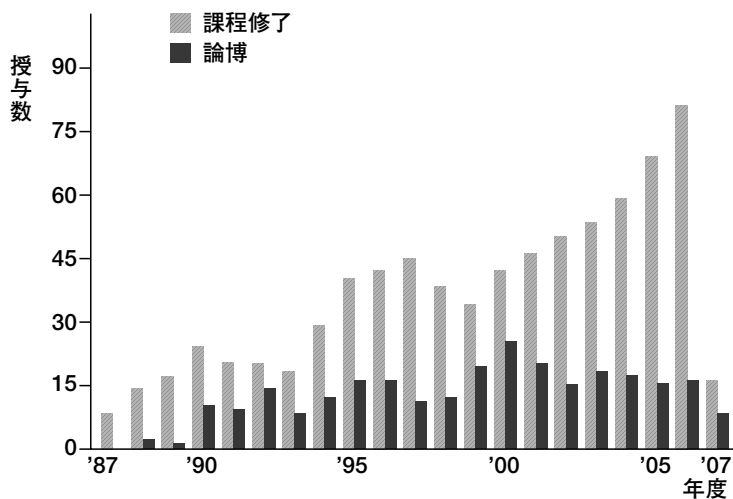
全国6地区に連合農学研究科の設置が完了（平成3年4月）し、連合獣医学研究科の設置（平成2年4月）および教育系にも連合学校教育研究科が設置（平成8年4月）され、連合方式の大学院に対する社会的評価が定着してきた。平成8年10月、「東京農工大学大学院連合農学研究科外部評価資料10年のあゆみII」を取りまとめ、農学部とともに外部評価（外部評価委員：東京大学副学長鈴木昭憲、農林漁業信用基金理事長小沢普照、女子栄養大学教授小原秀雄、セコム（株）取締役顧問小島正興、岡崎国立共同研究機構長竹内郁夫、東京農業大学教授中川昭一郎、ミュージアムパーク茨城県自然博物館長中川志郎、農林水産先端技術段行振興センター理事長畑中孝晴、東京農業大学教授和田照男）を受審した。評価委員から意見のあった、連合方式の意義、学部との独立性と学生の流動性の確保、定員超過の根拠、将来構想等に対する三構成大学の統一見解などを記述した「東京農工大学大学院連合農学研究科外部評価報告書」（平成9年6月）を取りまとめた。

平成10年度から、構成大学の修士課程から引き続き入学する場合には進学扱いとすることができることとなり、博士課程への接続性が格段に改善された。

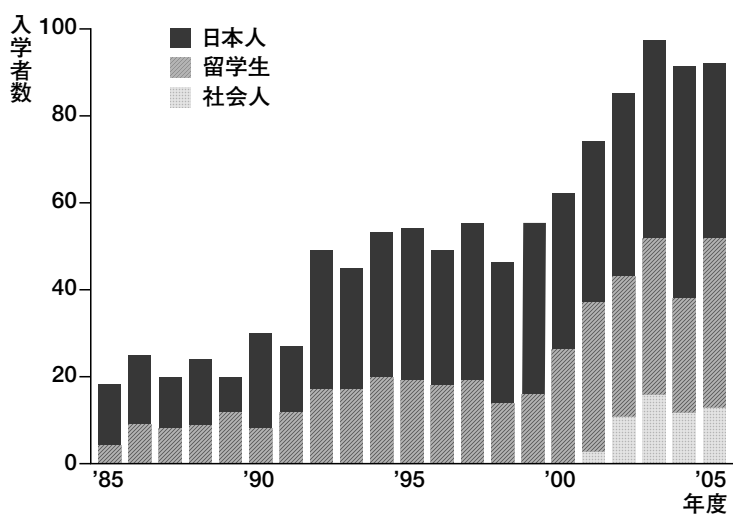
4. 充実と発展

平成5年度頃から入学者数は定員の3倍を超え、本研究科に対する期待と必要性が益々高まった。これに伴い学位授与者数も増加し、論博を含め平成19年（2007年）1,000名を超えた。平成13年（2001年）10月からは10月入学を実施し、社会人や留学生に門戸が広がった。平成14年（2002年）度に（財）東京都老人総合研究所、平成16年（2004年）度に（独）畜産草地試験場、（独）国立科学博物館筑波実験植物園、（独）食品総合研究所などと連携し、入学定員4名、教官定員9名（客員教授・助教授）の増員が認められ、三大学の枠組みを超えて専門家集団を充実した。

このような背景にあって、入学定員も平成17年（2005年）度、生物生産学専攻は12名から22名、生物工学専攻は6名から10名、資源・環境学専攻は4名から8名、合計40名に増員され、長年の要求が実現された。また、規模の大きな専攻の運営の歪、母体となる構成大学の学部・大学院修士課程との接続性を改善するために、平成19年（2007年）4月次表のように5専攻9大講座からなる組織編制とした。



入学者数の推移



学位授与の推移

改組前 (平成19年3月31日)			改組後 (平成19年4月1日)		
専攻名	学生定員	教員数	専攻名	学生定員	教員数
生物生産学	22	151	生物生産学	15	86(6)
生物工学	10	60	応用生命科学	10	54(5)
資源・環境学	8	52	環境資源共生科学	7	54
計	40	253	農業環境工学	4	33
			農林共生社会科学	4	28
			計	40	253

改組に伴い、学生教育の充実を図るために英語コミュニケーションや合同セミナーなど、研究者として必要なプレゼンテーション能力を高める授業科目を組み込んだ教育課程を設置し、共通ゼミナール時間制から授業科目単位制に移行した。全国6連合農学研究科18構成大学を結んだ全国一斉講義システムを導入し、最新のインターネット環境整備による遠隔地同時双方向教育を本研究科が中心になって進め、平成20年(2008年)度から実施することになっている。修了者に対しては、博士特別研究生制度を導入し、一定期間授業料を免除してポスドクとしてのキャリア形成の支援を推進した。平成19年(2007年)度「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」に採択され、キャリアパス支援センターを設立して本学の博士課程学生およびポスドクだけでなく、全国連合農学研究科18構成大学にも積極的に参加を呼びかけて進路拡大に努めている。また、平成19年(2007年)度大学院教育改革支援プログラム「体系的博士農学教育の構築」が採択され、学生の海外研修、国際会議出席、リサーチアシスタント等としての活動の機会を大幅に増やし、教育環境の充実を図っている。平成21年(2009年)度からは、教員評価制度を導入し、一定期間毎に教員の教育、研究業績を再評価することにより、指導教員の教育研究指導力を高い水準に維持する体制を本学で初めて整えた。

我が国の国立大学は、平成16年(2004年)4月法人化されて自らが自助努力によって将来の存亡を懸けることになり、信州大学のように、連合農学研究科から離脱して自大学で総合工学系大学院を設置(平成17年(2005年))する動きも見られる。その一方で、本学構成三大学農学研究科は、平成10年将来構想検討会を設置して修士課程を本研究科に連結することを各教授会・研究科委員会に提案した(平成12年(2000年)1月)が、2大学の学長の賛同が得られなかった。その後も協議を続け、宇都宮大学と本学の学長の了承の下に三大学再編統合構想農学系委員会を発足させ、本学農学部が核となって「三大学間の再編統合に向けた協議を開始することについて答申」(平成14年(2002年)4月)をした。平成18年(2006年)3月三大学将来連携ワーキンググループでは、学部や修士課程の教育の連携を深めることを三学部長に答申した。しかし、国立大学の法人化によって将来に向けた協議は課題として残された。

歴代研究科長

梶井 功	昭和60年4月1日～昭和63年3月31日
穴瀬 眞	昭和63年4月1日～平成2年3月31日
渡邊 実	平成2年4月1日～平成4年3月31日
石原 邦	平成4年4月1日～平成8年3月31日
相場 芳憲	平成8年4月1日～平成11年3月31日
笹尾 彰	平成11年4月1日～平成13年9月30日
國見 裕久	平成13年10月1日～平成21年3月31日
千賀裕太郎	平成21年4月1日～

歴代専任教官（教授）

船田 周	昭和60年4月26日～昭和63年12月31日
安富 六郎	昭和64年1月1日～平成3年11月30日
相場 芳憲	平成3年12月1日～平成11年3月31日
中山 幹康	平成11年5月1日～平成16年9月30日
千葉 一裕	平成16年12月1日～
注:一部空白。H16.4からは、専任教官の名称が研究科長補佐。	

第三節

工学研究科

1 修士課程の概要

昭和41年（1966年）、本工学部にも大学院工学研究科修士課程が新設され、その専攻名称は製糸学、繊維工学、工業化学、機械工学、電気工学の5専攻である。その後新しい学科が設置されるごとに、その4年後に学年進行にしたがってその学科の専攻が設置され、昭和62年（1987年）には12専攻となった。

図1は工学研究科全体の学生定員と修了者数の年度変化を示す。小学科時代は、学科の新設に伴って専攻が設置され、学生数も多くなった。平成元年（1989年）、博士課程の設置と共に修士課程を改組して大学院博士前期課程と改称し、物質生物工学、機械システム工学、電子情報工学の3専攻からなっている（この年は大学院改組と同時に学部改組もした）。改称する前の小専攻の分野を統合し、次の講座を構成した。

・ 物質生物工学専攻

応用生物工学講座 機能材料工学講座 応用化学工学講座

- ・ 機械システム工学専攻
システム基礎解析講座 設計生産システム講座
- ・ 電子情報工学専攻
物理工学講座 電気電子工学講座
情報工学講座 環境エネルギー工学講座

昭和60年(1985年)頃から文部省は学科増による定員増を押さえていたが、修士入学生数が定員の倍以上になったため大学院強化策に変更し、平成9年(1997年)には学生定員が223名と増加した。

平成7年(1995年)に大学院生物システム応用科学研究科(BASE)が設置され、同時に一般教養部の解体に伴う教官席の異動が大学院へもあったが、学部の教育研究と同様に各専攻においてBASEと一体運営をしているので、研究は一層広がり活発になった。

平成11年(1999年)に物質生物工学専攻は、生命工学と応用化学専攻(物質応用化学・機能材料化学・システム化学講座)に改組し、平成14年(2002年)に電子情報工学専攻は、物理システム工学・電気電子工学(電気電子システム工学・電子メディア工学講座)、情報コミュニケーション工学の3専攻に改組した。なお、実際の学生の教育と研究は、学問分野が近い専攻単位、あるいは講座単位で行われている。したがって、以下の項ではその単位ごとに記述した。

平成11年(1999年)から連携大学院が設置され、産業界あるいは官庁と本学との連携による教育研究を実施し、さらに産業界からの寄付による寄附講座が年度を限って開設され、同様に教育研究を産学間で相互に支援している。

国立大学法人となった平成16年(2004年)には、大学院強化策のため部局化により修士入学定員は241名となり、実際の入学者数も320名(内女子学生55名)で定員の1.3倍であった。

修士課程学生の勉学意欲は大きく、修士課程設置以前は卒業研究のみに依存していた各研究室の研究は、院生と呼ばれる修士学生の研究によって飛躍的に進展した。院生の増加とともに教官のアクティビティが高まったのである。教官あたりの論文数の変化を第3章第14節に示すが、修士課程設立前と後とでは、その伸び割合がかなり違うことが分かる。

学生数の増加に伴う教官の教育の手助けをするティーチングアシスタント制度が、平成4年(1992年)より始まった。これは、大学院生が学部学生の学生実験や演習の教育の

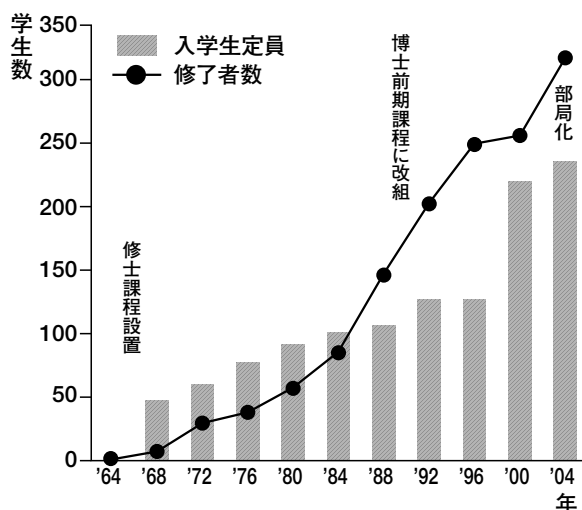


図1 博士前期課程の入学生定員と修了者数

補助をすることで、院生に教育経験をつませる貴重な場を与えるばかりでなく、学部学生に年齢が近いことからくる高い教育効果も与える。

(東京農工大学工学部 小金井キャンパス120年史(平成17年(2005年)3月)P81より抜粋転載)

2 博士課程設置への歩み

1. 関博協から単独大学院構想へ

1.1 講座制と研究室制

大学は最高学府であるが故に自治が許された。最高の教育は現在進行中の研究内容を教授することであるから、現在研究を取り仕切っているその人による教育がすべてに優先し、その研究と教育を守るために、教育、研究、予算及び人事など総ての決定権を持つ単位体として講座が認められた。すなわち、講座こそが大学自治の根幹であるとするのが講座制の基調で、古くは講座の長である教授には講座管理の手当がついていた。これは確かに1つの理想を志向し、素晴らしい教授が主催する素晴らしい講座は多かった。

しかし、素晴らしい教授ばかりとは限らない。研究は先端に達せず、国際的視野に欠け、特に自己評価の不得手な教授の講座の中には、助教授以下にとって先の見えない研究題目と不自由な研究費のもとで奉仕ばかりを求められる悲惨な環境となることもあり、そのような場合にも講座制の組織には自浄作用を起し難い体質があるばかりか、広い相互関係のもとに進歩する社会への対応能力に欠ける不安が指摘されるようになった。

一方、本学の研究室制は学科目制を採り入れた民主的協同経営の成立しうる組織である。研究室は教育に必要な学科目をそれぞれ代表し、助教授も講師も存在の必要性を標榜しつつ、当然教育と研究の双方に責任を持ち自由と能力を発揮しうるものと解釈できる。しかし実際の運営において問題もあった。例えば、一見、民主的に運営されている筈の会議で、実力者と目されるメンバーが、他の教室や研究室に向かって強制的な私見をのべることがしばしばある反面、制度上責任を取る気配は無い。一方それをあまり不思議に思わない空気が習慣づけられた。

ヨーロッパでは、1名の正教授と5～6名またはそれ以上の講師とで学科が構成されている大学が多い。講師達の多くは米国など他の国々の教授達と同格に渡り会える人々で、一方教授は強大な権威を保ちつつ反面、大変大きい責任と雑務を背負っており、その傘下で講師達は研究と教育に専念できる仕組みになっている。ところが本学では、正教授に似た権威が責任のない状態で固定化する怖れがあった。また定年教授後任の人事には前任者の意見が極力入らないような選考委員会を設置する習慣があった。大学は専門教育を行う機関であるから、現実には偏差値や序列などに毒されることはあっても、受験生や研究者は研究室の特徴を踏まえて志願してくるのが本来の姿であって、研究室の後継者が

専門に理解のうすい人々によって選考され、場合によっては何処かの旧制大学教授の研究の技業を弟子共々貰い受けて席を理めるようなことにでもなれば特徴ある伝統は育たない。そして前任者の揃えた施設設備が後任者にとっては魅力のないがらくたになるような人事は不経済で、往々活性化エネルギーの繰返し消費となる。このような培地に見るべき花の咲く筈はない。すなわち、研究室制も厳しいフィロソフィーの下に運営されなければならないことは講座制の場合と同じと言えるだろう。

1.2 旧制大学と新制大学の格差

旧7帝国大学を中心とする所謂、旧制大学と新制大学との間にはよく知られるように広範にわたる格差があり、格差は大学の規模によるよりは、むしろ個人個人に働く厳しい現実として、物心両面にわたり新制大学教官を苦しめた。たとえば、個人の申請に基づく科学研究費の審査に当たる専門員でさえ旧制の人が選任されることが多く、特別研究では、全体のリーダーはもとより、部門別のリーダーも殆ど旧制の人々が占め、研究の評価委員もそれらの人々が兼ねることが多い。

某学科助教授人事に某旧制地方大学教授から来た推薦文書の、「貴学の重鎮たる貴殿に・・・」から始まる仰々しい文章には彼の上位者としての立場を印象づけようとする意識が溢れ、研究発展方向の指示にまで及びかねないものさえある。一方、学科関係の国際的名簿原稿の提出依頼に対し講座名と教官名を表示して送付した所、数週間後、世話役(旧制)から博士課程の有無を明記せよと付義のついた原稿がもどってきた。文部省が監修する全国大学一覧の存在を知っての上の所業であろうか。御苦労なことである。

このような事態は新制大学教官の誇りを傷つけるとともに、人々の言うように格差差別の原因が博士課程の有無にあるのなら、博士課程は是非設置されなければならないし、博士課程のない大学の存在価値はどこにあるのか、などを検討しようとする機運が教授会にみなぎるようになった。

2. 種々の大学院構想

2.1 従来型研究科と独立型研究科

旧制大学に遅れること10年、昭和39年(1964年)から昭和41年(1966年)にかけて多くの国立大学に設置された工学研究科は修士課程に止まるものであったが、昭和40年代後半から全国的に博士課程設置の要求が高まったと記録にある。

新制大学にも博士課程を置いて、物心にわたる大学間の格差を是正し新制大学の矜持を保ちたい基本的な心情と、科学技術の進歩や経済競争の国際的激化に対し、戦後に設置された大学院制度は画一的で弾力性に乏しく対応力に欠けているのではないかと、との批判とが相俟って多くの新しい構想を生み出すこととなった。それらの共通的基礎理念の表現には、例えば、昭和48年(1973年)7月に公表された静岡大学大学院工学研究科設置計画(案)の設置要求の事由に次の一節がある。「大学がそれぞれ特色をもった大学とし

て充実発展するためには、教官候補者を他大学の博士課程修了者にのみ依存することなく、大学内部においても教官後継者の育成が可能でなければならない。また現在博士課程のない大学においても、かなり特色ある研究が育ちつつあるが、そのような研究をその教授一代限りとせず、さらに、継承し発展させ、大学の特色を発揮させるためには、大学内における研究の後継者の養成が必要である。」

新しい構想は大きく分けると、学部を基礎に修士2年、博士3年の研究科を「積み上げる」従来型とも言えるものと、それぞれ内容の違いはあるが従来の組織から「独立した研究科」を設けようとするものがあった。そして独立大学院には、全く学部と別組織の教員による小型の大学院大学のようなものもあったが、新制大学からは格差の是正を果す観点と予算措置のバリアーを低くする配慮から後期3年のみの独立大学院を目指すものが多かった。その代表的なものに総合大学院と連合大学院がある。

総合大学院とは、同一大学の理学、工学、農学または薬学などの複数学部が自然科学など広い立場で相互に連携して、学部・修士課程の上に、それらの学部に対応し、かつ相互の境界を埋める目的で設置する後期3ヶ年のみの独立研究科博士課程で、各学部教官が兼務担当しようとするものである。連合大学院とは、複数の異なる大学の同一系学部・研究科修士課程の上に後期3年のみの博士課程の独立研究科を設け相協力して教育・研究・審査を遂行しようとするもので、農工大学がその中心的役割を果そうとしていた。

連合大学院の基本構想は農学部で産まれたが、その構想の伸展に伴い、学問的性格の相異から、一方が全国国立大学を対象とした「連合農学系大学院」とするのに対し、他方は「関東国立大学理工学系連合大学院」と互に名称を異にし、また担当教官は農学系が任期制の個人的参加を建て前としているのに対し、工学系では各大学の学部、研究科単位で参加しようとするもので、参加大学間の強い協力と監視を背景とする積上げ式の内容も感じられるものであった。なお、農学系は川村亮教授が、工学系では大野泰雄教授が全国的活動の中心であった。理工学系連合大学院については後述する。以上のように、従来の規制にとらわれない内容の大学院の諸構想が提出される気運にあった。

2.2 100講座プラス研究施設

国際的競争が国の科学技術力に強く依存する以上、その伸展を支える科学技術に関する高等教育の拡充が求められるのは当然である。当時、単位人口当りの大学院学生の概数が米国の1/10、フランスの1/2、英国の1/3程度に過ぎなかった我国の急速な拡大の時機は既に遅きに失していたが、これに対応するため博士課程の教育、研究、審査の分野の拡大は急を要し、更にそれらの境界領域に対しても対応しうる能力の開発が期待された。当時、文部省が博士課程の設置に極めて慎重であった原因の一つに新制国立大学の学問的領域に対する不安があったのではないかと推測される。そうは言っても、1つの教育機関が俄かに膨大な領域の基礎教育組織の設置を要求することは明らかに困難であるから、不足分野は他の機関の協力を得て相互に研鑽指導しうるよう組織化するのには適宜な知恵である。し

かしその実現には、能力を発揮しうる規模と、その大学の存在をアピールできる分野の存在とを明らかにする必要がある。昭和48年頃、大野工学部長が教授会で再三表明した「100講座プラス研究施設」は本学部に必要な規模と特徴の表現方法とを具体化したものであろう。100講座にはロマンを感じたが、方向は実現すべき悲願とも聞こえた。

学科、講座の拡充については、工学部には強力な企画力と行動力のある企画委員会があり、加うるに活発で確実な若手教官のサポートもあった。特に昭和47、8年以後、大野、喜多両学部長の時代には稀に見る成果が得られ、これより後昭和58年（1983年）には工学部は12学科、50数講座の規模に到達した。大きいことが即ちいいことだとは言えないだろうが、昭和60年当時、大学科編成中の横浜国立大学、名古屋工業大学は明らかではないが、新制大学としては熊本大学と並んで最大規模に達しており、昭和61（1986年）年乙竹学部長の時代に学部改組の上に5ヵ年の工学研究科を積み上げる主旨の概算要求が、多くの他大学に先んじて認められて調査費のついた有力な背景の1つとなったと思われる。

一方、学術研究の遂行は言うまでもなく大学の本質的使命の1つで、特に特徴ある大学や学部にはその機能を活発にするため研究所や研究施設の附置が認められている。当時の大学院設置基準には、研究科を組織するに当っては学部及び施設と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織がその目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする、とある。このように、大学院の設置は附置研究所等と深い関係にあることを思わせる。新制大学で研究所が附置されていたのは、工学系では、静岡大学の電子工学研究所のみだが、学部に附置されている研究施設は多く、関東地区で附置されていない工学部は、茨城、宇都宮及び本学部のみであった。工学部繊維博物館は伝統ある内容をもつ施設であるが、秋田大学鉱山学部の鉱業博物館とともに、むしろ素晴らしい歴史展示館として著名であった。

昭和49年（1974年）末頃より、主として固体内の微細界面構造（坂奥教授）、界面静電現象（村崎教授）など物理化学的基礎科学解析と、固液系、気固系などに関する混相工業操作（乙竹教授）とを関連づける体系を求め、将来は研究施設に拡充改組する可能性も含めて申請された「界面混相工学実験実習施設」が昭和53年（1978年）、ささやかではあるが、専任の助教授一名を含め、施設の一部が認められた（別篇第一章 参照）。不十分とは言え、ここに学部当初のスローガンがロマンの域を脱する方向に具体化された。

後述するように、昭和58年（1983年）田中学部長の勇断によって、本学部も連合大学院構想から積上式の研究科の設置に向け方針を変換することとなったが、その前提条件に学部の改組があり、いわゆる大学科構想に向け発進し、中田教授を中心とする「博士課程設置準備委員会」の積極的な発議・吟味が実を結びつつあった。しかし、昭和60年（1985年）乙竹学部長が就任早々文部省から強く求められたのは徹底したスクラップ・アンド・ビルドであった。工学部は先にのべた優秀な企画委員会の方針に基づき、スクラップ・アンド・ビルドは事実上終了していたので、文部省の了解は当然得られるものとの想定に反し、繊維博物館などが交渉の場で話題に上るようになったので、1日も早い足固めを求め

て、本施設設置者の乙竹教授と当時の施設長であった村上教授との了解の上に、出来たばかりの実験実習施設を取って差し出すことにより早急に事態の收拾が図られた。一部に不賛成の意見もあったが、後述するように関博協で特別の関係にあった電気通信大学に先を越される強い刺激が意見の統一を促した。同施設は名目上、化学工学科の1講座分として再編材料に組み入れられ、合せて繊維博物館の近代化を約束することで決着が得られた。なお、昭和60年(1985年)、61年(1986年)に繊維博物館で開催された宮田教授を中心とする先端科学技術展は博物館の新しい性格を示し、上記交渉との一貫性を示すものとして大きく役立った。

3. 関東国立大学理工系連合大学院博士課程設置準備委員会(関博協)

上の記述と時間的に前後するが、昭和49年(1974年)11月大野工学部長を中心に、宇都宮大学、茨城大学、群馬大学、千葉大学、埼玉大学、東京農工大学、電気通信大学、横浜国立大学、山梨大学(順不同)の9大学間で結成された、関博協の掲げた構想については多くの文書が刊行されている。主要なものに、

○関東国立大学工学系連合大学院博士課程構想(第2次修正版)、昭和52年(1977年)6月

○関東国立大学工学系連合大学院構想(主として管理運営組織)、昭和52年(1977年)8月

○関東国立大学工学系連合大学院(博士課程)構想案の概要、昭和55年(1980年)6月
などがあり、前2者に対しては昭和53年(1978年)度、後者に対しては昭和55年(1980年)度のそれぞれの歳出概算要求書(国立学校)から、それらの要求規模を知ることができる(参加大学間の協議により、当初名称中にあった「理工学」は単に「工学」と改称された)。なお関係事務は、当初大野委員長のもとでは東京農工大学事務局が、昭和53年(1978年)電通大学平島学長が委員長就任後は電気通信大学事務局が代行した。構想文書の起草は、前半は遠藤(電通)、大谷(群大)、乙竹(農工)の3教授が当り、後半は電通、群大の上記の両教授及び竹山(農工)教授により行われた。結論的には此の構想に基づく活動は以下に述べる経緯により不調に終わったが、後の工学研究科設置活動に貴重な経験と知識を残した。

旧制大学との格差是正を目指す博士課程の設置は新制大学共通の悲願であったから連合大学院に向けて結集し、特に学部単位の参加は好ましいと思われたから多少の犠牲が予想されても、当初は総論的賛成が議事を進行させた。しかし各大学、学部にはそれぞれが抱える個別の問題があり、また序列観もあって、具体的各論に入ると必ずしも論議はスムーズに進まず、陰に籠ることさえあり、大学によっては関博協委員が浮き上がることもあると聞くこともあった。委員会の論点は前以て了解し合っている、議事に入ると委員の中には口籠り「よく話を伺ってくるようにとの教授会の意見もありまして・・・」など論議に加わることを放棄する場合もあり、世話大学(農工、群馬、電通)の委員の努力が空転するようになる。種々の問題から分離し博士課程のみに集中するための独立大学院

だったはずが実は矢張り他の問題に引きずられることになる。

次に工学の本質からの困難さがあった。農・水産系学部が広域に所在する研究科を連合するメリットには生きた自然との繋がりがあり、連合することによる利便の拡張の可能性には説得力があったが、残念ながら工学関係ではそれぞれの所在のもつ特徴性はうすく、特に関東地区のような限られた区域では各大学間に類似性が濃く、結果的には連合は同類の弱者が作る群れと見なされる怖れがあった。

更に払拭できない不安もあったように思われる。と言うのは、博士課程大学院は旧制と同様に各学部の上に積み上げるのが本来の願望ではないのか。また、私立大学には素質にかかわらず認めても新製の国立大学には認めようとしない文部省の態度には信念にも似たものが感じられた。そのような事態の実破口として連合大学院や総合大学院などの構想が出てきたが、それらの組織、管理は未経験であり、また結果的にどの程度旧制との格差を縮小しうるのか、などの不安が論議の具体性の進行に伴い生じてくるのは致し方ないことであった。

しかし、前述したように、科学産業の規模は欧米に匹敵し、或いはむしろ凌駕しているようにさえ見えるが、技術は創造性に乏しく、その裾野は狭くレベルも低い。その中で旧制大学博士課程の定員は充足されていないのにもかかわらず、所調オーバードクターは増加の傾向にあり課程修了者の20%にも達しようとしている。そのような環境にありながらも、その研究、教育はややもすれば恣意的かつ閉鎖的であるとの批判を浴び、養成される博士達の職場は大学以外にあまり見出せないで社会から遊離している。これは技術系だけの問題ではない。現に博士課程の設置の要求に対応する文部省部局には博士号取得者は見当らないから、研究室と言うものの真の理解は難しいのではないか。理解は誰か省外の少数グループの下書きの上に育てられているのではないかなどの憶測も飛びかう。

一方、博士を送り出す立場とすれば、新制大学も旧制新博士を教官として採用することを歓迎ばかりはしないと、(1)、(1)-2に書いたように、鎧甲をあらわにして新制大学に手紙を書くような不自然なこともやりかねないようになる。このようにちぐはぐな状況を社会は理解し始め、文部省もその解決に向け情報の収集に熱心になりつつあるように見えた。博士課程は決して絶望ではないとの空気が関博協を支えた。

昭和51年(1976年)1月山形大学工学部より参加申し入れがあったが、昭和52年(1977年)2月横浜国立大学工学部は同大学が保土ヶ谷地区に統合するのを機会に独自の大学院計画に参加するため、また同年5月には千葉大学工学部も独自の総合大学院を設置する方向を決定し、何れも関博協を脱退したい意向を表明し、埼玉大学にも将来の方針について不透明さが感じられるようになるなど苦難が続き、ついに関東9大学工学部より始まった協議会は実質7大学の協議組織に縮小されることとなった。

時代の推移を厳しく受け留め、昭和53年(1978年)度調査費要求の準備の終わった段階で大野委員長は辞任の意思を表明した。強い慰留の空気があったが意思は堅く、協議会としては承認の止むなきに至った。昭和52年(1977年)10月27日の世話人会を経て同年11

月21日国立教育会館で喜多農工大学工学部長から正式の報告があり、新委員長を可及的速やかに決定することとなった。前委員長は電通大学長を推薦し、世話人会も就任を依頼する空気が濃厚となった。

そこに電通大遠藤世話人が持ち出した就任の前提は次の2件の承認であった。すなわち、

(1) 系、専攻、大講座の再編成など構想案の発展的修正の必要

(2) 全員参加は誤解を招き易い言葉であるから、その表現を考え直す

と言うものであり、更に「将来の姿と、来る53年(1978年)度提出が予定される概算要求の内容が一致しないことはありうる」との納得条件を盛り込むものであった。全員参加は発表された構想の何処にも無いもので、新制大学の矜持を表す1つのモットーであることへの理解に欠けている。大学によっては多少無理な場合も考えられるが、あっても例外的措置で済ましよう程度として「学部参加」に含めて行く。まして、独立大学院である連合大学院には当然教官の資格審査があり、研究指導教官とその他の教官との区別も規定されている。設置時の教官審査は当然外部でなされるだろう。それらのことも勘案考慮し、各大学の申出に基いて関博協がまとめてきた結果は学部1学科当り2大講座(定員:1名/講座)の線で合計155大講座となっていた。即ち、参加7大学の1講座は旧制1講座の1/2の能力に対応するとのギリギリの自己評価の表現であった。総講座数は折衝過程で、例えば国の財政負担上困難だとの判断や静岡、御茶ノ水などの先例との比較などから、要請があれば対応の努力を惜しむものではないが、予め自ら過小評価の申し出をするほど卑屈な態度はとりたくないとの共通の気概があったはずだった。

上記(1)、(2)の2件は承認され、昭和53年(1978年)初頭、平島教授が委員長に選任された。新委員長による委員会で農工大学工学部を代表する世話人は竹山秀彦教授が当ることになった。新委員長の手でまとめられた構想は7大学70大講座案で、各大学の大講座数は52年(1977年)度構想に対し、山形47%、宇都宮50%、群馬52%、茨城46%、農工44%、電通59%、山梨50%、平均してほぼ1学科1大講座の規模となり、工学の一部を担うに過ぎない電通大が最大の13大講座を保有する形となった。電通には別に博士課程を単独で積み上げたい意向があり、関東における同学の位置づけを印象づけておきたいとの無理強いがあったように見受けられた。

博士課程設置経過年表

昭和49年(1974年)11月	関東国立大学工学系連合大学院博士課程設置準備委員会 (関博協)結成(9大学)(農工大学大野委員長)
昭和51年(1976年)1月	山形大学工学部入会(10大学)
昭和52年(1977年)2月	横浜国立大学脱会
昭和52年(1977年)5月	千葉大学脱会
昭和53年(1978年)1月	委員長交代(電通大学長平島委員長)
昭和54年(1979年)10月	7大学大学院合同セミナー開始

昭和58年(1983年)12月 農工大学独立設立(積上げ方式)への方針変更
平成元年(1989年)4月 東京農工大学大学院工学研究科(博士課程)設置
(東京農工大学工学部 小金井キャンパス120年史(平成17年(2005年)3月)P94より
抜粋転載)

3 博士課程の設置

1. 新たな専攻の誕生

本工学部内に大学院工学研究科博士後期課程が設置されることになったとき、大学院は積み上げ方式といわれるもので、工学部に直結した大学院で、工学部から独立した大学院ではない。したがって、学部の構造が大学院の新専攻の構造の形成に大きく影響した。そして学部再編成が博士課程設置の条件とされていたので、それまで工学部には12学科あったものを、3大学科、そのもとに大講座、教育研究分野に編成替えをすることは大きな作業が必要であった。

積み上げ方式はその他に次のような特徴があった。

- (i) 工学部所属の教官が、資格があれば大学院の講義と研究を担当できる。したがって学生にとっても、なじみのある教官から教育研究の指導を受けることができる。
- (ii) 予算の面では、工学部予算と大学院予算を区別なく使用できる便利さがある。

以上のメリットがあるが、半面卒業研究を含めると、博士後期課程修了まで6年の長期にわたって1研究室に所属することもしばしばあった。

1.1 物質生物工学専攻

1.1.1 学科再編にあたって

学部の学科を大幅に再編成することが博士課程設置の必要条件であるとの認識で、それまでの高分子工学科、材料システム工学科の繊維系2学科と工業化学科、化学工学科、応用資源化学科の化学系3学科の計5学科を物質生物工学科に統合して、定員220名の大学科を誕生させる作業を行った。繊維教育が化学を基礎とする教育の一部と見なされ、また工学部の化学系の学科名称として物質工学が採用されることが多かったこと、生物工学を研究対象とする教員が高分子工学科や工業化学科に分散しており、工学部として新たな生物工学の教育研究組織を立ち上げる好機であったことから、これら5学科を生物系と化学系の4講座に再編成することとなった。学科を表す記号は単純にB科とすることに決まった。

1.1.2 大講座への組替え

5学科を4講座に再編することに対しては意見の集約が難しかったが、工学部として応用生物工学講座を立てることは既定の路線であり、残りの3講座を如何に編成するか

かかっていた。最終的にはそれぞれが化学に基礎を置きながらも異なる学問体系をもっているとして、応用分子化学講座、機能材料工学講座、応用化学工学講座に落ち着き、それぞれがほぼ6教育研究分野からなる規模とした。このように各講座が博士課程の論文指導を担当できるDO合教官を6名以上配置できることが重要な要因であった(また、これを機に界面混相実験実習施設がスクラップの対象となり、助教授席は物質生物工学科に実質的に移行した)。学科の運営に当たっては、基本的には講座単位で教室運営を行い、講座間で調整が必要なときは講座主任による話し合いを主として行い、専攻会議は学位審査にほぼ限って開催された(平成7年(1995年)に生物応用システム科学研究科(BASE)が設置されたが、その際には物質生物工学科としての対応が必要であったために学科会議が開催された)。

1.1.3 学部のカリキュラム編成・コース制

学部教育は大学科のままではきめ細かな対応が難しいことから、3つのコースに分けて行うことにした。コース名と定員はそれぞれ、生物応用化学コース(60名)、分子材料コース(110名)、システム応用化学コース(60名)で、分子材料コースは更にⅠ(60名)とⅡ(50名)に分かれていることから、実質的に講座を基礎とする教育体系に基づいていた。コースへの配属は学生の希望を優先し、入学後の成績を参考にして決定し、3年次からコースごとの教育を行うこととした。

カリキュラムは学科共通の一般教育科目と工学基礎科目、およびコースにより異なる専門教養科目と専門科目に分けて編成した。特に化学系の3コースは専門基礎科目に関しても共通のカリキュラムを作成して、コースごとに若干異なる選択枠を設定してより特徴を出すことで、改組の目的を達成するよう試みた。

しかしながら、数年経過後には、教育単位(コース)と研究単位(講座)が一致していないことや多人数教育による弊害、コースの早期配属を求める教員からの声などの問題が表面化してきた。この問題は、平成7年度に応用生物工学講座が生命工学科として独立したことにより成立した応用化学科の3コースでも引き続いて生じた。このため、応用化学科は平成12年度に再度改組して、3学科(分子応用化学科、有機材料化学科、化学システム工学科)として独立し、ようやく問題の解決に至った。なお、大学院の組織としては学年進行による改組は行わず、応用化学専攻のまま存続している。

1.2 機械システム工学専攻

1.2.1 学科再編にあたって

他の学科や専攻と同様に、学部の学科を大幅に再編成することが博士課程設置の必要条件であることから、機械工学科、生産機械工学科、機械システム工学科の3学科を機械システム工学科に統合して、定員150名の大学科を誕生させた。ただし学生定員は、当時のベビーブームによる臨時増募の学生定員20名を含む。機械系3学科は、専門基礎科目が共通なこと、機械工学の分野を広くすることなどから、教育も教室運営も一体運営してい

た。このため特に異論もなく一つの学科に統合し、大学院も同様に機械システム工学専攻として再編された。学科と専攻を表す記号は、最初に機械工学科が設置されたときから使っていたM科とすることに決まった。

1.2.2 大講座への組替え

講座編成に当たって設置準備委員会の意見は、物質系が5学科から4講座へ、電子情報系は4学科から3講座へ、従って機械系は3学科から2講座へということになり、2大講座とすることで学科内の合意を得た。

名称については、難産であった。従来の講座名称を使わないことを機械系では合意し、どのように講座を構成するか、またその構成員をどのようにするかを数ヶ月に渡って議論した。その結果、基礎と応用、解析と設計というような分け方がよかろうということになり、「システム基礎解析講座」と「設計生産システム講座」の2つが誕生した。

これらの大講座を構成する主要教育研究分野は、もともとあった小講座の名称ではなく、設置審に受かることを前提に、それぞれの教員の専門分野に近い名称を主要教育研究分野とした。また、設置前には助教授ではあるが、定年前の教員を除く形で教授として考え、その分野名称を考えた。もともと機械工学科には5小講座、生産機械工学科と機械システム工学科にはそれぞれ4小講座があった。合計13小講座をそれぞれ主要教育研究分野として新たに名称を付けた。「システム基礎解析講座」は、6分野で、「設計生産システム講座」は7分野で出発した。

博士課程は、総二階ではなく、博士前期課程と博士後期課程に分け、博士前期を100%とすると後期課程は60%しか予算定員が認められず、そのために後期課程の講座名称を変更せざるを得なかった。その名称は、「機械物理工学講座」と「システム設計講座」であった。

1.2.3 学部のカリキュラム編成

機械工学の基礎科目を旧3学科の学生に同時に教育していたことから、学部のカリキュラム編成には特に問題が起こらなかった。本学科は、他学科に見るようなコース制をとる必要も無かったので、2クラスに分けて教育した。しかしながら、90年代後半から高校生に目を向けてもらいたいこともあって、コース制を導入した。なお、教員一人あたりの授業回数を考えて少なくとも3科目は分担するようにし、その頃から注目されたコンピュータの教育を実施してできるだけ新しい分野も導入するようなカリキュラムにした。

1.3 電子情報工学専攻

1.3.1 学科再編にあたって

学部の再編が博士課程設置の条件とされていたので、大学科に学部を再編することの

方が、博士課程設置そのものよりおおごとであった。学部、学科、講座が研究科、専攻、講座に直接対応しているの、学部再編といつてもそれは研究科の内部構造の編成そのものではあった。

学科名についても、電子情報工学という名称に落ち着くまでに種々な議論があった。電子が電気かというようなことであったが、講座名で調整することにした（以下、電子情報工学科をA科と略記する）。

1.3.2 大講座への組替え

大講座への組替えは最初から難行した。数理情報工学科（以下Sと略記する）は「Sは設立より日も浅く、その設立の目標も新鮮であり、現在も時代の要請に合致している」との意見を持っていた。この旨を4科（電気工学科E、応用物理工学科P、電子工学科D、S）委員会で発言すると、S以外の学科もこれに同調して、各科同じようなことを言い出した。しかし博士課程を造るためにということで、3大講座へ組替えることにした。結果論ではあるが、4大講座にもっとこだわっても博士課程は設置できたのではないかと思われた。しかし、当時としては○合教官数に関する安全係数をこの程度に見込まねばならぬと考えていたし、更に、3大講座は半ばトップダウン的に与えられたものでもあった。

新組織後の各自の不安のためと思えたが、全般的に、教官は自身の所属しているグループから離れることに躊躇した。そこで、当面の間は従来の組織運営を行い、4科の委員（難波、大沢、小林、斎藤の各教授）がリーダーシップの下に率先して移動することにし、2つのグループの大まかな方向性だけを示し、各教官にその選択を依頼した。この際、参加する人は工学部教授会のメンバであれば拒まないこととした。この時に共通講座の方々が発的にA科に参加した。ここで、若い教官は速く新組織に慣れるだろうということで、上記の当面の間とは4人の委員が定年になる頃とした。

以後、組替えは順調に進み、大講座名は新グループで定め、最終的に物理工学、電気電子工学、情報工学とした。その後、博士（後期）課程は別の名称にするよう指導があり、これも新グループで定め、物理応用工学、電子応用工学、知能・情報工学とした。

1.3.3 学部のカリキュラム編成

第一の問題点は、非常に大きな学科であるために、カリキュラムが大きくなり過ぎることと、電気工学科の電気主任技術者資格をどうするかということであった。

中田委員長からの文部省の話によると、カリキュラム編成権は子科のものであって講座のものではないということであった。そこでコース別のカリキュラム編成を行ったが、大講座別のカリキュラムは認められないのだから、コースが大講座と一致するものは認められないということであった。講座とは教官の組織であり、コースは教育のための組織であるとのことであった。

そこで、基礎工学コース、ハードウェアコース、ソフトウェアコースの3コースとし、ハードウェアコースの中に、電気主任技術者資格のためのカリキュラムを付加すること

にした。このコース名の決定には時間がなく、文部省から帰って来た中田委員長にA、B、Cという名では駄目だと言われ、委員長の前でその場で決めさせられた。結果的には学科の中での評判が悪く、平成3年度には応用物理学コース、電気電子工学コース、コンピュータサイエンスコースと改められた。

第二の問題点は学生のコース分けの時点に関してであった。一般教育科目の成績だけでコース分けをしないようにとの一般教育部の意向により、2年次と3年次の間ということにせざるを得なかった。そのために、2年次の時間割はどのコースへも進めるように配慮せざるを得なくなり、盛り沢山の時間割になってしまった。

1.4 定員増

これは文部省の指導により、高分子工学科よりA科に、助教授1名、臨増教授席1名・学生定員10名を移した。本来は恒常教官定員2名とすべきところを、この臨増教授席は将来の恒常化の際には工学部で特別の配慮を頂くということで議歩したものである。工学部の中で、教授席1に対して分野1、但し臨増教授席は除くという約束があった。しかし、この臨増教授席は特別に分野を新設した。

この他に、文部省との折衝の段階で、A科に教授2、助教授2、学生20の定員増があった。しかし、これには界面混相の助教授1が振替られていたので、この内の助教授1は物質生物工学科に回すようにとの金子工学部長の依頼があり、それに応じた。

(東京農工大学工学部 小金井キャンパス120年史(平成17年(2005年)3月)P105より抜粋転載)

2. 博士課程の概要

大学院工学研究科博士後期課程は、1989年(平成元年)に長年の準備期間を経てようやく設置された。専攻は3専攻からなり、以下の講座を持つ。

・物質生物工学専攻

分子生物工学講座 精密分子化学講座 高機能材料工学講座 システム化学工学講座

・機械システム工学専攻

物理機械工学講座 システム設計工学講座

・電子情報工学専攻

物理応用工学講座 電子応用工学講座 知能・情報工学講座

入学定員18名に対して入学者はそれを大きく超える42名で始まった。その後定員増はあっても入学者数はそれよりも常に多い(図1)。平成16年(2004年)には部局化となって定員は60名と倍近く増えたが、この数値は学部数の少ない大学としては本学が全国でトップであることを示す。さらに言えば、新制大学のうち多数の学部を持つ総合大学について9番目になり、博士課程設置のときの16番目から飛躍的に成長した。

平成11年（1999年）物質生物工学専攻は、生命工学専攻と応用化学専攻に改組し、博士後期課程は4専攻となった。

今までの毎年の平均人数で見ると、入学者45.8名に対して学位取得者は30名となっており、学位取得の容易でないことを示している。

博士前期課程に在籍しているときの学生の研究態度は活発で、それが原著論文、あるいは口頭発表の多さに現れている。図

2と図3は国内及び海外における研究の発表件数である（修士学生も含まれる）。毎年平均、学生が30名在籍するので、1年度に90名勉学しているとして、学術論文は年1報以上、海外発表が年1回弱、国内発表が年4.5回行われていることになる。

博士後期課程の学生は、給料を貰いながら研究補助をするため、研究というものははっきりと自覚し、研究意欲を高め、研究における自分の立場を意識することになるリサーチ

アシスタントRAという制度がある。これは1996年（平成8年）に始まったもので年々増加している（図4）。

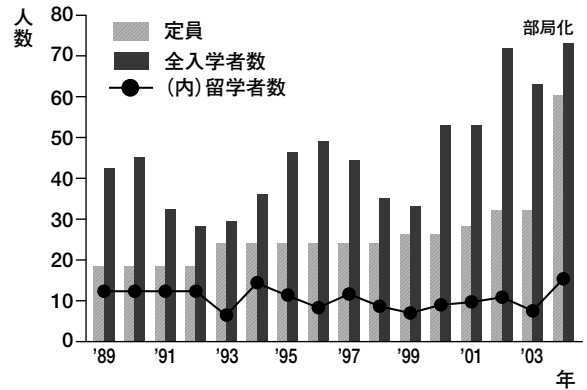


図1 博士後期課程の入学者総数

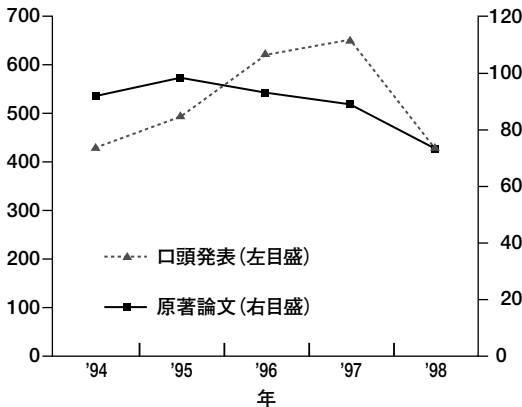


図2 国内における学生の研究発表件数

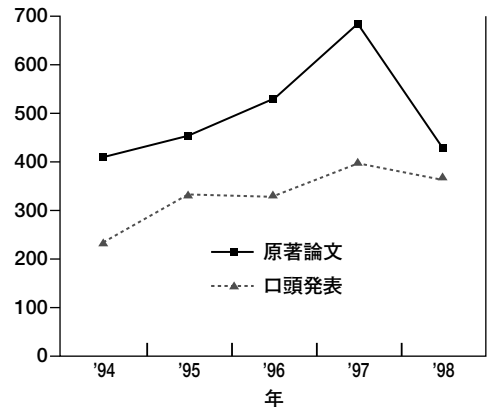


図3 海外における学生の研究発表件数

ポストドクター PD の制度は、大学院を修了した院生に対して若手研究者として成長するための機会と場を提供するものであって、研究上の強力な推進力ともなり、重要な制度である。図4は、本学が採用したPDとRAの状況を示す。

(東京農工大学工学部 小金井キャンパス120年史(平成17年(2005年)3月)P114より抜粋転載)

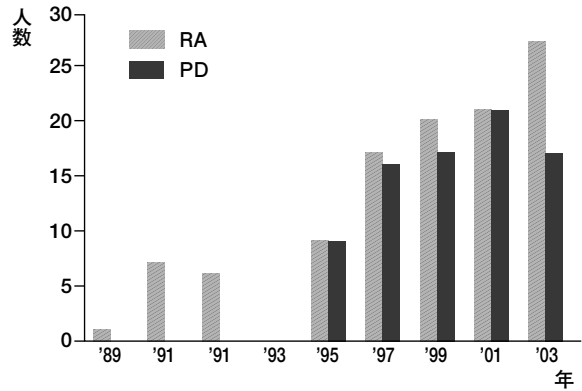


図4 リサーチアシスタントとポストドクの状況

第四節

岐阜大学大学院連合獣医学研究科設立の経緯

現代社会において獣医学が担当すべき諸問題は、多岐にわたり複雑になっており、それらの解決のために創造性豊かな優れた研究能力を備えた研究者、および高度で幅広い専門知識を持った高級技術者の養成が求められている。国公立大学獣医学協議会ではこのような社会的要請に応えるべく4つの国立大学獣医学科が連合して一大学では望みえない多彩な教育研究を展開可能な大学院博士課程の設立を提案した(昭和63年(1988年)3月31日)。これを受けて、東日本地区の4大学(帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学)と西日本地区の4大学(鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学)が協力連携してそれぞれの地区に獣医学の連合大学院を設置することが合意された(昭和63年(1988年)5月9日)。その後直ちに、調査研究会議が発足し平成2年(1990年)度からの連合大学院設置に向けて活動が開始された。東京農工大学においては、すでに連合農学研究科設置の経験があり、多くの資料や経験を有していたことから調査研究会議に3名の委員(鈴木孝司教授、星野邦夫教授、田谷一善助教授)を選出して設置に向けて全力をあげて対応した。そのような経緯で、平成2年度に岐阜大学大学院連合獣医学研究科が発足し、本年(平成20年(2008年))で18年が経過した。本研究科は、発足後4大学教職員の連携協力によって、年々発展し、平成20年(2008年)度には、4連合講座、64教育研究指導分野、指導教員数合計114名、3連携機関からなる充実した大学院博士課程にまで発展した(表1)。本稿では、東京農工大学における獣医学教育の充実と岐阜大学大学院連合獣医学研究科発足に至った経緯について紹介する。

1 日本における獣医学教育充実の経緯

昭和53年(1978年)4月、修士積み上げ方式による暫定的な修業年限の延長を是正するために、昭和53年(1978年)に文部省に第2次調査会「獣医学教育の改善に関する会議」が設けられ、国立大学の統合再編整備を行い獣医学部を設置することが検討されたが、各校とも意見の統一が見られなかった。続いて昭和56年(1981年)に文部省に第3次調査会「獣医学の改善に関する調査研究会議」が設けられ、国立大学の統合再編整備による獣医学部の設置は当面困難であるが、6年一貫教育の整備は諸般の事情から急ぐ必要があるとして、学校教育法を一部改正し、農学部獣医学科のまま6年一貫教育を行うこととなった。そして、昭和58年6月24日に文部省令第23号、文部省告示第88号として獣医学科のまま学部6年制の獣医学教育基準が提示された。また、この時に各大学における獣医学科の講座数と入学定員が明示され、獣医学修学年限は小規模ながら6年一貫教育となった。この間、本学においても岩手大学および東京大学の獣医学科と数回の話し合いを持ったが、各大学の獣医学科レベルで意見の一致がみられず、再編統合の合意には至らなかった。その後、数年を経て国立大学の獣医学科教官の間で再び国立10大学の獣医学科を再編統合して獣医学部を設置する気運が高まり、各大学で近隣大学との獣医学科レベルの話し合いが続いた。本学では、岩手大学および東京大学と本学の3大学で獣医学部を設置することで話し合いが続けられたが、途中で岩手大学が東北地域を拠点として獣医学教育を続けるとの理由から3大学の話し合いから離脱し、最後は、東京大学と本学の2校による獣医学科再編案が獣医学科間で合意され、昭和63年(1988年)2月に両大学の農学部教授会もこれを承認した。ただし、獣医学部をいずれの大学に設置するかについては、両大学の農学部長の協議にゆだねられることとなり、2回の話し合いがもたれたが、昭和63年(1988年)2月6日の第2回学部長間折衝の後、文部省から話し合いの凍結が通達され、両大学獣医学科の再編統合の話は消失した。

その後、昭和63年(1988年)3月31日に開催された第22回国公立大学獣医学協議会において、文部省専門教育課の小林課長から、北海道大学と東京大学を除く国立8大学の連合大学院構想についての提案がなされた。これを受けて、帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学および岐阜大学が連携協力して東日本地区に、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、および鹿児島大学が連携協力して西日本地区に2つの連合獣医学研究科博士課程の大学院を設置することが合意された(昭和63年(1988年)5月9日)。

このような経緯を経て、平成2年4月1日(1990年)東日本地区には岐阜大学、西日本地区には山口大学を設置校として2つの連合獣医学研究科が発足した。本学獣医学科は、岐阜大学大学院連合獣医学研究科の構成校となり博士教育をスタートした。

以下に、日本における獣医学教育充実の経緯を記述した。

- 昭和47年（1972年） 農林省畜産局長が文部省大学学術局長に対し獣医学教育年限の延長を要望
- 昭和49年（1974年） 文部省獣医学視学委員会が「獣医学教育年限の延長について」とりまとめ
- 昭和50年（1975年） 「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が発足
- 昭和51年（1976年） 「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が「獣医学教育の改善について」により、当面修士課程積み上げによる6年制教育を実施すべき旨文部省大学局長に報告
- 昭和52年（1977年） 「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が修士課程積み上げによる6年制教育の基準をとりまとめ
- 昭和52年（1972年） 獣医師法が改正され、獣医師国家試験受験資格が、学部卒業から修士修了となる（53年度入学生から適用）
- 昭和54年（1979年） 「獣医学教育の改善に関する会議」が「獣医学教育の改善について」により、学部6年制教育実施に際しての規模及び配置について大学局長に報告
- 昭和55年（1980年） 「獣医学部学科を置く国立大学長懇談会」が「獣医学教育の改善に関する会議」の報告に対して意見をとりまとめ大学局長に通知
- 昭和58年（1983年） 「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が「獣医学教育の改善について」により学部6年制教育が実施できるよう措置すべき旨大学局長に報告
- 昭和58年（1983年） 「獣医学教育の修業年限の延長及びこれに伴う設置基準について」大学設置審議会に諮問し答申（学部6年制教育の実施、修業年限の延長に伴う収容定員の増加分の教員組織、校地・校舎基準の改正、博士課程の4年制の実施 等）
- 昭和58年（1983年） 学校教育法が改正され、獣医学を履修する過程の修業年限を6年に改正。（59年度入学者から適用）
- 平成元年（1989年） 大学院設置基準が改正され獣医学の博士課程の修業年限を4年に改正。
- 平成2年（1990年） 連合獣医学研究科設置
（岐阜大学に帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学が参加。山口大学に鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学が参加。）

2 東京農工大学における獣医学教育充実の経緯

本学における獣医学教育の歴史は古く、本学の全身である内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場（明治7年（1874年））にその端を発している。その後、日本の歴史と共に歩

み、駒場農学校(明治11年(1878年))、農商務省駒場農学校(明治14年(1881年))、農商務省東京農林学校(明治19年(1886年))、帝国大学農科大学2科(明治23年(1890年))、帝国大学農科大学実科(明治31年(1898年))、東京帝国大学農学部実科(大正8年(1919年))を経て、昭和10年(1935年)に東京高等農林学校として、現在の府中の地へ移転した。さらに、東京農林専門学校(昭和19年(1944年))を経て、昭和24年(1949年)に東京農工大学農学部獣医学科に移管した。

我が国における獣医学教育充実に伴って、東京農工大学においても獣医学教育の充実が独自に進められてきた。昭和53年(1978年)4月から獣医師法の一部改正により大学院、修士課程利用の積み上げ方式による6年制教育がスタートした。この時に、7講座体制であった獣医学科に2講座(教授2名、助教授2名)が増設となり、家畜微生物学教室と家畜臨床繁殖学教室が設置された。次いで、昭和59年(1984年)4月から農学部獣医学科のままで6年一貫の獣医学教育がスタートした。府中で獣医学教育が開始してから、獣医学科の研究室は学内に散在していたが、昭和46年(1971年)に4号館、昭和58年(1983年)に新4号館が完成し、昭和44年に完成した家畜病院と共に府中キャンパスで獣医学教育が続けられてきた。その後、平成17年(2005年)に、学長提案による獣医学教育力向上により、11名の教員席を獣医学科に増員することが決定し、教員数36名を目指して増員を始めた。獣医学科では、これを受けて臨床獣医学と応用獣医学を重点的に強化する方針を決定し、獣医分子病態治療学、獣医画像診断学、獣医臨床腫瘍学、獣医伝染病学、獣医公衆衛生学の5研究室を増設した。平成20年(2008年)には、銀行からの融資により動物医療センターが開設された。

以下に、本学における獣医学教育充実の経緯を記述した。

昭和59年(1984年)：6年一貫の獣医学教育の開始に伴って、2講座増となり9講座体制に整備された。

平成7年(1995年)：一般教育科目担当教官の農工両学部への分属により動物行動学講座(教授1名、助教授1名)が新設され、獣医学科が10講座体制となった。

平成12年(2000年)：フィールド・サイエンス(FS)に獣医学科から助手1名を移管して助教授(野生動物学)に振り替えた。これにより、家畜生化学(硬蛋白質利用研究施設)、臨床免疫学(家畜病院)と合わせて、獣医学教育が10講座13教育研究指導分野で行われることになった。(教授10名、助教授10名、助手5名)

平成13年(2001年)7月：宮田清蔵学長から「獣医学科拡充高度化(案)」が提案された。

平成13年(2001年)7月：農学部獣医学教育充実検討委員会が設置され、学長提案を基にして、本学農学部としての対応が検討され、農学部としての方向性が答申された。

平成14年(2002年)：農学部組織整備委員会で、引き続き獣医学教育充実の内容が検討されたが、進展は見られなかった。

平成15年(2003年)4月：宮田清蔵学長から「教育力向上のための全学的措置について

(案)」が提案された。

平成17年(2005年):教育力向上のための全学的措置により、獣医学科に11名の教員席の増員が決定した。

平成20年(2008年):動物医療センターを開設した。

3 岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程開設までの経過

第22回国公立大学獣医学協議会(昭和63年(1988年)3月31日)において、連合獣医学研究科設置の構想が提案され、これを受けて東日本地区と西日本地区に2つの連合獣医学研究科を設置することが合意された(昭和63年(1988年)5月9日)。その後直ちに、東日本地区が大島教授(岩手大学)と西日本地区大塚教授(鹿児島大学)が代表として選出され、調査研究会議が発足した。

以下に東日本地区に岐阜大学大学院連合獣医学研究科が設置されるまでの経緯を記述した。

〈昭和63年(1988年)5月31日から11月1日〉

東日本地区では、計6回開催された調査研究会議で、獣医学連合大学院設立構想案と東日本連合獣医学研究科博士課程設置計画案について協議し成案を得るとともに、東日本地区の設置大学を選出するための諸条件についても検討を重ねて、基本的な3条件を決定した。これらの条件により、各大学の獣医学科が4大学につけた順位が集計され(昭和63年(1988年)10月24日)、岐阜大学が第1位になった。その後、設置大学の選定は学部長レベルで進められることになった。

〈昭和63年(1988年)12月10日〉

獣医学連合大学院設立構想案は、調査研究会議から関係8大学学部長懇談会にバトンタッチされ、同懇談会は文部省としても推進可能な案の作成を金城農学部長(岐阜大学)と梶井農学部長(東京農工大学)に委ねた。

〈平成元年(1989年)1月20日〉

文部省との折衝を重ねてできあがった獣医学連合大学院設立構想案が、関係大学の獣医学科が所属する学部の教授会で承認を得た。

〈同年2月3日〉

獣医学連合大学院協議会が設置され、そこで上記の案を一部修正した後、獣医学連合大学院設立構想案が決定された。

東日本獣医学連合大学院(仮称)設置準備委員会が設置され、そこで了承された「岐阜大学を設置大学とする」という学部長調停案に基づいて、岐阜大学が主体性を持って東日本連合獣医学研究科博士課程設置計画案を作成し直すことになった。また、上記委員会の下部組織として、設置準備の細目を検討するために専門委員会を設置することも決定された。

〈同年3月16日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程の設置計画が岐阜大学評議会で承認された。

〈同年4月20日〉

帯広畜産大学、岩手大学及び東京農工大学で参加大学となることが承認された。

東日本連合獣医学研究科博士課程設置計画は、岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置計画に置き換えられることになった。

〈同年6月2日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置計画が、岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置準備委員会で承認された。

〈同年6月29日〉

文部省と打ち合わせを行い、岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置計画の中で未解決であった学生の入学定員(12人)、教員組織(教授33人、助教授33人、助手30人)、専任教官を置くこと等が最終的に決定された。

〈同年7月29日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置計画申請書「(1)大学等の概要を記載した書類、(2)設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類、(3)学長及び教員の氏名、経歴の概要を記載した書類、(4)学長及び教員の個人調書」を文部省に提出した。

〈同年8月17日〉

大学院設置審議会の専門委員会で予備審査が行われた。

〈同年8月28日〉

金城農学部長(岐阜大学)が文部省に出向いて予備審査結果の報告を受けた。また、獣医学連合大学院設置の概算要求は9月22日に文部省議を通過し、大蔵省及び総務庁と折衝中であることも知らされた。

〈同年11月21日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程設置準備委員会で、本審査用の設置計画書に必要な諸規則案(岐阜大学学則、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則、岐阜大学大学院連合獣医学研究科規則)及び学長間協定書案について調整が行われた。

〈同年12月20日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科の設置に関する構成大学学長間協定書が取り交わされた。

〈同年12月29日〉

獣医学連合大学院設置の概算要求が政府予算案に盛り込まれたとの連絡を受けた。

〈平成2年(1990年)1月5日〉

政府予算案の内容は、事務官1人、専任の教授1人、兼担あるいは併任の教授11人、助教授11人及び助手10人であることが明らかになった。

〈同年2月8日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科実施調査が実施された。

調査委員：前川 正群馬大学長、与良 清都立立川短期大学長

文部省：池田輝司企画課大学設置調査係長

岐阜大学：加藤晃学長、橋本純男事務局長、金城俊夫農学部長、大橋秀法教授、本部及び農学部事務関係者10人

帯広畜産大学：一条 茂教授

岩手大学：船越昭治農学部長、大島寛一教授

東京農工大学：小川益男教授

第1回岐阜大学大学院連合獣医学研究科設立準備委員会で、研究科長、専任教授、兼担教員及び併任教員の候補者の選考方針、基本問題に関する専門委員会と教育研究に関する専門委員会の設置等を決定した。

〈同年3月2日〉

第2回岐阜大学大学院連合獣医学研究科設立準備委員会で、研究科長候補者及び専任教授候補者を選考し、運営に関する構成大学間協定書案、諸規則及び平成2年度学生募集要項を決定した。

〈同年4月1日〉

岐阜大学大学院連合獣医学研究科が設置された。

4 岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程の発展

1) 組織の充実

本研究科は、平成2年(1990年)に、帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学及び岐阜大学の獣医学科と家畜病院の機関参加により、学生定員12名、教員数69名、33教育研究分野でスタートした。その後、平成13年(2001年)4月には厚生労働省国立感染症研究所、平成15年(2003年)4月には厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所及び平成16年(2004年)4月には独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所との連携協定を締結し、教育研究指導分野教員数を増加して組織の充実を図ってきた。これにより、現在大きな社会問題となっている食の安全や感染症関連分野についての教育研究分野の充実が可能となった。この間学生定員数は15名に増員し、さらに平成21年には20名への増加を予定している。教員数も69名から114名に、教育研究指導分野は33分野から73分野に増加した(表1)。このように、本研究科では時代のニーズに応え獣医学に関する高度な専門知識と優れた应用能力を生かして、独創的かつ先駆的な研究を遂行しうる研究者及び社会の多様な方面で活躍できる高級技術者を養成する組織へ発展を続けてきた。また、発足当初から、外国人留学生を積極的に受け入れ、課程博士修了者の32.8%が学位を習得して、それぞれの祖国の教育研究機関で活躍している(表2)。

2) 21世紀COEプログラム及び大学院教育改革支援プログラムの採択

平成14年度には、COEプログラム「野生動物の生態と病態から見た環境評価」が採択され、平成18年までの5年間にわたり連合大学院の特色を生かして精力的な研究が行われた。本COE

プログラムにより、岐阜大学に野生動物救護センターを設置すると共に、若手研究者の育成にも力を注いだ。

平成20年（2008年）には、大学院教育改革支援プログラム「グローバル化に向けた実践獣医学教育の推進」が採択され、平成22年度までの3年間にわたり研究科教育システムのさらなる充実と国際化を進める計画である。

以上のように、本研究科は、発足後18年を経過するに至り、組織・教育システム及び教員組織の充実を図り、我が国の獣医学の教育・研究を代表する博士課程研究科として発展を続けている。

表1 平成2年度発足時と平成20年度の比較 (人)

	平成2年度	平成20年度
学生定員	12	15
入学者数	17	29
教員数	69	114
教育研究指導分野数	33	73

表2 学位授与者数（課程博士） (人)

構成法人	基礎獣医学	病態獣医学	応用獣医学	臨床獣医学	計
帯広畜産大学	30(8)	7(1)	8(3)	24(15)	69(37)
岩手大学	8	17(3)	3(2)	14(3)	42(8)
東京農工大学	17(6)	21(5)	11(2)	28(2)	77(15)
岐阜大学	7(3)	21(5)	35(16)	7(1)	70(25)
計	62(17)	66(14)	57(23)	73(21)	258(85)

注：() は、外国人留学生を内数で示す 博士（論文提出による学位） 87名

第五節

一般教育部の廃止と独立研究科 (BASE) の創設

1 はじめに

一般教育部は、昭和30年度に、東京農林専門学校と東京繊維専門学校の合体により農学部と繊維学部（後の工学部）の2学部構成で発足した新制大学（昭和24年（1949年）5月31日）が、一般教養、外国語および体育の科目を一体的教育を行うための基盤を整備・充実し、府中キャンパス内で1年次生を対象に教育を開始したときに誕生した。以後、一般教育部は、教育改革の活動、その必然的延長での学部創設の運動を通して本学の第3部局となるべく数多の努力をつづけたが、高等教育をめぐる状況の変化により、その努力は結実しなかった。その教育、カリキュラム改革、研究の総合化への努力の実績は独立研究科新設に活かされ、平成7年（1995年）3月31日、40年ほどの歴史をもった一般教育部の廃止とともに、翌4月1日に大学院生物システム応用科学研究所（BASE）が設置され、本学の第3部局としての農・工融合研究展開の場を生み出した。

2 一般教育部の成立と教育改革

昭和31年（1956年）、府中キャンパスに一般教育講義棟、教官研究室、事務棟も建設された。大学で開設すべき授業科目のうち専門教育科目は農・工両学部に、一般教育科目（人文科学、社会科学及び自然科学の3系列）、外国語科目、保健体育科目が一般教育部に開設されることになった。しかし、一般教育の人的・物的条件は十分ではなかったうえに、担当教官がそれぞれの学部所属のため、一般教育担当教官数と授業担当科目は安定しなかった。

一般教育に関する問題に関して、昭和36年12月、国立大学協会は「大学における一般教育について」で、根本的改善がなされていない施設・設備で、その教育の本質の認識・自覚および教育内容・方法の研究も十分ではない状態で行われている、と指摘した。昭和38年（1963年）1月には、中央教育審議会が「大学教育の改善について」で、教養課程における教育の効果的実施のために「自主性と責任をもつ組織」を「教養部として制度的に認めるようにする必要」を報告した。

本学では、昭和37年（1962年）2月に、評議会が「一般教育のあり方について検討する委員会」（委員：一般教育部6名、農学部・工学部各3名）を設置し、委員会は同年11月から昭和40年3月にかけて、全学的な学部再編のなかで一般教育に関する問題点を検討、報告した。議論は、いわゆる一般・専門の教育の「縦割」型と「横割」型に大別され、「縦割」型は、一般教育の制度化と独自性と一本化と集中化、そして一般教育部の独立などが論点

で、「横割」型は、学部の特徴を考慮した一般教育および自然科学教育の分別実施、各基礎・専門教育の重視、基礎・専門教育の関連の重視などが論点であった。一つのまとまった方針は報告されなかったものの、一般教育と専門教育の有機的関連をはかることの重要性は共通認識としてあった。

昭和39年（1964年）5月、一般教育部は上記「大学教育の改善について」の提言に応じて、農・工両学部長へ「一般教育部独立化」の要望書を提出し、両学部と調整をはかりつつ官制教養部設置の条件、設置による得失の調査検討を始め、同年6月、本学における官制教養部設置に関する文部省から次の見解を得た。「設置要望の強い大学の一般教育部の官制化を考えており、農工大学は2学部構成ではあるが、教養関係の教官数が35名に達し、教官組織は極めて整備されていて、官制化によるカリキュラム編成等への干渉はなく、官制化により事務職員等の所属等が明確になり、定員要求が容易になる。」

しかし、昭和40年（1965年）4月の工学部教授会から、「教養部の設置」の事項を昭和41（1966年）度概算要求に出さないように要望があり、同年5月の一般教育部教授会は、独立後の問題点、上記の文部省見解、諸大学の教養部の実状および概算要求に必要な事項等をさらに1年かけて検討する必要があると判断して、当年度概算要求しないことを決定した。同時に、同年6月「教養部独立に関する調査検討委員会」を設置し、次の課題に関して意見をまとめた。

1. 一般教育について — 2学部構成大学の一体感、一般・専門教育の一体感
2. 基礎教育について
3. 一般教育部の制度的独立の可否 — ① 独立とは何か（制度、カリキュラム・教育、人事）、② 独立と非独立の場合の一般教育課程の整備と教官の研究条件、③ 定員および人事の具体的な諸問題、④ 学内における位置づけの問題

検討委員会は、以上3点の検討を重ねた結果、昭和40年（1965年）12月、全学教官が理念的に統一した意見もちうるまで、制度的独立は時期尚早、という結論に達した。

つづいて、検討委員会は昭和42年（1967年）5月の「中間報告」で、一般教育カリキュラム実施に関して、一般・専門教育を並列形で行う「三本建て案」に賛成するが、いわゆる「縦割」「横割」について具体的な実施形態・方法のいずれを採用するかは本学の実情に応じて決める、と報告した。さらに、同年7月には、「三本建て案」を具体化すべく小委員会を設け以下の結論に達した。

1. 一般教育部で各学科目をそれぞれの真の学問として学ぶことで、それらが真の意味の教養となり、専門の基礎ともなる。
2. 一般教育は4年間にわたり学部教育と並立する必要がある、そのために「三本建て案」が根拠づけられる。
3. 「三本建て案」採用の場合、1年次に専門科目を開講する可能性と必要性がある。一

般・専門科目教育の並立は教育全般への向学心を高める。

こうして、検討委員会は4年間の審議結果を昭和44年（1969年）11月「一般教育課程に関する一般教育部教授会の構想」に発表した。概略は以下のとおりである。

1. 一般・専門教育課程を4年間並列させる。
2. 4年間完全「三本建て」は一般教育担当教官の卒業研究指導、大学院設置も可能としよう。
3. 基礎的な科目は比較的早期に置き、選択性の拡大、セミナー、自主講座、その他形式の採用などの問題は今後検討する。
4. 専門基礎的な科目は専門課程と協調して原則として一般教育担当教官が担当するのが望ましい。

このような過程で一般教育部は、技術・技術応用・技術創造と人間・社会との双方向関係を重視し、技術の創造、その結果に対する責任の認識に人間・社会の正しい見方が必要である、という認識に至り、その学部化構想の動機を見出した。

3 教育改革から新学部設置への動き

昭和44年（1969年）以降の大学設置基準改訂、他大学の教養部の学部化など学外の情勢も鑑みて、一般教育部は上記「構想」を発展させた将来計画を具体化させるため、昭和49年（1974年）1月に「臨時特別調査会」を発足した。翌年3月には、一般教育の真の効果達成の目的で「総合科学部（素案）」構想を提起した=新時代の要請に応え、本学の今後の発展を考えて、専門の詳細な知識をもつだけでなく、科学や社会全般の広い理解力ももち、生きる喜びを見出し、生きのびるための科学と文化を創建する必要がある=。

昭和50年（1975年）1月には国立大学一般教養担当部局協議会が組織され、本学一般教育部もこれに加盟し、一般教育担当者の制度的確立、一般教育部長の法制的設置を目指し、文部省への要望等の活動を展開した。そして、昭和52年4月に一般教育主事（一般教育部長）の法制化を実現したが、本学においては学内措置のままであった。教官定員数は60名を越え、新任若手教官を中心に一体的になって研究アクティビティの高まりがあり、人文・社会科学系教官の学部化への要求と自然科学系教官の農・工各学部への移行・所属の要求とが高まった。

そこで、一般教育部は同年12月、学部化も含め一般教育改革を目指して一般教育検討委員会を設置し、昭和54年（1979年）に「総合科学部」案を、翌年2月にはそれを発展させた「教養学部」案を発表した。当時、本学の将来計画検討委員会の設置が検討され、一般教育長期計画の確立も迫られている状況があった。検討委員会は、同年4月、新学部構想

は一般教育改革の必要に対応できるうえ、人文・社会科学の総合化、固有学生の育成、漸進的發展・総合化などを可能とし、本学の総合性も高めうる、と判断した。学部案は「総合都市科学科」(学生定員40名)に「人文社会専攻」と「基礎科学専攻」の2コースを置き、農・工両学部の伝統を尊重しながらも、第3の学科として学生の注視を喚起することにポイントを置いた「基礎科学専攻コース」も用意した。

昭和55年(1980年)10月、検討委員会の報告を受けて一般教育部は「教養学部」案を骨格として採用し、昭和57年(1982年)4月、「人文・社会専攻」と「基礎科学専攻」の2コースからなる「教養学部人間科学科」(学生定員40名)創設の推進を決定した。この学部は全学の一般教育を担当するとともに、一般・総合的基礎教育(人文・社会・自然)を担当し、各教官の少人数指導による専門学生の育成も目指すことで独自の専門教育を行う固有の部門になる。その教育課程に専門総合科目と自然科学全体での専門総合科目を設置する方向も提案した。同時に、現一般教育課程には総合科目を加えることを農・工両学部にも提案して承認を得てその実施に踏み切った。

昭和58年(1983年)3月に検討委員会は、一般教育の一本化が実現した昭和30年から始まった一般教育のあり方に関する検討・討議の記録を、将来計画試案等とともに報告書「一般教育の改革に向かって」(東京農工大学一般教育部)にまとめた。このような一般教育部の教育改革・学部化に向けた自己努力が展開されるなか、昭和59年(1984年)8月に臨時教育審議会が設置され、高等教育全般にわたる改革課題が指摘され、昭和62年(1987年)9月には大学審議会が設置され、改革課題の具体的方針が検討されることになった。その間、昭和60年(1985年)4月、文部省は臨時行政調査会から国立大学の運営・組織の見直しの答申を受けて、各国立大学に大学院・学部等の改革構想の報告を求めている。

このような状況下で、一般教育部は、「教養学部」案を「人間科学部」案に改め、昭和60年(1985年)に「人間科学部創設趣意書」の説明会を、6月に農学部、7月に工学部に開催し、昭和61年(1986年)度概算要求を目指して学内合意を得る努力をした。同年6月29日には文部省大学課に構想を説明し、翌61年12月8日には、農・工両学部の教授、一般教育部教官による問題提起に基づくシンポジウム「科学・技術と人間科学」(一般教育第1講義棟)も開催した。

昭和62年(1987年)には、一般教育部は部内に人間科学部設置推進委員会を発足させ、「人間科学部創設趣意書」を再検討し、それを翌63年(1988年)3月、「人間自然科学部創設趣意書」に発展させ、「総合人間学科」と「総合自然科学科」(それぞれ2サブコース。学生定員各30名)の構想を決定した。教官は12講座(大講座)より成る研究組織に所属し、講座間相互協力によって総合的に教育課程を担当する。その課程は全体として「人間性」の観点で貫き、人間科学・自然科学の素養を併せ持つ学生の教育を担い、人間性を基本に、基礎性・学際性・総合性を重視し、科学技術化・情報化・国際化の時代に対応する広い視野と技術応用能力の育成をはかることなどを目標にした。各コース専攻学生は他コースも受講し、その手法を理解する能力を修得できる点に特徴をもたせた。さらに、技術方法科目(実験、観察、調査、情報処理、外国語会話など)で実践的応用能力を涵養し、専門教

養基礎科目を既存の専門諸分野の基礎としながらも教養科目的性格をもたせ、専門と一般教育の系統的統合も図った。

この方針にたって、一般教育部は「全学的検討組織の提案」「新趣意書による主旨説明」を作成し、新学部設置後の3学部体制、一般教育課程の実施および運営の方法と体制、全学の管理・運営体制、農・工両学部の専門教科課程（基礎科目を含む）と新学部の教科課程の関係、そして新学部教官による農・工両学部の専門基礎科目の担当について全学の検討に付した。昭和62年（1987年）7月、評議会はこれを受けて、東京農工大学組織運営委員会に「人間自然科学部構想」についての検討を諮問した。運営委員会は次の主要事項を検討した—一般教育の理念と実施上の問題、新学部の性格に関連する問題、農工両学部の専門課程と新学部の専門課程との関係、そして全学の管理運営組織の問題。

平成元年（1989年）2月に運営委員会は「人間自然科学部構想に関する問題点について」を答申した。概略は以下の通りである。＝現行制度による農、工両学部に関わる一般教育および基礎教育の実施は学則等の改正、全学的委員会の設置とその機能的運営および3学部間の協力によって保証される：学則に「本学の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目は、人間自然科学部がこれを行う」と明記、一般教育協議会（仮称）と、一般教育等の実施にあたり全学的な連絡調整にあたる一般教育等教務委員会（仮称）の設置。＝

これを受けて、一般教育部は「人間自然科学部」構想を仕上げ、農・工両学部の賛同は十分に得られていなかったが、「人間自然科学部構想に関する小委員会報告」（平成2年（1990年）3月23日付）を評議会に提出し、文部省専門教育課との打ち合わせに進んだ。だが、平成3年（1991年）5月17日に、「平成5年（1993年）以降の高等教育の計画的整備について（答申）」が提言され、つづいて同年7月、大学設置基準および大学院設置基準等の規則が改訂、施行された。設置基準改訂点の主眼点は大学等（大学院設置も含む）の教育研究の高度化、個性化、活性化にあった＝大学はその研究教育について自己点検、自己評価を行い、特色ある教育課程編成を可能にするために、一般教育・専門教養科目等の授業科目区分を廃止し、大学院に関しては、その高度化、活性化をはかるため質的・量的整備充実をはかり、たとえば学部によらない大学院独立研究科等の設置を推進する。＝

この変遷のなかで、平成4年（1992年）2月、「人間自然科学部」構想は文部省ヒアリングで否定的回答を得た。文部省の見解は、臨教審答申の通り高等教育全般にわたる改革が必要であり、一極集中回避策で特に首都圏には大学・学部の新設は行わず、スクラップ・アンド・ビルドでないかぎり新学部等の創設は認められない、そして、教養部廃止・新学部開設では東京農工大学を他の総合大学とは同列に扱えない、というものであった。さらに、大学審議会答申にあるように、大学改革の重点施策は大学院の整備・拡充にあり、「人間自然科学部構想」の内容の独立研究科を創設し、その後、客観的条件が整った場合、その学部を作ることを目指すのも一案、と示唆された。

こうして、大学審議会答申、それに基づく大学設置基準の基本的改訂の情勢もあって、全学的大学改革のなかで一般教育部の「人間自然科学部」創設はほぼ困難とする見方が全学的に強まった。一般教育部内でも教官の農・工両学部への発展的吸収と独立研究科大学

院の創設推進を認める方向が打ち出された。

4 大学改革と大学院独立研究科の創設に向かって

文部省ヒアリングにおける一般教育部学部化を困難とする回答を受けて、東京農工大学教育改革検討委員会が評議会に設置され、大学設置基準と大学院設置基準に従った全面的な大学改革が推進されることになった。検討委員会は同4年4月に「東京農工大学教育改革検討委員会第一次答申」＝(1) 本学の将来像の明確化(農・工両学部、一般教育部の有機的関連を全学的に検討)、(2) 全学的カリキュラムの検討＝を提出した。

その答申は、基本視点として全学的視野に立って、共通・基礎・専門科目の3区分制や総合科目・主題別科目・自由選択科目などを導入し、農・工両学部それぞれに関わる一般教育と専門教育の有機的一体化したカリキュラム編成、急速な技術・社会変動に対応しうる柔軟・適応的な能力の養成、特に変化に対応する応用・創造的な能力の涵養を重視したカリキュラム編成を目指すことを提起した。また、上記「大学院の量的整備について」を念頭に、本学の大学院の質・量両面での飛躍的充実を検討し、「全学的協力と、農工大学の特質を活かした目的をもつ大学院の新設が望まれている」ことも提起した。

本学の将来像の明確化に関して、評議会はその内部に「東京農工大学将来構想検討委員会」を設置し、「東京農工大学の目的、特色、教育理念について(将来構想案)」を作成、各教授会に提示し、その議を経て、平成4年(1992年)11月24日これを議決した。そのキーとなる「教育研究の特色」は以下の通りである。

本学は農学部及び工学部という伝統的に実学を尊重する科学技術系の複数学部からなる複合大学として発展してきたが、その間の科学技術の発展は目覚しく、また、科学技術のあり方とも関連して科学技術自身における総合化の進展、さらに、科学技術と自然科学系以外の分野との総合などの必要性が増加しており、複合大学としての本学の従来の特徴を踏まえて総合性を強化し、科学技術系総合大学の特色を備えるべき条件が熟している。＝① 科学技術と自然、人間との関わりの重視、② 農学、工学の各分野での総合技術の発展、特に農学・工学総合の科学技術の拡大、③ 農学、工学、理学、社会科学、その他、多分野の総合のうえに始めて成り立つ分野(環境科学など)の重要性の増大、④ 農学、工学の教育・研究に必要不可欠な共通分野(生物化学、生物工学、情報科学など)の急速な発展、⑤ 科学技術における基礎科学の重視、⑥ 本学の国際交流の急速な進展、⑦ 社会人の能力再開発に資するリカレント教育、とりわけリフレッシュ教育の要求の高まり。＝

その間、7月には「全学自己点検・評価委員会」を設置するとともに、各部局・教授会・研究科委員会のもとに「(各)自己点検・評価委員会」を設置し、自律的フィードバック機構としての自己点検・評価活動を行い、その結果を「東京農工大学における教育研究の現

状と課題」(平成5年(1993年)2月)として報告した。それを受けて、平成4年(1992年)10月27日の評議会で、学長から「平成6年(1994年)度概算要求にも関連する本学の近い将来の重要な計画を検討願う委員会」設置の提案があり、当面は評議員・部局長懇談会で検討を進め、その調査・検討結果がしかるべき段階に達した時点において、公式の委員会を設置し検討に移行するものとした。

評議員・部局長懇談会は「教育改革検討委員会答申」の「人間自然科学部構想について」および「大学院独立研究科について」を受け、平成4年(1992年)11月から翌5年1月8日まで3回にわたり、特に大学院独立研究科設置について調査、検討、意見交換をした。そして、平成5年(1993年)2月23日、懇談会は「評議員・部局長懇談会における独立研究科についての検討経過と独立研究科設置準備委員会の設置提案」(上記)を評議会に提出した。評議会は「大学院独立研究科設置準備委員会」(一般教育部長[委員長]、農・工両学部長、農・工両学部教授2名[それぞれ1名が副委員長]、一般教育部教授3名)を設置し、その調査・検討結果(下記4点)を尊重して平成6年度概算要求を別途とする独立研究科設置案の検討・作成を行ない、概算要求案を作成することを要請した。ここに独立研究科設置の本格的推進が方向付けられた。

同年3月2日、第1回委員会が開催され、平成5年(1993年)5月21日に平成6年度概算要求に向けた「東京農工大学独立研究科設置構想(案)(中間報告)」がまとめられた。

1. 独立研究科設置を構想する動機と必要性

- (1) 大学審議会の諸答申、大学設置基準改訂などにより、各大学がその目的・特色・理念のもとに、高度化、個性化、活性化をはかることが強く期待されている。
- (2) 特に、大学審議会答申「大学院の整備充実について」(上記)、「大学院の量的整備について」(上記)を受けて、本学も大学院のあり方を全学的に見直し、その量的・質的充実をはかる必要がある。
- (3) 「人間自然科学部設置構想」の文部省ヒアリングでも「大学院を含む多様な改革」の検討が示唆されており、本学教育改革検討委員会は第1次答申(上記)で「教育改革との関連で大学院独立研究科設置の方向で審議が進められるべきである」とする共通理解に達した。
- (4) 一般教育部も「一般教育部の将来構想に関する基本方針」(平成4年7月)で、一般教育等の内容の充実資する、本学に相応しい全学的な独立大学院設立を提起している。
- (5) 独立研究科新設時に設定される振替定員には、学生臨時増募に伴う教官定員を充当することで臨時増募廃止に伴う定員減を止められる。

2. 本独立研究科が備えるべき要件

- (1) 「東京農工大学の目的、特色、教育理念について」(上記)の具体化すること
- (2) 一般教育部改組、一般・専門教育の有機的関連をはかる改革と密接に関連する要素

- をもち、この前提で、農・工両学部と一般教育部からの参画・協力を実現すること
- (3) 研究科・専攻・講座名とその内容は工学・農学・連合農学・連合獣医学の各研究科と重複せず、教育・研究上相補的かつ独立したものであること
 - (4) 現代の科学技術、社会的要請を考慮したアピール・ポイントをもつ内容であること

平成5年（1993年）5月21日、平成6年（1994年）度の概算要求に向けて委員会は「東京農工大学大学院独立研究科構想（案）について（中間報告）」をまとめ「東京農工大学大学院創造システム科学研究科」（2専攻6講座）創設を提起した。さらに、平成5年（1993年）6月7日、「東京農工大学におけるカリキュラム改革案について（第2次答申）」が出され、本学独自のカリキュラムがスタートすることになった。

5 三位一体の大学改革

平成5年（1993年）6月、「東京農工大学大学院創造システム科学研究科構想（案）」に基づき文部省に説明を行なったが、規模が大きいこと、本学に設置する必然性の説明が不十分であること、設置には一般教育部の組織改革案作成が必須であることなどの指摘を受け、その情況判断から、6月25日開催の評議会で学長は独立研究科設置の平成6年（1994年）度概算要求を見送り、平成7年（1995年）度概算要求作成を継続することを提案し、評議会は了承した。

研究科新設には、一般教育部の組織改革が必須条件になったため、一般教育部も平成5年（1995年）3～7月の約5ヶ月間、関連事項の検討を行い、次の3案を審議した。=A案：一般教育部組織の強化と学生の研究指導が可能な形態の構築、B案：一般教育部組織の解体と全教官の学部への移行、C案：一般教育部組織の解体、独立研究科の設置、各系列単位で学部の新学科を設置し独立研究科の協力研究分野を形成および一般教育の全学出勤方式と共通科目委員会（全学委員会）の設置。=その結果、一般教育部はC案を選択し、平成5年（1993年）8月31日、「独立研究科設置に伴う全学改革に関する一般教育部大学教育改革検討委員会（案）」をまとめ、大学院独立研究科設置準備委員会に提起した。

この検討委員会案は、独立研究科設置、一般教育部廃止と両学部の改組、全学カリキュラム改革を三位一体として扱う全学改革を提起しており、その概略は次の通りである=大学院独立研究科生物システム応用科学研究科の設置、一般教育部の解体、その教官全員の農・工両学部系列単位での移行、一般教育の全学教官による協力担当方式と「共通科目協議会」（仮称）およびその下部組織「共通科目教官会議」による一般教育カリキュラムの作成・実施=。

こうして、平成6年（1994年）度から4年一貫教育のカリキュラム改革を実施に移し、平成7年度から、教育・研究組織の改革として、一般教育部（一般教育主事）を廃止し、その担当教官は各学部・学科等に移行・分属することになった（農学部地域生態システム学

科を設置、工学部に生命工学科、応用化学科、言語文化科学講座を設置）。以上の大学改革の全学的推進の大任を独立研究科設置準備委員会が担うことになった。

6 一般教育部廃止と独立研究科設置

平成7年度概算要求に向け、独立研究科準備委員会を中心に大学院独立研究科の設置、「人間自然科学部」構想案の見直し、およびそれと並行した一般教育部廃止と両学部の改組、全学カリキュラム改革の三位一体の改革が進められた。この過程で、本学改組が上述した三位一体の全学的改革であることを明確にしたうえで、文部省とのヒアリングに臨み、カリキュラム改革を高等教育局大学課に、学部改組および独立研究科設置を同専門教育課に詳細に説明した。文部省からの示唆を参考に独立研究科の目的・内容・名称等を含む改革案に改良を加え、平成6年5月21日、準備委員会は最終的に「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科（BASE）」（3講座：物質機能システム学、生体機構情報システム学、循環生産システム学。各4研究分野）の成案に達した。こうして、「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科の設置」「一般教育部廃止と両学部の改組」「全学カリキュラム改革」の三位一体改革案が平成7年（1995年）度概算要求事項として取り上げられ、同年2月10日に大学設置審議会による本学の実地調査が行なわれ、全学改革の一環として、東京農工大学大学院生物システム応用科学研究科の設置が決定された。

以上のような経緯で、平成7年（1995年）3月31日をもって、昭和27年（1952年）9月に設置されてから43年におよんだ一般教育部の歴史を閉じ、その教官は各学部・学科等に移行・分属し、同年4月1日に本学の第3部局として大学院生物システム応用科学研究科がその歴史を開いた。同年4月28日、その第1回入学式が84名の入学生を迎えて工学部11号館多目的会議室において挙行された。

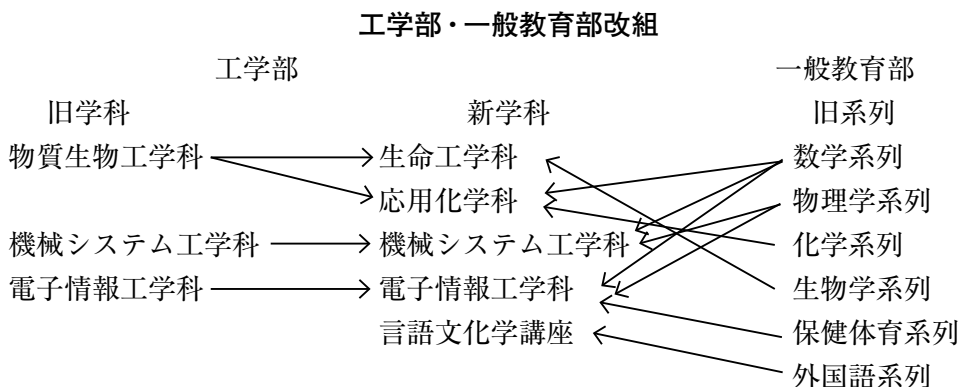
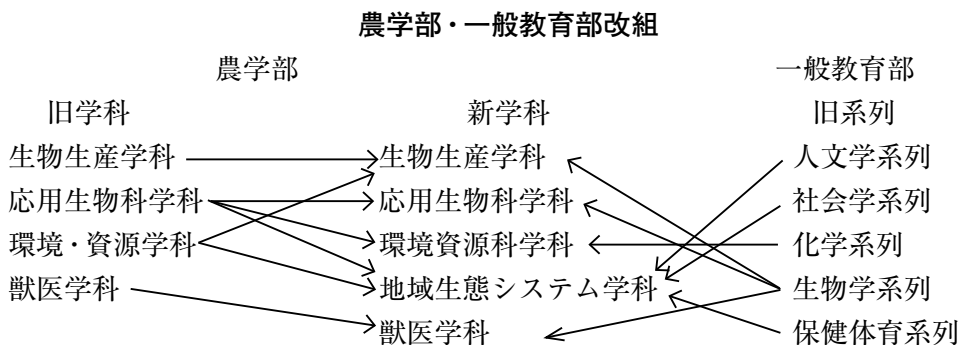
7 おわりに

このように、本研究科設置までには、一般教育の教育改革、一般教育部の学部化への努力、一般教育部の廃止とその教官の農・工両学部の各学科への再配属、学部改組など様々な経緯があった。本学関係者の誰もが利害をかかえながらも、全体的発展を願う力が統合された結果、本学の総意をもとに創設された。本研究科の発展はその構成員が上記の経緯を踏まえて、その特色をさらに高め、本学の真の第3部局として重要な位置を占め、その役割を果たしてきた。「東京農工大学大学院生物システム応用科学研究科 外部評価に関する報告書」（平成10年（1998年）6月、東京農工大学大学院生物システム応用科学研究科自己点検評価委員会WG）に見られるように、農・工融合のさらなる発展を提起し、本学

の独自色を打ち出した研究を深化・展開してきた。その成果が評価され、平成11年（1999年）9月、BASE本館の完成を見て、内実ともに本学の第3部局として確立された。創設以来、農学と工学の融合を目指して、研究科長を中心に研究科の一体性を形成しつつ、優れた教育・研究成果をもたらしており、現BASEを本学研究院の第3部局としての変革も期待される。

【関連・参考資料】

1. 農学部、工学部の改組と一般教育部の廃止にともなう教官の移行・分属



2. 大学院独立研究科の概要

目的：

生物や生態のシステムがもつエッセンス、柔軟性を抽出・モデル化し、これを物質機能、生体機構情報および循環生産の3システムの面から新たな生産科学に応用することに関し、総合的・学術的に教育・研究を展開し、高い研究能力と豊かな学識を身につけ、幅広い視野をもち、高度な応用専門知識と技術を有する人材の養成

講座：

生体機構情報システム学講座：生物情報反応システム、神経機能情報ネットワーク、生

体モデル知覚システム、生体機能運動システム

物質機能システム学講座：物質機能設計、物質機能応用、物質エネルギーシステム、超分子機能システム

循環生産システム学講座：生態系型生産システム、生物相関システム、資源循環利用システム、生物・環境計測システム

入学定員：前期課程2年（修士）52名、後期課程（博士）22名

教官組織：専任教官 30名（振替24名）

設置場所：東京農工大学小金井キャンパス

3. 関連資料

- 昭和53年（1978年）3月 「一般教育の改革に向かって」東京農工大学一般教育部
- 昭和63年（1988年）3月 「人間自然科学部創設趣意書」東京農工大学一般教育部
- 平成3年（1991年）4月 「人間自然科学部の創設を目指して」東京農工大学一般教育部
- 平成5年（1993年）2月 「東京農工大学における教育研究の現状と課題」公表
- 平成6年（1994年）2月 「東京農工大学のカリキュラム改革の概要」
- 同年 4月 「東京農工大学大学院（独立研究科）先端生産科学研究科趣意説明書」
- 同年 5月 「東京農工大学農学部改組関係資料」
「東京農工大学農学部改組関係資料 社会的ニーズに関して」
「東京農工大学工学部改組関係資料」
「東京農工大学工学部改組関係資料 社会的ニーズに関して」
「カリキュラム改革と一般教育の改革の概要」
「学科編成（新旧対照表）および一般教育部からの移行表」
- 6月 「本学卒業生、高等学校、企業等の関係者に対するアンケート調査」
「カリキュラム改革に関する補足資料」
「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科趣意説明書」
「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科人材需要に関する補足説明資料」
「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科研究教育の実績に関する補足説明資料」
- 平成7年（1995年） 「大学院設置計画等関係資料（東京農工大学大学院生物システム応用科学研究科生物システム応用科学専攻博士課程）」
「平成7年度歳出概算要求説明資料」
「東京農工大学大学院（独立研究科）生物システム応用科学研究科 研究教育の実績に関する補足説明資料」同上

「大学院設置計画等関係資料（東京農工大学大学院生物システム応用科学研究科生物システム応用科学専攻博士課程）」

4. 参考・引用文献

「東京農工大学百年の歩み」東京農工大学創立記念事業会、昭和56年4月

「東京農工大学50年史資料」東京農工大学創立50周年記念事業委員会、平成11年10月
阪上信次「東京農工大学一般教育の変遷」

（校史資料No.2）東京農工大学史料編纂小委員会、平成16年12月
阪上信次「大学改革と大学院独立研究科の創設に向かって」

（校史資料No.3）東京農工大学史料編纂小委員会、平成16年12月
牛木秀治「大学院独立研究科の設置と一般教育部の発展的解消」史料編纂小委員会資料
「東京農工大学工学部 小金井キャンパス120年史」

東京農工大学工学部史料編纂小委員会、平成17年3月

第六節

広域都市圏フィールドサイエンス 教育研究センター設置の経緯

農学部における附属施設を見直し、活性化させるための具体的な検討が平成9年（1997年）2月より始まり、平成12年（2000年）4月に広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（以下：FSセンターと略記）が設置された。本稿では、FSセンターの設置に関連する会議録や筆者のメモに基づき、どのようにしてFSセンターが設置されたのか、その背景と設置に至るまでの経過を述べる。なお、所属、肩書きは当時のものである。

1 FSセンター設置の背景

1990年代半ばより、全国大学における農学部やその附属施設の将来や展望についての議論が活発に行われるようになった。本学農学部においても検討が行われ、その背景として次のようなことが考えられていた。

- (1) 増大し続ける人間活動に対し、地球環境の保全と修復を考えた持続可能な開発を実現するため、理論科学や実験科学に加え、フィールドワークを重視した教育研究の場を提供し、人類が直面する地球規模の環境問題の解決と社会に貢献しうる実践的な能力を有する人材養成が急務となっている。
- (2) 本学農学部は地球環境の理解とその保全・修復ならびに環境と調和した生物生産に

関する基礎的な素養を積み、個別専門的には十分な学識を有し、応用力と国際性に富んだ学生を育成することを目的とし、21世紀における人類の安定した反映の持続に寄与することを基本的な理念として昭和24年（1949年）に創設された。

- (3) このような理念を実現するために、本学部は数度にわたり時宜にかなった学科改組を行ってきた。その主なものとして、昭和48年（1973年）度の環境保護学科の設置、平成2年（1990年）度の環境・資源学科の設置、さらに平成7年（1995年）度の地域生態システム学科の設置がある。また農学研究科においても平成11年（1999年）度に国際環境農学専攻を設置し、地球環境の理解とその保全・修復ならびに環境と調和した生物生産に関する教育研究を展開している。
- (4) 農学部の附属施設として演習林、波丘地実験実習施設および農場があり、それぞれの目的に添った教育研究を行っているが、学部の理念を実現させるためには、これまで果たしてきた学生の実習教育、教育研究材料の提供、生物生産技術の教育研究などの役割・機能を維持しつつ、フィールドワークを重視した教育研究活動を一層充実し、総合化することが必要である。
- (5) 国立大学農学系学部長会議報告「21世紀の農学のビジョン」（平成9年（1997年）3月）によると、「地球規模での食料問題と環境問題の克服のためには、陸圏、水圏、気圏の相互関連・物質循環を解明する必要がある、また、野外あるいは現地での実習・実験を通じた教育・研究によってはじめて豊かな人間性をもった人材を育てることが可能ともなり、フィールドでの農学の研究・教育の一層の充実が重要性を増している」と述べ、附属農場、附属演習林など「既存の教育研究施設の拡充・整備に加えて、新たな施設・設備の拡充による、フィールド科学としての農学の発展のための条件整備」を強く求めている。
- (6) 日本学術会議第6部報告「21世紀へ向けての新しい農学の展開」（平成9年（1997年）4月）の中で「地球規模レベルの環境と生物生産の現状、将来に対する動向、さらに農学のおかれている現状把握からから、農学の将来にとってフィールドサイエンスとそのフィールド研究ネットワークの早急な構築が不可欠である」と記述されている。
- (7) 農学部外部評価委員により、「附属施設を大学附属のフィールドミュージアムやユニバーシティミュージアム構想に広げ、地域と結び付けながら活用したらどうか」また、「都市近郊に自然に恵まれた施設を持っており、学部教育にもっと活用すべきであり、留学生に日本の風土・自然・生物と直接ふれ、研究してもらう場として活用したらどうか」などの指摘があった（平成9年（1997年）6月）。
- (8) 農学部の附属施設では下記のような公開講座などを活発に実施していたが、さらに積極的かつ有効な利用が必要であると認識されていた。
 - ・津久井農場では公開講座「土・水・大気と動植物のつながり」を平成8年（1996年）度に2回、平成9年（1997年）度に4回、連続して実施
 - ・府中農場では公開講座「家庭園芸入門」、「実習で学ぶ家庭園芸」、「実習で学ぶ農業教室」を昭和63年（1988年）度より毎年実施

- ・演習林では小・中・高校の先生を対象とした公開講座「森のしくみ」を平成3年(1991年)度より毎年実施

これらの公開講座には毎回多数の受講者があり、継続して参加する受講者も多かった。

2 FSセンター設置までの経過

上述のような背景のもとで農学部においても附属施設を見直し、活性化させるための検討が開始された。以下、平成12年(2000年)4月にFSセンターが設置されるまでの経過について述べる。

平成9年(1997年)

- 2月10日 小川学部長の提案により附属施設長等(安部教授、上原教授、塩谷教授、小倉教授)の懇談会が開かれ、附属施設を活性化し、有効利用するために将来計画を考えることになった。
- 4月1日 波丘地利用実験実習施設長へ小倉が就任した。
- 5月29日 附属施設長会議が開催され、演習林、津久井農場(府中農場、本町農場を除く)および波丘地実験実習施設を統合し、フィールド研究を重視する新しい組織に再編するために、小倉が構想を立案することになった。
- 6月1日 波丘地実験実習施設へ土器屋教授が就任した。
- 6月15日 「都市圏環境研究センター/フィールドミュージアム」構想として小倉が私案を作成し、木平演習林長と協議した。その結果、「広域都市圏環境教育研究センター/フィールドミュージアム」構想とし、提案することにした。
- 6月26日 「広域都市圏環境教育研究センター/フィールドミュージアム」構想(第1次構想案)(以下、FM構想と略記)を作成した。
第1次構想案の概要は次のようなものである。
『本学部には首都100km圏にネットワーク状に配置されている演習林、波丘地実験実習施設、農場があり、その地理的な有利性を生かし、これまでの研究実績を基礎にし演習林や農場などを学部教育の実践の場として活用しながら附属施設そのものをあらたにフィールドミュージアム(FM)として再構築し、その中核として広域都市圏環境教育センターを設立する。』
- 7月1日 附属施設懇談会で小倉教授が上記の将来構想についての話題を提供した。
- 8月5日 附属施設懇談会で将来構想「広域都市圏環境教育研究センター/フィールドミュージアム」について討議し、構想が基本的に了承され、さらに詳細を検討することになった[第2次構想案]。
- 9月3日 農学部として附属施設の将来構想を具体的に検討する将来構想懇談会を発足させることが了承された。

- 9月9日 将来構想懇談会で検討を開始した。[第3次構想案]
- 9月22日 組織整備委員会に附属施設の将来計画(第3次構想案)を提案し、農学部として正式に検討することが了承された。
・広域都市圏環境教育研究センター/フィールドミュージアム構想検討委員会(以下、FM構想検討委員会と略記)を発足させることになった。
- 9月25日 第1回 FM構想検討委員会
委員会構成メンバー:塩谷教授、木平教授(委員長)、上原教授、山根教授、小倉教授(副委員長)、福嶋教授、土器屋教授、倉内教授(組織整備委員会委員長)、島田助教授、岸助教授、田中農学部事務長、岡部農場事務長、井上演習林事務長
- 10月13日 第2回 FM構想検討委員会(第4次構想案)
委員長を上原教授に交替し、構想案についてより詳細な検討を開始した。
- 10月19日 第5次構想案を作成した。
- 10月27日 第3回 FM構想検討委員会
- 11月14日 第4回 FM構想検討委員会
- 12月9日 第5回 FM構想検討委員会
- 12月25日 第6回 FM構想検討委員会
この間に第6次構想案、第7次構想案を作成し、検討を行った。

平成10年(1998年)

- 1月8日 FM構想案を上原委員長と協議し、新たに設置する教育研究センターを農学部附属施設とし、5教育研究部門の設置を提案することにした。
- 1月12日 第8次構想案を作成し、名称を「広域都市圏環境・教育研究センター」とした。
主な内容は次の通りである:
・センター事務部と教育研究棟(センター棟)を波丘地実験実習施設内へ新設し、5部門のほかに工学部に微量物質モニタリング部門の設置を要請する。
・5教育研究部門の名称を資源循環、自然環境、物質循環、野生動物保護管理、農業生態とする。
- 1月16日 第7回 FM構想検討委員会
・センター事務部と教育研究棟は府中地区に設置することに変更した。
・工学部に微量物質モニタリング部門を設置することについては工学部と調整できなかったため、この部門を削除することにした。
- 1月20日 第9次構想案を作成した。
- 1月21日 斎藤事務局長(橋本経理部長、鈴木主計課長も同席)へ第9次構想案の説明を行った。農学部から小川学部長、上原委員長、小倉教授、田中事務長が出席した。
・斎藤事務局長から府中農場がなぜFM構想に加わらないのか、問題である

-
- との指摘があった。
- ・農学部としてFM構想を2000年度（平成12）の概算要求事項とすることを要望した。
- 2月4日 第8回 FM構想検討委員会
- ・斎藤事務局長の指摘を受け、府中農場（本町農場を含む）もFM構想に参加することについて、農場長に至急、検討するように依頼した。
- 2月6日 農場常会
- ・府中農場（本町農場を含む）もFM構想に参加することを決定した。
- 2月10日 第9回 FM構想検討委員会
- ・府中農場（本町農場を含む）もFM構想に参加することを了承した。
- 2月11日 第10次構想案を作成した。
- その主な内容は次の通りである。
- (1) 名称を「広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（FSセンター）/フィールドミュージアム」構想（以下FSセンター構想と略記）（第10次構想案）とする。
 - (2) FSセンターに6教育研究部門を設置する。その他に連携教育研究部門を設置し、その教官は学部教官の併任とする。
 - (3) 6教育研究部門の名称を資源循環、自然環境、物質循環、野生動物保護管理、中山間地域農業、環境調和型農業とする。
 - (4) フィールドサイエンス実験実習を学部カリキュラム（共通教養科目）に新設する。
 - (5) 人員要求として、教官：純増3人、振替え7人、技官：純増4人とする。
 - (6) 客員研究員や共同研究員の制度を設ける。
- 2月18日 第10回 FM構想検討委員会 第10次構想案を了承した。
- 3月13日 教授会で第10次構想案を了承した。
- 4月1日 組織整備委員会副委員長へ小倉が就任した。
- 小川学部長が定年退官し、岩花教授が学部長に就任した。
- 5月13日 斎藤事務局長へ修正したFSセンター構想（第10次構想案）を説明した。
- ・斎藤事務局長より再編する新しい組織のメリットを明確にする必要があるなどのコメントがあった。
 - ・斎藤事務局長らが資料を整えて、文部省へ説明することになった。
- 5月14日 教授会にFSセンター構想（第10次構想案）を説明し、組織整備委員会で詳細に検討することが了承された。
- 5月21日 第11回 FM構想検討委員会
- ・FM構想検討委員会の名称をFSセンター構想検討委員会に変更することにした。
 - ・文部省への説明資料を作成することにした

- 5月29日 文部省で国際環境農学専攻を設置する概算要求の説明（第1回）を行った。
- 6月16日 文部省で国際環境農学専攻設置の概算要求の説明（第2回）を行った。
- 7月31日 第12回 FSセンター構想検討委員会
- ・FSセンター事務局と教育研究棟を府中地区におくことを再確認した。
 - ・1999年度（平成11）の概算要求事項をFSセンターの新設（附属施設の再編）として、資料を整えることとした。
 - ・FSセンター構想検討委員会の中にワーキンググループを設置し、概算要求に必要な資料を準備することにした。
 - ・構成メンバー：小倉教授（代表）、土器屋教授、岸助教授、島田助教授
- 10月9日 第13回 FSセンター構想検討委員会
- 10月9日 附属施設懇談会を開催し、FSセンター構想の概算要求内容について説明した。
- 10月23日 本部事務局（斎藤事務局長、橋本経理部長、鈴木主計課長）へFSセンター構想（第10次構想案）を説明した。
- ・農学部からの出席者：岩花学部長、上原教授、木平教授、島田助教授、岸助教授、田中農学部事務長、岡部農場事務長、井上演習林事務長。
 - ・話し合いの結果、次のような方針で概算要求を進めることになった。
 - (1) FSセンターを農工大学に設置する理由を明確にする。
 - (2) 客員教官を利用し、他の大学や研究機関と連携する。
 - (3) 定員の純増要求は大変厳しいので、定員の振替えも考慮する。
- 11月10日 梶井学長へFSセンター構想と検討の経緯を説明した。
- ・農学部からの出席者：岩花学部長、上原教授、島田助教授、小倉教授、田中農学部事務長。
- 11月13日 橋本経理部長と鈴木主計課長へFSセンター構想を説明し、文部省への説明について検討を行った。
- ・農学部からの出席者：岩花学部長、上原教授、島田助教授、岸助教授、小倉教授、田中農学部事務長、岡部農場事務長、井上演習林事務長。
- 11月27日 岩花農学部長とFSセンター構想について協議した。
- 12月15日 梶井学長、橋本経理部長、鈴木主計課長とFSセンター構想について再度協議した。
- ・農学部からの出席者：岩花学部長、上原教授、島田助教授、田中農学部事務長、岡部農場事務長、井上演習林事務長。
 - ・話し合いの結果、次のような方針で概算要求を進めることになった。
 - (1) FSセンターは農学部の附属施設とするが、工学部の協力を要請する。
 - (2) いま、なぜFSセンターの設置が必要なのか、なぜ本学で緊急に設置するのか、FSセンターの教育研究の結果としてなにが得られ、どのように貢献できるのか、およびフィールドを利用する緊急性などを明らかにする。

(3) これらの資料を整理して橋本経理部長が文部省で説明することになった。

12月17日 斎藤事務局長とFSセンター構想について再度協議した。

12月25日 第14回 FSセンター構想検討委員会

平成11年(1999年)

1月13日 斎藤事務局長と概算要求資料について再度協議した。

・要求する部門を2部門とし、従来までの部門を6分野とし、概算要求の書式に従い、文章を整理することにした。

(1) エコシステム教育研究部門

4教育研究分野：資源循環、自然環境、物質循環、野生動物保護管理

(2) 環境調和型農業教育研究部門

2教育研究分野：中山間地域農業、都市型農業

1月16日 修正文書を斎藤事務局長に説明し、協議した。[第1次概算要求資料]

1月21日 第15回 FSセンター構想検討委員会

・事務局と協議した結果と修正した内容を了承した。

・旧林産学科(現環境資源科学科)がFSセンター構想に協力し、林産加工場・実習場をFSセンターに加えてほしい旨の要望があった。

2月4日 斎藤事務局長と文部省への概算要求の説明資料について協議を行った。

2月5日 斎藤事務局長らが文部省で概算要求について説明を行った。

出席者：文部省 専門教育課 石川課長補佐、堀川技術教育係長、山下主任
農工大 斎藤事務局長、橋本経理部長、鈴木主計課長、北原課長補佐、立岡司計係長

・文部省により次のような指摘があった。

(1) FSセンターの研究の方向性は良いが、3つの附属施設が一緒になって具体的に何を指すのかわからない。

(2) いま、なぜフィールドサイエンスを重視するのか、新たな組織を作る理由が不明確。

(3) 教官組織の振替え要求は大変厳しい。なぜこれだけの人数が必要なのか、具体的に説明してほしい。

(4) 附属施設の現状と地域との連携、ボランティアの活用など今後の方向性が必要。

(5) 次回は、指摘事項を整理し、専門的な内容について教官が説明する。

2月12日 斎藤事務局長と文部省との話し合いの結果について協議した。

・文部省との話し合いの結果に基づき検討すべき課題の整理を行うことにした。

2月12日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループで課題を整理することにし

た。

- 2月18日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループ
・文部省に指摘された課題の整理と検討を行った。
- 2月25日 第16回 FSセンター構想検討委員会
第2次概算要求資料を作成した。
- 3月4日 教授会でFSセンター構想について説明した。

平成11年(1999年)

- 4月1日 ・農学部に大学院国際環境農学専攻が設置された。
・斎藤事務局長は山形大学へ転任し、後任に塩谷事務局長が就任した。
・組織整備委員会委員長へ小倉教授が就任した。
- 4月7日 橋本経理部長と文部省への概算要求資料の説明について協議した。
- 4月14日 文部省でFSセンター構想について説明(第1回)を行った。
・概算要求事項を広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターの設置とした。
・出席者：文部省専門教育課 石川課長補佐、堀川技術教育係長、山下主任
本部事務局 白川庶務部長、橋本経理部長、鈴木主計課長、宮崎庶務課長赤井課長補佐、下村専門員、立岡係長
農学部 上原教授、島田助教授、小倉教授、田中農学部事務長、松原係長
・文部省により次のような指摘があった。
(1) フィールドサイエンスとはなにか、なぜセンターが必要なのか。
(2) 現施設で要求内容を実施することは十分可能ではないか。
(3) FSセンターで行う教育研究の展開が具体的に理解できない。
(4) フィールドサイエンス実験実習となにか具体的に説明する。
(5) 人員要求は今の時勢にそぐわない、振替えは同数同格が総務庁でも原則である。
- 4月23日 第17回 FSセンター構想検討委員会
・文部省への説明結果に対する協議を行い、ワーキンググループで補足資料などを作成することにした。
- 5月6日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループ
- 5月12日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループ
・文部省の指摘事項について検討を行った。
- 5月18日 第18回 FSセンター構想検討委員会
・FSセンター構想を次のように修正することを了承した(第3次概算要求資料)。
(1) もう一度、人員要求をするが純増は無理と思われるので、最終的には振

替え1～2人とする。

(2) 教育研究部門をなくし、6教育研究分野を設置する。

(3) FSセンターへの学部・学科の協力を要請する。

(4) フィールドサイエンス・インストラクター養成コースを設置する。

(社会人を対象として野生動物保護管理、自然保護、生活環境の3つの専門コースに分かれ、1年間、実践的・専門的な実験実習を行う)

(5) 客員教官(国内から2名)を要求する。

5月24日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループ

5月31日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループ

・文部省への2回目の説明に向けて補足資料を作成した。

6月11日 橋本経理部長らと文部省への2回目の説明について協議した。

6月16日 文部省でFSセンター構想について説明(第2回)を行った。

・出席者: 文部省専門教育課 石川課長補佐、堀川技術教育係長、山下主任
本部事務局 白川庶務部長、橋本経理部長、鈴木主計課長、宮崎庶
務課長、赤井課長補佐、下村専門員、立岡係長
農学部 上原教授、島田助教授、小倉教授、田中農学部事務長、松
原係長

・前回の指摘事項について新たに作成した補足資料を中心に説明を行った。

7月19日 第19回 FSセンター構想検討委員会

・次のようなことを確認した。

(1) FSセンター構想は時節にかなったものである。純増・振替え要求は大変
厳しいので、それが認められなくても構想を推進する。

(2) 学部教官の兼任や振替えなど学部の応援が必要である。

7月21日 塩谷事務局長、橋本経理部長、梶井学長と緊急協議を行った。

・橋本経理部長らが文部省と交渉した結果、振替え教授1人、助教授1人で概
算要求することにした。

7月23日 橋本経理部長と緊急協議を行った。

・教育研究分野を5分野に縮小し、FSセンターに所属する専任教官の比率を
増やすことにした。

・FSセンター最終構想案を作成した。(第4次概算要求資料)

8月9日 第20回 FSセンター構想検討委員会

・FSセンター最終構想案を了承した。

・主な改正点は次の通りである。

(1) 6教育研究分野を5教育研究分野へ縮小する。

(資源・物質循環、自然環境、野生動物保護管理、中山間地域農林業、都市型
農業)

(2) 教官・技官の要求内容は農学部から教授1人、助教授3人、助手1人を振替

え、FSセンターへ移す;純振替えは教授1人、助教授1人とする。

- 8月30日 臨時組織整備委員会 FSセンター最終構想案を説明した。
- 9月1日 岩花学部長が逝去された。
- 9月6日 組織整備委員会 FSセンター最終構想案を了承した。
- 9月9日 教授会 FSセンター最終構想案を了承した。
- 10月1日 上原教授が学部長に就任した。
- 10月19日 第21回 FSセンター構想検討委員会
・FSセンター構想検討委員会を解散し、FSセンター設置準備委員会を発足させることにした。
- 10月25日 FSセンター構想検討委員会ワーキンググループの名称をFSセンターワーキンググループに変更することにした。
- 11月12日 第1回FSセンター設置準備委員会
・委員会構成メンバー：小倉教授(委員長)、福嶋教授、塩谷教授、木平教授、板橋教授、山根教授、土器屋教授、島田助教授、岸助教授、松村助教授、田中農学部事務長、岡部農場事務長、井上演習林事務長
・FSセンター規則などの原案をFSセンターワーキンググループで作成することにした。
- 11月18日 FSセンターワーキンググループ
・FSセンター規則の検討を行った。
- 11月～12月
・組織整備委員会に農学部技官等の配置について検討するワーキンググループを設置することになった。ワーキンググループによる検討の結果、2000年4月より技官1人をFSセンターへ配置する案がまとめられた。
・その後、組織整備委員会および教授会で技官等の配置案を了承した。
・手塚技官が4月よりFSセンターへ移行することになった。
- 12月2日 組織整備委員会でFSセンター人事申し合わせ規則を検討した。
- 12月5日 FSセンターワーキンググループ
- 12月6日 FSセンターに配置される予定の関係者へ最終的なFSセンター構想の説明会を開催し、構想が了承された。
- 12月22日 FSセンター概算要求事項について、文部省より次のような内示があった：
(1) FSセンター教官の定員は教授4人、助教授5人、助手7人
(振替は教授3人、助教授4人、助手9人で実質2人の振替え)
(2) 客員教官は教授1人、助教授1人
(3) 事務長1人および事務部の設置
- 12月24日 FSセンターについて学部長、農学部選出の評議員で協議した。
- 12月27日 第2回FSセンター設置準備委員会
・概算要求が認められたので、課題を整理し、具体的に検討することにした。

- ・人事、建物の概算要求、諸規則について検討した。
- ・初回の人事はFSセンター設置準備委員会の中に人事選考委員会を設け、人事選考を付託することになった。

平成12年(2000年)

1月12日 FSセンター人事委員会

- ・委員会構成メンバー：塩谷教授、板橋教授、木平教授、土器屋教授、山根教授、小倉教授
- ・教授候補者に岸助教授、助教授候補者に鈴木助手を選考した。
- ・客員教官2名は最初の2年間、野生動物保護管理分野に配置することにした。

1月24日 FSセンターワーキンググループ

2月2日 第3回FSセンター設置準備委員会

- ・FSセンター人事委員会による選考結果およびFSセンター長候補者、FSセンター関連の諸規則を了承した。

2月7日 組織整備委員会

- ・FSセンター長選考規則、FSセンター運営協議会規則および関連の諸規則を了承した。2月17日 教授会
- ・FSセンター関連諸規則を了承した。
- ・FSセンター長に小倉が選出された。

2月17日 FSセンターワーキンググループ

2月18日 第4回FSセンター設置準備委員会

2月25日 梶井学長、塩谷事務局長へ設置が認められたFSセンターの概要について説明した。

3月2日 教授会

3月2日 第5回FSセンター設置準備委員会

3月14日 教授会

- ・FSセンター人事選考委員会による選考結果(岸教授・鈴木助教授)を了承した。

3月29日 第6回FSセンター設置準備委員会

- ・4月よりFSセンターが発足するので、設置準備委員会を解散することにした。

4月1日 FSセンター発足

3 おわりに

附属施設の将来構想について、平成9年(1997年)2月に検討を開始してから3年後の平成12年(2000年)4月にFSセンターが発足した。当初の構想(6研究部門の設置、教官の純増3人、振替え7人、技官の純増4人、センター棟およびギャラリーの新設など)に比べ、かなり縮小したFSセンターとなった。しかし新しい組織の設置に関する概算要求は極めて困難な状況の中で、教官振替え2人、客員教官2人、事務長ポストが認められ、一定の成果が得られたと評価できる。

FSセンターの設置が認められた背景にはFS構想検討委員会メンバーの献身的な努力と農学部教官の理解があった。また本部事務局(とくに斎藤事務局長)と農学部事務(とくに田中事務長)の積極的な協力と助言があり、大学として設置への意欲が非常に強く、まとまりがあったと思う。また教官と事務官や農学部と本部の良好なチームワークが早期の設置につながった大きな要因の一つであった。

FSセンターは他の大学に先駆けて設置されたものであり、設置後に多くの大学からさまざまな問い合わせが寄せられた。FSセンター設置の趣旨と理念が今後も生かされ、ますます発展することを強く期待している。ここで述べた内容は校史資料(No.7, 平成19年(2007年)3月)の概要である。

第七節

国際環境農学専攻設置の経緯

1 設置以前の情勢

平成11年(1999年)4月の国際環境農学専攻の設立は、農学研究科の再改組と並行して実施された。また、農学研究科の改組も農学部の改組に対応する形で行われたので、国際環境農学専攻の設立は、学部・研究科の改組とも深く係っている。農学部の8学科(獣医学科を含まない)は、平成2年(1990年)度に3大学科に改組され、それに対応する形で、4年後の平成6年(1994年)度に農学研究科も3大専攻に改組された。さらに、平成7年(1995年)度には一般教育部の廃止に伴って学部は再改組され4大学科となった。

農学部の改組は、農学部における4年間での教育は広い教養的・基礎的教育を重視した体系にすべきとの学部教育の理念に基づく判断によるものであった。しかしながら、教養的・基礎的教育を重視した学部教育だけでは、高度の専門性を有する人材の養成は困難で

ある。そこで、大学院教育においては高度の専門職業人や研究者を養成することがその目標となるが、大学院の3大専攻制（平成11年（1999年）度からは4大専攻）は学部3大学科制（平成7年（1995年）度からは4大学科）に対応しているため、組織上は均整がとれているが、高度の専門技術者・研究者を養成するには必ずしも適切な単位ではなく、また、社会や学生にとっても専門分野が分かりにくい等の問題があった。

この様な背景のもと、農学研究科の教育研究組織は基幹的学問領域をベースにしつつ現代的領域を加えた8小専攻制に改組する必要性が認識され、また、改組の一環として、環境科学と農業技術的素養を持ち、途上地域の開発計画を立案・実践できる専門技術者を育成する専攻横断的な独立専攻の増設案が浮上してきた。

2 設置に向けての準備

平成8年（1996年）5月の組織整備委員会（委員長：安部、副委員長：笹尾）において、「大学院改組について」検討していくことが決定され、同年11月に大学院修士課程改組の骨子が提案された。同時にいくつかの独立専攻案や連携大学院案等も検討され、平成9年2月には既存の各専攻の改組と独立専攻を概算要求することに改革案が収束した。

平成9年（1997年）4月、組織整備委員会（委員長：笹尾、副委員長：倉内）において、概算要求及び設置審査関係の整備が行われ、委員会がその原案を作成した。同年7月、文部省、本学事務局に対する説明資料作成のためにWG（委員：笹尾、倉内、伏谷、平田）が設置された。同年9月～11月にかけて、本学原案の2独立専攻案（生物ストレス科学専攻、国際保全農業開発学専攻）に関して、文部省との間で相当数の質疑応答があり、その内容を農学部で検討した結果、独立専攻は国際保全農学専攻一つに絞り、計画を進めることが了承された。また独立専攻に必要な専任教員数（○合4+合2）が明確となった。同年11月20日、独立専攻の名称を種々、審議の結果「国際環境農学専攻」（入学定員30名）とすることが最終決定された。平成10年（1998年）1月、組織整備委員会において国際環境農学専攻を概算要求することが了承され、教授会に諮った上で、「平成11年（1999年）度概算要求事項案」が文部省に提出された。同年2月、文部省から独立専攻に関する多数の質問があり、これらをクリアした結果、この概算要求案が正式に組上にのぼることとなった。同年4月、組織整備委員会（委員長：倉内、副委員長：小倉）において、独立専攻国際環境農学専攻（仮称）の新設に向けて、文部省からの質問に対する説明書（メモ）が検討された。また、国際環境農学専攻設置準備委員会（委員長：小倉）が設置され、同年6月～翌年3月まで計19回開催された。この間、文部省とのヒアリングの状況、設置審関係、入試日程、10月入学、留学生の確保などに関して種々、検討が加えられた。同年、12月末に大蔵省原案として設置の内示があり、翌平成11年（1999年）1月に国際環境農学専攻の人事関係ルール原案づくり委員会（委員：小倉、倉内、笹尾、平田）が設置され、同年2月、教授会において、人事関係のルールが承認された。また、国際環境農学専攻における客員教

授・特別コースに関する説明、及び新2号館新築や入試関係に関する説明も行われ了承された。

3 国際環境農学専攻の設置

1. 国際環境農学専攻設置への社会的要請の高まり

専攻が新設されるには、その必要性が社会的に認められる必要がある。地球環境問題、食糧安全保障、国際的人材育成の3点から概観すれば、当時の情勢は以下の様であった。

地球環境問題に関しては、地球温暖化・酸性雨・砂漠化などの諸問題が深刻化し、平成4年(1992年)6月の「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」や平成9年(1997年)6月の「アジェンダ21の実施計画」に見られるように、「環境保全」や「持続可能な社会の形成」が世界的な政治・経済・社会上の重要課題になっていた。この様な世界情勢の下、農学分野に対しては、環境を破壊する側面を持つ農業を環境と調和した持続可能な農業へと転換し、破壊された環境を修復して地球環境問題の解決に積極的に貢献することが求められていた。

食糧安全保障に関しては、マルサスの人口論の時代から指摘されてきたことではあるが、これに環境問題等からの耕地拡大への制約が加わり、平成8年(1996年)に開催された「世界食糧サミット」においては、食糧安全保障の確保の重要性が言及され、世界的な食糧危機発生の可能性が指摘された。この課題に応えるため農学分野に対しては、農業の持つ物質循環的機能の活用と、生物資源の有効利用に基づき生産性の向上を図りつつ環境負荷を軽減する持続的農業の確立が求められていた。

人材養成に関しては、平成4年(1992年)の閣議決定「政府開発援助大綱」の趣旨に沿って、今後の国際協力においては、環境科学と農業技術学の素養を持ち、地域の社会・文化的背景や開発政策を理解し、地域諸特性を活かしながら開発計画を立案し実践できる専門技術者の養成が求められていた。また、留学生を積極的に受け入れて、上記の総合的かつ実践的素養を持つ高度技術者の養成に寄与することも求められていた。

以上の様な情勢のもとで、従来の生産のための環境保全ではなく、環境保全が資する持続性の高い生物生産と循環的資源利用技術を開発確立し、人間と自然が共生していく社会システムや地域社会を形成・維持していくことを使命とする「環境農学」という学問領域を確立するべき時代が到来していると認識された。更に、実践的な国際的人材の要請に対する社会的ニーズを考慮した場合、「環境農学」をベースに「国際環境農学」という新しいコンセプトを持った教育研究領域を基盤とした国際環境農学専攻なる独立専攻を設置する意義は極めて大きいと考えられるに至った。

2. 修士課程のみの独立専攻として設置する理由

国際環境農学専攻が既存の学科基盤対応型の専攻ではなく、独立専攻として設置する必要があったのは、複合分野の素養を持つジェネラリストを養成することが、専攻設置の目的であったことによる。環境科学、生物生産科学、生物資源科学の基礎的な知識と技術を有し、さらに途上地域の社会開発計画立案能力、開発政策理解能力を兼ね備えたジェネラリスト養成のためには、学部の特定期間と連結した教育体系ではなく、環境科学、生物生産科学、生物資源科学、地域開発学などを横断的に編成したカリキュラムに基づく教育体系が必要で、その目的のためには独立専攻として設置する必要があったのである。

また、本専攻を修士課程のみからなる独立専攻としたのは、先行事例である東京大学の農学国際専攻などを調査検討した結果、研究者養成を主目的とするのではなく、途上地域の現場において、能力を十分に発揮し得る実務型の高度な技術者養成を教育目標に設定したからである。

3. 教育研究組織

当初、本専攻の教育研究組織として、教官定員15人からなる3講座（講座当り、教授2、助教授2、助手1）が設定された。即ち、国際環境修復保全学講座（以下、第一講座）、国際生物生産資源学講座（以下、第二講座）、国際地域開発学講座（以下、第三講座）である。これらの定員のうち、教授5と助教授5は他専攻の教官が兼任し、教授1、助教授1、助手3は純増である。なお後述するように独立行政法人化後は、3講座で教員定数が12人（講座当り、教授2、助教授（准教授）2）へと変更された。

学生定員は、専攻発足当時は日本人15人と留学生15人の計30人（国費留学生8人は枠外）であったが、平成16年に日本人と留学生の計20人（国費留学生8人は枠外）へと変更された。

4. 教育研究上の特徴

本専攻は、環境保全・修復に関する科学技術と、生物生産・資源利用に関する科学技術を結合させた新しい分野を構築し、国際的な視野のもと地域の発展に寄与するという目標を持っている。この目標に沿って21世紀の新しい社会において、国際的センスに富み、総合的な判断力と実践的技術を身につけ、国際舞台で活躍しうる実践的技術者の養成を目指している。

本専攻では以上の目的を達成するため、以下の様な教育研究上の特徴を有している。

- (1) 環境や資源に関する科学技術と開発計画・政策を融合した教育研究を行っている。
- (2) 既存専門分野との連携により、幅広い視野と高度な専門性を養成する教育を行っている。

- (3) 国内外における実践的実習を重視している。
- (4) 日本人学生と留学生との一体教育により、異文化交流を推進している。
- (5) 授業科目は、ほとんどが英語を公用語として講義される。
- (6) 留学生の10月入学制や特別コースなど、柔軟な受け入れ態勢を整えている。
- (7) 学際的分野の教育促進を図るため、既存の専攻の一つを副専攻として履修する副専攻制度を導入している。
- (8) 国際的に活躍する国内外の専門家を招聘している。

4 設置後の展開

平成11年4月、国際環境農学専攻が発足した。発足当時、第一講座の教官は小倉・中村教授、久保・西村助教授、第二講座は塩谷・喜多山教授、平田・佐藤助教授、第三講座は若林・豊田教授、矢口・竹内助教授で、助手の3人は、翌年に公募で採用する予定になっていた。この時点では12人の教官による発足である。

平成11年(1999年)4月入学の第一期生は、日本人23人、留学生7人の計30人である。また、同時に承認された特別コースには、大学推薦による国費外国人留学生8人が配置されることが決まった。同年10月、特別コース第一期生として、国費留学生8人、私費留学生3人の計11人を迎え、専攻としての教育・研究が本格的にスタートした。

平成12年(2000年)2月、専攻の設置と共にその建設が承認された新2号館が完成した。同年3月、本専攻の全ての教官は新2号館(主として、第一講座は3階、第二講座は4階、第三講座は5階)に引越し、同じ建物内に全教官が居室を持つこととなった。これにより、専攻内の所属教官の一体感が強められた。

平成12年(2000年)7月、8月に助手3人(第一講座に渡邊、第二講座に及川、第三講座に山田)が採用され、ここに教官15人の体制が整った。なお、3人の助手公募に対して計86人の応募があり、国際環境農学専攻への関心の高さや期待の大きさが窺われた。

平成13年(2001年)10月、(財)日本国際協力センター(JICE)の人材育成支援無償事業(JDS事業)を通じて、新たにJDS留学生を特別コースに迎えることになった。JICEはわが国の国際協力の推進に貢献することを目的に1977年に設立された公益法人で、平成12年にJDS事業が開始された。本専攻では、翌13年から、毎年6~8人の留学生を継続して受入れ、平成19年までの7年間の受け入留学生総数は46人となった。国別では、ベトナム15人、カンボジア9人、ラオス8人、ミャンマー7人、ウズベキスタン4人、モンゴル3人である。

平成14年(2002年)3月、専攻設立の立役者である小倉、喜多山、塩谷の3教授が同時に退官となり、同年4月に後任として加藤、浜野、久保隆文の3教授を迎えた。

平成16年(2004年)4月からの国立大学の法人化に伴う本専攻への影響は大きく、その存在基盤が大きく変化した。従前より、農学部の定員問題に関しては問題が深刻化してお

り、特に、国際環境農学専攻では、定数5人に対して定員15人という絶対的アンバランスが担当教官補充を困難にしていた。このため、法人化を契機に定員問題を解決すべく、法人化の約1年前から議論が重ねられ、法人化後に新方式による定員管理に移行することが承認された。それまでは、本学農学部での教官の配置は定員を基礎とした定数管理に基づいて行われていたが、それが人件費管理に移行し、旧小講座当りの教員（法人化後、教官は教員と変更）数が原則2人と定められた。その結果、本専攻の定員は定数が12人（教授6、助教授6）となった。また、本専攻の教員は全て専任教員となり、教員ポストは専攻に属することとなった。これは、教員ポストが学科に属する他専攻の場合と異なり、本専攻の特徴となっている。

平成18年（2006年）4月、従来の特別コースへの国費外国人留学生配置の見直しとも言える「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の公募があった。本専攻は設置以来、食糧問題や環境問題など各種のグローバルイシューの解決に貢献できる地域開発リーダーや専門技術者を育成することを、その教育研究の目的に掲げ、英語を公用語とする環境農学の教育研究を実施してきた。しかし、7年間にわたる教育指導の結果、当該コースの留学生は、その30%が当初の趣旨通り、開発リーダーや技術者として巣立って行った一方で、別の30%は教育・研究職に就き、また、別の26%も博士後期課程へ進学する等、その趣旨の見直しと改善を図る必要性も生じてきた。以上の状況を受け、従来の特別コースを、実践的な教育・研究者養成にも重点を置く新プログラムとして充実させ、「実践的環境農学技術者・研究者養成プログラム」として文科省に申請した。この申請は同年8月に採択され、大学推薦による国費外国人留学生8人の配置が承認された。

平成18年（2006年）10月、若手人材育成プログラムのテニュアトラックポストで木村特任助教授が着任した。平成19年4月、前年に東大へ移動した西村助教授の後任に向後准教授が着任した。同年10月、前年に定年退職となった中村教授の後任に五味講師が着任した。

平成20年（2008年）10月1日現在における教員配置は、第一講座は久保成隆教授、向後・渡邊准教授、五味講師、第二講座は浜野・久保隆文・平田教授、及川助教、木村特任准教授、第三講座は、若林・豊田教授、竹内准教授、山田講師である。また、専攻共通事務は池田真理子さんをお願いしている。

5 今日までの修了生の進路

平成11年（1999年）から平成20（2008年）年までの10年間における本専攻への入学者は、4月入学者が234人（日本人188人、留学生46人）、10月入学者が154人（留学生154人）の合計388人である。このうち、平成13年から平成20年までの8年間における本専攻の修了生は、3月修了生が189人（日本人154人、留学生35人）、9月修了生が114人の合計303

人（日本人154人、留学生149人）である。日本人の修了生154人の修了後の進路は、進学23人（15%）、公務員14人（9%）、各種法人・非営利団体9人（6%）、民間企業93人（60%）、その他27人（18%）である。他の専攻に比べ、公務員やNGOなどへの就職率が比較的高いのがその特徴である。留学生の場合は、その多くは、来日前から大学教員や公務員などの職に就いていて、課程修了後は帰国して復職する者が多い。また、日本の民間企業に就職する者もいる。

6 終わりに

本独立専攻設立については、小川農学部長（当時）が斉藤事務局長（当時）に、独立専攻の必要性を熱心に説明し、理解を得たことから始まった。これを受け斉藤局長は自ら文部省に出向き、精力的に種々の交渉を行った。また、文部省からの多くの質疑に対し、同局長の指揮のもと、農学部の教官、事務と本部事務局（特に経理部）が一体となり、的確に対応した。同局長は自分自身も、農学のあり方を独自に勉強し、国内の動向、学問分野の将来性、本学の基盤と発展性などを総合的に判断し、新設専攻は「国際環境農学」が最良との確信に至った。専攻の新設と並行して、純増人事の実現、新2号館建設の承認、国費外国人留学生枠の確保などは、斉藤局長の尽力なしには、実現することが難しかったと言われている。斉藤局長は本専攻の設立を見届けて後、山形大学、北海道大学等に転勤し、平成20年（2008年）、58歳の若さで急逝された。我々関係者一同、斉藤局長のご冥福を心よりお祈り申し上げると共に、本専攻設立の恩人であることを60年史に書きとどめ感謝の気持ちを表したいと思う。

以上のように本専攻設立には多くの方々から多大な尽力を頂いた。ここにお世話頂いた多くの皆様方に、あらためて御礼を申し上げる。

第八節

東京農工大学運営諮問会議について

1 農工大の対策

平成11年（1999年）4月、国立大学の独立行政法人化については大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し平成15年までに結論を得るとの閣議決定がなされて以来、色々な組織で検討がなされている。

農工大学では法人化が表面化する以前から将来に向かっての大学のあり方について検討されており、平成10年（1998年）6月に東京農工大学組織運営検討委員会に対し、梶井学長から「東京農工大学は如何なる大学を目指すべきであるか」との諮問がなされております。それに対して、平成11年（1999年）9月14日に答申がなされ、本学は学部教育を重視しつつ最先端の研究と研究者・専門職業人養成を指向する科学技術系「総合大学院大学」を目指すべきとされている。

又、平成11年（1999年）11月24日梶井学長より「平成27年（2015年）までに本学の長期目標及び目標達成のための長期計画について」の諮問がなされ、これに対して組織運営検討委員会は、平成13年（2001年）4月23日答申がなされ、その内容は、農学と工学の二つの技術系領域を基本とする本学は大学院に重点をおいた特色ある大学として、その存在を確固としたものにするに必要な総合化へ向けての改革と、教育と研究の一層の推進を図るための教育研究組織及び管理体制の見直しを骨子とする、としている。

2 東京農工大学運営諮問会議の設置

国立学校設置法に基き大学における教育・研究・管理運営等重要事項について、学長の諮問に応じ審議・助言等を行うことを目的で、東京農工大学運営諮問会議が設置され、中曽根弘文文部大臣からその委員として、次表の者が任命された。

東京農工大学運営諮問会議委員名簿

（任期 平成12年4月1日～平成14年3月31日）

氏名	現職等	備考
加賀美幸子	アナウンサー・千葉市女性センター館長	副会長
小島 正興	株式会社東洋経済新報社非常勤監査役	
小林 猛	名古屋大学院工学研究科教授	
多田 丈夫	総合学園ヒューマンアカデミー東京学園長	
中島 邦雄	東京工業大学大学院理工学研究科教授	
中村 道治	株式会社日立製作所常務研究開発本部長	
西尾 邑次	鳥取県土地改良事業団体連合会長	会長
日高 敏隆	総合地球環境学研究所長	
藤森 明彦	藤森工業株式会社代表取締役社長	
松本 作衛	財団法人食品流通構造改善推進機構会長	

(任期平成14年4月1日～平成16年3月31日)

氏名	現職等	備考
岡野 光夫	東京女子医科大学先端生命医科学研究所長	
柏谷 道正	柏谷道正公認会計士税理士行政書士事務所所長	
古賀 正一	株式会社東芝常任顧問・市川学園理事長	
齋藤 紘一	独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長	
佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長	
西尾 邑次	鳥取県土地改良事業団体連合会長	会長
藤村宏幸	株式会社荏原製作所代表取締役会長	
堀尾 輝久	東京大学名誉教授	
本田 和子	お茶の水大学学長	
三浦 昭	三菱化学株式会社相談役	副会長
三輪睿太郎	独立行政法人農業技術研究機構理事長	

会議は第1期4回、第2期4回計8回開催され、いずれも委員の他大学側から学長・副学長・各部長関係者が出席・開催され、大学側から、大学側からの説明、委員からの質問意見が熱心に発表されました。その内容を総て記述することは出来ないが、各会議毎に主要な部分を記述する。

第1回(平成12年(2000年)6月1日)

議題 東京農工大学は如何なる大学を目指すべきであるか

梶井学長から本学の沿革現状と課題及び将来展望について説明

委員の主な意見

- 法人化された場合の資金・人事はどうなるか。
- 法人化された場合大学の運営・教育・研究・企画部分の強化が必要と思う。
- 国家公務員倫理法が制定され、一方では産業強化法が制定されたことにより、産業界を国立大学との間で起るトラブルが生じた場合の対応が重要になってくる。
- 外部資金の導入が重要になる。外部資金の受け入れに関する規制の緩和と問題が生じた場合の対応は
- 大学での教員の評価は
- 国際交流について、留学生の受入れ体制の環境作りは

第2回(平成13年(2001年)2月28日)

学長から会議以降の大学の主な動き、国立大学及び文部科学省における独立法人化の検討状況について説明

小畑副学長から「平成27年(2015年)次までの本学の長期目標及び目標達成のための長期計画」(中間答申)について説明

議事に入り

委員の主な意見

(1) 大学論・理念について

- 農家の立場で考えると重要と思われるのは、自然科学的と社会的な視点を一緒にすることで研究を進めていく上で社会研究者を入れることが重要である。
- 大学受験人口が減少している中であっても、受験生に妥協した大学入試は後悔の基になる。学生には十分に勉強させる姿勢を大学のほうではとってもらいたい。農工大の特徴をより鮮明にし、個性輝く大学、強く存在感のある大学の姿を出してもらいたい。
- 中間答申は学問の研究・科学の探求といった点については、非常によくつくられているが、学生の教育・人格の陶冶教養教育というか、徳育といった点が弱いのではないか。

(2) 教育・研究について

- 学生に学問の喜び・必要性を理解させることが重要である。
- 企業経営者の立場からみると、もっと基礎教育を充実してもらいたい。そういう意味で、総合教育プログラムセンターの機能活動に関心を寄せている。
- 中間答申の中では、高齢化社会に対して、社会人教育も含めた生涯教育に大学がいかに対応していくべきかといった視点が欠けているのではないか。

(3) 大学院部局化について

- 大学院部局化は、学部よりも大学院の方が上位になることで、学部教育をどう位置付けるか、単に教員の身分を大学院に所属させることでは問題解決にはならないと考える。大学院進学率が5割に達しているから6年制を中心にして考えればよい、という問題ではなく、農工大学としては、はっきりした思想のもとに教育していくことがたいせつである。
- 大学院の中の教育組織・研究組織について、教官の所属はどうなるのか、研究組織の教官か教育組織(学部)へ行ってどのような教育を行うかなどの明確でない部分がある。
- 「総合教育プログラムセンター」のスタッフは、教育学の研究者ではなく、マネジメントに精通した者か、評価の専門家でなくてはならないと思う。教授陣と事務を含めたセンターの構成をどうするのかも考えなくてはならないのではないか。

(4) 管理運営・評価について

- ガバナンスの問題で学長のリーダーシップを発揮すべき命令系統が明確でない。
- 産業界との関係は強まってきているが、国の試験研究機関と大学は人的なつながりは割合とあるが、もっと研究内容について連携する方法について具体的に考えてもらいたい。
- 教育研究に対する評価をどのように行うのか明確にする必要がある。評価がうまく機能すれば、農工大学として発展していけると思う。評価の結果を学長が最終的に評

価値するのも明らかにしておく必要がある。

第3回（平成13年（2001年）10月18日）

宮田学長から前回会議の意見に対する本学の取組み状況説明。

議事に入り、それぞれの議題について概要説明

委員の主な意見

(1) 大学の再編・統合問題について

- 遠山プランの中で大学の再編・統合構想はどのようなものか。
- 大学の統合は一つの理念があって当然と思うが、今の文化行政のねらいが良くわからない。
- 国の予算を減らすには、組織を再編して小さくすべきと云う今の行革の考え方と、これからの大学の在り方をどうすべきかと云う議論とをどこかでかみ合わせないと一方的に財政面からの立場だけで進められてしまうのではないか。
- 大胆に進めるという中には、とにかく数が減ればいいのだというようにしか取れないし、世界の大学に負けないような立派な充実した大学を作るんだということが読みとれない。

(2) 国立大学の法人化及び世界水準の大学づくり

プログラム（トップ3について）

- 独法化に伴い評価がどのように行われるかということがこれからの大学運営そのものを左右する。評価の方法・項目・基準は明確になっていないのか。
- 農業を自分でやってみるといった人材を養成してもらえば、その数が大変メリットとして評価できるのではないか。

(3) 産業連帯の推進について

- 農工大TLOで問題になるであろう点は、企業への売込みで、今後利益を生むかどうかが非常に大事なことになる。また、大学評価において教室1人当りの研究費（科研費・共同研究費）で評価するように強く主張したほうがいいのではないか。

(4) 教育研究面における特色ある取組について

- 非常に大学そのものに特色が出ていて、科学の探求の面で非常に進んでいると感じている一方で研究活動が目につきやすいため、研究が主体となって教育がおろそかにならないようにしてもらいたい。
- 農工大学は、1人当たりの共同研究費が一番高いなど、セールスポイントが非常に高い状況にある。大学の独自性、今は置かれている状況を情報発信して、関係方面に十分理解してもらうことが当面の大きな課題だと思う。

第4回（平成14年（2002年）3月7日）

学長から前回会議の意見に対する本学の取組み状況を説明

議事に入り、それぞれの議題ごとに概要説明があり審議に入る。

委員の主な意見

(1) 法人化を視野に入れた大学の経営戦略について

- 授業料収入等を除くと今でも60～70%の公費が入っている。法人化になっても独立できるはずがない。その辺が今の政府の独立化に関する考え方に基本的に問題がある。
- 法人化については、決定事項だと考える。法人化した後で運営が非常に厳しいと感じると同時に、経営面を審議する運営協議会に入る学外の有識者には、経営面で斬新なアイデアを持っている人を受け入れて色々な手を打っていくことが非常に大事に思われる。すべての教官と職員が一体感を持って頑張っていかなければならぬ、どうやって一体感をもたせるかが問題である。
- 科学の研究は発想であり、アイデアが出てきて、それを具体的に進めていくのが研究である。特に科学は手続きが決まっていて数量化・実験化、証明してとか手続きがピチットとなっている。これが科学である。その手続きを大学は教育できるが、発想は教育できない。発想の問題は非常に大事である。このような基本的な認識も改革をしてもらわないといけない。
- 人事制度が非公務員型に決まったときには、一体どうなるのか、新聞報道にもあるように、現行制度より悪い扱いにならないようにしなければならない。

(2) 農工大学のイメージアップについて

- 大学のイメージは、企業の方が思うイメージ、他大学の人が抱くイメージ、中学生・高校生や父兄が思い抱くイメージには大きなギャップがある。受験誌とか高校予備校等に積極的に出向き直接話したり投稿する等のアクション等を常々行うことが大切である。

(3) 入学者選抜方法と厳格な成績評価について

- 合格者のうち浪人の占める割合が農学部60%、工学部41%と異常に高い。何か選抜方法に問題があるのではないか。現役の連中が受験したからなくなってしまうのではないか。

(4) その他について

- 外部評価だと、独立行政法人化になると、本当に目に見える成果だけが表に出てきて、教育というものが本当にうまくいくのかという心配もあるので、①基礎研究部門について遅れないよう穴が開かないように②一般教養課程を重視し、キチンと人間的教育が出来るような形で充実していただきたい。
- 産業連携に関しては、昨今大学に対し過剰な期待がある。産業連携が盛んになってきていることは結構だが、産業界の意見だけが入ってきて、大学の本来のあり方が損なわれないかとの危惧もある。
- 議論の中心が教育と研究だけに終わっているけれども、やはり知・徳・体の調和の取れた人間を社会に輩出していくことが大切だ。「元気のある人」との発言があったがそれに結びつくのではないか。

第5回（平成14年（2002年）6月28日）

二期目最初の委員会

学長のあいさつ、運営委員及び本学関係職員の紹介、本学を取り巻く状況を含むあいさつ。

会長の選出があり、西尾委員が会長に選出され、会長のあいさつの後、会長から三浦委員を副会長に指名。学長から本学の沿革、概要及び現状と課題（「大学の再編・統合」及び「世界的教育拠点のための重点支援・21世紀COEプログラム」）等について説明があった後、審議に入った。

委員の主な意見

(1) 東京農工大学の現状と課題（「大学の再編・統合」及び「世界的教育拠点のための重点支援・21世紀COEプログラム」等）について

- 大学に学生を送り込む立場から見ると、農工大学は実力はあるが知名度が低い、更なるPR活動が必要である。国立大学の再編・統合問題については、総合大学を目指すのではなく、個性化・特色ある大学を目指す方針であり賛同する。
- 国際競争力を高めるためには、既存の領域を伸ばしていく方向と、新しい領域にチャレンジしていくという側面が求められる。

工学部では、生命工学に取り組む努力をしている。

アメリカのバイオメディカルエンジニアリングの実情をよく調査してもらいたい。

またこの問題を考えるうえで重要なことは、大学院と学部の在り方で日本はアメリカに比べて研究者が教育に逃がっている。教育は大切であるが基礎教育と先端教育は切り離して考える必要がある。農工大学の卒業生が新しい産業を作っていくような教育を是非実現して欲しい。

- 大学の数を減らす事が、大学の再編の流れでないか、今の国立大学の教育・研究に何が欠けているのかをつかんで改革を進める大学が生き残るのではないか。
- 総合化より個性化の方針は大賛成。東京農工大に入学すれば優秀な人材を育成してくれるという評価を勝ち取ることが重要である。学術会議の議論の中に、1つは国益のための科学をどうするか、1つは学問の新しい知恵をどう開くか、特に今人類が求めている学問、特にアジアの中の日本がどう貢献するかという視点で議論を深める必要がある。
- 合併の問題は大学自治の問題ではなく、設置者行政の問題であるので、文部科学省が責任を持って進めることが行政の使命であると思う。大学側もそういった点を文部科学省に申し入れるべきである。大学の再編・統合の問題は、大学改革を進める中で、いかに大学の教育研究を高度化していくか、またいかに各大学の個性化を進めるかということが目的であって、大学の数を減らす事が目的ではない。東京農工大学の目指す方向性は、素晴らしいと思うのでこれをより強化するためにどのような合併をするかと云う考えを積極的に文部科学省にアピールして欲しい。

(2) 国立大学法人化に向けた東京農工大学の取組みと課題について

- 国立大学の法人化に当り留意すべきことは、①職員・教員の意識を考慮すること、組織全体の大きな視野に立ちながら、一人一人が常に物事の改善を考えて積極的に行動していくこと。②中期目標計画の作成については、綿密に作っておかないと、後々迄影響する。評価を常に念頭に入れておかなければならない。③運営交付金については、当初は独法化前の予算を基準として予算措置がなされるが、経済財政情勢次第ではその保証はない。国費依存型から脱却し、自助努力で資金を稼ぐことを考えておく必要がある。④中期目標・計画はすべて公表が前提となるので、大学としてのアカンタビリティをどう果すかが厳しく問われることを十分配慮し対応することが必要である。
- 制度や仕組み等の改革はある程度まで行くと達成できこれがドライビングフォースとなる。一番難しいのは教育研究の中身・教職員の意識改革である。
- 教育の問題では、大半の産業界では博士課程の修了者はいらないと言っている。全能性を持った優秀な人材の育成は理科系では軽視されている。専門性のある教育との連動も難しいが教育において農工大の自主的な提案を持ってほしい。

第6回（平成15年（2003年）2月12日）

学長のあいさつの後、前回会議の意見についての取組み状況について報告、更に「21世紀CEOプログラム」の採択状況に付いて報告。

議事に入り、国立大学法人法案、東京農工大学中期目標・中期計画（案）について説明。
委員の主な意見

(1) 国立大学法人東京農工大学中期目標・中期計画（案）について

- 文部科学省が示したひな形に添った書き方のためか達成の時期が明確に見えない抽象的な印象である。
- 文部科学省は大学の自治が尊重されるのか、制約されるのかが不明である。
- 大学の経営努力によって予算が余った場合マイナスの評価をされることはないか。
- 農工大は、バイオと工学の融合領域をチャレンジし、実績も上げているのだから、5年6年後にこの領域が目指す方向性を目標設定しながら先導的な教育・研究の実績について議論していただきたい。又教育システムの面からバイオロジーとエンジニアリングの融合の両面で知識を有する人材養成を目指し、学部間・更には大学間の単位互換などを進めて教育の選択に幅を広げてほしい。
- 今後独創性のある研究者が大切になっている。創造的な研究を高く評価する方法を常に考え続けることが重要である。
- 国際協力の関係で東京農工大が持っている技術・知識のアジア地域の環境問題にどのように貢献できるかという視点も重要である。中期目標ではこのことを特徴付けてほしい。
- 大学としての特別な仕組みを工夫し、研究や教育を最優先したシステムを目指すことが重要である。教員にも学生にも厳しいシステムを作り、アカデミアを常に高いレ

ベルに保つ大学システムがきわめて重要である。また特許や外部資金を確保した研究者等創造に取り組む研究者の支援体制を整備していくことが重要である。

- 大学の基本的な目標を確認したいが次の通りでよろしいか。①公共的価値の高い有数の大学の一つであるように努める。②人類の生存と繁栄及び美しい地球の持続に貢献することを基本的使命として受けとめる。③教育面における社会的責任を全うする。④研究面における社会的責任を全うする。

第7回（平成15年（2003年）6月26日）

学長から前回会議の意見に対する取り組み状況について報告。

副学長から法人化に向けた準備状況及び中期目標・中期計画（案）について説明・更に教育向上の取り組み、大学教育支援センター構想、獣医学教育、特色ある大学教育支援プログラム、大学評価・学位授与機構による大学評価などについて説明の後審議

委員の主な意見

(1) 国立大学法人東京農工大学中期目標・中期計画（案）等について

- 国立大学法人制度の出発点が人員や予算を減らすという目的を持っているということも事実であり、法人化後の予算措置は厳しいものになる。したがって自己収入の確保についてよく検討しておく必要がある。
- 教育については、黒板に書いて授業するスタイルからハイテクを駆使して授業の画像を世界のどこからでも受信できるシステムへと変わっていくことが必要であろう。研究については「他大学、他研究機関との連携連携による教育研究を推進する」とあるが、具体的に農工大は何をやるのかという点がない。教官個人の業績公開に際しても大学はどう対応するのか。頑張っている教官を支援する仕組みをつくってもらいたい。
- 全体の目標である「持続発展可能な社会」と云う課題に対するミッション（使命）を統一的な表現をして各目標に入れ込むことはできないか。農工大の特色を出すことが中期目標・中期計画の要点ではないか。

(2) 教育力の向上について

- どのような人材を育成するかとの観点がないと大学評価に振り回されてしまう。問題なのはクリエイションできる能力を持つ人材をどう育てるかということである。知識の量ではなくクオリティの高い教育を行うことの方が重要で安易な知識偏重の教育へと逃げ込んでしまうのは大変危険である。
- 研究部及び教育部を置く狙いは、研究については高度の研究に対応し、教育については、学生や社会のニーズに対応することである。そのためには、教育研究に対する企画立案能力が必要になり組織体として運営できるようにすべきである。法人化の狙いが効率的であるならば、組織運営には意思決定のスピード化が求められる。
- 中国・韓国の大学などは、欧米の仕組みを取り入れて新しい教育を始めており、日本の大学もグローバル化の中で無関心ではいられない。学生や社会のためにあるとい

う観点に立ち返り学生主義で良い点は残し無駄なところは断ち切ることが必要である。国際レベルでの教育をどのように行うかという観点からユニークな国際的な学生を育てて欲しい。

- 教育は、知識に人格を加えた教養人を養成することが基本である。法人化によって営業活動が必要になってくると思うが、それによって大学本来の目的である研究に支障が出るのではと不安である。大学は目標に向かって数値を上げることも大切だが質も大切である。

第8回（平成16年（2004年）1月20日）

学長のあいさつの後、法人化の準備状況について、法人化後の大学の長期的展望と課題について、国立大学法人東京農工大学中期目標中期計画等について、説明があり、更に法人化検討委員会において作業が進められていた「東京農工大学法人化検討委員会の検討結果」について予め書面で各委員から意見が提出されておりその説明が行われた。

委員の主な意見

(1) 学長に関する事項

- 学長の強いリーダーシップによって、民間企業に準じた効率的経営が行える。その為にも従来のボトムアップ方式をトップダウン方式に改めることが必要である。
- 学長の任期は、4年及び2年でなく6年1期とする。
- 学長選考会議の構成は経営協議会において選出された学外者4名、教育研究評議会において選出された役員以外の者3名に改めるべきである。
- 学長選考会議の構成員は学長を入れ7名とする。
- 学長権限の濫用を防ぐためには、学長業の行為につき少なくとも3年毎に第三者による評価を行い濫用を認めれば、会議を開き解任の可否を決定できることとする。
- 次期学長候補を育てるのは現学長の重要な責務である。
- 教職員の任用は学長の権限であることを明記すべきである。

(2) 理事監事に関する事項

- 理事の任期は短すぎる。責任と権限の明確化の意味でも3年又は6年とする。
- 監事の任期は学長の任期と同じにすべきである。

(3) 役員会・経営協議会・教育研究評議会に関する事項

- 最終意思決定は、多数決でなく最終の決定は学長と明記すべきである。
- 法人化後の学長補佐の三機関の夫々の役割とその関係について、特にその意思決定の権限を手続きについて、分かりやすさが必要。
- 経営協議会・教育研究評議会について、事前審議を必要とするものとししないもののボーダーライン、特にその他にある経営教育研究重要事項の範囲。
- 経営協議会・教育研究評議会の任期は3年又は6年とする。

(4) 教授会について

- 設置の目的・性格・審議事項などが明確でない。

(5) 事務組織の基本構造について

○事務組織を4つに区分し4理事に直結する体制では、従来事務局長の下で内部事務の調整がなされていたのができなくなるのではないか。

(6) 教職員の人事について

○助手制度の廃止等現状の大きな改革であるが、若手を育てる視点にどこまで留意できるか。使い捨てる制度にならないよう留意してほしい。

○技術職員の重要性から考えて、身分・給与については特に留意し差別感のないよう処遇に心がけてほしい。

農工大学運営諮問会議は、梶井学長の時に2回、宮田学長のときに6回、計8回に亘り審議を重ねてきた。委員の皆様は、立派な経歴と良識を持つ方であり、大所高所からそれぞれ異なった視点から貴重な意見を発表いただいた。会議の総てを記述することは出来ないで特に重要と思われる部分を述べてきたが、農工大の法人化後の運営に大きく寄与するものであろう。

第九節

産官学連携・知的財産センターの設立と経緯

1 はじめに

産官学連携・知的財産センターは、昭和63年（1988年）度に設置された共同研究開発センターを母体とし、平成15年（2003年）度の文部科学省大学知的財産本部整備事業の採択と平成16年（2004年）度の法人化を受けて、知的財産の創造・保護・活用の促進をより総合的・戦略的に行える組織として改組された。更に平成17年（2005年）8月、スーパー産官学連携本部整備大学に採択されて体制整備の強化が図られ、活動も一段と大きく展開されるに至った。諸先輩のご活躍により、本学の産官学連携活動は全国でも上位に位置しているが、その活動の中核をなし、歴史のある産官学連携・知的財産センターの設立経過と活動につき、以下に説明する。

昭和63年（1988年） 共同研究開発センター設置

平成7年（1995年） ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設置

-
- 平成13年(2001年) 農工大TLO設置
農工大インキュベータ設置
- 平成15年(2003年) 大学知的財産本部整備事業の下に、共同研究開発センターを改組し、産官学連携・知的財産センターを設置
- 平成16年(2004年) リエゾンオフィス(田町)開設
- 平成17年(2005年) 府中サテライト開設
スーパー産官学連携本部事業採択により、産官学連携戦略本部を設置
- 平成19年(2007年) 国際的産官学連携体制整備事業の採択により、グローバル産官学連携体制製を整備
- 平成20年(2008年) 産官学連携戦略本部を大学戦略本部に発展改組
産官学連携戦略展開事業の採択を受け、グローバル産官学連携活動を強化

2 共同研究開発センターの設置

昭和63年(1988年)2月、学内共同教育施設として共同研究開発センターの設置が認められ、1989年(1989年)度工事で、1,130平方メートルの施設が小金井キャンパスに完成した。平成2年(1990年)度には23件に過ぎなかった共同研究プロジェクトは年々増加を続け、これに応えるため平成8年(1996年)に増築工事が行われ、延べ床面積は2,000平方メートルになった。また、この機会に共用機器室の設置、クリーンルームの増設、動物飼育・植物栽培室の設置、プロジェクト実験室の増設等が行われた。

産業界との連携や産学共同研究の促進、補助金申請の促進、技術移転組織(Technology Licensing Office:TLO)の検討、特許申請の活性化、大学からの情報発信等の検討を進めるために、平成11年(1999年)7月、工学部に産官学連携委員会が設置され、東京農工大学TLO設置を目指すことが確認された。同年、全学産官学連携推進委員会が設置され、平成10年(1998年)8月に施行された「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき「農工大TLO構想」の検討が開始された。

1990年代の末頃から産官学連携の一層の推進を図るため、組織を強化し支援の充実を図る取組がより活発に行われるようになった。平成11年(1999年)7月に文部科学省から、また平成13年(2001年)4月に民間企業から人材を専任教官として採用し、研究内容の把握、特許申請支援、共同研究の相談などの本学教官に対するサービス体制が強化された。平成12年(2000年)4月より、共同研究開発センター客員教授・助教授を活用し、本学の研究シーズと産業界のニーズとのマッチング活動を行う「リエゾン・コーディネータ(Liaison Coordinator)制度」が採用され、本制度により、教員が持つ研究シーズと民間企業の開発ニーズの適切なマッチング、コーディネートの強化が図られることとなっ

た。共同研究開発センター客員教授・助教授は毎年20名を超える人材が選任されており、公開講座として産学連携講演会を開催するほか、リエゾン部門コーディネータは本学教員にヒアリングし、農工大のこれまでの研究成果を民間企業にアピールするシーズ集の作成を行った。また、特許部門のコーディネータは教員及び学生に対する特許取得等にかかる啓発活動として特許相談会を開催した。

また、産学官連携コーディネータ、研究支援推進員、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(New Energy and Industrial Technology Development Organization:NEDO)の事業によるNEDOフェロー等様々な制度を利用したスタッフの充実が図られ、リエゾン機能の充実や共同研究受入窓口整備等が行われた。

共同研究開発センターは平成2年(1990年)より「センター・ニュース」を刊行しているが、平成12年(2000年)1月の21号より装丁・内容を一新して以来、年2回発行している。(平成20年(2008年)4月現在で35号を刊行するに至る。)また、ホームページでの情報提供を通じセンターの活動や産学連携関係の最新情報の提供を行った。

公開セミナーは産業界や官界の研究者等を講師として微生物資源、環境関連技術等、特定のテーマを定めて平成2年(1990年)度より各年数回実施しており、平成14年(2002年)度末までに64回行われた。この他、産学連携関係官庁幹部、新聞論説委員、海外の大学の産学連携担当者を講師とした産学連携や技術移転に関する各種の講演会等も多数行われた。

また、民間からの技術相談について、本学教員・コーディネータが答えるルールも設定され、活発に活動が行われた。

3 技術移転組織(TLO)の整備

平成10年(1998年)に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」が制定されて以来多くの大学に技術移転組織が設立されて来たが、本学においても、「農工大TLO構想」の検討を受け、平成13年(2001年)10月、関係者のご尽力と、教職員・卒業生522人から8,000万円の出資を得て「農工大ティー・エル・オー株式会社」(以下、農工大TLO)が設立された。同年12月、全国で24番目の承認TLOとして文部科学省・経済産業省の承認を受けた。同社は、本学の特許等のマーケティング、技術移転等の事業の他、公募型研究のマネジメント、各種展示会における農工大の研究成果の展示、セミナー等を実施しており、全国でも数少ない黒字TLOとしてアクティブに活動し、今日に至っている。

4 農工大インキュベータの設置

大学発ベンチャーの起業支援を行うキャンパス・インキュベーション (Campus Incubation) 施設は、2001年度の第1次補正予算で3校 (東北大、東工大、名大) に認められ、第2次補正予算で、本校を含め10校 (東京大、大阪大、農工大、金沢大、静岡大、京都工芸繊維大、広島大、山口大、徳島大、熊本大) に設置が認められた。

本学インキュベーション施設は、2002年10月着工し、2003年6月に延べ床面積1,000平方メートル4階建ての建物として完成した(写真1)。総予算額3億1,395万円(内建物建設費は1億6,695万円)であった。1階部分に相談ブース2室と事務室及び機械系居室、2階部分に電子・情報系居室、3階部分にバイオ系居室、4階部分に化学系の居室が設けられた。居室数は47平方メートルの部屋9室、24平方メートルの部屋12室である。インキュベーション施設の運営については、共同研究開発センター運営委員会の下に設けられたインキュベータ・ワーキンググループにより検討が進められ、運営ガイドライン、利用者規則が定められ、入居企業等選考委員会の審査をパスした9社が同年入居した。年間利用料金は応募資格により分かれており、各11万7,500円、30万円、102万3,000円である。



写真1 インキュベーション施設

5 産官学連携・知的財産センターの設置

1. 大学知的財産本部整備事業の採択

2002年7月、我が国の方針として「知的財産戦略大綱」が策定され、大学等の知的財産の創出や管理機能の強化が挙げられた。2003年7月に「知的財産の創造・保護・活用に関する推進計画」が発表され、その中で大学等における知的財産の創造の推進と活用が謳われ、大学知的財産本部の整備が計画された。また、2002年8月、文部科学省から「大学知的財産本部整備事業」についての概要が公表されるとともに、2003年2月説明会が開催された。

このような動きの中、本学では研究・産官学連携推進委員会において「産官学連携推進センター構想」が検討され、2002年12月に承認された。2003年4月、文部科学省の「大学

知的財産本部整備事業」に申請し、同年7月に全国国公立大学等34機関の1つとして採択された。これを受けて同年11月、共同研究開発センターを改組して「産官学連携・知的財産センター」を設置し、産官学連携を総合的・戦略的に実施し、農工大TLOとの連携を更に強化することとなった。

2. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーとの統合

平成16年（2004年）4月1日の国立大学法人への移行に伴って、職務発明等知的財産の大学帰属による知的財産の創造・保護・活用の自律的な運営を行い、産官学連携知的財産活動を総合的に実施していくために、共同研究施設、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（Venture Business Laboratory: 以下、VBL）から成る新しい“産官学連携・知的財産センター（以下、センター）”を発足させた（図1）。

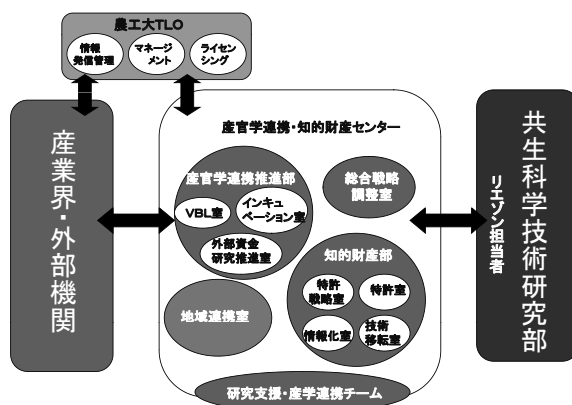


図1 産官学連携・知的財産センターの構想図

VBLは、事業化を目指した創造的な研究の推進、起業創出のためのシーズを生み出す研究の推進、ベンチャー精神に富む独創的人材の発掘と教育・研究のための支援等を目的として、平成7年（1995年）に本学を含め21の大学に設置された教育・研究施設である。VBLとの統合により、産官学連携の目的である新技術と新産業の創出が益々促進されることとなり、知的財産の創造・保護・活用の促進が総合的・戦略的に図られることとなった。また、産官学連携ポリシー、知的財産ポリシーを制定し、かつ産官学連携活動に関する目標と計画を本学の中期目標・中期計画に掲げ、本学の産官学連携活動に関する考え方を明確にした。

3. センターの組織

センターは、

- ①産官学連携をより総合的・戦略的に行う総合戦略調整室
- ②基礎研究、応用研究の成果に基づき、知的財産の権利化及び技術移転を積極的に進め、外部人材を活用した知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に行う知的財産部
- ③共同研究等の支援を強化するとともに、ベンチャーの萌芽研究や起業の支援を通じた新産業の創設、雇用の拡大への寄与を図る産学連携推進部
- ④契約・事務室

から構成され、センター長を経て副学長や学長の決裁を仰ぐべき重要事項と、センター

長、各本部長限りで迅速に裁いていくべき専門事項・ルーティン事項を部内規則で予め切り分け、ダイナミックで機動的な運営を実現する組織となった。また、平成16年(2004年)度に大学院共生科学技術研究部(現在は共生科学技術研究院、以下「研究院」)が設置されたことに伴い、研究院との連携の強化も図られた。

平成17年(2005年)4月時点におけるセンタースタッフの配置状況は、産官学連携部が9名(客員教授2名を含む)、知的財産部が11名(客員教授2名を含む)であった。法人化及び新しい組織への移行に伴い、産官学連携ポリシー、知的財産ポリシー、利益相反ポリシーと整合のとれた職務発明規程、職務発明細則、知的財産管理規程、研究成果物取扱い規程、利益相反規程等の整備を図るとともに、これらルール及び職務発明の取り扱い等について教員への周知が図られた。

4. リエゾンオフィスの開設

文部科学省が東京都港区芝浦の田町駅近くにキャンパス・イノベーションセンターを建設することとなり、本学も平成16年(2004年)8月応募し、入居することとなった。本学のリエゾンオフィスは9階建ての建物の6階62平方メートルの居室にあり、打合せ、会議、展示会、講演会、セミナー等に活用されている。また、平成17年(2005年)4月に開設されたMOT大学院(技術経営研究科)の田町教室も同建物の別の居室を使用しており、センターと連携を図っている。平成20年(2008年度)から、管理体制はセンターから大学全体に移管された。

5. 府中サテライトの開設

平成17年(2005年)2月のセンター運営委員会において「府中サテライト」の設置・運営方針が決定され、現在、農学部7号館に会議室1、プロジェクト実験室4が整備され、共同研究活動が行われている。

以上の体制整備により、産官学連携・知的財産に関する活動が一段と促進されることとなった。

6. 産官学連携戦略本部への発展

平成17年(2005年)5月、文部科学省の「スーパー産学官連携本部」事業に応募し、同年7月、東大、東工大、京都大、大阪大、奈良先端大と並んで全国の採択大学の一つに選ばれた。

(1) 本採択を受けて、センターを核とし、研究院と連携し、学長を本部長とした産官学連携戦略本部を設置することとなった(図2)。本学では、産官学連携を大学のミッションである教育(特に、インターンや事例研究)、研究(いち早いニーズの発掘とシーズの検証)、新技術・産業創出のすべてを駆動するエンジンであると位置付け、全学的な視野に基づいて学長がリーダーシップを発揮できる体制とした。産官学連携戦略本部は、最高意思決定機関である産官学連携戦略委員会の下に、センターと研究院が連携し、契約事務室の支援を受けて産学官連携活動を行う。

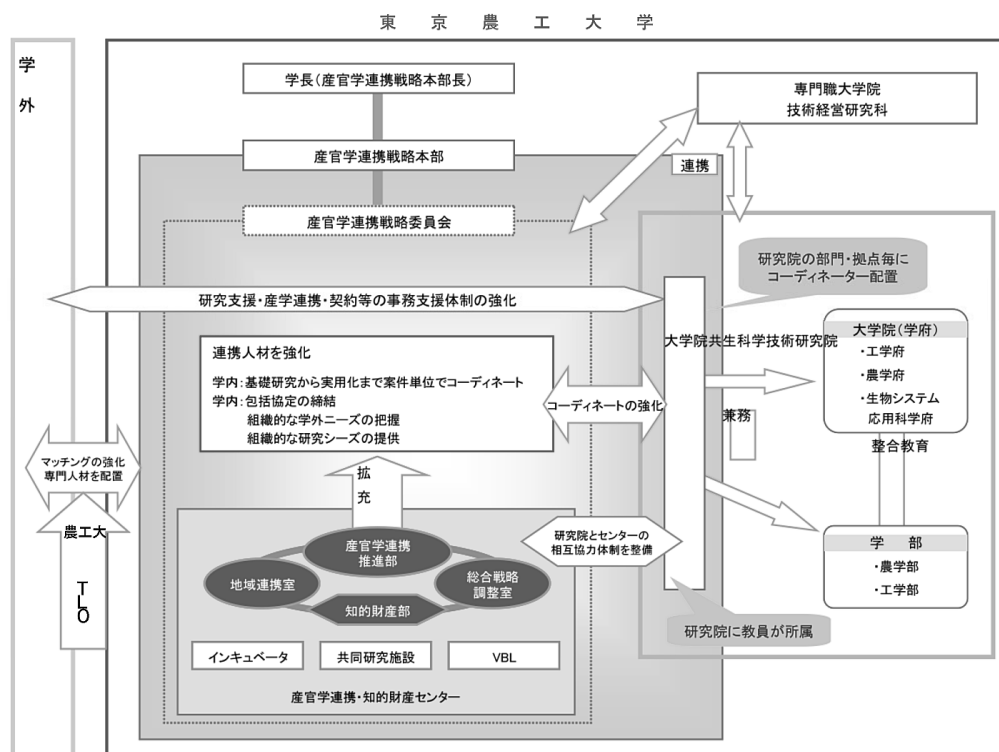


図2 産官学連携戦略本部の活動図

事業計画のポイントは、

- ①学長を本部長とした産官学連携戦略本部の設置
 - ②研究コーディネータを部門・拠点に配置し、基礎研究から開発研究実用化までを一貫してサポート
 - ③産業界のニーズと本学の研究シーズとのマッチングを行うリエゾンコーディネータを配置
 - ④組織的な共同研究の推進
 - ⑤体制の運営経費の確保
 - ⑥外部人材へのインセンティブの導入と期末評価
- である。

(2)センターの産官学連携推進部においては、リエゾンコーディネータが主として共同研究・受託研究の発掘を目的として学外ニーズと本学のシーズとのマッチング活動を行い、共同研究を発掘する。研究コーディネータは研究部の各部門・拠点に配置され、基礎研究から応用研究の発掘、共同研究への進展、研究成果の権利化、特許から派生する共同研究・技術移転などを継続的にフォローする。また、客員教授も共同研究の創出活動を行う。更に、インキュベータ支援人材等を加えて総勢約40名が活動を行う。

知的財産部は知的財産の創出・取得、情報の管理、技術移転、教育等の業務を、客員教

授を含めて12名の人員で実施する。

地域連携室は、国・自治体等との産学連携活動、共同研究・受託研究獲得活動を産官学連携推進部、知的財産部と連携して行う。

総合戦略調整室はセンター全体の活動戦略の企画、活動の調整を行う。

また、契約事務室は研究支援、産学連携・契約に係る事務的事項を担当する。

7 グローバル産官学連携活動体制の整備

平成19年(2007年)4月、「国際的な産官学連携の推進体制整備事業」の採択を受け、センター内に国際リエゾン室を設置して国際化支援スタッフを2名配置し、知的財産部を国際知財専門人材(弁理士)2名を含む国際知的財産部に発展改組した。総合戦略調整室の統括の下に、国際化支援スタッフが海外向けの情報発信、渉外、マーケティングを担い、産官学連携推進部の研究コーディネータとリエゾンコーディネータが共同研究の発掘とプロジェクト管理を行い、国際知的財産部の弁理士が知的財産の国際的権利化を行うグローバル産学連携体制を整備した(図3)。また、国際センターと連携し、海外の大学間連携、社会貢献、産官学官連携を推進していく。

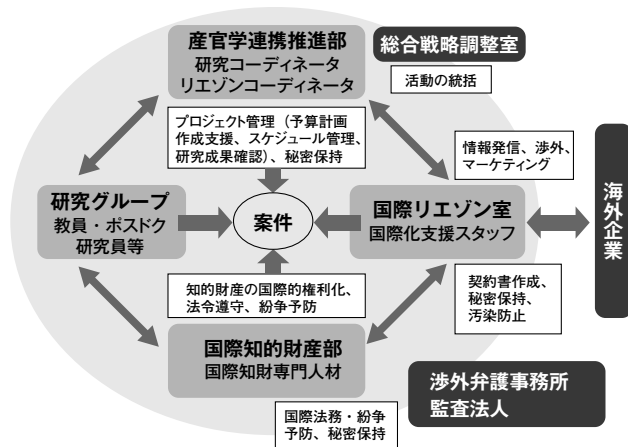


図3 国際的産官学連携推進体制図

ネータとリエゾンコーディネータが共同研究の発掘とプロジェクト管理を行い、国際知的財産部の弁理士が知的財産の国際的権利化を行うグローバル産学連携体制を整備した(図3)。また、国際センターと連携し、海外の大学間連携、社会貢献、産官学官連携を推進していく。

海外リエゾン拠点としてアジアには、中国に北京事務所と上海事務所、タイにバンコク

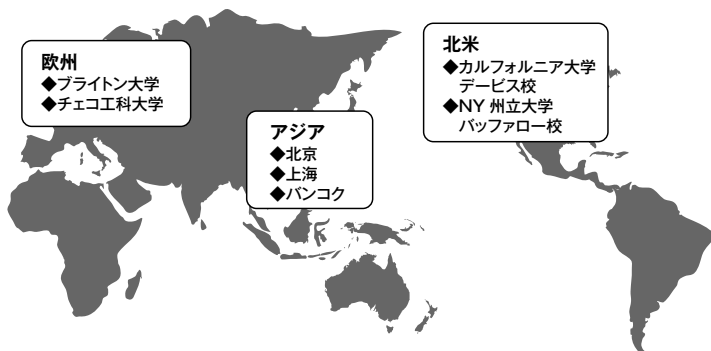


図4 海外リエゾン拠点

事務所を設置し、現地大学及び企業との連絡拠点として活動を開始した。本学は、これらの地域において多くの大学と連携しており、広範囲な活動展開の観点からオフィス設置を行った。

一方、オフィスを持つコストが高い欧米においては、大学間で相互互惠の関

係を構築し、連携を進めている。英国ブライトン大学、チェコ工科大学、カリフォルニア大学デービス校（農学分野において全米第1位）、ニューヨーク州立大学バッファロー校を欧州・北米における海外リエゾン拠点として活動を行っている（図4）。

8 大学戦略本部-研究・産官学戦略タスクフォースの設置

大学知的財産本部整備事業において学長を本部長として設置した「産官学連携戦略本部」は、平成20年（2008年）4月から、国際展開と人材養成の事業展開も含めた外部資金の獲得を目指した「大学戦略本部」へ発展的に改組された。

本学は、大学のミッションである教育、研究、新技術・産業創出の原動力として産官学連携を位置づけており、これまでの共同研究や産官学連携の活動に加え、国際展開と教育に関する社会との連携・外部資金獲得についてもタスクフォースを設定して取り組める体制とした。研究・産官学戦略タスクフォースは、学長のリーダーシップの下、研究成果の社会への還元、産官学連携の積極的推進を目指し、全学的な取り組みとして競争資金等の外部資金の獲得や研究への支援活動を実施する。

9 産官学連携戦略展開事業

平成15年（2003年）度から実施してきた大学知的財産本部整備事業の終了に伴い、平成20年（2008年）度から新たな文部科学省事業として計画された「産官学連携戦略展開事業-国際的な産官学連携活動の推進」に申請し、平成20年（2008年）6月に採択を受けた。本事業期間は5年間であり、基本特許の国際的な権利取得の促進、海外企業からの共同研究・受託研究の拡大、国際的な知的財産人材の育成・確保など、国際的な産官学連携体制及びその活動強化を事業の目的とするものである。本学は、平成19年（2007

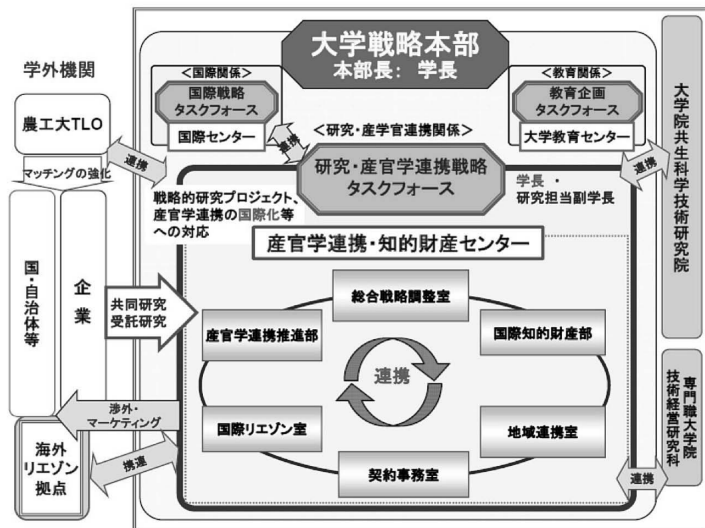


図5 2008年度の推進体制

年)度に整備したグローバル産官学連携体制及び本事業を活用し、グローバル産官学連携活動を一層推進し、イノベーション創出と新産業創出の拡大を図っていく計画である(図5)。

10 センターの活動状況

1. リエゾン活動と共同研究等発掘活動

昭和63年(1988年)の共同研究開発センター設置以降、教員各位の努力による共同研究等創出活動が続けられ、更に平成16年(2004年)の法人化に伴って組織的な活動が行える体制が整ったことにより、リエゾン活動が活発化していった。三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行等との連携に基づき、取引企業からの技術相談に積極的に対応し、共同研究への発展につなげるとともに、平成17年(2005年)10月、日本通運株式会社、富士写真フイルム株式会社と、平成18年(2006年)5月に株式会社日立製作所、9月に東京瓦斯株式会社と、平成19年(2007年)4月にシチズン時計株式会社と包括組織連携契約を締結した。

また、リエゾンコーディネータ、研究コーディネータ等の活動による本学研究シーズと産業界等とのニーズのマッチング活動及び地域連携室による国・自治体等との連携強化等により、共同研究等の拡大が促進された。

2. 公募型研究資金の獲得

公募型研究資金に関しても、法人化以前は教員個人の努力に委ねられていたが、加えて、法人化以後は、産学官連携コーディネータ、リエゾン専門人材、研究コーディネータが中心となって、科学技術振興機構(Japan Science and Technology Agency:JST)の大学発ベンチャー創出推進、独創モデル化、革新技術開発研究事業、シーズ育成試験等の公募型研究資金、及びNEDO産業技術研究助成事業、大学発事業創出実用化事業等の公募型研究資金の獲得に関して、教員を支援し、あるいは教員と共に申請活動を行った。

平成18年(2006年)度において、科学技術振興機構のシーズ発掘試験には101件(前年は63件)申請して13件採択され、顕在化ステージは合計10件採択された。いずれも全国の大学の中でトップクラスであった。平成18年(2006年)度のNEDO産業技術研究助成事業に関しては、3件(前年度は0件)の採択を得た。また、平成19年(2007年)度においては、JSTシーズ発掘試験に86課題応募して15課題採択、イノベーション事業化・顕在化ステージに22課題応募して4課題採択、育成ステージに3課題応募して1課題採択され、高い成果を得ることができた。本学教員の4人に1人以上が応募するなど、大学全体の底上げが図られた。

外部資金の推移を表1に示す。表において、申込ベースはその年度に申込みがなされた

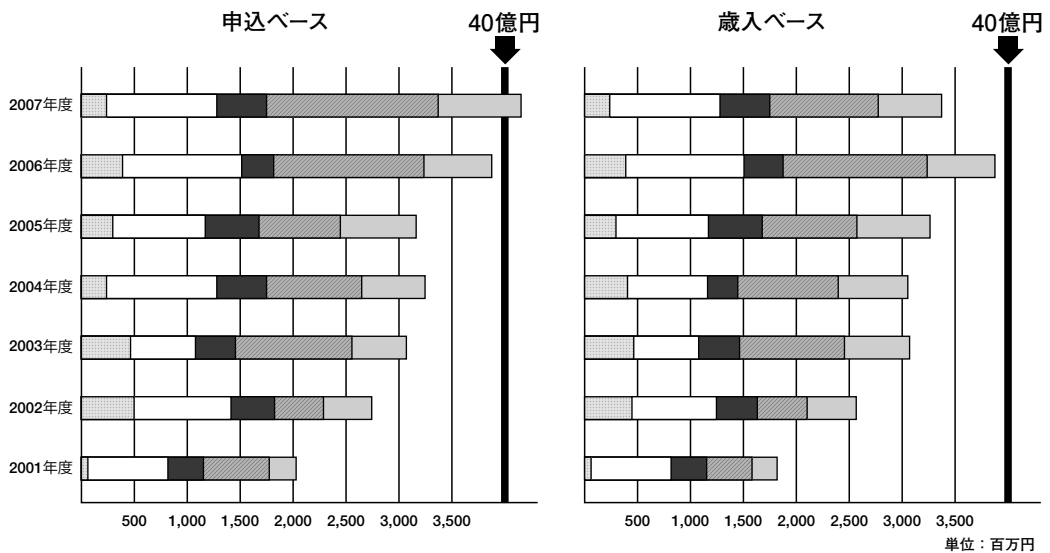
件数・金額を表し、歳入ベースは複数年度にまたがる案件についてはその年度に歳入される件数・金額を表す。

過去7年間の外部資金の申込ベースと歳入ベースの推移を図6に示す。

表1 外部資金の推移

(単位:百万円)

	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
	歳入ベース	申込ベース	歳入ベース	申込ベース	歳入ベース	申込ベース	歳入ベース	申込ベース	歳入ベース	申込ベース
共同研究費	646	637	647	649	670	679	649	622	625	751
受託研究費	997	1,043	906	1,166	881	772	1,379	1,379	1,023	1,593
奨学寄付金	350	350	346	346	437	437	314	314	385	385
科学研究費補助金	677	677	743	743	927	927	1,108	1,108	1,143	1,143
その他	439	439	402	402	296	296	402	402	236	236
研究員費	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1



また、教員あたり共同研究受入れ金額、基盤的資金に対する外部資金等の割合について他大学との比較を表2に示す。(ここで、基盤的資金とは運営費交付金と施設収益費を加えたもの、外部資金等とは外部資金と科学研究費補助金を加えたものをいう。)

表2 外部資金の他大学との比較

順位	教員当たり共同研究 受入金額(千円)	順位	共同研究受入金額(千円)	順位	基盤的資金に対する 外部資金等の割合
1	東京農工大学(1,517)	1	東京大学(4,532,046)	1	東京大学(0.70)
2	名古屋工業大学(1,277)	2	京都大学(2,987,601)	2	東京工業大学(0.63)
3	東京工業大学(1,275)	3	大阪大学(2,352,261)	3	東京農工大学(0.61)
4	東京大学(1,144)	4	東北大学(2,028,058)	4	京都大学(0.60)
	奈良先端科学技術大学院 大学(1,144)	5	慶應義塾大学(1,822,184)	5	大阪大学(0.59)
6	豊橋技術科学大学(1,028)	6	九州大学(1,605,014)	6	東北大学(0.55)
7	京都大学(1,028)	7	東京工業大学(1,513,580)	7	奈良先端科学技術大学院 大学(0.52)
8	北陸先端科学技術大学院 大学(985)	8	名古屋大学(949,841)	8	豊橋技術科学大学(0.51)
9	電気通信大学(947)	9	北海道大学(869,960)	9	名古屋大学(0.49)
10	大阪大学(924)	10	筑波大学(706,134)	10	長岡技術科学大学(0.45)
11	東北大学(764)	11	早稲田大学(675,134)	11	名古屋工業大学(0.43)
12	北見工業大学(731)	12	東京農工大学(649,221)	12	北海道大学(0.42)

3. インキュベーション・企業支援活動

本学インキュベータは平成15年(2003年)6月に開設して以来、2007年3月末現在において株式会社12社、有限会社3社、1研究室が活動を行っている。また、本学発ベンチャー企業数は、平成19年(2007年)度の全学調査の結果、32社であった(図7)。

スタートアップ企業の育成を図るべく、発明協会の専門家派遣制度活用による支援、ハンズオン方式ベンチャーセミナーの開催、本学客員准

教授2人(公認会計士と税理士)による月1回の経営相談会、経済産業省の広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業等の実施により、支援活動を行っている。

また、平成19年(2007年)度に経済産業省「大学連携型起業家育成施設整備事業(地域インキュベータ)」に自治体(小金井市・東京都)と共に申請して採択を受け、大学発ベンチャー育成支援と地域連携の推進を図る、本格的な新産業創出体制が整えられることとなった。本事業は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、(独)中

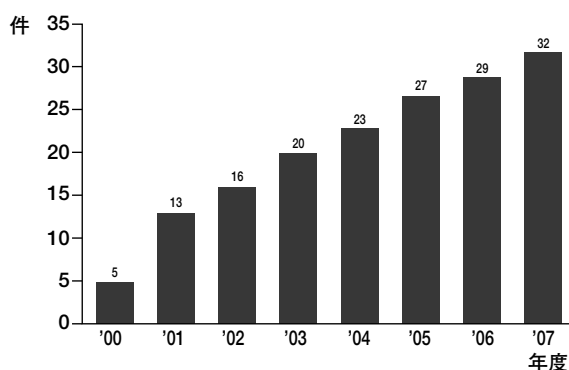


図7 本学発ベンチャー企業の推移

小企業基盤整備機構が経済産業省の推進した「大学発ベンチャー1000社計画」におけるベンチャー育成のため、自治体が大学と連携して行うインキュベーション施設誘致に応じて事業施設を整備し、賃貸及び管理運営を行うものである。本学がこれまで積極的に取り組んできたキャンパスインキュベータの第2ステージとして活用することになる。中小企業整備機構、東京都、小金井市、本学の

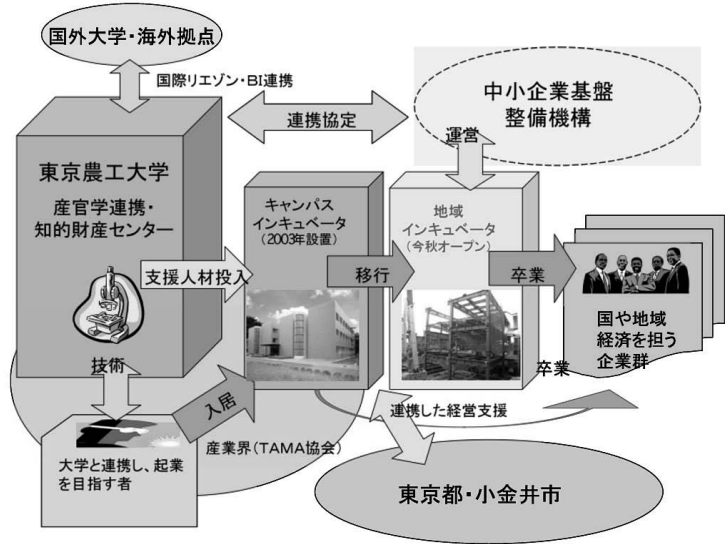


図8 キャンパスインキュベータと地域インキュベータとの連携図

4機関による協議会を14回開催し、計画を進めている。延床面積約1,600平方メートル、居室数21の施設として完成し、2008年秋に運営開始の予定である(図8)。

4. 知的財産の創出支援と権利化の推進

法人化後、本学教員の発明は原則として職務発明として取扱われることとなった。平成16年(2004年)度・平成17年(2005年)度の発明届出件数は137件、217件と大幅に増加し、国内出願件数も95件、153件と増加した。

発明の権利化活動が活発化することは大変好ましいことであるが、大学知的財産本部整備事業で掲げた年間出願計画100件を、研究者のアク

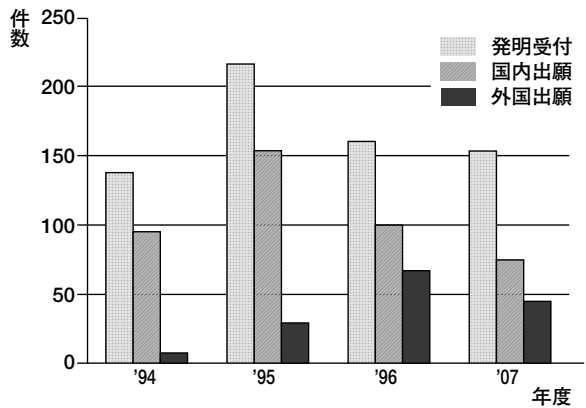


図9 発明受付・国内出願・外国出願の推移

ティビティを減退することなく、また権利化を予算・工数にあわせて重点的に実現し、権利化活動を適切に実施していく戦略が課題となり、2005年度の後半から見直し検討を行い、平成18年(2006年)10月1日以降の届出発明に対して適用することとなった。また、新しい課題に関してWGを設置して検討を加え、適切な権利化を図っている。図9に平成16年(2004年)度以降の発明届出件数、国内出願件数、外国出願件数(PCT出願+各国移行件数+ダイレクト出願件数)の推移を示す。

5. 知的財産の活用

研究成果の技術移転で深く連携している農工大TLOは、本学の研究成果に関して平成19年（2007年）度末時点で61件のライセンス契約を成立させ、約10,582万円（消費税込み）のライセンス収入を得た（図10）。ライセンスの分野もライフサイエンス、化学・材料、メカトロニクス、環境、光学、情報と広範に及び、これまで順調に移転活動が進んでいる。

機関帰属である知的財産の活用を一段と促進するためには、個

人帰属の特許を考慮に入れた効果的な特許ポートフォリオの構築、発明評価委員会による市場性を十分に考慮した発明評価の実行、共同研究など知的財産の創造段階における活用を見越した企業への働き掛け等を有力と考え、センターと農工大TLOの密接な連携の下で、こうした改善策の推進に努めている。また、技術移転を促進するために、「大学等の株式取得等に係る学内規則及びその適切な運用のためのガイドライン」を平成18年（2006年）度に策定し、本学ならびに全国の大学に普及させるとともに、学内の関係規程の整備を図った。

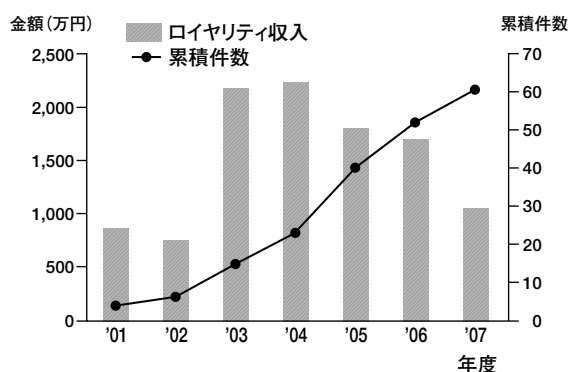


図10 技術移転の実績

6. 国際的な産学官連携活動

海外企業との共同研究は平成15年（2003年）以降9件実施した。特に平成19年（2007年）度は米国企業、ドイツ企業、韓国企業、シンガポール企業と契約を締結した。また、海外リエゾン拠点における活動も徐々に活発になってきており、ブライトン大学とは、展示会・研究交流会・シンポジウムを双方にて複数回実施するなど、企業との共同研究を見据えた活動を活発に行った。また、上海事務所と連携してFIC食品展に出展し、米国ではJUNBA2008、AUTM2008に出展し、その成果として複数の引合いに至っている。また、米国の大手製薬会社との間のマテリアル・トランスファー契約など、海外企業との連携も増加してきている。

7. 利益相反マネジメントの実施

平成14年（2002年）度に「東京農工大学利益相反ポリシー作成に向けてのドラフト」をいち早く学内HPに掲載して周知を図り、利益相反ポリシー、利益相反規程をはじめとした関係諸規定を平成15年（2003年）度末に制定し、利益相反マネジメントガイドライン、

利益相反Q&Aを作成し、周知した。平成17年(2005年)4月に産学連携に関与している教員を対象に自己申告の試行を実施し、その後、マネジメントの主体をセンターから研究院運営委員会及び利益相反委員会に委ね、全学的に実施した。

8. 優れた知的財産人材の確保と育成

本学では、産官学連携活動を高いレベルで実施していくために、質の高い人材の確保と育成をモットーとしている。センター専門人材各人の評価に基づく成果主義を基本とし、雇用の継続、年俸制、報奨制度に関して人事制度改革を実現し、各人の活力の向上、組織の活性化を図った。当初は企業等で経験を積んだ外部人材を活用してきたが、現在は若手人材を中心とし、弁理士等の専門家に対しては、国際知財人材として養成を行うとともに、特任教員へ登用し、教育面への活用も進めている。

9. 学生等の知的財産教育・起業家教育

センター専任教員、専門職大学院(MOT)教員、非常勤教員が農学部、工学部、工学府、MOT学生に対して知的財産、ビジネス関係の教育を行った。特にMOTでは、知的財産管理学、バイオテクノロジー知財戦略論、情報システム知財戦略論、環境技術知財戦略論、知的財産防衛論等の専門的な内容につき、教育を行った。また、センター客員教授が起業家教育、ビジネスプラン作成講座等、ビジネスに関するハンズオン教育を実施している。

10. センターの将来像

「教育・研究とのバランスを保ちつつ自立化を図り、イノベーション創出・新産業創出を拡大し、国際的な産官学連携活動を大学全体の国際化につなげる」、「整備事業で構築された研究マネジメント・支援体制を一層活発化すべく人材の確保・育成を継続的に発展させる」、「イノベーションを担う若手人材の育成と国際的な活躍の機会創出を推進する」を、センターの将来像と考えている。



産官学連携・知的財産センター

第十節

国際化、姉妹校協定の経緯

昭和57年(1982年)10月19日、本学は初の学術交流協定をドイツ連邦共和国・アーヘン工科大学との間で締結した。アーヘン工科大学との交流は、東野文男・本学工学部助教授(当時)とHans Groenig・アーヘン工科大学衝撃波研究所教授(当時)の交流をきっかけとして開始し、平成14年(2002年)10月からの窓口教員をそれぞれ亀田正治・工学部准教授とHerbert Olivier衝撃波研究所教授に交替し、現在も交流が継続している。

続いて、農学部を中心とした交流を基盤に、1985年6月28日、ブラジル連邦共和国・パウリスタ総合大学(Universidade Estadual Paulista:UNESP)との間で締結した。服部順昭・農学部教授とIzabel Cristina Takitane・農学部助教授をそれぞれの窓口教員とし、協定締結後20年以上経過した現在でも、共同研究の実施、研究者及び学生の相互派遣、シンポジウムの開催等、活発な交流が継続して実施されている。

その後も教員間での交流や卒業留学生とのネットワークを基盤に、本学は、様々な国・地域、機関との間で学術交流協定を締結している。表1に示すとおり、1993年にはわずかに8校であった協定は、この15年間で約15倍に増加し、平成20年(2008年)8月1日現在、全世界31カ国に74校の協定校(姉妹校)を有するに至っている。その地域別内訳は、アジア41校、中東2校、アフリカ3校、ヨーロッパ20校、北米6校、南米1校、その他1校である(図1)。

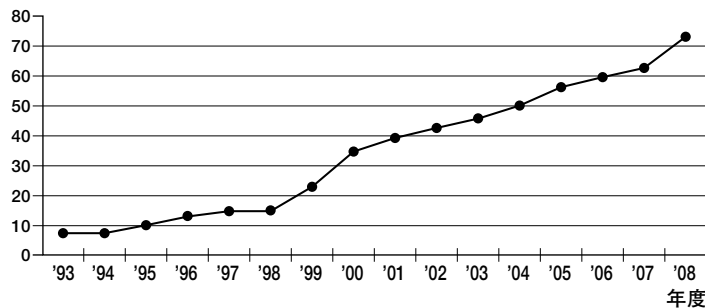


図1 姉妹校数の推移

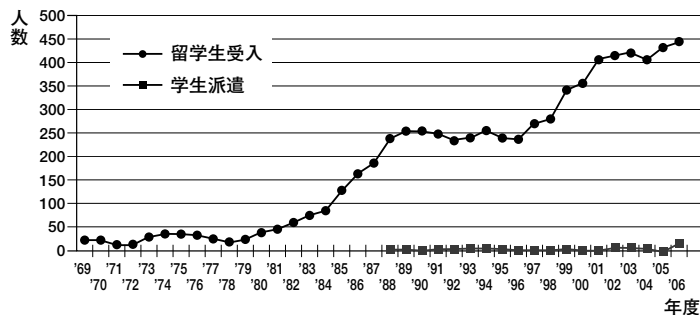


図2 学生交流の推移

また、本学は、留学生442名(学部生等:137人、大学院生:305人。2008年5月1日現在)を受け入れており、これは総学生数の約7.4%にあたる。特に大学院生の割合が高く、学部生の約3.4%に対し、大学院生の約15.6%が留学生である。留学生の支援経費別では、私費が291人(約65.8%)、国費が126人(約28.5%)、政府派遣が25人(約5.7%)である。地域・国別では、特にアジア地域全域からの留学生が多い。

図2に留学生数の推移を示したが、留学生数はここ40年間で20倍近くに増加し、特に姉妹校数の増加とともに各大学院における積極的な受け入れが行われている結果であることが読み取れる。さらに、日本語能力を必要としない農学府国際環境農学専攻(大学院修士課程)の設立(平成11年(1999年))、英語による科学技術短期留学プログラムの開始(平成12年(2000年))なども留学生増加の要因となっている。

科学技術短期留学プログラム(STEP: Short-Term Exchange Program in Science and Engineering at TUAT)は、海外姉妹校の学生を対象とし、理工系専門分野及び科学技術日本語並びに日本文化などのカリキュラムを提供するもので、姉妹校の学生と本学の学生との交流を活発化することによって、国際社会の各分野に日本を理解した有益な人材を輩出するとともに、本学日本人学生の国際理解と国際競争力の向上を図ることを目的としている。英語で専門分野の教育を行っていることもあり、姉妹校からの人気は高く、平成12年(2000年)の開始以降9年間で174名を受け入れている。

平成14年(2002年)には、日仏の大学院博士課程に在学する学生の交流、共同指導を目的とする「日仏共同博士課程(コレッジ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ)」交流事業を実施するためのコンソーシアムが両国でそれぞれ設立され、本学は国公立27大学(当時)の加盟する日本コンソーシアムの初代議長として、本学の宮田清蔵学長(当時)が日仏共同博士課程協定書に署名した。本学は平成14年(2002年)から平成16年(2004年)まで議長校を、また2005年から現在まで幹事校を務め、日仏共同博士課程の交流促進と発展に尽力した。

本学で学んだ留学生の多くは帰国後に各国行政機関および大学等の教育研究機関において活躍しており、これらの協定校ネットワーク、卒業留学生ネットワークの活用は、本学が国際的に活動を展開する上で、大変重要であると言える。

姉妹校との交流については、それぞれの機関との間で研究者(図3)・学生交流や共同研究などが継続されているところであるが、その中から特色のあるものをいくつか紹介する。

アメリカ・ニューヨーク

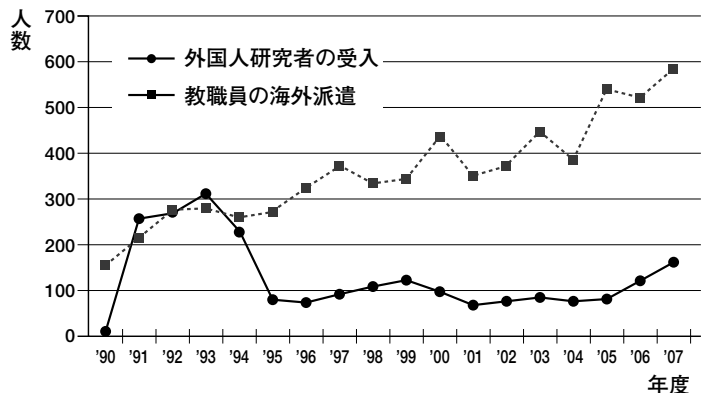


図3 研究者交流の推移

州立大学バッファロー校とは平成4年（1992年）6月25日に協定を締結して以来、本学学生の短期留学プログラムとして、夏季語学研修への派遣を実施しているほか、平成15年（2003年）からは事務職員の国際的資質向上を目的として、学長裁量経費による長期研修を実施し、これまで2名の事務職員を派遣したところであるが、約1年にわたる海外研修での成果は非常に高く、その能力向上に大きく寄与している。

ニューヨーク州立大学バッファロー校との交流開始と時を同じくして、アメリカ・パデュー大学農学部と本学農学部との間の交流も深められ、平成5年（1993年）1月22日に農学部同士の部局間協定を締結した。協定締結の平成4年（1992年）度から、両大学間では交換留学プログラムが実施されている。当該プログラムは、両大学の農学部学生に対して、派遣先大学において体験授業の実施や農業体験等を行うもので、海外研修が学部共通専門科目として単位認定されるという点は注目すべき特色である。これまでパデュー大学からは46名、本学からは71名の学生が本プログラムに参加している。

また、イギリス・ブライトン大学とは、平成18年（2006年）1月31日に学術交流協定を締結し、その後、ブライトン大学との協議を通して、教員・学生の交流以外に、両者の教育研究理念及び国際戦略を踏まえて、主として国際産学連携を促進することについて合意に達し、平成18年（2006年）11月21日に国際産学連携協定を締結した。同協定で相互に合意した内容を踏まえ、研究紹介、関係企業の紹介、複数回にわたる情報交換を着実に重ねた結果、実際に新たな産学連携が生まれるに至り、平成20年（2008年）4月17日にはライセンスに関する包括的内容を盛り込んだ産学連携を促進する覚書を新たに締結するなど、国際産学連携を推進している。

姉妹校との交流の中でも、本学の特筆すべき国際交流の1つとして、アフガニスタン・カブール大学復興支援を忘れてはならない。アフガニスタンでの内戦が終結して間もない平成14年（2002年）5月、教員4名をカブール大学に派遣、高等教育の現状に関する調査を行ったのを機に、国内他大学に先駆けてカブール大学と学術交流協定を締結した。この協定締結後、平成14年（2002年）7月1日、学内に学長直轄組織として「カブール大学復興支援室」を設置し、アフガニスタンの高等教育の中心であるカブール大学の教育研究復興に向けた教員の能力向上支援を行っている。

具体的には、農学、工学、獣医学分野の若手教員を国費留学生として本学修士課程および博士課程に受入れ、学位取得を目指した教育を行うとともに、毎年、中堅教員を対象に、教材開発や研究討議、研究施設視察等の機会を提供することを目的として、1カ月程度の短期研修の受入を行っている。

平成14～20年（2002～2008年）度の6年間に、国費留学生として27名の若手教員が本学に留学、そのうち既に4名が博士号を取得し、以前に修士課程を修了して帰国した4名とともにカブール大学で教鞭をとって活躍している。また、中堅教員の短期研修においては、平成19年（2007年）度までに28名を受入れている。

この他、平成16年（2004年）3月に国際シンポジウム「教育がつくる明日のアフガニスタン」を開催、平成19年（2007年）3月には「東京農工大学アフガニスタン復興支援セミ

ナー」を開催するなどの活動を継続している。

そして、復興支援の継続には、他機関との連携や日本の復興支援のプレゼンスの向上が必要であるとの認識から、平成19年（2007年）8月に本学の呼びかけで「東京地区アフガニスタン復興支援大学情報交換会」を開催した。その結果、アフガニスタン復興支援の大学間ネットワークとして「アフガニスタン復興支援大学連絡会」を設置し、本学が事務を担当することとなった。平成20年（2008年）3月、連絡会での活動の一環として、シンポジウム「日本の大学によるアフガニスタン高等教育復興支援-開発途上国における高等教育支援の今後に向けて」を主催した。シンポジウムでは、これまでの各大学による活動の発信、国内外の援助関係者間での情報共有を行うとともに、アフガニスタン復興支援の課題と今後を展望した。日本の復興支援関係者が一堂に会し、広く一般市民に情報を発信するという機会は初の試みであり、その中心となった本学が果たした役割は大きい。

このように、教員間の国際交流を基盤とした協定校との交流や留学生の受入、大学全体での組織的な姉妹校との取り組みなど、本学の国際交流活動は着実な成果を上げ、その内容も拡大している中、依然として、学生の海外派遣は実績数・伸び率ともに少なく、また、大学としての国際化の組織体制が未整備なことからポテンシャルを十分に発揮できていない面が少なからず見られる状況である。そこで、本学の体制整備の一つとして、平成19年（2007年）11月1日、留学生センターを改組拡充し、全学的に国際化を推進する組織として国際センターを設置した。

国際センターは、

- ・本学の国際戦略策定における企画・立案
- ・姉妹校との連携強化による教育研究の国際交流の活発化
- ・ダブル・ディグリー・プログラムの実施
- ・質の高い留学生の確保と留学生に対するワンストップ・サービスの実施
- ・日本人学生の海外留学の促進
- ・国際的産官学連携の取組みの強化

などをミッションとし、教員と事務職員が連携し協働することにより、全学の国際関係業務を遂行する体制をとった。

さらに、これまでの姉妹校協定に基づく交流、教員の共同研究、留学生の受入・派遣、産学連携などの実績を基盤に、海外拠点を形成し、国際的な人的ネットワークを確立することにより、交流のさらなる強化・充実、有機的連携の一層の深化をもって、本学の国際競争力を強化し、農工分野における国際的リーダーシップが発揮できる大学づくりを目指すことを目的に、平成19年（2007年）度から順次海外拠点を設置している。

前述の国際センター設置と同じ平成19年（2007年）11月1日、東京農工大学北京事務所を日本学術振興会北京研究連絡センター内に設置した。また、同年、中国・上海、タイ・バンコクにも海外事務所を置いたほか、姉妹校であるブライトン大学内にはリエゾン・オフィスを置き、交流の促進を図っている。さらに、平成20年（2008年）には姉妹校のチェコ工科大学（プラハ）内にリエゾン・オフィスを置くことで両大学間が合意に達し、米国

の2校の姉妹校内にリエゾン・オフィスを設置することについても動き始めているところである。

以上のように、これまでの60年にわたる本学の歩みは、国際化の面においても、着実に飛躍的なものであったと言える。本学の基本理念は「MORE SENSE 使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力」であり、循環型社会の実現を担う人材育成を大学の使命とする。基本理念に基づき、60年の歩みを踏まえて、世界にはばたく人材の育成、国際共同研究・国際産学官連携の推進、国際貢献を柱に国際化を推進し、国際的にも通用する特色のある大学となっていくことが、これからの東京農工大学が進むべき道であるといえよう。

1 アーヘン工科大学との姉妹校条約の締結

1980年代に入り文部省は各大学が国際交流を活発に推進するために、国立大学と外国の大学との間で姉妹校協定を結ぶことを奨励した。この協定には人事交流の他に外国との共同研究の推進が含まれている。中曽根康弘首相(当時)は留学生増員計画を積極的に推進し、外国からの留学生を将来的には10万人受け入れることを表明した。各国立大学が外国の大学との間で学生交流に関する姉妹校協定を結べば、協定大学に留学する学生には優先的に奨学金が支給されることになった。本学の場合、農学部と工学部の各学科が姉妹校予定大学を執行委員会に推薦し、幾つかの大学との間で姉妹校協定を結ぶことが検討された。工学部機械工学科からは東野助教授(当時)が以前フンボルト奨学財団の援助により留学した西ドイツのアーヘン工科大学と交渉することになった。本学にはこれまで姉妹校協定の経験が無く、協定書の作成などは全て手探り状態でスタートした。まだ本学に国際交流委員会ができる前のことであり、必要経費に対する予算措置もないので、締結に至るまでには今では想像もつかない困難さがあった。

姉妹校条約締結の実務については会合を持ち各項目について検討することが最良であるが、それに使える予算措置がなく時間的にも急を要したので実際の交渉は手紙を中心に行わざるを得なかった。第1回目の会合は昭和55年(1980年)8月に東野教授が西ドイツのポッフムで開催された国際シンポジウムに参加したとき、アーヘン工科大学の衝撃波研究所に立ち寄り、H. Groenig, と A. Beylich の両教授外、事務局のWeber局長、および、東野教授が会談して具体的な実施方針を検討した。第2回目の会合は、昭和56年(1981年)10月にGroenig教授が横浜国立大学を訪問する機会を利用して農工大で行った。第3回目の会合は東野教授が昭和57年(1982年)10月18日にアーヘン工科大学で開催された国際会議に参加した際に当地で実施された。これらの会合を通して以下の問題点が明らかになった。1) ドイツで受け入れる学生の授業料は無料であるが、日本に留学するドイツ人学生の授業料は無料か。2) 日本ではドイツ語があまり普及していないから、日本の学生が10ヶ月間程度ドイツに滞在しても論文が書けないであろう。3) 大学院生以上の研究交

流が望ましい。その後、「実際に人物交流を円滑に行うためにはできるだけ簡単な姉妹校条約文を書いた方がよい」というGroenig教授の提案により、当時、横浜国大と西ドイツのザールランド大学との間で結ばれていた姉妹校宣言文に準じて条約文を作成することにした。このように本学とアーヘン工科大学との間の姉妹校条約宣言文は「より広く一般的な交流ができる」ようになっている。この結果を当時の喜多工学部長と金子工学部事務長に報告したところ、本学としては初めてのケースであるから、条約の詳しい内容を検討する余裕がなく、本学としては双方の大学長がサインした姉妹校締結の宣言文を作り、発効させることが先決であると言われた。原案の独文はGroenig教授が書き、アーヘン工科大学の法学部教授に依頼して術語の訂正を行った上で最終的な宣言文ができた。日本側では、ドイツ語の野田教授にお願いして正式な和訳文書を作成し、最終案は1982年7月に完成した。完成した正式の宣言文(独文と和文)2通を携えてGroenig教授と東野教授がアーヘン工科大学本部のUrban学長を訪ね、Weber外事局長の案内でUrban学長が独文の宣言文2通に署名された。その後、日本では諸星学長(当時)が和文2通に署名された。本学には和文と独文の正式な宣言文を各1通残し、残りの和文と独文で書かれた正式な宣言文の各1通はGroenig教授を通してUrban学長に届けられた。このようにして東京農工大学で初めての姉妹校宣言文に関する公式な手続きが全て完了した。

アーヘン工科大学はパリのソルボンヌ大学が創立された1890年代に創立され、工科大学としてはヨーロッパで最も古く由緒ある大学である。これまでにノーベル賞学者を3名輩出しており、テオドール・フォン・カルマン教授がカリフォルニア工科大学に移住するまで教授を務めていた大学として知られている。本学が外国との間で姉妹校協定を結んだのはアーヘン工科大学が初めてであるが、その後、多くの大学と姉妹校協定を結んだ結果、昭和59年(1984年)6月には東京農工大学国際交流委員会が発足し、さらに、昭和61年(1986年)には本学への留学生数が111名に達したのを機に、国際交流会館の建設が計画されるまでに至った。まことに喜ばしいことである。

2 パウリスタ総合大学との姉妹校交流史

農学部との交流が最も早くから行われたのはパウリスタ総合大学(以下「UNESP」という)である。本学の概要には昭和60年(1985年)6月に締結したが、当時の事情は、定かではないので、平成20年12月に農学部で開催された日本人ブラジル移住100周年を記念する「日伯大学・農業研究機関交流シンポジウム」に招聘したUNESPの名誉教授であるボツカツ校の元農学部長のジュリオ・ナカガワ先生(作物栽培学)に調査と執筆を依頼した。4ヶ月に及ぶ資料収集・インタビューの後、ポルトガル語の交流史が届いた。農学部の山田講師が翻訳して10頁にまとめた。これには協定締結までの交流状況が手に取るように書かれており、別途全文が掲載されるように関係部署に働きかけたい。ここでは、それを引用し、交流の経緯を述べることにする。

UNESPとの交流は本学獣医畜産学科を昭和22年に卒業し、戦後に移住されて、ボツカツ市郊外のサンタ・マリナ日系入植地に住んでいた関屋龍夫氏とUNESPボツカツ校との行き来が始まりである。氏は平成10年に他界されるまで本学からボツカツ校を訪問した教職員の世話を献身的にされるなど、姉妹校の架け橋的役割をされた。執筆者もその一人で、平成3年(1991年)には氏に通訳を依頼し、ベレンを訪ねた際に、氏が日本から移民船でこの港に着き、今回の訪問はそれ以来で、感無量であると感謝され、移民の重さを知った。

関屋氏のお世話により、昭和51年(1976年)に製糸学の北村愛夫工学部教授が、翌年には農業機械学の藍房和農学部教授が、昭和54年(1979年)に前述のジュリオ・ナカガワ農学部長が、昭和57年(1982年)に農村工学のパウロ・カルヴァーリョ・マトス教授が、それぞれ相互訪問された。

昭和56年(1981年)にアルマンド・オクターヴィオ・ハモスUNESP学長(薬理学)、ボツカツ校生命科学研究所長ウィウマ・ペレイラ・バストス・ハモス教授(薬理学)、同研究所副所長ミノル・サカテ教授(薬理学)、ボツカツ校医学部ミウトン・マサト・ヒダ教授(眼科学)が本学を訪問し、姉妹校協定締結の準備に着手した。その返礼として、同年に川名明農学部教授(森林風致及びレクリエーション学)が初めてボツカツ校を訪れた。さらに、昭和58年(1983年)に園芸学の志村勲農学部教授が、翌年には再度川名教授がUNESP本部と各キャンパスを訪問し、協定締結に向けて交渉を始めた。

昭和60年(1985年)にミノル・サカテ教授が本学との学術交流協定案への署名をUNESP学長に上申し、同年4月に諸星静次郎学長(蚕学)とジョルジ・ナグリ学長(教育学)との間で第一次協定が成立した。協定には「両学相互の理解と友好を深め、協力関係を推進する」と書かれ、「双方の合意により変更が加えられるまで有効性が持続する」と記されていた。協定が発効する前に、農工大の学長が喜多勲学長(固体分光学)となり、協定の最終頁を変更の上、サンパウロ州に届け出て、昭和61年(1986年)6月28日に州の官報に掲載され、協定が発効した。

協定締結後は、ボツカツ校への農工大の教員や学生の訪問が盛んになり、昭和63年(1988年)には喜多学長がUNESP本部とボツカツ校を訪問された。UNESPからもベルナルド・ウエノ君が農学部植物防疫学科の植物病理学研究室(渡邊實教授)に進学するなど交流が盛んになった。協定はこれまでに2回更新され、現在に至っている。

姉妹校交流の最大の波及効果は冒頭に述べたシンポジウムを農林水産省の支援により農学部で開催したことで、伯国から30名の研究者を招き、3日間に渡って次の100年に向けての講演や円卓会議を行い、日伯双方の大学、農業研究機関の学術交流が次の段階に入った。

3 上海理工大学との姉妹校の締結

昭和60年（1985年）に東京農工大学は上海理工大学（当時は上海機械学院）との姉妹校関係を締結した。難波教授との繋がり深い当時副学長であった周鵬飛先生、同じく副学長の陳林教授との当初より長い交流がある。またそれから5年経った平成4年（1992年）に当時、工学部の小林俊介教授のもとで博士課程の学生で、現在は上海理工大学教授である陳抱雪教授との共同研究を通して現在、陳教授が上海理工大学側の窓口の教員になっている。そもそも陳教授とは、当時の上海理工大学の李燕生学長が東京農工大学を訪問された時の案内役として服部教授がいろいろ手配をしたときに初めて知り合い、その後、交流が続くうちに陳教授の専門である光導波路の研究の分野で高分子を材料とするものがこれから面白い発展をするのではないかという提案があり、陳教授が扱っていて、光通信用導波路デバイスとしては現在も多用されている光導波路材料の石英に替わってどの様な高分子材料が適切であるか、また、温度依存性と偏光依存性で劣る高分子が石英と代替できるためにはどの様なデバイス設計が必要かということで、陳教授が温度および偏光無依存などにするためのデバイス設計を、本学が材料の開発を担当するといった形で平成11年（1999年）より共同研究が始まった。その結果、現在、共同研究の成果として40数報の論文の完成があった。最近は通信用のデバイスとしてだけでなく石英では作成ができないフレキシブルな光回路用導波路の用途への応用研究が進められている。

上海理工大学は約3年前の平成18年（2006年）10月に建学百周年を迎え、本学の小畑学長も来賓として招待され式典に参列した。ここで節目の百周年を迎えて新しく生まれ変わった現在の上海理工大学の様子を紹介する。

上海理工大学は上海市に属する市立重点大学であり、工学を主に理学、管理学などの専攻を設ける工学系総合大学となっている。現在の上海市楊浦区にあるメインキャンパスの前身は、明治39年（1906年）に設立された上海滬江大学と呼ばれる名門校である。キャンパス内の当時の建築群は上海市文化財として保護され、百年前の西欧を思わせる洋館建築が今でも緑のキャンパスに点在し歴史の情緒が漂っている。教育改革の推進と共に、上海理工大学の規模も拡大し続け、在学生数が21,000人を超えている。そのうち院生3,500人、学部生16,800人、専門学校生700人が在籍しており、教職員は1,200人余で15の研究分野で教育および研究を行っている。国際間学術交流活動にも力を注いでおり、本学を始めとしてマサチューセッツ工科大学などの世界各国21大学と交流協定を結んでいる。

本学との交流も締結後4半世紀を経て、今後ますます発展していくことを期待している。

4 浙江大学 姉妹校協定締結と経緯

昭和61年（1986年）に、浙江大学の前身の浙江農業大学と本学との姉妹校協定が締結された。本学としては4番目の姉妹校協定であった。

姉妹校締結の発端は、昭和59年（1984年）に諸星静次郎元学長が中国農牧漁業部の招きにより訪中し、浙江農業大学を訪れ、このときに提携の申し入れを受けたことによる。その後、文書により正式の申し入れがあり、学内で検討が進み、先に調印されていた上海機械学院と同じ条件で提携することが決定され、向山文雄農学部教授が訪中の折に陳子元校長と打ち合せを行い、調印の運びとなった。

浙江農業大学の前身は明治43年（1910年）に設立された浙江農業教員講習所で、その後、昭和3年（1928年）に浙江大学農学院となり、昭和27年（1952年）に浙江農業大学となった。大学は浙江省の省都杭州市の郊外に位置するが、浙江省は食糧、綿麻、繭、茶、果物、野菜と畜産物などいずれも中国の主要生産地である。当時の浙江農業大学は農学など12系と2部1研究所で構成され、学生数は約3,700名であった。平成10年（1998年）に杭州の4つの大学、浙江大学、杭州大学、浙江農業大学、浙江医科大学が合併し、現在の浙江大学となった。学生数は約4万人、教職員は約8,400人で、キャンパスは玉泉など6カ所があり敷地面積は5.3 km²と広大であり、中国での重点大学のひとつとなっている。

姉妹校協定締結後には、主に生物生産学、畜産学、獣医学、蚕学、畜産学、獣医学の分野で教育研究交流が進み、最近5年間では、共同研究1件、学生受入れ10名、研究者派遣・受入れ6名などの交流実績となっている。

浙江大学を始めとした中国の姉妹校との交流の進展には「農工大日中友好会」が深く関わっている。「農工大日中友好会」は「東京農工大学中国同窓生と友好を深める会」の略称で、平成6年（1994年）に北京市農林科学院に農工大卒業生が相集い中国同窓会が設立された際に、日本からも卒業生を中心に訪中団が組織され総会に出席し、日中両国の農工大学卒業生が互いの国の農工業の発展に寄与する科学技術の交流を深めることを目的に発足した。以後、毎年、多数の訪中団を組織し、姉妹校を中心とした大学や研究所を訪れており、浙江大学にもこれまで3回訪問し、学長らにより姉妹校協定の更新も行われた。今後も「日中友好会」は草の根運動として日本と中国の懸け橋になることが期待されている。

第十一節

大学院の重点化「大学院部局化—検討経過」

本学が実現した大学院部局化は、東京大学、京都大学、一橋大学、東京工業大学などで進められてきた大学院重点化とは異なり、予算措置を伴わない改革であったが、長年検討を積み重ねてきた結果、平成16年（2004年）に、国立大学の法人化と同時に部局化を実現した。以下では、大学院部局化に至るまでの検討経過について記録をもとに記す。

部局化への取組みの発端は、平成4年（1992年）度に出された全学自己点検・評価委員会の調査報告書「東京農工大学における教育と現状の課題」に見つけることができる。そこでは、「科学技術の目覚ましい発展とともに、科学と技術の統合が進展する一方、その全体像が見えにくくなり、科学技術倫理の再構築、専門家の社会的責任の明確化、科学技術と非自然科学分野との総合化などの必要性が増大してきている。」とされ、「本学は科学技術系の複数学部からなる複合大学であることを特色として発展してきているものの、本学に内在する総合性の要素を強化して従来の総合大学とは異なった科学技術総合大学として発展していく必要性」があることを指摘している。

この報告を受けて評議会は、本学の将来像に関する議論を重ね、平成4年（1992年）11月24日に本学の将来像に関して資料「東京農工大学の目的・特色・教育理念について」をまとめ、「科学技術分野の総合化の進展及び科学技術と自然科学系以外の分野との総合化の必要性が増大した状況に対応して、本学の総合化を強化発展させていくべきである。」という基本理念について合意した。

この基本理念をより具体化したものが、平成10年（1998年）6月9日の組織運営検討委員会に対する学長諮問「東京農工大学は如何なる大学を目指すべきであるか。」であった。それに対して平成11年（1999年）9月14日に答申（以下、第一次答申という。）がなされ、「本学は学部教育を重視しつつ、最先端の研究と研究者・専門職業人養成を指向する科学技術総合大学を目指すべきである。」とされた。

そこでは、次の8項目を充実・整備することが目的実現のために必要とされた。

- ① 研究と教育、研究者養成と専門職業人養成の両輪の重視
- ② 農学、工学それぞれの総合化の推進、農学と工学の融合を目指す生物システム応用科学研究科を中心とする研究及び農学と工学の総合化のため、学部内及び学部間共同研究の一層の展開（キーワード：持続発展社会、持続生産、情報科学、生命科学、環境、資源循環）
- ③ 農学、工学諸分野における最先端研究の一層の推進（ここでの最先端研究とは技術的・学術的先端性のほかに、社会的要請の緊急性・重要性に根ざす先端性も含む研究をいう）
- ④ 科学技術と自然科学系以外の分野の教育研究における統合に向けて、学部・研究科の枠を超えた学内共同研究や教育面での連携

-
- ⑤ 多摩地区5大学の単位互換等大学間協力関係の一層の推進
 - ⑥ 多摩地区・首都圏の研究機関との科学技術研究教育の連携の強化
 - ⑦ 研究成果の社会還元や研究の一層の推進のための産業界との連携の強化
 - ⑧ 幅広い学部教育を大学院教官が協力して遂行するための大学院を重視した大学への移行

平成10年（1998年）10月に大学審議会から答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について ― 競争的環境の中で個性が輝く大学 ―」が出され、四つの基本理念が提示された。すなわち、「①課題探求能力育成のための教育研究の質的向上、②教育システムの柔軟構造による自律性確保、③責任ある意思決定と実行のための組織運営体制整備、および④第三者評価システム導入等多元的評価システムの確立と評価に基づく資源配分による大学個性化・教育研究改善・競争の促進」に基づく抜本的改革を強力に推進することがうたわれた。

第一次答申は、基本理念にとどまるものであったことから、よりその具体化が必要であること、平成10年（1998年）の大学審議会の答申にも応える必要があることを踏まえ、平成11年（1999年）11月24日に第二次学長諮問「2015年ごろまでの本学の長期目標及び目標達成のための長期計画」がなされ、これに対して組織運営検討委員会から平成13年（2001年）4月に答申（以下、第二次答申という。）が提出された。そこでは、次のように書かれている。

農学、工学といったいわば「シンセシス（総合・設計）型」の学術を掲げた学部からなる大学であることを一つの特色として維持しつつ、社会・環境と調和した科学技術への強い時代の要請に鑑み、それに応え得る大学へと発展を図るべきであろう。すなわち、本学は、「従来の農学と工学の二つの科学技術系領域を基本とし、産業技術とそれに関連する諸分野及びそれを取り巻く環境を対象とした研究・教育を推進し、それを通じて、人類の生存・反映と美しい地球の持続を実現すること」を基本理念とする。この基本理念を研究と教育を通して実現することを本学のいわば総体的使命としてとらえ、本学の研究・教育が総体としてこの使命達成に沿う方向となるような体制を整えることとされた。この基本理念達成に向けての研究・教育を、「使命指向型研究教育―美しい地球持続のための全学的努力(Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors for a Sustainable Earth)」として(MORE SENSE)と呼ぶことにした。

さらに、この第2次答申は、教育及び研究に関してより高度化を図るための仕組みについても重要な提案をした。主として教育に関する議論は、次の自己点検・評価報告書で明らかにされた専門教育における各種改革課題の解決と、より一層の教育改善を図ることに重点が置かれた。あわせて、より高度な研究も可能にするためには、大学院機軸化を図った上で、教育組織と研究組織との両者に柔軟に対応できる組織形態が必要と結論付けられた。

その結果、大学院教育の目的・対象・方法などの多様化・高度化と今後の大胆な改革を容易にするために、また研究の高度化・継続性・課題即応性を合わせて保障できる体制を

実現するために、大学院を教育組織（仮称：教育部）と研究組織（仮称：研究部）の並立組織とするとの結論に達した。

また、教育機能の強化のために、現行制度内での6年一貫教育の試行的運用による修士課程での効率的な高度専門教育の実現、幅の広い専門性と価値観の養成のために、学科や学部の壁を越えた選択履修が可能な融合科目プール制度の導入の必要性がうたわれ、その実質化を実現するための組織として「教育プログラムセンター（仮称）」を設置することとし、それによる6年一貫教育や融合科目プールなど全学的な教育カリキュラムの調整・編成を行い、部局化により教育面での機能の一層の強化を図ることが可能であるとの結論を得ている。

この第2次答申を受けて大学院部局化実現のための取組みが開始された。作業部会では、より具体的な案が検討され、概算要求に反映させて行くことになった。

以下は、主に概算要求資料と会議メモを中心に検討の経過についてまとめる。

第二次答申に書かれた大学院部局化案は、大学院に教育部と研究部とを置き、教員を研究部に所属する形にし、この研究部を、農学研究科、工学研究科および生物システム応用科学研究科に対応する三つの研究部から構成するというものであった（図1）。

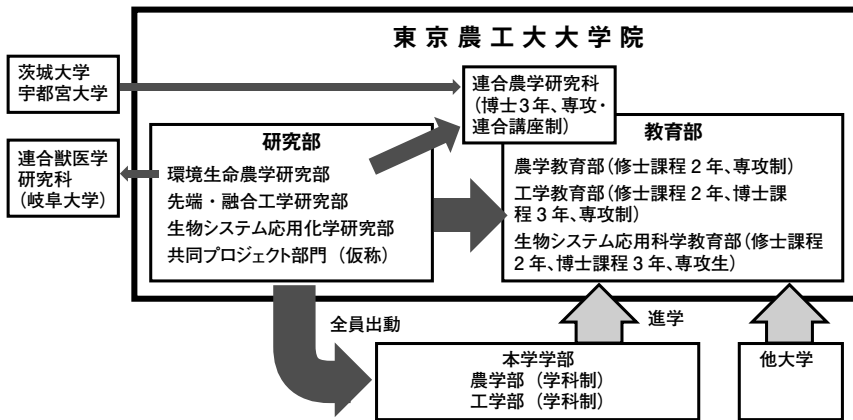


図1 大学院部局化と研究教育組織の分化（出展：第2次答申）

大学院部局化WG（作業部会）では、この案を出発点として議論が行われ、平成14年（2002年）度の概算要求書「東京農工大学大学院 農学教育部・工学教育部・生物システム応用科学教育部・共生システム学研究所・持続型技術システム学研究所及び基盤技術科学研究部新設計画書（案）」（平成13年（2001年）6月18日）をまとめた。この概算要求では、教育部及び学部における教育についても検討され、学部と大学院との連携教育を視野に入れた学部・大学院整合カリキュラムの編成や、農学と工学との融合を図る目的で融合科目プールを設けるなども検討された。これに関連して、学部・修士教育の整合的編成と幅

広い教育を実現するために教育改革を企画し、推進する組織として新たに「教育プログラムセンター」を設けるとされた。そのほか、社会人教育、特に博士教育、社会人ブラッシュアップ教育なども提案された。

この平成14年(2002年)度概算要求は、項目の頭出しに終わった。平成15年(2003年)度は、国立大学法人化の準備もあって、部局化構想の再検討を行うことなく平成14年(2002年)度と同じ内容の概算要求書が提出された。

動き出したのは平成15年(2003年)度の概算要求を提出した後からであった。部局化WGが再開され、文部科学省への説明と折衝が繰り返された。文部科学省から受けた指摘の主なものは、(1)なぜ農工大の大学院を部局化する必要があるのか、部局化するにふさわしい大学か、(2)連合農学研究科・連合獣医学研究科と大学院部局化とは、連合大学院制度を根本的に覆すものであって制度的につながらない、(3)部局化とは、博士後期課程をもつ部局を対象に行うものであって、修士課程だけで部局化はできない、などであった。根源的な指摘であったことから暗礁に乗り上げられるかと思われたとき、風向きが変わってきた。平成16年度の概算要求書をまとめる段階のことである。

平成14年(2002年)12月18日に行われた文部科学省との折衝の中で、本学が大学院部局化を実現するに当たって、特に問題視されていた連合大学院と部局化体制との並立については、文部科学省から「法人化後は、予算の仕組み上の縛りがなくなることから、部局化後においても連合大学院は従来どおりの運営ができる。」とのお墨付きを得て、上記(2)の問題は解消された。しかも、その後の折衝で、「修士課程だけの教育部が存在し得るかどうかは、重点化した大学にも修士課程だけの大学院があることから、法制上の問題ではないと考える。」との見解も示され、上記(3)の問題も解消された。残るは、(1)の問題であった。

学内的には、この時点まで農学、工学及び生物システム応用科学研究科の教員が農工融合を実現するために3研究部にそれぞれの専門に応じて分かれる案などが検討されてきた。農工大でなければできない部局化案として、平成15年(2003年)1月18日に、農工融合の証として一研究部とする案が農学部長から提案され、これに学長、工学部長ともこれに賛成し、部局化構想がまとまることになった。これが実現すれば、上記(1)の問題も解決することになる。

なお、この提案の中には、①教育部は、そのままとし、部局化後の運営は、教育部で行うこと、②教育推進センターを設け、教育のパワーアップを図ること、③研究推進センターを設置し、研究のパワーアップを図ること、そして、④専門職大学院を設置することもあり、これらについても合意され、部局化構想が一気に進むことになった。これは「学長提示新研究部構想」としてまとめられ、16年度概算要求に向けた「研究科以外の基本組織の新設(大学院部局化)要求」(平成15年(2003年)3月4日)の基本骨格が固まった。その骨格は次のとおりである。

①「農学教育部」は、修士課程のみでの設置とする。

②「農学教育部」、「工学教育部」及び「生物システム応用科学教育部」の構成について

は、現研究科での教育体系のまま移行し、変更しない。

- ③ 農工融合型で高度な研究課題の遂行に最適な研究組織として「総合科学技術研究部」を設置する。(全教官を所属させる。)
- ④ 教育部及び研究部が文部科学省令に明記され、法令的な位置づけがなされることを要請する。

その後、一研究部構想の理念とそれに伴う研究部の名称の検討が行われ、平成15年(2003年)4月30日の大学院部局化WGで「共生科学技術研究部」とすることが決まった。

これらの検討結果と文部科学省との折衝を踏まえて、平成16年(2004年)度概算要求「東京農工大学大学院農学教育部・工学教育部・生物システム応用科学教育部、共生科学技術研究部、大学教育センター新設計画書」がまとめられ、提出された。

その概算要求書の中で、教育研究組織の基本構成に関する理念は、次のように書かれている。

- ① 大学全体を、「教育部」・学部組織と「研究部」組織それぞれの内容が有機的に結合されるべく分離された形の、博士講座を基軸とする組織に再編する。
- ② 「教育部」及び学部については、これまでの度重なる改革の成果が蓄積されている教育体系・分野構成を基本的に引き継ぎ、社会的人材ニーズと雇用先との長年の連携を重視しつつ、博士後期課程を強化した体制を確立するとともに、全学の教育水準の継続的向上と内容の発展及びアドミッションポリシーの展開のために大学教育センターを設置する。同時に、学術及び社会のニーズに応えた融合教育の試行を進める。
- ③ 「研究部」については、学術研究の進展と社会ニーズの展開に合わせたフレキシブルな研究活動が可能な体制を確立する。とくに、従来の学術分野を横断したパラダイムづくりと共同研究の展開を進めるため、本学の持つ農工それぞれの研究者群が、自由に連携し合い刺激し合って、その潜在的な力を最大限発揮できるよう全学を横断する単一の研究部として「共生科学技術研究部」をおく。
- ④ これらにより、農・工の枠を越えた高度かつ有機的な教育研究環境を組織的に確立し、21世紀初頭において本学が果たすべきより新しい役割の遂行に邁進する。

平成15年(2003年)7月29日に開催された大学設置審議会で、審議の結果、「本学の部局化については、審査は届出をもって可とする。」となり、教員の個人調書作成など大変な負担となる業務からは開放された。

この概算要求における部局化の大きな特徴は、本学大学院を大学院研究組織(研究部)として一つにまとめて、農工の壁を取り払い、ほとんどの教員は「共生科学技術研究部」に所属し、教育組織である「教育部」と「学部」を兼務するとしたことである。研究部には、21世紀COEを中心とする2つの「拠点」と研究分野による8つの「部門」をおき、農工間の融合及び従来の学科間の融合を行った(完成時の組織図は、**図2**を参照)。

もう一つは、本学における教育に関して、調査・研究・企画(提言)を行い、教育改善を推進する機関(部局)として「教育プログラム部門」、「アドミッション部門」、「教育評価・FD部門」で構成する「大学教育センター」を新設し、6名の専任教員を配置したことで

ある。

この平成16年（2004年）度の新設要求は認められ、本学は平成16年（2004年）4月から部局化体制に移行した。

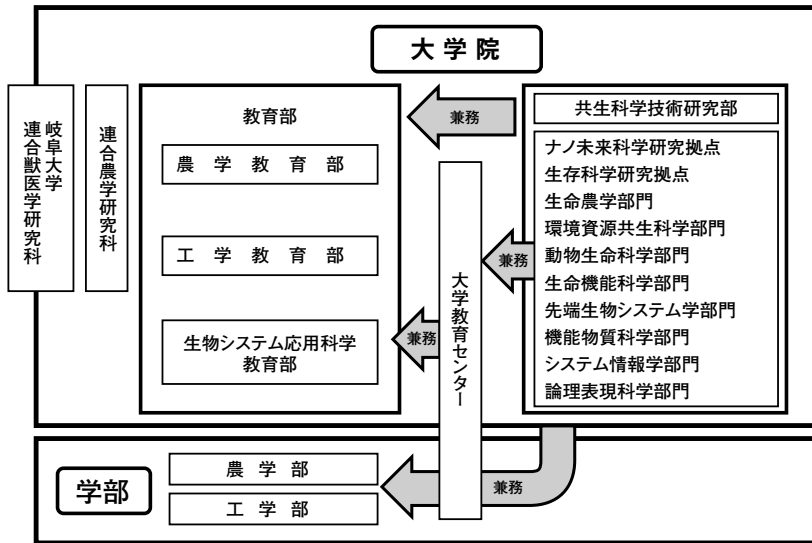


図2 教育組織と研究組織の基本的構成（出展：平成16年度概算要求資料）

第五章

国立大学法人・東京農工大学
—MORE SENSE—

第一節

国立大学法人化問題

昭和46年(1971年)の中教審答申、いわゆる「四六答申」が、高等教育の改善に力点を置き、高等教育機関の組織運営体制の合理化なども問題にしたことは前に触れたが、そのなかには文部省の直轄下にある国立大学の“公的な性格を持つ新しい形態の法人”への移行も考えるべき、という言葉及もあった。また、その後昭和62年(1987年)の臨教審答申でも国立大学を特殊法人とすることを中長期的な課題とすべき、との指摘があった。文部省直轄下にあつて、教育・研究の自由はあつても管理運営は文部省に握られている状況を変え、大学としての自主・独立性を強めるべきだという視点からの問題指摘だった。こうした指摘はあつたものの、法人化論議は、大学では、そして文部省にも起きなかった。

平成2年(1990年)、この問題が、大学関係者にとっては思いがけないところから提起される。昭和57年(1982年)に“小さな政府”を目指しての行財政改革をリードする臨時行政調査会が始まるが、それを引き継いだ臨時行政改革推進審議会が、平成2年(1990年)4月に出した最終答申のなかで、

“国立大学については、運営の自主性、自立性を高め、教育研究の活性化・個性化を図るため、制度運用の弾力化を推進するとともに、法人化など設置形態を含めて大学の組織・運営の在り方を検討する。”

と書いたのがそれである。

1970年代が終わるまで、高度成長を続けた日本の政治、特に経済財政政策を貫いていたのは、資本主義経済が本質的に持っている失業、所得分配の不平等、物価不安定等々の経済的不均衡は、国の政策で防がなければならないとするケインズ的的理念だった。が、ニクソンショック(昭和46年(1971年) 金ドル交換停止)、実質GNPマイナス成長(昭和49年(1974年) -1.2%)、財政破綻(昭和52年(1977年) 財政支出29兆円(決算)を国債発行残高が上回り32兆円に)を経て80年代に入り、「小さな政府」「増税なき財政再建」(昭和58年(1983年) 第2臨調最終答申)が国の方針になる。新自由主義・市場原理主義をいうシカゴ学派的理念への転換である。行政改革推進審議会の平成2年(1990年)11月答申は、この経済・財政政策理念の原理的転換による「小さな政府」指向が、国立大学の存在

そのものを問題視するようになったことを示すものだった。そこでの国立大学の法人化の問題意識は、当然に中教審答申が取りあげた問題意識とは異なる。大学教育のよりよいあり方を求めての設置形態の論議ではなく、財政負担軽減の視点からの設置形態の論議になるからである。

行政改革審の平成2年（1990年）答申に続いて、平成8年（1996年）8月には大蔵省財政制度審議会報告が国立大学の法人化あるいは地方自治体への移管に言及するが、問題が大きくなるのは、行財政改革を当面する最重要課題に掲げた橋本内閣によって平成8年（1996年）11月に設置された首相自らを会長とする行政改革会議が、翌年10月、国家公務員削減計画の一環として、国立大学の法人化を問題にすべきとし、まず東大・京大から先行的に独立行政法人への移行の検討を始めると発表してからである。

行政改革会議は、①首相及び内閣主導体制の確立、②中央省庁数を半減、高次の政策機能に特化した中央省庁新体制の構築、③官業のアウトソーシングの3課題を具体的審議事項としたが、独立行政法人は③に関わる。

行政のスリム化がアウトソーシングの狙いだが、そのために、国立病院・療養所、印刷局・造幣局等の現業部門や試験研究機関、博物館、美術館などが中央省庁から分離された。その受け皿とされたのが独立行政法人である。イギリスのサッチャー政権が民営化にはなじまない公共的な事業を国の直轄から切り離して運用するために、1980年代に設けたagency（エージェンシー）制度をモデルにしたといわれている。

行革会議の東大・京大両大学の法人化先行検討開始には、両大学はむろん反対したし、国大協も緊急理事会で反対を決議、平成9年（1997年）10月21日反対声明を出した。そして、この時点では、文部省も独立行政法人の仕組みは長期的な視点に立って推進されるべき大学の教育・研究にはなじまないと反対したこともあって、行革会議は検討を取り止め、この年12月の最終報告では、平成13年（2001年）以降10か年計画で国家公務員の10%削減をはかることとし、その一環として現業部門の独立行政法人化を進めるとしたが、国立大学については

“大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の実質的向上を図るという長期的な視野に立つ検討を行うべきである。”

と述べるにとどまった。

急展開するのは平成10年（1998年）8月、小渕首相が就任直後の施政方針演説で、国家公務員削減数を10%から20%に引き上げたいと表明してからである。更に翌年1月には自民党と自由党の間で国家公務員削減目標を25%にするという、いわゆる「自自合意」が成立、それを受けて中央省庁等改革本部が国家公務員削減目標を25%に引き上げ、そのために各省庁所属84機関の独立行政法人化を盛り込んだ中央省庁改革大綱を決定、平成11年（1999年7月）独立行政法人通則法が成立する。

中央省庁改革大綱では、国立大学に関しては“大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る”こととされていたが、25%削減が目標としてきまってしまうとは、それまで国立大学に法人化はなじまないと抵抗していた文部

省も方針を変えざるを得ないと判断^{注1)}、平成11年(1999年)9月、国立大学長、大学共同利用機関長等会議を招集、独立行政法人通則法に、大学の特性を踏まえた特例措置を設けるという条件をつけて国立大学独立行政法人化を容認する方針を示す。平成12年(2000年)に入って文部省が設けた「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」がその特例措置審議の場だったが、その会議の報告書「新しい『国立大学法人』像について」(平成14年(2002年)3月)をベースに国立大学法人法が平成15年(2003年)7月に制定され、平成16年(2004年)から実施に移る。^{注2)}

^{注1)} 文部省のこの方針転換には、この法人化論議が行われていた平成8～9年(1996～1997年)の間、文部大臣だった有馬朗人元東大総長のこの問題についての考え方の変化が大きく影響したのではないと思われる。通則法が成立し、役職員を公務員とする特定型独立行政法人(通則法第2条2項)が認められてからだが、同氏自身、次のように回想をしている。

“…私自身は橋本行革のときに国立大学の独立行政法人化に反対をいたしました。大臣になってからも最初非常に抵抗しておりましたけれども、日本の国立大学とアメリカの州立あるいはドイツの州立、フランス、イギリスの国立大学と比べたときに、日本の方が法人格を持ってないために規制が厳しいということを確認したわけです。その間、調べてみますと、同じ国立大学、同じ州立大学でも、これら先進国では法人格を持っているところがかなりあるということがはっきりしてきました。

もう一つは公務員型であるということが確立してきたことによって、私は少なくとも一時的に公務員型で運営してみるということができれば、今までと本質的には身分の上でも差がないだろうと考えました。そうだとすれば法人格が与えられれば大学の自由度は明らかにふえると思うんですね。

例えば、優秀な教員や研究員を集めるだけでなく、学長が自分の片腕の局長だとか庶務部長とかを探し出してくることもできるわけです。現在では事務局の人は文部省の都合に従わざるを得ず、だれそれを呼びたいといったって呼べないんですよ。法人格を得たら、そのかわり責任を持って自分が選ばなければならない。(「国立大学協会五十年史」202ページ)。”

^{注2)} 文部省の法人化調査検討会議が特に何を問題にしたかを、中間報告が出た時点で調査検討会議委員だった梶井学長が、「学生新聞」のインタビューに答えて次のように述べている。

“今の国立大学という設置形態では、予算も自分で決められず、学科の新設さえもいちいち文部科学省の許可が必要など、改善すべき問題があるのは事実です。しかし、独立行政法人通則法の枠組通りの独立行政法人化だったら、大学の教育研究の自由がなくなることは明らかですから、絶対反対だということは、最初に述べておきたいと思います。

学問の自由やそれを保障する大学の自治は絶対に守らなければならないし、その点は調査検討会議でも、確認されてきたところですよ。こうした主張は中間報告の「基本的な考え方」にも反映されています。

国立大学の法人化は、「行政改革」のためではなく「大学改革の一環として」行うのだということが明記されています。「学術研究と研究者養成」、「全国的に均衡のとれた配置により、地域の教

育、文化、産業の基盤を支える」、「学生に経済状況に左右されない進学機会を提供する」などの国立大学の使命は、今後も変えないことを原則としました。大学の教育研究活動には、「教育研究者の自由な発想や、大学人自身による企画立案が尊重されること」が不可欠との立場から、「大学の自主性・自立性」は断固として守っていくことも盛り込まれています。具体的な制度の部分でも、例えば「人事を大学自身が自主的・自律的に行うこと」を「憲法上保障されている学問の自由由来する『大学の自治』の基本」と認め、「教員等の任免、分限、服務等」に関する大学の自主性を保障するとしています。

こうした「基本的な考え方」にかかわらず、具体的な制度について中間報告は独立行政法人通則法の枠組みを基本的に受け入れているため、実際の制度がどうなるかという面では、非常に大きな問題を抱えています。一番の問題点は、大学の教育・研究について、主務大臣である文部科学大臣が「中期目標」を立て、その達成のために大学がつくる「中期計画」を認可し、それにもとづいて業務を行うという独立行政法人通則法の枠組みが残されているということです。中間報告では、「中期目標」は大学が案をつくり、文部科学大臣が「策定する」としています。「中期計画」についても、「文部科学大臣が認可する」しくみです。

そもそも教育・研究機関でありながら、主務大臣が目標を示し、それにもとづいて教育・研究を行うなどという例は、世界のどこにもありません。朝日新聞はこの点を社説（01・10・1）で批判して、「政府と一線を画して真理を探究する大学にはふさわしくない」と書いていました。まさにその通りだと思います。「通則法」の枠組みに縛られ、手直ししても今より悪くなるということであれば、学問の自由や大学の自治という観点からいって、認めるわけにはいきません。この程度の修正でいいかどうか、議論すべき点です。

学生にかかわって一番問題になるのは、学費の問題ではないでしょうか。学生にたいして高等教育を受ける機会の均等を保障することは、国立大学の重要な役割の一つです。そのため「学生納付金」を私学に比べて低く抑えています。同じ観点から、文系、理系、医学系という学部の違いによって、学生一人当たりのコストは違いますが、学生納付金に差はつけてきませんでした。

中間報告は、一定の幅の範囲内とはいえ、その原則をくつがえしています。授業料や入学金などの「学生納付金」について「各大学共通の標準的な額を定めた上で、一定の納付金の額について、国がその範囲を示し、各大学がその範囲内で具体的な額を設定することとする」と書いています。これは学部別授業料制につながるものですし、学部間だけでなく、大学によっても学費に格差が出てきます。

学生は東京や京都・大阪に集中しますから、地方の大学は授業料を安くしないといけないということになったり、人気のある大学とそうでない大学によって学費に差をつけるなんて、国立大学としておかしいじゃないかということは、学生諸君からも大いに声をあげてもらいたいと思います。

学生の位置づけも問題です。(中略)

学生を自ら学ぶ主体と認め、学生も学問の発達に寄与しているのだという観点で、学生の自立的活動を促進するという態度をとるのか、それとも従来の文部科学省のように、財産管理をたてにとって、学生を抑圧する方向にいくのか——このことが、まさに大学自身に問われてくると思います。(学生新聞社刊「学生新聞」2001・11・10号)。”

1 国立大学の法人化の主な経緯

我が国の近代的な大学の変遷をみると、国立大学の法人化は、明治初期の学制の発布、戦後の新制大学発足に続く大変革であると言われた。「法人化」論は、明治20年代にあったと言われているが、戦後の「法人化」構想は昭和46年（1971年）の中央教育審議会（中教審）答申、いわゆる「四六答申」にみることができる。この答申は、中教審としては、初めて国立大学の設置形態に触れた。

さらに、1960年代初めに設置された臨時行政調査会を基軸とした行政改革の流れの中で、教育行政の改革を検討するため、昭和59年（1984年）に内閣直属の臨時教育審議会（臨教審）が設置された。臨教審の答申（昭和62年（1987年））の中で、高等教育政策における規制緩和と自由化が方向づけられ、昭和62年（1987年）に設置された大学審議会にその方向性が引き継がれ、数々の重要な答申が出された。特に、平成3年（1991年）の答申「大学教育の改善について」では、大学設置基準の大綱化、すなわち設置基準を中心とした高等教育行政、特に認可行政の大幅な見直しが行われ、大学の組織編成、教育課程の在り方を規制してきた「大学設置基準」が大幅に弾力化された。また、各大学には自己点検・評価が義務化され、専門教育と教養教育の区別は廃止された。さらに、平成10年（1998年）の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学の個性化・多機化を目指し、大学設置基準の大綱化が一層図られ、同時に第三者評価システムの導入が提言された。こうした答申の背景には、大学の大衆化、18歳人口の減少、行政改革の要請などが存在していた。

平成11年（1999年）、独立行政法人通則法案が国会審議に入ると、行政改革の一環として、国立大学に対して「独立行政法人化」を求める政治的圧力が加速した。同年4月には閣議で、『国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年（2003年）までに結論を得る』旨の閣議決定が行われ、法人化までのタイムリミットが設定された。これを受けて、文部省は、平成12年（2000年）に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を設置し、法人化の在り方について検討を開始した。この検討会議の下に置かれた「人事制度委員会」に梶井功元学長〔学長在職期間：平成7年（1995年）5月～平成13年（2001年）4月〕が主査として参加した。

平成13年（2001年）には、「大学（国立大学）構造改革の方針」、いわゆる「遠山プラン」が文部科学省から発表された。その内容は、①国立大学の再編・統合の推進（スクラップ・アンド・ビルトによる活性化）、②民間的発想の経営手法の導入（新しい「国立大学法人」への早期移行）、③第三者評価による競争原理の導入（国公私「トップ30」を世界最高水

準に育成)であった。

法人化の具体像として、平成14年(2002年)に、先に述べた「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」において検討された報告書「新しい『国立大学法人』像について」が公表された。

その報告書は3つの検討の視点(①個性豊かな大学づくりと国際競争力のある教育研究の展開、②国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入、③経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現)に立って検討が進められ、具体的な方策の提言がなされた。本報告に基づき、各国立大学は具体的な制度設計を開始した。平成15年(2003年)2月に国立大学法人法案等関係6法案が国会に提出され、同年7月、国立大学法人法が成立した。政府は同年11月「競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、『国立大学法人』化などの施策を通して大学の構造改革を進める」旨の閣議決定を行った。これらの一連の動きを経て、平成16年(2004年)4月1日に、全国89の国立大学が一斉に「国立大学法人」に移行した。

法人化の流れ

昭和46年(1971年)	中央教育審議会(中教審)答申「四六答申」
昭和62年(1987年)	臨時教育審議会(臨教審)答申
平成3年(1991年)	大学審議会答申「大学設置基準の大綱化」
平成10年(1998年)	同上「21世紀の大学像と今後の改革方策について」
平成12年(2000年)	国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議(文部省)
平成13年(2001年)	「大学(国立大学)構造改革の方針(「遠山プラン」文部科学省)
平成14年(2002年)	「新しい『国立大学法人』像について」(文部科学省調査検討会議)
平成16年(2004年)	国立大学法人に移行

2 国立大学法人の枠組み

国立大学法人法に規定する国立大学法人の枠組みの概要は、次のとおりである。

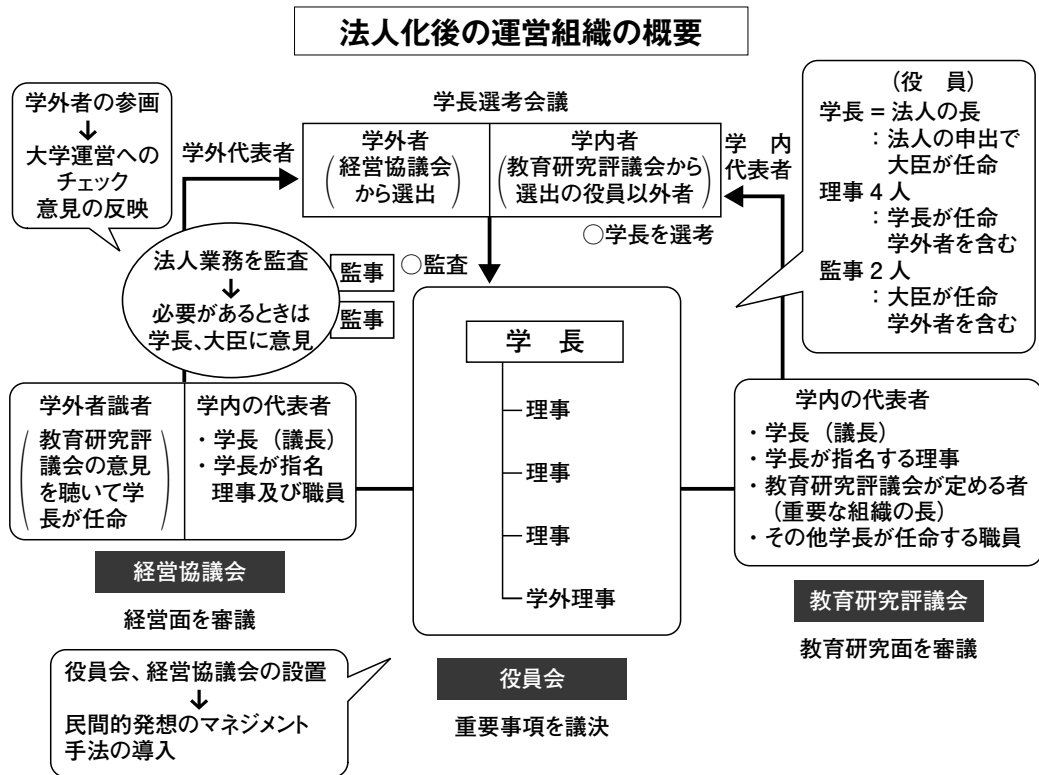
1. 大学運営組織

各法人には、経営と教学双方を総理する学長のほか、役員会、経営協議会、教育研究評議会が設置される。

学長は、学長及び学長が任命する理事で構成される「役員会」の議を経て、法人に係る諸々の重要事項を決定する。本学の理事の数は、法人法別表により、4と規定された。経営協議会は経営に係る重要事項、教育研究評議会は教育研究に係る重要事項を審識し、両会とも学長が議長を務める。また、役員として、文部科学大臣が任命する監事2名を置

く。教授会については、国立大学法人法には定めはないが、学校教育法第59条が適用される。

学長の選考は、経営協議会と教育研究評議会から同数選出された委員で構成される「学長選考会議」が行うことになった。しかし、法人化後の初代学長は、法人法附則の学長となるべき者の指名等に関する特例規定により、平成13年(2001年)5月から平成17年(2005年)4月までに学長職にあった宮田清蔵前学長が文部科学大臣から任命された。



2. 中期目標・計画

国立大学法人の業務運営は、6年ごとに文部科学大臣が定めた中期目標を達成するため、各大学が策定し文部科学大臣が認可する中期計画に基づき推進される。また、各大学法人は、年度毎に年度計画を作成し、文部科学大臣に届出る。

なお、文部科学大臣が中期目標を定めるとされているが、大学の自主性確保のため、独立行政法人の中期目標とは異なり、「文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聞き、当該意見に配慮する」(国立大学法人法第30条第3項)により、中期目標については、各大学が原案(意見)を策定し、文部科学大臣はその案を配慮し、定めることになった。

3. 財務会計及び人事

国からの運営費交付金は渡切となり、授業料等の自己収入は自己財源とされ、その用途は運営費交付金を合め自己決定できる。また、国立大学法人独自の会計基準が導入され、複式簿記による会計処理、期末には財務諸表の作成・開示が求められる。また、監査法人の監査のほか、会計検査院による監査も実施される。

法人化に伴い国立大学法人の教職員はすべて国家公務員からいわゆる非公務員型の法人職員となった。理事及び教職員の任命権者は学長となり、教育研究組織・事務組織の改組及び教職員配置は、原則として、大学が自主的に決定できるようになった。

各大学及び職員は国家公務員法ではなく、労働基準法等の適用を受けることになったため、就業規則等の作成などが義務づけられた。これにより、大学は給与や労働時間等の労働条件を定める就業規則の作成については、労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者の意見を聴くこととなった。

4. 社会への説明責任

各法人の財務状況の開示については先に述べたが、大学情報の公開は、国からの資金により運営される法人として、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）が求められ、国立大学法人の重要な義務のひとつとなった。国立大学法人法には情報の公開に関する包括的な規定はないが、「～を公表しなければならない」等と個別に規定されている。

5. 第三者評価

各法人は、中期目標期間終了時に文部科学省に設置された「国立大学法人評価委員会」により、業務の実績に関する評価を受ける。ただし、教育研究の評価については、第三者評価機関である「大学評価・学位授与機構」に評価を要請し、その評価結果を尊重することになった。なお、年度計画については、教育研究面を除き、業務運営、財務、人事等の計画について、各年度の評価を受けることになった。そして、各大学は中期目標終了時の評価結果を踏まえた次期中期目標・計画を策定することが必要となり、これにより大学運営は、計画—実施—評価—改善のサイクルに基づいて実施されることになった。なお、法人化とは別に、平成14年（2002年）の学校教育法の改正により、すべての国公立大学は7年以内に（専門職大学院は5年以内に）文部科学大臣の認証を受けた評価機関による「大学機関別認証評価」を受けることが義務づけられた。

6. 独立行政法人通則法との関係

国立大学法人法は、独立行政法人通則法の諸規定を多く準用する仕組みになっている。文部科学省はWeb上で《国が責任をもつべき高等教育や学術研究について、国が必要な財務措置を行いながら、法人化した各大学に実際の運営を任せることで、大学の活性化を図ろうとしている点では、独立行政法人制度と同じ枠組み》であると説明した。

3 本学における法人化への取り組み

1. 法人化検討委員会

平成14年(2002年)3月に前述の最終報告書「新しい『国立大学法人像』について」が公表されたことを受け、本学では同月の評議会において法人化検討委員会の設置を決定し、法人化移行の検討を開始した。法人化検討委員会の下には、組織業務専門委員会、人事制度専門委員会、財務会計制度専門委員会の3つの専門委員会と情報化の将来計画を検討する情報管理運営体制特別委員会を置いた。法人化検討委員会の委員長は総務担当副学長が当たり、各専門委員会は、副学長、評議員、部局選出の教員及び関係部課長で構成された。

法人化移行への検討作業は、文部科学省及び国立大学協会(以下「国大協」という。)の法人化の検討と平行する形で進めたが、検討段階では不確定な要素が少なくなかった。特に、教職員の非公務員型採用に伴う人事・労務への対応、学外者の大学運営への参画に配慮した運営システムの構築、運営費交付金や人件費の管理・運用などは、学内の議論だけではまとめきれぬものではなかった。各専門委員会では、学内のみで検討できる事柄と文部科学省や国大協の動きと連動して検討すべきことの整理を行いながら、国大協の法人化特別委員会から、毎月のように提供される就業規則、会計基準、運営費交付金等に関する諸資料や、文部科学省における検討状況に係る情報を適宜入手しながら、精力的に検討を進めた。さらに、労働法の専門家、所轄の労働基準監督署長、先行独立行政法人の役員、私立大学関係者、文部科学省関係官を招聘して、講演会や研修会を開確し、検討作業の一助とするとともに、教職員の法人化への理解の増進に努めた。これらの動きに加え、苦慮したのは、同時期に進展していた本学独自の大学院の再編(部局化)を、法人化の制度設計に取り入れながら進めたことであった。

法人化までに決定すべき主な事項は多岐にわたったが、各専門委員会の検討分担は次のとおりであった。

「組織業務専門委員会」

①役員会、経営協議会及び教育研究評議会の構成・任務・運営方法等、②学長・副学長(学外者を含む)・学部長等の構成・選考方法、③教育研究組織及び事務組織の編成

「人事制度専門委員会」

①教職員の人事システム(教職員の選考・任免手続き等)、②就業規則の策定〔給与、服務・勤務時間(兼職・兼業の規制緩和)等〕

「財務会計制度専門委員会」

①運営費交付金の配分方法、②学生納付金の決定、③施設整備計画（中期計画への反映）の策定、④法人会計システムの導入、⑤資産評価の確定、⑥取引銀行及び監査法人の選定、⑦その他（収益事業の決定等）

また、学内に対しては、全教職員に文部科学省の調査検討会議の最終報告書「新しい『国立大学法人像』について」を配布し、学報でも本学の法人化の検討状況の特集した。さらに両地区での説明会の開催や法人化検討委員会の審議状況を随時ホームページに掲載するなど、法人化に向けて、学内構成員の理解の浸透に努めた。

法人化検討委員会は、設置から約1年間で20回近くの会議をこなし、2002年（平成14年）11月に中間報告を学内に発表した。その後、さらに審議を重ね、2003年（平成15年）4月に「東京農工大学法人化検討委員会の検討結果」として報告書をまとめ、評議会に提出した。報告書は、「国立大学法人法」及び省令等が不明な段階での検討結果であり、また、時間的制約から結論を得るに至っていない事項もあったが、評議会は同検討委員会については、基本的な制度設計の役割を果たしたとの考えに立ち、解散を議決した。

2. 法人化準備委員会

平成15年（2003年）5月に、法人化検討委員会の検討結果をさらに具体化するために、新たに法人化準備委員会を設置した。委員長には総務担当副学長があたり、副学長、法人化検討委員会の各専門委員会委員長を務めた委員、部局選出教員及び関係部課長が委員となった。

準備委員会では、法人化準備の次なるステップとして、法人と大学の運営に関わる学内諸規則案を立案することになった。法人化後に必要となる新たな規則類は膨大で、直接委員会の場で作成するのは不可能であるため、事務局長を中心とした「規則審査会」で素案の作成と審査を行った上、法人化準備委員会に提案する形で作業が進められた。

法人化に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法が廃止され、国家公務員法や教育公務員特例法が適用除外となり、代わって、独立行政法人通則法、労働基準法等の多くの法律が適用されることになった。これらの関係法令の下に、学内の規則は、組織運営規則、学則、就業規則、会計規則を主要4規則とし、その下に規程、細則を体系化し整理した。組織運営規則は、組織と運営に関する基本的事項について規定し、学則は、法人化前の規定をベースに大学院基軸大学としての基本構成に従い、章立て等についての改正を行った。また、就業規則には、社会保険労務士のアドバイスを受けながら、労働基準法等で義務付けられている内容・条件等に対応する諸規定が盛り込まれた。特に教育公務員特例法で享受してきた権利と労働基準法等で保護すべき権利との調整等については種々議論（注）があり、法人化準備委員会で時間をかけて合意形成を図った。会計規則には、企業会計制度に準拠して諸規定が整備された。

これらの規則を合め、126本の規則等が立案され、順次、法人化準備委員会において審議した後、評議会の議を経て、成案となった。なお、これらの規則等は、「国立大学法人東京農工大学規則等一覧」として、冊子としてまとめられた。また、諸規則等の策定と平行

して、法人に対して求められる法令上の諸々の手続き、例えば、業務方法書の策定、法人登記の準備、過半数代表制に基づく労使協定の締結なども同時期に準備され、手続きを済ませた。

以上の経緯を経て、役員会、経営協議会、教育研究評議会などの運営組織や人事・会計システム及び教育研究組織や教育内容等の主要な制度設計が完了した。

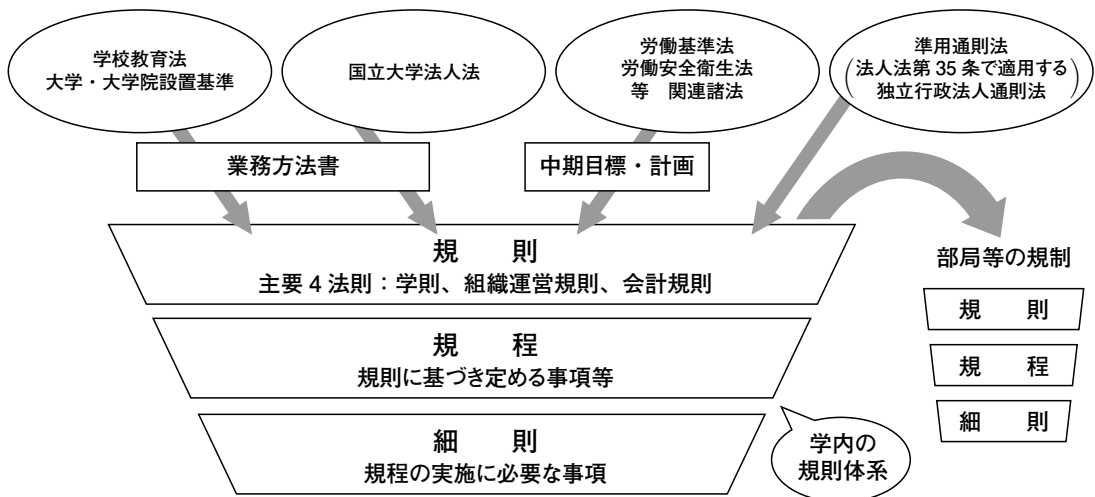
(注) 学長、部局長、職員の採用や人事上の処分など。

法人化後の法令と学内規則等

法令化に伴い修正された関係法律等

- 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止
- 「国立学校」等の用語の根拠規定の整備等
- 法人化に伴い、従来の国の義務を国立大学法人の義務とする等の所要の規定の整備等
- 職員が非公務員となることに伴い、教育公務員特別法の適用除外等

法人化後の主な関係法律



「業務方法書」とは、準用通則法 28 条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大の業務の方法について基本的事項を定めるものである。

「業務方法書」の記載事項は、法人法施行規則第 4 条で次のとおり規程されている。

1. 出資の方法に関する基本的事項
2. 業務委託の基準
3. 競争入札その他契約に関する基本的事項
4. その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項

3. 中期目標・計画

第1期（平成16～21年（2004～2009年）度）中期目標・計画を策定するため、「全学計画評価委員会」を平成14年（2002年）7月に設置した。同委員会は文部科学省から同年12月に提示された様式に沿って、本学の中期目標・計画案の作成作業を行った。同委員会の下に、各部局評議員、部局選出教員及び関係部課長を構成員とした「教育部会」、「研究部会」、「国際交流・広報・社会貢献部会」、「施設・環境整備部会」、「管理運営部会」及び各部会からの代表者で構成される幹事会が置かれた。

中期目標等の様式については、平成15年（2003年）6月、国会における国立大学法人法案の審議において、文部科学省からの様式提示が文部科学省による『過度の介入』につながるおそれがあると議論になった。文部科学省によると、国大協から、中期目標等のイメージ的なものを出すように要請されたため、あくまでも大学側で行う策定の参考資料として作成した旨の説明があり、その後一部修正の上、例示として各大学に示された。

本学では、修正された様式に従い、作成作業を進め、平成15年（2003年）9月に素案を評議会に諮った上で、各部局の中期目標・中期計画案（参考資料）を添付して、文部科学省へ提出した。

文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会では、全大学から提出があった素案について事前審議を行い、再検討を要する記述については、個別に該当大学に通知した。また、各大学に共通する事項として、抽象的な記述が多いこと、達成目標の明示できる事項については、達成期限・数値目標を記述すること、などを各大学に求めた。

本学の素案については、同評価委員会から個別に修正を求められることはなかった。しかし、同評価委員会及び本学「運営諮問会議」における意見等を踏まえて、できるだけ達成期限や数値目標を記述する方向で修正、見直しを行った後、平成16年（2004年）4月に中期目標等の原案を文部科学省に提出した。その一部を247頁に示す。

上記のとおり、多くの教職員の労力とエネルギーを費やした取り組みにより、制度設計及び中期目標等の策定、諸規則等の制定、業務方法書の公表、法人登記、労使協定の締結などの一連の準備作業を完了し、平成16年（2004年）4月、本学は「国立大学法人東京農工大学」として、新たに出発した。

4 法人化後の課題と展望

1. 本学における改革の歩み

国立大学は、法人化によって個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、説明責任重視と競争原理の導入、機動的・戦略的な大学運営の実現を目指すことになった。基本的には大学運営の自由度が増し、大学自身で意思決定が出来る範囲が広がり、学

長のリーダーシップの確立により意思決定の迅速化が図られるようになった。

本学はこれまでも法人化を見据えつつ、競争的環境の下で個性ある大学づくりを目指すため、様々な改革を進めてきた。

①大学院基軸大学としての基盤整備

平成16年度に、大学院を再編し教育組織と研究組織を分離した。教育組織として、「工学教育部」「農学教育部」「生物システム応用科学教育部」（平成17年度から「教育部」を「学府」と改称）を置き、研究組織として、農学、工学、融合領域、人文社会科学を横断した「拠点」「部門」で構成した共生科学技術研究部（平成17年度から「研究部」を「研究院」と改称）を設置した。研究院においては、本学にして初めて可能な広い視野からの共同研究を促進できるほか、各学府においては、専攻等の枠組みを越えた教員の「全学出動体制」により、柔軟かつ多様な教育課程の編成が可能となった。

（参考）本学のような農工学系では、旧制7大学、筑波大、東工大を除いた新制大学において、広島大、横浜国大、山梨大に次いで4番目に大学院重点化が行なわれた。

②教育力充実への対応

大学院の再編に対応し、大学教育センターを設立して学内措置で5名の専任教員を配置し、体系的な教育提供と質の保証ができる体制を整備した。また、獣医学教育の国際的なレベルへの充実を目指し学内措置により11名の教員増を図った。

③高度専門職業人養成の強化

技術リスクに対応できる技術者養成のため、専門職大学院「技術経営研究科」を平成17年（2005年）4月に設立した。

④社会貢献機能の強化

産官学連携・知財センターによる産官学連携、新産業創出、知的財産創出に対して一体的・機動的に取り組む体制が評価され、平成17年（2005年）には、「スーパー産官学連携本部」の設置が認められた。

⑤経営基盤の強化

人件費の総額管理、水道光熱費の削減目標を設定するなどの経費削減、家畜病院の診療収入増や新たな外部資金獲得策の導入など自己収入の増額を図った。

⑥大学が持つ資源の有効活用

教員人事の基本方針を策定し全学採用計画に基づいた採用・選考を推進し、学長裁量による戦略的・重点的な予算の配分を行った。また、事務組織の効率化のためチーム制を採用した。

2. 課題と展望

法人化の2年目から、政府の行財政改革の動きの中で、国から交付される運営費交付金が一定割合で減額（効率化係数1%）されることになった。さらに、平成17年（2005年）度に閣議決定された「行政改革の重要方針」に基づき、人件費も国家公務員に準拠して5年で5%の削減が義務付けられることになった。このような情勢の中で、諸経費を一層節減

するとともに、自己収入の増を図らなければ組織及び事業規模を維持できない状況に置かれることになった。

この厳しい状況下にあつて、法人化に伴う諸改革を実効あるものにするためには、上記で述べた諸改革を着実に進展させるとともに、教育研究組織の再編、教育プログラムの見直し、人事制度の弾力化等の教育研究活動を活性化、高度化させるための取り組みを戦略的に実施していく必要がある。そのために、学長の諮問機関として、「教育研究組織」「教育プログラム」「管理運営」のワーキンググループ（WG）を発足させ、平成18年（2006年）度中に結論を得ることとしているが、これらの検討結果を踏まえ、改革を進める点や改善を加える点を、年度計画や次期中期目標・計画に明確に位置付け、全学を挙げて重点的に取り組んでいくことになる。また、科学技術振興調整費の採択を受け、「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」「女性研究者支援モデル育成」の2つのプログラムを推進しているが、テニユア・トラック制度や理系女性の支援策などの全学的な取り組みについて、優れた成果を社会に対して提供して行く必要がある。

教員の評価については、「教員評価検討WG」の検討結果を踏まえ、平成19年（2007年）度から試行評価を実施することとした。一方、事務職員については評価を平成17年（2005年）度から開始した。これらの評価は職員の能力の向上に活かされ、大学の教育研究活動の活性化と経営の高度化に資するものでなくてはならない。

少子化が進み、受験希望者と大学入学定員が一致する「大学全入学時代」を迎え、大学間競争が一層激化することが予想される。また、運営費交付金の減額や人件費の削減に対応するためには、諸経費の不断の見直しは勿論、立地条件や資産に比較的恵まれていること、科学技術に軸足を置く本学の特徴等を踏まえ、外部資金の獲得について十分意を用いていく必要があろう。

本学が厳しい大学間の競争を勝ち残るためには、以上で述べてきた諸改革を着実に進展させ、個性豊かな大学として、揺るぎない地位を確立して行く必要がある。

東京農工大学中期目標・中期計画の一部

（平成16年～平成21年度）

本学は、広汎な学問領域における急激な知の拡大深化に対して教育と研究の絶えざる質の向上を図り、20世紀の社会と科学技術が残した「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする使命志向型の科学技術大学を構築することを目標とします。

◎教育においては、知識伝授に限定されず、知の開拓能力・課題解決能力の育成を主眼とし、高い倫理性を有する高度専門職業人や研究者を養成することを目標とします。

（中期計画の例）

先端的・学際的な研究成果を生かした高度な専門教育の推進/大学教育センターの機能を活用した教育充実/e-ラーニング・遠隔授業システムの整備・・・

◎研究においては、学術の展開や社会的な要請に留意しつつ、自由な発想に基づく創造的研究に加えて、社会との連携により総合的・学際的な研究も活発に展開し、社会的責任を果たすことを目標とします。

(中期計画の例)

教員の自由な発想に基づく独創的な研究の推進/農工大ティー・エル・オー株式会社との協力を得て、大学発ベンチャーの創出・育成を推進・・・

◎教育と研究の両面で国際的な交流、協力を推進し、世界に学び世界に貢献することを目標とします。

(中期計画の例)

国際的な学生交流を一層活発化させるために国際教育プログラムの編成/海外での留学フェアへの参加や姉妹校等との積極的交流/小中高校生・社会人・一般市民向け教育サービス、地域連携事業の実施・・・

◎本学は、教育研究と業務運営の全活動について、目標・計画の立案と進行状況の点検評価を実施・公表し、開かれた大学として資源活用の最適化を図り、全学の組織体制と活動内容の絶えざる改善を図ることを目標とします。

(中期計画の例)

保護者、受験生、報道関係者等への最新情報の発信/自己点検・評価結果に基づき大学運営を改善・・・

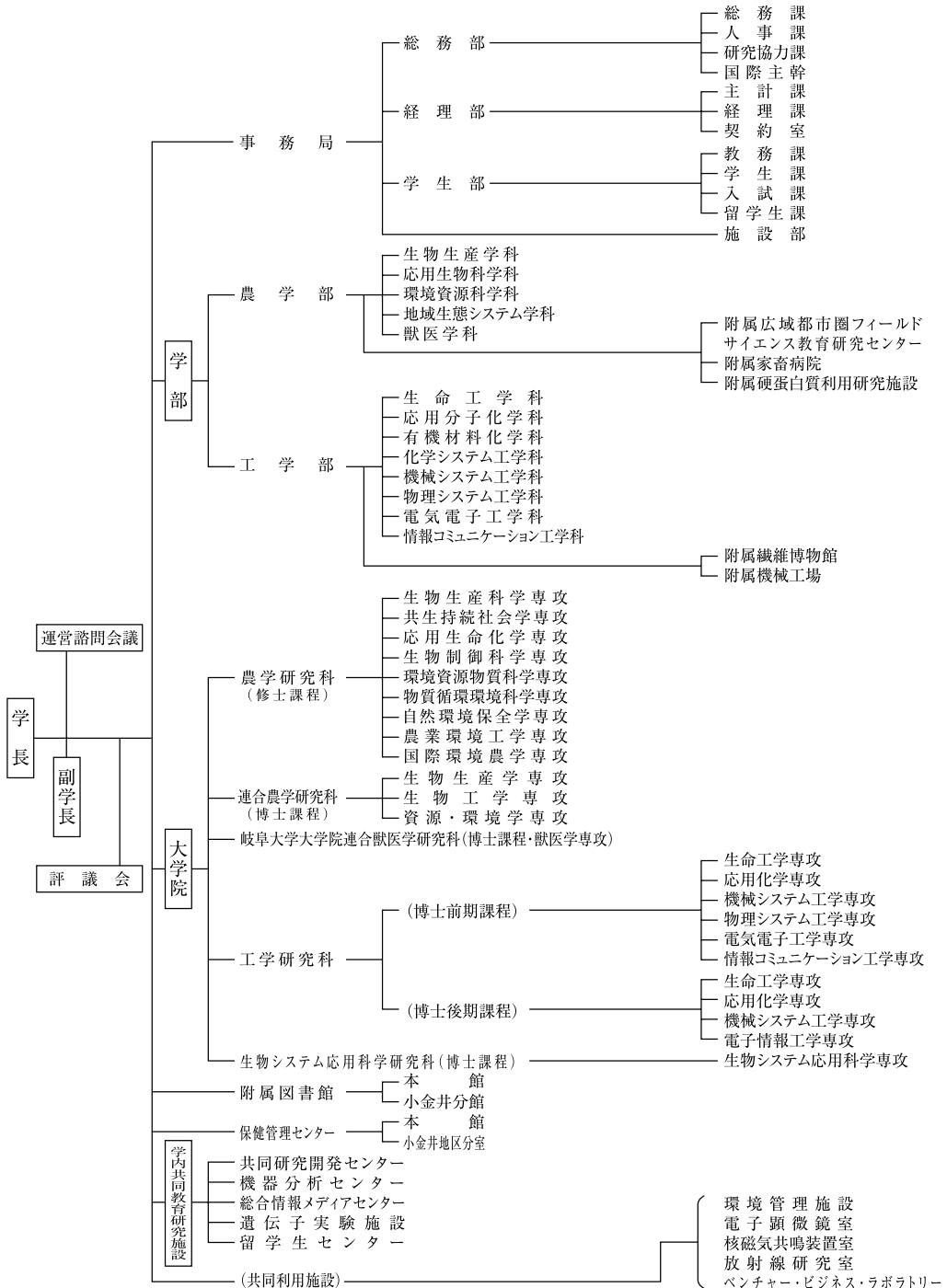
(本節は「校史編纂だより」第4号(東京農工大学工学府史料編纂小委員会、2007年3月)より転載)

第三節

組織図

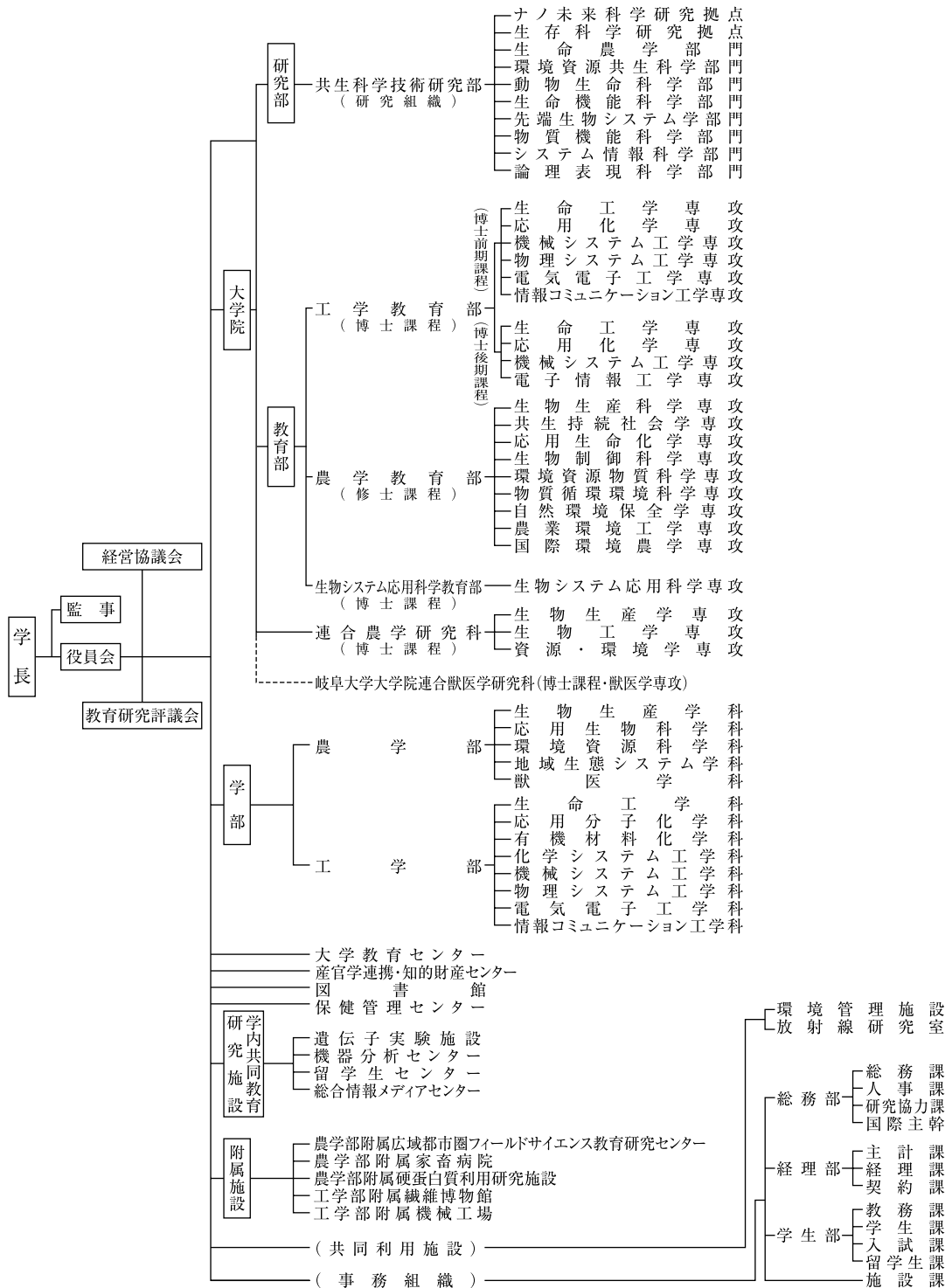
平成 16 年 3 月 31 日現在

組 織 図 (国立大学法人化前)



平成 16 年 4 月 1 日現在

組 織 図 (国立大学法人化後)



第四節

法人化後の本学の現状と将来像について

1 第一期中期目標・中期計画の策定について

本学は平成16年4月1日より、国立大学法人東京農工大学として発足した。ここに至る経緯については、既に記載された（第一、二節）通りであるが、法人化後、国立大学法人は、6年ごとに文部科学大臣が定めた中期目標を達成するため、大学が策定し文部科学大臣が認可する中期計画に基づき運営されることとなった。ただし、文部科学大臣が中期目標を定めるとされているが、大学の自主性拡大のため、国立大学法人は一般の独立行政法人の中期目標とは違い、「文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聞き、当該意見に配慮する」（国立大学法人法第30条第3項）仕組みとなっている。つまり、大学は自らの基本理念（ミッション）に基づき、将来像（ビジョン）を設定し、6年間の中期目標・中期計画、各年度においても中期計画に基づく年度計画を策定し、その実現を図ることとなったのである。

2 基本理念の明確化・公表について

本学は、学内における検討を経て、平成13年（2001年）度に基本理念を定めている（平成13年（2001年）4月23日付、学長諮問「平成27年（2015年）頃までの本学の長期目標及び目標達成までの長期計画」〔答申〕）。法人化後、基本理念は「東京農工大学大学憲章」として明確化され、Web等で社会に向けて公表されている。最初に、大学憲章を記載する（平成16年7月1日制定）。

東京農工大学憲章

(前文)

急激な知の拡大と深化、そして、それらがもたらした技術と社会システムの根底からの変化は20世紀を特徴付けるものの一つであった。21世紀を迎えた今日、このような変化はなお継続し、加速しているように見える。高度な知の生産と学習伝授（教育と研究）は、個人・共同体・国家のすべてにとって歴史上いまだかつてないほどに重大な意義を持つようになり、社会全体が文化的・経済的・環境持続的に発展し続けるための不可欠の要素となっている。その中で、大学は先端的な教育研究活動を通して、学術・文化発展の中心

をなし、その旗手としての存在と役割はこれまで以上に重要となってくる。

東京農工大学は、1874年に設置された内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場および蚕業試験掛をそれぞれ農学部、工学部の創基とし、1949年に大学として設置され、前身校を含め130年にも及ぶ歴史と伝統を有する大学である。

東京農工大学は、この建学の経緯から、人類社会の基幹となる農業と工業を支える農学と工学の二つの学問領域を中心として、幅広い関連分野をも包含した全国でも類を見ない特徴ある科学技術系大学として発展し、また、安心で安全な社会の構築や新産業の展開と創出に貢献しうる教育研究活動をおこなってきた。

東京農工大学は、自由な発想に基づく真理の探究を目指す教育と研究を展開し、また、科学技術が地球、社会、人類へ及ぼす影響を常に思慮しうる、教養豊かで指導的な研究者・技術者・高度専門職業人を養成するため、その拠って立つ理念と目標を国立大学法人東京農工大学憲章としてここに制定する。

(基本理念)

東京農工大学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

東京農工大学は、この基本理念を「使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。

○教育

東京農工大学は、学生の自主的・自律的な学習活動を尊重し、科学技術系の大学に相応しい学識、知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を育成する。東京農工大学は、科学技術系大学院基軸大学として、豊かな教養・高い倫理観と広い国際感覚を具備し、共生社会を構築して人類社会に貢献できうる先駆的で人間性豊かな指導的研究者・技術者・高度専門職業人を養成し、その社会的輩出に貢献する。

○研究

東京農工大学は、人類社会の基幹を支える農学、工学およびその融合領域にかかわる基礎研究から科学技術に直結する応用研究に至る「使命志向型研究」の遂行により、卓越した新しい知の創造を推進する。東京農工大学は、高い倫理観をもって、持続発展可能な社会の構築に向けた、人と自然が共生するための「科学技術発信拠点」としての社会的責任を果たす。

○社会貢献・国際交流

東京農工大学は、学術文化の発展と科学技術教育の基盤形成に参画し、諸研究機関、産業界、地域社会等との連携・交流を推進することで、我が国の科学技術の昂進、産業の振興や地域の活性化と発展に貢献する。東京農工大学は、世界平和の維持と人類福祉の向上に貢献することを目標に、健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を深化させ、地球規模での共生持続型社会の構築に貢献する。

○運営

東京農工大学は、国立大学法人としての設置目的とMORE SENSEの基本理念を踏まえ、構成員の協働を通して自主的・自律的な運営をおこなう。東京農工大学は、環境に配慮し、人権を尊重するとともに、国立大学法人としての公共性を自覚し、計画と評価を通じて、教育研究機関の特性を生かした組織・業務の見直しなど不断の改革を進め、高い透明性と幅広い公開性を原則に社会に対する説明責任を果たす。

3 第一期中期目標・中期計画の実施について

本学は大学憲章を定めるとともに、第一期中期目標・中期計画に基づく大学運営を行い、国立大学法人としての教育・研究・社会貢献・国際交流及び管理についての姿勢を社会に表明し、現在に至っている。

「第一期中期目標・中期計画」は、本学の社会や学生諸君に対する約束事項ともいえるものであり、所謂「マニフェスト」である。前述の通り、中期期間（6年間）における本学の教育・研究・社会貢献・国際交流及び管理運営に関する目標と実施計画事項を定めたものである。

以下に、文部科学省に提出した本学の「第一期中期目標・中期計画（平成16～21年度）」の全本文の一部を掲載する。

東京農工大学の基本的な目標

本学は、広汎な学問領域における急激な知の拡大深化に対応して教育と研究の絶えざる質の向上を図り、20世紀の社会と科学技術が残した「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする使命指向型の科学技術大学を構築することを目標とする。

使命指向型の科学技術大学として、

- 教育においては、知識伝授に限定されず、知の開拓能力・課題解決能力の育成を主眼とし、高い倫理性を有する高度専門職業人や研究者を養成することを目標とする。
- 研究においては、学術の展開や社会的な要請に留意しつつ、自由な発想に基づく創造的研究に加えて、社会との連携により総合的・学際的な研究も活発に展開し、社会的責任を果たすことを目標とする。
- 教育と研究の両面で国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献することを目標とする。
- 本学は、教育研究と業務運営の全活動について、目標・計画の立案と遂行状況の点検評価を実施・公表し、開かれた大学として資源活用の最適化を図り、全学の組織体制と活動内容の絶えざる改善を図ることを目標とする。

4 教育研究等の現状分析（自己点検・評価）に基づく 法人評価の受審について

国立大学法人の中期目標・中期計画は、中期目標期間終了時に、文部科学省に置かれている国立大学法人評価委員会による評価、すなわち「法人評価」を受けることとなっている。ただし、法人の次期中期目標・中期計画の策定に資すること及び運営費交付金への反映等を目的として、中期目標期間5年目にそれまでの4年間の業績に基づく『暫定評価』を受け、目標期間終了の翌年に残りの2年間の業績を加味した確定作業を実施することとなっている。

本学は、前述の通り、大きな4本の柱（目標）を設定し、教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営等、それぞれに関しての計画を立案し実行した。その結果、国立大学法人評価委員会による暫定評価結果（平成16～19年（2004～2007年）度）は以下の通りであった。

評価は、本学の教育研究等の現状に対する「自己点検・評価」に基づき、第三者機関（国立大学法人評価委員会）の検証を受ける形式により実施した。したがって、評価結果には本学の教育研究等における現状が述べられているので本文は膨大なものであるが、以下に一部割愛して記載する。なお、「学部・研究科等ごとの現況分析」もあわせて実施されたこと、また、本評価とは別に、学校教育法の規定に基づく「大学機関別認証評価」（内容説明は省略）を平成18年度に受審したことを付記する。

国立大学法人東京農工大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

国立大学法人評価委員会による中期目標期間の業務実績の本学の評価は、「すべての項

目で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である」であった。

1 全体評価

東京農工大学は、「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に、社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする「使命志向型の科学技術大学」を構築することを基本的な目標とし、その実現に向けて戦略的な大学運営を推進している。

業務実績のうち、主な特記事項は以下のとおりである。

教育については、体験型基礎教育の“SEED”モデルの開発や専門能力育成のためのカリキュラム改革、e-learning や遠隔授業システムの環境整備及び少人数等の授業形態の充実、大学院専攻の拡充・増設及び教育に必要な設備等の活用・整備並びに教育方法の改善、課外活動やボランティア活動に対する支援及び多様な学生に対するキャリアサポート並びに独自の奨学金制度の実施等の取組を行っている。

研究については、ナノ未来材料分野での拠点事業の継続、多様かつ積極的な産学官連携事業の展開や地域インキュベータ事業の推進、国際公募による若手研究者の確保、女性研究者の支援、産官学連携・知的財産センターの整備等の取組を行っている。

社会連携・国際交流等については、企業や自治体との研究連携によるインキュベータ事業の充実、アフガニスタン・カブール大学に対する復興支援、大学所有の学術的価値のある資料の保存・展示等の取組を行っている。

業務運営については、学長の下に特命事項を検討するワーキンググループ等を設置することによる学長を中心とした大学運営の推進、人的資源の再配分や大学戦略経費の配分等学長主導による戦略的資源配分を図っている。

財務内容については、自己収入の増加に向けた取組について、具体的な目標値を設定し、確実に成果をあげている。

自己点検・評価については、計画の策定並びに進捗状況の管理及び評価の実施を一元的に行う体制を整備し、活発な評価・点検活動が行われている。

施設設備については、「キャンパス施設マネジメント電算化システム」の運用開始、「キャンパスマスタープラン」や「キャンパス・アメニティ総合整備計画」の策定のほか、エコキャンパスの実現に向けた整備計画を策定している。

2 項目別評価：特色ある点や優れた点等を抜粋して記載した。

(1) 教育研究等の質の向上の状況：優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点)

- 中期計画「多様な入学生に対応した導入教育を実施する」及び「整合教育カリキュラムを実施する」について、体験型基礎教育の“SEED”モデルを開発し、特色ある大学教育支援プログラムに採択されているほか、専門能力の育成のためカリキュラムの改革を

行い、その結果、大学院生の学会発表数が増加するなど、研究成果の増大につながっていることは、優れていると判断される。

- 中期計画「少人数、対話型、学生参加型の授業形態の充実を図る」、「各分野における高度な専門知識を習得させ」及び「設備の充実」について、e-learningや遠隔授業システムの環境を整備し、また、少人数等の授業形態の充実を行い、特色ある大学教育支援プログラム及び大学院教育改革支援プログラムに採択されるなどの成果が見られることは、優れていると判断される。
- 中期計画「社会の動向や学問の発展を先取りし、大学院の専攻の拡充・増設等を行う」、「学生の自発的な学習活動を補助するための施設・設備を整備する」及び「公開授業、講義方法の研修・検討会等を拡充する」について、時代の動向を見据えた大学院専攻の拡充・増設を図るとともに、教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備を実施し、また、大学教育センターの授業評価等、教育方法の改善に努め教育の質の向上につながっていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「入学料・授業料免除や奨学援助制度を見直し、独自奨学金制度を検討する」、「課外活動、ボランティア活動の活性化を図るための方策を検討し、実施する」及び「留学生、社会人を含む学生の幅広いキャリアサポートを実施する」について、課外活動やボランティア活動に対して学生表彰制度に基づき支援を行い、また、多様な学生に対してキャリアサポートを行うほか、独自の奨学金制度の実施、学生活動支援センターの設立、キャリアパス支援事業の実施等、支援業務を積極的に取り組んでいることは、優れていると判断される。

(特色ある点)

- 中期目標「高度の専門性を身に着けた創造性、国際性豊かな人材を育成する」について、特色ある大学教育支援プログラム等応募型事業の指定を受けたこと、また、工学部に設置した「ものづくり創造工学センター」により、ものづくりマインドを醸成する教育を実施していることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「教育改善のため、公開授業、講義方法の研修・検討会等を拡充する」について、教育褒賞制度(BT賞)、授業公開等、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を意欲的に行っていることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「『学生センター』を設置し、学生への学習面、健康面、生活・経済面、就職面における支援を強化する」について、学生サポートセンターを府中と小金井の両キャンパスに設置し、図書館の自主学習環境の整備等、学生に対する支援業務を積極的に行ったことは、特色ある取組であると判断される。

(II) 研究に関する目標:優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点)

- 中期計画「農学と工学並びに融合領域を機軸として俯瞰的な視野から総合的な科学技術の研究に取り組む」及び中期目標「研究で得た成果を人類共通の財産として広く社会

に還元する」について、大学として重点的に取り組む分野を農学と工学及び融合領域とし、「COEナノ未来材料」分野での拠点事業の継続等を行い、また、多様かつ積極的な産学官連携事業の展開や地域インキュベータ事業の推進により、研究成果の社会的還元に取り組んでいることは、優れていると判断される。

- 中期計画「研究部門・研究拠点の枠を超えた研究実施体制を整備し」、「外部資金等を活用して若手研究者を雇用し」及び「研究支援者の配置については、支援が効率的に行われるように事務職員等を配置するほか、各種の人材配置制度を積極的に活用するとともに弾力的に運用し、支援を充実する」について、東京農工大学を若手人材育成の拠点と位置付け、国際公募による若手研究者の確保、女性研究者の支援を図っているほか、産官学連携・知的財産センターを整備したことは、人的資金的支援等に積極的に取り組んでいるという点で、優れていると判断される。

(特色ある点)

- 中期計画「産学連携及び国・地方自治体等との連携を拡大する」について、産官学連携・知的財産センターを中心に積極的な産学連携事業を意欲的に行っていることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「研究部門・研究拠点の枠を超えた研究実施体制を整備し」について、分野にとらわれない融合領域の研究を推進するために、部門を越えて研究を行うことができる「拠点」を設置し、必要に応じて機動的・流動的に教員を配置できる研究体制作りに向けて組織の見直しを図ったことは、特色ある取組であると判断される。

(III) その他の目標:優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点)

- 中期計画「公募型競争的資金への積極的な応募を奨励する」及び「総合的学際的な共同研究や複数企業・国・自治体との研究連携等に積極的に取り組む」について、公募型競争的資金への積極的な応募を行い、各種の事業奨励費を確保し、積極的な産官学の連携事業を推進しており、特に、企業や自治体との研究連携に取り組み、インキュベータ事業の充実を図っていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「姉妹校の拡充整備により、主要地区特にアジア地域における教育研究活動の拠点形成を行う」について、アジアにおける国際人材育成に係る基礎を構築するため、アフガニスタン・カブール大学に対する復興支援を継続的かつ重点的に実施し、「カブール大学復興支援室」が中心となって行ったアフガニスタン復興支援事業は、東京農工大学の目的に沿った「使命志向型の取組」として、国立大学法人評価委員会から評価されており、優れていると判断される。
- 中期目標「大学附属博物館を設置し、教育面における社会サービスと本学における教育研究の質を向上する」について、附属博物館の設立を視野に入れ、従来の繊維博物館における展示等の諸活動を行い、また、科学技術展を開催するなど、大学所有の学術的価値のある資料を多く保存・展示し、社会に発信していることは、優れていると判断さ

れる。

(特色ある点)

- 中期計画「国際交流推進センター（仮称）を設け、留学・派遣に関する情報提供や学生に対する語学教育等及び学术交流の支援業務を強化する」及び「全国の国際交流を推進するために、関連する事務組織は国際交流推進センターのもとで一元化を図る」について、産官学連携・知的財産センター、国際センター等を設置して、国内外における産学連携の推進を意欲的に行っていることは、特色ある取組であると判断される。

(IV) 定員超過の状況

- 平成16年度から平成19年度まで一貫して、工学府及び連合農学研究科の定員超過率が130%を上回っていることから、今後、速やかに入学定員の見直しを含め定員超過の改善を行うことが求められる。

(V) 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善に関する目標：平成16～19年（2004～2007年）度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 学長が諮問した特命事項について検討するワーキンググループ等を学長の下に設置し、その答申等に基づき新しい制度の導入等を行うという形で、学長を中心とした大学運営の推進を図っている。
- 「教育力・研究力向上のための全学的措置」として、21名の教員採用枠を確保し、大学教育センターの整備充実、獣医学教育の充実、専門職大学院の整備に対して計画的に人的資源を再配分するとともに、大学戦略経費（学長裁量経費）を戦略的な教育研究プロジェクトに重点的に配分するなど、学長主導による戦略的資源配分を図っている。
- 科学技術振興調整費によりテニユアトラック教員を22名採用し、大学運営費によるテニユアトラック制度の導入につなげるとともに、女性キャリア支援・開発センターを設置するなど、有能な若手教員及び外国人教員・女性教員の採用等を図っている。特に、女性教員については、研究支援員制度の継続、育児・介護クーポンの配付、小金井キャンパスへの保育所誘致の決定等の支援策を講じており、平成15年度から平成19年度にかけて女性教員の人数及び割合が増えている（24名（6%）→43名（9%））。
- 教員については、平成19年度に「教員活動評価」を試行的に行っており、平成20年度に引き続き試行を行った上、平成21年度に3年ごとに行う「総合評価」を開始することとしている。また、事務職員については、平成17年度より新しい人事評価を行い、評価方法の改良等を行っている。今後、教職員の人事評価の本格実施及び処遇への反映に向けて、より一層検討を進めることが期待される。
- 事務組織の部課制からグループ・チーム制への再編、全学委員会の削減、家畜病院診療関係事務のアウトソーシング等を行い、業務運営の効率化に努めている。

(2) 財務内容の改善に関する目標：平成16～19年（2004～2007年）度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 家畜病院について、民間金融機関からの長期借入金により整備を行うとともに、中期計画で診療収入の目標額を設定し（1億264万円（平成12年（2000年）度から3年間の平均収入額より50%の増）、各年度とも実際の収入額が目標額を大きく上回っている（平成19年（2007年）度1億7,050万円）。
- 科学研究費補助金について、中期計画で目標値を設定し（1人最低1件以上申請）、説明会の開催、計画調書の学内事前確認等を行った結果、各年度とも目標値を上回る（平成19年（2007年）度1.11件）とともに、平成15年（2003年）度から平成19年（2007年）度にかけて採択件数・金額が増えている（171件→211件、6億6,450万円→8億3,750万円）。
- 受託研究及び共同研究について、中期計画で実施する教員数の目標値を設定し（100名（平成12年度から3年間の平均値90名より10%の増）、産官学連携・知的財産センターにおける支援、一定の外部資金を獲得した教員にそのオーバーヘッドの金額に応じた奨励費を支給する「産官学連携奨励制度」の創設等を行った結果、各年度とも目標値を上回る（平成19年度187名）とともに、平成15年度から平成19年度にかけて件数・金額が大きく増えている（260件→417件、15億4,333万円→18億400万円）。
- 管理的な業務全般に要する経費や水光熱費等について目標値を定めて合理化を図るなどの取組により、経費削減に努めている。
- 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標：平成16～19年（2004～2007年）度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 全学計画評価委員会が計画・評価に係る業務を一元的に担うこととし、中期目標・中期計画及び年度計画を策定するとともに、計画の進捗状況を定期的に報告書にまとめ、進行が遅い事項等について改善策を講じる体制を整え、評価の充実を図っている。
- ウェブサイトにおける研究者情報の公開、多様な媒体による情報発信、大学ブランディング事業（プロジェクト「UP農工大」）の実施等を行い、情報公開等の推進を図っている。

(4) その他業務運営に関する重要目標：平成16～19年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 府中・小金井両キャンパスにおいて定期的な巡回点検を実施しており、調査結果に基づき改修計画を策定し、計画的に改修工事を実施している。また、施設等の有効活用に向けた点検・評価実施調査において得られたデータをウェブサイトで運用するため、「キャンパス施設マネジメント電算化システム」の運用を開始している。

- 平成17年度に、平成12年度の「施設長期計画書」を見直した「キャンパスマスタープラン」を策定するとともに、「キャンパス・アメニティ総合整備計画」を策定している。また、平成18年（2006年）度には学内調査を実施し、その結果に基づき改善策の検討、計画の見直しを行っている。
- 「エコキャンパス創造ワーキンググループ」を設置し、エコキャンパス実現に向けて、「東京農工大学エコキャンパス像」を策定し、また、これを反映した具体的な整備計画（屋上緑化等）を策定している。
- 研究費の不正使用防止のため、競争的資金等の取扱いに関する要項、競争的資金等の使用に関する行動規範等を策定し、学内構成員への周知を図っている。

5 第二期中期目標・中期計画の策定について

平成22年度から第二期中期目標期間に入るが、本学は、平成19年度から全学計画評価委員会及び中期目標等策定委員会、各部署の計画評価委員会において目標・計画案を検討・策定し、教育研究評議会及び経営協議会における審議を経て役員会で決定した案を「第二期中期目標・中期計画（原案）」として、平成22年（2010年）1月末に文部科学省へ提出した。同年3月末までに、国立大学法人評価委員会の審議を経て、文部科学大臣から次期中期目標として提示を受けることとなる。

第二期中期目標・中期計画の策定に当たっては、第一期に比べて、より明確に将来像（ビジョン）を設定することとした。そのため、目標・計画案を検討する前に、学長案に基づき、案を策定しWebや広報誌ニュースレター等においてステークホルダーの意見等を募るなどの方法により「農工大ビジョン」を決定した。これにより、大学の基本理念（ミッション）に基づく将来像（ビジョン）、ビジョン実現のための基本戦略、基本戦略に基づく目標・計画へと展開することが可能となった。なお、目標・計画案の策定の際には、本学の教育研究等の現況及びこれに対する評価結果を踏まえることとした。

その概要を示すために、以下に次期の中期目標の前文概要を記載する。

第二期中期目標・中期計画：東京農工大学の基本的な目標：前文（原案）

本学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

本学は、この基本理念を「使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE : Mission Oriented Research and Education giving Synergy in

Endeavors toward a Sustainable Earth) と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。

第2期中期目標・中期計画においては、「研究大学としての地位確立」をビジョンとして掲げ、その達成に向けて教育、研究、社会貢献のそれぞれの分野において、

1. 国際社会で指導的な役割を担える高度な能力を持つ人材を育成する大学
2. 高度な知の創造体としての科学技術系研究拠点大学
3. 人類の生存にかかわるグローバルな課題の解決や産業技術基盤を創出し発展させることで、人類の豊かで知的な生活や福祉に総合的に貢献する大学を目指すこととする。

これを標語の形にすれば『人を育み、技術を拓き、世界に貢献する科学技術系大学』となる。本学は、この目標を達成するため、4つの基本戦略（「教育研究力の強化」「人材の確保・育成」「国際化の推進」「業務運営改革」）に基づく中期目標・中期計画を策定し、必要な施策を実施する。

国立大学法人東京農工大学 中期目標・中期計画一覧表
 (法人番号 26) (大学名) 東京農工大学

中期目標	中期目標
<p>◆中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、学府等を置く。</p> <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1. 教育に関する目標 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 【学士課程】 《教育の内容及び成果等に関する基本方針》 農学、工学分野の諸問題の解決と持続発展可能な社会の実現に資するため、幅広い教養と専門知識を有し、科学技術系大学に相応しい基礎能力を備えた人材、科学技術の学際化に対応できる学士力を備え実社会で活躍する高い意欲を持った人材を養成することを目指す。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○教育課程、教育方法等</p> <p>1・教養教育・専門基礎教育・専門教育における到達目標を設定し、学生自ら学習を進めることができる教育を推進する。</p> <p>○成績評価及び教育成果等</p> <p>2・科学技術系大学に相応しい学士力を保証するための成績評価を実施する。</p> <p>3・教育方法等を改善するために卒業生の社会</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1・各学部学科において、教育課程編成・実施の方針を策定・公開するとともに、各授業科目の到達目標及び授業内容等をシラバスに明記する。</p> <p>2・基礎と専門をつなぐ自然科学系共通科目(TAT I・TAT II)を導入するとともに、学科横断型教育を実現するカリキュラムを開発・実施する。</p> <p>3・単位制度の実質化達成に向けて、授業外学習を促進する。</p> <p>4・成績評価の指針を策定するとともに、到達目標・成績評価基準をシラバスで公開し、これに沿った成績評価を実施する。</p> <p>5・各学部学科における学位授与の方針を策定・</p>

中期目標	中期計画
<p>における使命志向型人材としての学士力を検証する。</p> <p>○入学者の受入れ</p> <p>4・国内外からの優秀な学生の受入れを一層促進する。</p> <p>5・多様な入学者選抜制度による入学者の大学教育への円滑な移行を実現する。</p> <p>【大学院課程】 《教育の内容及び成果等に関する基本方針》 農学、工学及びその融合領域において、科学技術の高度化に対応できる専門知識と能力を備えた人材、科学技術の学際化に対応できる幅広い興味関心に加えて、分野横断的な知的活動に従事する際に必要な知識と能力を備えた人材、知識基盤社会において求められる独創性と実行力を備えた使命志向型人材、科学技術系の大学院に相応しい知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を養成することを目指す。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○教育課程、教育方法等</p> <p>6・学際的・国際的な素養を身につけた人材を養成するためのカリキュラム及び教育内容を整備する。</p> <p>○成績評価及び教育成果等</p> <p>7・科学技術の高度化に対応できる専門知識と能力、独創性、実行力が修了生に備わっているかを評価・検証する。</p>	<p>公開するとともに、輩出した人材がこの方針に沿っているかを継続的に確認するため卒業生や受入企業等に意見聴取等を行う。</p> <p>6・入試方法（出題体制など）の点検・見直し等を行う。</p> <p>7・入学者受入広報方策としてWebや各種出版物などを活用するとともに、入試広報体制を整備する。</p> <p>8・高等学校から大学教育への円滑な接続のため、高等学校との連携事業を実施する。</p> <p>9・初年次導入教育として、平成22年度から自然科学系基礎科目（TAT I）を導入する。また、英語の習熟度別クラス編成を平成22年度から2年間試行的に実施し、その結果を踏まえて英語科目実施体制の見直しを行う。</p> <p>10・学府等ごとに教育課程編成・実施の方針を明確にする。</p> <p>11・科学技術系人材に必要なプレゼンテーション能力、論文作成能力、国際コミュニケーション能力等を養成するためにカリキュラムを改善充実するとともに、マネジメント能力を養成するための授業科目を導入する。</p> <p>12・インターンシップ制度を更に充実させる。</p> <p>13・到達目標・成績評価基準をシラバスで公開し、これに沿った成績評価を実施する。</p> <p>14・各学府等の学位授与の方針を策定し、これ</p>

中期目標	中期計画
<p>○入学者の受入れ 8・国内外からの優秀な学生の受入れを一層促進する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>9・学術の動向や社会的要請に応じ、大学院教育組織の見直し、整備を行う。</p> <p>10・科学技術系大学に相応しい教養教育・自然科学系基礎教育の充実を図るため、全学共通教育カリキュラムの実施を効率的・効果的に行える体制を整える。</p> <p>11・教育に関する客観的なデータを組織的に蓄積し、教育成果の検証、教育改善のサイクルを構築する。</p> <p>12・他大学と連携し、大学院の拡充を図るとともに、学部教育の充実を目指す。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標 ○学習・生活・経済・就職支援への組織的対応 13・ワンストップ・サービスによる組織的な学習・生活支援を実施する。</p>	<p>を公開するとともに、修了生や受入企業に意見聴取等を行い、輩出した人材がこの方針に沿っているかを継続的に確認する。</p> <p>15・各学府・専攻において、入学受入れの方針を学生募集要項、Web等にて公開する。</p> <p>16・優秀な大学院前期課程の学生に早期に上位課程での学習機会を与えるために、博士前期課程(修士課程)の早期修了制度を活用する。また、社会人学生の積極的な受入れを行う。</p> <p>17・大学院進学説明会等の入試広報の充実を行うとともに、海外リエゾン拠点を活用し、海外での入試広報を実施する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>18・「教育研究組織改革検討委員会」答申(平成20年12月22日)に基づき、生物システム応用学府(BASE)、技術経営研究科(MOT)等の改組・再編を行う。</p> <p>19・全学共通教育カリキュラムの実施を効率的・効果的に行うため、全学共通教育機構を活用する。</p> <p>20・教育改善を目的とした専門分野別FD・相互研修型FDを組織的に展開する。</p> <p>21・教育データの収集、蓄積及び情報提供を行い、それに基づき、学科・教員等の教育改善につなげる。</p> <p>22・早稲田大学との共同大学院として、平成22年度から、生物システム応用学府(BASE)に「共同先進健康科学専攻」を開設し、「健康」に関わる各種領域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、農学・工学・理学の融合分野における教育を実施する。</p> <p>23・他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>24・学生相談窓口業務のサービスを一層向上させる体制を整備する。</p> <p>25・学生相談担当者(インテーカー)を配置し、迅速で的確なメンタルケアができる体制を</p>

中期目標	中期計画
<p>2. 研究に関する目標 《研究の水準等に関する基本方針》 農学、工学及びその融合領域において、教員の自由な発想に基づく独創的な研究を推進するとともに、本学の基本理念、社会的要請、国の科学技術基本計画を考慮しつつ、安全な食料の確保と健康増進を図る分野、人と自然の共生を通じ、環境・資源の保全利用技術の高度化、エネルギー確保、新産業創成を目指した分野、バイオテクノロジーとナノテクノロジーを基盤とした分野などの研究を重点的に推進し、本学全体の研究水準の更なる向上に資する。特に、学術的・社会的に貢献度が高く、質の高い研究を目指すこととし、その研究の成果については、広く社会に還元して、社会の持続的な発展や、人類の知的・文化的・物質的生活の向上に貢献する。</p> <p>そのため、科学技術の進展及び社会的要請に合わせた実施体制の運用・整備を機動的に行う。また、研究を安全かつ効率的に実施できる環境を改善・整備するとともに、研究の質の維持・向上のための機能を充実する。</p> <p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>(1) 研究の水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>14・農学、工学及びその融合領域において、学術及び社会的要請の高い研究課題に取り組み、先進的で独創性の高い研究成果を創出する。</p> <p>15・研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の</p>	<p>整える。</p> <p>26・学生による地域活性化のための活動、ボランティア活動などの多様な課外活動を支援する。</p> <p>27・自主的学習環境（自習室、グループ討論室、情報機器室等）の整備、課外活動等のためのコミュニケーション・スペースを確保する。</p> <p>28・授業料免除等に加え、本学独自の奨学金により、学生への経済的支援を拡充する。</p> <p>29・就職相談、求人情報照会、ガイダンス等の多様な就職・キャリア形成支援を実施する。</p> <p>2. 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>30 研究の質の向上を図り、グローバル化を推進するため、各々の研究分野で評価の高い学術雑誌への投稿を奨励し、優れた研究成果を増加させる。</p> <p>31・科学研究費補助金は、平均一人1件以上申請する。また、各研究院における競争的研究資金等への申請を奨励し、公募情報を積極的</p>

中期目標	中期計画
<p>競争的研究資金等の獲得に向けて積極的に取り組む。</p>	<p>に各教員へ提供するとともに採択に向けての助言・指導等の取組みを実施する等、申請に係る支援を組織的に強化する。</p>
<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標</p>	<p>32・イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実施する。</p> <p>33・新産業創出・活性化・技術革新に貢献するため、インキュベーション活動を活性化させる。</p>
<p>16・研究拠点大学としての研究実施体制を強化するため、研究組織の改組再編を実施する。</p>	<p>(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>
<p>17・研究力の持続的な発展のために、優れた研究者等を確保・育成する。</p>	<p>34・共生科学技術研究院を改組し、農学研究院(仮称)、工学研究院(仮称)の2つの研究院を設置するとともに、部門や研究院の枠を越えた教育研究改革を推進するため、柔軟性の高い枠組みを構築する。</p>
<p>18・本学の学術研究をさらに発展させるため、研究環境を改善・整備する。</p>	<p>35・若手研究者育成のためのテニュアトラック制度、女性研究者の育成・支援システム等をより一層充実させる。</p>
<p>19・研究の質の向上のため、評価システムを改善する。</p>	<p>36・研究環境の改善・整備を図るため、キャンパスマスタープラン及び研究設備マスタープランの修正・改定を行う。</p>
<p>20・教育、研究、社会貢献を駆動する原動力の一つとして、産学官連携活動を位置づけ、新技術・産業創出を推進する体制を効率的に運営する。</p>	<p>37・研究水準の確認及び情報の共有化を図るために、研究院等において、自己点検・評価を基礎とする外部評価を平成25年度中に実施する。</p>
<p>21・イノベーションに関係する推進支援機能を強化し産学官連携活動を国際的にもさらに発展させる。</p>	<p>38・知的財産の創出、取得、管理について、より適切な施策を立案し実施する。また、農工大TLOとの連携強化により、知的財産の活用を推進する。</p>
<p>21・イノベーションに関する推進支援機能を強化し産学官連携活動を国際的にもさらに発展させる。</p>	<p>39・研究成果の社会への還元だけではなく、イノベーション推進プログラムを創設し、インターンシップ等を通じてイノベーションを創出できる人材を育成できる体制を整備する。</p>
<p>21・イノベーションに関する推進支援機能を強化し産学官連携活動を国際的にもさらに発展させる。</p>	<p>40・国際的な産学官連携活動の推進を図るため、海外機関と連携して海外研修プログラムを実施し、専門知識、経験及び交渉能力を有する国際イノベーション推進人材として育成できる体制を整備する。</p>

中期目標	中期計画
<p>3. その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 《社会等との連携や社会貢献に関する基本方針》 本学の教育研究成果及び土地、施設を活用し、本学と連携協定を締結している大学や地元自治体と協力し、地域社会においてニーズの高い教育や地域活性化等の取組を実施する。また、教育研究成果を広く社会に還元して、社会の持続的な発展や、人類の知的・文化的・物質的生活の向上に資することにより社会に貢献する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>22・地域社会において学習ニーズの高い分野について、大学が組織として地域と連携しながら、教育資源の提供を行う。</p> <p>23・本学の教育研究等の諸活動に関する情報を積極的に社会へ発信する。</p> <p>24・理科離れ問題の解消のための知的貢献を行う。</p> <p>・研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の競争的研究資金等への獲得に向けて積極的に取り組む。(再掲)</p> <p>(2) 国際化に関する目標 《国際化に関する基本方針》 世界に通用する教育研究大学を目指し、教育</p>	<p>3. その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>41・地域社会における学習ニーズを的確に把握するため、様々な関係者の学習活動の状況や要望などを調査分析し効果的な地域貢献事業のあり方を検討する。</p> <p>42・ものの仕組み、科学の楽しみ、自然との共生など本学ならではのフィールド(科学博物館や広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター等)を活用し、幅広い世代を対象にした公開講座を行う。</p> <p>43・教育研究成果を活用し、特に暮らしの安全に関する問題、エネルギー問題、環境問題などについて、専門的角度から講演会を開催する。</p> <p>44・教員や大学院生等の研究成果及び学生の社会貢献活動の成果に係る情報を収集し、発信するシステムを構築して、本学の教育研究活動の状況を幅広い対象に紹介する取組を行う。</p> <p>45・東京農工大学出版会との連携強化により、子どもたちの理科への関心を高める教材・資料等を開発・普及を行う。</p> <p>・イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実施する。(再掲)</p> <p>・新産業創出・活性化・技術革新に貢献するため、インキュベーション活動を活性化させる。(再掲)</p> <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p>

中期目標	中期計画
<p>研究の質を一層高めることに努める一方、留学生の受入れ体制の整備、海外姉妹校等との連携強化などを推進する。</p> <p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○ 海外姉妹校等との連携</p> <p>25・海外有力校及び協定締結校と本学の学生交流、教育交流及び研究交流を促進させる。</p> <p>○国際化のための環境整備</p> <p>26・海外に向けた情報を発信する体制を整備する。</p> <p>27・キャンパス全体が国際化に対応した体制となるよう、教職員の国際的素養・資質を向上させる。</p> <p>28・ワンストップ・サービスを目指し、留学生にとって利用しやすい支援体制を整備する。</p>	<p>46・協定締結校等との交流状況を調査・評価し、評価結果に応じ、取組の強化や協定の見直しを行う。</p> <p>47・研究内容や成果の紹介、共同実験、共同フィールドワーク、語学研修をコンテンツとした短期集中国際交流プログラムを設け、協定締結校等との教員、学生交流を実施する。</p> <p>48・留学前の事前語学教育のために、協定締結校等との間で相互に教員を派遣するなど、組織的な教員交換プログラムを実施する。</p> <p>49・海外有力校及び協定締結校と連携し、海外リエゾンオフィスを活用した共同セミナー開催等の教育研究活動を実施する。</p> <p>50・現地学生を対象とした留学コーディネートを実施する。</p> <p>51・国際交流・留学生受入れに関する情報を簡単に得ることができるように、Webページを整備する。</p> <p>52・農工大留学生の卒業生ネットワークのデータベースを構築する。</p> <p>53・新たな英会話研修の実施、英語による窓口対応マニュアル(スキット集)、英文レターの文例集を作成する。</p> <p>54・国際関係部署以外のスタッフ向け国際交流業務に係る短期学内研修の企画・提供を行う。</p> <p>55・渡日・留学、宿舍入居、法務及び教学に関わる各種事務手続き等の円滑化に向け、受入窓口業務を強化する。</p> <p>56・一般学生向けの学生支援サービスの充実に際し、留学生にとっても活用しやすいよう改善を図る。</p>

中期目標	中期計画
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標 《組織運営の改善等に関する基本方針》 本学の基本理念を踏まえ、学長のリーダーシップのもとでコンセンサスを形成し、教育研究組織の見直しを行うとともに、戦略や状況等に応じて合理的かつ効率的な組織運営を実施する。また、活力ある業務遂行及び優れた人材の確保・育成のため、柔軟かつ迅速な資源配分を行うとともに、適切な人事制度を構築・活用する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○教育研究組織の編成・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術の動向や社会的要請に応じ、大学院教育組織の見直し・整備を行う。(再掲) ・ 他大学と連携し、大学院の拡充を図るとともに、学部教育の充実を目指す。(再掲) ・ 研究拠点大学としての研究実施体制を強化するため、研究組織の改組再編を実施する。(再掲) <p>29・教育研究活動を効率的に支援する教育研究支援体制を構築する。</p> <p>○人事制度の改善等</p> <p>30・必要な人材の採用・育成を可能とする制度を構築し、適切な人事施策を実施する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育研究組織改革検討委員会」答申(平成20年12月22日)に基づき、生物システム応用科学府(BASE)、技術経営研究科(MOT)等の改組・再編を行う。(再掲) ・ 早稲田大学との共同大学院として、平成22年度から、生物システム応用科学府(BASE)に「共同先進健康科学専攻」を開設し、「健康」に関わる各種領域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、農学・工学・理学の融合分野における教育を実施する。(再掲) ・ 他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める。(再掲) ・ 共生科学技術研究院を改組し、農学研究院(仮称)、工学研究院(仮称)の2つの研究院を設置するとともに、部門や研究院の枠を越えた教育研究改革を推進するため、柔軟性の高い枠組みを構築する。(再掲) <p>57・教育研究支援業務の内容を分析し、本学の規模に応じた教育研究支援組織に再編・統合する。</p> <p>58・教育力、研究力向上のため、全学枠を設ける。</p> <p>59・常勤の教育職員の外部からの採用は原則公募とし、選考は当該学科・専攻以外の教育職員の参加する選考委員会によるものとする。</p> <p>60・研究指導資格の再審査基準を策定して一定期間ごとに再審査を実施する。</p>

中期目標	中期計画
<p>31・教職員を対象とした活動評価を実施し、評価結果を活用する。</p> <p>○組織運営の改善等</p> <p>32・総合的な戦略に基づき、学長のリーダーシップにより資源を効率的かつ重点的に配分する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 《事務等の効率化・合理化に関する基本方針》 限られた資源の有効活用を図るため、事務の効率化・合理化を行うとともに、事務組織の見直しを実施する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>33・業務の合理化や事務組織の機能充実について検討し、改善を図る。</p>	<p>61・第1期中期目標期間におけるテニュアトラック制度の検証を行い、大学運営費による制度へ移行する。また、同制度のもと、採用計画に基づき若手研究者をテニュアトラック教員として採用し、定期的な業績評価等を実施し育成する。</p> <p>62・教育力、研究力向上に配慮した第2期中期目標期間の件費管理計画を策定する。</p> <p>63・各部局においては、中期目標期間における件費管理計画に基づき、採用計画を策定する。その際、採用計画において女性教育職員の採用目標値を設定する。</p> <p>64・事務職員の資質向上のため、海外派遣研修を含むSD研修等を企画・実施する。</p> <p>65・教育職員を対象とした適切な活動評価方法により、毎年度、教育・研究・社会貢献・国際交流及び管理運営に関する業績を評価する。また、3年ごとに総合評価を実施する。</p> <p>66・評価結果について、分布状況等の統計データを公表する。これを各教育職員の活動の改善、インセンティブ等に活用する。</p> <p>67・事務職員及び技術職員を対象とした業務効率の向上を主目的とした人事評価を毎年度実施する。</p> <p>68・大学戦略本部等における検討を踏まえ、学長裁量経費の維持、共有スペースの確保など効率的かつ重点的に資源を配分する取組を実施する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>69・事務内容及び業務処理プロセスの見直しを行う検討チームを設置するとともに、その検討結果等に基づき、重点事業等に機動的に対応できるより効率的な事務組織へ移行する。</p> <p>70・大学全体の視点で、効率的に業務を支援する情報システムを導入する。</p>

中期目標	中期計画
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 《外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する基本方針》 良好な教育研究環境等を維持・向上させるために、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の競争的研究資金等の獲得に向けて積極的に取り組む。(再掲) <p>2 経費の抑制に関する目標 《経費の抑制に関する基本方針》 限られた資源を有効に活用するため、特に比率の大きい人件費を抑制するとともに、管理的経費の削減に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>(1) 人件費の削減 34・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減 35・管理的経費の増加を抑制する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金は、平均一人1件以上申請する。また、各研究院における競争的研究資金等への申請を奨励し、公募情報を積極的に各教員へ提供するとともに採択に向けての助言・指導等の取組みを実施する等、申請に係る支援を組織的に強化する。(再掲) イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実施する。(再掲) <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>71・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組む、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>72・省エネ・省コスト対策として、電気使用量の点検評価を行うとともに、省エネルギー型設備を順次設置する。</p>

中期目標	中期計画
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 《資産の運用管理の改善に関する基本方針》 大学の保有する資産の有効活用を図るとともに、その運用管理の改善に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>36・資産の有効活用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>73・資金運用方針に基づき、可能な範囲で安全性・有効性に配慮した資金運用を行う。</p> <p>74・資産の有効活用を図るため、大学の保有する土地・建物について、業務上支障が生じない範囲で外部への貸付等を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 《評価の充実に関する基本方針》 教育研究等の質の維持・向上を図るために、自己点検・評価等を適切に実施し、評価結果に基づく改善に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>37・自己点検・評価結果及び第三者評価結果を踏まえて、教育研究の質の向上及び業務運営等の改善を図る。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 《情報公開や情報発信等の推進に関する基本方針》 本学の社会に果たしている役割を社会に示すために、情報公開や情報発信等を推進する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>・ 本学の教育研究等の諸活動に関する情報を積極的に社会へ発信する。(再掲)</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>75・評価に係る中期目標期間等ごとのスケジュール(日程表)を作成し、評価に係るデータを収集・蓄積するとともに、部局等ごとに自己点検・評価及び外部評価を実施する。</p> <p>76・第三者評価として、平成24年度に大学機関別認証評価を、平成26年度に国立大学法人評価(中期目標期間の評価)を受審する。また、専門職大学院(MOT)について、平成26年度に専門分野別認証評価を受審する。</p> <p>77・評価結果に対する改善措置について、「全学計画評価委員会」等において検討して、実施する。なお、改善状況については役員会等に定期的に報告し、これをWebページにて公表する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>・ 教員や大学院生等の研究成果及び学生の社会貢献活動の成果に係る情報を収集し、発信</p>

中期目標	中期計画
	<p>するシステムを構築して、本学の教育研究活動の状況を幅広い対象に紹介する取組を行う。(再掲)</p> <p>78・海外共同研究や留学生の受入れに対応する、国際的に通用するWebページを作成する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 《施設設備の整備・活用等に関する基本方針》 効率的な資源配分に配慮しつつ、本学の目的を達成しうる教育研究上の環境を整備する。上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>38・良好な教育研究環境を維持するため、施設・設備の計画的な整備及び維持管理を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標 《安全管理に関する基本方針》 学生及び教職員に対して、安全な教育研究環境を提供するために、必要な措置・対策等を講じる。上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>39・教育研究環境の安全・衛生管理対策と安全教育を充実する。</p> <p>40・震災対策を充実する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標 《法令遵守に関する基本方針》 監事監査及び内部監査等の結果を活用するとともに、法令遵守に関する教職員の啓発に努め、適切な法人運営を行う。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>79・「キャンパスマスタープラン」及び「設備整備マスタープラン」を必要に応じ見直し、適切な整備及び維持管理を計画的に実施する。また、教育研究ニーズに柔軟に対応するために、共用スペースを確保する。</p> <p>80・「キャンパス・アメニティ総合整備計画」を必要に応じ見直しとともに、構内各所の環境改善及びユニバーサルデザイン化を着実に実施する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>81・国の感染症対策の動向を踏まえ、新型インフルエンザ等新たな感染症に、近隣の自治体と連携しつつ迅速かつ適切に対応するためのマニュアルを策定する。</p> <p>82・安全管理意識の向上のために、毒物・劇物等の取扱に係る基礎的な講習会を実施する。</p> <p>83・震災対策要項に基づき、震災時に迅速かつ適切な対応を行うためのマニュアルを策定するとともに、地震対応訓練を実施する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p>

中期目標	中期計画
<p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>41・教職員の法令遵守の意識の向上を図るために、定期的な研修・教育を実施する。</p> <p>42・情報セキュリティ基盤を強化する。</p> <p>4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標 《情報システムの整備充実と運用改善に関する基本方針》 業務運営の効率化・簡素化を図るために、情報システムの適正な整備充実とその運用改善を図る。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>43・教育研究上の多様な情報化ニーズに対応するとともに、社会貢献に必要な学術情報を発信、提供するための学術情報基盤及びセキュリティ基盤を強化する。</p> <p>44・業務の効率化・簡素化を図るため情報システムの再構築を進める。</p>	<p>84・基本的なルールを理解し、内部統制を有効に機能させるために研修会を開催する。</p> <p>85・情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に導入する。</p> <p>4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>86・学内における学術情報基盤の強化を効率的に推進するため、図書館と総合情報メディアセンターとの機能統合を行う。</p> <p>87・遠隔講義環境等を更に充実するために、システム改善や教材開発を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に導入する。(再掲) ・大学全体の視点で、効率的に業務を支援する情報システムを導入する。(再掲) <p>88・仮想化等の最新技術により、各情報システムの融合化を段階的に実現する。</p>
	<p>Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>Ⅶ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 17億円 2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。</p>

中期目標	中期計画						
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な財産を譲渡する計画はなし <p>IX 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。</p> <p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="701 653 1190 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="701 653 858 716">施設・設備の内容</th> <th data-bbox="858 653 1009 716">予 定 額</th> <th data-bbox="1009 653 1190 716">財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="701 716 858 904">府中幸町団地 総合研究棟改修（農学系） 小規模改修</td> <td data-bbox="858 716 1009 904">総額 (534)</td> <td data-bbox="1009 716 1190 904">施設整備費補助金(318) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金(216)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> <p>2 人事に関する計画 (人事に関する方針)</p> <p>優れた人材の確保・育成のため、適切な人事制度を構築・活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育力、研究力向上のため、全学的措置としての教職員配置を行う。 若手研究者を育成する方策を推進する。 女性教育職員の採用を促進する。 教育職員の活動評価を実施し、評価結果を活用する。 事務職員の資質及び業務能率の向上を図る。 <p>(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 40,536百万円(退職手当は除く)</p>	施設・設備の内容	予 定 額	財 源	府中幸町団地 総合研究棟改修（農学系） 小規模改修	総額 (534)	施設整備費補助金(318) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金(216)
施設・設備の内容	予 定 額	財 源					
府中幸町団地 総合研究棟改修（農学系） 小規模改修	総額 (534)	施設整備費補助金(318) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金(216)					

中期目標		中期計画										
		3 中期目標期間を超える債務負担 (長期借入金) (単位:百万円)										
		年度	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	中期 小計	次 期 以 降	償 還 額	総 債 務
		区分										
		(民間金融機関)	71	71	71	71	71	71	426	349	775	
		(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況により変更されることもある。										
		4 積立金の使途 ○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。 ①産学交流会館整備事業に係る施設整備費等の一部 ②経済産業省関東経済産業局「先進的植物工場施設整備費補助事業」に係る施設整備費等の一部 ③NEDO「次世代省エネルギー等建築システム実証事業」に係る施設整備費等の一部 ④その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務										
別表 (学部・研究科等)		別表 (収容定員)										
学部	農学部 工学部	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人) 工学部 2,224人										
学府	工学府 農学府 生物システム応用科学府	工学府 662人 (うち博士前期課程 482人) (博士後期課程 180人)										
研究科	連合農学研究科 参加大学-茨城大学、宇都宮大学 技術経営研究科(専門職学位課程)	農学府 296人 (うち修士課程 296人) 生物システム応用科学府 176人 (うち博士前期課程 104人) (博士後期課程 72人)										
研究科	岐阜大学大学院連合獣医学研究科 の参加大学	連合農学研究科 120人 技術経営研究科(専門職学位課程) 80人										

中期目標	中期計画												
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成 23 年度</td> <td>農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</td> </tr> <tr> <td>工学部 2,224人</td> </tr> <tr> <td>工学府 662人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 482人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 180人〕</td> </tr> <tr> <td>農学府 296人 (うち修士課程 296人)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 182人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 104人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 78人〕</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 120人</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人</td> </tr> </table>	平成 23 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)	工学部 2,224人	工学府 662人	〔うち博士前期課程 482人〕	〔博士後期課程 180人〕	農学府 296人 (うち修士課程 296人)	生物システム応用科学府 182人	〔うち博士前期課程 104人〕	〔博士後期課程 78人〕	連合農学研究科 120人	技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人
平成 23 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)												
	工学部 2,224人												
	工学府 662人												
	〔うち博士前期課程 482人〕												
	〔博士後期課程 180人〕												
	農学府 296人 (うち修士課程 296人)												
	生物システム応用科学府 182人												
	〔うち博士前期課程 104人〕												
	〔博士後期課程 78人〕												
	連合農学研究科 120人												
技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成 24 年度</td> <td>農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</td> </tr> <tr> <td>工学部 2,224人</td> </tr> <tr> <td>工学府 662人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 482人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 180人〕</td> </tr> <tr> <td>農学府 296人 (うち修士課程 296人)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 188人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 104人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 84人〕</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 120人</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人</td> </tr> </table>	平成 24 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)	工学部 2,224人	工学府 662人	〔うち博士前期課程 482人〕	〔博士後期課程 180人〕	農学府 296人 (うち修士課程 296人)	生物システム応用科学府 188人	〔うち博士前期課程 104人〕	〔博士後期課程 84人〕	連合農学研究科 120人	技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人
平成 24 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)												
	工学部 2,224人												
	工学府 662人												
	〔うち博士前期課程 482人〕												
	〔博士後期課程 180人〕												
	農学府 296人 (うち修士課程 296人)												
	生物システム応用科学府 188人												
	〔うち博士前期課程 104人〕												
	〔博士後期課程 84人〕												
	連合農学研究科 120人												
技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成 25 年度</td> <td>農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</td> </tr> <tr> <td>工学部 2,224人</td> </tr> <tr> <td>工学府 662人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 482人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 180人〕</td> </tr> <tr> <td>農学府 296人 (うち修士課程 296人)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 188人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 104人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 84人〕</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 120人</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人</td> </tr> </table>	平成 25 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)	工学部 2,224人	工学府 662人	〔うち博士前期課程 482人〕	〔博士後期課程 180人〕	農学府 296人 (うち修士課程 296人)	生物システム応用科学府 188人	〔うち博士前期課程 104人〕	〔博士後期課程 84人〕	連合農学研究科 120人	技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人
平成 25 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)												
	工学部 2,224人												
	工学府 662人												
	〔うち博士前期課程 482人〕												
	〔博士後期課程 180人〕												
	農学府 296人 (うち修士課程 296人)												
	生物システム応用科学府 188人												
	〔うち博士前期課程 104人〕												
	〔博士後期課程 84人〕												
	連合農学研究科 120人												
技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成 26 年度</td> <td>農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</td> </tr> <tr> <td>工学部 2,224人</td> </tr> <tr> <td>工学府 662人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 482人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 180人〕</td> </tr> <tr> <td>農学府 296人 (うち修士課程 296人)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 188人</td> </tr> <tr> <td>〔うち博士前期課程 104人〕</td> </tr> <tr> <td>〔博士後期課程 84人〕</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 120人</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人</td> </tr> </table>	平成 26 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)	工学部 2,224人	工学府 662人	〔うち博士前期課程 482人〕	〔博士後期課程 180人〕	農学府 296人 (うち修士課程 296人)	生物システム応用科学府 188人	〔うち博士前期課程 104人〕	〔博士後期課程 84人〕	連合農学研究科 120人	技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人
平成 26 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)												
	工学部 2,224人												
	工学府 662人												
	〔うち博士前期課程 482人〕												
	〔博士後期課程 180人〕												
	農学府 296人 (うち修士課程 296人)												
	生物システム応用科学府 188人												
	〔うち博士前期課程 104人〕												
	〔博士後期課程 84人〕												
	連合農学研究科 120人												
技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人													

中期目標	中期計画										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 218 742 446" rowspan="7">平成 27 年度</td> <td data-bbox="749 218 1205 247">農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 249 1205 278">工学部 2,224人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 280 1205 309">工学府 662人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 311 1205 369">〔うち博士前期課程 482人〕 博士後期課程 180人〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 370 1205 399">農学府 296人 (うち修士課程 296人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 401 1205 430">生物システム応用科学府 188人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 432 1205 490">〔うち博士前期課程 104人〕 博士後期課程 84人〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 492 1205 521">連合農学研究科 120人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="749 523 1205 552">技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人</td> </tr> </table>	平成 27 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)	工学部 2,224人	工学府 662人	〔うち博士前期課程 482人〕 博士後期課程 180人〕	農学府 296人 (うち修士課程 296人)	生物システム応用科学府 188人	〔うち博士前期課程 104人〕 博士後期課程 84人〕	連合農学研究科 120人	技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人
平成 27 年度	農学部 1,270人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)										
	工学部 2,224人										
	工学府 662人										
	〔うち博士前期課程 482人〕 博士後期課程 180人〕										
	農学府 296人 (うち修士課程 296人)										
	生物システム応用科学府 188人										
	〔うち博士前期課程 104人〕 博士後期課程 84人〕										
連合農学研究科 120人											
技術経営研究科 (専門職学位課程) 80人											

(別紙)

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	38,236
施設整備費補助金	318
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	216
自己収入	22,181
授業料及入学金検定料収入	20,539
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,642
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	13,587
長期借入金収入	0
計	74,538
支 出	
業務費	60,417
教育研究経費	60,417
診療経費	0
施設整備費	534
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	13,587
長期借入金償還金	0
計	74,538

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 40,536百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ計算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京農工大学退職手当規定に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
・法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤ 「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

- (1) $E (y) = E (y - 1) \times \beta$ (係数)
(2) $F (y) = \{F (y - 1) \times a$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$
(3) $G (y) = G (y)$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y)：特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

a (アルファ)：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ)：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

(別紙)

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	74,085
経常費用	74,085
業務費	65,521
教育研究経費	10,342
診療経費	0
受託研究費等	11,428
役員人件費	1,796
教員人件費	29,542
職員人件費	12,413
一般管理費	1,495
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	7,069
臨時損失	0
収入の部	74,085
経常収益	74,085
運営費交付金収益	37,396
授業料収益	16,014
入学金収益	2,860
検定料収益	718
附属病院収益	0
受託研究等収益	11,428
寄附金収益	2,054
財務収益	100
雑益	1,542
資産見返負債戻入	1,973
臨時利益	0
純利益	0
純利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(別紙)

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	76,432
業務活動による支出	71,836
投資活動による支出	2,702
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,894
資金収入	76,432
業務活動による収入	74,004
運営費交付金による収入	38,236
授業料及入学金検定料による収入	20,539
附属病院収入	0
受託研究等収入	11,428
寄附金収入	2,159
その他の収入	1,642
投資活動による収入	534
施設費による収入	534
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,894

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

1 はじめに

大学は知の拠点であり、教育と研究の営みによって一国はもとより人類の将来をも左右する重要な使命を担っている。特に、教育は最高学府として次世代を担う若者を育成するとともに、広く社会における教育機能も期待されている。

わが国の国立大学は、平成16年度の国立大学法人化に伴って大きな転換期を迎えることになった。これは、戦後の新制大学の発足に匹敵する大きな大学行政の転換である。本学においても法人化とともに大学院大学として新たなスタートを切るために全学的な議論が巻き起こり、概算要求事項としていわゆる部局化のための制度設計の検討が開始された。その過程において教育組織と研究組織を分離するいわゆる部局化構想が提言され、その一翼を担う大学院組織である「教育部」と本学の教育システム、とりわけ学部教育を担保する中心的組織としての「大学教育プログラムセンター」の設置構想が、平成14年(2002年)12月3日に評議会の元に設置された「教育部・大学教育プログラムセンター構想検討WG」で議論され、2ヶ月足らずで「教育部および大学教育センター構想について(報告書)」(以下、構想報告書)が纏められ評議会に報告された。この構想報告書をもとに大学教育センターの活動目的、運営規則、組織体制等の整備が進み、法人化元年である平成16年(2004年)4月に正式に発足し、現在に至っている。

2 設置趣旨・目的と組織運営体制

大学教育センター(以下、センター)の設置趣旨は、前出の構想報告書に示されている。すなわち、本学の教育理念(MORE SENSEに標榜される使命志向型教育研究)の実現を目指すために、以下の項目を重要な教育課題と認識し、これらを迅速かつ適切に対応するため、全学の教育を統括する組織としてセンターを位置づけている。

- ① 全学的視野に立った教育体制の整備
- ② 絶え間ない自己評価による改善
- ③ アドミッションポリシーに合致した学生の選抜
- ④ 大学院機軸大学としての教育の高度化
- ⑤ 学部・大学院の教育の継続性・整合性による国際性と学際性の具備

すなわち、本学が大学院機軸大学として大きく飛躍するために教育部(後に学府に名称変更)組織の充実が重要である一方、大学の教育機関としての機能を充実させ、社会への説

明責任を果たすこと、特に全学的な視点から教育を担保できる機能をセンターに託したと言える。

センターの目的は、上述の設置趣旨をもとに運営規則の第2条において規定されており、纏めると以下ようになる。すなわち、大学教育理念の実現のため、

- ① 全学的視点から教育の研究・企画調整および改善
- ② 全学的視点から学生の受入れの研究・企画調整および改善
- ③ 全学教育の企画・実施への主導的役割

について主体的に取り組むとしている。

センターの組織構成は、センター長のもとに、教育プログラム部門、アドミッション部門および教育評価・FD部門の3部門で構成され、各部門には、部門長および専任教員および学府からの推薦による兼務教員が所属している。センター長は、センター発足当初は教育担当副学長が兼ねていたが、平成18年（2006年）度から学部教員の中から推薦によって任命されている。専任教員は、完全公募で採用され、これまでに複数名の教員の入れ替わりがあったものの現時点で1名の教授、3名の准教授が活躍している。一方、兼務教員は3学府の教授会より推薦された12名の教員が、学長発令によって任命されている。本学には本センターと類似のセンター組織が複数あるが、多くのセンターがその運営メンバーとして学部教員が担当している。しかしながら、学長から任命されているのは本センターの兼務教員のみである。これは本センターがたとえ独立部局はいえ、学部・学府との連携なくしては成り立ち得ないミッションを持ち、かつ大学として重要な組織と言う共通認識がある証左と言えるであろう。

センター活動を支える事務組織として、発足当初は専属の組織である「大学教育センター支援チーム」が設置され手厚いサポート体制が敷かれたものの、2年後には事務組織の改編に伴い、学生部学部チームの一組織として「大学教育センター担当室」に縮小され、現在に至っている。

センター全般の活動・運営は、全構成メンバーと大学教育委員会から選出された教員等によって構成された運営委員会で行っている。一方、日常的な活動は3つの部門で推進している。その中核となるのが、部門長が召集する月例部門会議であり、部門に所属する専任教員と兼務教員で構成されている。基本的には、専任教員がさまざまな活動の中心的存在であり、兼務教員は活動に対するアドバイス、学部状況の紹介やパイプ役などが主な任務である。もちろん専任教員と協同して活動を進めることもある。

3 活動内容

センターの実質的な諸活動は、部門を中心に行っている。以下、3部門の構想報告書における部門のミッションおよび最近の活動事例を中心に紹介する。

1. 教育プログラム部門

本部門のミッションは、全学的視野に立ったカリキュラムの立案と支援、および教育全般にわたる調査、研究を行うことである。具体的には、以下の項目を重点活動としている。

- ① 全学的視野にたった教養科目のカリキュラムの立案
- ② 融合科目の立案
- ③ 教育分野の充実に関する検討と円滑な運営のための支援
- ④ キャリア教育の充実と支援
- ⑤ 国際化と高度情報化に即した教育の支援と充実

これらの項目のうち、教養科目について平成19年（2007年）5月に学長諮問により教養教育改善のための協議会が設置され、センターからもセンター長、専任教員が参画して、その骨格造りに大いに関与し、教育体制、理系基礎科目の制度設計を提案した。この提案を受けて平成20年（2008年）1月に再度、学長より教養教育改革の具体化及び実施体制の検討諮問があり、再び協議会において検討し、平成20年（2008年）6月に報告書が提出された。これを受けて大学教育委員会内部にその報告に基づくカリキュラムの具体化を検討するWGが設置されて、平成20年（2008年）12月に具体的なカリキュラム表が策定された。この教養教育改革の特徴は、実施体制の責任を明確にするために、大学教育委員会の下部組織として全学共通教育機構（以下、機構）を組織化したことである。これによって一般教育部の改組後における教養教育の責任母体の不明確な状態の解消が図られた。この機構にもセンターが大きく関与し、センター長および教育プログラム部門所属の専任および兼務教員、アドミッション部門の専任教員がメンバーとして参画している。特に教育プログラム部門専任教員の役目は重要であり、機構内での日常的な企画から運営までコミットすることが求められている。

あしかけ2年以上にわたる審議の末、まとまった今回の全学共通教育カリキュラムは、平成22年4月より本格実施の運びとなっている。検討過程で紆余曲折はあったものの、本学独自の教養教育として花開くことを期待したい。

2. アドミッション部門

本部門のミッションは、学生の受入れに関する様々な事項を調査・解析・立案・実施することである。全国のほとんどの国立大学には本センターと類似の組織が設置されているが、学生の受入れを検討する組織を持っているセンターはごく少数であり、本センターの特徴となっている。本部門の活動事項は次の通りである。

- ① 入試制度改善のための調査・研究
- ② 入学試験科目および問題の検討
- ③ 入試広報活動の研究と実施

要するに、学生の受入れに関連したあらゆる業務を企画・調査および実施することである。

最近は、入試広報活動を重点的に実施している。大学の広報活動は、法人化以後、社会への説明責任の観点からも国から強くその実行が求められており、本学でも事務内に専属の部署を組織化して日常的な広報業務を繰り広げており、旧国立大学時代と比べ物にならないほど社会への発信力は改善されている。

しかしながらその広報の伝達先は社会一般であって受入れ学生、すなわち高校生をターゲットとするような方策は十分とはいえない。そのためいわゆる入試広報という特化した広報戦略機関としてアドミッション部門がその責務を負っている。各地で開催される大学説明会や高校への大学説明、あるいはキャンパスツアーやオープンキャンパスなどの企画の支援を行っている。また、高校生ではなく高校教員をターゲットとする大学説明会を今年度より本格実施している。これは最近の高校生の大学決定に関与しているキーパーソンとして、高校教員（進路指導、理系教員）が非常に大きな割合を占めているという本学の調査結果に基づいている。平成21年（2009年）5月に農学部で、同年8月に工学部で高校教員向け大学説明会を開催し、延べ42校の教員の参加が得られ、各学科の説明や本学教員のユニークな研究紹介、入試説明などを実施するとともに、高校サイドからの要望や情報交換を行った。これらの活動は即効性のあるものではないのかもしれないが、高校教員を農工大ファンにすることが、結果として優秀な学生の受入れに繋がるものと考えている。

3. 教育評価・FD部門

本部門のミッションは、教育評価について研究・実施し、FD（ファカルティーデベロップメント）を推進し教育改善を支援することである。このために以下の活動を重点的に行うとしている。

- ① 教育に関する自己点検・自己評価の実施と外部評価に対する支援
- ② 教員と学生に対する授業アンケートおよび卒業生・就職先に対しての教育評価に関するアンケート等の実施と解析
- ③ 教育評価に基づくFDの推進に関する活動
- ④ シラバスの充実
- ⑤ 厳格な成績評価法についての実施方策の研究と実施
- ⑥ 教職員研修に関する研究と実施

最近の大学教育の3種の神器としてシラバス、授業アンケート、新任教員研修がFDの切り札としてほとんどの大学で行われている。しかしながらFDの中で教育改善のサイクル、いわゆるPDCAサイクルをどのように回していくかが、全国の大学の教育センター関係者の最近の話題と言ってもよい。本センターでも、充実したシラバスを策定（Plan）して学生に公開し、授業を行い（Do）、授業終了時に授業アンケートを行う（Check）ことで、改善点を自己把握するところまでは、組織的に整備できている。

しかしながら、授業アンケートによる改善点の指摘事項への対応については、個々人の教員に委ねられているため、組織的な改善のためのActionが担保できていないのが現状

である。このため、教育評価・FD部門でもその方策について現在議論している。その方策の一環として、最近、「より良い授業のための講義秘訣集」を出版し、非常勤講師を含む全教員に配布して授業改善に役立てる情報を提供している。この秘訣集は、4部から構成されており、第1部は授業アンケートに書かれた学生の自由記述を項目別に纏めたもので、講義におけるべからず集である。ちょっとしたことに気をつけるだけで、授業改善が大きく進むことを気付かせてくれる。第2部は、評判の高い授業をしている教員へのインタビューを掲載している。講義の工夫などを披露していただいている。第3部はシラバスの書き方、第4部は工学部で実施されたベストティチャー賞選考会議の選考資料集である。

4 おわりに

本センターが発足して今年で丸6年が経過した。それを記念して平成21年(2009年)10月29日には、学長、副学長、3学府長にご出席をいただいて本学の教育戦略について議論した「農工大の教育ビジョン」シンポジウムを全構成員に公開して開催した。このシンポジウムでは、本学の教育ビジョンについて(1)入試広報、(2)基礎教育、(3)英語力の育成、(4)大学院教育等について多岐にわたる議論を行った。この中で、学長から学生の教育に関わるには断固とした姿勢が必要であるという指摘があり、本センターもこの姿勢を堅持して本学の教育力向上に繋がるような貢献をしたいと考えている。関係各位のご理解・ご協力を切に願うものである。

第六節

国際センター

1 はじめに

東京農工大学の基本理念であるMORE SENSE(使命指向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力)のもとで、大学の重要な役割である教育・研究・社会貢献の分野を如何に推進して行くかが、平成16年(2004年)4月の国立大学法人化の前後から学内で精力的に検討されてきた。その中で、特に以下に示す3つが国際交流戦略および大学の国際化を策定する際の要点としてあげられてきた。

- ・アジア地域他のリーダーや世界にはばたく人材を育成する
- ・国際的共同研究や産学官連携により研究の高度化とグローバル化を達成する

・高等教育復興支援を含めた国際貢献・地域貢献をする

法人化前はこれら戦略に関わる活動をもっぱら行う組織として留学生センター、留学交流推進チーム(旧留学生課)、国際事業推進チーム(旧国際主幹)があった。2007年11月に留学生センターが改組する形で国際センターが発足し、あわせて留学交流推進チームならびに国際事業推進チームと協働して、各種の国際交流活動を遂行する体制ができた。

2 沿革と経緯

1. 留学生センターの設立

まずは国際センターの前身である留学生センターについて述べる。留学生センターは本学に在籍する外国人留学生に対して日本語教育をはじめとする留学生教育、生活指導と支援、また日本人学生に対する国際感覚涵養のための教育や海外留学支援を行うとともにこれに必要な調査・研究を行い、さらに全学の国際交流活動についての支援などの諸活動を通して、本学の国際化の一つの核としての活動を行うことを目的に、平成6年(1994年)6月24日付けで、学内共同教育研究施設として設置された。設立当初は日本語・日本事情教育研究部門および留学生指導教育研究部門の2部門体制で発足した。これに伴い一般教育部で行っていた留学生に対する日本語・日本事情教育は、留学生センターに移管することとなり、同部から日本語・日本事情担当の教官2名が留学生センターに振り替えられるとともに、新規に教官4名が採用された。平成12年(2000年)10月から科学技術短期留学プログラム(略称:短プロまたはSTEP)が開始され、教員2名が短期留学部門として増員され、留学生センターの専任教員数は8名となった。留学生センターの活動は発足時から平成16年(2004年)3月まで主として府中国際交流会館の1階と2階を使用して実施されていたが、平成16年(2004年)3月に小金井キャンパス13号館に移転した。

2. 国際センターへの改組

大学の国際交流に関しては量から質への転換が求められており、優秀な留学生を受け入れることや、国際的に競争力のある研究・教育を行うことが必須である。たとえば、第三期科学技術基本計画において、国際活動の戦略的推進の必要性が謳われている中、競争的資金の傾向をみても、平成14年(2002年)度開始の21世紀COEプログラムが平成19年(2007年)度からは、グローバルCOEプログラムに、平成17年(2005年)度開始のスーパー産官学連携本部整備事業から2007年度には国際的な産官学連携の推進体制整備(大学知的財産本部整備事業)に移行するなど、我が国の施策において「国際」は重要なキーワードになってきた。従って、本学においても、そのような流れに対応できるような強力な国際交流支援組織を設立し、学内のニーズとポテンシャルを集約して全学的な国際戦

略企画を展開することによって、本学の国際競争力を強化する必要に迫られてきた。

本学では大学の理念のもとでこれまで積極的に海外との交流を行ってきた。その一つの結果として、大学間交流締結校の数が80余を超えていることがあげられる。この数は、学生定員を考慮しても、我が国の大学の中でも傑出しており、外部からも高く評価されている。しかしながら、その多くが特定の研究者間に特化した交流に限定されているのが現状で、学部間や大学間での実質的な組織間交流が達成されているケースは多くはない。それを顕著に表しているのが、本学の留学生数が400人を越えているにも拘わらず、日本人学生の海外留学は年に数十人ととどまっている点であった。従って、協定締結校との交流をよりブロードバンド化し、本来の意味での大学間交流に転換すべきで、そしてその交流を主体的に行う組織が必要であった。

平成18年(2006年)時点で、本学には国際交流事業および関連する支援事業を担当する主な組織は再掲であるが以下の3つがあった。

- ・留学生センター：留学生教育を主に担当
- ・留学交流推進チーム：留学生支援を主に担当
- ・国際事業推進チーム：協定締結校交流支援を主に担当

いずれも国際交流事業に実績があるが、それぞれ対象とする人数が少ないこと、組織が別れているため国際交流実務のノウハウが共有できていないこと、事業内容が限定されているため持っているポテンシャルを発揮できていないことなどの課題があった。

全学国際交流委員会では、その課題を解決する一つの方策として、平成17年(2005年)10月に設置した国際センター(仮称)設置準備委員会での具体的な検討作業を基に、既存の国際交流組織のポテンシャルを精査しつつ、これらの課題やニーズへの対応方法について検討してきた。その結果、既存の3つの組織、即ち留学生センター、留学交流推進チーム、国際事業推進チームを有機的に連携させ、学内の各部局・センター等と連携機能を持つ「東京農工大学国際センターの設立」を提案し、平成19年(2007年)11月に発足するに至った。

3 活動内容

1. 留学生センター時代の活動

平成6年(1994年)10月から第1期日本語研修コースが開講し、本格的に教育研究活動が始まった。平成7年(1995年)4月から第2期、同10月から第3期と、以後半期に1期ずつ期を重ね、2009年(平成21年)度までに31期を数えてきた。教育では、日本語研修コース、科学技術短期留学プログラム、大学院生に対する日本語補講、学部留学生に対する日本語・日本事情教育、日本人学生に対する総合科目、大学院農学研究科国際環境農学専攻における講義、日韓共同理工系学部留学生事業予備教育、カブール大学復興支援としての

日本語教育、異文化理解教育などを行ってきた。また、設立以来、留学生および日本人学生に対する指導、相談業務も実施してきた。さらにこうした教育に関する調査・研究も行い、電気通信大学と東京学芸大学との共同編集による『多摩留学生教育研究論集』の発行を行っている。

これらの留学生センターの教育研究活動を学内外に示し、センターの活動を活性化させるものとして、留学生教育や日本語教育等に関する講演会やシンポジウム・ワークショップの実施、留学生センター年報、ニュースレターなどの発行など多くの活動を行ってきた。

2. 国際センター発足後の主な活動

前述した留学生センター時代の活動内容を継承しつつ、「留学生（約400名）から全学生+教職員（約6000名+a）のためのセンターに」をスローガンに、活動内容を拡充してきた。さらに国際センター発足に伴い部門制を撤廃し、教育以外のすべての国際業務はセンター所属教員が全員出動できるようにした。

2.1 本学の国際交流に関する企画・立案並びに情報収集及び発信

大学戦略会議の下部組織である国際戦略タスクフォースの中核メンバーとして、国際戦略に基づき企画を立案し、特に国際関連の外部資金等の獲得の際に、他部局と協働して申請を行っている。また、国際センターホームページを通して学内外向けに特に海外に本学の情報を発信している。本学には協定締結校が80余校あるが、専任教員が順次訪問し意見交換と情報収集を行い、協定の実質化を図っている。また協定締結校より訪問者を受け入れ、同上の業務を行っている。

2.2 国際交流に関する学生及び研究者支援

外国人留学生受入の際、各プログラムに対応し、個別にオリエンテーションを実施している。国際交流協定新規締結および更新の際、実施担当である国際事業チームをサポートしている。さらに本学正規学生の海外留学奨励をするため、希望者に相談指導を毎週実施し、年4回程度留学説明会を開催している。

2.3 日本語教育及び国際教育の学内外への提供

・外国人留学生および外国人研究者のための初級～中級の日本語教育：本学で教育を受け研究に従事するための日本語教育（初級～中級）を実施している。国際センター設立後、さまざまなコースを統合し、日本語特別コースと全学日本語コースの2本立てとして実施している、特別コース（週5日、毎日3コマまたは4コマ提供）を毎期20名前後の留学生を対象に継続しており、平成22年（2010年）4月で32期目を迎えた。また、週3コマ前後の全学コースも日本語補習が必要な正規学生等を対象に提供している。さらに

学部留学生を対象とする日本語や日本事情科目も開講している。

- ・日本社会で活躍するための上級日本語教育：これまでは大学での教育研究の入り口のための日本語教育を専ら行ってきたが、平成20年（2008年）から始まったアジア人財資金構想プログラムを契機に、卒業後、日本社会で活躍するためのビジネス日本語教育の実施を開始している。
- ・本学正規学生のための国際教育：英語によるコミュニケーション教育プログラム、ならびに科学技術におけるコミュニケーションに必要なスキルをつけるための教育を実施している。多くの日本人学生が履修している。後述する科学技術短期留学プログラム講義のなかでも実施している。
- ・協定締結校等学生のための短期日本語教育および国際教育：短期インターンシップ研修プログラムを作り、毎年2～3校、それぞれ2週間前後、5名から20名程度の学生を協定締結校から受け入れている。さらに協定締結校からの要請により、日本語教育教員を毎年1～2名派遣し、現地で3～6週間の日本語集中授業を提供している。
- ・事前日本語教育：アジア人材資金構想プログラムの中で海外の日本語教育機関と連携し、本学への留学が決定した学生に対し、現地での事前日本語教育を2～3都市で1カ月前後実施している。
- ・科学技術短期留学プログラム：協定締結校からの交換留学生を毎年20名前後、10月から翌年9月の1年間受け入れており、平成22年（2010年）10月で11期目となった。基本的に英語によるプログラムで、すべての手続きや教育は英語で実施している。プログラムの講義は正規学生も履修可能で、毎年30～40名の日本人学生等が参加し、留学生と一緒に教育を受けている。また、短期留学プログラム修了した後も、多くの修了生が本学大学院への進学を希望し、毎年20%程度が実際に戻ってきている。
- ・日韓共同理工系学部留学生事業呼び教育：日韓両国の合意に基き、理工系学生を本学工学部に受入れる際、入学前半年間の予備教育を行っている。毎年5名前後が入学し、平成22年（2010年）10月で11期目となった。

2.4 国際活動の支援と社会貢献

本学の学術研究における国際活動の支援と国際産学連携事業を推進し、その活動を通して社会貢献してきた。いずれも各部局と協働し、国際交流プロジェクトを通して支援・推進している。最近の主な実績例は以下のとおりである。

アジア人財資金構想（平成20年（2008年）～、工学府と）

ブライトン大学・産学連携プロジェクト（2007年～、産官学連携・知的財産センターと）

戦略的環境リーダー育成拠点形成（平成21年（2009年）～、農学府・工学府と）

JICA草の根技術協力事業/ウズベキスタン（平成21年（2009年）～、農学府と）

大学院教育改革支援プログラム（平成19年（2007年）～、農学府と）

JSPS若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムITP（平成19年（2007年）～、工学府と）

2.5 本学の海外拠点事務所における教育研究活動に関する管理・運営

北京JSPS内とバンコク Asia Seed内に設置している両事務所の管理・運営を行っている。北京に客員教授2名、バンコクに客員教授1名を配置している。北京事務所ではHP中国版等の作成、姉妹校協定締結・更新の調整、同窓会会合調整、シンポジウムのアレンジを行っている。またバンコク事務所では本学への留学説明会、留学希望者への面接、本学OBOGとの連絡、姉妹校協定締結・更新の調整、本学各プロジェクトへの協力を行っている。さらに本学の国際交流戦略に沿い、今後他地域の本学拠点の開拓と拡充を展開して行く。

4 その他のデータ

主な活動場所

- ・小金井キャンパス 13号館3F～5F 国際センター、
- ・府中キャンパス 語学演習棟1F 国際センター府中サテライト
構成員の状況(平成22年(2010年)10月現在)
- ・専任教員 教授4名(内1名空席)、准教授4名
- ・特任教授1名、客員教授7名、客員准教授5名、非常勤講師8名
- ・協力教員(他部局等との連携・協働)14名

ウェブサイト

<http://www.tuat.ac.jp/~icenter/>

<http://www.tuat.ac.jp/~icenter/english/index.html> (英語)

<http://www.tuat.ac.jp/~icenter/chinese/index.html> (中国語)



国際センター(小金井キャンパス13号館)



留学派遣説明会

別篇

1 図書館の設立と経緯

1. 図書館の変遷

東京農工大学は農学部が明治7年(1874年)農事修学場を発祥として、駒場農学校、東京帝国大学農科実科、東京農林専門学校、同じく工学部は明治7年蚕業試験掛を発祥とし、蚕業試験場、東京高等蚕糸学校、東京繊維専門学校とそれぞれ変遷を重ね、統合し東京農工大学、現在の国立大学法人東京農工大学へと続いている。

図書館は学校や大学の中心的存在であるため、それぞれの学校・大学で重要な位置を占めていたと思われるが、農事修学場・蚕業試験掛から明治31年(1898年)帝国大学農科大学実科、明治32年(1899年)東京蚕業講習所まで書、書籍、図書の記述、また明治22年(1889年)の東京農林学校校則などに図書館の表現が見られるものの実態ははっきりしない。なお、東京蚕業講習所には図書館がなかったため、西ヶ原蚕友会に附属図書館を置き蔵書はその後できた本多記念図書館に全て寄贈された。

本学の図書館が最初に発足したのは、大正3年(1914年)東京高等蚕糸学校発足に際し寄贈された「本多記念図書館」だ。本多岩次郎は初代校長で前学の東京蚕業講習所所長。大正2年(1913)9月、本多所長開講25年記念祝賀会が開催され、席上学校に対し図書館等が寄贈された。この図書館は総煉瓦造りの洋風(写真1、2)で、閲覧室・事務室32.5坪、



写真1 本多記念図書館外景



写真2 本多記念図書館内景

書庫9坪、その他2坪だった。西ヶ原キャンパスのシンボルとして美観を呈し、教職員学生に親しまれた図書館だったが、残念なことに大正12年（1923年）9月の関東大震災で破損し閉館した。その後大正13年（1924年）11月に仮建築されたが木造平屋ですこぶる狭隘だったようだ（写真3）。この仮図書館は、西ヶ原から昭和15年（1940年）4月小金井に移転するまで15年余閲覧に供し、東京高等蚕糸学校の本館3階（現科学博物館）にその図書全部を搬入するまで使用し、翌昭和16年4月新図書館が開館した。木造平屋建て62.726坪（207m²）、場所は現在の工学部講義棟のあたりと思われる。

一方農学部の前身は、昭和10年に東京帝国大学がら独立し、東京高等農林学校として駒場野から府中に移った。独立までは帝国大学の図書館だったわけであるが、前述したとおり様子を示す文献や写真は少ない（東京大学にはあると思われるが、公開されたものはない）。



写真3 仮図書館外景

東京高等農林学校の図書館は鉄筋コンクリート、閲覧室と事務室56坪強・184m²、書庫（積層2層）延べ30坪・99m²で、現農学部本館北側に位置する。このころの閲覧は学生への館外貸出しは3冊、貸出期間は10日で、館内閲覧が2冊だった。本は職員に請求して出してもらった閉架式で、図書が貴重だったこと



写真4 仮図書館内景、中央右に辞書台

を物語っている。当時の図書館内部を示す貴重な写真がある(写真4)。この小さな図書館は昭和24年東京農工大学附属図書館農学部分館となり、昭和45年(1970年)に現在の位置に移転し大きさも一気に2,452m²となって開館した。その後昭和63年(1988年)に大改修・増築を行い

3,468m²となり東京農工大学府中図書館として今に至っている(写真5)。

小金井に開館した東京高等蚕糸学校図書館は、昭和19年(1944年)に東京繊維専門学校図書館に改称され、昭和22年(1947年)第二閲覧室、第二書庫を増設し445m²となった。その後昭和24年(1949年)繊維学部図書館、同年繊維学部分館、昭和37年(1962年)工学部分館と改称し、昭



写真5 仮図書館内景 辞書台

和45年(1970年)現在の位置に新築移転した。1,420m²であった。この図書館は昭和51年(1976年)に第二書庫460m²を増設した。さらに、府中から遅れること約10年、平成9年(1997年)に大改修・増築を行い現在の図書館となった。3,468m²で府中・小金井図書館がほぼ同じ規模となった(写真6)。

なお、平成7年(1995年)小金井キャンパスにBASEができるなど新たな部局ができたため、農学部分館を府中分館に、工学部分館



写真6 小金井図書館

を小金井分館と改称、さらに昭和16年(1941年)国立大学法人化に伴い附属をとり東京農工大学図書館とし、それぞれ府中図書館、小金井図書館と改めた。

2. 蔵書の推移

はっきりした蔵書数が現れるのは、大正3年(1914年)東京高等蚕糸学校本多記念図書館開講時に「和漢書1664冊、洋書348冊、本邦雑誌253冊、外国雑誌118冊、計2,383冊に過ぎなかったが、昭和16年には和漢書4,500冊、洋書2,786冊、本邦雑誌1,425冊、外国雑誌2,344冊を数えるに至った」という記録がある。また、東京高等農林学校の蔵書は23,566冊との記録がある。大学になってからは昭和29年(1954年)の調査で図書館蔵書数59,768冊、最新の平成19年(1944年)度は513,093冊となっている。ちなみに雑誌種類数は昭和40年(1965年)2,702、平成19年(2007年)度14,000タイトルである。

図書館の資料は長い間冊子体を指していたが、コンピュータの発達やインターネットの出現により大きく様変わりを見せている。本図書館でも平成4年に図書館システムを導入し、翌平成5年(1993年)にOPACを公開した。初めて電子ジャーナル(IDEAL)を導入したのは平成13年、以降拡大を重ね外国雑誌のほとんどが電子ジャーナルになっている。同様にデータベースは平成14年、eBookの導入は平成20年(2008年)である。

3. サービスの変遷

利用者に対するサービスの変化を見てみたい。

図書館の開館日数は、東京高等蚕糸学校で227日(大正5年(1916年))の記録がある。昭和15年(1940年)東京高等農林の記録では300日となっている。現代では平成5年(1993年)に214日だったが、平成19年(2007年)度は252日。開館時間は、長い間8時30分～17時だったが年々延び、今では試験期間に限らず通常21時まで開館している。なお、土曜日の開館時間、府中図書館が10:00～17:00に対し小金井図書館が12:30～19:30なのは、社会人学生の多いMOTの授業時間に配慮したものである。

貸出可能冊数は、昭和29年に5冊だったが、今は10冊とこちらもサービスを拡大している。

資料の多様化やサービス拡大の一方、図書館職員(正規職員)の数は昭和54年(1979年)の22人を最高に現在は11人と半減している。

4. コレクション

4.1 黒岩記念文庫

明治の新聞王とも称された新聞人、(翻案)探偵小説家、黒岩涙香の作品。本学名誉教授故黒岩菊郎氏(農学部昭和10年(1935年)～昭和49年(1974年))は黒岩涙香の四男であり、氏が苦勞して収集し所蔵した作品を本図書館に寄贈された。

黒岩涙香は当時最大の発行部数を誇る「万朝報」を創刊(明治25年(1892年))、「鉄仮面」「巖窟王」「ああ無情」など多くの翻案探偵小説を連載した。作品は51冊に及び国立国

会図書館でも所蔵していない極めて貴重な作品もある。

4.2 秋山文庫

本学で文学を教えられていた、文芸評論家秋山駿氏が所蔵していた蔵書8,536点を本図書館に寄贈された。理工学系の専門図書館では貴重な文学資料として利用されている。

4.3 地域貢献

平成18年(2006年)2月「小金井市立図書館」と相互協力協定を締結、資料の分担収集や市民の利用、またイベントなどを共催している。

平成11年(1999年)、当初文部省の「大学等地域開放特別事業」でに始めた「子どもインターネット教室」は、近隣の小中学生に対するインターネット講習会として好評を博し、その後大学の公開講座として平成20年(2008年)まで10年続いている。

4.4 出版

東京農工大学図書館として次の2冊を刊行した。

「かるこやしなひ草」「科学技術情報検索の実際」

5. エピソード

1. 大正2年(1913年)の本多記念図書館寄贈報告の内訳として「記念図書館費」の他に「新スタンド大辞典」が記されており、当時の図書館内写真にこのスタンド大辞典(辞書台)が写っている。この辞書台は代々引き継がれ今に伝わっている。といっても幾多の年月を経たため壊れ、捨てられていたときもあった。それを附属機械工場(現工学部附属ものづくり創造工学センター)で修理してもらい現在も現役である。たぶん当時を示す唯一の備品であろう(写真7)。



写真7 辞書台と李氏の書

2. 「図書館」小金井図書館の看板とキャンパス内の彫刻郡

小金井図書館入り口前の御影石に「図書館」と彫られているが(写真8)、この文字は平成9年にリニューアルオープンする際、当時の梶井学長が東京農工大学中国同窓会に依頼し、中国の著名な書家である季欣氏に書いてもらったものである。季氏は平成14年(2002年)4月16日に図書館を訪れた(写真9)。

府中・小金井キャンパスの方々に彫刻が置かれているが、最初に設置されたのが小金井

分館リニューアルオープンで寄贈された石船「月光浴」である。当時の梶井学長が東京芸術大学澄川学長（当時）と購入の約束を結び、これ以後新しい建物が出来る度に、その年の東京芸術大学卒業生の優秀作品を設置するようになった。



写真8 図書館の看板



写真9 李氏と

2 東京農工大学科学博物館（旧工学部附属繊維博物館）

1. 沿革

東京農工大学科学博物館は平成20年（2008年）4月1日付、東京農工大学工学部附属繊維博物館を農学部近代農機具等をさらに収蔵した博物館と統合して全学化することによって誕生した。その前身である繊維博物館は、昭和27年（1952年）、博物館法に基づいて博物館相当施設に指定され、昭和52年（1977年）に工学部附属繊維博物館として制度化され、平成20年（2008年）3月31日までその歴史を刻んできた。ここでは、繊維博物館を中心に述べる。



したがって、本博物館は工学部の歴史と切り離せない。工学部は繊維学部を改称・発展してきたが、繊維学部は東京高等蚕糸学校から発展した。その起源は、明治17年（1886年）4月、東京府下麹町区内山下町の、農商務省農務局蚕病試験場で、これは明治19年（1888年）10月、東京府北豊島郡瀧野川村大字西ヶ原に移転して開設された参考品陳列場に遡る。翌年、蚕業試験場と改

称し、明治29年(1896年)3月18日、蚕業講習所管制が公布されて東京蚕業講習所となり、従来の農商務省農務局の1部であった蚕業試験場とは異なり、独立官庁として教育かつ試験の機関として歩みだし、大正3年(1914年)3月31日、文部省直轄諸学校管制が改正されて本講習所は東京高等蚕糸学校と改称した。昭和15年(1940年)に本学校は小金井に移転し、そのときに建築された校舎が、後に繊維博物館として、現在は科学博物館として利用されている。

2. 運営

東京農工大学科学博物館は、館長、副館長(いずれも本学教授併任)、運営委員会、小金井博物館委員会、府中博物館委員会、専任教員1名、非常勤教員1名、事務職員2名、非常勤職員1名で運営されている。

本科学博物館の目的は、前繊維博物館の実績を継承して、本学の教育・研究分野、その他関連分野に関する資料等の収集・保管・展示・教育・調査・研究を中軸に据えながら、本学の教育・研究に関する情報発信、そして社会貢献活動にも寄与することにある。その目的の達成のために、博物館として行なう事業部門と博物館学等を担う教育・研究推進部門を置いている。

3. 事業部門

本部門では、資料等の常設展示、特別展示、本学の教育・研究、社会貢献活動情報の発信の企画・運営、ボランティア活動の推進などを行っている。

①常設展示

特色ある展示品としては養蚕、製糸、機織を主題にした蚕織錦絵(江戸時代後期から明治時代)、明治初期からの生糸商標、組紐がある。また、国内外のミシン500台、最初の化学繊維シャルドンネ人絹、日本各地の手織機の模型70点など貴重な資料も収蔵されている。

②特別展示

昭和43年(1968年)に第1回特別展「絹の錦絵展」「18～19世紀前半の洋書展」が開催されて以来、年2回(改修のため昭和54年(1979年)を除き)、蚕織錦絵や絹、綿、ウール、組紐、紐結び、わら工芸など、繊維博物館所蔵品やその関連テーマを中心に、多種多様な展示が企画・開催されてきた。その間には、第27回特別展(昭和61(1986年)では、その後2年ごとに開催され本学の特色のひとつ、研究成果発信となった「科学技術展」もスタートした(第9回科学技術展からは開催場所は小金井キャンパス内の研究棟等に移った)。



また、本学工学部は日本を代表する繊維関係の企業との関連も深いので、各時期の最先端の研究や製品の出展協力を得た特別展も企画・開催されてきた。さらに、産業考古学会、繊維学会、高分子学会、日本分析学会等と協力して集会や見学会等も共催した。

平成13年（2001年）5月には本学工学部で開催された、ノーベル化学賞受賞者の白川英樹博士の講演会にちなみ、「ノーベル賞に輝く導電性高分子と有機材料展」を開催し、最先端科学技術分野の紹介もなされた。

③友の会サークル活動（現在は伝統工芸会活動）

昭和55年（1980年）から、友の会は、博物館が会員の学習、創作活動を支援するとともに会員が繊維博物館の行事と活動にも積極的に参加することを目的として設置された。サークル活動は友の会事業の中核として、30年近く展開されてきた。専門指導者をおかず、各サークルの会員歴4年のメンバーがマネージャーとなり、そのもとで上級生が下級生を指導し、技術・知識の伝授にあたるシステムをとっており、このシステムは他大学の附属博物館には見られない本館独自のものである。現在は繊維に関連する織物、絹、手つむぎ、組紐のほか、わら工芸、和紙絵など12団体、270名前後のメンバーが活動している。

各サークル活動は4月の発足式から始まり、翌年の2月に活動成果を「サークル作品展」で公開し、3月の終了式で1学年が終わる。作品展には約2,000人が来館してきた。その過程で一般のひとを対象とする講習会が開催され、毎年、約300人が参加している。

サークル・マネージャー経験のある友の会会員のなかには、本博物館での得た技術・知識を活かして、地域に対する貢献活動の一環として小学校の授業、公立博物館の体験教室等の指導にもあたってきた。

④子供科学教室

平成5年（1993年）から、小金井市を中心に地域の小・中学生に対する科学教育に貢献するため、毎年、本学の教官の協力をえて、開催してきた。その最新の科学テーマの分かりやすい指導・教育は好評を得てきた。すでに120回を超える教室が開講され、延べ4,000名以上の参加者を数えてきた。平成14年（2002年）からは保護者の参加も可として、親子科学教室の観も呈してきた。

⑤広報活動

平成8年（1996年）度より、所蔵品の画像データベース化を進め、蚕織錦絵は附属図書館との協同でCD-ROM化して、利用者の便宜をはかった。また、膨大な収蔵資料を有効活用するために、資料のデジタル化による記録・保管と、ネットワーク利用の情報発信も行なってきた。さらに、広く一般のひとびと、来館者、友の会会員に向けて、豊富な情報を提供し、博物館のもつ社会的意義、博物館活動の文化的重要性などの理解を深めてもらうための努力をつづけてきた。平成8年（1996年）にはホーム・ページを開設し、たえず新しい情報を発信してきた。また、毎年、「繊維博物館ニュース」を2回発行し、平成14年（2002年）度からは「繊維博物館年報」も公刊してきた。平成20年（2008年）度の全学化を機にホームページを大幅に更新、本館の新しい話題やイベント情報などをさらにリアルタイムに発信してきた。

4. 教育・研究推進部門

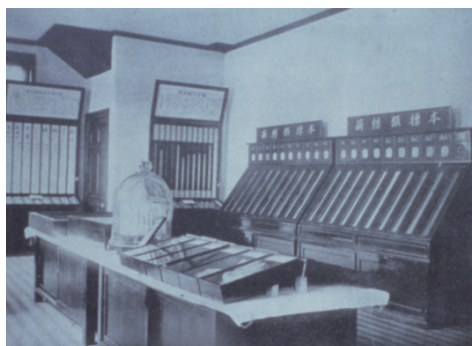
本学の教育・研究分野およびその他関連分野の資料等の収集・保管、博物館関連研究の推進、博物館教育活動の推進を行なっている。

①所蔵品の維持・保管・管理

専門博物館として、所蔵品の保存状態や経時変化に関する保存科学の研究がなされている。前繊維博物館が収蔵してきた、東京高等蚕糸学校の標本室に展示されていた養蚕関係を中心に、繊維学部、工学部の各時代の学生教育に資した、また、繊維関連産業界で指導的役割を果たしてきた学術的価値のある多数の資料等を保管・管理している。繊維、糸、織物、編物、繊維製品関連のほか、繊維機械、試験器、皮革・紙製品が多数ある。



左側が紡績機類、右側が製糸機・靴下編機



繭標本類



②博物館関連の調査・研究

本博物館開設以降、盛んに進められ、平成14年（2002年）度より4年間、国立科学博物館を中心とした文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「江戸のモノづくり」のメンバーとして、江戸時代以降の日本の技術革新の歴史に関する系統的な研究を進めた。本研究に基づいて、平成15年（2003年）年度の特別展「日本のわざ ― 組む・結ぶ・織る ―」を開催した。つづいて、6～8月には国立化学博物館において開催された「江戸大博覧会」に当繊維博物館所蔵の内記台を出展した。

また、平成20年（2008年）年度から、科学研究費補助金（特定領域）において、我が国の新合織を中心とした繊維産業の知識基盤化に取り組むとともに、博物館の収蔵品や繊維技術、絹に関する知見を利用し、再生医療分野への絹の応用に関する研究も推進する等、

積極的な研究活動を実施した。

③繊維技術研究会

平成11年(1999年)、本学の卒業生が中心になって繊維関連の技術を研究する繊維技術研究会がボランティア団体として組織され、本博物館館の繊維関連の機械、自動繰糸機、紡績機、自動織機類、編機、ミシン、組紐機などの維持・管理・整備・運転および特別展における動態展示に貢献してきた。現在、20名を超える会員がおり、会員相互の情報交換・交流のために研究成果を公開で講演している。

④教育活動

学芸員資格取得を希望する学生に「博物館実習」を担当している。この資格が取得できる実学系大学は少なく、平成元年(1989年)以来、農・工両学部で学芸員コースを受講希望する学生は増加し、毎年度平均42名の学生が学芸員資格を取得してきた。また、平成16年(2004年)度から工学部学科共通科目として「技術革新学」を担当し、学部教育にも貢献してきた。

3 宮中御養蚕所との関わり

1. 皇室の御養蚕のはじまり

定かではない。その点について、分かる範囲でご紹介しようと思いますが、古典を引用しなければならぬために、多少難解な点はご了承頂きたいと思います。

まず、日本書紀卷一、一書の、地上に追われた素盞鳴尊〈スサノヲノミコト〉が天上の天照大神を訪ねるくだりの前の一節に、「又口の裏〈ウチ〉に蠶〈マユ〉を含み〈フフミ〉便ち〈スナワチ〉絲を抽〈ヒク〉こと得たり。此れより始めて養蠶〈コカヒ〉の道有り。」とあり、神代の時代に、すでに養蚕・製糸の原型がみられます。

更に、多くの著者が様々な形で引用している同書卷十四雄略天皇(5世紀後半頃の天皇)紀の六年三月の一節には、「天皇、后妃をして親ら〈ミズカラ〉桑こかしめて、蠶事〈コカヒノコト〉を勤めしめむと欲す〈オモホス〉。爰〈ココ〉に蝶羸る〈スガル〉に命せて〈オホセテ〉、国内〈クニノウチ〉の蠶を聚め〈アツメ〉しめたまふ。」と出て参ります。しかし、この一節は、後文の記述内容からして、或る人にまつわる話であることは明らかですし、また、古代中国の農事関係祭祀が、3月に后妃によって行なわれていたことを紹介する礼記、月令の記述の一部をほぼ引用している箇所でもあり、その記述をなぜ日本書紀に引用したのかの理由も不明ですので、雄略天皇紀のこの記述は、養蚕奨励の箇所であると云われても、それだけの記述で、その当時、雄略天皇が養蚕を奨励していたことにはならないように思えるのです。

だからと言って、養蚕の奨励を否定する資料もないので、5世紀後半頃には、養蚕に関する知識が宮中でそなわっていたことを窺い知ることは出来る、程度の表現にとどめて

置きたいと思います。

なお、万葉集の第四四九三番歌に、正月の子の日に蚕の床を掃く玉箒を侍臣に賜ることが詠まれており、また、日本書紀卷三十持統天皇紀の一節に、「天下（アメノシタ）をして、桑・紵（カラムシ）一等の草木を勧めて殖えて（ウエテ）」とあるなどのことより、遅くとも白鳳・奈良時代（7世紀）には、宮中で養蚕が行なわれていたことを窺い知ることが出来ます。

2. 皇室の御養蚕所と東京農工大学との関わり

その後の文献にも、歴代の天皇と皇后がどのようにして養蚕・製糸と関わって来られたのかは、まったく明らかにされておられません。

明治4年になり、明治天皇の後妃である昭憲皇太后が皇居吹上御苑内に御養蚕所をお開きになられたことから、宮中と養蚕との関わりが次第に明らかになり、以後、東京農工大学工学部の前身である東京蚕業講習所に始まり、東京高等蚕糸学校、東京繊維専門学校と御養蚕所との関わりが進行して行きました。

御養蚕所の歴史の中で、特に本学と関わりのあるものを列举しますと、次のようになります。

明治4年（1871年）3月昭憲皇太后、皇居吹上御苑内にて、はじめての御親蚕を開始される。（明治6年まで行なわれる）

明治38年（1905年）5月皇太子妃殿下（後の貞明皇后）、本学の前身、東京蚕業講習所に行啓。（蚕品種「小石丸」を献上）

明治41年（1908年）5月皇太子妃殿下（同上）、青山御所内に御着要所を御再建になり、同妃殿下による御親蚕が開始される。（明治45年まで行なわれる）

この御着蚕所御再建に当たっては、東京蚕業講習所所長本多岩次郎（後に東京高等蚕糸学校初代校長となる）が、蚕室と飼育室等の改修に関する御建言を行ない、蚕飼育を同所の有泉善三と助手他5名が奉仕しました。

同年6月昭意皇太后、本学に行啓。

青山御所内御養蚕所で生産された御成東の練糸は、本学製糸講習女生本科の2年生徒があたる。（大正5年まで行われる）

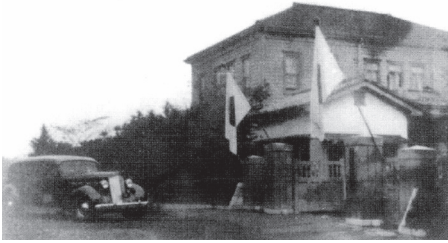
明治43年（1910年）5月迪宮裕仁親王（後の昭和天皇）・淳宮雍仁親王（秩父宮殿下）両殿下、本学を御視察。

同年6月皇太子殿下（後の大正天皇）、本学に行幸。

大正3年（1914年）4月貞明皇后、皇居紅葉山に御養蚕所を御新築、御親



本校製紙工場に御所蘭到着



貞明皇后様御料車本校に御到着

蚕が開始される。(昭和2年まで行なわれる)

この年、東京高等蚕糸学校初代校長となった本多岩次郎が、皇居紅葉山御養蚕所の御新築にあたって、その調査・設計を担当なされた。

大正4年(1915年)5月皇居紅葉山御養蚕所を本学の教員と生徒2名がはじめて拝観を許される。

大正5年(1916年)10月貞明皇后、本学に行啓。

大正6年(1917年)5月貞明皇后、皇居紅葉山御

養蚕所にてはじめて「掃立式」を執り行う。(昭和3年以降、「御養蚕始の儀」となる)

同年6月本学の教婦と学生が、紅葉山御養蚕所にて、はじめて御成繭繰糸と真綿の製造を行なう。

同年9月貞明皇后、皇居紅葉山御養蚕所にてはじめて「奉告祭」を執り行う。(昭和3年以降、「御養蚕納の儀」となる)

昭和3年(1928年)5月香港皇后、皇居紅葉山御養蚕所にて御親蚕を開始される。(昭和63年まで行なわれる)

同年6月一時中断した皇居紅葉山御養蚕所での御成繭繰糸が再開され、本学の教婦と生徒が紅葉山御養蚕所に赴いて、繰糸・真綿の製造を行なう。

昭和7年(1932年)皇居紅葉山御養蚕所に、本学校長本多岩次郎および教官3名の手によって新しく東蚕式多條繰糸機を増設する。



本校製紙工場に御所繭到着

昭和22年(1947年)10月貞明皇后、本学(当時、東京繊維専門学校)の創立61周年記念日に行啓遊ばされる。

昭和30年(1955年)本学での御成繭製糸は、この年をもって終了する。

平成元年(1989年)6月美智子皇后、皇居紅葉山御養蚕所にて御親蚕を開始される。正倉院の絹織物を復元するために、「小石丸」も御親蚕なされる。歴代皇后の御親蚕に倣い、現在もご熱心に御親蚕遊ばされる。

なお、上記は皇室御養蚕の歴史の中の一



貞明皇后様本校御見学のーコマ

部ですが、その間、紅葉山御養蚕所における本学教職員ならびに多くの卒業生の皆様方の蚕品種改良や養蚕全般にわたるなみなみならぬご努力とご奉仕がございました。特に、先般亡くなられた御養蚕主任のご奉仕が記憶に新しく、様々な出来事もございましたが、その他の詳細なご紹介は、紙面の都合でこゝでは割愛させて頂きました。

3. 皇室の御養蚕所と本学製糸教婦養成科との関わり

明治41年(1908年)6月、昭憲皇太后が本学に行啓遊ばされ、青山御所内御養蚕所で生産された御成繭の繰糸を、本学製糸講習女生本科の2年生徒があたったのを契機にして、本学内での御成繭製糸が開始されました。途中、何度か中断したこともありましたが、学内御成繭製糸は昭和30年(1955年)までの長きにわたって続きました。

明治の時代から昭和20年代までは、丁度、養蚕が我が国の農業の重要な作物であり、かつ又、輸出品の中でも生糸が重要な位置を占めていた時代でもありましたので、皇室では、国内産業奨励の面から、養蚕・製糸を率先して御奨励なされたものと推察されます。

本学製糸教婦養成科(この学科の名称は、その前後、再三変わり、「製糸教婦科」の名称が最後となる)の卒業生も輸出の大宗としての生糸生産の中間管理者として、重要な使命を果たして来ており、社会進出がめざましい時期でもあり、皇室と本学との関わりが生まれるについては、当時の世相からして、ごく自然なものとして受け止められています。

こゝで、本学120年の歴史編纂にあたって、皇室と本学との関わりを述べるにあたり、先ず、製糸教婦養成科の成り立ちについて述べてみたいと思います。

ところで、明治・大正・昭和における専門教育の中で、特に、本学製糸教婦養成科について、元一橋大学経済研究所所長清川雪彦教授は、「技術知識を有する監督者層の形成と市場の適応化:日本製糸業において学校出教婦の果たした役割」(1988.9社会経済史学)のなかで、次のように論評しておられます。

『輸出商品としての生糸需要の高度化という需要条件の変化に対して、日本の製糸業は極めて迅速に適応し得たこと、しかもそれは、主として従来の労働強化的労務管理中心の生産管理から、より合理的、科学的な工程管理、作業管理を含む生産システム管理の移行を通じて実現されたことが明らかになった。

その実現にあたっては、当然、中間管理層ないし監督者層の強化、刷新、とりわけ検番(経験のみによる監督層)による監督システムから脱却し、十分な技術教育を受けた製糸教婦への代替化が必要不可欠とされた。それゆえ、その意味では、この市場条件への適応化を背後から支えていた要因は、早くからの蚕糸に関わる技術教育、実業教育の進展普及であった。しかも、それが女子の中間管理層を育成するための専門実業教育であったという事実は、まさに国際的にも注目に値するといつてよい。』

また、「東京高等蚕糸学校 50年史」においても、この点に触れられており、『教養に富み、技術的理論的に優れた卒業生を全国各地の製糸工場に派遣するということは、我が国製糸業指導における画期的な事であった』と記されています。

そして、また、製糸教婦は、当時生糸を生産する製糸工場の従業員が、若年婦女子で占

められており、その女性たちを指導する立場にあることから、技術教育のみならず、寄宿舎の舎監としても、監督の立場に立つなど、多くの使命が与えられていた。したがって、一人の人間としての教養と、日常生活での厳しい躰け教育を受けたことは有名であり、このようなことが、又、特に皇室との結びつきを一層深いものとしたと思われるのです。

4. 本学内での御成繭製糸の記録

上記のようなことから、御養蚕所で生産された御成繭の繰糸は、御成繭の一部を本学製糸教婦養成科生徒3～4名が製糸教婦に伴われて宮中に赴いて行なわれました。しかし、その殆ど大部分の御成繭は、本学に運ばれて、学内製糸工場で繰糸され、又、真綿等にも加工されて、宮中にお納めされたのです。

次に、本学内で行なった御成繭製糸の記録を、昭和11年、昭和18年、そして、最後のご奉仕となった昭和30年(1955年)について記述致します。

昭和11年の御成繭製糸の記録

御成繭の受入れと繭乾燥は、6月20日(土)から26日(金)にかけて行なわれました。

従事者 教官1名 副手1名教婦3名 2学年生
繭乾燥機 帯川式繭乾燥機 乾燥程度 37%～45%
受入れ繭の調査

蚕品種	受入れ量	平均繭糸長(m)	平均繭糸繊度(d)
小石丸	5斗0升2合	677	3.16
欧欧固定×支106	1石0斗1升8合	904	3.22
欧欧固定×支17	7斗	1008	3.50
支17×欧19	4斗8升3合	948	3.31
欧19×支17	5斗6升1合	1037	2.96
支17×日8	3斗1升	1029	3.61
支16×欧16	7斗8升7合	8	3.61
欧16×支16	9斗2升1合	895	3.60
白中繭他	3斗2升		
白下繭他	1斗9升4合		
白玉繭他	1斗8升		
出殻繭			

上記の他、一升(1.8g)の繭重畳や繭粒数の調査も行なわれていることが記録に残っております。

製糸記録

御成繭製糸は、6月25日(未)から7月4日(土)にかけて行なわれました。

一粒繰り試験

製糸教婦が検尺器で調査し、蚕品種ごとの繭糸長、南各部位の太さを測定した上で、生糸織度別の繰糸粒数を決定する。

従事者 教官 4名 教婦 2名 繰糸担当2学年生 10名

繰糸内容

器械繰糸機を用いて、目的織度14中、21中の生糸を定粒繰糸法で繰糸する。

繰糸調査

繰糸担当者別の生糸織度成績、繰糸量調査結果が記録されております。

製糸日誌の記入

教官が担当し、繰糸日ごとに一品種別原料繭払出量、生糸生産量等が克明に記録されております。

総合成品記録

生糸 6貢861匁 (キログラム換算 25.729kg)

内訳として、蚕品種別、織度別生糸の重畳も記録されております。

屑物類 (真綿は屑物の範疇に入る)

其綿 515匁 (キログラム換算 1.931kg)

白大判、白小判、黄大判、黄小判というように、種類別に真綿の生産重畳が記録されております。

その他、試験糸、熨斗糸、蛹襯、揚がり繭についても、その重畳が蚕品種別に記録されております。御成繭の製糸記録は、紅葉山御養蚕所内の繰糸、成品についても、蚕品種別に、克明に記録されております。

昭和18年の御成繭繰糸の記録

御成繭の受入れと繭乾燥従事者 教官1名 助手1名 教婦3名 1、2学年生

受入れ繭の調査

蚕品種	受入れ量	平均繭糸長 (m)	平均繭糸織度 (d)
小石丸	5升 8合	550	2.78
支欧交配	3石6斗 9升 3合	1143	3.23
支 16×欧 15	4斗 6升3合	1082	3.03
支 20×支 109	6斗 7升	1154	2.80
野蚕繭	2斗7升	1113	2.70
白玉繭	2合		
白中繭	1斗		
白下繭	2升 4合		
黄中繭	5合		
黄下繭	1合		

上記の他、一升 (1.88) の繭重畳や繭枚数の調査も行なわれていることが記録に残って

おります。

製糸記録

一粒繰り試験

(上記昭和11年と同じ方法で、生糸織度別の繰糸粒数を決定)

従事者教官 3名 助手 1名 教婦 4名 繰糸担当1、2学年生

繰糸内容

(上記昭和11年と同じ方法で、器械繰糸機を用いて、14中、21中生糸を定粒繰糸)

繰糸調査

(上記昭和11年と同じく、繰糸担当者別に、生糸織度成績、繰糸量調査の結果が記録されております)

製糸日誌の記入

教官が担当し、繰糸日ごとに、各繰糸担当者の品種別原料繭払出量、生糸生産量、並びに繰糸状況が克明に記録されております。

以下に、中川教官が記した製糸日誌の一部をご紹介します。

『昭和18年6月24日 晴

始業 午前 8時 終業 午後 6時

繰糸第 2日目

原料繭	支欧交配、支 20 × 支 109 混合白繭
繭液量	1捻分 1升 5合 1杯 24匁
目的織度	14デニール
煮繭係	安田、坂本、古屋
繰糸係	佐々木、19名の学生 (2年 5名、1年 14名)
揚返係	村上、小山、野村
繭排出量	145杯 (一人平均 7.6杯)
生糸受入高	58本
生糸振返量	15本
繰糸状況	繰糸中の切断少々多し

(日誌記入者教官中川)』

尚、昭和18年製糸日誌において、「6月 29日 (火) 晴、本日午後 3時 15分、訓練空襲警報、午後 4時 30分、防空演習終了その後作業を行うとある。

総合成品記録

生糸 7貫 579匁 (キログラム換算 28.421kg)

内訳として、蚕品種別、織度別生糸の重畳も記録されております。

屑物類

真綿 1貫 354匁 (キログラム換算 5.078kg)

白大判、白小判、黄小判の生産重畳が、種類別に記録されております。

その他、試験糸、熨斗糸の重量が記録されております。

これら原料繭、成品の記録の内、御養蚕所内で生産された小石丸等についても、蚕品種別に詳しく記録されております。

昭和30年（1955年）の御成繭製糸の記録

御成繭の受入れと繭乾燥は、6月15日か17日にかけて行なわれました。

受入れ繭の調査

蚕品種	受入れ量（リットル）	平均繭糸長（m）	平均繭糸織度（d）
蕃光×清月	368	1208	2.93
小石丸×支122	318	1036	3.10
太平×長安	192	1468	2.55
日122×支122	199	1272	3.08
支122×日122	50	1253	3.15
日支122	59	1184	2.96
小石丸	30	633	3.37
欧16×支16	17.5	1126	3.47
白中繭	49		
白玉繭	30		
白下繭式種混合	52		
貴下繭	2		

製糸記録

一粒繰り試験

（上記昭和11、18年と同じ方法で、生糸織度別の繰糸枚数を決定）

従事者 教官1名 教婦2名 教職員3名 外1名

繰糸内容

座繰繰糸機を用いて、目的織度21中生糸を定粒繰糸法により繰糸する。

繰糸調査

製糸日誌の記入

（いずれも、上記昭和11、18年と同様に記録されております）

絵合成品記録

生糸 機械繰糸糸 39.010kg

内訳

書光×清月他5種混合白上繭壺等糸 37.030kg

小石丸白上繭壺等糸 300g

欧16×支16黄上繭壺等糸 480g

白上繭式等糸 1.200kg

織度糸	154g
屑物類	4.151kg
内訳	
真綿（白大判、白袋、白小判、黄小判）	1.651kg
試験糸	35g
熨斗糸（白、黄）	2.465kg

昭和30年（1955年）の御成繭は上記のように製糸されたが、こゝでご紹介した御成繭の繭糸長、繭糸織度の調査、繭の解じょ状況や成品の生産量等は、逐一、『目録』という形にまとめられて、すべて、御養蚕所に提出されております。

なお、成品を皇居にお持ちすると、必ず皇后様の謁見があり、学部長（昭和30年（1955年）当時の学部長は木暮槇太教授）が、その年の繭の性状について、詳しくご報告になるのが慣例でした。

このようにして行なわれて来た御成繭製糸もしくは繰糸であるが、御養蚕所並びに本学内で生産された御成繭繰糸等に関する記録の一部が、本学に大切に保管されておりましたので、当時を忍ぶ意味で、この機会に、ありのまゝをご紹介します。ご了承下さい。

5. 御成繭繰糸の手記

昭和11（1936年）、18（1943年）、30年（1955年）の本学における御成繭製糸の記録は上記の通りですが、こゝで紅葉山御養蚕所内での大正6年（1917年）から昭和18年（1943年）までに携わった人数をご紹介します上で、同御養蚕所で御成繭繰糸に携わった人たちの手記を製糸教婦史と紅葉山80年史の中から引用してご紹介し、あわせて、本学内で御成繭繰糸に携わった者の実感を記してみたいと思います。

大正6年—大正15年	主任教婦 1名	2学年生 4名
（昭和2年中断）		
昭和3年—昭和16年	主任教婦 1名	2学年生 3名
昭和17年—昭和18年	主任教婦 1名	2学年生 4名

手記（1）

皇居内紅葉山御養蚕所の製糸は大正六年から始められ、私達生徒四人は大正9年（1920年）6月22日から29日迄の間奉仕の光栄に浴しました。引率して下さったのは第一回の繰糸に奉仕された岡崎エキ先生でした。

毎日西ヶ原から通う道中の服装は黒の紋付に黒い袴・白足袋・紅い鼻緒の下駄、今思うとおかしい様で、駒込から電車に乗りました。前以て坂下門と御内苑の門鑑が渡されており、これを見せて通るのですが、宮内省には付け剣の兵隊さんが、御内苑の門にも警手が立って居り、身も心も固くなってしまいました。

御内苑の門は女官部屋へ通ずる廊下の下を通る小さな門で、女官部屋は見上げる程高

く長い塀でかこまれかいま見ること出来ませんでした。

御内苑の中は急に林の中に入った様に薄暗く古木がうっ蒼と繁ってせまい小道が続いており御養蚕所の前あたりまで参りますと明るく開け、水の美しい池があり、金魚も綾なし、あやめも濃く咲いておりました。

御養蚕所は中央に二階建の養蚕室があり、右の方に広い玉砂利の庭を前に鍵の手に南面して皇后様のおこやすみ所があり、左の方に係員の宿舎がありました。御養蚕所主任の有泉先生に迎えられ、いろいろお話を承り、先生の慈愛に満ちたお心に接し固くなった心もやわらぎました。

作業場はおこやすみ所と蚕室との間の明るい一室で、足踏・座繰・揚返・真綿の作業をそれぞれに致しました。御成繭は小石丸、青熟・赤塾等の在来種が多かった様に思います。皇后様は小石丸がお好きでと有泉先生のお話でした。

皇后様がおなりの日には本多先生も参られ、おなりになる時間のしらせに、私達も一時作業を止めて養蚕の方々とご一緒にお庭へお迎えに出ました。昔の事で皇后様は美しい長い裳裾を引くお服を召され、女官の方が五人位お供し、皆色とりどりの長い服で、中には白の着物に緋の袴の方もおりました。男のお付の方が先導され、それから皇后様、女官長、女官という御列で、新緑の木間を縫っておなりになる美しきは本当に雲の上という思いが致しました。

皇后様には本当に御執心に、繰鍋の湯気がお顔にかかる位のぞかれて御覧になり、後にまわって小椀を撫でて御覧になったり、校長先生に種々御下問があつて、長い間おでましになりました。私達は固くなって却って糸が切れたり、バケツの大きな音をたてたりもしました。

校長先生が岡崎先生に集緒器を通して御覧に入れる様申され、岡崎先生が御前に屈んで始められたのですが手がふるえてなかなか通らない。校長先生が余り固くなってはと笑われますと、それから直ぐ通りました。皇后様は宮家の妃様を案内して見えられることもありました。そんな時は皇后様が御説明なさいました。一度今の天皇様が皇太子であらせられたとき、軍服を召され、皇后様の後を大股に歩いておなりになりました。皇后様は皇太子に一つ一つ御説明なさいました。

真綿のところでは殊にご興味深かったと見え屈み込んでおしまいになり、ご自分でも一枚位出来そうなものだとお仰せになりましたので皇后様もみな様もお笑いになりました。此度欧州御旅行の際のテレビで昔ロンドン御滞在中の宮様のお姿を拝し、御養蚕所のことを思い浮かべたのでございます。

皇后様がお帰りになりました後はホツとして少しは笑い声も立てるという風でしたが、本多校長は私達の心をほぐして下さるおつもりで庭木の名等を教えて下さったり、おこやすみ所の中を見せて下さいました。ジュータンを敷かれたお部屋が三つ、両側二つは女官の控えの間、中の間に大きなテーブルを前に皇后様の草花の蒔絵の美しい椅子が置かれてありました。テーブル掛は京都の学校から上ったものとかで、美しいものでした。ご調度の品はみな桑の材だとの事、棚の置物もお蚕に因んだ品だったと思います。皇后様

がおこやすみにお上りになる緑に紅紫のビロードのスリッパがいつも置いてあったのが今も目に残っております。

或る時本多校長がお庭で小さな蛇を捕え、尻尾を持って振り振り私達の方へ来られて皆がびっくりいたしました。こんなお茶目までして固くなっている私達をいたわって下さった先生のお心を思い感に堪えません。

作業をしておりますと静けさを破って雉が鳴くこともありましたが、道灌堀の樹木の覆いかぶさった辺の霧の中を白い鴻の鳥が飛び交っているのも見えました。雨の日は高い樹の梢から落ちる雫の音を聞きながら歩きました。大昔からの静寂をそのまま伝えている様な幽玄な感じの中で八日間の私達の拙い作業も終りを告げました。最早二度と紅葉山の土を踏むことも出来ないと思い清らかな池の水に手を浸したりして名残を惜しみました。

此度思い出を書く様申され、こうしてその当時をたどります時、本多校長も有泉先生も遠く他界遊ばされ私共生徒四人のうち二人が故人となりました。誠に悲しいととでございます。明治・大正・昭和と生きて余す命も僅となりましたが、若き日の御前繰糸の感激の思い出を心に秘めて語る事もなく、時に絵巻物を見る様に、瞼の裏に繰りひろげてすごしてまいりました。

以上 大正10年卒業生

手記 (2)

本校の大事な行事の一つとして、毎年紅葉山御養蚕所に奉仕学生が選ばれることがありました。(中略)

先生1名、学生3名とのことでその中に私が入っていると聞いたときは唯唯驚くばかりでした。夢ではないかと疑ったほどでした。その後、伊東校長先生に一人ずつ呼ばれおそるおそる初めて、校長室に入った記憶があります。

重大な任務を全うするよう訓示を受け、責任の重大さを全身に受け止めました。確かに奉仕者の一人であることを確認致し寄宿舎に戻り早速両親に知らせました。御前繰糸の時期は6月下旬頃ですので黒の縞紋付、一週間の間の下着類、白のエプロン白足袋等を送って頂きました。その後も種々と厳しい検査を受け、又、故郷の方でも種々調査があったようです。平民として、雲上人陛下の御前にてお奉仕申し上げることの出来る我が身はこのうえなき光栄と存じました。両親を始め親戚の皆さんにも喜ばれ、中でも一番喜んでくださったのは、私を推薦して下さった校長先生だと思います。それからは毎日奉仕中に間違いのないよう種々特訓を受け、6月29日頃だったと思います。校門前よりタクシーを拾い、先に手渡されていた御門鑑と御内庭鑑を袴の紐に結びつけ、毎日坂下門通過の際に門衛の方におみせして参入したものです。

当時は、歩き難い玉砂利を踏みつつ宮内庁の脇を通過して、女官の宿舎を右に眺め、皇后宮御所の脇を通りそれより昼なお暗い樹木の中の小道を紅葉山まで登り、御養蚕所に辿りつきました。皇后陛下の御休所、続いて多條繰糸機、足踏式座繰糸器の部屋があり、隣に真綿を作る所があり、続いて二階建の蚕室がありました。私達奉仕者は身も心も清め

て御養蚕所で収繭された繭を、糸に紡ぐ作業に精進する（黒の紋付・袴に白のエプロン姿で一日中、一週間御奉仕）二日目頃だったと思います。皇后陛下御成りの報に接し、（女官5、6名）奉仕者全員前庭に整列、最敬礼でお迎え致しました。

当時陛下（現皇太后）には御齡35、6歳であられたと思います。ピンクの裾までの永いお洋服をお召しになられていました。端麗な皇后さまのお姿を遠くより拝見致しました時にはなんと気品溢れる御方と唯唯感激するばかりでした。

御休所で少しお休みになって、私共奉仕者の実技をご覧になられました。当時の主任様は、明治の代より四十五年間も宮仕えをなされた、山梨県出身の有泉先生でした。勝沼の隣町の方です。奉仕者全員緊張して黙々と受け持ちの機械に向かって作業を致しました。御下問もありますが、女官長一主任一教婦の先生の順序で行われ、学生は直接お話することはできません。普段ならなんでもなく作業ができますが、あまりの緊張のため、手は震えて中々集緒器の小さな穴に糸が通らずそこで私は心を落ち着かせ無私の気持ちになり、作業に取り組み結果は良くホッとしました。後に主任様よりのお話によりますと、今年の奉仕者の方達の度胸のよさには驚いたとのことでした。

次に戦時中でしたので真綿を使って、ゼラチンで固め防弾チョッキ、胴捲き、ズボン下、帽子、羽織下等を作ることが流行しておりましたので、7月に入ってから吹止め真綿を作ることになりました。ピンポン台ほどの大きさの台の上に真綿を一面に平に引き延ばし、ゼラチンを吹きつけ、真鍮の丸棒で、縦横満遍なく転がして作る。その作業を是非御覧になりたいとのことで、7月3日頃再度御養蚕所にお成り遊ばされました。二度までもお出ましになれるのは異例とのことで、私達奉仕者は誠に幸運でした。

皇后様に二度までも拝顔の榮に浴することができましたのを最高の喜びと感激致しました。二回目にお成りの時は、当時ご3、4歳の義宮親王（現常陸宮）様も御一緒でした。

一週間の御奉仕も無事に終了し、ホッと致しました。宮内庁より金一封と御下賜品（とらやの練菓子・煙草）等を頂戴致し御内庭鑑をお返しして皇居を退去致しました。帰りに伊東校長先生宅に伺い、無事終了のご報告をしました。（前文と後文を省略）

以上 昭和15年卒業生

手記(3)

私にとっての思い出は、特に皇室と本学との結びつきの強さを実感した時のことでもあります。それは、昭和26年（1951年）の御成繭製糸を終えて、当時の繊維学部学部長木暮楨太教授や先輩と共に成品をお持ちした時のことです。

成品をお持ちした折には、例年では必ず皇后様の謁見があり、お言葉を直接賜るのが慣例となっていたのは前述の通りであるが、昭和26年と云えば、貞明皇后様が崩御なされた年であり、良子皇后様（後の香淳皇后様）は喪に服されていたので、謁見はあり得ないと、諦めて帰ろうとしていたところ、「吹上御所まで来るように。」とのお言葉が入ったのであります。その時は、驚きとともに嬉しさと胸一杯になりました。まもなく、宮内庁の車のお迎えがあり、木暮学部長ら三人で、吹上御所に向かったのですが、途

中、運転手の方が「あなた方はお幸ですね。どんな方でも、めったに伺う事は出来ない御所です。」と云われたことが強く印象に残っています。

その時、私はいかに皇室と本学との結びつきが強く、かつ、皇后様が本学に特別の思いをお寄せ下さっておられるかが、実感として強く感じられたのであります。

以上 昭和24年卒業生

むすび

この半世紀にわたる御成繭製糸は、いつの時代も本学教職員と担当学生一同が、身体を清めて、終日緊張して成品づくりに携わり、そして、出来上がった美しい生糸や真綿を、校長や学部長と一緒に皇居にお納めたのですが、本学としては、これまでそのことを明らかにする機会がなかったもので、本学の元教官として、このたびの御成繭製糸のご紹介は、誠によい機を得たものと、感謝致しております。

なお、この奉仕は、製糸教婦科が昭和26年（1951年）に廃止されたことから、御成繭製糸は教職員によって昭和30年（1955年）まで行って来ました。しかし、繊維学部製糸学科教授 中川房吉氏は、この先も御養蚕所御成繭のすべての業務を奉仕することは困難であると考え、新宿の（財）大日本蚕糸会 蚕糸科学研究所の庶務部長桜井秀夫氏に奉仕を依頼して快諾いただきました。以来今日まで御成繭製糸は蚕糸科学研究所で奉仕されています。

ところで、皇室との深い関わりの中で、厳しい教育を受けた製糸教婦科卒業生は、製糸教婦としての役割りを終えた後も、多くの人たちが、一人の人間として、終生地域のため、社会のために尽くしております。

そして、今、又、時代は日本独自の豊かな文化や地域社会をつくる事への再構築へ向けて動きはじめておりますが、願わくば、再び、そのような時代が求める、女性のための新しい人材教育を、伝統ある本学で始められることを切に願って、この稿を結ばせて頂きます。

4 繊維工場

1. 学科の変遷と工場利用

明治29年（1896年）4月蚕業講習所が設置され、明治35年（1902年）4月に京都蚕業講習所の設置に伴う蚕業講習所の官制改正で蚕業講習所は東京蚕業講習所と名称を改めた。

この時製糸講習科が設置された。当時の製糸業は日露戦争（明治37～38年（1904～1905年））前後に飛躍的な発展期を迎えたが製糸業に於ける生産規模は家内工業的な座繰（ザグリ）り方式から近代的な器械製糸に変わり増加してきたが、工業経営の本質から離れ、商人肌の経営者が多かった。このような情勢下にあつて、製糸業の発展を図るには、先ず

製糸技術者の普及を図ることが望ましいとの時代の要請にこたえて、製糸技術者の養成施設を作ることとしたのである。

従来の養蚕講習科本科男生50名養蚕講習科別科60名以内に加え、製糸講習科本科男生40名製糸講習科本科女生20名製糸講習科別科女生40名以内の5大別になった。講習期間は養蚕講習科本科2ヶ年別科6ヶ月製糸講習科本科2ヶ年別科10ヶ月で講習生の学費は自弁とし、講習料は取らなかった。又講習生は制帽・制服の着用を義務付けられていた。

特に製糸工場における教婦養成の目的は女性に講習を開始したことで、当時官立の高等教育機関は東京と奈良の女子高等師範学校だけに特筆されることであった。

表1 工場面積と機械数

(1) 製糸工場の規模【明治36年(1903年)3月の調査】

第1製糸工場	62.5坪	繭取扱場	12.0坪
第2製糸工場	70.0坪	繭乾燥場	38.0坪
揚返し仕上げ場	40.0坪	貯繭庫	30.0坪
機関場	32.5坪		

(2) 製糸工場の繰糸機械数

繰糸機械	1台	木鉄混繰直繰機	26窓
繰糸機械	1台	木鉄混製再繰式	26窓
繰糸機械	5台		24窓
揚返し機械	3台	御法川式	15窓

当時の製糸工場の教婦は、只永年勤続した経験工であって、技術的知識に乏しく、工女を指導する技能訓練も充分でなかったのが、教養に富み、技術的理論的な素養に富む優れた卒業生を全国各地の工場に配置するというところみは、我が国製糸業指導における画期的なことであった。その実現によって同科の女子卒業生が明治・大正・昭和を通じ、日本の富を担う輸出の大宗としての製糸業の発展とそれに従事した若い工女のやがてはいる家庭婦人としての教養に貢献してきた有形無形の功績は忘れてはならないものである。

なお、東京蚕業講習所時代の製糸工場の利用状況は、当時の授業時間割が表2のようで、毎学期間の利用回数や利用日数表示なので、現在のように授業時間割が毎週表示ではなく、1週間に何時間製糸工場を利用しているかは分らない。

明治38年(1905年)4月に講習規定が改正されており、その内容は次のものであった。

1. 養蚕・製糸講習科の学生定員を各60名に増加したこと。
2. 講習年限を2ヶ年から3ヶ年に延長したこと。
3. 入学資格を従来のように3ヶ年以上の養蚕又は製糸の経験を有することがなくなり、しかも年齢も21才以上が満17才以上になったこと。
4. 入学試験科目に英語が加えられたこと。

大正3年(1914年)3月31日文部省直轄学校の官制が改正され、東京蚕業講習所は東京高等蚕糸学校と改称した。養蚕学科、製糸学科の2学科で学生入学定員は各25名で修業年限3ヶ年である。他に定員30名で修業年限2ヶ年の製糸教婦養成科も設置された。

昭和15年(1940年)4月に西ヶ原から小金井町に移転した。この時の工場規模を表4に示す。

表2 蚕業講習所時代の授業時間(実習関係)

(1) 製糸学科

学年 科目 学期	1年			2年			3年		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3
殺 蛹 貯 繭	25(日)								
汽 罐 汽 機 取 扱					不定時	不定時	不定時	不定時	不定時
工 場 管 理					不定時	不定時	不定時	不定時	不定時
第 一 製 糸					15(H)	10(H)	20(H)	30(H)	18(H)
第 二 製 糸	8	15	9						
繭 審 査	8	15	9						
生 糸 審 査				3	15	9	5	5	
生 糸 整 理	8	15	9	3	15	9	10	15	9
屑 繭 整 理	8	15	9						

この他養蚕科も2年次3学期、3年次全期に製糸実習を行った。

(2) 製糸女生本科

学年 科目 学期	1年			2年		
	1	2	3	1	2	3
殺 蛹 貯 繭	4	不定時	不定時	4	不定時	不定時
工 場 管 理	不定時			不定時		
第 一 製 糸	52	60	40	52	60	36
第 二 製 糸	7	7	5	6	7	5
繭 審 査	6	10				
生 糸 審 査				7	6	4
生 糸 整 理	6	6	10	7	10	5
屑 繭 整 理	7	7	5	6	7	4

毎学期間回数

(3) 製糸女生別科

学年 科目 学期	1年		
	1	2	3
殺 蛹 貯 繭	4		
第 一 製 糸	42	48	40
第 二 製 糸	6	7	6
繭・生糸審査	7	11	4
生 糸 整 理	7	5	6
屑 繭 整 理	6	7	4

毎学期間回数

表3 製糸工場の規模と利用状況

(1) 製糸工場の規模 【大正2年(1913)末】

製糸室	24.5坪	第2製糸場	110.0坪
貯繭庫	30.0坪	第3製糸場	36.0坪
繭取扱所及び乾燥場	46.17坪	第4製糸場	24.5坪
第1製糸場	77.5坪	汽 罐 室	32.5坪
場返し仕上げ場	40.0坪		

(2) 製糸工場の利用状況

製糸学科

学年 科目 学期	1年			2年			3年		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3
機械製糸							2	2	2
足踏及座繰製糸	2	1	2						
野蚕糸製糸									1
繭審査	1	1	1						
生糸審査				2	2	2			
生糸整理							2	2	2
屑繭整理	2	1	1						

他に殺蛹貯繭 1年1学期 不定時

汽罐取扱 2年 2~3学期、3年 1~3学期 不定時

製糸教婦科

学年 科目 学期	1年			2年		
	1	2	3	1	2	3
機械製糸	4	4	4	4	4	4
足踏及座繰製糸	1	1	1	1	1	1
繭 審 査	1	1	1			
生 糸 審 査				1	1	1
生 糸 整 理	1	1	1	1	1	1
屑繭整理及野繭製糸	1	1	1	1	1	1

他に殺蛹貯繭 1年2年の前期 不定時

表4 昭和15年当時の工場規模

第1製糸工場（多条繰糸機）	170.537坪	煮繭工場	44.104坪
第2製糸工場（座繰製糸機械）	156.816坪	繭乾燥室・繭取扱所（一部2階）	155.681坪
座繰・真綿工場	63.706坪	貯繭庫 2階建	68.228坪

昭和16年（1941年）4月に繊維学科が設立された時、片倉製糸紡績株式会社より寄贈された紡績工場225坪、日本蚕糸統制株式会社より戦争中のため新設が難しくなり豊橋在の製糸工場を移築した機織工場204坪があった。

表5 繊維工場の利用状況(昭和16年)

(1) 製糸学科

学 年	1年		2年		3年	
学 期	1	2	1	2	1	2
製糸実習	3	3	3	3	2	
生糸加工実習					3	3

(2) 繊維学科

学 年	1年		2年		3年	
学 期	1	2	1	2	1	2
工場実習	3	3	3	3	3	3

昭和19年（1944年）4月、文部省から時局に対応するため学科の大変更を行い、各種繊維即ち天然繊維・化学繊維の原料から製糸まで一貫した教育機関として再出発する要請があり、三蚕専（東京・京都・上田）ともに下記の通りに改組し、19年度から実施することになり、同時に校名もそれにふさわしい東京繊維専門学校と改称した。

表6 専門学校時代の学科と定員(昭和19年)

学科名		募集人員
繊維農業科	新設	
蚕糸科	養蚕・製糸2コース	40
紡織科	繊維科を改称	35
繊維化学科	新設	40

繊維工場の利用は、紡織科は紡織科実習として毎週1～3年まで2時間利用した。

表7 繊維工場の利用状況(昭和24年)

(1) 製糸学科

繊維原料学実験	2単位
製糸学実習	2単位

(2) 繊維工学科

紡績学実験実習	3単位
機織学実験実習	3単位
編組学実験実習	2単位

東京農工大学は昭和24年（1949年）5月31日の国立学校設置法の成立とともに実現した。専門学校時代5学科編成であったが、繊維学部では養蚕学科・製糸学科・繊維学科の3編成になった。

第1回の卒業生が卒業するまでに繊維化学科が新設され、4学科の定員は各40名になった。

昭和53年（1978年）度には木造の老朽化した工場は700m²の新工場に建て替えられた。

旧工場は1,797m²あったが、面積が縮小されたため、教育研究上最小限のものとして次の設備が移された。機械として真空煮繭機、強制循環煮繭機、繭乾燥機、多条繰糸機、FR自動繰糸機、直繰繰糸機、溶融紡糸機、梳綿機、練糸機、粗紡機、精紡機、コーンワインダー、仮撚り加工機、綿織機、豊田式自動杼替織機、坂本式綿織機、ジャカード絹織機、

シームレス靴下機、リブニッター、K式及びB式靴下機、ミニチュア紡績機、フライス盤、旋盤、試験機としてU%イーブネステスター、U%スペクトログラフ、ウェザーメーター、X線回折装置、赤外線加熱装置、曲げ試験機、示差熱分析装置が設置された。

昭和58年(1983年)11月22日付文部省技術教育課からの工場稼働状況の問い合わせがあった。その内容は①工場発足時期とその後の経緯 ②工場設置の趣旨と存在意義の変遷 ③今日教育における必要理由 ④教育課程での役割 ⑤稼働時間などの利用状況などであり、これに対して有効利用されている旨の回答された記録がある。

その後、繊維系学科改組改組などによって、カリキュラムの変更もあって教育面における活用度は減少した。一方、本学にある繊維博物館は生涯学習を振興するための重要な社会教育施設として機能して行く課題にも傾注していた。そこで、繊維工場で所有していた機械類の有効利用を図るべく平成5年(1993年)度に繊維博物館に移管された。

2. 工場の予算

昭和25年(1950年)度から初めて繊維工場に予算が配当された。

25年度は物品費100,000円・役務費100,000円の計200,000円で、26年度は607,000円と旅費3,000円である。以降の予算額を表8に示す。

第8表 (1) 繊維工場の予算

年度	金額	年度	金額
25	200,000	50	974,000
26	610,351	55	1,371,800
30	557,560	58	1,372,000
40	486,241		

(2) 収納額

品名	金額	品名	金額
生糸	208,485	トレーニングパンツ	28,920
屑糸類	10,827	作業ズボン	7,740
雑屑類	3,356	女子作業衣	1,380
綿布	3,350	官給被服	40,118
靴下類	83,065		
実験衣	36,350	合計	423,591

備考 綿布・靴下は繊維工場で作製、綿布の漂白は青木染工場。トレーニングパンツ・作業ズボン・女子作業衣は府中刑務所に委託生産した。

予算の配分は受けたが、同時に生製品の売払いによる収入が義務付けられた。

31年(1956年)度は歳入予算額397,000円に対し収納済額は423,591円であった。

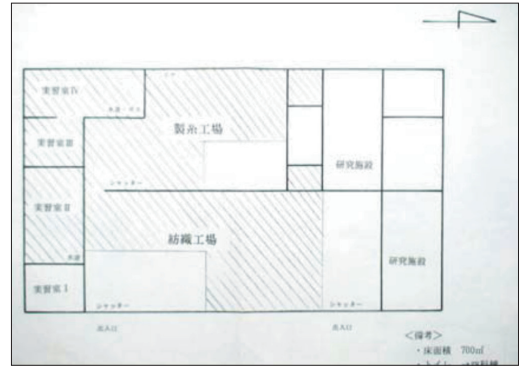
(同年の農場は予算1,855,201円に対し収納額は592,075円の記録がある。)



繊維博物館に移管当時の繊維工場



新工場の外観



新工場の平面図

5 「機械実習工場」の設立と 「ものづくり創造工学センター」への改組

当初の機械工場は、工学部機械工学科の学生を対象として、各種工作機械による種々の加工・鋳造・溶接並びに検査及び測定などに関する実習教育を行い、併せてこれらに関する研究や各研究室における実験研究装置の加工工作を行うことを目的として設置された。

昭和34年（1959年）に機械工学科が設置された当時は、同学科の機械工作講座の実験室内に機械実習室として併設され、その規模は極めて小さく不十分なものであったが、昭和46年（1971年）12月に工学部内に鉄筋平屋建て（一部2階）延べ651m²の機械工場が竣工した（図1）。

その後、昭和49年（1974年）に生産機械工学科の増設による学生増があり、これを機に機械系両学科からの多大な設備費と運営費の援助、あるいは通商産業省機械技術研究所からの多数の管理換え工作機械の搬入などもあり、工作機械の種類・設置台数並びに質の面において、他大学の機械工場と比較して優るとも劣らない立派な機械工場が完成した。

特に設備機械に対しては次の点を考慮した。

- (1) 機械系学生の工作機械並びに機械工作法に関する知識と経験を深めるために、多くの種類の工作機械を設置する。
- (2) 工作機械は、単に学生の実習の目的だけでなく、実験研究装置の製作に際しても、その要求を満たせる十分な性能と加工精度をもった、当代一級の高品質の機械を設置する。
- (3) すべての工作機械が常時使用可能であり、特に安全で、かつ使い易いように配慮する。

このようにして内容の充実ができたが、今後のより一層の発展とともに、機械系以外の学科の利用を考え、当機械工場を工学部付属共通施設としてその組織と管理運営を明確

にし、強化するために、昭和54年（1979年）10月に「東京農工大学工学部附属機械工場規則」を制定した。そして同時に機械工場長も選出され、ここに名実ともに充実した機械工場が完成した。表1は平成8年（1996年）までの工作機械設備の変遷を示す。

機械工場の職員（表2）は、機械システム工学科所属の技官2名が常勤していたが、平成10年（1998年）からは技官1名と、他に非常勤の職員数名が隔日で勤務する体制が続いている（平成19年現在非常勤3名）。機械工場の規模としては十分な人数とは言えないが、装置製作上の技術相談や設計支援サービスを平成13年（2001年）より開始した。機械工場の職員以外にも学内の加工を専門とする教員が10名ほど技術相談員として協力し、現在も続いている。相談日は月曜日、金曜日の15時から17時までで、予約制で受け付けている。また、ものづくり講演会を主催し、企業や海外の大学の専門家に技術講演を依頼した。平成13年（2001年）から現在までに10件の講演会を開催している。

また、平成13年（2001年）より教育研究への支援活動の充実と、工作機械のメンテナンス費用確保のため、工作機械使用に際し使用料を課金する制度を発足させた。使用料については、基本的に教育目的や学生の自主的な創造活動（ロボット、エネラボ、フォーミュラーカー、航空研などの研究会）への支援のためには無料、研究支援の場合は有料を原則とした。しかし、有料の場合も学外と比べて破格に安い値段の設定とした。

さらに、平成15年（2003年）4月には加工に慣れていない場合や、時間的な余裕のない場合のために、受託加工サービスを開始した。工学部、農学部、BASEを問わず利用でき、研究室からの委託を受け工場職員が加工している。

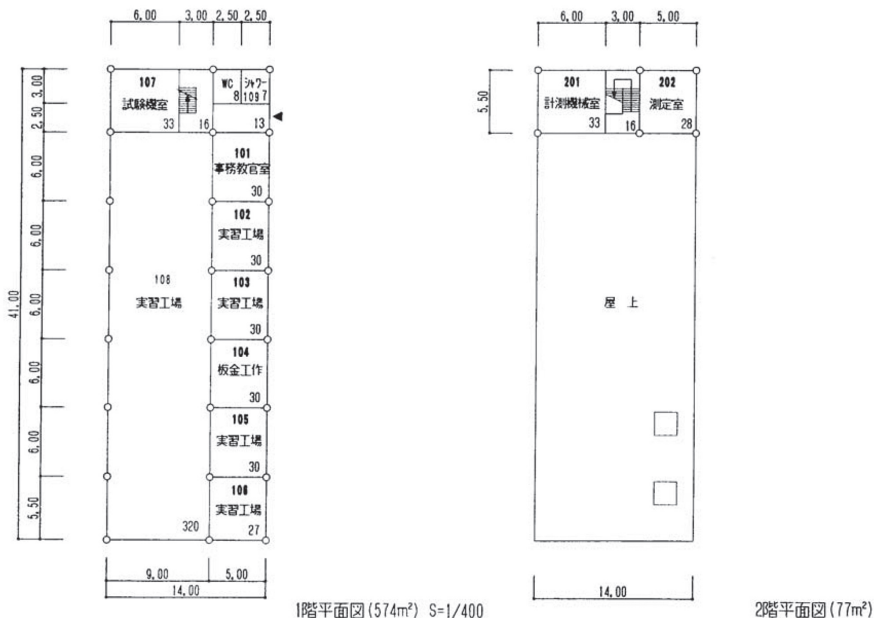


図1 機械実習工場の平面図

表1 機械工場の設備の変遷（平成8年まで）

年月日	品名	納入者	備考
昭和36年3月7日	精密箱型定盤		譲受供用
昭和37年3月23日	投影機		譲受供用
昭和37年3月23日	溶接機		譲受供用
昭和37年3月23日	電撃防止機		譲受供用
昭和37年3月23日	研削盤（岡本製PSG-5B）	三菱商事	廃棄
昭和37年3月23日	形削盤（大日本金属工業DSS-18）	小山重行	H11.3.26廃棄
昭和37年3月23日	フライス盤（日立2ML）		管理換え供用
昭和37年3月23日	旋盤	昌運工作所	旧本田研
昭和37年3月23日	研削盤		旧本田研
昭和37年3月23日	研削盤（C40型）	関東物産	
昭和37年3月23日	数値制御工作機	和幸産業, 理経	廃棄, H4.8.3
昭和37年3月23日	溶接機		譲受供用
昭和37年3月23日	彫刻機		譲受供用
昭和37年3月23日	発動機		
昭和37年3月23日	研削盤	大原機械工業	譲受供用, 廃棄
昭和37年3月23日	フライス盤（日立精機2MF-V）	鳩物産	管理換え供用
昭和37年3月23日	池貝鉄工AM20	和幸産業	供用受け
昭和37年3月23日	フライス盤（日立精工2MA-2V）	和幸産業	供用換え
昭和37年3月23日	ねじ切り機		供用換え
昭和37年3月23日	ラジアルボール盤	機械技術研究所	管理換え供用
昭和37年3月23日	NC旋盤	山崎マシナリイサービス	管理換え供用
昭和37年3月23日	研削盤（DS-24）	和幸産業	管理換え供用
昭和37年3月23日	コンプレッサー（5KG/CM2）	鶴巻商事	譲受供用
平成3年11月15日	集塵装置付グラインダGR26日立工機	東京興進社	譲受供用
平成3年11月15日	MAZAK汎用旋盤MATE	ヤマザキマザック	譲受供用
平成3年11月15日	ボール盤		
平成3年11月15日	日立精機3AⅢ	和幸産業	廃棄
平成3年11月15日	研削盤（豊田工機RU28-50）	豊田工機	廃棄
平成3年11月15日	平削盤	機械技術研究所	廃棄

表2 工場教職員

犬養 健	工場長（昭和54年～昭和60年度）	桑原 利彦	工場長（平成20年5月～現在）
樋口金次郎	工場長（昭和61年～平成7年5月）	小室 宣司	技官（昭和54年～昭和62年3月）
矢畑 昇	工場長（平成7年6月～平成10年5月）	箱崎 春夫	技官（昭和61年4月～平成20年3月）
山本 隆司	工場長（平成10年6月～平成13年5月）	小澤 高	技官（昭和61年10月～平成10年3月）
国枝 正典	工場長（平成13年6月～平成20年4月）		

施設としての利用実績を年間の機械使用延べ台数で表すと、機械システム工学科約3,000台、その他の学科約300台、サークル関係（エネラボ、ロボット研究会、フォーミュラ、航空研）約500～800台である。このように、支援が全学へと拡大し、サービスの質と量が向上したが、それに伴って運営費や工作機械の能力に限界が見え始めていた。特に、ものづくりのIT化、高精度化、知能化、作業の安全確保のためには工作機械の近代化が焦眉の急の課題となった。そこで、学内外の協力を仰ぎ、平成16年（2004年）には複雑な加工ができるマシニングセンタとCNC複合旋盤を購入した。さらに、超硬合金、ガラスやセラミックスなどの硬脆材料の切断ができるファインカッター、アルミなどの金属にも対応できる溶接機を購入した。こうして、15種33台の機械設備が整ったが、日本の経済を支えるものづくり産業で活躍する人材を教育するにはまだまだ近代化が遅れていた。

こうした中で、平成18年度の概算要求で「デジタルものづくり教育プログラム開発事業」（事業期間5年）が採択され、機械設備の近代化が一挙に図られることになった。当事業では、機械システム工学科1年生の機械システム工学特別研究Ⅰ（平成18年（2006年）

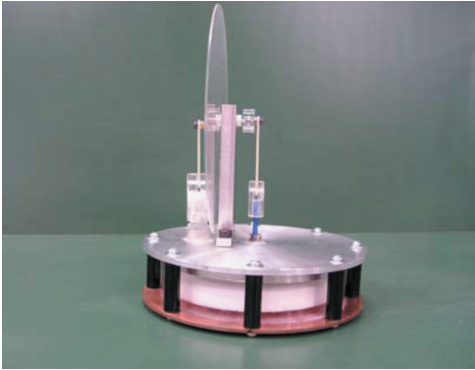


図2 スターリングエンジン

度からの新カリキュラム、必修科目）において、スターリングエンジン（図2）を一人一台ずつ製作させている。スターリングエンジンの原理や、図面の読み取り方から始まって、旋盤加工、ワイヤ放電加工、フライス加工、ガラスの精密切断、けがき、ボール盤、バリ取り、研削加工、組立などをすべて体験し、一期15週をかけて完成させる。また、工業製品の試作に用いられる光造形機の実習を行い、大量生産に用いられる金型の分解と組立を行いプラスチック部品の射出成形を体験す

る画期的な授業が実現した。これは機械工場の職員と、機械システム工学科の助手技官のものづくり教育への情熱が結実したものである。一方、機械システム工学科3年生の機械システム工学特別研究（平成18年（2006年）度入学生からは機械システム工学特別研究Ⅱへ移行）では、あるプロジェクト課題の下に3名程度で構成されるグループ同士が独自のアイデアで競技し合う独創性の育成のための実習授業を行い、機械工場が設備と場所を提供している。また、これらの実習授業では大学院博士前期課程、後期課程の学生約20名がTAとして学部生の加工を指導し、同時に作業安全の確保にあたっている。これは大学院学生のオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の場として大きな教育効果を挙げている。

この「デジタルものづくり教育プログラム開発事業」の初年度予算配分により、一挙に工作機械の近代化が実現し（図3）、表3のような機械設備がそろった。汎用工作機械から特殊な工作機械まで様々な工作機械がそろい、国立大学法人の中では全国有数の設備を誇ることとなった。また、本事業は文部科学省からの運営費交付金だけでなく、本学

の自己資金によっても実施されることになっており、学内の予算措置により図4の建屋100.47m²が機械工場に隣接して建設され、ものづくり工房と名付けられた。さらに、本事業は機械振興協会、ならびに多くの工作機械メーカ（株式会社牧野フライス製作所、オータマ株式会社、株式会社ソディック、株式会社テクノワシノ、ファナック株式会社、黒田精工株式会社）からの技術支援や資金援助を受けて実施されている。

こうして、機械工場は全学の教育支援組織としての充実が図られ、平成19年（2007年）4月に「ものづくり創造工学センター」として改組された。近年、削りにくい材料の加工、複雑形状の加工、高精度加工、マイクロ加工などの必要性が顕著に増加しており、新センターの役割（表4）もますます重要になってきている。そのためにも作業安全を第一に心掛けるとともに、正しく施設が利用されるよう協力をお願いしている。

表3 平成19年10月現在の設備一覧

NC工作機械	マシニングセンタ2, 複合加工CNC旋盤1, NC旋盤4, NCフライス盤2, NCワイヤ放電加工機3, 射出成形機1, 光造形機1
汎用工作機械	旋盤3, 立フライス盤2, 横フライス盤1, 直立ボール盤1, 卓上ボール盤7, 工具研削盤1, ファインカッター2, 帯鋸盤1, コンターマシン1, 切断機1, スケヤージャー1, パネルソー1, 精密平面研削盤1, ガス溶接機1, TIG溶接機1
その他	卓上旋盤1, グラインダ3, 折曲機1, 画像測定器1, 表面粗さ測定器1, かな盤1

表4 センターの役割

- ・技術相談, 設計支援
- ・工作指導（研究装置の製作を学生や教職員が自ら行う場合の指導）
- ・受託加工（研究室の依頼で加工を請け負う業務）
- ・学生実験への協力
- ・ものづくり講演会の開催
- ・学生の自主的なものづくりサークル（ロボット, エネラボ, フォーミュラーカー, 航空研などの研究会）への無料支援



図3 近代化された工作機械



図4 ものづくり工房

6 硬蛋白質利用研究施設

硬蛋白質利用研究施設は、昭和44年（1969年）6月農学部附属皮革研究施設として設置された。

1. 設立の沿革

本研究施設が設置された経緯およびその後の活動において、皮革およびその関連分野の科学技術に特異な性格があることが大きな役割をもっている。この分野を専門的科学技術分野としてみると、知識情報の革新への活動が相対的に弱く、産業的利用基盤を支える研究開発、新技術の開発および国際対応が強く求められていた。皮革の生産は、昭和20年（1945年）までは主に軍需用として国策と結び付けられていた。終戦後民需の急速な成長に伴い、専門化した規模の小さい多数の生産単位からなる産業構造が形成され、資源利用と環境問題への対応という世界的潮流の中で、多くの課題に関して研究開発への公的支援が求められた。

昭和30年代には、皮革等に関わる研究を行っていた大学は21大学、公的研究機関も通商産業省東京工業試験所第七部（以下東工試7部）を始め9機関あり、皮革科学技術の発展、硬タンパク質の基礎科学および産業利用に関して研究交流、環境保護等に貢献した。これらの活動は特に日本皮革技術協会（昭和30年（1955年）5月設立）との連携の他、国内規格（JIS）、国際規格（ISO）などの行政的活動との連携を通じて推進された。しかし東工試7部の皮革関連業務廃止決定で、研究および国内産業界との連携や国際的対応が決定的に弱体化することとなり、早急な対応が迫られた。当時の通産省、文部省、産業界の話し合いで、本学農芸化学科畜産物化学研究室（川村教授、和田助教授、上原助手：当時）（現応用生物科学科食品化学研究室）の皮革および関連分野に関する多くの研究実績があることから、本学（井上吉之学長）に国立の研究施設を設置することにより、皮革関連分野の研究教育の推進と、従来東工試7部果たしてきた役割を継承させることが了承された。その結果、通産省から教授相当職2籍を文部省に移管し、文部省は助教授2、助手2、技官1籍を純増で配置する異例な措置によって、次の目的をもった2部門からなる皮革研究施設が設置された。

- ・革産業と革製品産業全体に対する学術的、技術的支援ならびに人材育成に寄与する研究、教育を行うこと。
- ・東京工業試験所第七部が果たしてきた社会的機能を継承発展させること。
- ・原料皮が畜産と肉製品の副産物として重要な資源であるという見地に立ち、その主成分である硬タンパク質資源の総合的・高度利用を目指す研究・教育を行うこと。
- ・硬タンパク質の構造と機能の解析を通じて新しい生体材料の開発と生物機能の解明およびこれらの利用に寄与する研究・教育を行うこと。

昭和44年（1969年）6月：皮革研究施設設立、基礎皮革研究部門設置（教授1、助教授1、助手1、技官1名）

昭和45年（1970年）4月：応用皮革研究部門設置（教授1、助教授1、助手1名）

昭和46年（1971年）5月：研究棟竣工（2階建て、建築面積440.2 m²、延べ床面積814.7 m²）

設置当時の施設長は川村亮（農芸化学科）が兼務し、2部門の教授には東工試7部から豊田春和（基礎部門）および菅野英二郎（応用部門）、助教授には一島英治（農芸化学科兼任）、助手には、学内の対応を考えて長南康正、石井泰博、技官には松永あや子がそれぞれ着任して活動が始まった。

2. 充実と発展

専任研究員に加えて、研究施設の活動と運営への助言と参画を行う兼任研究員（学内他部門の専任教官若干名）および活動の助言を行う参与研究員（学外の専門家若干名）を置く制度を整備した。

設置6年後、多くの研究成果を基礎にして研究内容のさらなる充実と拡大が図られ、特に硬タンパク質の研究と教育および産業面への応用という社会的要請に一層適切に対処できるように、次のように施設の名称変更および組織の整備を行った（昭和51年（1976年）4月）。



その後上原孝吉、久保知義助教授（教授昇任後、白井邦郎助教授）、新井克彦、野村義宏助手が就任して施設の活動が強化された。特に強化された研究事項には硬タンパク質組織の改変や改質、コラーゲンの分子構造と材料科学、コラーゲンの繊維構造制御、ケラチンのタンパク質化学、細胞レベルの生物学的機能の解析と制御、プロテオグリカンの構造機能、原料皮の品質鑑別、環境負荷軽減を目指した皮革製造諸工程の最適化、副生物の高度利用、革製品の消費科学などが含まれる。また本研究施設が本部事務局となって全国規模の産学官共同研究プロジェクト（通産省からの委託および補助事業として昭和48年（1973年）から27年間日本皮革技術協会が実施）を推進し、産業対策上も多くの有益な実用的成果を生み出した。さらに、学部および大学院（修士、博士）教育にも設置当初から積極的に参画し、授業担当、論文指導を行って人材の養成に貢献するとともに、一般社会人を対象とした文部省の公開講座を多数主催し、また、学識経験者として国および地方自治体および公的法人の委員の役も多く務めてきている。これらの活動は、年1～2号発行する「硬蛋白質利用研究施設活動報告」で公表し、国立大学法人化前年の「33年のあゆみ」（第45号、平成15年（2003年））では、現状と課題を総括した上で硬タンパク質を中心

とした生物機能制御にかかる研究に一層積極的に取り組み、総合的生物資源利用科学の研究機関と呼ぶべき我が国唯一の研究施設を指向すべきことを展望した。また、参与研究員制度を整備して平成15年度から毎年外部評価を実施し、本研究施設の諸活動に非常に良好な評価を得ているとともに個別意見を今後の改善に役立てている。

平成16年(2004年)の法人化を契機として、本研究施設では、6年間の中期目標を次のように策定し、年度計画に基づいて業務運営の改善・教育研究支援の向上等に務めている。本研究施設の研究内容を充実するために、東京都皮革技術センター(平成16年(2004年)12月)、日本ハム株式会社中央研究所(平成17年(2005年)6月)および株式会社ニッピバイオマトリックス研究所(平成19年(2007年)2月)との間に研究協力協定を締結して客員教授および客員助教授を迎え、それぞれ皮革および関連高分子利用分野の研究、食肉生産に伴う硬タンパク質資源の高度利用研究およびマトリックスタンパク質の機能開発研究のより一層の充実とこれらの分野の学術および科学技術の発展を図っている。公開セミナー、市民講座、硬蛋研セミナーを通して、硬タンパク質研究の広がりや可能性を外部に向けて発信している。

中期目標：国内唯一の施設として動物の硬タンパク質とこれに関連する生体分子について基礎から応用にわたる動物資源利用の研究を複合的、総合的に発展させるために、学内外の関連する学科、施設および試験研究機関等との連携、再編、統合の検討を進める。また、学部、大学院の教育に積極的に参画するとともに、社会へ研究報告などの情報発信を強めて教育と研究支援の向上を図る。

歴代施設長および在職期間

平成23年2月1日現在

川村 亮	昭和44年8月～昭和50年7月	白井 邦郎	平成9年8月～平成11年7月
菅野英二郎	昭和50年8月～昭和52年7月	上原 孝吉	平成11年8月～平成13年3月
豊田 春和	昭和52年8月～昭和58年7月	白井 邦郎	平成11年11月～平成7年7月
久保 知義	昭和58年8月～平成5年7月	石井 泰博	平成13年4月～平成15年3月
上原 孝吉	平成5年8月～平成7年7月	高橋 幸資	平成15年4月～平成17年5月
白井 邦郎	平成7年8月～平成10年7月	西山 敏夫	平成17年6月～現在
上原 孝吉	平成8年8月～平成11年7月		

専任教員

部門名	職階	氏名	部門名	職階	氏名
硬蛋白質基礎研究部門	教授	西山 敏夫	硬蛋白質基礎研究部門	准教授	新井 浩司
硬蛋白質基礎研究部門	教授	新井 克彦	皮革研究部門	准教授	野村 義宏

客員教員

役職名	氏名	所属先
客員教授	服部 俊治	(株)ニッピ・バイオマトリックス研究所
客員教授	森松 文毅	日本ハム(株)中央研究所
客員教授	吉村 圭司	東京都立皮革技術センター
客員准教授	高畑 能久	日本ハム(株)中央研究所
客員准教授	寺嶋真里子	東京都立皮革技術センター

参与研究員

役職名	氏名	所属先
参与研究員	東 徳洋	宇都宮大学農学部教授
参与研究員	安達栄治郎	北里大学大学院医療系研究科
参与研究員	天野 聡	(株)資生堂リサーチセンター
参与研究員	大萩 成男	和歌山県立工業技術センター
参与研究員	岡野 光夫	東京女子医科大学先端生命医科学研究所
参与研究員	北村 英三	埼玉県産業技術総合センター北部研究所
参与研究員	佐々木哲雄	国際医療福祉大学熱海病院皮膚科
参与研究員	中村富美男	北海道大学大学院農学研究院
参与研究員	丹尾 式希	味の素(株)ライフサイエンス研究所 食品新素材研究グループ
参与研究員	西川 公也	財団法人東京農工大学教育研究財団
参与研究員	服部 俊治	(株)ニッピ・バイオマトリックス研究所
参与研究員	森松 文毅	日本ハム(株)中央研究所
参与研究員	吉村 圭司	東京都立皮革技術センター
参与研究員	米倉 政実	茨城大学農学部
参与研究員	渡辺 敦夫	食品膜・分離技術研究会

兼任教員

学科名	職階	氏名	学科名	職階	氏名
環境資源科学科	教授	伊豆田 猛	応用生物科学科	教授	高橋 幸資
環境資源科学科	教授	岡山 隆之	生物生産学科	教授	普後 一
地域生態システム学科	教授	梶 光一	獣医学科	教授	三森 国敏
生物生産学科	准教授	佐藤 幹	応用生物科学科	教授	矢ヶ崎一三



無菌細胞培養室 (クリーンルーム)



エアシャワー



フレクサーセル (細胞圧縮培養装置)

7 界面混相工学実験実習施設の設立と経緯

1. 界面工学の概念と研究グループの発足

1.1 界面工学とその背景

諸材料の表面、内部の結晶粒界また異相間境界などは分子間の強い異方性の場にあり、そのミクロな擬集構造はマクロな機能を律速している。また濃厚な混相系にかかわるきわめて大きい界面積は、連続不連続両層にかかわる上記の問題に重ねて界面間や界面層間に生ずる多岐の相互干渉が加わり、その結果生まれるマクロな機能の発現頻度は、単純な法則性に基づく因果律や、確率の統計的平均を加味するなどの「従来の科学的手法」のみでは予測しきれない基礎科学上未解決な重要問題も残している。

界面の静的、動的力学機能、透過、吸脱着、エネルギーの変換、物質の選択制御などのマクロ特性やそれらの組合せから得られる、吸脱着用材料、薄膜や生体膜、ハイドライドの高密度水素の吸蔵などのすばらしい機能、また複合材料、CWMなどの液態化、充填層流動層などの粒子層、気液の混相など応用例は多い。異なる観点に立てば、界面の存在は工業操作を著しく困難にし、生産の難易はプロセスが混相状態を経過するか否かで岐れることが多い。燃料や化学原料として、石炭が石油に圧倒された例をみるまでもなからう。反面、界面の存在は工業操作を著しく容易にすることも多い。よく知られる触媒作用を始め、運動量、物質質量、熱エネルギーなどの各量の伝達速度、分離容量の増大などから製品の質を高め応用の範囲を拡大するなど様々な機能の発現も見込まれる。

このように、複雑な社会の要望に応えるため、混合系を利用して各成分の相乗的効果を期待するが、その際界面や界面層が第3の組成成分として、成分物質と同程度か、むしろ優位な影響力を発揮することが多い。

以上のべたように、物質の界面、ならびに界面が実効的影響を及ぼす混相系は工業上きわめて重要であるが、検討や研究がややもすると個別分野別になりその発展進歩が妨げられている。

そこで、産業分野を横断し、基礎科学より応用技術に至る迄を集約して教育、研究する工学体系を「界面工学」と定義する。

1.2 工学部界面工学研究グループの発足

本学工学部では歴史的に材料・物質の特性およびその応用について高いレベルの研究が各学科で遂行されてきた。しかし、各分野それぞれ興味のある機能が個別的に取り上げられてきたため研究的にも、経済的にも非能率になるなどから各研究の深化発展が妨げられてきた。それらの傾向が顕著で各学科研究分野に亘り重要な基礎的テーマとして「界面」が抽出され、昭和48年(1973年)「界面工学研究グループ」が工学部教授会の専門委員会として発足し、活発な相互研鑽の場となった。

2. 界面工学研究施設の要求と実験実習施設の誕生

界面工学の認識が強まるとともに、必要事項の探索、関係する応用工学の総括に向け相研鑽し、積極的に界面工学の体系化の深化を図るとともに、専門技術者並びに研究者を養成しようとする意欲が教授会に高まり研究施設の設置が渴望されるようになった。合議の結果、坂奥、乙竹、村崎の3教授に立案が委託され、昭和49年(1974年)より界面工学研究グループのバックアップのもとに構想が進み、界面構造、混相工学、界面電気物性および応用界面化学の基礎1応用3合計4部門の施設が立案され、昭和50年(1975年)、工学部企画委員会の承認を得て概算要求された。その後文部予算の逼迫などから極度のスリム化が加えられ、表1の概算要求案が作成された。

変化の詳細は除くが、昭和53年(1978年)度は混相工学、界面構造の2室からなる1部門規模より出発する方向5)が文部省に認められ、ささやかながら専任助教授1名を含め施設の一部が実験実習施設の名称で誕生することになった(表2)。この間、坂奥教授を中心とする工学部教授会、本部、学部、事務局の極めて強いサポートがあった。

表1 界面工学研究施設(昭和53年度概算要求)

研究部門名	人員				
	助教授	助手	事務官	一般職員	計
混相工学	1	1			2
界面構造	(1)	1			1 (1)
事務部			1	1	2
計	1 (1)	2	1	1	5 (1)

(注) ()は兼任、特別要求額:略

表2 界面混相工学実験実習施設(昭和53年完成時)

人 員	助教授1名
資格面積	524m ²
特別経費	936万円
年間予算額	756,650円

昭和53年(1978年)度には実質的人員が認められなかったため、全員を工学部現職員で振り替え、また施設の育成を援けるため、運営委員会が工学部教授会の専門委員会として発足し、更に将来の発展に向け客観的に努力することを前提に管理を化学工学科に委託した。

昭和55年(1980年)8月初代施設長(併)が発令され、昭和57年(1982年)には先に設置されていた編集委員会より機関論文誌、Ann. Res. Rept., SMERL, vol.1が発刊され、次いで昭和60年(1985年)4月、担当の専任助教授が発令された。資格面積、予算額などから

建物の独立性は叶えられず運営に苦勞するところはあったが、以降の活発な業績は引き続き発行されたSMERLに詳しい。施設の規模は縮小したが、すなわち、その運営、性格は次のように当初案から変化しなかった。

- ① 界面工学の広域対応性
 - ② 2つの研究室で同時に広領域に対応するものではない。施設長、協力教官が合議し、学内複数グループの希望研究テーマより必須で、かつ有限期間内(3～5年)に成果を見込める題目を抽出し、施設はその展開に全面的に協力する。専任教官は界面工学の体系化を進め、また協力教官相互間の情報の容易化を図る。
 - ③ 学部、大学院学生に対し、界面工学の実験実習教育を学部共通に行う。
- (東京農工大工学部 小金井キャンパス120年史(平成17年(2005年)3月P151より抜粋)

8 波丘地農業研究所多摩試験地の設立と経緯

1. 牧場の用地取得と開設

昭和19年(1944年)4月、東京高等農林学校は東京農林専門学校となり、それまで農学科にあった畜産学研究室を獣医畜産学科に移して、獣医学科は獣医畜産学科に改組された。そして、文部省の定める設置基準に基づき獣医畜産学科には牧場を設置することとなったが、戦時中だったため用地取得は進まず、戦後の昭和23年(1948年)に至って、多摩丘陵の一角に総面積12haの用地を取得することが出来た。それは東京都南多摩郡柚木村堀之内(現八王子市)にあり、北側は当時の日野町・長沼町との町村界に接した丘陵地である。当時柚木村は純農村地域で、山羊や綿羊の飼養が盛んであり、その畜産振興のために地元の農民が農林専門学校の牧場を受け入れることに好意的であったことが、用地の取得を順調に進めることが出来た大きな要因であったと考えられる。

戦後の学制改革のもとで、翌昭和24年(1949年)東京農林専門学校は東京農工大学農学部となり、牧場は農学部獣医学科の附属牧場として発足した。最初の頃「実験動物の飼育場」と呼んだこともあった。そして、畜産学須崎教授を中心として、昭和25年(1950年)には用地の中央部に畜舎1棟が建設され、構内中央を東西に横切る道路の造成などが行われた。しかし、当時獣医学科には外科研究室に1人の技官が在職するだけで、発足直後の牧場の管理は事実上不可能な状態にあった。

2. 附属農場管理下の牧場

新制大学の初代学長には獣医学専攻の田中丑雄先生が就任された。牧場の管理を苦慮した同学長の斡旋で、昭和26～27年(1951～1952年)頃から農学部附属農場に管理換え

することになった。

農場の管理下にあった時に、最寄りの集落への道路と管理舎が建設された。約1km離れた上寺沢集落まで丘陵の裾野に沿った狭い山道を、幅員2mに拡幅する案が、農業工学の教官により設計され、村の失業対策事業に組み入れられて施行された。また、畜舎には4.5畳の和室があるだけで管理人が常駐することが出来なかったため、畜舎から100mほど離れた所に管理舎が建てられた。そこには、事務所としての13畳の板敷き部屋と6畳の和室のほか生活に必要な設備が備えられ、管理人が常駐することが可能になった。

当時ここに農場作業員1・2人が勤務し、管理していた。しかし、畜舎が建設されたとはいえ家畜を飼養することはなく、毎年秋から冬にかけて附属農場の職員を動員して、雑木林の落ち葉を集め、草地の萱を刈って、トラックで府中の農場まで運び、堆肥材料等に使っていた。いわば牧場用地は里山として利用されていたのである。

3. 波丘地農業研究所多摩試験地としての開発・利用

3.1 波及地農業研究所の発足

波及地とは波状地、台地、丘陵、山麓等の地形の総称で、当時全国におよそ500万ha分布している。その土地利用の合理化、高度化をもとにした農林畜産業の発展は当時大きな意義をもっていたが、それまで波丘地そのものの利用に焦点を当てた総合的研究は見られずその研究の進展が必要とされていた。本牧場用地の地形はこれに相当することから、昭和31年(1956年)に至って、農学科、附属農場の関係者によって、この牧場用地を試験地として、波及地に関する基礎的・総合的な試験研究を行う研究所の設立が協議され、文部省に要望書を提出した。

これが認められて昭和32年(1957年)9月、農学部付属研究施設として波丘地農業研究所が設置され、牧場用地はその多摩試験地となったのである。しかし、本研究所は国立学校設置法にもとづく研究所ではなかったため、所長はじめ研究員はすべて農学部教官の兼任であり、附属農場から助手1名を試験地主任として移籍し、また、学外から関係深い研究分野の大学教授など数名を参与研究員として委嘱した。

研究所の組織は当初「波丘地に関する基礎的研究」と「波丘地の利用に関する研究」の2研究部であったが、後に「波丘地農業の振興と営農」、「波丘地の農業的・林業的・畜産の利用」および「波丘地における水資源の開発・利用と土壤保全および農林地造成」の3研究部とした。初代所長には農業経済学教授大谷省三が就き、試験研究に関係する学科、附属農場の教官数名による運営委員会と、研究所報刊行のための編集委員会を設けた。

3.2 各種試験研究の実施

研究所発足の後、多摩試験地では次のような試験研究が逐次進められた。

林地利用について林地肥培試験、傾斜地における簡易テラスや簡易暗渠による林地改良試験、造林地の下刈りや雑木除去についての薬剤処理試験などが実施された。草地・畜

産的利用では、牧草地の冬期湧水掛け流し灌漑試験、雑木林の簡易開墾法や原野の機械開墾に関する試験、造成草地の利用による山羊および綿羊の飼育試験などが進められたほか、一時期、搾乳牛および育成牛の飼養試験も行われた。また、樹園地としての利用について、栗、柿の試験区が設定されて植栽されたほか、桑、茶などの試験研究の予定地が設定され、雑木林が伐り開かれた。その他、波丘地の気象、地質、地下水、植生と昆虫類、傾斜地の土壌侵食などに関する調査研究が行われた。

これらの試験研究の成果は関係学会での発表のほか、波丘地農業研究所報告第1号から4号を刊行して掲載された。

3.3 施設・設備の整備

多摩試験地における試験研究の推進に当っては、その基盤として種々の物的条件の整備が不可欠であった。昭和35年（1960年）に電話が設置されて農学部をはじめ関係各所との連絡が容易となり、翌昭和36年（1961年）には最寄り集落までの連絡自動車道が陸上自衛隊施設大隊によって作戦道路開設の現地訓練として開通した。この頃試験地内作業用道路も逐次造成された。また、昭和42年（1967年）には、それまでの湧水、沢水の利用に代って深井戸が掘削された。これによって用水が確保され、管理者、畜舎等への給水設備、試験圃場の灌漑設備等への整備が進められ、水利用に関する試験研究の実施が容易になった。なお昭和41年（1966年）に職員宿舎1棟が建設され、管理者、畜舎、宿舎等の諸施設および野外拡声器を結ぶインターホーンによる連絡設備も設置された。

以上のように、多摩試験地の開発・利用は進展してきたが、前述の附属農場から移籍された助手1名の試験主任と、昭和37年（1962年）に非常勤職員の定員繰り入れによって配置された技能員2名が日常的な業務に当たっていた。

昭和32年（1957年）の発足以来の研究所の要員・予算は学内措置によったものであったので、「国立学校設置法に基づく研究施設」としての要求が、昭和39年（1964年）以降年々続けられた。そして、昭和48年（1973年）に至って「波丘地利用実験実習施設」として新たな出発をみることとなったのである。

9 演習林の沿革

1. 演習林の創設

本学農学部の前身である東京高等農林学校に演習林が設置されたのは昭和15年（1940年）5月である。それまでは、東大の千葉・秩父・愛知などの演習林を借りて各種の現地実習を行っていた。当時、本学教職員及び卒業生が、自由に使える演習林を国有林や帝室林

野局に求めるために運動したが、国有林では有償無償を問わず学校演習林には移管しない方針をとっており、国有林を対象とする計画は断念せざるを得なかった。しかし、帝室林野局では、本校の希望に対して絶大な好意を寄せられ、ここに初めて演習林設置をみる事ができた。大谷山御料林地92ha、草木御料地279ha、唐沢山御料地162haの計533haである。立木は無償とし、土地は台帳価格の8割に相当する110,052円で有償所属換えを受け、それぞれ大谷山演習林、草木演習林、唐沢演習林とした。また、独立当時から東京帝国大学農学部付属演習林の一部を所属換えの申請をしてきたところ、同大学の好意により昭和17年6月、秩父演習林の一部234haが所属換えされ、埼玉演習林となった。この結果、本学の演習林は面積767haとなり、小規模ながら完成の域に達した。

2. 創設以後の変遷

2.1 草木演習林

本学演習林の最寄りの東村大字草木字横川に、昭和15年(1940年)3月、木造の草木演習林寄宿舍(263m²)が建設され実習が開始された。この寄宿舍敷地は、永い間借地であったが、土地所有者の好意により寄付の申し出があり、敷地面積2,584m²が昭和32年8月、本学所有地となった。この寄宿舍は国道から約1kmの距離にあり、自転車も乗れない山道が通じていた。実習等で寄宿舍に行くには、足尾線の神土駅から線路沿いに徒歩で1時間以上かかったが、昭和34年(1959年)9月に草木駅ができたため、大変楽になった。

昭和37年(1962年)、村道が寄宿舍敷地内を通ることになり、777m²が道路用地になった。村道開設のお陰で、府中から自動車で寄宿舍までいくことが可能となった。一方、地元草木地区に草木ダム(昭和52年(1977年)完成)の建設にともない、足尾線の神土駅から沢入駅の間延5.2kmの草木トンネルが建設され、昭和48年(1973年)、草木駅は廃止になった。それ以降、学生実習や研究調査等には車を利用している。

寄宿舍敷地もダム完成後は危険水域に入るため、昭和48年(1973年)11月、用途廃止後に水資源開発公団へ売却された。草木演習林は、林内に良質な花崗岩が算出する場所が多く、このため、草木ダムにより水没する地元東村の石材業者の生活再建には、現材料である花崗岩が不可欠である。地元東村及び群馬県の要請で、昭和47年(1972年)11月、草木演習林第1および第2林班の77haを東村へ売却した。本学演習林としては、いかに公共事業のためとはいえ、代替地なくしては、応ずることはできないので、本学教職員、群馬県、東村等の関係者のご協力を得て、草木演習林に隣接した前橋営林局大間々営林署管内の国有林214haの有償所管換えを行った。かくして草木演習林は1団地415haとなり、教育・研究に支障をきたすことない面積が確保された。

昭和47年2月から横川沿いに東村村営林道が着工するはこびとなり、昭和52年には演習林内に到達したので、それ以後積極的に林道開設を行ってきた。また、草木演習林の近くを通る広域林道三境線が、県の事業として計画されたので、この林道を草木演習林第8林班内を通るように路線変更を要請し、昭和50年から5ヶ年で約1,100mの林道が演習林内に開設された。現在では林道の総延長7,100mになっている。

昭和55年に第5林班まで林道が開設されたのを機に、林内に土場（貯木場）の新設を計画したが、傾斜が急で適当な土地がなく、演習林内に飛地として存在している民有林が適地であることから、この土地と交換することとなった。幸いにも所有者が本校職員であったことから話しも進み、本学の林地3,027m²を譲渡し、民有林1,692m²を受け入れた。この交換した土地を中心に、土場が新設され、教育・研究、重機車庫、素材生産の売買等に大いに活用されている。

2.2 大谷山演習林

本学演習林では昭和32年（1957年）より素材生産が開始され、造林面積も増加したこともあり、苗木生産を行う必要から、昭和36年（1961年）3月、大谷山演習林苗圃1,682m²を購入した。また、管理事務所は村立診療所の廃止されたあとの建物を借りていたが、素材生産も軌道にのり手狭となったので、昭和39年（1964年）4月、草木・大谷山演習林管理事務所敷地して770m²、取付け道路用地79m²の計849m²を購入し、昭和41年（1966年）3月、管理事務所（126m²）を竣工した。

草木演習林にあった寄宿舍が草木ダムの危険水域になるので、昭和48年（1973年）水資源開発公団に売却した。その代替地として、昭和49年（1974年）3月、東村役場の斡旋により苗圃と地続きの土地9,225m²を、草木・大谷山演習林実習宿泊棟及び施設棟敷地として購入した。昭和53年3月、鉄筋コンクリートの宿泊棟（R2-702m²）が完成した。また、昭和54年（1979年）3月、施設棟（R2-663m²）が完成した。

昭和46年（1971年）3月に演習林の入口まで村営林道ができたので、その後は自前で林道造成を行い現在までに総延長2,800mになっている。

研究の面では、昭和41年（1966年）から特別予算が交付され、30年伐期の短期育成林業の研究を開始した。90haの面積を毎年3haずつ伐採・造林する施業である。しかし、木材価格の低迷から、この研究は昭和53年（1978年）で中止になった。この間、林木栄養に関する研究が進み、日本でこの分野の研究をリードし、物質循環に関する研究も精力的になされている。

2.3 唐沢演習林

本演習林は、昭和29年（1954年）3月に木造寄宿舍（248m²）が完成したが、付帯工事の遅れから学生実習での使用開始は昭和32年（1957年）からであった。御料林時代から地元農家が時期を決めて、林内の下草、落葉、枯損木の採取等を部落総出で行う習慣が継続されたが、化学肥料と化石燃料の普及及びタバコ耕作の中止等により、昭和30年（1955年）頃から次第に影をひそめ、昭和40年（1965年）頃から全くなかった。また、地元の唐沢神社の氏子一同から返還運動がおこり、代替地を付して検討を迫られたこともあった。

昭和31年（1956年）3月に唐沢山演習林全域が栃木県立唐沢山自然公園に指定され、昭和55年には首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」が行政界となっている中央の稜線沿いに新設された。この稜線は左右50mの幅で特別区域に指定され、樹木の伐採、地形の形状

変更等の制限を受けることとなった。

昭和44年(1969年)3月には寄宿舎の増築(130m²)が行われ、女子学生も多くなったためプレハブ宿舎1棟を建てた。

昭和63年(1988年)、佐野市側に砂防ダムが建設されることになり、ダム用地として7,215m²が有償所管換えとなった。また、林道開設も積極的になされ、直営で4.3kmの循環林道を完成させた。

研究の面では、アカマツの天然更新・マツノザイセンチュウ、風致・レクリエーションに関する研究がなされている。

2.4 埼玉演習林

本演習林は、秩父多摩国立公園内にあって、東京大学から所属換えを受けた当時は、造林地は皆無であったが、職員の努力により約5割弱が造林された。昭和39年(1964年)3月、県道沿いに343m²の土地を購入し、埼玉演習林管理事務所(97m²)を建設した。また、昭和44年、県道拡幅にともない、用地交換が行われ、365m²の敷地になった。平成4年(1992年)3月、管理事務所は鉄筋二階建て(133m²)に改築された。

昭和43年(1968年)頃より地元でダム建設の計画が始まり、当時は木材市況もよかったので、地元住民の一部は将来の生活設計に林業を考える人もあり、水没する森林面積だけの林地を国有林に求めたいとの希望もあって、埼玉演習林をその対象となっていた。その後の木材市況の不振から、この話しもいつしか立ち消えとなった。また、昭和55年(1980年)、埼玉県は荒川水系の上流の国、公有林を水源かん養保安林に指定するため、これに基づいて本学にも要請があり、埼玉演習林全域が水源かん養保安林となった。研究面では、乾シイタケ生産および製炭に関する研究が精力的になされている。

なお、平成9年(1997年)から附属施設の将来構想について検討が開始され、平成12年(2000年)4月に農学部の附属施設である演習林、農場および波丘地実験施設を統合し、FSセンターが発足した。

設置の経緯については本誌の「広域都市圏フィールドサイエンス教育センター設置の経緯」を参照。草木演習林、大谷山演習林、唐沢演習林、埼玉演習林はそれぞれ、フィールドミュージアム(FM)草木、FM大谷山、FM唐沢山、FM秩父に名称変更を行った。

10 津久井農場の設立と経緯

1. 工学部養蚕学科の農学部への転科と附属農場の合体

工学部前身の東京農工大学繊維学部には附属農場が設置されていた。繊維学部が工学部に改組された昭和37年(1962年)養蚕学科を農学部に移籍することになり、その結果、それまで別個にあった附属農場を一つの農場に合体することが必要となった。

学科の移籍当初は、工学部構内および構外にある従来の附属農場をそのまま養蚕学科の教育研究に利用していたが、その後の工学部の急激な学科増設に伴って生じた建物施設の建設用地を、農場用地にあてる必要性が年々強まってきた。そこで、附属農場の移転を早急に検討することとなり、関係学科並びに附属農場関係者との間でその移転先について協議が開始された。

協議の結果、工学部構内にあった研究桑園の約1haだけは学科に隣接する農学部構内に移転することとし、農学部附属農場の畑地の一部をこれに充て、その代償として校内の林学科が利用している見本林の一部、約0.5haを畑地に開墾して附属農場の利用に供することとした。これ以外の工学部構内・構外にあった農場用地の移転については、農学部構内はこれ以上不可能として構外に求めることとし、養蚕学科の学年進行に併行して移転を進めることとなった。

2. 繊維学部時代の附属農場用地と代替地購入の財源

繊維学部（工学部）養蚕学科を主とする学科が、養蚕、蚕糸教育に使用していた桑園等の用地は以下の通りであった。

- 1) 構内農場：ほとんどの面積は桑園であった。そのまま工学部の建物施設などの用地に使用するので、代替用地の財源とならなかった。
- 2) 梶野農場：工学部に近い小金井市梶野にあった普通作物栽培の畑地で、約1haの面積があった。この土地は、戦後の農地改革の折りに当時の農林省が地主から買い上げ、それを大学が借用して使用していたものである。したがって移転に際してはそのまま農林省に返還することとなって財源にはなり得なかった。
- 3) 三鷹水田：調布市大沢にあった水田で約0.5haあった。元々は青年師範学校（後の東京学芸大学）の管理下にあったが、その後本学の管理下に移管されて使用していた水田である。移転に際してこの用地を売却し、新たな用地購入のための貴重な財源となった。
- 4) 中河原歩桑（ぶぐわ）桑園：多摩川に程近い現在の府中市中河原にあった蚕種生産のための蚕を飼育するに用いた特別な桑園で、面積は約0.7haあった。移転に際し大蔵省に所管換えされて国有宿舍用地、東京外語大学留学生寮の建設地となった。当時土地単価の高価だったこの用地は、三鷹水田と共に新用地取得の大きな財源となった。

3. 新農場候補地の選定

移転先として先ず農場実習での移動容易な農学部に近接した用地を探すことになったが、希望する用地が広面積であることと、当時の東京郊外の土地価格が高騰していたことなどから、近県内の土地も候補地として探さざるを得ないこととなった。

1) 神奈川県伊勢原町内の候補地

昭和41年（1966年）伊勢原町内の農地（畑地）が候補としてあげられた。関係教官、事務局担当者が現地調査の上、学内手続きを経て正式に候補地として折衝に当たることになった。大学側は当初から農場用地として20haの取得を希望したのに対し、町側

は農場に加えて園芸学部の設置も希望した。町内に3地区の候補地があって、地区毎の説明会、開発公社による価格を含む折衝が続けられ、同年11月文部省から面積13haの取得についての内諾があり、2年余り後の昭和43年（1968年）1月に予算の内示があった。

ところが、その後伊勢原町との交渉が不調に陥った。その主な原因は、①用地買収交渉を進める間に土地価格が高騰し、国の土地鑑定価格と実勢価格に隔たりが生じたこと、②国の土地買収には前渡金制度がなく、それを要求する地権者との間に意志疎通が生じたこと、③地権者が内諾した土地が別の地に変更して、大学側の希望と合致しなくなったこと等があげられる。その結果交渉は中断され、他町村の候補地の選定も含めて調査を続けながら、昭和43年（1964年）10月に至って、伊勢原町との交渉を正式に打ち切ることにした。

2) 神奈川県津久井郡津久井町内の候補地

文部省から示達のあった昭和43年（1968年）度内予算の執行に向け、相模湖町、藤野町、津久井町、八王子市等の広域の中で新農場用地の取得を目指し、学長、学部長を始めとして関係教官、事務局挙げて努力した。その結果、津久井町関係者との折衝が昭和43年（1968年）6月頃より開始され、候補地として青野原、葦尾根、志田口、長竹などの地区があげられた。早速これら候補地の実地調査を進め、津久井町側の意向も聴取しつつ折衝を重ねた結果、最終的に長竹地区とすることで合意に達した。

長竹地区には津久井郡農協種豚飼育場があり、そこを中心に周囲10数haの面積が買収予定地となった。予定地内の地権者農家は約100戸におよび、大学事務局と町役場、町開発公社、地主会、戸別地権者との交渉は昼夜を分かたず続けられた。交渉は難航し、単年度での一括買収は不可能となり、買収可能なところから順次進めることとし、昭和43年（1964年）度に畑地62,644 m²（内20,476 m²は郡農協所有地、地主31名）を、そして翌44年度（1965年）に畑地12,479m²、山林15,479m²をそれぞれ買収することになった。両年度で取得した面積は90,602m²で、これに要した取得金額は総計1億6,654万5,770円であった。なおその後の別途予算で購入あるいは交換分合を進めた用地を含めると、津久井農場の総面積は96,577m²である。当初の予定面積には及ばなかったが、昭和45年（1970年）6月6日、学長、学部長をはじめとする関係者出席のもとに津久井農場の開所式を開催する運びとなった。

4. その後の津久井農場の建設

用地取得が完了して直ちに津久井農場の建設が始まった。旧農協種豚飼育場の取り壊し作業、小区画圃場の大型区画化、農道の拡幅と整備、荒地や不耕作地の農地造成など多様な作業を進めた。繊維学部にあった農場事務室、養蚕室、家畜舎などの建物施設の坪数が資格坪数になって、管理・研究棟が昭和47年（1972年）3月に竣工し、翌年宿泊実習用の学生宿舎が、さらに昭和56年（1981年）に家畜舎が建設された。

養蚕室には当時の最先端を行く信州大学方式の機械化蚕室と従来型蚕室との二室を設

置した。家畜舎を必要とした理由は、津久井農場の年間収入額を上げるためには、傾斜地の多い立地条件、管理運営上の人的条件などから肉牛生産が最も適切であると考えたからである。当時の文部省が大学農場に対する運営予算を各農場の収入額見返り方式としていたことに対応して、年間収入額をあげるためであった。福島県種畜牧場から優良種5頭を導入し肉牛飼育を開始した。耕地利用計画では、平坦地に桑園を栽植し、傾斜地は牧草地あるいは放牧地として利用することで農地造成を行った。

東京農工大学同窓会の濫觴を探ると、それは古く明治期に遡る。同窓会組織が教育機関と関わって存在するのは必然であり、本学の同窓会の歴史をその視点で通覧すると、昭和24年（1949年）に東京農林専門学校と東京繊維専門学校が合併して現在の大学が設置され、それを機に、それぞれの同窓会が合体して現在の東京農工大学同窓会となった。このように見ると、本学同窓会の設立と経緯は両同窓会の合併以前とその後に分けられる。

1 同窓会の設立と経緯

1. 合併以前の同窓会

それは2つの源流からなり、1つは農学系の駒場、他は蚕糸系の西ヶ原の系譜である。

1.1 駒場系同窓会の経緯

駒場系同窓会に関わる教育組織は明治7年（1882年）の農事修学場（試業科）を開祖とし、その後の駒場農学校〔農学、獣医学速成科〕（明治11年（1878年））と東京山林学校〔林学〕（明治15年（1882年））の開学、これらの合併によって東京農林学校〔農学、林学、獣医年別科〕（明治19年（1886年））が設置された。東京農林学校はその後東京帝国大学農科大年実科〔農学、林学、獣医学〕（明治31年（1898年））となり、大正8年（1919年）には帝国大学の総合制を図るため農科大学は農学部となり、実科は農学部実科となった。そして昭和10年（1935年）に東京高等農林学校〔農学、林学、獣医学〕として独立し昭和19年（1944年）に東京農林専門学校となった。

以上のような教育組織の変遷の中で最初に結成された同窓会組織は農学別科同窓生による講農会（明治21年（1946年））である。講農会は同年に別科生が研鑽と親睦を目的に設立した農話会の会則を改正して設立された。その後、明治31年（1956年）に東京農林学校までに使用されてきた速成科、別科、乙科などが実科に改称されたのを機に同窓会組織として、農学実科は従来の講農会、林学実科は林友会、獣医学実科は駒場獣医学友会の3会団を発足させた。これらの会団はそれぞれが会報などを発行し活動していた。大正8年（1919年）ごろになると農学部本科が本郷へ移転する計画が明らかとなり、それに由来して実科の廃止や他の教育組織との合併などが論議されるに至った。この機に及んで上記の3同窓会は危機を募らせ、実科独立を掲げて大正9年（1920年）に実科独立期成会を組織した。それを母体に運動を更に強固にするため10年（1921年）に3会連合の駒場校友会を結成した。実科独立運動は大学、文部省、国会などの要衝に対して強く働きかけて進め

られた。運動の先頭に立ったのは会頭の西大路古光（院議員、子爵）、副会頭の黒川幹太郎（貴族院議員、男爵）、原鉄五郎その他の幹部諸氏であったが、この運動は全国同窓生の支援と学生の積極的な運動も加わって行なわれた。しかし、独立運動を始めてから運動が結実するまでの十余年は困難の道程であった。その原因としてこの期間に発生した関東大震災、世界的な大恐慌、大正天皇崩御、要人の暗殺事件、満州・上海事件などの社会的混迷が重くのしかかっていた。困難を極めた独立運動は十余年に渡ったが、念願が叶い、昭和10年（1935年）に東京帝国大学農学部実科は東京高等農林学校として独立した。東京高等農林学校は昭和19年（1944年）に東京農林専門学校となり、更に24年（1949年）に東京農工大学農学部へと変遷の道をたどった。

駒場交友会は東京高等農林学校になって以降も存続したが、その連合体である講農会、林友会、駒場獣医学友会はそれぞれの会団への帰属意識が強く、駒場交友会として活動が阻害されている傾向があるとの認識から、この各科中心主義をなくして一丸となった駒場交友会にすべく、昭和24年（1949年）に新しい駒場交友会会則を制定して再出発をした。会長は中村道三郎氏、組織は6部会（農学、林学、獣医学、農芸化学、農業土木、生物学）と各都道府県支部であり、25年（1950年）に会誌「駒場通信」を刊行した。会則の附則に講農会、林友会、駒場獣医学友会の資産は昭和24年度から全てこの会の基本金に受け入れる、との記載があるから、明治期から続いた上記の3会団はこの年度をもってそれぞれの新しい部会に移行した。駒場交友会は昭和37年（1962年）に西ヶ原同窓会と合体して東京農工大学同窓会となった。

1.2 西ヶ原系同窓会の経緯

西ヶ原同窓会に関わる教育組織は明治7年の蚕病試験掛を開祖とし、その後、勸業局試験場（明治10年（1877年））、蚕病（蚕業）試験場（明治17（1884年）、20年（1887年））、東京蚕業講習所（明治32年（1899年））、東京高等蚕糸学校〔養蚕、製糸、製糸教婦養成〕（大正3年）、更に東京繊維専門学校〔繊維農業科、蚕糸、紡織、繊維化学〕（昭和19（1944年）・21年（1946年））へと改称し、昭和24年（1949年）に東京農工大学繊維学部（養蚕学、製糸学、繊維工学、繊維化学）となった。その後、機械工学、電気工学の2科が増設され、繊維化学科は工業化学科となった。昭和37年に養蚕学科が農学部に移管されて、繊維学部の学科編成は工学系5学科となり学部の名称を工学部に改称した。この長い期間における教育組織の変遷に対応した同窓会の設立と経緯を見ると、最初の同窓会組織は明治32年の西ヶ原蚕友会である。この会は翌年に西ヶ原同窓会となり再出発した。西ヶ原同窓会は大正5年に蚕糸学報を創刊した。この機関紙は毎月発行したが、その後一時期は休刊、再刊を経て昭和12年（1937年）4月に廃刊となった。これに代わって同年5月に新しく西ヶ原同窓会報が刊行された。この会報は、以来、昭和37年に駒場交友会と合体して東京農工大学同窓会として発足するまで、長年にわたり西ヶ原系の母校と同窓の発展のために要として貢献してきた。

2. 合併とその後の同窓会

東京農工大学が発足したが同窓会は駒場交友会と西ヶ原同窓会が並立して活動していた。この状態では大学の同窓会として事業を進めるのに多くの問題があり、処理できない事項が生ずるのは間違いないとの認識から、両同窓会では同窓懇話会を設け会長など幹部役員による懇談が行なわれていた。昭和37年になって両同窓会では合体によって強力な同窓会を設立することに意見が一致し、会則、役員人事、運営など細部について協議を重ね、昭和37年4月の設立総会にて東京農工大学同窓会が発足した。初代会長片倉三平（旧西ヶ原同窓会会長、日東紡績（株）会長）氏、名誉会長竹山祐太郎（旧駒場交友会会長、衆議院議員）氏であった。同窓会では発足と共に会誌を刊行し、大学・同窓会の情報を会員に提供して会員の団結を確かなものにすべく計画した。昭和38年に「農工」、39年に「農工通信」を創刊したが、「農工」は不規則な発行でしばらく続いたが、「農工通信」は継続しており平成18年に第77号を発行した。

東京農工大学同窓会は設立からあと数年で半世紀を迎える。また、東京農工大学は発足から60年を経過する。この間における大学の姿は、国立大学法人化によって目覚しく変貌している。大学内においては弛ぎない教育・研究組織の改革と質の向上が進められ、最高学府として高い評価を受けている。

同窓会の設置目的は会員相互の親睦・研鑽と母校を支援し発展を図ることにある。同窓会にかかる視点から、積極的に大学と協議し支援してきた。第一に挙げる事業は大学が行なった「東京農工大学創基百周年・設立参拾周年記念事業」計画の共催であり、もっとも重要なのは財団法人「東京農工大学後援会」（以下では（財）後援会と略す）の設立であった。その設立代表者は同窓会会長堀禄肋（厚本ナイロン工業（株）社長）氏で、同窓会から設立当初の運用財産として4千万円が提供された。財団設立は昭和54年4月に文部大臣から認可された。同窓会はこの（財）後援会の運営に設立当初から中心となって関わっている。

同窓会が行なう大学支援は（財）後援会への協力、大学の行事や学生の勉学への援助など多岐に渡るが、今までに主体的に協力した主な事業は、大学、（財）後援会、同窓会の共催による、「東京農工大学創基百周年記念（昭和55～59年）」、「東京農工大学創立40周年・全学博士課程設置記念（平成2～4年）」であり、主な目的は（財）後援会の基金を募金によって増加し、大学への教育援助事業を充実することにあった。同窓会独自の事業としては「東京農工大学創立50周年記念事業（平成10～12年）」がある。この事業は募金による資金で記念会館建設、50年史刊行が主であった。

本学の卒業、修了者数は平成19年現在53,166名であり、これらの同窓会員はそれぞれの出身学科を母体とする20部会のいずれかに、また、47都道府県支部に所属している。会員はこれらの組織ごとに、また、本部と連携して国の内外で活躍している。

同窓会歴代会長・理事長

歴代会長				
片倉 三平	昭和37年・39年・41年	久保田富一郎	平成5年～10年	
竹山 祐太郎	昭和38年・40年・42年	西尾 邑次	平成11年～14年	
賀集 益蔵	昭和43年～48年	畑中 孝晴	平成15年～20年	
堀 祿助	昭和49年～平成4年	藤森 明彦	平成21年～	

歴代理事長				
夏目 正	昭和37年～41年	志村 勲	平成6年～7年	
(中川房吉代理)	昭和39年	東野 文男	平成8年～11年	
小野 四郎	昭和42年～45年	坂野 好幸	平成12年～13年	
堀岡 邦典	昭和46年～48年	小原 嘉明	平成14年～15年	
南沢 吉三郎	昭和49年～50年	松岡 正邦	平成16年～17年	
高嶺 浩	昭和51年～55年	生原 喜久雄	平成18年～19年	
向山 文雄	昭和56年～62年	亀山 秀雄	平成20年～21年	
大石 勇	昭和63年～平成3年	高橋 幸資	平成22年～	
下田 博之	平成4年～5年			

2 (財)東京農工大学教育研究振興財団の活動

1. 振興財団の目的と事業活動

昭和24年(1949年)、本校が学制改革による新制度に基づき東京農工大学として発足することになった。以来今日まで60年を経過することになる。この間、社会の変革や学術の進展には目覚しいものがあり、大学もそうした発展に先進的に対応し教育研究の高度化や社会との連携や協力を図り続けてきた。

昭和44年(1969年)には、本学が昭和49年(1974年)に創基百周年を迎えることを機に、本学同窓会は大学と共同して記念事業を行うことを発議、大学評議会、同窓会理事会等による継続的協議の過程を経て、記念事業の一つとして将来の発展の礎となるような事業基金を設け、事業推進の母体として財団法人設立を推進することを決定した。昭和52年(1977年)に至って、大学と同窓会は文部省と折衝を開始し、翌年財団設立発起人会議において設立を決定した。

その財団の目的とするところは、「農学および工学の学術研究の振興をはかるため」、大学の「教育、研究の推進について必要な援助を行い」、「わが国の産業の発展に寄与すること」と規定されていた。事業内容としては「学術研究」のための4事業があげられており、大学、同窓会、文部省間で種々検討、協議を重ねた結果、昭和54年(1979年)には文部省より(財)東京農工大学後援会として許可を得ることになり、法人として正式に発足する

ことになった。

その後、上記寄附行為による目的および事業の内容について、従来の規定ではいずれも学術研究に限定されており、その後の社会的要請や将来の大学の幅広い活動に的確に対応できないと判断されて、平成6年(1994年)、現行の寄附行為の目的および事業に規定されるように改訂されることになった。

すなわち、寄附行為の目的としては、大学の「教育研究の推進について必要な援助を行い」、「農学および工学の分野における人材の養成、学術研究の振興に寄与すること」(寄附行為の目的)と改訂された。そして、この目的を達成するための援助事業として次の4事業を柱として活動を行うことになった。

- (1) 教育研究活動に対する援助
- (2) 国際交流の推進に対する援助
- (3) 学生の修学上の諸指導に対する援助
- (4) その他財団の目的を達成するために必要な事業

その後、平成19年(2007年)、本財団の名称について、事業目的を的確に表わすような名称とすべきであるとの文部科学省の指導もあり、その目的や事業内容については従来どおりとして、同省の認可を得て平成19年(2007年)4月1日より(財)東京農工大学教育研究振興財団と改称することになった。以下本項では、旧名称を財団、また新名称を振興財団と略記することにする。

本財団が発足して以来平成21年(2009年)で30周年を迎えたことになるが、この間、関係各位による協賛を得て基本財産は現在3億2千万円となり、教育研究事業費累計額は3億円を、累計援助件数は1,200を超えた。

これより先、平成16年(2004年)、本学は国立大学法人東京農工大学となり、大学の責任の下に自ら学の運営を実施して行く体制となった。こうした時機にあたり、振興財団の援助金額は教育研究事業の全額に対比して必ずしも多額なものではないが、財団や振興財団による事業援助は大学の教育研究の活性化に力を与えてきたし、今後、さらに力を与えてくれるものと期待されている。

2. 社会的要請と財団の対応

本財団発足当時は大学の教育研究に関する文部省科学研究費補助金申請に対する採択率は低く、産学共同の研究体制も整っておらず、教育研究活動にも影響を与えるような状況にあった。本財団の援助事業活動の開始に伴い、こうした教育研究環境に対して相応の改善がもたらされることになった。

前項で述べたように、現行の振興財団の事業の目的および事業内容は社会的必要性に対応して改定されているが、財団設立以来平成22年(2010年)に至る年度毎の累計援助事業費は着実に伸張を示してきた。それらの経緯についてみれば図1のとおりである。

昭和53年(1978年)、財団設立基金として同窓会基金よりの拠出金4千万円と運営資金8百万円、合計4千8百万円という規模からの発足であった。

昭和59年(1984年)には累計事業援助額としては5千万円に達し、平成元年(1989年)には1億円、平成8年(1996年)に2億円、平成20年(2008年)には3億円に達するまでになった。また、平成6年(1994年)には前項で示したように、財団寄附行為の「目的および事業」が学術研究活動に限定されていた援助事業について教育研究活動に幅広的に対応できるように改正されることになった。

このような改正が行われた以降の援助費の累計額の百分率について、直近の平成16～22年(2004年～2010年)についてみれば、図2のようになる。すなわち、援助事業活動としては、(1)項の教育研究活動および(3)項の学生の修学上の諸指導に重点が移され、両者により援助事業全体の約71%を占めるようになった。

これは、大学が平成16年(2004年)、国立大学法人として新しい基本理念の下に、大学院の再編を含めて新時代を切り開くようスタートしたことからも、振興財団に要請される援助事業については、一層有能な人材養成を目指す教育研究や学生の修学上の支援に特段の配慮が為されてきたことに基づくものであった。

3. これからの財団の役割

昭和54年(1979年)に財団発足時以降、社会的経済的情勢は大きく変化してきた。

財団の発足当時は、第一次石油危機による不況からやや回復してきたものの第二次石油危機に遭遇し、全般的な不況感は払拭されなかった。その後円高不況が加わったが、昭和63年(1988年)にはいわゆるバブル景気時代に入り、財団の基本財産による果実にもそれなりの好影響がもたらされた。しかし、その後、平成不況、景気後退そしてやや回復などを繰り返し、最近ではデフレ、ゼロ金利時代に入り、加えてサブプライムショック、リーマンショックや経済的格差問題の顕在化など一般景況感は悪化の方向にある(平成22年(2010年))。

(財)教育研究振興財団による教育援助事業費 累計

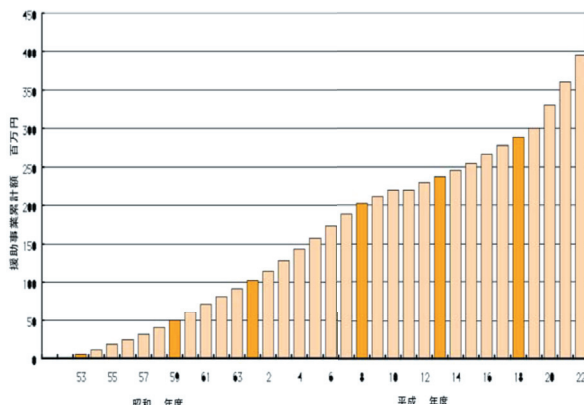


図1 (財)教育研究振興財団による教育援助事業費 累計額 (創立1978年,昭和53年,平成22年度は予算値)

(財)教育研究振興財団による教育援助事業費区分

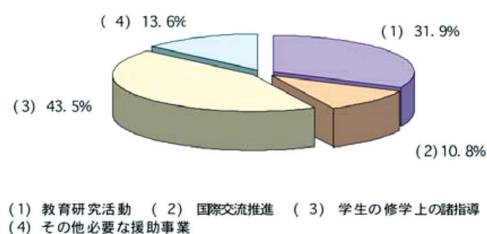


図2 (財)教育研究振興財団による教育援助事業費区分比率 (直近の7年間,自2004年至2010年累計値の百分率)

こうした不安定な経済環境下において、財団としては基本財産の拡充、運用財産の増額、それに伴う援助事業費の増額を企図しなければならない状況にある。このような環境下ではあったが、基本財産は3億2千万円の水準を維持し続けてきた。

前述のとおり、大学は国立大学法人東京農工大学となり、大学院の再編も実施され、振興財団としてもこれからの大学や大学を取り巻く環境の変化に対応した施策を講じていかなければならない状況にある。大学が自助努力を行い近年においても益々その教育研究の成果について社会的評価が高まってきていることから、振興財団としては援助額の多寡の問題はありながらも、一層の協力を図って行く必要がある。

現在の経済環境諸条件からすれば、前掲の基本財産の拡充、運用財産の増額による事業援助額の拡大は現時点では難しいといわなければならないが、このような中であっても、次のようなきめ細かい諸施策が必要であろうと考える。すなわち、

- 1) 寄附行為に基づく援助事業内容の有効な運用
 - 2) 学生、保護者による賛助会員数の拡大、そのための理解協力を得られるような働きかけ
 - 3) 大学として援助金の重点的配賦による事業援助効果の向上
 - 4) 援助事業の評価機関による評価の適正化と継続的实施
 - 5) 個人や法人による寄附の促進
 - 6) その他
- などである。

4. 公益法人制度改革について

当財団は、平成20年（2008年）12月1日から、特定公益増進法人から特例民法法人に移行した。公益法人制度改革により、同日付けで特定公益増進法人制度がなくなり、平成25年（2013年）11月30日までに 新法に基づく公益財団法人に移行する認定を受ける必要がある。「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである」とともに「公益認定基準に適合した新たな公益財団法人とする」ためには、本財団の事業目的、事業内容について大幅な改正が必要となる。本財団の特徴を活かしながら、新公益財団法人としての適格性を確保するために、現在、事業内容の吟味、定款作成等について慎重に検討を進めつつ、公益財団法人に移行の認定がされなかった場合には、一般財団法人への移行認可申請をすることも含めて検討している。

5. 振興財団の組織と運営について

本振興財団は次のような体制で組織・構成されている（平成22年（2010年）現在）。

理事長 梶井 功、副理事長 亀山秀雄

評議員20名、理事10名、監事 2名

顧問 東京農工大学学長・副学長・研究院長・学府長・研究科長・同窓会会長

前衆議院議員（西川公也、林田彪）

また、振興財団の運営は、同年現在、基本財産3億2千万円、運用財産は基本財産による利子、賛助会費およびその他若干の寄附金により構成され、この運用財産は、援助事業費、管理費その他に充てられている。

援助事業費の累計額は図1に示されているとおりであるが、平成6年（1994年）寄附行為の改訂以降平成22年（2010年）に至る16年間の年額平均援助事業費は1千3百万円となっている。

歴代会長			
堀 禄助	昭和53年1月5日～平成5年4月1日	阪上 信次	平成11年4月2日～平成17年4月1日
諸星静次郎	平成5年4月2日～平成11年4月1日	梶井 功	平成17年4月2日～

歴代副会長			
高嶺 浩	昭和53年1月5日～昭和55年5月24日	坂野 好幸	平成13年4月2日～平成15年4月1日
向山 文雄	昭和55年5月24日～平成1年4月1日	小原 嘉明	平成15年4月2日～平成17年4月1日
大石 勇	平成1年4月2日～平成5年4月1日	松岡 正邦	平成17年4月2日～平成19年3月31日
下田 博之	平成1年4月2日～平成7年4月1日	生原喜久雄	平成19年4月1日～平成21年3月31日
志村 勲	平成7年4月2日～平成9年4月1日	亀山 秀雄	平成21年4月1日～
東野 文男	平成9年4月2日～平成13年4月1日		

3 教職員組合の歴史

1. はじめに

組合結成に直接たずさわった人がいない中、乏しい資料から以下にその概要を記すことにした。極めて不十分であることは否めないが、後日より良いものになることを願ってやまない。

ここでは、昭和20年（1945年）終戦後の全国的な労働組合結成の流れを概観し、その中の大学教職員組合の組織化の過程を追ってみた。

東京高等繊維専門学校、東京高等農林専門学校、東京農工大学農学部、同繊維学部（工学部）の各単組の活動を経て、昭和20年（1945年）に両学部を統括する中央組織と農学部支部、工学部支部からなる東京農工大学教職員組合となった。その歴史は65年にわたるものであって、構成員が団結し、大学の民主化、研究条件、生活条件を守り発展させることに大きな足跡を残してきた。このことは自他ともに認めるものである。そのことをここに記すにはあまりにも紙面が少ないので、そのルーツとしての、両専門学校時代の組合結成期の活動を年表としてまとめた。

2. 終戦そして労働三法

昭和20年(1945年)終戦後、連合国最高司令官総司令部(GHQ)は対日占領政策の一環として労働者の権利を認め、労働組合を作りその運動を保護する労働組合法を昭和20年(1945年)に公布した。その翌昭和21年(1946年)に労働争議の予防、調停などを定めた労働関係調整法を公布。つづく昭和22年(1947年)に、労働条件の基準を定め労働者の保護の基本を示した労働基準法を公布した。

これらはのちに、いわゆる労働三法として労働基本権を保障する憲法の内容になった。

終戦後の学制にあっては農工大学は東京農林専門学校、東京繊維専門学校としてそれぞれ独立した組織であった。したがって、組合の創設はそれぞれ別であった。

先に書いた戦後の民主化の流れと続く昭和23年(1948年)から昭和24年(1949年)にかけてのアメリカの占領政策の反動化への転換により労働組合運動の抑圧がおこなわれ、公務員が労働組合法の適用から外された。占領軍民間情報教育局教育課高等教育班によって日本側に大学法試案要綱が提案され、それに基づいて文部省は大学の管理を目的とした大学法を作成。日米の支配者の反動政策が強められた。

両組織は民主化と反動化の波の中にその結成を迎えたのである。

3. 東京地区大学教職員組合連合の結成

1946年8月、全国の労働組合である「全日本産業別労働組合」が1603万名の加盟で結成された。ほぼ同時に「総同盟」も150万を組織した。教員関係では「日本教育労働組合」と「教員組合全国同盟」があった。大学、高専関係はこの2組合を協議会形式の「全国大学高校高専教員組合協議会」(大学高専教組)を1946年12月に組織。この組織を含む「日本教職員組合」(日教組)50万が1947年6月につくられた。高等繊維専門学校、高等農林専門学校は大学高専教組の下部組織として1947年7月6日に結成された「東京地区大学教職員組合連合」(通称ダコセ創立当時の電報に使った略号)の傘下となった。ダコセの結成大会の代議員として、高等繊維専門から清水正賢、東京高等農林から関明が参加した。

4. 東京繊維専門学校教職員組合の歴史

第1期

昭和20年(1945年)12月	組合結成総会が開かれたが、討論は継続審議となる。
昭和21年(1946年)1月	東京繊維専門学校教職員組合誕生。そして大学高専教職員組合に加入した。当初の活動は組合員の学内における福利厚生として学校の生産物配給、野菜を自給するための農耕地(空地)の分配等に力が注がれた。この福利厚生については組合誕生前にすでに組織されていた「職員会議」の活動が出来たのである。この時点でも米麦等の分配についても会議を開いて決定しその後も続けられた。

- 2月 三多摩地区の地域給引上げ運動始まる。
 12月 青年婦人部設定。
 昭和22年(1947年) 1月 大学教職員と地方教職員の待遇差是正闘争始まる。
 2月 大学理事会案紛糾として伝えられる。

役員 昭和22年(1947年)1月～昭和23年(1948年)3月

委員長 北尾淳一郎、副委員長 中川房吉、書記長 なし。

第2期

- 昭和23年(1948年) 4月 組合に書記長を設ける。
 清水副委員長、東京都大学高専教職員組合副委員長となる。
 楓寮階下を職員住宅に解放し5世帯収容する事になった。
 組合専従員を獲得し、組合事務室を3階会議室隣室に設ける。
 5月 組合旗を定め、メーデーに初めて参加した。
 6月 地方教官との待遇差是正のため日教組、文部省と団体交渉を始めた。
 7月 大学高専の波状ストは全国的に1か月に亘って行われた。
 当組合も総会の決議を以て「スト」に突入。
 波状スト中、7月20日マッカーサー書簡による芦田政令が発表され国家公務員のスト権、団体交渉権が奪われた。
 「待遇是正」を文部省当局が承知した。

- 昭和24年(1949年) 3月 当校「教授・助教授団」の名に於いて「大学管理法案」反対の
 声明書を発表し、同時に「大学法対策全国協議会」に参加。
 各大学教授団、全学連等「天下り大学法」反対運動を強力に展開。
 特に第二期に於いては見るべき点があった。これより組合全体として発展成長し組合の基礎がある程度固められたと言えよう。

役員 昭和23年(1948年)4月～昭和24年(1949年)3月

委員長 戸倉 章、副委員長 清水正賢、書記長 石川武夫

第3期

昭和24年(1949年) 新制大学に移行

- 昭和24年(1949年) 4月 当組規約を大改正し役員の任期を半年とした。
 組合ニュースを創刊することにした。
 5月 大学法案反対がメーデーのスローガンとして打出された。
 6月 田中学長就任
 大学評議会公開を獲得、農、織両学部委員長出席して傍聴した。
 農、織両学部職組連絡協議会生れる。

女子職員の生理休暇が確認される。

定員法案等の問題で国鉄の首切り、学校関係の配置転換が起こり、現在不足している状態より組合として反対の態度を取った。

三多摩地域給。

役員 昭和24年(1949年)4月～9月

委員長 清水正賢、副委員長 石川武男、書記長 岡本 奨

第4期

昭和24年(1949年)10月 清水委員長突如辞職。

12月 後任として浅生委員長がこれを引き継ぐ。

越年賃金、年末調整等の闘争が強く行われた。

講和条約問題がぼつぼつ出始めた。

大学管理法案に関して、各組合がこれに反対の運動を行った。

第4期半ばまでは清水委員長の献身的な努力により民主的組合活動が行われ、組合員の為に尽くされついに病気で倒れてしまった。その後を浅生教授が引継がれ、前委員長と同じく多くの業績を残され過渡期の組合を良く指導されたので委員長改選の時は組合員一同に惜しまれていた。

役員 昭和24年(1949年)10月～3月

委員長 浅生貞夫、副委員長 なし、書記長 木下 真

第5期

昭和25年(1950年)4月 新職階制度が出来たため多くの問題を起こした。

首切り問題が起こって来た。

9月 賃上げ要求が起きていた。全官公9900円ベース、一時金5000円要求のため当組合も活動を始めた。

現書記長石川副手が退職したので平尾副手が後任を勤めた。

役員 昭和25年(1950年)4月～9月

委員長 福本日陽、副委員長 鶴 一、書記長 石川義三、平尾銀蔵

第6期

昭和25年(1950年)10月 次期3役の選出が困難になって来たがやっとまとまった。

11月 レットパーズ問題が起こり全学連のストが始まり、思想弾圧を政府は強化した。

共済組合の支払い問題や貸付金の事務的円滑化を計った。

12月 ベース改定(12000円ベース)と年末手当の闘争結果、手当として1人当たり1000円を獲得した。

- レクリエーション大会を行い、碁、将棋大会、忘年会を行った。特に忘年会は講堂に於いて青年婦人部の協力で副手ブロックが独自の「ヤジキタ」劇を行って盛大であった。
- 昭和26年（1951年）2月 地域給が3割から1割5分に減らされそうな問題が起きてきたので、これに対して強力なる三多摩地区の協力態勢で交渉をつづけた。
- 講和問題が起こり世論調査を行った。
- 3月 副手の配置変更やある助手の首切り等の問題が起こり、組合としてはこれに反対のため強力に学校と交渉した。
- この頃より学校内の空気はだんだんと逆戻りの傾向が現れつつあるように見えた。このような間に国会に理事会法案が出された。教授、助教授、助手等の定員が極度に不足していることを痛感し、今後の問題として大きく残った。
- 役員 昭和25年（1950年）10月～3月
委員長 三村 耕、副委員長 南 明、書記長 早川幸雄

第7期

この期の組合活動の記録が何も残っていないので、時の委員長小野先生にお願いし当時の主な活動状況を書いてもらった。次にそれを掲げておく。

昭和26年（1951年）3月第7代の委員長に選ばれたが、任期中の何といても大きな問題は地域給の問題であったと思う。当時の政府案は小金井地区に対しては、従来の25%を無視して20%（4級地）を押しつけようとするものであった。これに対し組合は拡大委員会を設け、尚、小金井、府中、国分寺地区の官庁職員協議会を開いて文部省を始め人事院、国会、更に都庁（C、P、Sの調査のため）までも十数回に亙り約半年間も交渉して来た。その結果、漸くにして5%を獲得したことは特記すべき組合運動の1つであった。その他定員対策、夏季手当要求、映画会、運動会等は例年の通り盛大に行った。以上（小野）

役員 昭和26年（1951年）4月～9月

委員長 小野四郎、副委員長 清水正賢、書記長 赤木昭治

5. 東京農林専門学校教職員組合の歴史

昭和21年（1946年）12月25日、東京農林専門学校（教）職員組合が結成された。直ちに全国大学教職員組合協議会に加入。

結成期の背景

この結成期の昭和20年（1945年）秋から公務員労働者は最低生活獲得のために立ち上がった。各組織は個別に要求をまとめ政府と交渉を重ねてきたが、昭和21年（1946年）11月21日にそれらの公務員労働者組合を糾合した「全国官公職員労働組合協議会（全官公労）」に入った。さらにいくつかの組合がこれに参加し、それをもとに全官公庁共同闘争

委員会（共闘）が組織され、闘争展開の基盤が強化された。しかもこの時、全国大学高専職員労働組合協議会、13団体、200万人近い一大共同闘争組織がつくられた。共闘は12月2日、共同闘争宣言を発し、翌三日には共同要求項目（第1回案）を政府に提出した。共闘は政府回答を諒としなかった。公務員労働者以外の産業労働者、農民、中小工業者などの代表者が参集した「生活危機突破大会」が年末29日に開かれた。闘争は広範な層を含んだ国民的なものへと発展した。

当時の首相、吉田茂は年頭の辞で、立ち上がった労働者、国民を「不逞の輩」とした。共闘は1月7日に抗議文を渡した。1月9日の拡大闘争委員会は第2回要求書を作成と同時に、2月1日にゼネストを行うことを決定した。その後、「スト態勢確立大会」を開き、第2回要求を提出した。

第二回要求書

我々官業二百六十萬労働組合は真に産業危機を救わんがため全勤労大衆と共に一切の技倆を最高度に発揮し、新日本文化を再建せんと意欲に燃え之が実施の前提条件として不安なき生活及民主的機構運営を望み最大の努力を払つて来た。しかるに現政府の処置如何敢えて表明を要しない。ここに最後の要求をなす。

記

- 一、最低基本給の確立（最低十六歳六五〇円、十二月より実施）
- 一、越年資金残額即時支給
- 一、労働協約即時締結
- 一、総べての差別待遇撤廃是正
- 一、寒冷地手当支給
- 一、労調法撤廃
- 一、勤労所得税撤廃
- 一、総合所得税免税點引上げ（三萬円）
- 一、暴圧的勅令五九一號撤廃
- 一、官憲弾圧反対
- 一、首相年頭の辞（不逞の輩）取消及陳謝
- 一、不当誡首反対
- 一、俸給諸手当現金支給

右十三項目に対し政府の具体的誠意ある回答を一月十五日午後一時文書に依りなされ度

一九四七年一月十七日

全官公庁共同闘争委員会

内閣総理大臣 吉田 茂殿

スト前日の1月31日は緊張の中に明けたが、午後2時すぎ渉外局からの特別発表があ

り、マッカーサー元帥のスト中止命令が伝えられた。ストは中止となった。

6. 高等農林における2・1スト

昭和22年(1947年)

1月28日 組合臨時大会が開催され、全官公庁共同闘争委員会指令「2・1ゼネスト」に参加すべきか否かにつき討議。かなり激しい議論の末、満場一致で参加を決議。

1月30日 午前、大会議長鈴木教授、常任委員長山崎不二夫が校長に決議を伝える。そのあと学生自治委員会に、スト参加の事情を述べ、昼休みに開かれていた学生大会にて学生にゼネスト支持を呼びかける。

午後、教官会議にて校長は「組合は2月1日のゼネストに参加するそうだが、実にけしからん話だ。学校としてストを認めるわけにはいかない。当日は平常通り授業を行うから、ストに反対の教官は協力してもらいたい。」と興奮した面持でスト反対を宣言。

さらに、「山崎君、君はどうしてもストをやるつもりか」と質問。「労働組合法でストライキの権利を認められているので、スト参加を止めるわけにはいきません」と委員長は答える。

1月31日 午後4時、組合大会開催。スト実行の具体的方針を審議決定、閉会寸前に校長から2時半にマッカーサーのゼネスト禁止命令の放送があったことが伝えられた。5時のニュースで中止命令を確認。

その夜、全通の伊井弥四郎全国闘争委員長はラジオで全国にスト中止を泣いて指令した。組合も大会で中止を決めた。

7. 結成後の主な活動

昭和21年(1946年)

12月25日 東京農林専門学校(教)職員組合結成後、年代不明であるが、黒岩菊郎委員長時代。

労働者の団結権、団体交渉権、スト権を保証する労働協約を結ぶ交渉を高橋校長と10回近く行った。協約は成立し立川市の労政事務所に届け出した(ようである)。

昭和22年(1947年)

国家公務員法公布。

昭和24年(1949年)

新制大学に移行。

昭和27年(1952年)

勤務評定実施される。

大学教職員組合の強い反対闘争にあったが、特別昇給の条件付きで事務

系職員に行われた。

昭和28年(1958年)

7月 野々村豊委員長時代に組合機関紙「10周年特集号」発行。組合名称：東京農工大学本部・農学部教職員組合。

当時の組合を担った委員長、副委員長は関、宮坂、豊沢の諸先生。若手として砂川、渡辺宏一氏などがいた。

4 農工大生協の設立と経緯

東京農工大学消費生活協同組合(以降は生協と略す)は昭和29年(1954年)2月27日に任意団体(学生厚生会)として発足し、昭和34年(1959年)6月24日に生協法人格を取得したが、東京農工大学の福利厚生団体としての生協の前身であり、昭和11年(1936年)から生協設立まで営業を続けた、駒場学友会購買部が生協の原点である。購買部から生協設立、そして、その後の30年の生協の歴史については昭和63年(1988年)12月に生協が発行した「三十年の歩み」に詳しい。駒場学友会は現在の学友会の前身である。昭和10年(1935年)に駒場の東京帝国大学農学部実科が府中に移転し、独立して東京高等農林学校が開校すると同時に、学校組織の一部として駒場学友会が組織された。会長は校長で、学内のすべての構成員が会員であった。種々のサークル等の部があり、会長(校長)が任命した教官が部長になり、指導を行う形になっていたが、実際の運営は学生の主体性に任されているところが多かった。会費は一括して学校の経理関係部局で、他の納入金と同時に徴収していた。府中移転当時は学校周辺には店舗らしいものは皆無であり、学内に売店を設ける必要に迫られ、学友会購買部が組織された。しかし、購買部は他の部とは異なり、初代部長である、東京高等農林学校の独立時に東京帝大農学部から移ってきた農業経済学の近藤康男教授(以下近藤)の指導で運営されていった。

近藤は大正11年(1922年)の関東大震災直後に、佐藤寛次教授のもとで、東京帝国大学農学部の学生有志を集め、産業組合法に基づく駒場学生消費組合の設立を企図していたが、この構想は実現されなかった。東京帝国大学では昭和10年(1935年)5月に協同組合研究会が法学部・経済学部・農学部の学生によって、主として協同組合の理論的な研究を行うために結成されたが、近藤は佐藤教授とともに研究会の指導を行っており、この経験が高等農林でも大いに役立つこととなった。このころ近藤は、当時全国の農林漁業者を中心に結成されていた産業組合に関しての研究を行っており、購買部の運営に関して産業組合の理念を適用し、学内における実践を試みた。購買部は組合員制とし、独自に出資金を募ってある程度独立した活動を展開した。日常の活動は学生理事と従業員に任されていたが、理事会の場では近藤が出席し、おもに産業組合の仕組みや理念等についての講義

形式で進められた。それは主に購買部は資本の蓄積の場ではなく組合員利用の場であるといった内容であった。昭和14年には近藤は東京帝国大学農学部に移り購買部部長を後任に譲ることになったが、購買部と後の生協の礎を築いた功績は大きい。

昭和11年(1936年)に2・26事件、翌12年(1937年)に日華事変が勃発し、戦時体制に進行しつつある中、昭和15年(1940年)に学友会とともに購買部は解散させられ、代わって報告団文化部購買班として購買活動を存続したが、文部省・軍人による検査、各種制約や物資不足など困難な活動であった。昭和20年(1945年)の終戦により、報告団が解散し、駒場学友会とともに購買部も再び組織された。昭和21年(1946年)には日本国憲法が公布され、学内では教職員組合と学生自治会が結成され、民主化で活気を帯びてきたが、購買部では物資不足が影響して困難な活動が続いていた。昭和24年(1949年)に東京農工大学設置を経て、昭和28年(1953年)には日本農学系学生ゼミナール連合の学内ゼミナール(農ゼミ)の設立や学生会執行部設立と連携して、学生の生活向上のために生協設立準備委員会が組織され、消費生活組合設立運動が開始され、翌29年(1954年)に東京農工大学農学部消費生活協同組合が設立された。2月27日の設立総会では学生10名、教職員4名の理事が選出され、高峰浩教授が初代理事長に就任した。設立準備委員会から半年で生協が設立されたことは、現在の新規の大学生協設立では考えられないことで、前身の購買部のしっかりとした基礎があったためである。この年に従業員を1名から2名に増員している。昭和34年には生活協同組合法に基づく生協法人の資格を取得した。

小金井の工学部キャンパスでは、昭和27年(1952年)頃より学内の売店、西ヶ原寮の売店、食堂が開設されたが、個人経営のものであり、工学部生協設立準備委員会が組織され、昭和38年(1963年)に工学部生協が設立され、農学部生協と統合し、現在の生協の体制ができた。この間の活動として食堂の充実のため学生会館(ホール)の建設を求める運動も行われた。

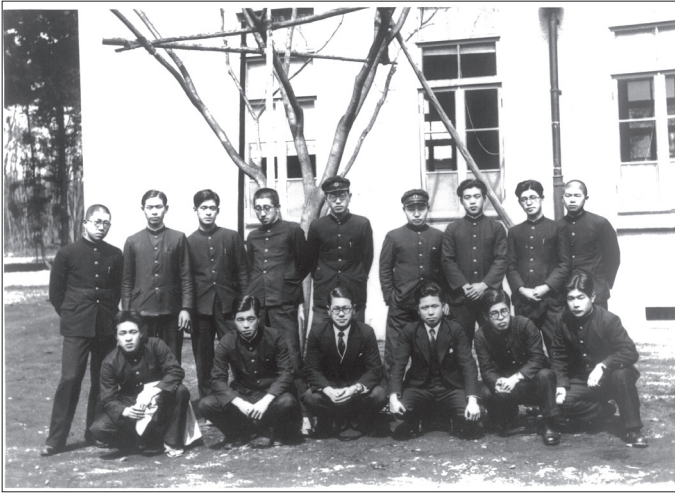
大学生協は各大学での経営等を一定の水準に確保するために、連帯組織として全国大学生協連合会(連合会)を組織し、生協職員の人事交流(ジョブローテーション)や各大学生協(会員生協)の組合員対象の学習会などの開催を行っている。農工大生協は連合会に加盟し、関東甲信越地域の東京ブロック(以前は東京地連、東京地域センターと呼んでいた)の武蔵野エリア(以前は三多摩ブロック、後に、武蔵野ブロック)に属している。また、経営基盤を確立するために共同仕入れや事業経営指導を行う全国大学生協東京事業連合(事業連合)に加盟している。これは、昭和40年(1965年)に農工大、東京学芸大、東京経済大、電気通信大の4つの大学生協が三多摩統一事業部を発足させ、各生協間の共同仕入れと人事交流等を行ったことが契機になっている。実際にこの事業部により、当時、農工大生協での水面下の重大な赤字が明らかにされ、早期の発見により経営改善できたことはこの連帯の成果ともいえる。赤字については、同窓会から50万円の無利子の融資を1年間受け、経営再建、赤字要因でもあった牛乳ビン未回収問題の改善、未加入教職員の加入促進などの努力がなされた。またこの時期に「組合員の声」運動として、組合員の要求を生協に吸い上げる活動を「私のひとこと」運動に名称を変更して行っている。この

運動は「一言カード」に書かれ、工学部店舗での一言カードのやりとりをまとめた「生協の白石さん」がミリオンセラーになったように、現在でも行われている。

また、生協食堂は夏季休暇に学生利用が減り経営が厳しくなっているが、食堂利用を増やす手段として、生協として農学部周辺の児童を募集し1週間程度のサマースクールを開催した。このサマースクールは児童文化研究会により現在も継続されている。昭和45年(1970年)に、大学生協連合会東京支部(東大、早稲田大、慶応大、理科大)、西部連合(都立大、東工大等)と三多摩統一事業部のそれぞれ独自の活動を統合し、大学生協東京事業連合を設立した。この事業連合には農工大は昭和46年(1971年)から加盟することとなった。また、全国大学生協連合会(連合会)は、平成22年に国の指導により、共済事業(学生向けの傷害保険や賠償保険)を独立させ、全国大学生協共済連合会を設立した。農工大生協はこれにも加盟した。

大学生協は生協法に定められた非営利団体なので、食堂・購買・書籍・旅行などのサービスや共済等の事業活動のほかに、利潤は生み出さないが組合員の意識向上などの組合員活動(組織活動)を行わなければならない。現在、専務理事他6名の生協職員で農工大の農工両店舗を運営して事業活動を行っている。組織活動としては、学生の組織部があり、工学部中心の学生委員会が新入生オリエンテーションの実施、スポーツ大会などのレクリエーションの企画運営や工学部店舗と連携した活動を行っている。農学部では平成19年(2007年)に環境委員会(Can US)、平成20年(2008年)に読書推進委員会(Papytat)、平成22年(2010年)に食育推進委員会が立ち上がり、専門委員会として事業活動と連携して活動している。組織部教職員委員会は、機関紙「農工大生協だより教職員・院生版」の発行(その当時、学生は機関紙「セルコバ」を発行していた)や、主に女性職員対象のコープ東京の班の共同購入活動、教職員組合と連携した戦争写真展などの平和の取り組みを行ったこともあったが、現在は活動していない。

現在の生協は大学と業務委託契約を結び、学内の福利厚生活動の一部を正式に任されているので、今後も大学と協力して、組合員である学生や教職員の勉学・職場・生活環境を向上させることを目標に、事業活動および組合員活動(組織活動)を行うことが義務付けられている。



昭和12年(1937年)2月
 学生会購買部
 前列右から3人目
 購買部部长 近藤康男教授
 前列右から4人目
 学生課長 伊東正勝教授



昭和49年(1974年)
 通定例総代会

5 砂川事件の発生と裁判

1. 砂川事件発生の背景

砂川という地名は日本では反基地闘争で有名である。砂川は東京都の立川市に隣接する。砂川村町(現在、立川市)を歴史的には、江戸時代に遡る。砂川村は武蔵野の西端に開拓村として鋤が入れられたが、水源に乏しく、畑作が行われた。

大正5年(1916年)陸軍の飛行場が砂川村に建設され、それ以後軍事基地としての宿命を担うことになったのである。飛行場があったため、第二次世界大戦中、この小さな町で、死者25人、負傷者13人、家屋焼失115戸、全半壊135戸の被害を受けたのである。日本が

昭和20年に終戦を迎えたが、この旧陸軍の立川飛行場は米軍により強制接収された。その時の飛行場の面積は377,000坪、昭和21年(1946年)3月には16,500坪が、同年4月には54,429坪が土地の所有者や町当局に何の連絡もなく、ブルドーザーでならされ奪われてしまった経緯があった。こうして農民から奪った土地に飛行場と航空資材庁と高射砲陣地を建設し、これが米軍立川基地となったのである。この航空資材庁には極東唯一の機体修理工場があったので、日本に飛来するすべての飛行機は機体検査と高度な整備を受けねばならなかった。そして昭和28年(1953年)9月には22,6131坪の土地がさらに接収されている。しかし何時までも農民は従順ではなく、この頃から種々の方法で抵抗を始めた。この頃アメリカはソ連、中国に対する軍事戦略強化のため、木更津、小牧、新潟、立川、横田の5米軍基地をジェット機が発着出来る滑走路の延長の計画を立てた。これら5米軍基地の周辺の住民は、この滑走路の延長が原子爆弾を搭載した爆撃機の離発着を可能とするためだと考えた。そこでこれら米軍基地周辺の住民を中心に、平和を求める市民による激しい反対運動が起こったのである。とりわけ砂川においては住民の多くを結集した、強い反対運動が起こり、基地反対運動の天王山として注目された。

昭和30年(1955年)5月に調達庁は砂川町長に立川基地滑走路の拡張計画を伝えた。直ちに町議会が開かれ、全員一致で反対が決議され、砂川町基地拡張反対同盟が結成された。8月24日、400人の警官が動員され、拡張予定地の測量を行おうとしたが、800人の農民、労働者のスクラムによって阻止された。だが9月13日、14日には延べ5,000人の警官が、座り込んでいた無抵抗の労働者、農民に襲いかかり、警棒でめった打ちし、多くの負傷者をだしたのである。このような暴圧の中で測量の最初の杭が打ち込まれたが、「土地に杭は打たれても、心に杭は打たれない」というスローガンが日本中に広がった。政府は武力による鎮圧だけでは難しいと知り、一方では懐柔と買収、労働者に対するデマを流すという手段に出た。翌31年10月12日、13日前年を上回る更に多くの警官が出動し、これを上回る農民、労働者、学生に襲いかかったのである。学生だけでも2,000人から3,000人で、この中に東京農工大学の学生も含まれていた。デモ隊は一人ずつ隊列から引き抜かれ、警官が作るトンネルに放り込まれ、警靴で蹴飛ばされ、小突かれ、怪我した人を畑に放り投げた。こうして前年を上回る重軽傷者、逮捕者を出し、雨の中夜になり、測量は無効となったのである。この惨状はテレビ、新聞などで全国に流され、政府に対し強い抗議の声が上がった。ついに政府は10月14日に基地拡張のための測量を中止すると発表するにいたった。

2. 砂川事件の発生

昭和31年(1956年)4月に基地内に12,000坪の土地の借地契約更新の時期となったが、この土地の8人の農民(基地拡張反対同盟)は契約更新を拒み、返還請求の訴訟を起こした。だが政府はこの裁判を拒み、総理大臣による土地収用の強制執行に踏み切った。その理由は、同年2月に福岡地裁で、板付け米軍基地内の土地の明け渡しの訴訟を松本治一郎が起こし、勝訴していたからである。よって砂川での土地貸し付けの契約更新の訴訟に対

しては、「法律で負ければ、権力でやる」という乱暴なやり方に出たのである。こうして政府は6月28日と7月8日に基地内の8人の農民の土地の測量を行った。6月28日の測量はカービン銃を持った米兵と日本の警官に守られて行われた。7月8日は千人を越す警官、百人の私服警官、装甲車に守られて行われた。この日早朝から10人を越える東京農工大学農学部の学生がこの測量に抗議していた。その中に武藤軍一郎が含まれていた。

武藤は昭和30年（1955年）に東京農工大学農学部農学科に入学し、駒場寮に暮らしていたが、31年（1956年）春から学生自治会の副委員長、秋から自治会の委員長になり、教育三法反対、授業料値上げ反対、原水爆禁止運動、農ゼミ運動などに積極的に活動していた。武藤は自治会の役員として、都学連（東京都学生自治会連合会の略と思われる）の運動方針に従って、諸課題に取り組んでいたが、個人的関心は原水爆禁止運動と全国農学学生ゼミナール運動にあった。昭和31年（1956年）夏（或いは32年（1957年）かもしれない）、府中市に原水協を設立する運動に参加し、第一回府中市原水爆禁止大会を開催している。また同31年（1956年）12月宇都宮大学で開催された全国農ゼミで、事務局長に選出されている。このような活動の中で、7月8日基地内の農民の土地の測量への抗議のデモに参加し、基地の中に5米くらい入った。基地の外柵は予めデモ隊の一部の者により壊されていたことが後に分かった。外柵の内側には千米の移動式螺旋状有刺鉄線が置かれ、それを挟んでデモ隊と警官隊は対峙した。警官隊の中にはおびただしい数のカメラを持った警官が待ちかまえていて、盛んに写真を撮っていた。

それから二ヶ月以上経過した昭和32年（1957年）9月22日早朝（6時前か）40人くらいと思われる警官が突如、駒場寮を侵入した。刑事数人が3寮の2室に侵入し、寝ている武藤軍一郎を逮捕し、警視庁に自動車で連行した。武藤を逮捕する際に示された逮捕状には、「日米安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反」と記され、去る7月8日に立川米軍基地内に侵入したことが原因であった。この連休初日の未明の立川基地に侵入したとして逮捕されたのは23人で、日本鋼管川崎鉄鋼、国鉄などの労組員が14人、学生9人であった。9人の内の3人が東京農工大学の学生であった。農学部の武藤と繊維学部の吉田泰三、内堀嘉昭であった。9月23日が日曜日だったので、24日に両学部の学生自治会の臨時学生大会が開催され、ほとんどの学生が参加するという歴史始まって初めての大会となった。農学部では翌25日、バスを5、6台借り上げ、警視庁を取り囲むように、「武藤返せ。」の声を響かせた。繊維学部もほとんどの学生を結集し、逮捕学生の釈放を要求した。

「昭和32年（1957年）10月3日農学部教授会議事録」によれば、「武藤軍一郎君逮捕事件」に関して、警察当局の行為は学園自治の本質と相反するところがあるので、本学から警視総監宛の申し入れ書を出すこととなり、両学部長、両学生部長、学生課長において起草学長名で一昨日公安部長に学生部長が代表して手交してきた旨学部長から報告があった。・・・とある。学長名による抗議文が警視庁総監宛に渡されたのは10月1日で、23人の逮捕者の釈放の3日後であった。

3. 7人の起訴と東京地裁における公判

23人の逮捕者の釈放から4日後の（昭和32年）1957年10月2日に7人が「日米安保に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反」で東京地裁に起訴された。起訴されたのは日本鋼管川崎鉄鋼所の坂田茂、高野保太郎、菅野勝之、国鉄の椎野徳蔵、明治大学の土屋源太郎、日本医科歯科大学の江田文雄、東京農工大学の武藤軍一郎であった。

東京地裁における公判は1958年1月18日から始まり、12月13日に検事による論告求刑が行われた。総評（日本労働組合総評議会）が主となり、30人を越える弁護団を結成し、費用を支援したのである。海野普吉が弁護団の代表となり、佐伯静治言語人が中心となって、米軍の日本駐留が憲法に違反することを主張することになった。武藤は1957年12月の岐阜大学における全国農学ゼミナールで、事務局長を辞任し、公判に臨む体制を整えた。

東京地裁における公判では、検察側は被告等が立川基地内に2米から5米侵入したことを、多くの警官等の証人訊問から導き出そうとした。これに対し弁護側は、日本に駐留する米軍は日本の戦力であって、戦力の不保持、戦争を放棄した憲法九条睦立二項に違反することを論証した。10回以上開催された公判には、武藤の級友、寮生、後輩等が常に熱心に傍聴した。

東京地裁における判決は、武藤とその級友が卒業式を終えた昭和34年（1959年）3月30日に言い渡された。判決は7人の被告全員が無罪というものであった。刑事特別法によると、米軍基地に侵入した場合の量刑と一般の建物、施設等に侵入した場合の量刑を比べると、前者において著しく重い。同じ犯罪に対し、何人も不当に重い刑罰をしてはならないという憲法31条に違反する。米軍の日本駐留そのものが憲法に違反するので、刑事特別法自体が無効であるという論法であった。これは画期的な判決であり、伊達秋雄裁判長の名から、「伊達判決」と呼ばれた。

4. 最高裁への跳躍上告と公判

「伊達判決」は平和を愛する市民からは感激をもって迎えられたが、日米政府には大きな衝撃であった。時まさに日米安保改定の直前で、安保改定の成立を心配したのである。

「伊達判決」の翌日3月31日に駐日大使マックアーサーの藤山愛一郎外相に対する最高裁への跳躍上告の働きかけもあり、4月3日に東京地検は砂川事件を最高裁に東京高裁を飛び越し、跳躍上告した。跳躍上告した理由は、第一には安保改定まで時間が無かったこと、第二に最高裁なら日米政府の期特に応えてくれると判断したからであろう。こうして最高裁での公判の手続きをめぐって、激しい前哨戦が始まった。最高裁は公判を短期間に終わらせるため、弁護人数を制限し、弁護人答弁書の提出を急がせた。手続きを担当した齋藤裁判長と背後で指揮を取った田中耕太郎長官の忌避申し立てを行ったが、却下された。

最高裁における公判は昭和34年（1959年）9月から6回開延され、12月16日に判決が言

い渡された。原判決破棄、東京地裁への差し戻しという厳しい、日米政府におもねたものであった。米軍の日本駐留は日本の戦力ではなく、したがって憲法に違反するとは言えないというものであった。そして安保条約は高度に政治的で、司法の判断にはなじまないとして、司法の番人の役割を自ら放棄したのである。

武藤は昭和34年(1959年)4月から東京農工大学の専攻科に在籍し、大谷省三教授の農業経済学研究室において、勉学に励み、一方最高裁における公判に対応した。すなわち総評とともに、当時盛り上がりつつあった安保改定阻止の諸集会に出席し、「伊達判決」支持、最高裁における公判について訴えていた。

5. 東京地裁における差し戻し公判

武藤は昭和34年(1959年)11月に九州大学大学院農政経済学科農業経営研究室を受験し、合格していた。そこで武藤は昭和35年(1960年)4月から福岡県に移り、同農業経営研究室の岩片磯雄教授の下で勉学に励んだ。だが同年7月から東京地裁における差し戻し審が始まり、公判の度に福岡と東京の間を、往き来しなければならなかった。それに要する旅費は大きく、武藤は経済的に苦境にあった。その時、九州大学の農業経営学研究室の大学院の先輩達が中心になって、「砂川事件被告、武藤軍一郎君を守る会」を結成し、最初は農学部、後には九州大学全体に資金の拠出を訴えた。こうして「武藤軍一郎君を守る会」には九州大学全体から院生が結集し、資金を集めるとともに、砂川事件と「伊達判決」の意義を職員、学生に訴えたのである。また武藤の主任教授の岩片磯雄は、学問と研究を大学院で行おうとする者は、政治的に被告であっても、学ぶことを保障するという信念を持っていた。

東京地裁における判決は昭和36年(1961年)3月27日に言い渡されたが、7人の被告全員に有罪、罰金2,000円というものであった。判決理由は最高裁が下したのから一步も出るものではなかった。

6. 東京高裁から最高裁への公判

東京地裁の判決を不満とし、東京地検は4月5日に、被告団、弁護団は4月8日にそれぞれ控訴した。この頃の資料が皆無で、東京高裁における公判日程は不明だが、夏から秋に数回開廷されたものと考えられる。東京高裁の判決は昭和37年(1962年)2月15日に下され、上告を棄却したので、有罪、罰金2,000円が支持された。

武藤は大学院修士課程2年生で、修士論文は出来上がっていたが、博士課程への進学の時節であった。武藤の進学について、教授会で「有罪」ということでクレームが出たが、未だ裁判は継続中で、進学が認められた。これは岩片教授の毅然たる態度によって実現したものであった。

この判決の後被告団、弁護団と東京高検の双方から最高裁に控訴上告された。最高裁の判決は、昭和38年(1963年)12月27日に言い渡され、控訴棄却であった。この判決によって、有罪、罰金2,000円が確定するとともに、砂川事件は司法の場ではもう争えなくなっ

たのである。武藤は昭和40年（1965年）に九州大学農学部附属農場に助手として採用され、昭和51年（1976年）に農学博士となり、昭和52年（1977年）に助教授になり、平成2年（1990年）に教授となり、平成10年（1998年）に名誉教授となった。

6 農学学生ゼミナール活動と東京農工大学

「農ゼミ」と略称される「日本農学学生ゼミナール」^{注1)}運動は、本学農学部を発祥の地として始まった。農学部学生会が学部を上げて取り組み、全国に呼びかけて第1回日本農学学生ゼミナール全国大会を開催したのが1954年のことである。それが今日まで続く「農ゼミ」運動の出発点となった。

ここでは「農ゼミ」運動の草創期前後の状況に焦点を当て、「農ゼミ」運動が始まるに至った経緯と背景、その後の展開を整理して、大学発足後60年の歴史における本学学生の動きのひとつとして記録にとどめることにする。

1. 農学学生ゼミナール発足の経緯と背景

1.1 戦後学生運動の展開と学生ゼミナール活動

日本農学学生ゼミナール運動がどのような経緯を通じて始まったのか、どうして本学農学部学生会がこの運動の中心的な役割を担うことになったのか、そのことを明らかにするにはまず戦後の学生運動の展開と学生ゼミナール活動の関連を見ておく必要がある。日本農学学生ゼミナール運動は、戦後の学生運動を主導してきた全日本学生自治会総連合（以下、「全学連」^{注2)}と略称）が提起した「専門別学科別ゼミナール」運動の一環として取り組まれたものだからである。

昭和23年（1948年）に授業料値上げ反対闘争を契機として結成された全学連は、①学生生活の安定向上②学問の自由と民族文化の擁護③教育機構の徹底的民主化④教職員の生活権確保⑤学生戦線の統一と拡大強化⑥平和と民主主義の防衛をスローガンに掲げてその後の運動を主導し推進した。組織結成の契機が授業料値上げ反対闘争であったことから明らかなように発足当初は学生の生活要求に基づく運動を展開したが、やがてアメリカの対日占領政策が「民主化」から「反動化」に転換し、いわゆる「逆コース」の動きが強まるにしたがって政治闘争に重点を移さざるを得なくなっていった。

昭和24年（1949年）から昭和25年（1950年）にかけて、アメリカ占領軍CIE（民間情報教育局）の高等教育顧問であったイールズ（Walter Crosby Eells）が、全国の主要大学を回って共産主義者の大学からの追放を内容とした露骨な反共講演をやり出したことに対する闘争から始まって、全学連はレッドパーシ^{注3)}反対闘争（昭和25年（1950年））、全面講和締結要求・再軍備反対闘争（昭和26年（1951年））、破壊活動防止法案撤回闘争（昭和

27年(1952年))等といった政治課題に連続的に取り組むことになる。課題の性格上闘争は長期化し、闘争手段も先鋭化していった。そうしたなかで、闘う学生の中にも疲労感が蓄積され、課題が実現しないことからくる虚脱感が広がるなどして、昭和27年(1952年)7月に破壊活動防止法が衆・参両院で可決成立した後、学生運動は沈滞期を迎えることになった。

以上のような経過をたどった学生運動に、再度転機をもたらしたのは昭和28年(1953年)6月に出された「学生の選挙権は郷里に置く」とした自治庁^{注4)}通達であった。当時は郷里を遠く離れて就学する学生が多かったことから、この通達は多くの学生の選挙権を実質的にはく奪するに等しいものであった。全学連は通達撤回闘争を全国に呼び掛け、各大学各学部の学生自治会がこの闘争に立ち上がることになったのである。東京では全学連傘下の都学連(東京都学生自治会連合)が主催して度重なる決起集会を開催し、宣伝署名活動に加えてストライキを執行して抗議するなど、運動は日を迫りにしたがって拡大していった。選挙権の行使を実質的に不可能にする民主主義の本義を損なうような措置だけに多くの大学当局も通達にたいする批判的な立場を表明し、労働組合その他民主諸団体もまた運動への支持・連帯を強めていった。

以上のような事態の推移の下で、自治庁は「学生の選挙権は居住地にある」とする選挙制度調査会の答申に基づく公職選挙法改正案を提出(昭和28年(1953年)12月)し、運動は学生側の勝利に終わるかに見えたが、その後当時の政権党であった自由党^{注5)}が「学生の選挙権は郷里に置く」とした自治庁通達の主旨復活を意図した修正案を国会に提出し、闘争は再び振り出しに戻ってしまった。全学連傘下の学生自治会はこれに対して一層闘争を強め、国会請願を行うなど強力な運動を展開した。大学当局も本学農学部教授会が学生選挙権に関する「申し合わせ」を公表^{注6)}、他の大学でも法政大学法学部教授団や早稲田大学総長らが反対を表明、関西24大学の学生部長らによる反対声明が出されるなど、学生選挙権擁護の姿勢を次々と明確にしていった。最終的にこの運動は、「学生の選挙法上の住所は郷里にではなく修学地にある」とする最高裁の判決(昭和29年(1954年)10月)が出され、自由党提出の公職選挙法修正案が廃案になって学生側の全面的な勝利に終わった。

この運動の経過を踏まえて全学連は第7回大会を開催(昭和29年(1954年)6月)し、新たに「生活と平和のために」をスローガンに掲げ、勉学条件の改善、生活条件の改善、平和運動への取り組みを活動課題として打ち出した。それまでの政治闘争に一面化していた運動から学生の生活要求に根差した運動への転換である。学生ゼミナール運動もその一環として提起されたのである。

1.2 本学農学部学生会の動向

本学農学部学生会は、昭和23年(1948年)旧制専門学校時代に結成された学生の自治組織をそのまま引き継いだものである。結成初期の活動内容は資料もなく知ることはできないが、筆者が大学に入学した昭和27年(1952年)以降についてみると、本学農学部学

生会もまた前項で明らかにした学生運動の全国的な動向とおおむね同様の経過をたどっている。

筆者が入学した昭和27年(1952年)は、入学早々の5月に「血のメーデー」といわれたメーデー事件が発生し、その後もデモ隊と警官隊が各地で衝突するなど騒然とした年であった。そういった状況の中で破壊活動防止法案にたいする反対運動が取り込まれ、労働組合の全国連合組織として当時最大規模であった総評(日本労働組合総評議会の略称)が中心となって「弾圧法粉碎総決起大会」を各地で開催、3月から6月にかけて波状的にゼネストを執行するなど大規模な闘争が行われた。これに呼応するように全学連も反対闘争を展開し、各大学の学生自治会にストライキを含む闘争を呼びかけた。本学農学部学生会はこれに応じて全学ストを執行(6月)し、京王府中、国鉄府中本町・国分寺・富士見^{注7)}の各駅頭で署名活動を行うなど街頭宣伝に精力的に取り組んだ。しかし、破壊活動防止法案が衆参両院で可決され成立した後、農学部学生会の活動はほとんど停止状態となり、役員の変更も行われないうちに組織は形骸化していった。

学生会再建の気運が出始めたのは1953年になってからである。新学期に入って新入生歓迎の集まりなどが学科ごとに行われる中で、学生会を必要とする意見が交わされるようになっていった。学科大会などでの論議を重ねて学生大会が開催され(5月)、学生会を存続させることで意思統一、機構の改正や役員改選の実施が議決されて、農学部学生会の再建が決定された。その後、規約を改正し役員選挙が行われて昭和28年(1953年)7月に再建学生会が発足した。

発足早々に取り組まざるを得なかったのが「自治庁通達撤回」闘争であった。再建された学生会はクラスを基礎にした民主的な運営を原則とし、クラスで徹底的な討議をすることから活動を再開した。学生会組織が学生の過半数が集まる学生大会の議決を経て再建されたとはいっても、初めから活動が順調に推移したわけではなかった。当初は執行委員が各クラスを回り教員にお願いをして講義時間を一部割愛していただく説明をし、クラス討議を促すといった日々の連続であった。そういった状況を経て、やがて大多数が結集する学生会に変わっていった。執行委員会が提起する問題をクラスで討議し、学生委員会^{注8)}の議決を経て執行するといった日常的な運営のルールが確立されていったのである。

自治庁通達撤回闘争も、クラス討議を重ねて学生大会を開催し、ストライキを含む闘争方針を満場一致で議決し、全学部的な運動として取り組むことになった。街頭での署名活動や都学連主催の決起集会に参加するほか、一橋大学や東京経済大学、津田塾大学など当時三多摩地域に所在した大学の学生自治会と協力し合って、大国魂神社の境内を会場に「自治庁通達撤回三多摩学生総決起大会」を開催し、府中町^{注9)}内をデモ行進するなど多彩な運動を展開した。大学当局との関係においてもいたずらに対立するのではなく、自治庁通達への抗議ストの執行に当っては教授会に意図・目的を説明して理解を求め、大学側も「ストライキという表現はともかくとして、全学部上げて通達にたいする抗議行動の日にするというのであれば理解できる」として終日休講措置を講ずるなど、相互信頼の下に活

動が進められた^{注10)}。こうした取り組みは全学連傘下の大学の中でも先進的であったし、また自治会組織のあり方としても、クラスに基礎を置く民主的な自治会として注目されることになった。このことが農学領域で全国規模の学生ゼミナールを開催するとすれば、東京農工大学において他にないという評価につながっていったのである。

- 注1) 発足当初の呼称。その後「日本農学系学生ゼミナール」と改められて今日に至っている。本稿は草創期の記録であるため、発足当初の呼称をそのまま使用している。
- 注2) 1950年代末以降「全学連」を僭称する組織がいくつか現れ学生運動は混乱期を迎えたが、ここでいう「全学連」はそれ以前のもの。昭和39年（1964年）に再建されて今日に至っている「全学連」の前身。
- 注3) 占領政策の一環として行われた共産主義者とその同調者の追放政策。昭和25年（1950年）に報道機関から始まって一般企業、官公庁におよび、4万人以上が一方向的に解雇された。
- 注4) 現在の自治省。
- 注5) 現在の自由民主党の前身。
- 注6) 「申し合わせ」といったタイトルからも明らかのように表現は穏やかなものであったが、内容は自治庁通達の不当性を指摘するものであった。大学当局の態度表明としては全国に先駆けたもので、当時全国紙でも報道された。
- 注7) 現在のJR武蔵野線「北府中」駅。
- 注8) 最高議決機関の学生大会に次ぐ中間議決機関。学科別学年別に編成された各クラスから選出されたクラス委員によって構成。
- 注9) 市制施行前で当時は町。昭和29年（1954年）4月から市に移行。
- 注10) 「自治庁通達」については教授会の見解を「申し合わせ」としてまとめて公表したほか、学生会が行なった通達に基づく特別調査の即時中止、「通達」撤回の上申を求める府中町選挙管理委員会との会談に学生課長が同行し学生の側に立って究言するなど、協力的に対応した。

2. 農学学生ゼミナール開催への取り組み

2.1 農業をめぐる当時の状況と学生の意識

全学連が提起した「学生ゼミナール」運動の目的は、自分たちが勉学の対象としている学問のありようを考え、勉学内容や勉学条件の改善を図ろうとするものであった。それは、それまでの政治闘争に重点を置いた運動とはいささか趣の異なるもので、多くの学生の心をとらえ、文学、法学、経済学、教育学、医学、建築学等、文系理系の違いを問わずさまざまな学問分野で取り込まれることになった。農学領域についてみると、自分たちの学んでいる学問についての問題といったことに加えて、当時の農村の実情、農民のおかれた状況といったこともゼミナール運動に関心を持たせた大きな要因の一つであった。

学生ゼミナール運動が提起されたのは、すでに前項で明らかにしたように昭和29年（1954年）であったが、当時の農村は農地改革によって地主制の圧制から解放されたというものの、狭隘な労働市場の下で、零細な経営に過剰な労働力が滞留^{注1)}し多くの農家が

貧窮に喘ぐ状態にあった。総人口の40%以上が農家人口で、農林業就業者数もまた就業者総数の40%以上を占めていた。“農村はプロレタリアの貯水地”であるとし、“農民というもっとも多い層の意識の解放無くして日本の解放はない”と訴えた近藤康男編著『共同研究・貧しさからの解放―農村・漁村・山村問題入門』^{注2)}が出版され、ベストセラーになったのは前年の昭和28年(1953年)であった。この時代、農村・農民問題は大きな社会問題だったのである。学生の中にはこうした問題を「何とかしたい、何とかしなければ」といった使命感を持つものが多かった。同時に、もう一方では「農学栄えて農業亡ぶ」とかって横井時敬氏が指摘したように、自分たちが学んでいる農学が果たして農民に役立つものなのだろうかといった疑念を持つものも少なくなかったのである。

こういった状況を背景に、本学農学部では他大学にはみられない特徴的な動きとして「農学セツルメント^{注3)}」が結成された。昭和29年(1954年)7月のことである。農学科と獣医学科の学生が中心になって当初数名で発足したものが、それほど日をおかずに各学科から40名余りの学生が加わり、作物栽培部会・獣医畜産部会・農業経済部会・文化部会に分かれて活動するほどの組織になっていった。当時はまだ大学周辺に農地が広がっていて、農家と日常的に接触しようとするれば接触できる状況にあった。農学セツルメントのメンバーたちは近隣の農家を訪ねて技術問題や経営問題を話し合ったり、へい死した鶏などの原因をさぐったり、学生寮の一室に子供たちを集めて勉強の面倒を見たりといった様々な活動に取り組んでいた。また、メンバーの郷里でのつながりを手づるに、地方に出かけて行って現地の農民と交流するといったようなことも行っていた。学園祭ではセツルメント活動を通じて知り合った農家の人たちに来てもらって「農民と語る会」を開催し、そこに多くの学生が参加するといった状況が当時の状況であった。そういった学生の意識が全学連の提起した学生ゼミナール運動への共感を呼び起こし、全国規模の学生ゼミナールを本学で開催することを可能にする大きな力になったといえる。

2.2 開催への取り組みと開催内容

日本農学学生ゼミナールの開催が具体化したのは昭和29年(1954年)11月初旬のことである。本学農学部学生会の代表も加わって開かれた全学連主催の「全国連合ゼミナール準備会」において、農学領域のゼミナールを東京農工大学農学部で開催することが決定された。それを受けて本学農学部学生会が中心になって開催準備に取り組み、昭和29年(1954年)12月24日から26日にかけての3日間、本学農学部を会場に「第1回日本農学学生ゼミナール全国大会」が開催された。

わずか1か月半程度の準備期間であったにもかかわらず、北は北海道から南は九州にかけての23の大学(二つの短期大学を含む)と、特別参加の二つの高校の代表を合わせて246名が参加した。以上のほか、代表を派遣するには至らなかったものの開催の趣旨に賛同すると伝えてきた大学が7大学あった。当時、農学関係の学部あるいは学科を置く大学は短期大学を含めても40余りであったから、3分の2を上回る農学系の学部・学科を持つ大学・短期大学が代表を送るか賛同を寄せてきたことになる。

ゼミナールのメインテーマは「新しい農学はどうあるべきか」で、全体会議のほかに農学・林学・農芸化学・農業工学・獣医畜産学・農業経済学・総合農学^{注4)}の学科別分科会、各学科共通の勉学条件に関する分科会と農村との結びつきに関する分科会に分かれて活発な意見交換が行われた。学科別の分科会では各大学の教育内容、教育施設についての情報交換と、それぞれの領域の学問としてのありようが検討され、勉学条件に関する分科会では、勉学条件の改善方向について、農村との結びつきに関する分科会では自分たちの学んでいる学問をどう役立てるか、農村との結びつきを深めるにはどうすればよいかといったことが検討された。論議の中心点は、農学のありようを問い、勉学の成果を農業・農村・農民問題の解決に役立てるにはどうしたらよいかということであった。

振り返ってみると、問題解決への即応的な学問を求める余り、基礎科学を軽視しかねない危うさもないわけではなかったように思われるが、それにしても、全国の農学を学ぶ学生が一堂に会し、自ら勉学の対象とする学問について論議するといったことはこのゼミナールが最初のもので、その後続く農学ゼミナール運動の出発点になったことからいってもまさに画期的なものであった。この大会で、別掲資料1に見るような規約に基づく「日本農学学生ゼミナール連絡会」が結成されて事務局を東京農工大学農学部^{注5)}に置くことになり、以後本学がいわゆる農ゼミ運動のセンター的役割を担うことになったのである。

当初、大学当局は「ゼミナール」とはいつでも政治的な活動をするのではないかといったことを懸念してか、施設利用を認めるわけにはいかないとの姿勢が強かった。学生会は集会の趣旨・内容を繰り返し説明し、「われわれがどういうことをやるのか心配なのであれば、教官も参加していただき助言者として論議に加わってほしい」と折衝を重ねた結果、講堂、教室その他、ゼミナールの会場として学部の施設を利用することが認められることになった。大学側の承認に至る経緯と承認にあたっての条件は、別掲資料2の「教授会議事要旨（第66回）」に見る通りである。

施設利用を認めはしたものの、学生が集まって果たしてどんなことを議論するのか、大学当局に不安が無かったわけではなかったと思われる。しかし、全体会議（総会）に学生部長、学生課長が出席し、学科別分科会に関連領域の教官が出席して学生の討論に接するなかで、学生が何を問題とし何を問おうとしているのかを理解し、その熱意を受け止めてくれたように思われる。閉会にあたっての全体会議において、学生部長が「こんなに学生が自分たちの学問について真剣に考えていることを知って感動した。私は来年再びここに皆さんを迎えたい」といった主旨の挨拶をされた。会場供与に加えて分科会での多くの教官の適切な助言といった大学側の協力も、ゼミナールを成功に導いた大きな要因の一つであったことを付け加えておかなければならない。

^{注1)} 当時は農家の二、三男の働き口が無くて、好むと好まざるとにかかわらず生家にとどまらざるを得なかった。このような状況は「二・三男問題」といわれて当時大きな社会問題の一つであった。

^{注2)} この本は学者・研究者、ジャーナリストその他の有識者34氏による共同研究の成果をまとめ

たものである。昭和27年(1952年)4月から雑誌『中央公論』に連載された内容に補筆訂正が加えられて単行本として中央公論社から刊行された。共同研究者の中には本学の大谷省三教授、後に本学の教授として着任された梶井功氏(当時は東大助手)が加わっていた。

注3) 医学や法学などでは早くからセツルメント活動が行われていたが、農学領域では本学で結成されたのが最初であった。

注4) 昭和28年(1953年)度から岩手大学ほか国立10大学の農学部、農業教員、農業改良普及員等の養成を目的として設置された学科。昭和38年(1963年)頃から漸次縮小されて現在は存在しない。

3. 国際農学学生ゼミナールへの代表派遣活動とその成果

3.1 代表派遣活動の経過

全学連が提起した学生ゼミナール運動は、当時、国際学生連合^{注1)}(The International Union of Students以下「国際学連」と略称)が取り組んでいた各分野の国際学生ゼミナール運動に呼応するものであった。第1回日本農学学生ゼミナール全国大会に対して国際学連からもメッセージが寄せられ、その中に1955年にモスクワで開催される第2回国際農学学生ゼミナールへの代表派遣を歓迎すると記されていた。その時点では開催内容の詳細も不明で単なるメッセージとして受け止められ、代表派遣が議題に上ることはなかった。しかし、翌年の4月に入って公式の案内状が届き、開催内容・開催期日が明らかになってこれにどう対応するかが検討されることになった。

開催期日は6月22日から28日までの7日間で、終了後7日間のエクスカージョンが行われるというものであった。ゼミナールでの討議事項は、(1)農産物の生産と消費の相互関係について、(2)植物の栄養と土壌の肥沃度について、(3)家畜の生産性向上の方法について、(4)穀物の生産性向上のための世界植物資源の利用について、(5)農学生の科学的研活動についての5項目であった。ゼミナールには、メンデルとは異なった遺伝理論を主張して世界的に知られていたT.D.ルイセンコほか、何人かの著名な学者・研究者が招待され講演を行うことも予定されていた。

当時は、ソ連の農学者ウイリアムスの『科学的な農業耕作』(昭和26年(1951年)、三一書房刊)が学生の間で読まれ、家畜の寒冷飼育やミチューリン農法に関心がもたれた時代で、ソ連農業をじかに見ることができる、ルイセンコの講演を直接聞くことができるといったことは学生にとって大変魅力的なことであった。

それにしても、案内状が届いた当初は日本でゼミナールを開いてから3ヵ月余りしか経っていない時でもあり、全国規模のゼミナールを準備し開催した疲れもあって、代表を派遣しようといった雰囲気ではなかった。ところが、5月に入って代表派遣の声が出始め、クラスで討議を重ねるうちに是非本学から代表候補を出そうということになった。こうした動きを受けて、学生会はそのための準備委員会を組織し、候補者の選考、派遣費用のカンパ活動を開始した。

先ず、代表候補の選考である。自薦他薦を加えて5名(農学科4年2名、獣医学科4年、獣

医学科3年、農芸化学科3年各1名)の候補者がリストアップされ、農学部学生全員による投票が行われた。その結果、当時農学科4年生だった筆者が本学からの代表候補に推されることになった。他の大学からは北海道大学、岩手大学、東北大学が代表候補を出し、全学連を中心に選考の結果、北海道大学(後に辞退)と岩手大学、それに本学からの代表候補者が日本代表に決定された。

本学から日本代表を送り出すことになったものの、最大の問題は派遣費用の調達であった。費用はそれぞれ代表を出した大学で工面しなければならなかったのである。北大が辞退したのもそのことに見通しが持てなかったからである。国際ゼミナールの開催までにひと月程度しかない中で、ゼミナールでの発表資料の作成と資金カンパ活動を並行して進めることは大変なことであった。派遣のための必要額は50万円。当時の国家公務員上級職の学卒初任給が月額8,700円(昭和29年(1954年))、大学の授業料が国立で年額6000円(昭和27年(1952年)度入学生対象)、私立の文系で最も高いところが年額22000円(昭和28年(1953年)入学生対象)だったことを考え合わせると、所要額がいかに大きなものであったかが分かるであろう。

東京農工大学の学生自身のカンパ、教職員、同窓生からの寄付、代表の出身高校の同窓生・教職員、出身地の関係者などの協力があったものの、それだけで必要額を満たすことは不可能であった。そのため、連日数十名の学生が入れ替わり立ち替わり活動に加わり、あらゆる手づるを頼って農業団体や農業研究機関、農業関係の国会議員、出版・報道関係、近隣の大学、地元府中の市役所や農協、商店街などを訪ねて支援を依頼する活動に取り組んだ。

一方、国際ゼミナールでの報告資料は、農業経済学研究室の専攻生が中心になって「日本における農産物の生産と消費の相互関係について」(邦文図表込みでレポート用紙19枚)をまとめて英訳、そのほかセツルメントのメンバーが「農学セツルメントの活動について」(邦文レポート用紙6枚)を英訳して準備した。資金カンパ活動の困難さもあって途中で派遣を断念してはといった意見もないわけではなかったが、総額39万6千円余りの資金が集まり、目標額には届かなかったものの見切り発車で代表を送り出すことになった。

3.2 国際交流とその成果(この項は派遣された代表の立場で記述)

代表団が日本を出発したのは6月22日で、国際農学学生ゼミナールの開会当日であった。資金面での目処が付くまで出発することができなかったからである。ソ連とは国交が無かった時代で、出発前に日本で入国査証(ビザ)を取得するすべがなかった。そこで、先ずヘルシンキへ。当時はヨーロッパへの空路は南回りしかなく、しかもプロペラ機のみだった^{注2)}。給油のために、マニラ・サイゴン・バンコック・ラングーン・カラチ・ダマスカス・ローマを経由してパリまで48時間。乗り継ぎの都合上パリで1泊して、コペンハーゲン、ストックホルムを経由してようやくヘルシンキに着いたのが6月25日であった。

着いた翌日は日曜日で、ソ連大使館に出向いて入国査証の交付を申請できたのは6月

27日。応接した大使館員は申請を受理したものの交付は明日まで待つてくれとのこと。「会議はすでに始まっている。即刻交付を」と押し問答の末に、相手はとうとう一本指を立てて「1時間待つてくれ」との返事。1時間後に再訪したところ、約束通り入国査証を交付してくれた。当時は西側諸国と東側諸国の間はいわゆる「鉄のカーテン」で仕切られていた時代で、ソ連への入国査証を取得するのはそれほど容易なことではなかった。日本人で戦後初めてソ連に入国したのは、当時参議院議員であった高良とみ氏で1952年のこと。それからわずか3年目のことで、当時ソ連への入国査証を得るには申請してから早くも10日、場合によっては1カ月待たなければといわれていた。それを1時間で交付させたのはおそらく前代未聞のことであったと思われる^{注3)}。

入国査証を取得して入ソの準備は整ったものの、問題は交通手段であった。ヘルシンキ～モスクワ間の飛行機は7月5日まで満席で予約ができず、列車の運行は週あ回、結局ヘルシンキを発ったのが6月29日の早朝で、モスクワに着いたのがその日の夜であった。ゼミナールは到着した日の前日にすでに終了していて、各国代表団に合流できたのはエクスカーションの2日目からであった。エクスカーションで視察したところを視察した順に記載すると、次の通りである。なお、ゼミナールのエクスカーションは⑤の前半までで、⑤の後半以降はわれわれ日本代表のために特別に付け加えられた視察日程によるものである。

- ①モスクワ大学
- ②ソフォーズ（国営農場）
- ③獣医科大学
- ④テミリヤーゼフ農科大学
- ⑤全ソ農業博覧会^{注4)}（3日間）
- ⑥レーニン図書館
- ⑦M.T.C（機械・トラクターステーション）
- ⑧農業機械工場

到着後、国際ゼミナール準備委員会から受けた説明によると、ゼミナールには西欧から6カ国、北欧から4カ国、東欧から8カ国、アジアから5カ国、それにアフリカからの1カ国を加えて計24カ国50人が参加し^{注5)}、先に示したテーマに基づく各国の報告と参加者による討論に加えて、T.Dルイセンコほか当時のソ連の第一級の研究者による講演が行われたとのことであった。日本からは、残念ながら本学の多くの学生の共同作業によって作成された英文レポートを提出するにとどまった。なお、次回の第3回国際農学学生ゼミナールの開催地はノルウェーのオスロに、第4回にはフランスが招致の意向を明らかにしたとのことであった。

モスクワでの国際農学学生ゼミナール関連の行事が終わった後、われわれは国際学連の計らいで、東ベルリン近郊で7月15日から28日にかけて行われた「国際学生サマーキャンプ」に参加。引き続き7月31日から8月14日にかけてポーランドのワルシャワで開催された「第5回世界青年学生平和友好祭」の日本代表団に合流し、その後は代表団の一員と

して行動を共にした。ワルシャワでの平和友好祭終了後、再びモスクワを訪れて1週間ばかり滞在した後、シベリア鉄道で中国に移り、北京・上海・南京・広東（現在の広州市）と半月余りの間視察をしながら移動し、深圳から香港に出て9月24日に帰国した。

この間3カ月余り、国際農学学生ゼミナール関連行事の終了後の旅程のなかでも、東ドイツのM.T.S（機械・トラクターステーション）、2度目のソ連ではコルホーズ（集団農場）、中国では農業合作社^{注6}や北京農業大学（現在の中国農業大学）などを視察する機会があって、国際農学学生ゼミナールのエクスカージョンと合わせて、当時のいわゆる社会主義圏における農業の実態と農業教育のありようにふれることができた。そのほか、東ドイツではラジオを通じて日本の学生生活について放送をしたり、中国では北京大学の学生を対象に同様のテーマで講演をしたりといったことを含めて、全行程を通じて多くの国々の学生と交流を深めることができた。それにしても、国際農学学生ゼミナールの会期に間に合わず、本来の目的であった農学領域における学術的な面での交流を果たすことができなかつたことがもっとも悔やまれる。

帰国後、代表二人で手分けをして全国の農学系の大学を回って報告活動を行った。筆者が報告に回ったのは北海道（北海道大学・帯広畜産大学・北海道学芸大学旭川分校）、東海（静岡大学・岐阜大学）、近畿（京都大学ほか第2回日本農学学生ゼミナール参加大学）、九州（九州大学・宮崎大学・鹿児島大学）で、他のブロックは岩手大学からの代表が担当した。以上のほか、雑誌、新聞等への寄稿、取材を受けての報道、基金活動に協力をいただいた地域・組織への報告活動を通じて国際交流で得られた成果を最大限に分ち合うことができたものと思っている。いずれにしても、農学を学ぶ学生同士の交流の場を作り、その成果を基に国際交流の端緒を切り開いたことで、本学農学部学生の果たした役割は大きな意義を持つものであったといえよう。

注1) 昭和21年（1946年）に結成された国際学生組織で本部はプラハに置かれ、平成20年（2008年）現在、世界112カ国・地域の152の学生組織が加盟している。日本からは1949年以来全学連が加盟していて、昭和25年（1950年）代末以降の混乱期を経て、現在は昭和39年（1964年）に再建された全学連が継承している。第1項の注2参照。

注2) 世界初の実用ジェット旅客機はイギリスで作られ、昭和27年（1952年）にロンドン～ヨハネスブルク間に就航しが、昭和29年（1954年）に2度にわたって空中分解事故を起こして飛行中止。したがって、当時は世界のどの空路も旅客機はすべてプロペラ機のみだった。

注3) 国際会議の代表として登録済みであったことが交付を早めたものと推測される。1時間の保留時間は、おそらく本国への照会に要した時間。それにしても即応的な交付に近いものであった。

注4) 革命後3回目の全ソ農業博覧会。モスクワの中心部から10kmほどの市域内に位置する207haの広大な敷地に、ソ連農業の現状を総括的に展示する中央パビリオン、連邦加盟の共和国別パビリオン、国土を自然条件によって区分した地帯別パビリオン、穀作・園芸・畜産などの部門

別パビリオン、機械化や電化などのテーマ別パビリオンその他76のパビリオンが建ち並ぶ壮大なものであった。施設内展示のほかに126haの用地に作物や果樹なども展示。パビリオンはいずれも永久建造物で、ソ連解体後の現在は、農業以外を含めた「全ロシア博覧センター」として継続利用されている。

注5) 日本代表を含めると25カ国52名。

注6) 中華人民共和国成立後の中国における農業集団化の第2段階の組織形態。当時は互助組が一般的で、合作社への参加戸数は28%程度にとどまっていた。間もなく合作社が一般的となり、やがて人民公社化への道をたどった。

資料1

日本農学々生ゼミナール連絡会規約

目的

私達全日本の農学々生は、このゼミナールを、私達の学んでいる農学がどうあるべきか、農学をどういう態度で学ぶべきかということをお互いに考え、その基盤に立って、農学研究を学生の立場で深めて行きたい。
そのために全日本の農学々生が、どういう条件で、どういう分野で、どういう風に勉学研究しているかを深く知りたい。

規約

- 一、日本農学々生ゼミナール連絡会は事務局を東京農工大学農学部におく。
- 一、日本農学々生ゼミナール連絡会支部を全国各大学におき、支部構成の資格は自治会・サークル・個人の別を問わない。
- 一、全国を八つ(北海道・東北・北陸信越・関東・東海中部・関西四国・中国・九州)のブロックに分け、ブロック別ゼミナールを強化するようにつとめる。
- 一、日本農学々生ゼミナールを中心として各学科毎のゼミナール及び連絡会を強化するようにつとめる。
- 一、各支部はゼミナール連絡会事務局に絶えず情報を送り、事務局は毎月一回のニュースを発行する。
- 一、日本農学々生ゼミナールは年一回の全国ゼミナールを持つ。
- 一、日本農学々生ゼミナール連絡会の財政は、各支部月額一〇〇円ずつの負担で支える。

資料2

教授会議事要旨（第66回）

1. 日時 1954(昭和29)年12月16日 午後2時から4時半まで
2. 出席者 31名(別紙出席簿-略)
3. 協議事項
 - (1) 一中略一
 - (2) 日本農学ゼミナールを本学で行う可否については学長の意向に一任することになって居たが、その後評議会で討議された結果を学部長から報告があり、又学生部長及び学生課長からその後の事情について詳細な報告があった後、本学部でこのゼミナールを開催することを許可するや否やについて協議した結果、結局次の条件付きで許可することを承認した。
 - (イ) 学生課長がゼミナール全般の指導に責任を持つこと。
 - (ロ) 学内教官がその専門について指導を依頼された場合には進んで引請けること。
 - (ハ) 学生会からの届出には次の要項を具備させること。
 - a) ゼミナールの課目及び指導教官を明確にすること。
 - b) 政治的及び思想的な活動をしないこと。
 - c) 教室及びその使用時間を指定通り厳守すること。
 - d) 指導の教官、講師及び大学生以外のものは参加させないこと。
 - e) 学生会の主催による課外活動の一つとすること。

以上

7 学寮の移転問題

1. 今、学寮を語る意味

本学出身の女流作家の初期作品に櫻寮を「こんなところに公団住宅がある、と沿線走る電車の窓から男子寮と知らずにながめる人たち・・・」と描いたくだりがある。櫻寮が建って学生が入寮したのは昭和41年(1966年)の12月であった。40年以上の歳月の間に、いくつかの大学の学寮が廃寮になった。学寮のシンボルであった東大駒場寮は、平成3年(1991年)以降、廃寮の決定に反対してきたが平成14年(2002年)に強制執行された。

山形大学学寮は平成12年（2000年）以降、一斉大量処分を経て強制執行された。有無を言わせない文部省（現文科省）当局の学寮に対する扱いを見ていると学寮生活を経験したもののとして「大学はこれでよいのか」と危惧せざるを得ない。低廉な学寮の存在は、国民諸階層の格差が拡大する昨今、等しく未来ある青少年の教育の機会均等を保証する砦としての重要性を増している。幸い、本学の櫛寮は老朽化と時代のニーズに対応した改築計画が進みつつあるという。この時期に本章において、櫛寮が建つまでの流れを概観することは意義深い。

2. 背景

昭和40年（1965年）前後、日本の政治・経済の流れは、昭和35年（1960年）の日米新安保条約の調印を巡る政治の季節を経過して、池田内閣の「所得倍增計画」が詠われて、日本の大企業が成長し、海外に進出する時期にあった。国が学寮への方針を明確にし始めたのは昭和37年（1962年）7月25日に文部省の諮問機関である学徒厚生審議会が「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」（以下、「学徒厚生審答申」という答申を行ったことに端を発する。学徒厚生審議会は日本中に吹き荒れた「60年安保」闘争の翌昭和36年（1961年）4月に設置され、10回にわたる総会と7回にわたる施設に関する部会、13回にわたる答申案作成の小委員会を開催して、慎重かつ入念に準備していた。昭和41年（1966年）7月からは第一法規出版から「厚生補導」という雑誌も刊行された。

櫛寮の農学部の前身である駒場寮の暦年関係者による労作である「駒場の青春」（昭和54年（1979年刊））には、戦後、先鋭な政治課題があったとき、寮生が敏感に反応していたことが記されている。メーデー事件、砂川闘争、60年安保闘争などであり、更に製糸教婦史の「絹のむすび」にも、昭和27年（1952年）の血のメーデー事件に遭遇した寮生や級友の様子が綴られている。本学の正史には記録がないが、櫛寮の前身である工学部西ヶ原寮、農学部駒場寮とも、同じ多摩近隣地域の砂川事件を巡って、警察官が立ち入り、寮生を逮捕するという事件があった。為政者は政治的にも学寮を単に「厚生施設」として放置することを最早、許さなかった。

学徒厚生審答申は、学寮は「教育施設としての意義が見失われている」とし、その後昭和39年（1964年）8月には「〇〇大学学寮管理運営規則（参考案）（通称「〇管規」）を提示して、学寮への管理を強化し、遡る同年2月には「学寮における経費の負担区分について」を示し、受益者負担の原則を明確にして、厚生施設としての意義を後景に追いやる姿勢を明確にしたのである。

3. 新寮要求と学寮規則反対の運動

3.1 新寮建設の要求：一方、当時、存在した全国の大学の学寮は、終戦直後の経済的な困難から、旧制高校や、兵舎、工員寮、倉庫を改造して発足したのも少なくなく、老朽化が進んでいた。本学においても西ヶ原寮に入寮した当時の印象を、櫛寮の第三期寮長は寮誌に「これが人間の住むところか」と書いていた。また当時の教育白書は「このま

ま放置されるならば低い所得階層に属する国民にとって教育の機会均等是有名無実のものになる」と警告していた。当時の本学は、学生数の増大に伴う入寮希望者の増加に対して、毎年、入寮希望者の8割程度しか収容できていなかった。

これらの事情から全国に新寮を求める声が広がった。全国の大学寮の連合体である全寮連の行った交渉において文部省は「昭和37年（1962年）度から全国の国立大学に合計6万5千人収容できるだけの新寮建設十カ年計画を実施している」と述べた。

本学においても昭和35年（1960年）以降、女子寮の増設が課題となり、長期計画にもとづく農学部三科の実験研究室建築のための土地利用計画において、既設の3号館、2号館に続いて1号館の建設予定地として当時の駒場寮のあった場所を使うことを構想していたから、本学においては新寮建設の帰趨は特別に全学的な影響をもっていた。

3.2 学生・寮生の学寮規則への反対：当時、農学部の駒場寮、工学部の西ヶ原寮ともに寮生が民主的に決定した自治規約にもとづいて運営されており、特段の問題はなかった。

しかし、学徒厚生審答申の2年以上まえの昭和37年（1962年）5月に唐突に「〇管規」を先取りするかたちで「学寮規程（案）」が示された。この内容は①学寮の管理は学生部長にある、②学寮の運営は、あらかじめ寮生規約を定め、教官の助言を得て、寮自治組織を通じて行う、③入退寮の学生部長への届け出の義務などが明記されていた。6月、駒場寮は寮生大会でこの案に反対決議をした。その後、厚生補導委員会との交渉により新寮建設に際して、この規程（案）を付けて文部省に要求したことが明らかになった。大学の評議委員会はこの年の12月にこの学寮規程をはやばやと正式に決定したが、翌昭和38年（1963年）度には新寮予算は下りず、「新寮は建たず寮規則のみが適用される」という学生・寮生にとっては最悪の事態になった。当局がかくも拙速に新寮建設を急いだ背景には長期計画にもとづく駒場寮跡地への農学部三科の実験研究室の建築計画があったからである。おりしも昭和37年（1962年）6月には教授会の自治を縮小する「大学管理法案」原案が示され、心ある大学人に不安が広がっていた。

危機感を強めた寮生・学生は駒場・西ヶ原・楓寮（以下「三寮」と呼ぶ）は新寮建設委員会を設置して学寮規則反対の運動を強化した。この委員会からは「負担区分をどう捉えるか」「学寮規則の狙いと本質」という小冊子が発行され、寮生・学生に普及された。寮生たちは連日、登校してくる通学生にビラを撒き、クラス討論を呼びかけた。全寮連、全学連などが機能マヒしていた時期、本学の学生・寮生が独自に開拓した先駆的な生活点での運動であった。その後、全国的にも当学に類似した学寮問題が多発して、昭和40年（1965年）6月に『朝日ジャーナル』は「揺らぐ学寮の自治」（一統発する紛争の背景―）を特集し、新寮との引き換えに管理強化を狙う当局との自治権闘争である、と書いた。その後、昭和44（1969年）4月には法律雑誌『ジュリスト』が「学寮・学生会館と学生」を書いた。負担区分にしても「100円が300円に」という今日の金銭感覚では些細に見える増額に対しても当時の学生・寮生は受益者負担という厚生施設を否定する思想を読み取り、危機感を

表明した。爾来40年、国立大学法人の授業料が私立大学と大差ないという事態に至っていることを考えると、「困窮者にも高等教育を」の教育の機会均等の維持・発展に向けた寮生・学生の情熱は歴史に輝くものである。

4. 本学における学寮問題の展開

本学における学寮運動の歴史は、「駒場の青春」に詳しいが、その元になったものは入寮後の寮委員会が全寮連の活動者会議に報告するために、関係した主要メンバーが分担起草した「農工大新寮運動 5年間の歴史と総括」(ガリ板刷り12ページ)という文書である。

この文書では運動の「第一期」としてはやばやと全国に先駆けて、学寮規程が決定される一方、寮予算がおりず「学寮規程に反対し、新寮を要求する」という先駆的な運動が起きた、上記の昭和38年(1963年)末までの時期をあげている。以下、運動の展開を概観する。

「第二期」は昭和39年(1964年)に入り、「負担区分」「○管規」が提示され、新寮計画と学寮問題が全国的な課題になり、本学においても新寮予算が配当され、建設場所が検討され、このなかで学寮規程が教授会で正式決定される昭和40年(1965年)9月末までの時期である。

当局は当初、新寮建設場所として梶野農場を検討し、600人規模を考えていた。学生は、三寮の協議会による学校交渉から、この新寮建設を全学にかかわるものとして、学生自治会、生協、学園祭実行委員会などの諸組織に呼びかけて昭和39年(1964年)11月に学内合同委員会を発足させて運動を拡大展開した。都内、各大学寮の寮連集会在開かれ、昭和39年(1964年)6月には全寮連が再建され、12月には全寮連としての文部省交渉を行った。本学では昭和40年(1965年)1月には自治会との共催で200人規模の集会在開催され、三寮の足並みもほだいに揃ってきた。新寮建設委員会は「個室か4人部屋か」等、生活拠点であるとともに自己陶冶の場所である寮生活のあるべき姿について意見を出し合い、寮生の多数意見に基づいて当局に、「4人部屋」の要求を出していた。3月に建設場所が、現工学部内東北の隅に決定し、4月には新寮予算が下りた。

一方で、昭和40年(1965年)4月には当局が「○管規」提示後のあらたな学寮規程案を示し、あらたな緊張が高まった。学生自治会からの教授会へのアピールが出され、連日、ビラが配られ、クラス討論、ゼミ討論が行われ、通学生のための「新寮ゼミナール」が開催された。学部長と合同委員会との団交が行われた。教授会での正式決定が予定された昭和39年(1964年)6月3日には本館前で400人規模の学生集会在行われ、市内デモで市民に訴えた。教授会は、学生の意見を聴き、正式決定を見送り、規程の修正を約した。6月29日には修正案を巡って、学長団交が行われ、翌30日には工学部でも学生集会在あり、7月1日には300名規模の全学集会在開催された。8月11日にはかつてない一橋・商船・農工大3大学合同教授学生懇談会(教官30名・学生50名)が行われ、「学生のいない夏休みには決めるな」と教授会への傍聴出席を要求し、暑く燃える夏となった。

9月には農工両学部の教授会は修正案を了承したが、学生は譲らず、話し合いが続行された。しかしついに9月28日、評議委員会は「学寮規程反対」の怒号のなかで学寮規程を正式決定してしまったのである。

「第三期」は、学寮規程の制定後、新寮が完成し、寮運営を巡って細部の交渉が進展した時期である。学寮規程の制定により、学寮は「規律ある団体生活を通じて人間形成に資する」施設とされ「管理のための学寮委員会」が設置され、寮生が寄宿料以外の経費の支払いが明示された。しかしこの間の交渉で、「学生の自治活動は尊重する」などの申し合わせ事項が確認されており、問題は細部に移ったが、交渉は膠着した。運動の高揚のなかで西ヶ原寮は1966年1月19日に寮生大会で、全寮連への加盟を決定した。

1月下旬、新寮の定員が500名から340名への削減が連絡され、駒場寮生大会は抗議声明を発した。入寮の時期や条件などが現実課題になるなかで新寮工事は進み、第一期工事180名分は昭和41年（1966年）4月23日に竣工し、5月9～10日には学生の参観が行われ、一般公開され、ほとんど入寮可能な状態になった。学生・寮生は「入寮の時期は学生が決める」「4月以降の新入生はいったん旧寮に入寮させよ」としたが、当局は、「学寮規程を認めよ」と強硬で、入寮条件が重要な課題となった。

「第四期」は昭和41年（1966年）4月以降、新入生を迎えて、入寮するまでの時期である。学生・寮生は①希望者全員を収容する民主的新寮、②自治規約の実質的適用、③女史寮の建設、④スクールバスの運行、⑤引越し費用の保証、⑥炊婦の公務員化、⑦学寮規程反対、⑧負担区分反対、⑨寮費三倍化反対、⑩諸設備の要求などの総合要求を掲げて、クラス討論を行い、6月21日には300名規模の学内集会を開いて、新寮問題の全学的な意味を確認した。

この年、5月には女子寮20名分の建設が内示され、9月には第二期160人分が竣工し、いよいよ入寮条件が目前の問題になった。駒場寮跡地の使用計画がある当局は5月末頃から再三、学寮規程の容認を前提に早期入寮を打診しており、「長期計画の円滑な遂行のためには、9月中に移転が必要」とした。こうして中間試験の時期を前に本学における激動の10日間が始まった。

5. 無条件入寮と大学人の英断

駒場寮では、入寮後も、学寮規程に反対する運動を継続する展望を確認しつつ、「現状のまま新寮に移転する」という無条件入寮の方針を確認した。9月22日には異例の教授会との合同協議が行われ、24日には団交があり、学長は試験の延期を前提に9月中の移転を懇願した。24日夜、駿河湾台風が襲い停電し、蠟燭の明かりのもとではほぼ全員参加の激論が続いた。「規程の撤回まで入寮すべきでない」「入寮したら当局に押し切られる」「長期計画を重視し、貸しを作って入寮し継続交渉を」という意見に別れた。深夜2時に至り「規程の強制実施反対」「試験の延期」「引越し日は休講」等を前提に無条件入寮を決定した。25日の団交で寮生の要求が確認され、更に「西ヶ原も無条件入寮を」と要求した。し

かし長期計画の対象でなく移転を迫られていない西ヶ原寮では「移転して闘えるか」という意見が多数を占め、27日の寮生大会で駒場寮の移転を否決した。翌28日、近藤学長は混乱を陳謝し、移転の必要性を説き、全学の協力を請う異例の声明を発し、掲示した。同日、夜、西ヶ原寮生は、駒場寮生の傍聴するなかで、再度、審議し、激論を交わしてようやく駒場寮の移転を承認した。

翌29日には駒場、西ヶ原寮長、農工両学部自治会委員長、農工両学部長及び学生部長との間で、仮移転にあたって「寮規程は適用しない」「寮費は従来どおり」という覚書が調印された。同日、駒場寮生はストームを行いキャンプファイヤーを焚いて最後の夜を飾り、翌快晴の9月30日、意気揚揚、新寮に乗り込んだ。このとき新寮にまだ名前はなかった。その後、昭和41年(1966年)12月15日までに全学をあげて正式入寮について協議を重ね、「確約事項」「申し合わせ事項」を調印した。そのすべてを記載はしないが、①負担区分を払えない人への具体的措置の検討、②炊婦公務員化への努力、③4棟目建設への努力と西ヶ原和寮の継続使用、④両運営は自治規約による、⑤学寮規則の継続話し合い等の他、⑥寮関係予算および人事についての学生との事前協議といった先駆的とも言える内容を含んでいた。これは「学寮規程を実施しなければ寮予算を下ろさない」という高圧的な文部省の態度に、心ある大学人が一致して危機感を募らせ、学生・寮生の主張に耳を傾け大学の自治と学生の自治権を探求した結果である。その後、12月17日、西ヶ原寮生が正式入寮して翌昭和42年(1967年)1月25日に自治規約を制定し、2月1日に統合寮が発足した。更に寮名決定投票を行って「櫛寮」が誕生し、「新しい寮づくり」が探求され、半期ごとの寮委員会寮長は、しばらくの間、農工寮学部から交代で選出された。これが現在の櫛寮の礎である。

6. 本学における学寮問題の歴史的意義

昭和45年(1970年)初頭まで日本を覆った大学問題に関しては「大学問題総資料集」(全八巻)が昭和47年(1972年)に有信堂から出版され、第五巻に「大学の学生自治と参加権」がある。学寮は生活点であり、当事者のいずれかが対応を誤ると東京学芸大雄逸寮や東京学生会館の例のように警官隊導入や長期の全学ストなど展望なき泥沼に陥りかねない。本学の経験は、粘り強い交渉や全学的討論を通じて大学への為政者の高圧的介入に全大学人が危機感を共有し、その結果、学生・寮生の自治権のあり方を自主的、創造的に探求したものである。今、大学の状況は大きく変貌してしまった。この変貌は高学歴ワーキングプアを生み出す今日の時代の閉塞感と無関係ではない。社会の未来を担う学生と真理探究の徒としての大学人が、ときの支配的思潮から独立して高度で自由な自治的精神を保持することはその時代の健全性を示すものであり、本学における学寮問題の経験はそのことを示すささやかな貢献であった。改築される櫛寮に入寮される諸氏や、大学の現状を憂う大学人が再び、過去の経験に学ぶ日が訪れることを望んで止まない。

8 昭和44年（1969年）の本学における「学園紛争」の記録 《一部学生による本館等の占拠封鎖に大学はどうか対応したか》

1. 本学の大学封鎖にいたる経緯

学園紛争の象徴的な一部の学生による本館等の封鎖は、昭和44年（1969年）4月と10月の二回行われた。東大闘争が昭和44年（1969年）の1月に終結しており、年度としては1年遅れているが、この年は、70年の日米安保改訂と国際反戦デー、ベトナム反戦運動とか沖縄復帰問題とか、政治情勢が混沌としていた中で、大学封鎖に入っていくという当時の政治状況が背景にあった。それともう一つは、東大闘争が一つの契機になるが、大学立法（大学運営臨時措置法：これは大学紛争処理法だといわれた）が、国会に上程されていて、ある意味では、その処理法を具体的に適用していくような印象の位置づけの大学に本学も結果としてなったという政治状況も背景にあった。そうした当時の動向について、表1を参考にして述べておく

昭和43年（1968年）からいわゆる大学紛争は始まったが、そのトップが東大紛争で、1

表1 大学紛争に関する略年表（1968～1969年）

1968年	1月29日	東大医学部自治会、インターン制度に代わる登録医制度導入に反対して無期限ストに突入（東大紛争の発端）
	2月26日	三里塚・芝山同盟と反日共系全学連、成田空港阻止集会（1600人）
	4月15日	国税庁、日大の経理で20億円の用途不明金摘発（日大紛争の発端）
	9月30日	日大全共闘系学生約1万人、古田重二郎会頭と翌朝に及ぶ大衆団交
	10月21日	ベトナム戦争に反対する国際反戦デー
	12月29日	東大・教育大（体育学部をのぞく）、1969年度入試中止を決定
1969年	1月18日	東大闘争支援の学生・市民ら、御茶ノ水駅・明大・中央大付近の道路をバリケード占拠（神田カルチャータン闘争）、警視庁機動隊8500人、東大安田講堂の封鎖解除に出勤、1月19日催涙ガス弾4000発等を投入、封鎖解除、
	2月18日	日大文理学部の封鎖解除に機動隊導入（以後、各大学で相次ぐ機動隊導入）
	4月26日	農工大学農学部本館封鎖（～28日）
	5月24日	政府、文部大臣が大学に介入し大学紛争を収拾するための大学運営に関する臨時措置法案を国会に提出。野党、国大協等、大学自治への介入反対衆参両院で実質審議なしに自民党が強行採決。8月3日成立、8月7日交付
	6月29日	ベ平連による新宿駅西口広場での反戦フォークソング集会に7000人参集、機動隊、催涙ガス弾で規制、64人逮捕
	9月5日	反共産党系各派学生組織全国全共闘連合を結成（1万5000人、革マル派不参加）
	9月29日	農工大学本部・農学部本館占拠・封鎖される
	9月30日	占拠学生、本部から退出
	10月1日	新館占拠・封鎖される
	10月20日	早朝、10月18日の警視庁警備部の勧告もあり、大学の要請により機動隊導入により封鎖解除
10月21日	国際反戦デー	

注：神田文人編『昭和史年表一年表で綴る昭和60年の歩み』小学館 1986年参照

月29日に医学部学生自治会が、インターン制度に代わる登録医制度導入等に反対して無期限ストに突入する。これが東大紛争の発端になった。この時期、成田空港の問題などが登場してくるが、4月に日大に飛び火する。国税庁が日大の経理で20億円の用途不明金があることを公表、日大全共闘系学生約1万人が古田会頭と昼夜に及ぶ大衆団交を行なったことが大きく報じられた。その二つの大きな紛争の影響を受けたと思われるが、12月29日には、東大と教育大が昭和44年度の入試の中止を決定する。これが主な昭和43年(1968年)の動きである。

そして昭和44年(1969年)には、フランスのカルチュラタンを模して語られたが、東大闘争支援の学生・市民らが御茶ノ水駅、明大・中大をバリケード、占拠するという記事が紙面を飾っている。それから1月18日には、安田講堂の封鎖解除ということになって、それに続いて日大も2月18日には、解除する。以後各大学でバリケード封鎖が相次ぎ、機動隊導入による封鎖解除がつづくという構図になる。全国的に見ると、農工大はそれらの動向の後、だいたい大学紛争も下火になった時期の封鎖であった。

4月26日に農工大の農学部の本館の封鎖、これが第一次封鎖で、これは4月28日の沖縄反戦デーへの出撃基地のようなもので、期間も3日間と短く、このときは全学的な封鎖反対が盛り上がり、機動隊導入という事態にはならず、結果として自主解除された。

5月24日に、大学運営に関する臨時措置法案が国会に提出され、それに対して野党と国大協が、大学自治への介入と対立するが、ほとんど実質審議がないまま、国会を通過し、7月7日には公布された。全国的な大学封鎖占拠に対して、機動隊導入一封鎖解除という試行の繰り返しができていたのか、大きなニュースにならず「大学紛争処理法」として成立してしまったといっよい。

一方当時、ベトナム戦争に反対するベ平連が急速に力を増してき、6月29日に反戦フォーク集会、7000人規模の集会を新宿駅、西口の地下の広場で行った。その集会が機動隊によって規制・排除されるという、そういった形で、大学紛争とちょっと離れたところで、新しい動きが出てきた。9月5日には革マル派は参加しなかったが、反共産党系の各学生組織が連合して全共闘が結成された。1万5千人が結集したと報道されている。

こうしたベトナム反戦の機運の盛り上がり、70年安保を翌年に控えての学生運動対策が拮抗しながら、この年の10月21日の国際反戦デーに社会的な関心が集まるという政治状況の中で、本学では9月29日から10月21日に及ぶ第二次の本館占拠封鎖が舉行される。

この間の経緯については前出の年表にまとめてある。

9月29日から10月1日にかけて、全共闘(準)を名のる一部の学生が農学部本館、一般教育新館を占拠封鎖し、10月1日には一般教育部新館で集会をもち、学内全共闘を結成した。その後、少数のメンバーが20日間に及び農学部本館を占拠封鎖し、全学的な大学紛争になるが、最終的には、10月18日の「警視庁警備部の勧告」を受け入れ、形式的には「大学の要請により機動隊が導入」され、10月21日の国際反戦デーの日に本館封鎖が解除されるという顛末になった。

2. 一般教育部新館占拠封鎖にどう対応したか

資料1は、一般教育部の記録である。第二次本館封鎖に入る前に、9月16日からかなり一般教育部新館占拠をめぐる詳細なメモの記録が残されていた。これによると、当初は一般教育の学生が中心で、カリキュラム問題が大きなテーマになっており、一般教育部の教授会では、相当細かい対応方針が検討をされていた。

直接の封鎖のきっかけになったのは、一般教育の学生が、カリキュラム闘争委員会のようなものを作り、彼らと教官方とのやり取りが出発だった。

一般教育部教授会懇談会では、学生からだされた公開質問状を検討し、クラス討論を教官と学生の意思統一の場として位置づけ、教官も積極的に参加すること、1年生中心を原則とする等のクラス討論の進め方についても取り決めをした。ところが、クラス討論をやる段階で、すでに公開質問状の当事者は本館封鎖に入っており、占拠封鎖に対して正常化にむけての全学的な意思を確認することが優先された。

ある教官は「当初は、学生相手に話し合いをしようという雰囲気はあったんですよ。ところが、彼らは、そんなことは全然考えていない。教師は敵ですからね。中には、教師と仲良くというものもいたかもしれないですけど、一番先頭に出ていた連中は、そんな教師の温情に報いるとか、話し合いで何かを決めようとかの雰囲気は全くない。」ということであった。

なお、その後に封鎖に入って農学部の学生会と工学部の自治会が公開質問状をだしている。これには農学部の教授会が書面で回答している。要するに本館を占拠している全共闘関係の学生を代表として認めずに、全学的に承認されている代表を交渉相手にするという姿勢がはっきりしていたと考えていい。

資料 1-1 東京農工大学紛争経過（特に一般教育部関係）

昭和44年10月15日
一般教育部教授会懇談会

9月16日 全共闘（準）が教授会に対し公開質問状を出す。9月24日回答期限

17日 阿部一般教育部長が公開質問状を入手

22日 質問状を作った責任者呼び出しの掲示をだす。

24日 阿部部長および高木（栄）教官が責任者5名から事情聴取

25日 16:50～20:40教官有志と学生約25名が懇談会を行う。後は、懇談会の再開を約して解散

26日 午後、工闘委が工学部に対し5項目の公開質問状をだす。

29日 封鎖前、学生会執行部が両学部教授会あてに公開質問状、解答期限は10月11日、農学教授会回答10月8日付け

18:30頃本部、19:00頃農学部本館を封鎖

19:00～5:00にかけて封鎖学生が教養新館に4回おしかけた(1回目素手、2回目竹棒、3回目角材、スクラム、4回目鉄パイプ)その際、藤沢、大槻教官が負傷、なお1回目の失敗後18:00頃本館内に多数の石を運び入れた。

夜半、教養新館内にて寮生、一般学生が討論集会、封鎖学生の途中3回の襲撃はそれに向けて行われた。投石あり。

30日 16:30封鎖学生本部より退出、火炎ビン6本発見

夜、工闘委14名が工学部生協2階にて、一般学生、寮生より自己批判を迫られる。

新館に投石あり、窓ガラス多数破損。

10月1日 早朝5:00頃新館封鎖される。

2日 8:35ゲバ棒をもち試験場荒らし(5、6号教室)、蛍光管破損、消火器散布(学生S、Y)

6日 試験直前に学生S,T他数名の学生が素手でやってきて6号教室にてビラ撒き。試験は20分遅れる。

映研が映画会開催(6号教室にて)の申し入れを行う。

7日 試験直前にK、T他が素手でやってきて5,6号室にてビラ撒き。

映研の申し入れた映画会を農学部教授会が不許可。

8日 映研は映画会の予定を取りやめ。

12日 昼休みから午後にかけて本館付近のデモ隊にビン、小石投下(軽傷者がでる)。

14日 昼休みに小石、ビン投下

15日 昼休みの投石、ビン投下(院生K他)により負傷者(学生O他)。

資料1-2【学生からの公開質問状】

公開質問状

農工大学一般教育教授会諸氏へ

本年4月以来、我々は農工大一般教育学部学生として授業を受けてきたが、その授業の無意味さ、つまらなさの為、我々は非常な不満を持って2学期を迎えることになった。(一般教育闘争委員会機関紙「バビューン」参照)

単刀直入に本題に入らせていただく。一学期を通じて、教授諸氏は、各種大学問題における矛盾解決の立場を明らかにせず、ひとつとしてその自覚、主体性がみられなかった。故に我々は学生として、これらの問題に取り組んで行きたい。よってまずこれらの問題を追及する上で次なる質問をしたい。

一、教育とは何か、教育の使命とはいかなるものか……?

二、学問とは何か、いわゆる学問の独自性とは……?

三、大学とは何か、とくに一般教育学部とはなにか

これらの問題について、教授諸氏の理念に基づき見解を求めたい。次に我々の直接問題

となっている事項として

- 1、農学科一部では自主講座を開いているが、大学におけるこの自主講座の存在についての見解
 - 2、単位制度、試験制度について、教授がいかなる判断に基づき成績を与えているのか、又その制度そのものへの見解
 - 3、現在の大学機構＝国大協自主規制路線の法的根拠となっている大学立法について、いかなる態度をとられるのか。
- 以上についての回答は9月24日を期限としたい。

なお、以上の回答に基づき、一年を中心に、学部長および教授諸氏の主催においての討論会の開催を要求する。時期としては25日頃を要求したい。

回答は最大の考慮を計って一般教育学部共闘会議（準）まで提出されたい。

9月12日（金）

農工大一般教育学部共闘会議（準）

資料 1-3【一般教育教授会の対応】

学生諸君へ

9月29日以来の全共闘と称する学生諸君の本学における農学部本館占拠などの一連の行動に対しては一般教育教授会は次のような点を確認する。

この問答無用の力による行動を許しておくことは決してできない。学生諸君が持っているであろう大学に対する不満や疑問については我々も認め責任を感じるし、学生諸君を含む大学に属するすべての人々とともに努力を積み重ねることによってそれらの解決を計ってゆきたい。

大学の問題の解決は、理性的な討議とそのための自由を確保する不断の努力を通してのみ可能であると考え。全共闘の諸君の今回の行動はこの方向に明確に反対するものである。

昭和44年10月2日

一般教育部教授会

【一般教育部教授会懇談会】

10月14日一般教育部教授会懇談会の方針

◇10月16日のクラス討論の進め方

1. 討論形式（教官も積極的に参加）教官、学生の意志統一の場である。
2. 一年生中心（クラス討論）を原則とする。（封鎖派、2年以上は認めない）
3. 議題

- a. 少なくとも新館の正常化については結論をいそぐ。(中心課題)
今週中に活動開始をめざす。新館正常化は、クラス討論の結果をもとにした全一年次学生の統一的な意志表明が望ましい。
 - b. カリキュラム問題と封鎖は別問題であることを納得させる。カリキュラムの改革については、一般教育部としての用意(方針)がある。(教授会としての構造、学生の意見反映)
 - c. 教養としての立場から新館正常化の具体的方法を出したい。(教職員、学生の総意による。)
4. 全共闘一派の妨害に対して、できるだけ大勢の教官が待機する。(臨機応変に場所をかえるなり、時間をずらす等の処置をとる。)

資料 1-4 後期授業開始にあたっての一般教育部教授会の見解

10月13日、一般教育部教授会は、新館の封鎖という事態のもとでどのように後期授業を開始するかについて、長時間にわたる討議を行い、究極の責任を負うという立場から、授業開始を含めて10月16日以降の正常な教育活動をゆるがせにしないという方針を確認した。

正常な教育活動の場を確保するには、現在封鎖状態にある新館の早期整備が必要であることはいうまでもないが、新館を整備するだけでなく、その基調となる問題解決のためには全学の教職員・学生の意向を汲みとることが重要であるとの結論に達した。

教授会の責任における早急解除をのぞむ教職員・学生の声があることも、われわれは十分に知っているが、それらの人々が教授会の真意を汲んでわれわれの結論を理解されるよう望みたい。

この異常事態を解決し、このようなことが繰り返されないよう、一般教育部教授会ではできるだけ努力を払うが、同時に大学に属する人々、とくに、一般教育の学生諸君を中心にすみやかな討論を行い、一致した結論が出されるよう呼びかけたいと思う。

なお、教授会の負う責任上、新館を使用しての授業再開のために猶予された時間はきわめて短いものであることを訴えるものである。

また、現在破壊されている窓ガラスを放置しておくことは危険であるので、危険排除の最小限の目的に限定し、早急にそれを取片づける。

昭和44年10月13日
一般教育部教授会

本館占拠・封鎖～解除まで一機動隊導入をめぐる

資料2-1、2により封鎖解除に至るまでの経緯がわかる。評議会の記録と、農学部の教授会の記録である。それから資料2-3～5には近藤頼巳学長の声明と農学部の諸星静次郎

学部長の声明、教職員組合と農学部学生会の共同の声明を示した。

本館等の封鎖から機動隊導入・封鎖解除の経緯はこれらの資料にしめされているが、封鎖解除のために機動隊導入が必要だったかどうか、どういう手続きを踏んだのかを資料をもとに明らかにしておく。

封鎖解除の方法については、農学部教授会では、「警察を導入せざるを得ないような状態(例えば生命の危険がある場合、学外者の侵入が確認された場合)にならないよう全力をあげて努力することを基本とする」ということを決議している。農学部は、あくまでも警察権力を導入しないで事態を解決する努力に重点をおいていた。教職員組合も学生自治会なども集会や臨時学生大会などを開き、自主解除の方向で準備がすすんでいた。

しかし、大学当局と評議会の方は、事前に警視庁とのコンタクトがあったことが資料でも明らかになっている。本学の封鎖が学内の内部の問題でなくて、国際反戦デーに向けての出撃基地的な位置づけになっており、警視庁は以前から関心をもっていただようで、治安的な意味で学内内部と緊密な連絡をとり、『いざとなったら機動隊を配置するよ』ということが、大学当局との間で事前協議が行われていた。農学部教授会は、ぎりぎりまで自主解除の方向で努力をしていた。その状況認識のズレがあったように思われる。

資料2-1 10月20日の封鎖解除に関する経過概要

昭和44年10月21日 評議会記録

- I 本学では、去る9月29日から10月1日にかけて、一部の学生が農学部本館、一般教育新館および本館を占拠封鎖し、学内を混乱に陥らせた。
本学評議会は、関係部局と緊密な連絡をとり、特に農学部教授会の意向を尊重しつつ、早期解決、自主解除のための努力を続けたが遺憾ながら、封鎖が長びくにつれていくつかの傷害事件が発生し、また、学生間の対立から乱闘の危険が予測されるようにいたった。
一方、10月21日の国際反戦デーを前にして、学外の暴力的な学生運動は先鋭化し、学外者集団の本学内立入も懸念されるにいたり、いっそう解決が困難な情勢となった。
- II 評議会は、早期解決、自主解除の方針をとり、警察官の学内立ち入りについては10月9日の会議において、次の基本的態度を確認した。
 - 1 学内に非常事態が発生した場合においても、警察力を導入せざるを得ないような状態にならないよう全力をあげて努力することを基本とする。
 - 2 前項の全力をあげての努力にもかかわらず、暴力等により人命または身体の重大な危険のある場合、人権の重大な侵害行為等あるいは、暴力行為をとるやうな学外者の侵入が確認された場合には、やむを得ず警察力を要請せざるを得ない場合もあります。

Ⅲ 10月18日農学部教授会は、事態の困難性を認識して前項の評議会確認事項を対外的に明らかにする意味の申し合わせを行い、これを評議会の承認事項とされたい旨の申し入れをした。

Ⅳ 一方警察当局も本学の封鎖状況を重視し、学長に対して状況および解決の方針の説明を求めたので学長は、10月18日午後2時警視庁警備部に出向いたが、その際、当局から次のような勧告がなされた。

- (1) 大学の早期自主解決の方針は一応了承するが、10月21日の国際反戦デーについては、当局は治安上強い決意をもって対処しているので、大学としてもこの点の責任を充分自覚してほしい。最近の新左翼の学生は、決して彼らによる自主解除をすることは考えられないので、最後には警察力に頼らざるを得ないものと思われる。19日中に警察力によって解除するよう要請されてはどうか。
- (2) 19日を過ぎれば、他の大学の解除および警備の都合があるので、たとえ要請があっても特別な事態が起こらない限り出動はできない。
- (3) 貴学の封鎖学生は、明らかに相当危険な武器を集積しており、かつ、貴学は地方から上京する学生集団の宿舎となるおそれも充分にあるので、状況によっては21日以前に警察独自の立場で捜査し、これを解除する。
- (4) 警視庁は、10月21日の国際反戦デーに対処するため紛争大学に対して勧告書を出しているの、これを手交する。

これに対し、学長は、大学自治を建前としてあくまで大学の意向に添わない立ち入りは絶対にこれを避けたいこと。もし20日中に大学の教職員による自主解除を行うとすれば、その援助のための要請は受け入れられるであろうか。また要請するとすれば、その時期はいつまでが限度であるか等、本学の事情を重ねて説明し、考慮を求めた。これに対し、20日の出動は非常に困難であるが事態の緊急性にかんがみ、考慮することを検討してみよう。ただし、その申し出は19日正午まで（当初は、早朝までにとということあったが重ねて考慮を求めたところ、正午までにとということになった。）とされたいとの回答があった。

Ⅴ 学長はこれらの事情により18日午後7時に評議会を招集し、協議した結果、前記Ⅲについては、手続きの事項として了承され、前記Ⅳにかかわる事項については、学内外の実情に基づき、格段の情勢分析をもとにして慎重に審議されたが、警察力の援助に関しては、事態によってはやむを得ないが、大学の建前から警察自体の判断で立ち入られることは、極力これを避けたいこと、万一援助を要請する場合は両学部教授会の意向を踏まえて19日午前11時30分から評議会を開いて協議することとした。

Ⅵ 19日学長は、評議会開催の時間的な余裕がなかったために農工両学部長を通じ、両学部の意向を確かめ、午後0時30分頃府中署に出向き、警察自体の判断による学内立入

は極力これを避けたいこと、ならびに学内外の実情を慎重に判断しすみやかに自主解除をするために20日午後の警察官の路上待機による援助が可能であるかどうかを打診した。これに対し当局は、警備計画上、はなはだ無理であるが、本庁と打ち合わせのうえ返答するが、その回答はかなり遅れるかも知れないとのことであった。学長は午後2時頃辞去し、このことを両学部長に連絡した。午後5時頃警察からもし出動するとすればその場合の協力の仕方について大学側の具体的な要求や考え方を聞きたいという連絡があった。農学部長が外向き、教職員による自主解除の援助であるから、まず構外で待機されたいこと、退去通告にあくまで応じない場合および抵抗するような場合は、大学側のあらためての要請によって立ち入られたいこと、封鎖学生が大学の通告により抵抗せず学外に退去した場合は、警察官は学内に立ち入らないこと等の確認を求めた。これに対し、警察側はこれを了承したが学生が抵抗せず退去した場合も、農学部本館および一般教育部新館の現場検証を行うこと、この場合、大学側から立会人を出してもらいたいこと、武器その他の証拠品があった場合は抛出されたいこと（抵抗した場合は、証拠品として押収すること）、通告に応じ、抵抗せず退去した学生についても一応事情聴取（長くても1時間以内）を行うこと等について確認を求めた。

午後9時10分頃、警備配置の都合から、20日早朝（午前6時30分）ならば出動することができるがどうかとの連絡があり即答を求められた。学長は、この時点でことわれば結果として警察独自の出動は必須であると判断し、これは大学の自治の基本にふれる問題となるので、あくまでも自主解除を援助するための学外待機を第一とすることを条件とした正式の警察力の援助を要請することに踏みきり、これを両学部に連絡し、了承を得た。ついで部局長等関係者に連絡し、これに対処することとした。農学部においては農学部長の判断により、緊急主任会議を招集し、前記の措置についての上承を得、ついで工学部、一般教育部の関係者の出席を依頼して協力を求め、さらに、20日午前6時30分教職員による自主解除を行うため、連絡のできる限り多数の教職員に午前6時までに出動することを依頼した。

- Ⅶ 10月20日午前6時30分、正門前に勢ぞろいした教職員が、農学部長を先頭に学長名の退去命令書を携えて農学部本館前にいたり、6時40分頃、農学部長が封鎖学生に対し、3度学外に即刻退去するよう通告した。午前6時40分頃、府中警察署長を指揮者とする機動隊員、府中警察署員が正門前に到着した。封鎖学生は、この状況から午前6時50分頃、本館裏口から退去した。ついで、農学部事務長他1名が本館内に入り、封鎖学生全員が退去したことを確認し、自主解除は終了した。続いて、現場検証に移り（立会人8名）、午前7時30分頃、検証を終え本館内にあった多数の空きビン、投石用と思われる石の類多数、および材木類等の任意提出を求められたのでこれに応じ、午前8時20分頃、警察官は学外に退去した。

これより先、本館を退去した学生は、構内でデモをはじめたため、機動隊員に規制さ

れ、正門前近くのテニスコート付近で事情聴取をされたのち、正門から退去させられた。

VIII 建物および器物には相当大きな被害があったが重要な書類、貴重な文献および標本類は幸いにして無事に回収することができた。

IX 以上の措置にともない全学教職員、学生に対しては、学長声明を発表した。

X 以上の措置については、10月21日午後2時30分から開催された評議会において、学長から報告された。

資料2-2 今回の封鎖とその解除について

昭和44年10月26日
農学部教授会

I 全共闘学生が9月29日から10月1日にかけて、農学部本館、本部事務局、一般教育部新館を封鎖した。教授会はこの封鎖の不当性を確認の上、解除のため、教職員、学生、ならびに助手会、教職員組合、学生会など学内諸団体の意向を参酌しつつ次のごとき方針を9月29日から10月4日にかけて決定した。

(イ) 早期封鎖解除を図る。そのため、封鎖学生が自ら封鎖解除をするように、封鎖学生に対する処分の方針決定、封鎖学生の孤立化の促進ならびに封鎖学生に対する糾弾活動の展開などを行う。(9月29日～10月4日)

(ロ) 警察力の導入に関しては、「教授会は警察力を導入せざるを得ないような状態(例えば、生命の危険がある場合、学外者の侵入が確認された場合)にならないよう全力をあげて努力することを基本とする。」また警察力を導入せざるを得ないような緊急の場合は、なるべく多数の教官が決定に参加する。人身傷害の防止に全力をあげる。(10月1日)

(ハ) 大学人による封鎖解除については、「機が熟するを待って全学の教官が主体となり、職員、学生一体となって実施する。」(10月4日)

(ニ) 学期末試験は正常どおり実施する。(9月30日)

II 上記の諸方針のもとで次のことが実施された。

a.学長、両学部長、一般教育部長より封鎖学生の自主的解除の実施命令の再三にわたる通告、b.封鎖学生に対する処分の予告、c.助手層の協力のもとに封鎖期間中昼夜をとわぬ封鎖学生に対する監視および個別的糾弾の実行、d.教授会構成員全員による封鎖糾弾のシュプレヒコールの実施、e.封鎖の実情の学内周知と学内世論の喚起を図

るための広報活動の積極的な推進、f.職員、助手会との意思疎通を図るための連絡教官の配置および懇談会の開催、g.学生と協力しての世論喚起のための学科集会、またはクラス討論の促進、h.試験実施のための教官、職員の昼夜をとわぬ全力をあげての努力、などを行った。

Ⅲ この間、学内諸団体から封鎖の問題に関して各種の要求が出され、教授会は次のようにそれらの意見をくみあげた。

(イ) 10月5日の学生会からの申し入れに対して「封鎖学生の処分は封鎖中には決定せず職員、学生の意見が反映されることも考慮されねばならない」という趣旨の回答を行った。(10月6日「教職員、学生諸君へ」NO.6参照)

(ロ) 9月29日の学生会からの「一部学生の不当行為に対して学生教職員に依拠し自主的に解決する立場を明確にせよ。」「警察・機動隊導入に反対せよ。」との趣旨を含む公開質問状に対してⅠ—(ハ)とⅠ—(ロ)の方針を確認して回答した。(10月8日「教職員、学生諸君へ」NO.4参照)。

(ハ) 10月6日の助手会からの「封鎖解除は全学の意見を反映すること、全学の意思の統一のための積極的努力をはかること、機動隊導入・実力解除に関しては助手会にはかること、封鎖解除のために大学の民主化の運動を遅れさせないこと」の趣旨の要請に対しほぼ同意した。(10月12日)

(ニ) 文書回答はしなかったが、9月30日教職員組合から「警察力の導入を教授会だけの独断だけで行なうな。」との要請、「教職員、学生の意思を結集せよ」との訴えがあった。それらは基本方針にもられた教授会の見解と一致している。また、19日夜に20日の全学的抗議集会についての申し入れがあった。

Ⅳ 後期授業の開始とともに、クラス封鎖、学科集会などが相継いで行われた。また学生会主催の学生集会が開催され、試験のため遅れていた学生層の封鎖反対の世論が一般的に高まり、すでに封鎖以来、封鎖反対の気運の強かった職員層、助手層とともに全学的世論が形成されてきた。この実情をふまて10月19日の教授会ではⅠ—(ハ)の方針に基づき、10月20日に教官、職員、学生の全学的抗議集会の開催と翌21日に行う封鎖解除の方針が決定された。

Ⅴ 封鎖学生による傷害事件（例えば10月8日の投石による教官の負傷、15日の投ビンによる学生の負傷、15日夜の殴打による教官の負傷など）の続出ならびに8日以降の再三にわたる投石、投ビン等、暴力行為の続出の事態から予測される重大な人身障害の発生の危険性ならびに21日の国際反戦デーの際の他大学学生の侵入の恐れなどが生じてきたため、10月18日の教授会は前述のⅠ—(ロ)の確認事項を対外的に表明することにした。これは不測の事態が発生した場合にそなえての措置である。

Ⅵ 教授会は以上のような方針のもとで、努力を重ねてきたのであるが、学長が緊急事態

と判断せざるを得なかった次のような事態が突発した。すなわち、19日夜に警察より学長宛に警察の出動に関する連絡があり、警察力の立ち入りに関して即答が求められたのである。（「10月20日の封鎖解除に関する経過概要」を参照されたい。）この時点で学長は10月21日の国際反戦デーを控えて警察が治安維持の観点から独自の判断で学内に立ち入りし無差別捜査を行うという事態が切迫したと認識したということが、解除後の教官総会（教授会構成員に助手層を加えた会一仮称）、教授会に報告された。そこで「学長は、この時点で断れば結果として警察独自の出動は必至であると判断し、これは大学の自治の基本にふれる問題となるので、あくまでも自主解除を援助するための学外待機を第一とすることを条件とした正式の警察の援助を要請することに踏み切った。」と前傾「経過概要」に説明されている。そして20日朝、封鎖が解除された。

Ⅶ 封鎖解除後、今回とられた警察力の援助要請に関し22、23日の両日の教官総会で事実経過を明らかにするための努力がなされた。さらに24、25日の両日の教授会では学長の判断の根拠となった事態の緊急性の度合いについての質問、全学の合議を図ることが不可能であったかどうかについての質問に対する討議、あわせて大学の自治の基本的性格に関する議論がなされた。その結果教授会は、今回学長のとった警察力の援助要請の措置は緊急の事態として「やむを得ざるものであった」との見解に達し学長の措置を了承した。

Ⅷ 教授会は封鎖以来連日開催され、封鎖解除に関し種々方針の策定に当り、助手、職員の献身的協力のもとでその方針の具体的実施に当たってきた。また助手会、教職員組合、学生会、学科集會、クラス会などもそれぞれの立場で封鎖に対する糾弾活動を展開したのであるが、教授会はそれらの意向もくみ上げる努力をしてきた。教授会は、封鎖以来の事態に対してとってきた方針が必ずしも、万全のものであったとは考えない。特に察知できない緊急事態に際して教授会の総意の形成を十分に諮るという点において、今後改善すべき点があると思う。封鎖の被害は大きかったが人身に重大な事故がもたらされることがなかったこと、貴重な文献、資料、標本および事務上の重要な書類の被害が最小限にいとめられたということは不幸中の幸いであったと考える。教授会は今後物理的力にたより主張の実現を図る行動を学内から一掃することに重大な決意を持って臨むものである。同時に自由な討論を民主的に行うことを通じて、大学の改革に当たって行きたいと考えるものである。

資料2-3 封鎖の解除にあたって全学教職員 学生各位に訴える

去る9月29日に、一部の学生が農学部本館等を占拠封鎖し、学内を混乱に陥らせた。彼

等は話し合いをいっさい拒否していたにもかかわらず、わたくしは再三にわたり封鎖の自主解除の要望をくりかえすとともに、なんとかして解決の糸口を見出すことを願望してきた。これがために農学部教授会を主体とする全学的な非常の努力が続けられたが、ついに本日まで解決を見るにいたらなかった。かえすがえすも痛恨にたえない。

先般来、東京大学をはじめ多くの大学において、いわゆる紛争状態の拡大したかたちがみられたが、それらの実態をみると、しばしば見るに耐えない乱闘、人命の危険、廃疾不具につながる流血をとめない、また建物（施設、設備）の破壊、損傷等を生じ、学園の物質的荒廃の惨状には眼をおおらしめるものがある。

さらに長期に及ぶ封鎖占拠の間に、教官、学生、職員の相互間の誤解と不信がしだいに高まり、学内における対立が激化して、同じ学園に、浅からぬ縁のもとに日々を親愛と友情に結ばれてきた人間関係が、冷酷非情な不倶戴天の憎悪へと転化し、慟哭にたえないいくたの悲劇が現出されていることも周知のとおりである。こうした災禍の道程を断じて避けなければならないと考え、教職員、学生諸君の協力をえてきた。

また、本学のような規模の新制大学は、ひとたび学園における精神的荒廃が拡大深化に陥れば、その復元力が脆弱となり、本学の存立さえが危殆に瀕する恐れなしとしない。

もともとこの封鎖が不当であり、速やかに解除しなければならぬことは、多くのもの一致した考えである。封鎖の解除の時期および方法は、本学の命運にかかるところから、教職員、学生それぞれによる理性的な討議をつくし、全学的な意思にもとづくことを基本とすべきであるとも考えられる。

わたくしは、いうまでもなく大学のあり方については深く考慮しつづけ、とくに今般の封鎖の事態になってからは、本学の内外における情勢と動向を検討しつつ熟慮を重ねてきた。さらに10月21日の国際反戦デーに当面した客観情勢の緊急性にかんがみて本学の主体性と学問の自由を堅持し、教育研究の使命を遂行し、また教職員、学生の流血と学園の荒廃をさけるためには、苦慮を重ねつつ自らを叱咤して、必要最小限度の警察力の援助を要請する措置をとらざるを得なかった。まことに遺憾にたえない。

もとより、今回の措置は、本学の当面している諸問題を解決するものではなく、前途には多くの困難な課題がある。あくまでも、大学においては、真理が追究され、大学人は真実に生きなければならない。周知のように、大学改革については、すでに全学的に慎重な検討がすすめられてきているが、その具体化を順次に急ぐとともに、根源的な改革のために忍耐強く不退転の努力を積み重ねることを、ここに改めて決意しなければならない。

本学の教職員各位ならびに学生諸君に対して、止むを得ず今回の措置をとらざるを得なかったことについての理解をねがい、前途に伏在する苦難とともに現代の激動期をよく克服し、本学の新たな創造的発展の道を力強く切り開いて進むよう、全学の総力を結集されることをここに訴えたい。

昭和44年10月20日

東京農工大学学長 近藤頼巳

資料2-4 教職員学生諸君へ

- (1) 本学の封鎖が長期化すると共に、既にいくつかの傷害事件が発生し、また封鎖学生との間の乱闘の危険性も日を追って増大してきた。
教育、研究をあずかる者の立場として主義、主張の問題ではなく、断じてこれを防がねばならない。
- (2) 農学部本館内には金銭ではあがなえない極めて貴重な獣医学、林学関係の標本・資料が保管されており、さらに危険なアイソトープ、事務上の重要書類もそのまま封鎖を受け、度重なる交渉もことごとく封鎖学生の拒否するところとなり、これらを無事に回収するため最も有効適切な手段を選ばなければならない。大学当局としてもこれらの点を苦慮してきた。
- (3) 10月21日の国際反戦デーには、新聞紙上にも見られるとおり、新左翼暴力学生が広範囲かつ過激なゲリラ戦の展開を計画し、警備当局の見解によれば農工大も最危険校の一つに入っており、学長も警視庁に呼ばれて警告を受け、治安上の見地から大学の要請の如何に拘わらず都周辺の拠点校の一つとして事前に治安当局が独自の立場をもって学内に立入ると判断せざるを得ない事態となった。

機動隊が学内に立入ることは大学自治の見地からも誠に好ましくなく、真に止むを得ざる場合であってもあくまで大学の要請に基づいたものであるべきである。さらに大学の立場を主張し諸種の条件を提起するためにも主体性を保って要請することが必要であると判断した。

以上の理由により、止むを得ず警察力の応援を求めざるを得ない状態に立ち至った。当局として誠に遺憾とするところである。

教職員、学生諸君に対し今回の措置をご理解願ひ、一刻も早く正常な大学の姿に復して当面する諸問題の解決に当らうとするものである。

昭和44年10月20日

東京農工大学農学部長 諸星静次郎

資料2-5 10月23日 教職員組合・農学部学生会声明

評議会、教授会は、10月20日の機動隊導入について、
その責任と経過を明らかにせよ。

—大学当局および教授会に対する抗議と批判—

大学当局による10月20日早朝の機動隊導入に対し、いま全学教職員、学生の間大きな憤激が巻き起こっている。

学内の民主的組織との事前の話し合いもなしに、極めて少数の当局者によって決定されたことの事態について、評議会、教授会は自らの責任と、事実の経過を全学教職員、学生の前に、ただちに明らかにするよう要求すると同時に、われわれはこの事態を招いた評議会、教授会に対し、次の点から強い抗議と批判を行うものである。

第一に、学内で生じた問題について、警察権力を導入することが基本的には否定され、自主的解決の努力が強調されてきたのは、学問、思想の自由を基盤とした大学の自治を擁護する大学の闘いの歴史的教訓に基づく立場であり、全大学人の共通の理念として堅持されてきたものである。しかるに、今回の機動隊導入の決定は、この理念に基づく自主的解決のための全学の統一した努力の追及を怠り、10.21反戦デーにおける暴力学生集団に対する警察権力の対策と結びつけ、「封鎖学生との間の乱闘の危険性」を危惧するという一部の判断を絶対化して行われたものである。

農学部教授会が決定した「警察力を導入せざるを得ないような状態（例えば生命の危険がある場合、学外者の侵入が確認された場合）にならないように全力をあげて努力することを基本とする」という内容は、あくまでも「警察力を導入しない」で事態を解決する努力に重点をおいたものであることは明らかである。それにもかかわらず今回の事態は「警察力を導入せざるを得ないような状態」を拡大解釈することによって「警察力を導入する」ための口実をつくることに重点がおかれたものといわざるを得ない。

このような一部当局者の一方的判断と決定は、大学の自治を全学教職員、学生の統一した力により自主的に守ろうとする努力を放棄したものであり、決して容認できるものではない。

第二に、このような事態の発生を阻止し得なかった教授会自体の主体性の弱さと、全学教職員、学生の基盤の上にたとうとしない観点の誤りに対する批判である。

10月19日の教授会は「10月20日の昼休みに農学部長の招集による全学抗議集会の開催と、21日に全共闘学生が学外に出たならば、その後を教官、職員によって解除する」という決定をした。このことは、20日に機動隊導入を導入しなければならないような情勢にあるという判断は全くなく、ともかくも、教授会なりの自主的解決のための努力を前提としたものと考えられる。しかるに事態はこの教授会の決定さえも全く無視した一部当局者の判断によって機動隊を導入する結果となった。

本学の重大な意思決定が、このような形で行われたことは、教授会の決定自身すでに意義をもたない状況におかれていると言えよう。

われわれは、教授会が事実上大学の意志決定機関である現状は改革されねばならないと考えているが、その教授会の決定さえも無視された今回の大学当局者による機動隊導入は、まさに大学の民主化とは逆行するものであり、教授会が真に大学の民主的改革を目指しているのであれば、このような事態をこそ阻止すべきであった。何故このような事態を許してしまったのか。極めて少数の大学当局者に重大決定をゆだねてしまうような経過が教授会自身の中に存在していたのではないか。われわれはここに、従来からの教授会の権威とはうらはらに、大学自治を擁護すべき重大な責任を最も必要な時機に果たし切

れない教授会の主体性の弱さを批判するものである。

第三に、学内の自主的、民主的組織に対する大学当局および教授会の考え方のあいまいさについて指摘したい。封鎖問題の自主的解決について、教職組および学生会は、全学の統一した意思と力によるべきであることを一貫して主張し、その実現のために努力してきた。そのことは10月18日に開かれた教職組の臨時総会および臨時学生大会（集会）において、10月20日の全学抗議集会を契機に具体的な解決のための行動に入ることを決定し、19日の午後8時頃、農学部教授会もそのための決意をするよう申し入れたことにはっきりと表現されている。それにもかかわらず、その後開かれた農学部主任会議は、機動隊導入についての学長を中心とする当局者の判断を了承しているのである。また、19日午前中の農学部教授会もすでに教職組と学生会が20日の全学抗議集会開催を決定している事実を知らながら、学科集会を基盤とした農学部長召集による全学抗議集会を同じ日に設定するなど、教職組、学生会などの民主的組織との協議を通じて問題解決に当たろうとする意思は全く認められなかったのである。

大学を真に民主的に発展させるために、その構成員の自主的、民主的組織の存在が重要な位置を占めることは今更いうまでもない。そして、すでに存在している教職組、学生会などの組織の意思が充分尊重されねばならないこともまた同様である。

封鎖が行われた9月29日以来、教職組および学生会は問題を自主的に解決する立場から機動隊導入について基本的に反対する態度を学長および教授会に明確に申し入れてきた。それにもかかわらず、教職組、学生会に対しても、何等事前の話し合いを行わず、当局の一方的判断によって機動隊導入を決定したことは、学内の民主的組織に対する当局および教授会の考え方にあいまいさがあるためである。

われわれは本学の民主的改革を断固として進める立場から、民主化に逆行する今回の機動隊導入決定に嚴重抗議するとともに、当局および教授会の独善性を強く批判するものである。

1969年10月23日

東京農工大学教職員組合中央執行委員会
東京農工大学農学部学生会執行委員会

9 学生競技会等における顕著な成績

以下に各サークルがあげた競技会等における顕著な成績を列記する。

1. 弓道部

1.1 男子団体部門

昭和50年度リーグ戦VI部優勝。昭和52年度リーグ戦V部優勝。第30回（昭和57年）東京地区国公立大学体育大会優勝。第31回（昭和58年）東京地区国公立大学体育大会優勝。昭和62年度リーグ戦IV部優勝。第36回（昭和63年）東京地区国公立大学体育大会優勝。第40回（平成4年）東京地区国公立大学体育大会優勝。平成10年度リーグ戦III部優勝。

1.2 男子個人部門

第30回（昭和57年）東京地区国公立大学体育大会優勝 伊藤。

1.3 女子団体部門

昭和59年度リーグ戦VI部優勝。平成元年度リーグ戦VI部優勝。平成10年度リーグ戦IV部優勝。第46回（平成10年）東京地区国公立大学体育大会優勝。平成19年度リーグ戦V部優勝。

2. 剣道部

第54回（平成18年）東京地区国公立大学体育大会優勝 中田昂。

3. テコンドー部

3.1 男子団体部門

2006年度ASC杯テコンドー選手権大会 準優勝。

3.2 男子個人部門

第6回（平成18年）埼玉県大会成年男子有級マイクロ級優勝 大石章二。第10回（平成18年）東京都テコンドー選手権大会成年男子1段準優勝 渡辺真吾。第1回（平成19年）神奈川県テコンドー選手権大会成年ライト級優勝 渋谷悠哉。第18回（平成19年）学生テコンドー選手権大会マイクロ級準優勝 大澤淳一、ライト級優勝 吉川健太郎、+64キロ級優勝 長尾健司。

3.3 女子個人部門

第1回（平成19年）神奈川県テコンドー選手権大会成年ライトミドル級優勝 光岡麻希。同マイクロ級準優勝 坂内美貴子。2006年アジア大会個人マッソギ45kg級優勝 赤木美千子、51kg級準優勝 四十崎葉保子、63kg級準優勝 奈良岡和子。

4. 少林寺拳法部

4.1 男子団体部門

平成3年関東国公立大会 衆敵優秀賞。平成4年関東国公立大会 衆敵最優秀賞。平成12年全日本学生大会 初段組演武優秀賞。

4.2 女子団体部門

平成18年関東大会二段以上組演武優秀賞。平成13年全日本学生大会演武優秀賞。

4.3 女子個人部門

平成17年関東大会運用優秀賞 辻優希。平成17年全日本学生大会運用優秀賞 辻優希。少林寺拳法国際大会2007運用優秀賞 辻優希。平成18年関東大会運用優秀賞 辻優希。

5. オリエンテーリング部

5.1 団体部門

2002年度日本学生オリエンテーリング選手権大会XU優勝。2003年度関東インカレ女子団体戦優勝。2004年度日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンスリレー WE準優勝。2005年度全日本リレーオリエンテーリング選手権大会W21A準優勝。

5.2 男子個人部門

第17回(平成6年)日本学生オリエンテーリング選手権大会HA4優勝 井上昌樹。第25回(平成14年)日本学生オリエンテーリング選手権大会MF1準優勝 西山晃。第26回(平成15年)日本学生オリエンテーリング選手権大会MAL3優勝 弾塚康平。第27回(平成16年)日本オリエンテーリング選手権大会ロングディスタンスME優勝 山下智之。

5.3 女子個人部

第6回(昭和58年)日本学生オリエンテーリング選手権大会優勝 角田明子。第7回(昭和59年)日本学生オリエンテーリング選手権大会優勝 角田明子。第17回(平成6年)日本学生オリエンテーリング選手権大会HA4優勝 皆川美紀子。第20回(平成18年)関東インカレ個人戦優勝 米谷法子。第26回(平成15年)日本学生オリエンテーリング選手権大会WF優勝 米谷法子。第29回(平成18年)日本オリエンテーリング選手権大会ロングディスタンスWE優勝 米谷法子。

6. 卓球部

平成15年春季学生リーグ男子5部優勝。平成16年秋季学生リーグ男子5部優勝。平成17年秋季学生リーグ男子5部優勝。平成18年度東京国公立大学大会男子3部リーグ優勝。

7. ハンググライダー部

日本選手権2005学生優勝 鈴木由路。ハンググライディング世界選手権2006日本人1位 鈴木由路。西日本学生ハンググライダー選手権大会2007優勝 猪瀬桃子。西富士ジャンクラシック2007学生優勝 鈴木由路。

8. アメリカンフットボール部

平成14～18年関東大学アメリカンフットボールリーグエリアリーグ 優勝。

9. 落語研究会

第2回大学対抗落研ライブ優勝 手塚美央。

10. ロボット研究会R.U.R

知能ロボットコンテスト2006準優勝。NHKロボットコンテスト2006優勝。

1 多摩ルネサンスシンポジウム

1. はじめに

NHKのテレビで多摩川に何万匹のも若鮎が群れをなして遡上して行く姿が放映された。これを見て、だれものすがすがしいほっとした気分になったであろう。今から19年前昭和60年(1985年)12月1日第1回多摩ルネサンスシンポジウムが東京都下国立市にある一橋大学で開催され、約1000人の人が参加した。そのテーマの一つが自然環境問題であった。当時、多摩川は洗濯石鹸の泡だらけ、また都心の墨田川は黒づみ悪臭で我慢ができない状態であった。多摩川の水がきれいになった事でもその意味で多摩ルネサンスの希望は叶えられた。

当時、我が東京農工大学も未だ博士課程の整備に着手していない状況であったが、高度成長経済の結果、三鷹市で地域通信の実験が始まったり、人々は春先の虫のように頭を出して周囲を見る気分が少し出てきた。筆者は計らずも昭和60年(1985年)当時通産省の財団、日本工業技術振興協会の情報ディスプレイ技術研究委員会の部会長をしていた。また、一橋大学の中川学先生はそこのマクロエンジニアリング部会の部会長をしていた。偶々二人が赤坂で落ち合って話した。そして東京多摩地区を『ハイテクと居住の融合した地域』として、米国のシリコンバレー、ニュージャージー、ボストンルート182地域に負けない地域にしようと話し合い意気投合した。この計画を多摩地区に職住をもつ知人や三鷹市のニューメディア実験の人々に相談したところ、多くの賛同が得られた。そして、都立科学技術大学(当時、短大)の秋山穰先生が意を同じくして参加された。そして中川、秋山、小林の三人が発起人の中核となって『多摩川流域テクノルネサンス協会』が結成された。

2. 多摩ルネとは何か

第一回シンポジウム(一橋大学1985.12.1)のあと毎年、年に一度各大学の持ち廻りで、第2回東京農工大学、以下東京都立科学技術大学、電気通信大学、東京工業大学、東京都立大学と開催してきた。平成12年(2000年)12月第15回電気通信大学を最後に一時中断している。

通称多摩ルネとは、多摩川流域テクノルネサンス研究協会(平成11年(1999年)に多摩ルネサンス協会と改組)が開催校の組織、たとえば、東京農工大学の場合は東京農工大学

科学技術交流会と共催で、昼間はシンポジウム、夜はフォーラムという形で研究会を持ってきた活動の事である。また、その都度主催校の学長、学部長が率先して運営にあたった。また(社)東京都地域産業振興協会、(財)とうきゅう環境浄化財団など常に財政的な援助をいただいた。さらに各市町村、各商工会議所、諸官庁からの協賛をしていただいた。

協会自体は会員の自由意志による会員制で自由意志ボランティア活動である。会員は500人、賛助会員30社である。

シンポジウムの研究テーマは、(1) 地方自治体の活性化、(2) 自然環境と市民生活、(3) ハイテクノロジーの紹介、(4) 人材育成など産官学、市民が自由に参加できる研究会で、その後わが国で爆発的なブームとなってきた産官学の共同研究会の全国的な魁であった。そしてこのような活動を通して、我が東京農工大学の存在が社会的に著しく向上してきた。

3. 歴代の役員など

本協会の歴代会長は東京都立科学技術大学 渡辺茂、一橋大学 宮川公男、都立科技大学 秋山穰、東京農工大学 小林駿介、一橋大学 中川学、電気通信大学 梶谷誠の諸先生が務めた。そして、東京農工大学学長 梶井功、喜多勲、坂上信次、農学部長 奥富清、工学部長 田中宗信、乙竹直、金子六郎、西村重夫、高橋延匡、また当時、各学部の宮田清蔵、一島英治、小倉紀雄、小山昇、伊東正安、松行康夫の諸先生、また日立製作所 鴨下源一様には大変お世話になった。ここで改めて深く感謝を表したい。協会創立を準備した三人のうちすでに中川先生、秋山穰先生をはじめ多くの先生が、すでに鬼籍に入られた。これらの先生方の御冥福を深く慎んでお祈りしたい。

4. おわりに

最近新聞などで我が東京農工大学の充実発展ぶりを拝見するにつけ、宮田学長のリーダーシップよろしきを得て、優秀な先生方、学生および事務局方々のなせる力と大変喜んでいいる。多摩ルネ、なんと無駄なことをしたものですと、コメントを当時もいただいた。今にして思えば、すべての活動は①組織、②活動、③予算、そして④建物がなければ完結しないことを学んだ。今日もその命脈を保っている多摩ルネサンスシンポジウムについて紹介した。

2 国分寺街道拡幅への対応

JR国分寺駅と京王線府中駅を結び、本学農学部正門前を路線バスが走っている通称国分寺街道(当時の都道2・2・2号線)は、都市計画法により現状の9m幅を16mに拡幅することが昭和37年にすでに決定されていたが、昭和58年(1983年)に至って工事が実施されることとなった。この計画によると、拡幅はほとんどすべて農学部側に行われるので、

現在の道路沿いにある平均7m幅の樹林帯が全部削られて無くなることとなる。

これまでに農学部では、その四周を囲む4本の道路のうち、すでに北側の明星学苑側と東側の天神町・牛舎側が拡幅によって大学の敷地が削られており、南側の馬場とクワ畑の間の細い道（府中市道）も現在、拡幅計画が一時中断・凍結中という状況である。それに加えて今回は残る西側も削られるということになるので、学内ではかなり抵抗感が強かった。

しかし、国立大学の国有地であり、基本的には都市計画法に逆らって反対はできないので、補償工事を最大限に要求して、大学の教育研究環境の悪化を最小限に食い止めるしかないという認識に立たざるを得なかった。

農学部では昭和56年（1981年）ごろから南側の馬場に面する道路（府中市道）の拡幅問題が起こっていたので、昭和57年（1982年）1月から「道路拡幅問題検討委員会」が発足していた。委員会は当時の9学科と5附属施設、それに一般教育部、農学部内厚生補導・組織整備・予算施設の3委員会委員長、および体育教官が加わった総勢19名の大きな委員会であった。

委員長は当初、武笠康雄教授であったが、昭和58年秋に同教授が急逝されたあとは渡辺 實教授が務めた。

委員会は委員を通じて各学科・一般教育部等からの意見を吸い上げ、委員会で検討した結果を再び各学科等にフィードバックして検討してもらうやりとりを頻繁に繰り返した。その際、一般教育部の管理研究棟やテニスコートが最も道路に近く、影響が深刻なため、一般教育部からさまざまな要望や意見が続出した。

委員会としての基本的考え方は、府中地区における都道の拡幅進行状況や、府中市民から早期完成の請願が出されていること等を考慮し、拡幅に向けての都の測量に応じざるを得ない、ということであった。

具体的には、道路拡幅に伴って生じる種々の問題を検討するため、測量の実施前に東京都から拡幅工事の内容が理解できる資料を提供してもらうこと、および樹林帯は武蔵野の代表的な「屋敷林」の形態を残した貴重なものであり、本学のシンボリックな存在となっているので、原則的に移植および補植を願いたいことなどを大学事務局を通じて東京都へ申し入れを行った。

それから4年間近くの委員会での検討と、工事主体の東京都北多摩南部建設事務所との折衝を経て、昭和61年（1986年）10月に都側から「拡幅対応策（案）」が示された。その内容は樹林帯を東側（農学部敷地内）へ平行移動させ、それに伴ってテニスコート、運動場などすべての施設を東側へ平行移動させる、樹木は根回し・移植を基本とする、というものであった。

1. 樹林帯の形成

まず、委員会がまとめた「道路形態案」が昭和62年（1987年）9月の教授会で承認された。すなわち、樹林帯設定の基本方針は、大学構内に造る新樹林帯（7m幅）と車道に接す

る道路内樹林帯(2.5m幅)とが一体となり、その間に緑のトンネルの歩道(2m幅)が通る景観が望ましい、としたものである。(この景観は平成2年(1990年)3月、東京都の“シンボル道路”に指定された。)

昭和63年(1988年)8月から樹林帯の実地測量が開始された。

次いで、樹林帯設定の基本方針、樹林帯の構成樹種、密度、植栽様式等が平成元年(1989年)1月の教授会で承認された。内容はケヤキの高木を記念樹として新樹林帯の核に30m間隔で移植し、その間に中木、下木、低木等を配置する、としたものである。

平成元年(1989年)6月に都から樹林帯実地測量の結果が報告され、樹高1.5m以上の樹木が41種、504本確認された。上位5種の本数は、トウネズミモチ114本、シラカシ83本、エノキ73本、スダジイ69本、ケヤキ34本で、これら5種の合計373本は全体の504本の74%を占めた。

樹木の移植は補償代行工事で行うこととし、平成元年(1989年)度末から根回しを開始、平成2年度末までにケヤキ、シラカシなどの大木の根回しが完了した。

その後、移植と購入木の新植が行われ、総延長300m余、平均幅員7mの新樹林帯が平成4年(1992年)度末までに完了した。

樹木の移植補償額は504本中売払いの413本分が7,800万円余で、これは補償代行工事に充てられた。樹木評価額の一例を以下に示す。

	樹高m	幹回りcm	枝張りm	金額(万円)
ケヤキ	24	243	15x15	250
シラカシ	20	153	11x12	100
スダジイ	13	169	11x11	50

2. グランド等、運動施設の平行移動

テニスコート、グラウンド、野球関係施設、運動場附属施設等の東側への平行移動は、6年間の検討ののち、平成元年(1989年)10月に大学としての最終案が決定された。この間、農学部各学科の意見と一般教育部の意見とが異なることが多く、意思統一を図る上で困難が多かった。

これら施設等の後退に伴う補償代行工事は、平成4・5年度の2期にまたがって行われ、平成5年(1993年)9月に完了した。この工事の中で、一般教育部テニスコートが新樹林帯と管理研究棟に挟まれて狭くなったので非公式規格に落とし、代わりにグラウンド内テニスコートを公式規格に改善した。また、ゴルフ練習場と運動場附属施設を一体化し、2階建てとして新築した。

なお、一般教育部のクレーのテニスコートが全天候型に改善され、また、グラウンド全域の地下暗渠排水の改善と、表土の客土・改良工事が都側の配慮で実現したことを特記しておく。

最後の道路拡幅工事は平成5年（1993年）度末までに行う予定であったが、実際にはずっと遅れて平成13年（2001年）2月に完工したと都・建設事務所から報告があった。

以上のような経過を辿り、丁度10年間で費やして国分寺街道の拡幅に伴う大学の教育研究環境の再構築が無事に終了して、安堵した次第である。

その後10数年を経たが、新樹林帯の樹木がうっそうと生い茂り、緑のトンネルの歩道を市民が行き交い、また、一般教育部の全天候型テニスコートが教職員・学生によく利用されている。

第四章

名誉博士、記録に留めて起きたい
教員・卒業生

1 名誉博士

平成16年(2004年)11月17日に施行された、「国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規定」の第2条には、「名誉博士の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。」とある。

- 一 学術文化の発展及び国際的文化交流について、特に顕著な功績があり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- 二 国際学術交流を通じ、本学の教育研究上特に顕著な功績があった外国人
- 三 本学を卒業した外国人であって、当該外国人の母国の発展に顕著な功績があった者

これまで名誉博士号を授与された者は4名おり、以下、順に紹介する。



1. 大野乾(おおの すすむ)氏

授与年月日：平成9年(1997年)11月4日

国籍：アメリカ合衆国

大野乾氏は名誉博士を授与された最初の人物である。大野氏は昭和3年(1928年)2月1日生まれで、昭和24年(1949年)東京農林専門学校獣医畜産学科を卒業し、獣医科研究生を経て昭和26年(1952年)アメリカ合衆国City of National Medical Centerの実験病理部の研究員に採用された。その後、同センターにおいて昭和37年(1962年)に生物部主任研究員、昭和41年(1966年)生物部長に就任した。また、昭和56年(1981年)にはBen Howits Distinguished Scientistとして同センター、ベックマン研究所終身研究員に、平成元年(1989年)に同研究所理事に選任されている。

大野氏の第一の研究業績は、哺乳動物のX染色体のヘテロクロマチン化の発見(昭和34年(1959年))があり、この報告が基礎になって、“Lyonの仮説”(昭和36年(1961年))が生まれた。この仮説は、哺乳動物の雌の体細胞は、父系、または母系のどちらかのX染色体がランダムに不活性化したモザイクになっているというもので、現在はこの仮説の正しさが証明されている。

第二の研究業績は、昭和45年(1970年)に提示した進化に関する仮説で、「進化を推進させた主要な機構は突然変異ではなく遺伝子の倍加である」とする学説であり、*Evolution*

by gene duplicationとして出版された。この学説では、脊椎動物は5億年前のカンブリア紀の海に出現した魚類に遺伝子倍加が起こり、大進化の可能性を獲得した結果、今日の多様な種の進化が起こったとしている。この仮説はゲノムプロジェクトの進展に伴って実証されつつあり、酵母では1億年前に存在した酵母の祖先に遺伝子倍加が起こり、今日の酵母は進化したことが明らかになっている。

大野氏の細胞遺伝学、分子遺伝学、理論生物学にわたる広範な業績に対して数々の賞が授与され、アメリカ科学アカデミー会員に推挙されている。

大野乾氏は平成12年（2000年）1月13日に永眠された。享年71歳。



2. ギナンジャール・カルタサスミタ氏

授与年月日：平成17年（2005年）3月25日

国籍：インドネシア共和国

ギナンジャール・カルタサスミタ氏は昭和16年（1941年）4月9日に生まれ、昭和40年（1965年）本学工学部工業化学科を卒業した。インドネシア共和国に帰国後は、国立ブライジャヤ大学行政学教授、投資調整庁長官、昭和63年（1988年）に鉱山エネルギー大臣、平成5年（1993年）に国家開発計画企画庁長官、平成10年（1998年）に経済担当調整大臣などの要職に就かれインドネシア共和国の経済発展に尽力した。授与規定第2条第3号に該当すると認められ、名誉博士号が授与された。



3. セルゲイ・イヴァンチェンコ氏

授与年月日：平成17年（2005年）3月25日

国籍：ロシア連邦

セルゲイ・イヴァンチェンコ氏は昭和31年（1956年）5月10日生まれで、道路建設及び建設機械の専門家であり、ロシア教育省が所管する様々な高等教育機関の役職に就かれており、授与当時は国立ハバロスク工科大学学長であった。国立ハバロスク工科大学と本学は大学間学術交流協定を締結しており、学長として国際学術交流を通じ、本学の教育研究上特に功績があったと認められ名誉博士号が授与された。



4. ジョン・バークレイ・シンプソン氏

授与年月日：平成19年（2007年）4月6日

国籍：アメリカ合衆国

ジョン・バークレイ・シンプソン氏は、昭和44年（1969年）にカリフォルニア大学サンタバーバラ校を卒業後、昭和48年（1973年）にノースウエスタン大学において神経生物学及び行動学の分野で博士号を取得された。その後、ワシントン大学で教鞭を執った後、カ

リフォルニア大学サンタバーバラ校の副学長や学務担当副学長の要職を歴任された後、平成16年（2004年）1月1日にニューヨーク州立大学バッファロー校の学長に就任した。

ニューヨーク州立大学バッファロー校と本学は平成4年（1992年）6月に学術交流協定を締結し、短期留学プログラムにおける学生交流を中心に本学の77の姉妹校（平成21年（2009年）4月現在）の中でも活発な交流を行っている大学の一つである。本学の学生にとっては国際的視野を身につけ、国際人としての資質を養うための有意義な機会となっている。このような同校の本学への教育研究活動への貢献は顕著なものであり、学長であるシンプソン氏に対して両校の交流における尽力に感謝し、名誉博士号が授与された。

2 記録に留めておきたい教員・卒業生の業績（50音順）



浅生 貞夫（あさお さだお）

（本学名誉教授）

明治38年（1905年）9月20日生。昭和7年（1932年）東京工業大学紡織科第一回生として卒業後、同科の助手に着任し、東京高等蚕糸学校に奉職した。赴任の年末には太平洋戦争が勃発し、軍事教育が盛んに行われたが、先生は頑として節を守ったと言われている。昭和20年（1945年）の終戦後は生活苦の中で教育の再建に努め、新制大学の設立に尽力した。さらに、昭和35年（1960年）3月から繊維学部長を1期、昭和39年（1964年）3月から工学部長を2期務めた。その間、本学に電気工学科、化学工学科、応用物理学科の新設と工学研究科の設置に尽力した。学外では、文部省・通産省などの各種委員を歴任され、行政面に貢献するとともに、繊維関連学会の理事・監事として学会の発展に尽くした。著作の中で、「紡織試験」は本学学生はもとより繊維研究者に参考書として活用された。また、「新時代の被服材料」の執筆のほか「染色物試験法」「被服材料」「化繊便覧」「被服学ハンドブック」など分担執筆・監修された書は数多くある。昭和45（1970年）年3月20日逝去。



池田 章 (いけだ あきら)

(本学名誉教授、工学博士)

明治41年(1908年)5月16日生。昭和6年(1931年)3月に東京工業大学附属工業教員養成所紡織科を卒業後、群馬県立前橋工業学校教諭、東京工業大学助手などを経て、昭和19年(1944年)6月東京農工大学の前身である東京繊維専門学校教授に赴任。赴任された時代は、学徒動員で多くの学生が工場に出動していた第二次世界大戦の激しい時であり、赴任後迎えた戦後の社会的混乱期、新制大学への学制改革期の困難な時代を故浅生貞夫教授、故大沢正保教授らとともに現在の有機材料化学科の基である繊維学科の発展のために尽力した。

新制大学として昇格してからは、紡績学を担任し、専攻分野の学術に関する研究と学生に対する教育に専念し、繊維学部附属工場長、工学部附属工場長、評議員、図書館長、工学部長を併任されて大学の管理運営に尽力し、昭和47年(1972年)3月定年により退職した。この間、多くの卒業生を送り出し、先生の情愛ある指導には卒業生から感謝の声が多く寄せられている。

紡績の重要な要素であるスライバの牽伸、オープンエンド紡績法の研究で成果を出した。また、大学院設置準備委員会の委員長として大学院工学研究科の創設に並々ならぬ努力を払いその実現に努め、工学部年来の希望であった電子工学科の新設にも格別の努力を払った。平成20年(2008年)10月2日逝去。



井上 吉之 (いのうえ よしゆき)

(元本学学長、農学博士)

明治29年(1896年)11月20日生。昭和2年(1927年)3月京都帝国大学農学部農林化学科卒業。京都高等蚕糸学校教授、京都帝国大学助教授を経て昭和15年(1940年)京都帝国大学教授。その後、評議員、学生部長、農学部長、大学設置審議会臨時委員等を経て34年(1959年)11月京都大学を退職、名誉教授の称号授与。昭和35年(1960年)2月本学学長に就任。大学設置審議会委員、農学視学委員、中央教育審議会臨時委員等の要職を歴任し、41年(1966年)2月任期満了により学長を退職、名誉教授の称号授与。この間、昭和37年(1962年)に養蚕学科を繊維学部から農学部に移管し、繊維学部を工学部に改称して今日の工学部の基礎を固めた。農学部に関しても昭和38年(1963年)植物防疫学科、昭和40年(1965年)林産学科を拡充改組により新設し、昭和40

年（1965年）に大学院農学研究科（修士課程）を創設するなど、本学の充実・発展に多大な貢献をなした。昭和30年（1955年）度日本農学会賞、昭和34年（1959年）日本学士院賞を受賞。その後昭和42年（1967年）鳥取大学学長となり、昭和46年（1971年）3月任期満了により退職、4月同大学名誉教授の称号授与。昭和49年（1974年）8月21日逝去。勲二等旭日重光章を叙勲、没後正三位に叙される。



禹 長春（う ちょうしゅん）

（タキイ種苗初代農場長）

大正8年（1919年）東京帝国大学農科大学実科を卒業、同年農林省の西ヶ原農事試験場に任用。その後、大正15年（1926年）に設置された鴻巣試験地に技手として配置換え、そこで菜種の遺伝育種学の研究に取り組み、その分野の第一人者となった。近代日本技術史年表（農文協2000年）に次のように記載されている。

昭和6年（1931年） 禹長春、農事試験場で菜種の品種特性とその遺伝育種学的研究開始

昭和10年（1935年） 盛永俊太郎・禹長春、ブラシカのゲノム分析と種属間雑種の育成

昭和15年（1940年） 禹長春・伊藤庄次郎（タキイ種苗）F1採種法の基礎研究開始

昭和19年（1944年） 禹長春（タキイ種苗）自家不和合性利用のF1採種体系考案

日本で蔬菜のゲノム分析を行い、育種合成（品種改良）に成功した先駆けであり、昭和11年（1936年）に東京大学から博士学位を授与され、その後、鴻巣試験場からタキイ種苗に移り終戦までそこで研究に専念した。昭和22年（1947年）大韓民国が樹立されると、疲弊した韓国農村・農業の建て直しを求める官民あがての「禹長春博士の帰還を求める運動」に応じて母国へ帰国し、韓国農業の近代化に大きな貢献を果たした。その貢献に対して昭和32年（1957年）釜山市の第一回文化賞（科学部門）、昭和34年（1959年）建国以来二番目の韓国文化褒章が授与。



大谷 省三 (おおたに せいぞう)

(本学名誉教授)

明治42年(1909年)9月23日生。昭和8年(1933年)東京帝国大学農学部農業経済学科卒業。帝国農会参事、中央物価統制協力会議主事、日本農業研究所研究員、北海道大学講師、東京農林専門学校教授を経て、昭和26年(1951年)東京農工大学教授。同48年(1973年)3月定年退職(引き続き山梨大学教授、岐阜経済大学教授)。この間、本学評議員を4期にわたり務め、新制大学の基礎固めと運営に尽力し、波丘地農業研究所長として波丘地・里山研究を方向づけ、また農業の社会科学研究の深化と本学での体制整備を目指して農業生産組織学講座の設置を実現した。学外では、日本農業経済学会の副会長・会長、日本学術会議第8～10期会員(10期で食糧問題特別委員会委員長)、高度成長経済下における農業諸問題解決を研讨する「農業問題研究会議」の設置と、その常任委員・代表委員としての精励などが特記される。



大野 泰雄 (おおの やすお)

(元工学部教授、工学博士)

1920年(大正9年)5月17日生。昭和18年(1943年)東京工業大学卒業。昭和23年(1948年)東京繊維専門学校・東京農工大学繊維学部繊維化学科を経て昭和23年(1984年)同大学工学部工業化学科を定年退官するまで、36年に亘って教育研究に尽力した。この間、学内では各種役職も兼ね大学・学部の発展に大きな貢献をした。学外でも繊維学会・高分子学会・日本工業教育振興協会等で活動した。

繊維学部を工学部に発展させる中心となって活動し、企画運営委員長・評議員・学部長として新製の工学部では異例の12学科までに工学部を発展させる原動力となった。さらに農学部の川村教授と協力して関東地区工学系連合大学院の設立に奔走した。これが連合大学院方式が否定された後でも工学系では早い順位で単独の博士課程設立という形で結実した。他方、遠州流の茶道の師範の資格を持つ茶人であり、俳句もよくなされる文化人でもあった。没後勲二等瑞宝章を叙勲。



乙竹 直 (おとたけ なおし)

(元工学部教授、東京農工大学名誉教授、工学博士)

大正12年(1923年)6月16日生。昭和25年(1950年)3月東京帝国大学第一工学部卒業後、昭和31(1956年)年4月東京大学助手、同大学助教授を経て、昭和48年(1973年)9月東京農工大学教授に着任した。着任してすぐに界面混相実験実習施設と博士課程の設置に向けて活動を始めた。昭和53年(1978年)には工学部としてはじめての実験実習施設が完成し初代の施設長を務めた。同時に、工学部に博士課程を設置するため、関東地区連合博士課程設置の協議会の主要なメンバーとして他大学との協調や意見集約に力を発揮した。その後昭和56年4月に評議員、昭和60年4月に工学部長を歴任し、昭和62年(1987年)3月に定年退官。その2年後の平成元年(1989年)に本学に博士課程が設置された。平成11年(1999年)11月3日旭日中綬章を叙勲。平成20年(2008年)12月13日逝去。平成21年(2009年)1月9日正三位を叙位。



小野 四郎 (おの しろう)

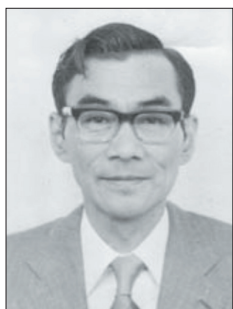
(本学名誉教授、工学博士)

明治43年(1910年)年2月4日生(長野県辰野町小野)。昭和7年(1932年)3月東京高等蠶絲学校製糸科卒業、昭和10年(1935年)11月東京高等蠶絲学校助教授に就任、次いで昭和18年(1943年)6月同校教授、昭和25年(1950年)4月東京農工大学繊維学部教授(兼任)、28年(1953年)5月専任となる。昭和36年(1961年)8月には東京農工大学繊維学部学生部長、昭和48年(1973年)5月東京農工大学名誉教授に任ぜらる。昭和52年(1977年)5月東京農工大学同窓会顧問、昭和55年(1980年)6月製糸高分子部会会長代行、昭和23年(1948年)西ヶ原同窓会常務理事、同37年(1962年)常任理事、同39年(1964年)以降東京農工大学同窓会理事長を夏目正、中川房吉、小野四郎と継承、昭和52年(1977年)同窓会顧問などの要職を歴任し、同窓会の発展に寄与された。一方、特に本学開学(工学系譜)に関しその濫觴について探索され、その基点を明治17年(1884年)の「農産陳列所蚕病試験場跡」(旧麴町区内山下町、現帝国ホテルの位置)にあたることを検証され、平成3年(1991年)10月に当該箇所とその高札を設置、また、平成4年(1992年)には滝野川西ヶ原(現在財務局印刷東京病院前)に「東京高等蠶絲学校発祥之地」の記念碑を建立した。いづ

れもその建立にあたりそれらの場所や保存管理の問題等、東京都千代田区および北区の各教育委員会との折衝に大変尽力された。昭和36年（1961年）8月には（財）大日本蠶絲會蚕糸科学研究所客員研究員をつとめられた。本学卒業以来一貫して「生糸の品質向上に関する繰糸の基礎的研究」に打ちこまれ、昭和41年（1966年）7月には同主題に関し東京工業大学より工学博士の学位を授与された。製糸原料繭に最適な製糸法について科学的に追究され、生糸製造の自動化である自動繰糸機の研究にも貢献され、国内外の斯界の技術的發展に寄与された。

これらの多くの功績により昭和30年（1955年）貞明皇后記念蚕糸技術賞、同51（1976年）年蚕糸科学功績賞を受賞、昭和46年日本蚕糸学会より蚕糸学術賞を受賞、昭和51年（1976年）には勳三等旭日中綬章を叙勳。

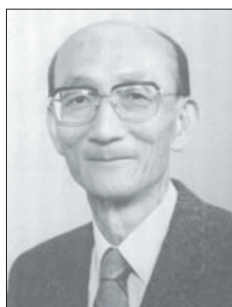
また、製糸絹研究会（現日本シルク学会）の副会長をはじめ、法務省人権擁護委員、東京都人権擁護委員連合会対策委員長、東京都公害監視委員会委員、武蔵野市社会教育委員等の公職においても幅広い活動に参画された。



蕪木 自輔（かぶらぎ じすけ）

（元農学部教授、農学博士）

大正11年（1922年）5月17日生。昭和21年（1946年）東京帝国大学農学部林学科卒業。昭和21年北海道立林業試験場、昭和22年（1947年）農林省林業試験場札幌支場、昭和29年（1954年）農林省林業試験場本場木材部を経て、昭和43年（1968年）東京農工大学農学部教授。昭和56年（1981年）12月、東京農工大学在職中に59歳で逝去。その間、昭和42年に新設されて間もない林産学科の教育・研究組織の充実に尽力するとともに、学生に対しては自主性と個性を尊重する教育方針を貫き、多くの学生から慕われた。また、本学評議員、連合大学院創設準備委員として、大学運営や発展に多大な貢献をした。「木材材質の森林生物学的研究」で昭和30年（1955年）に林学会賞、昭和42年（1967年）に日本農学会賞および読売新聞社農学賞を受賞。そのほか、日本木材学会副会長、日本木材加工技術協会副会長を歴任するなど、学外においても学・協会を通して森林科学分野の学術的發展に大きく貢献した。



川名 明 (かわな あきら)

(元農学部教授、農学博士)

大正12年(1923年)5月26日生。昭和23年(1948年)3月東京大学農学部林学科卒業。昭和23年(1948年)3月東京大学農学部助手、昭和30年(1955年)本学農学部講師、昭和32年(1957年)助教授、昭和41年(1966年)教授、昭和62年(1987年)3月に停年退職。この間、農学部厚生補導委員長、農学部附属演習林長、評議委員を歴任し、また新分野である森林風致学講座を設置し、わが国の森林風致学の発展に寄与した。昭和44年(1969年)に日本林学会林学賞、平成5年(1993年)には日本砂丘学会功労賞を受理している。また、日本学術会議委員(昭和53～60年(1978～1985年)、日本林学会副会長、日本砂丘学会副会長、林地肥培協会会長、日本観光学会副会長を務めた。永年にわたり教育、研究に精励され、東京農工大学の発展に寄与するとともに、学外の活動を通して学術と学会の発展に多きく貢献した。勲三等旭日中綬章を叙勲。



川村 亮 (かわむら あきら)

(元農学部教授、農学博士)

大正9年(1920年)9月26日生。昭和14年(1939年)3月東京高等農林学校獣医学科卒業。昭和17(1942年)年京都帝国大学農学部農林化学科卒業。昭和17年9月大日本油脂K.K.入社。昭和20年(1945年)7月東京農林専門学校講師、昭和55年(1980年)3月定年退職。この間、農学部附属皮革研究施設(現硬蛋白質利用研究施設)を設置し(昭和44年(1969年))、本学評議員、農学部長(2.5期)を歴任。日本皮革技術協会会長として学会の発展に尽くし、文部省大学設置審議会専門委員、国立大学協会入試改善調査委員会委員、大学入試センター実施方法専門委員会委員として高等教育の充実に尽力するとともに日本学術会議会員(第9～11期)として連合大学院を提唱・推進し、昭和55年(1980年)4月～昭和58年(1983年)6月農水産系連合大学院創設準備室長として連合農学研究科の基礎を築いた。昭和58年(1983年)7月～平成4年(1992年)3月、学校法人食糧学校理事長として私学教育に尽力。勲二等瑞宝章を叙勲。



久保田富一郎 (くぼた とみちろう)

(昭和16年東京高等農林学校林学科卒)

大正9年(1920年)7月1日生。昭和15年(1940年)12月に東京高等農林学校卒業後、陸軍少尉、終戦後は地元群馬県に戻られ、昭和42年(1967年)から勇退される平成11年(1999年)まで、8期(32年)の長きにわたり、群馬県議会議員および議会議長を務めるなど、多くの要職を歴任し、卓越した見識を十二分に発揮し、群馬県政の発展に貢献した。これら多彩で偉大な功績により、昭和59年(1984年)藍綬褒章、平成5年(1993年)勲三等瑞宝章など多くの表彰の榮譽に輝いている。本学同窓会会長として平成5年から平成13年(2001年)まで就任され、大学開学50周年記念事業(平成11年(1999年))のため尽力された。森林についても強い関心を持ち、「子孫のためにも環境を守りたい」と、ブラジル移民地県民支援の先頭に立ち、「アマゾン群馬の森」の設立を進め、平成8年(1996年)日本で最初の「緑の大使」(国土緑化推進機構)の称号を得ている。



近藤 頼巳 (こんどう よりみ)

(本学名誉教授、農学博士)

明治41年(1908年)1月9日生。昭和6年(1931年)3月東京帝国大学農学部卒業。農林省農事試験場技師、同農業改良局研究企画官等を経て、昭和29年(1954年)4月本学農学部教授(作物学)に就任。農学部附属農場長、農学部長などを歴任後、昭和41年(1966年)2月本学学長に選任、昭和47年(1972年)2月任期満了により退官。この間農学部長として大学院農学研究科の創設、養蚕学科の工学部から農学部への移行、植物防疫学科、林産学科の設置など、学長として大学院工学研究科の創設、化学工学科、応用物理学科、電子工学科(工)、皮革研究施設(農)の設置など、本学の発展に多大な貢献をした。学術研究では水稲の冷害凶作問題に取り組み、多くの重要な成果を上げ「保温折衷苗代」の技術化と普及に精魂を傾け、米の安定増収に大きく貢献したことは、わが国の稲作史上に特筆されている。勲二等旭日重光章叙勲。



斎藤 太志 (さいとう ともゆき)

(元工学部教授、理学博士)

大正9年(1920年)3月25日生。昭和20年(1945年)9月東京帝国大学理学部物理学科卒業。昭和23年(1948年)1月22日東京繊維専門学校教授、昭和24年(1949年)6月30日東京農工大学講師、昭和26年(1951年)3月31日東京農工大学繊維学部助教授、昭和40年(1965年)4月1日東京農工大学工学部教授。昭和48年(1973年)7月15日在職中に逝去。この間、応用物理学科の設置(昭和42年(1967年)4月)に尽力し、その後の物理システム工学科の基礎を築いた。勲四等旭日中綬章を叙勲。



島 比呂志 (しま ひろし)

(元東京高等農林学校獣医学科助教授、作家)

大正7年(1918年)7月23日生。本名、岸上 薫。昭和15年(1940年)3月東京高等農林学校獣医学科卒業。旧満州大陸科学院獣疫研究所に入り、細菌や病原菌の研究に従事。昭和18年(1943年)4月母校獣医学科助教授として教壇に。戦後まもなくハンセン病を発病し、自ら消息を絶つ。昭和22年(1947年)6月ハンセン病療養所に入所。以後半世紀、国のハンセン病政策の過ちや、患者の人権回復のためハンセン病を主題とした活発な執筆活動を行い、新聞・雑誌・学会誌などに論文を発表。また、小説集「奇妙な国」「生存宣言」「海の沙」、評論集「らい予防法と患者の人権」など数多くの著作を残す。島氏はハンセン病患者の救済活動に生涯を捧げ、その努力が実り平成8年(1996年)4月念願であった「らい予防法」廃止の実現に貢献。平成15年(2003年)3月22日永眠。享年84歳。墓碑は、富士霊園「文学者の墓」に。元日本文芸家協会、患者の権利法をつくる会、社会臨床学会などの会員。同人誌「火山地帯」創刊・主宰。



島津 備愛 (しまづ みつよし)

(元工学部教授、理学博士)

大正7年(1918年)8月5日生。昭和16年(1941年)12月北海道帝国大学理学部物理学科卒業。卒業後、海軍技術研究所、理化学研究所、神奈川県工業試験所、日立製作所中央研究所を経て、昭和46年(1971年)5月本学工学部応用物理学科に教授として着任、昭和57年(1982年)3月定年退官。専門は分光学であり、原子分子分光の基礎からその応用まで幅広い分野で優れた業績を挙

げた。後年には分光学の立場から、レーザーが世に現れた直後からその研究に着手、数々の成果を発表し、黎明期の我が国のレーザー研究において指導的役割を果たした。昭和54年(1979年)からは2年間、日本分光学会の会長に就任。永年にわたり、教育研究を精励し、東京農工大学の発展に寄与するとともに、学外の活動を通して学術、学会の発展に多大な貢献をした。



宋 秉彝(そう へいひ)

昭和元年(1926年)中国北京市生。天津の中日中学校農科を卒業した後、官費留学生に合格して昭和18年(1943年)6月来日。東京神田の東亜学校で日本語を学んだあと、翌19年(1944年)4月東京農林専門学校農学科に入学。その名の意味する「彝を乗とる」は「人道を守る」であるとして、円満にして極めて穏やかな人柄は同期生のみならず多くの寮生と親交を深め、勉学に励んでいたが、日中間の戦局は日増しに厳しくなり、入学わずか9カ月後の9月に帰国の弔むなきに至った。

日中戦争が終結した1945年(昭和20年)8月北京大学農学院農芸学系の2年生に編入学合格、昭和23年(1948年)卒業後同農学院の助教。そこでは主にコムギの育種の研究に当たった。学制改革で北京農業大学となってから付属農場の建設に尽力し、副農場長を昭和53年(1978年)まで務めた。文化大革命を経て大学付属農場は中日友好人民公社に変わり、引き続き副農場長として日本との交流の起点となる使命を帯びることとなった。その後、昭和57年(1982年)からは北京市農林科学院研究員、そして同院長を務め、中国の農業技術の発展に大きく貢献した。

この間、中国から農林使節団を引率して度重ねて訪日し、また東京農工大学同窓会と友好を深める会(仮称・農工大日中友好会)の結成とその後の運営・活動などに中心となって尽くし、また帰国後中国各地で活躍している農工大学同窓生の大先輩的役割を果たしてその育成に当たった。平成20年(2008年)1月逝去(82歳)。



高橋 延匡 (たかはし のぶまさ)

(元工学部教授、理学博士)

昭和8年(1933年)7月1日生。昭和32年(1957年)3月早稲田大学第一理工学部卒業。昭和32年(1957年)4月(株)日立製作所に入社し、中央研究所に勤務。国産初の大型汎用計算機HITAC5020のモニター開発の実質的リーダーを務め、昭和40年(1965年)に東京大学大型計算機センターの1号機として納入された。その後、HITAC5020を使って、米国MITのMULTICS開発と同時期に、本格的な仮想記憶OSを実現した。昭和50年理学博士(早稲田大学)。昭和52年(1977年)4月に東京農工大学工学部に教授として着任。数理情報工学科の創設に尽力。平成5年(1993年)から平成9年(1997年)3月定年退職まで工学部長。同年4月拓殖大学工学部情報工学科教授、平成11年(1999年)工学部長。平成8～9年(1996～1997年)度、情報処理学会副会長。平成11年(1999年)情報処理学会功績賞、名誉会員。情報処理専門教育カリキュラムの設計やアクレディテーションなどで功績。平成14年(2002年)6月30日逝去(69歳)。勲四等旭日小綬章を叙勲。



竹山祐太郎 (たけやま ゆうたろう)

(元建設大臣、元静岡県知事、元東京農工大学同窓会名誉会長)

明治34年(1901年)4月25日生。大正11年(1922年)3月東京帝国大学農学部農学実科(現東京農工大学農学部の前身)卒業、農場助手に従事。同12月陸軍歩兵67連隊入営。除隊後大正12年(1923年)12月農商務省に勤務。昭和7年(1932年)11月農林技師兼小作官。戦時体制下で食糧増産運動に尽力。昭和16年(1941年)4月東京高等農林学校教授を兼任。昭和20年(1945年)12月本官兼官を依願退職、全国農業会指導部長に就任し緊急開拓の問題に専心。昭和21年(1946年)4月戦後初の衆議院議員に当選し政界進出、新憲法制定に尽力、講和会議直前のアメリカ視察等に取り組む。昭和29年(1954年)12月第一次鳩山内閣、30年(1955年)3月第二次鳩山内閣で建設大臣に就任、住宅公団構想・道路公団創設等の住宅・道路政策を推進。昭和32年(1957年)11月から首相特使としてアジア13カ国を歴訪。昭和34年(1959年)10月第一回訪中、41年(1966年)10月までに日中総合貿易交渉等で7回訪中し、日中友好の懸け橋となる。昭和42年(1967年)2月、郷土の静岡県知事に就任、水・エネルギー問題に見通しをつけ、公害防止事業のモデルとなる田子の浦港ヘドロ処理問題

を解決。48年(1973年)4月第八回訪中で静岡県と中国間にも経済交流のレールを敷く。49年(1974年)6月まで二期務め辞任。昭和35年(1960年)5月東京農工大学農学部駒場校友会会長に就任、母校及び同窓会の発展に貢献、特に両学部同窓会の一本化に尽力され、昭和37年(1962年)5月東京農工大学同窓会名誉会長に就任。この間、農学部農業生産工学科・植物防疫学科、工学部電気工学科の創設等に尽力されるなど多方面にわたる功績は多大である。昭和46年(1971年)4月勲一等瑞宝章を叙勲。



田崎 忠良 (たざき ただよし)
(元農学部教授、理学博士)

大正3年(1914年)5月29日生。昭和14年(1939年)3月東京帝国大学理学部植物学科卒業。本学では、養蚕学科から始まり、植物防疫学科(新設)、環境保護学科(新設)で教育・研究に携わった。興味あるテーマに出会うと文字どおり24時間没頭し、自分の興味の世界に周りの学生を引きこんでゆくエネルギーに満ちていた。このような先生を見ると、学生はもっと新しいデータ、もっと価値あるデータを出さねばと、研究に励んだものであった。このような雰囲気の中では学生の進路は研究者以外は考えられず、田崎研で卒業研究を履修した学生の多くは大学の教授になった。田崎研時代はないないづくしであったから、研究費のインプットは極めて低かったが、教育・研究におけるアウトプットは極めて高く、研究室は社会的な役割を十分に果たしていた。昨今の大学の独立法人化は運営のためのインプットは高まったが、アウトプットはどう評価できるであろうか。



田原 虎次 (たわら とらじ)
(元農学部教授、農学博士)

大正6年(1917年)11月11日生。昭和18年(1943年)9月九州帝国大学農学部農業工学科卒業。昭和22年(1948年)3月東京農林専門学校教授、東京農工大学助教授、教授を経て昭和56年(1981年)4月定年退職。この間、附属図書館長、農学部附属波丘地利用実験実習施設長、農学部厚生補導委員長を歴任。昭和34年(1959年)には農業機械学会学術賞を受賞している。また、日本農作業学会会長、農業機械学会理事、学術審議会委員、大学設置審議会委員、農業機械化審議会委員など多くの要職を歴任し、昭和56年(1981年)1月からは日本学術会議会員として科学技術の発展

のために尽力し本学の発展ならびに日本の農業機械化の発展に多大の貢献をした。勲三等旭日中綬章を叙勲。



行方 文吾 (なめかた ぶんご)

(本学名誉教授、農学博士)

明治42年(1909年)6月16日生。昭和6年(1931年)三重高等農林学校農業土木科卒業。その後、農林省を経て、昭和21年(1946年)東京農林専門学校教授、昭和25年(1950年)東京農工大学助教授、昭和32年(1957年)東京農工大学教授(農学部)に昇任。昭和36年(1961年)本学農学部(農業生産工学科)が設置されるとともに、農業施設学講座を担当し、農業利水施設及び農地保全施設の専攻分野の学術に関する研究と後進の指導と学生の教育に専念した。一貫して農業土木学に関する学術水準の向上と発展に貢献し、特に、農業施設構築のための土木材料及び施工法に関する研究において情熱を注ぎ、研究成果を「土・砂とセメント・消石灰等との混和土の農業土木的利用に関する研究」にまとめ、昭和37年(1962年)京都大学より農学博士の学位を授与された。日本コンクリート工学協会の理事を長年にわたり勤めた。平成12年日本農業工学会よりフェローの称号を授与。勲三等旭日中綬章を叙勲。



西村 重夫 (にしむら しげお)

(元工学部教授、工学博士)

昭和4年(1929年)4月26日生。昭和28年(1953年)3月東京大学理学部化学科卒業。昭和31年(1956年)4月から同37年(1962年)3月まで東京大学助手。昭和36年(1961年)1月に東京大学より理学博士の学位を取得。昭和37年(1962年)4月から同39年(1964年)3月までは理化学研究所研究員。昭和39年(1964年)4月に東京農工大学工学部工業化学科助教授に就任し、同45年(1970年)4月に教授。工学部資源応用化学科の新設の中心的役割を果たす。その後、昭和58年(1983年)4月から同64年(1989年)3月まで評議員を、平成元年(1989年)4月から同5年(1993年)3月まで東京農工大学工学部長および工学研究科長を務め、東京農工大学における博士後期課程の設置に貢献する。平成5年(1993年)4月に定年退職。平成5年(1993年)4月に東京農工大学名誉教授の称号を授与。平成18年(2006年)2月4日に瑞寶中綬章を叙勲。



原 鉄五郎 (はら てつごろう)

出身は神奈川県高座郡渋谷村〈現大和市〉に生まれ、旧姓を富田直蔵という。後に埼玉県児玉郡神川村の原家に養子入りし、原鉄五郎を名乗った。富田は明治19年(1886年)5月、駒場農学校農学部速成科に入学、名称変更した東京農林学校簡易科を明治22年(1889年)3月卒業。卒業後直ちに同校訓導に任ぜられ、初代の農場主任として2年間に勤務した。

優れた事業家であった養父・善三郎の農林業を引き継ぎ、改名。養蚕・製糸、畜産、耕種、林業など広範に新しい農林業を手がけた。

大正9年(1920年)頃より十数年にわたる本学の前身である帝国大学農学部実科の独立運動の先頭に立って講農会の副会頭を務めた。駒場交友会会頭・西大路子爵を支え、特に時の総理・原敬氏に実科独立の必要性を力説し、独立達成に大きく寄与した。東京高等農林学校の開校を祝し開催された独立記念大会の講堂の壁に、原鉄五郎氏の肖像画が掲げられた。



樋口 健治 (ひぐち けんじ)

(元工学部教授、工学博士)

大正9年(1920年)8月23日生(千葉県)。昭和19年(1944年)9月東京工業大学紡織学科卒業。同大機械工学科助手。昭和27年(1952年)8月東京農工大学繊維学部助教授、昭和37年(1962年)7月教授、昭和59年(1984年)定年退職。平成5年(1993年)名城大学理工学部を定年退職。この間、評議員、附属図書館工学部分館長を務め、安全工学研究連絡委員会委員、日本工業標準調査会臨時委員を併任。昭和34年(1959年)機械工学科の設置に尽力し、その後の工学部への改称と大学院の設立に寄与した。さらに発展途上にあった電子計算機をいち早く取り込み、教育と研究を促進させた。専門の繊維工学の分野では、繊維の機械的性質を探究しかつ繊維機械の高性能化を図った。自動車工学の分野では、動力伝達装置の性能向上を図り、また交通安全工学に新しい分野を開拓した。社会的な活動では、国会での証言、運輸省、総理府、警察庁において多数の委員会に参与し、車に関する啓蒙書を執筆して車の大衆化を先導した。日本機械学会功労賞、自動車技術会名誉会員。勲三等旭日中綬章を叙勲。平成7年(1995年)3月逝去。



平林 潔 (ひらばやし きよし)

(元工学部教授、理学博士)

昭和7年(1932年)4月29日生。昭和41年(1966年)信州大学大学院繊維学研究科修了。同年信州大学助手、45年(1970年)同講師、48年(1973年)8月に助教授。昭和50年(1975年)4月より本学工学部助教授、56年(1981年)10月より本学教授。平成8年(1996年)3月に定年退職。一貫して絹の研究を進め、蚕の吐糸に伴う繊維化を分子レベルで解明した。一方、応用面では絹の新規用途開発を続け、絹粉末を機能性食品として利用する新規分野を開拓し、絹産業の立て直しにも大きく寄与した。温かみのある人柄で、本学工学部では工夫を凝らした講義で多くの学生を教育してきた。本学大学院の博士後期課程の設立にも尽力し、また多くの博士学位取得者を育成した。学内では厚生補導委員長、総務委員長、博物館長などを歴任し、本学の発展に大いに貢献した。学術会議蚕糸研究連絡委員を3期務め、平成5年(1993年)に蚕糸学会賞、平成10年(1998年)に蚕糸学功績賞を受賞。また、瑞宝中綬章を叙勲。



堀 禄助 (ほり ろくすけ)

(元東京農工大学同窓会名誉会長、元財団法人東京農工大学後援会会長)

明治41年(1966年)11月1日生(神奈川県)。昭和9年(1997年)東京高等蚕糸学校製糸学科卒業後、片倉製糸紡績株式会社(現片倉工業)に入社。総合研究所に移り二次製品の開発研究に従事。在職中に東京工業大学紡織選科に2年間国内留学し、昭和13年同課程を修了。昭和22年(1947年)厚木繊維株式会社を設立し、シームレスストッキングを日本で最初に開発し、普及させた。一方、商品の生産、流通、販売を行う関連会社・事業所を設け、従業員7,000人を擁する厚木ナイロングループの総帥として活躍。また、資産評価審議会委員、中小企業近代化審議会委員など大蔵・通産関係政府委員をはじめ、日本中小企業団体連盟副会長、日本婦人靴下協会会長、神奈川県繊維工業協会会長、日本靴下協会会長など、多数の団体役職を兼務。昭和49年(1974年)5月本学同窓会会長に就任。昭和53年(1978年)には創立100周年、大学創起30周年記念行事の一環として、財団法人東京農工大学後援会が設立され、初代の会長として就任。平成5年(1993年)までの間、長きに亘り、同窓会会長及び後援会会長を務めた。平成

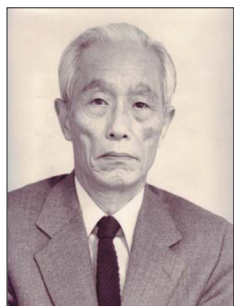
5年（1993年）6月逝去。



堀岡 邦典（ほりおか くにしけ）

（元農学部教授、農学博士）

大正2年（1927年）9月23日生。昭和9年（1934年）3月東京帝国大学農学部林学実科卒業。昭和13年（1938年）3月京都帝国大学農学部林学科卒業。弛まぬ勉学・研鑽の後、昭和13年（1938年）4月から昭和36年（1961年）10月までの間、帝室林野局東京林業試験場（及び浅川支場）、陸軍航空技術研究所、農林省林業試験場に奉職。爾来、木質資源材料の材質改良・接着および耐久性の研究に専心・傾注し、「仕事が趣味」となる。昭和36年（1961年）11月、東京農工大学農学部林学科教授として招聘され、本学農学部の林産学科・大学院修士課程・博士課程の設立・設置に勇往邁進の如く尽力。そして、多くの人材を輩出したほか、「昭和宮殿」造営の際、内装材料・造作材に関与し、「大儀式室（松の間）床材（ケヤキ材）のポリエチレングリコール処理による寸法安定化」等の目標を、木材関連会社・学会等の粋を集めて見事に完遂し、その竣工に貢献。賜杯（宮内庁）。勲三等旭日中綬章を叙勲。



本田 巨範（ほんだ まさのり）

（元工学部教授、工学博士）

大正元年（1912年）11月14日生（山口県）。昭和14年（1939年）3月東京帝国大学工学部卒業後、機械試験所に入所し、昭和28年（1953年）第二部長、航空技術審議会専門委員等を併任。昭和36年（1961年）東京農工大学繊維学部教授。本学評議員（数期）、工学部長を歴任。昭和51年（1976年）定年退官後、幾徳工業大学（現神奈川工科大学）に奉職。この間、東京大学工学部講師、学術審議会専門委員等を併任。専門は工作機械技術で、現物・現場・現象重視の態度を推し進めて理論と実践の調和を探求し、37年間に亘って日本工業標準調査会委員を併任し、我国の工作機械の生産量を世界一にすることに貢献した。その経験を実践に即した内容として学生に教授する一方、名著と評価の高い「機械工作特論」を執筆。発展拡大中の本学の運営にも、大学人にふさわしい真摯な態度で臨んだ。日本機械学会賞、工業技術院長賞受賞、通商産業大臣等より表彰。日本機械学会名誉会員、精機学会（現精密工学会）名誉会員。藍綬褒章、勲三等旭日中綬章を叙勲。平成15年（2003年）8月逝去。



松本基太郎 (まつもと もとたろう)

(元工学部教授、工学博士)

大正3年(1914年)4月22日生。昭和15年(1940年)3月東京工業大学工学部応用化学科を卒業後、昭和15年(1940年)4月東京瓦斯株式会社に入社、昭和21年(1946年)3月東京工業大学助手、昭和39年3月東京工業大学助教授を経て、昭和39年(1964年)4月から東京農工大学工学部工業化学科有機工業化学講座教授に就任。昭和53年(1978年)4月1日定年退職。

着任当時は化学工学科の前身である工業化学科化学工学コースで反応工学、工業熱力学を担当。化学工学科の創設時には、故村田芳治教授と共に尽力し、「社会に出て活躍できる人材育成」を主眼に、化学工学科の教官の招聘と研学環境の改善に尽力、化学工学科の基礎を築く。化学工学科の主任を永く勤め、その間、学長選考制度調査会の委員として活躍。平成17年(2005年)5月逝去(91歳)。



村田 芳治 (むらた よしはる)

(元工学部教授、工学博士)

大正13年(1924年)8月10日生。昭和28年(1953年)3月東京工業大学化学工学専攻課程卒業。同年、日本珪素樹脂株式会社入社、住友化学工業株式会社、日本楽器製造株式会社を経て、昭和37年(1962年)1月東京農工大学繊維学部工業化学科助教授、昭和44年(1969年)10月工学部化学工学科教授、昭和58年(1983年)8月在職中に逝去。この間、化学工学科の設立に貢献し、工学部評議員、学生部長を歴任、高等専門学校からの編入制度の導入と発展に寄与した。また、化学工学会評議員、分離技術懇話会(現分離技術会)運営委員として学会の発展に尽くした。勲四等旭日小綬章を叙勲。



諸星静次郎 (もろほし せいじろう)

(元本学学長、農学博士)

大正3年(1914年)3月24日生。昭和14年(1939年)九州帝国大学卒業。昭和14年(1939年)から昭和38年(1963年)まで郡是製糸株式会社で蚕桑研究所長、蚕種事業部長などを歴任。昭和38年(1963年)に母校東京農工大学農学部教授に就任。昭和40年(1965年)評議員、昭和43年(1968年)から5期にわたり農学部長(その間学長事務取扱も歴任)。昭和52年(1977年)定年退官(名誉教授)。昭和53年(1978年)東京農工大学農水産系連合

大学院創設準備室長に就き、連合農学研究科の設置に多大な貢献をした。昭和54年（1979年）から2期6年間東京農工大学長に就任。学外では日本学術会議会員3期9年間。日本蚕糸学会長、大日本蚕糸会評議員、農業資材審議会委員として蚕糸科学と技術の発展に貢献した。また、江戸川大学学長、学術審議会専門委員、科学技術会議専門委員、日本学術振興会評議員、国立遺伝学研究所評議員など数多くの要職を歴任。諸星先生は「蚕の眠性の生理遺伝学的研究」を生涯の研究テーマとし、「発育拮抗説と発育平衡説」を機軸とした数多くの論文が評価され、蚕糸学賞、日本農学賞、読売農学賞、蚕糸科学功績賞、紫綬褒章、日本学士院賞、恩賜賞（大日本蚕糸会）などを受賞。昭和55年（1980年）には昭和天皇に、平成9年（1997年）には今上天皇にご進講をした。平成13年（2001年）1月5日逝去（86歳）。

歴代学長等一覧

代数	氏名	期間
初代	田中 丑雄	自 昭和24年 5月 31日 至 昭和30年 7月 31日
事務取扱	中島 道郎	自 昭和30年 8月 1日 至 昭和30年 12月 1日
第2代	吉田 正男	自 昭和30年 12月 2日 至 昭和34年 12月 1日
事務取扱	北尾 淳一郎	自 昭和34年 12月 2日 至 昭和35年 2月 9日
第3代	井上 吉之	自 昭和35年 2月 10日 至 昭和41年 2月 9日
第4代	近藤 頼巳	自 昭和41年 2月 10日 至 昭和47年 2月 9日
事務取扱	諸星 静次郎	自 昭和47年 2月 10日 至 昭和48年 3月 31日
第5代	福原 満州雄	自 昭和48年 4月 1日 至 昭和54年 3月 31日
第6代	諸星 静次郎	自 昭和54年 4月 1日 至 昭和60年 3月 30日
事務取扱	松本 正雄	自 昭和60年 4月 1日 至 昭和60年 4月 30日
第7代	喜多 勲	自 昭和60年 5月 1日 至 平成元年 4月 30日
第8代	阪上 信次	自 平成元年 5月 1日 至 平成7年 4月 30日
第9代	梶井 功	自 平成7年 5月 1日 至 平成13年 4月 30日
第10代	宮田 清藏	自 平成13年 5月 1日 至 平成17年 4月 30日
第11代	小畑 秀文	自 平成17年 5月 1日 至 現在

歴代附属図書館長等一覧

代数	氏名	期間
附属図書館長 事務取扱	松尾 俊郎	自 昭和24年 8月15日 至 昭和25年 6月30日
初 代	高山 茂七郎	自 昭和25年 7月31日 至 昭和28年 7月31日
第2代	三戸森 確郎	自 昭和28年 8月 1日 至 昭和30年 7月31日
第3代	谷本 揆一	自 昭和30年 8月 1日 至 昭和32年 7月31日
第4代	新津 宏	自 昭和32年 8月 1日 至 昭和34年 7月31日
第5代	岡崎 猛郎	自 昭和34年 8月 1日 至 昭和36年 7月31日
第6代	伏谷 伊一	自 昭和36年 8月 1日 至 昭和38年 7月31日
第7代	池田 章	自 昭和38年 8月 1日 至 昭和40年 7月31日
第8代	岡本 奨	自 昭和40年 8月 1日 至 昭和42年 7月31日
第9代	仲 三郎	自 昭和42年 8月 1日 至 昭和44年 7月31日
第10代	田原 虎次	自 昭和44年 8月 1日 至 昭和46年 7月31日
第11代	工藤 康雄	自 昭和46年 8月 1日 至 昭和48年 7月31日
第12代	高橋 健	自 昭和48年 8月 1日 至 昭和50年 7月31日
第13代	藤沢 袈裟利	自 昭和50年 8月 1日 至 昭和52年 7月31日
第14代	小倉 忠治	自 昭和52年 8月 1日 至 昭和54年 7月31日
第15代	金子 六郎	自 昭和54年 8月 1日 至 昭和56年 7月31日
第16代	野々村 豊	自 昭和56年 8月 1日 至 昭和58年 7月31日
第17代	竹山 秀彦	自 昭和58年 8月 1日 至 昭和60年 7月31日
第18代	青木 襄児	自 昭和60年 8月 1日 至 昭和62年 7月31日
第19代	中田 和男	自 昭和62年 8月 1日 至 平成 元年 7月31日
第20代	大石 勇	自 平成 元年 8月 1日 至 平成 3年 3月31日

代数	氏名	期間
第 21 代	垂井 康夫	自 平成 3 年 8 月 1 日 至 平成 5 年 3 月 31 日
第 22 代	丸田 定子	自 平成 5 年 4 月 1 日 至 平成 7 年 7 月 31 日
第 23 代	森田 全三	自 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 9 年 3 月 31 日
第 24 代	佐渡 篤	自 平成 9 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 3 月 31 日
第 25 代	田久保 嘉隆	自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
第 26 代	多田 全宏	自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 7 月 31 日
第 27 代	西脇 信彦	自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日
第 28 代	柏木 孝夫	自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日
第 29 代	寺岡 徹	自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日
第 30 代	大野 弘幸	自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
第 31 代	岡崎 正規	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 現在

歴代農学部長等一覧

代数	氏名	期間
初代	石井 悌	自 昭和24年 6月28日 至 昭和27年 5月31日
第2代	有働 繁三	自 昭和27年 6月 1日 至 昭和29年 5月31日
第3代	中島 道郎	自 昭和29年 6月 1日 至 昭和33年 3月30日
第4代	中村 忠雄	自 昭和33年 3月31日 至 昭和37年 3月30日
第5代	近藤 頼巳	自 昭和37年 3月31日 至 昭和41年 2月 9日
第6代	伏谷 伊一	自 昭和41年 2月10日 至 昭和43年 2月 9日
第7代	諸星 静次郎	自 昭和43年 2月10日 至 昭和52年 4月 1日
第8代	川村 亮	自 昭和52年 4月 2日 至 昭和54年12月31日
第9代	村山 登	自 昭和55年 1月 1日 至 昭和56年12月31日
第10代	黒部 隆	自 昭和57年 1月 1日 至 昭和58年 4月 1日
第11代	松本 正雄	自 昭和58年 4月 2日 至 平成61年 3月31日
第12代	野々村 豊	自 平成61年 4月 1日 至 平成63年 3月31日
第13代	梶井 功	自 平成63年 4月 1日 至 平成 2年 3月31日
第14代	奥富 清	自 平成 2年 4月 1日 至 平成 4年 3月31日
第15代	塚本 良則	自 平成 4年 4月 1日 至 平成 8年 3月31日
第16代	小川 益男	自 平成 8年 4月 1日 至 平成10年 3月31日
第17代	岩花 秀典	自 平成10年 4月 1日 至 平成11年 9月 1日
農学部長 事務取扱	上原 孝吉	自 平成11年 9月 2日 至 平成11年 9月30日
第18代	上原 孝吉	自 平成11年10月 1日 至 平成13年 9月30日
第19代	笹尾 彰	自 平成13年10月 1日 至 平成17年 7月31日
第20代	有馬 泰紘	自 平成17年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
第21代	國見 裕久	自 平成21年 4月 1日 至 現在

歴代工学部長一覧

代数	氏名	期間
初代	木暮 楨太	自 昭和24年5月31日 至 昭和28年7月31日
第2代	北尾 淳一郎	自 昭和28年8月1日 至 昭和35年2月29日
第3代	浅生 貞夫	自 昭和35年3月1日 至 昭和37年2月28日
第4代	山本 峰雄	自 昭和37年3月1日 至 昭和39年2月28日
第5代	浅生 貞夫	自 昭和39年3月1日 至 昭和43年2月29日
第6代	神原 周	自 昭和43年3月1日 至 昭和45年2月28日
第7代	鶴岡 信三	自 昭和45年3月1日 至 昭和46年3月31日
第8代	池田 章	自 昭和46年4月1日 至 昭和47年3月31日
第9代	本田 巨範	自 昭和47年4月1日 至 昭和48年3月31日
第10代	大野 泰雄	自 昭和48年4月1日 至 昭和52年3月31日
第11代	喜多 勲	自 昭和52年4月1日 至 平成58年3月31日
第12代	田中 宗信	自 平成58年4月1日 至 平成60年3月31日
第13代	乙竹 直	自 平成60年4月1日 至 平成62年3月31日
第14代	金子 六郎	自 平成62年4月1日 至 平成元年3月31日
第15代	西村 重夫	自 平成元年4月1日 至 平成5年3月31日
第16代	高橋 延匡	自 平成5年4月1日 至 平成9年3月31日
第17代	西脇 信彦	自 平成9年4月1日 至 平成13年3月31日
第18代	松永 是	自 平成13年4月1日 至 平成19年3月31日
第19代	瀨瀬 明伯	自 平成19年4月1日 至 現在

歴代一般教育部長・一般教育主事一覧

代数	氏名	期間
初代	三戸森 確郎	自 昭和27年 6月 1日 至 昭和28年 7月31日
第2代	高山 茂七郎	自 昭和28年 8月 1日 至 昭和30年 7月31日
第3代	岡野 正一郎	自 昭和30年 8月 1日 至 昭和32年 7月31日
第4代	岡崎 猛郎	自 昭和32年 8月 1日 至 昭和34年 7月31日
第5代	谷本 揆一	自 昭和34年 8月 1日 至 昭和36年 7月31日
第6代	豊沢 登	自 昭和36年 8月 1日 至 昭和38年 7月31日
第7代	岡村 精一	自 昭和38年 8月 1日 至 昭和39年 3月31日
第8代	細谷 浩一	自 昭和39年 4月 1日 至 昭和41年 4月15日
第9代	福本 日陽	自 昭和41年 4月16日 至 昭和43年 4月15日
第10代	阿部 重雄	自 昭和43年 4月16日 至 昭和45年 3月31日
第11代	伊藤 金得	自 昭和45年 4月 1日 至 昭和47年 3月31日
第12代	藤田 美実	自 昭和47年 4月 1日 至 昭和49年 3月31日
第13代	武笠 康雄	自 昭和49年 4月 1日 至 昭和51年 3月31日
第14代	清水 正賢	自 昭和51年 4月 1日 至 昭和53年 3月31日
第15代	高木 栄一	自 昭和53年 4月 1日 至 昭和55年 3月31日
第16代	清水 正賢	自 昭和55年 4月 1日 至 昭和57年 3月31日
第17代	阪上 信次	自 昭和57年 4月 1日 至 昭和63年 3月31日
第18代	柳下 登	自 昭和63年 4月 1日 至 平成 4年 3月31日
第19代	近久 芳昭	自 平成 4年 4月 1日 至 平成 7年 3月31日

※ 昭和52年4月18日から一般教育主事

歴代共生科学技術研究院長一覧

代数	氏名	期間
初代	堤 正臣	自 平成16年4月1日 至 平成18年3月31日
第2代	瀨瀬 明伯	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
第3代	寺岡 徹	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
第4代	大野 弘幸	自 平成20年4月1日 至 平成22年3月31日

歴代農学研究院長一覧

代数	氏名	期間
初代	國見 裕久	自 平成22年4月1日 至 現在

歴代工学研究院長一覧

代数	氏名	期間
初代	瀨瀬 明伯	自 平成22年4月1日 至 現在

歴代連合農学研究科長一覧

代数	氏名	期間
初代	梶井 功	自 昭和60年4月1日 至 昭和63年3月31日
第2代	穴瀬 眞	自 昭和63年4月1日 至 平成2年3月31日
第3代	渡邊 實	自 平成2年4月1日 至 平成4年3月31日
第4代	石原 邦	自 平成4年4月1日 至 平成8年3月31日
第5代	相場 芳憲	自 平成8年4月1日 至 平成11年3月31日
第6代	笹尾 彰	自 平成11年4月1日 至 平成13年9月30日
第7代	國見 裕久	自 平成13年10月1日 至 平成21年3月31日
第8代	千賀 裕太郎	自 平成21年4月1日 現在

歴代生物システム応用科学府長一覧^{注)}

代数	氏名	期間
初代	宮田 清藏	自 平成 7年 4月 1日 至 平成13年 3月31日
第2代	小畑 秀文	自 平成13年 4月 1日 至 平成17年 3月31日
第3代	岡崎 正規	自 平成17年 4月 1日 至 現在

注) 平成7年4月1日から平成16年3月31日までは、生物システム応用科学研究科長。
平成16年4月1日から平成18年3月31日までは、生物システム応用科学教育部長。
平成18年4月1日以降は、生物システム応用科学府長。

歴代技術経営研究科長一覧

代数	氏名	期間
初代	古川 勇二	自 平成17年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
第2代	亀山 秀雄	自 平成20年10月 1日 至 現在

あとがき

本学は、前身の東京農林専門学校および東京繊維専門学校を統合し、農学部および繊維学部の2学部からなる技術系大学として、昭和24年国立大学として開学しました。その後、下記の大きな進展を含め、学科・専攻の増設、学部改組、大学および学部附置施設の設置や改組等多くの変革を経て発展を遂げてきました。

- 昭和37年 繊維学部の養蚕学科と養蚕別科を農学部に移管し、工学部に改称
- 昭和40年 大学院農学研究科（修士課程）の設置
- 昭和41年 大学院工学研究科（修士課程）の設置
- 昭和60年 大学院連合農学研究科（博士課程）の設置
- 平成元年 大学院工学研究科の博士前期・後期課程の改組
- 平成7年 大学院生物システム応用科学研究科の設置
- 平成16年 国立大学法人東京農工大学への移行とともに、大学院を共生科学技術研究部（研究組織）および農学教育部、工学教育部、生物システム応用科学教育部（教育組織）に再編した大学院部局化
- 平成17年 大学院技術経営研究科（専門職学位課程）の設置
- 平成18年 研究組織を研究院、教育組織を学府に改称
- 平成22年 生物システム応用科学府に早稲田大学との共同専攻（博士課程後期）の設置

平成22年に本学が60周年を迎えるに当たり、今後のさらなる発展の礎としても、是非とも本学の歴史をまとめて残しておくべきとの梶井元学長の強いご意見によって、広報・社会貢献委員会のもとに昭和14年9月史料編纂小委員会が設けられ、60年史の本書の編纂が始められました。

第一回委員会で、本学の実学を旨とする教育と研究の基盤は、その前身の系譜によることから、本学の歴史の60年を本史とすれば、遡ること明治7年の内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場および蚕業試験掛からの歴史は、いわば本学の前史として不可欠であるとして、本書に収録するとした編纂方針を定めました。

しかし、これまで組織的な史料の収集の取組みをしてこなかったために、委員会の作業は、60年史に収録する内容構成の協議とともに史料の収集から始めることとなりました。不足する内容は、関係者に執筆を依頼し、あるいは、座談会を行って取り纏め、これらを逐次「校史資料」として大学構成員に配布しつつ、さらには、聴き取り調査、文部科学省への照会や他大学に収蔵されている資料については現地調査も行いながら史料の収集に努めてきました。特に、開学時の経緯や前史部分の史料は少なく、梶井、野々村両委員においては困難な作業を長く強いられました。このような経緯で本書の発刊が予定

より大幅に遅れ、また、期限から収録できなかった内容もあり不十分な点もありますが、ようやく発刊の運び至ることができ慶びに堪えません。この間、編纂委員および執筆者の諸氏には、多大なご協力をいただきました。史料ということで氏名の50音順の一覧で掲出させていただくこととしましたが、委員会を代表して厚くお礼申し上げます。また、委員会を支えた歴代の委員長である、澤田孚夫氏（平成14年9月～16年3月）、生原喜久雄氏（平成16年4月～21年3月）、國眼孝雄氏（平成21年4月～22年3月）には深く感謝申し上げます。さらに、粘り強く事務支援いただいた広報・社会貢献チームにもお礼申し上げます。

本書が本学の歩んできた道を振り返り、将来に向かって叡智を集めてさらに発展するための糧となることを編纂委員一同切に願っています。

平成23年2月14日

史料編纂小委員長 高橋 幸資

東京農工大学六十年史執筆者氏名 (五十音順)

青木 襄児	板橋 久雄	井上 完二	梅田 倫弘
大石 勇	大野 弘幸	岡田 利男	小倉 紀雄
小此木エツ子	乙竹 直	小野 隆彦	梶井 功
加藤 誠	金子 六郎	壁矢 久良	上迫 浩一
國枝 正典	久保 隆文	久保 成隆	栗原 幸一
栗原 績	國眼 孝雄	小島 寛明	小林 駿介
小宮 三四郎	佐々木 清文	佐藤 敬一	佐藤 令一
澤田 孚夫	下田 博之	須貝 信子	清野 光一
瀬木 秀保	瀬戸 昌之	高橋 幸資	田久保 嘉隆
立川 明教	田谷 一善	堤 正臣	富永 洋司
中川 正樹	西尾 邑次	野々村 豊	野間 竜男
野見山 敏雄	生原 喜久雄	濱野 國勝	樋口 金次郎
平澤 正	普後 一	淵野 雄二郎	船倉 正憲
松岡 正邦	宮井 迅吉	武藤 軍一郎	村田 昇一
柳下 登	矢崎 省三	山本 順二	渡邊 兼五
渡邊 實			

史料編纂小委員会委員等 (五十音順)

委員長

澤田 孚夫 (平成14年9月～16年3月)、 生原喜久雄 (平成16年4月～21年3月)、
 國眼 孝雄 (平成21年4月～22年3月)、 高橋 幸資 (平成22年4月～)

委員 (平成14年度～21年度をまとめて掲出)

秋沢 淳	岡崎 正規	梶井 功	梶田 真也	壁矢 久良
桑原 利彦	國眼 孝雄	櫻井 誠	佐藤 令一	澤田 孚夫
島田 清	瀬田 重敏	高橋 幸資	野々村 豊	野見山敏雄
生原喜久雄	東 福次	普後 一	淵野雄二郎	船倉 正憲
榊田 晃司	丸山 直樹	森島 圭祐	涌井 伸二	

東京農工大学六十年史

平成23年(2011年)3月25日発行

- [発行者] 東京農工大学史料編纂小委員会
- [編集者] 東京農工大学史料編纂小委員会
- [発行所] 一般社団法人 東京農工大学出版会
〒183-8509
東京都府中市幸町3-5-8東京農工大学内
電話 042-367-6700
- [印刷所] 株式会社 インフォテック
〒206-0033 東京都多摩市落合2-6-1
電話 042-311-3355